序章

蒋立峰 厳紹璗 張雅軍 丁莉

日中歴史共同研究は、日中両国政府の協定によって進められる公開の研究事業である。 両国の学者が共同研究を進めることによって日中間の歴史問題の解決を促し、日中関係の 大局が歴史問題の紛議によって損なわれるのを避けるという、積極的な意義のある試みで ある。実際に、一般的に言われている日中間の歴史問題とは、主にアジア近代史上におけ る、日本が中国を侵略した問題を指す。この問題は既に1972年の『日中共同声明』におい て明確な結論を得た。しかし、その後、日本でこの結論と反対する主張や言論が現れ、さ らには日本政府の中国に対する政策に影響を与えたことにより、本来単純な歴史認識の問 題を、全く単純ではない政治問題に変えてしまい、それによって日中関係の発展に障害を 加えた。この事業を計画する時に、歴史は分断することができず、日中関係の発展の歴史 の大きな流れの中からその法則と特徴を把握し、その経験と教訓を総括すべきであること を考慮して、古代史研究と近現代史(戦後の部分を含む)研究との二つの大きな部分に分 けて進めることとした。

古代史研究班は、中国側の蒋立峰・王暁秋・湯重南・王新生と、日本側の山内昌之・鶴 間和幸・川本芳昭・小島毅・菊池秀明とで構成した。同時に双方からさらに人数のそれぞ れ異なる特約の執筆者が参加し、中国側からは厳紹璗、張雅軍、丁莉、王小甫、宋成有、 王勇、黄正建、呉宗国、李卓、宋家鈺、張帆が、日本側からは古瀬奈津子、村井章介、桜 井英治、小島康敬、井手誠之輔が参加した。所謂古代史とは、中国側の概念では前近代史 と同じであり、中世史・近世史をその中に含むものであるが、日本側の概念では前近代史 とは異なり、中世史・近世史と並立するものであり、それらと合わせて前近代史となる。 双方の呼称は異なってはいるが、その内包は一致しており、即ち前近代史に関する共同研 究である。

本研究では、先人が既に得た研究成果を総括した上で、さらに交流を通じて新しいこと を見出したい。研究であるからには、理論と骨格が必要である。本論は唯物史観によるも のとする。歴史研究理論の支えとなるものは主として唯物史観と唯心史観に分かれる。前 者は、人類社会の発展史は客観的存在であり、かつその発展の法則を有すると考える。こ の発展の法則は、後世の人々の意志、願望、認識の程度によって動かされるものではない。 歴史研究の出発点と最終目的とはつまりこの歴史の法則を探し求めることであり、歴史の

経験を総括し、現実および将来のために役立てるものである。唯物史観はかつては原始社 会、奴隷社会、封建社会、資本主義社会、社会主義社会という五種類の社会形態の変遷の 段階論を強調し、生産力発展の根本的な促進作用を強調したが、現在ではさらに文明史観 研究の理論的成果を取り入れ、狩猟文明、農耕文明、工業文明、ポスト工業文明、さらに は情報文明、そして騎馬文明、大陸文明、海洋文明など多くの視点から歴史の発展の軌跡 を分析、研究し、それによって歴史研究を更に活発に、更に歴史の真実に近づけようとし ている。後者は、人類社会はある種の意志により発展するもので、歴史の発展にもし法則 があるとすれば、その法則もまたこうした意志が具現化されたものだと考える。現在の自 由主義史観、存在主義史観、構造主義史観はいずれも唯心史観の範疇に属する。当然なが ら、唯心史観は歴史の発展における人の意志を一定程度強調するが、これも歴史研究にお いては注意を払うべきことである。

しかし、古代世界史と東アジア史をいかに客観的に分析し、正確に把握するのかはやは り非常に困難な課題である。ただいくつかの理論原則を繰り返したり、いくつかの経典の 論述を引用したりするだけでは、問題は解決できない。例えば、日本のある学者は近代世 界史と東アジア史における国際関係を評価分析するにあたり、「近代合理主義」の観点を 提起し、資本家階級は先進的な生産力を代表し、資本家階級の民族主義には進歩的な意義 があるのであって、それに対しては肯定しなければならないと考える。このような「近代 合理主義」は、近代資本家階級の民族主義の発展段階や、それが持っている両面性を区別 せず、存在こそが即ち合理性であるとし、近代資本家階級の推し進める強権政治のために 弁護した。しかし抑圧され、酷使され、略奪される民族から見れば、資本家階級の奴隷貿 易や、北アメリカの白人によるインディアンに対する種族根絶主義、及びドイツ・イタリ ア・日本の軍国主義ファシズムによる侵略・拡張などは、明らかにいずれも 100 パーセン トの「近代不合理主義」である。従って、「近代合理主義」には合理的な面もあるが、不 合理な面もある、言い換えれば、進歩性もあれば反動性もあるのであり、具体的な事物に 対して具体的に分析しなければならず、一概に論じることはできないということを指摘し なければならない。

「近代合理主義」に対し、古代史研究において、「古代合理主義」を提起することはで きるだろうか。これは考えるに値する問題である。チンギス・ハーンはそのこの上なく勇 猛な騎兵隊を指揮してユーラシア大陸を征服し、彼の通った跡は、廃墟となり、一面が破 壊された。しかし、もしアジア史を中心とすれば、その西進拡張は「東西交流の道筋をつ けた」と称され、チンギス・ハーンはそれによって、アジア史、少なくとも東アジア史に おいては、常に歴史上の英雄的人物と見なされ、たたえられている。そのほか、ヨーロッ パ史を中心として十字軍の東征を評価する場合や、ロシア史を中心としてピョートル大帝

 $\mathbf{2}$

の領土拡張を評価する場合なども、みなこれと同様である。日本史にあっては、神功皇后 や、豊臣秀吉の西進拡張も非常に賞賛されている。これも「古代合理主義」と称してよい だろう。このことは、人類の思惟認識にはある発展のプロセスがあり、生産力の発展レベ ルと密接な関係があることを物語っている。このため、古代人と現代人は必ず異なる社会 観と価値観を持っており、歴史研究において現代人の価値基準を古代人に求めたり、それ により判断したりすることはできないことに特に注意すべきである。さらに注意すべきは、 歴史研究は、国家史や地域史の視点に限定することはできず、さらに広い世界史的視点か ら、思考し考察しなければならず、そのようにしてはじめて歴史上の事件や人物に対して より正確な判断を下すことができるということである。

しかし、古代社会は決して是非の区別がない混沌とした社会ではない。その価値判断に はやはり明確な基準がある。例えば正義と邪悪、仁道と覇道、愛国と売国、忠賢と奸陰、 開明と保守といった組み合わせでは、明らかにいずれも前者が良きもの、後者が悪しきも のである。同時に、古今に共通する価値基準を軽視することはできない。例えば、先進と 後進、そして主権と人権である。ある特定の歴史上の人物や事件について機械的に先進と か後進という概念を用いて判断することはできないものの、しかし総体として先進と後進 の区別は普遍的に存在する。簡単に言うと、生産力発展の要求に順応し、先端文化を代表 するものが先進とされ、反対のものが先進的でない、あるいは後進とされる。古代世界史 での国家間の止むことのない戦争と各種の朝貢・冊封体制の樹立、その目的はいずれも国 家主権を拡大し確固たるものとすることであり(外見上に現れた形式はいくぶん異なるか もしれない)、あちらこちらで起きた農民の蜂起は明らかに生存権を基本とする人権を手 に入れるためである。古代人は「主権」や「人権」といった概念を示しはしなかったもの の、こうした思想や要求は持っていた。もしこうした判断基準を欠いたならば、歴史研究 は方向を見失ってしまう。

歴史研究の基本原則は実事求是であり、これは既に日中歴史共同研究の共通認識となっ ている。実事求是とは、つまり真剣に深く研究することによって歴史本来の姿を取り戻す ことであって、研究により主観的に故意に強調したいと望む、事前に準備された「結論」 を証明することではない。まず先に研究があり、後に結論があるべきであって、先に結論 があり、後に研究があるのではない。このため、共同研究により「中国の日本に対する大 きな影響」あるいは「日本文化の独自性」を際立たせようと事前に設定することは、いず れも明らかに共同研究の初志と矛盾する。

実事求是を徹底するには、史料の信用度が最も重要な問題であり、正確で信頼できる一 次史料に基づいて研究を進めることが非常に大切である。自分の観点を成立させるために ニセの史料を捏造することは歴史研究者が軽蔑する行為であるが、日中両国に大量に存在

する史料典籍についても、偽物を取り除き本物を残すという作業を一通り行わなければな らない。中国の二十四史は古代日中関係研究の重要な史料であり、その日本に関する記録 は基本的には信用できるが、間違って伝えられている真実ではない箇所があることも免れ ない。日本の『記紀』を代表とする重要な史料の問題は恐らく更に多いので、双方がこれ に注意しなくてはならない。日本側の学者は『日本書紀』の一部の記述に対して大胆にも 疑問を提起しているが、こうした精神は肯定に値する。同時に歴史研究においては偏見を 排除し、先入観を持たず、虚心に異見を取り入れることも非常に重要である。

いかなる歴史研究もすべて完全にこと細かく史料を持つことはできないのであり、でき る限り多くの史料を持った上で分析を進め、判断することができるだけである。このため、 歴史ロマン主義と自由な学術的雰囲気が非常に必要とされる。20世紀の50年代、日中両国 ではいずれも好ましい学術研究の雰囲気が現れ、それによりようやく計り知れない影響を 持つ学術の大家や学術的視点を生み出すことができた。このことは現在の日中歴史共同研 究にとっても同じく重要な意義を持つ。中国側が提示する論文はある問題についての観点 が全く同じというわけではなく、また強いて一致することを求めてもいない。これも自由 な学術的雰囲気を構築する一種の表れである。

共同研究のテーマを定めるにあたり、日本側は特に東アジア史の視点から古代東アジア 関係における日中両国の相互の地位と役割を研究することを提案し、あわせて日中古代政 治社会構造の比較研究を進めたいと提案した。この二つの研究は日中関係史研究の副次的 なテーマであって主要なテーマではなく、本来わざわざテーマを設けて討論する必要はな いが、中国側は大局から見て日本側の提案に同意した。当然、これは日中双方が日本側の 設定する所謂「独自性」を追求するという枠組みにおいて日中関係の研究をしようとする ことを認めることと同じではなく、より広い範囲、より深い次元から古代日中関係を研究 しようとするものである。

従って、本研究の設定した課題は、古代の日中関係の発展が依拠した東アジアの国際秩 序や、日中間の文化交流と相互認識、及び古代の日中の政治社会構造の比較研究である。 この序論では、上述の所謂「独自性」に問題意識を置いて論述し、これを以下の各章のテ ーマにおける論述のための準備と導入とする。

一 日中の人種的起源に関する分析

日中関係史を研究するからには、当然根本的なところから始めなければならない。既存 の研究成果によれば、中国人と日本人の人種的関係は非常に密接であり、これは日中文化 関係発展の前提の一つとなっている。

現在のところ、人類の形成と発展については、人種学上、大きく二つの見方に分かれる。 即ち、「放射説」と「多発説」である。前者は、人類は最も早くアフリカのケニアあるい はエチオピアを中心とする地域に誕生し、600 万年前の猿人「オロリン」と、320 万年前の 猿人「ルーシー」があらゆる人類の共通祖先となったと主張する。その後、この地域から 四方に放射状に拡散し、長い年月を経てそれぞれの特徴を備えた異なる人種を形成したと する。人類の社会発展史における四大文明が、エジプトからメソポタミアに至り、インド に至り、中国に至るというように、前後して出現したのは、この見方を傍証したかのよう である。しかし、この見方が、その依拠する考古学的発掘の偶然性を、既に完全に排除し きれたかといえば、そのように言うことは難しい。後者では、太古において「オロリン」 や「ルーシー」の故郷と同じ条件を備えた場所は、当然多くあったはずであり、人類の形 成は多くの場所で同時に起こったはずであって、ただ地理的気候の変化によって異なる人 種が形成されただけであると主張する。当然、このような見方は、さらに多くの考古学的 発掘成果によって実証される必要がある。実際には、前者の説は各人種の発展の間の相互 関係を重視し、後者の説は各人種の発展の間の相異点を重視したもので、それぞれに道理 がある。もし二説を結合し、さらに、異なる地域・異なる時代の特徴に注意すれば、その 研究の結論は必ず歴史の事実にさらに符合するにちがいない。

中国人の主体である漢族は、北方人と南方人が融合して形成されたものである。これま での考古学的発掘の成果からみると、204万年前の重慶市巫山県竜骨坡人と、170万年前の 雲南省元謀人が、あるいは中国人の祖先かもしれず、その後、湖北省鄖県人(100-80万年 前)・藍田人(80-50万年前)・北京人(70-20万年前)・田園洞人(4万年前)・山頂洞 人(3-2万年前)・河姆渡人(7000-6000年前)などがおり、原人・旧人・新人の段階を問 わず、その遺跡はすべて多発点状に存在し、明らかに中国人種の主要な構成要素は自主的 に形成され、連続的に進化したものであると相対的には言うことができる。ここで「相対 的」というのは即ち、中国人の中の北方人と南方人とがかつてそれぞれその他の異なる人 種の影響を受けたことを排除しないということである。この面から言えば、中国人種は自 主的連続的進化に交雑が加わって形成され発展したものであると言える。

ここ数年来、日本の考古学界の発掘「成果」はますます多くなり、関わる年代もますま す遡り、日本の人種と文化の「独自性」の発展について、次第に多くの「非常に確かな」 証拠がまさに得られたかのようである。日本の民族主義勢力は、このためにこの上なく喜 んだ。しかし、2000年に藤村新一の考古捏造事件が発覚し、数十件の日本の旧石器時代前 期・中期の「重要」な「考古学的成果」を無にしてしまったことにより、日本の考古学界 は厳しい信用上の試練を経た。現在のところ、日本の考古学界の多数の学者は、選別後も なお確認しうる考古学的成果に基づき、日本列島上に人類の活動が現れた時期もまたそれ

 $\mathbf{5}$

に伴って大いに後退し、70-60万年前から、約8(?)-4万年前、即ち旧石器時代中期後半 に後退すると考えている。比較を経て、ある専門家は、末期の北京原人が、氷河期にアジ ア大陸と日本列島をつないでいた陸橋を伝い、動物を追って日本列島に到達した可能性が あると考える。もし本当にそのようであったならば、はるか古代から論ずれば、原始日本 人は東アジア大陸から来たと言うことができる。しかし、この点はなおさらに多くの考古 学的成果による実証をまって、はじめて定論とすることができる。現在なお確認すること のできる考古学の成果によると、日本に新人が出現したのは3万年前の更新世末期、すな わち旧石器時代後期であるはずである。

しかも、問題は決してそれほど簡単ではない。完新世初期、おおよそ1万年ほど前の氷 河期後の海面上昇で、日本列島はアジア大陸と分離し、日本は狩猟・採集・漁撈を主とす る縄文文化の時代に入った。縄文時代はおおよそ紀元前 300 年頃まで続き、その後稲作と 金属器を代表とする弥生文化の時代に入る。この変換期にあって、日本人群の体質・形態 の特徴には、漸進的ではない変化が起こり、同時に、日本文化の主体的特徴にもまた断層 的な進化が起こった。これはまさに日本人群が体質の構成要素と文化の上で明らかな段階 性を示したことによるものであり、それによって日本人の起源の問題をめぐる大量の研究 と討論が行われ、それは体質人類学・考古学・遺伝学・民族学・歴史学などの多くの学科 にわたった。日本の学者の中にはかつて、日本の人種進化の「連続説」、即ち縄文人から 現代日本人までの血統は代々受け継がれたものであり、いかなる混血も存在しないと主張 する者もあったが、このような見方は、既に多くの考古学の成果により、成立し得ないも のであることが証明された。そして、多数の学者は「交替説」即ち「移民説」を主張した。 つまりそれは弥生時代に相当大規模な北方の大陸からの移民、もしくは南方の大陸と海洋 からの移民が、日本に到達し、同時に新しい文化、例えば水稲の栽培や青銅器の鋳造技術 などの先進的な大陸文明を、本州西部と北九州にもたらしたというものである。これらの 大陸移民は、次第に日本その他の地域の原住民を凌駕し、弥生時代以降、次第に現代日本 人へと進化する直接の祖先となった。弥生人と彼らの子孫は、弥生時代末期に東に拡散し 始め、さらに大和地方に到達し、王朝を建てた。その過程で、彼らと原住民に混血が生じ、 次第に進化して現代日本人となった。しかし、彼らの北へ拡散する速度はやや遅く、その ことが、北海道のアイヌ人に、大きな程度で依然として縄文時代の原住民の体質的特徴と 文化的要素を保持させ、基本的にアジア大陸の移民の影響を受けることがないようにさせ た¹。歴史的に見ると、アイヌ人は政治的管理には近代までずっとほぼ独立しており、政治

¹ Dodo, Y and Ishida, H.Nonmetric analysis of the Doigahama Crania of the Aenecolithic Yayoi period in western Japan, Dept.Anat.Kyushu Univ.(ed.) 1988 真鍋義孝、六反田篤「山東省漢代墓および大汶口期墓出土人骨の歯冠と歯根の非測量的形質」(『渡来系

的・地理的に隔絶されていたことが彼等の遺伝子を維持するのに役立った。

体質的特徴から見ると、縄文人は東アジア地域の新石器時代とそれ以後の人群の中で形態上かなり孤立している。彼らは依然としてユーラシア大陸の旧石器時代人の古い特徴を 保持している。例えば長くて広い頭、発達した眉部の隆起、低くて広い顔面、深くくぼん だ鼻根、やや突起した鼻骨、低くて広い目の縁、短くて太く逞しい上肢、長く扁平な小腿 骨などである。これらの特徴から、縄文人はより中国南方の新石器時代人に近く、それと は頭骨や文化の特徴を共有している¹。

渡来系弥生人は縄文人との違いが明確であり、比較的平坦な眉部の隆起、浅く平らな鼻 根、高くて細い顔面、高い目の縁、高い身長などを持ち、その後の各歴史時代から現代日 本人に至るまでの形態的特徴と基本的に近く、同一の形態群に属すが、彼等と縄文人の形 態上の不連続性は、こうした特徴が日本列島の外からの遺伝子によるということを説明し ている。こうした結論はまた歯科人類学、ウイルス学、血液成分分析、遺伝学など多方面 から支持を得ている。圧倒的多数の人類学的研究はすべて、弥生時代から現代に至るまで、 日本人(アイヌ人を含まない)の存在形態上の連続性を明白に示しており、彼らと縄文人 との形態上の不連続性は、このような特徴が日本列島以外からの遺伝子の漂着によるもの であることを説明する。

1975年、アメリカの学者クリスティー・ターナー(Christy G. Turner II)は、現代日本人・アイヌ人・縄文人・弥生人・先史中国人の歯の形態的特徴について初めて比較作業を進め、日本列島の人群に関する「二重起源・混血説」を提起した。彼は、日本列島の住民中に、スンダ型(Sundadonty)と中国型(Sinodonty)の二種の歯の形態的類型に属する人群が同時に存在し、縄文人とアイヌ人はスンダ型に属し、弥生人と現代日本人は中国型に属すると考えた。スンダ型の歯の特徴は、今からおよそ3万-1.7万年前の東南アジア地域で形成されたものであり、従って、スンダ型の歯の類型を持つ初期の東南アジア人が、アジア大陸の大陸棚に沿って北に移動し、そのまま日本の北海道まで至り、日本において縄文人とその子孫のアイヌ人を形成した。そして弥生時代に、中国型の歯の特徴を持つ東北アジア人が、アジア大陸から日本に到達し、現地の縄文人と部分的な融合を生じて、弥生人とその子孫の現代日本人を形成した。簡単に言えば、現代日本人の血統には二重の起源が存在し、大多数は大陸の中国型人群の遺伝子であり、少数はスンダ型の縄文系アイヌ人に由来する遺伝子である。

そのため、次第に増加しつつある科学的研究の結果は、既に人々に「移民説」の見方を

弥生人のルーツを大陸にさぐる』、日中共同研究報告1、2000年)360-370頁。

¹Wu Xinzhi, "Origins and Affinities of the Stone Age Inhabitans of Japan", *Japanese as a Member of the Asian and Pacific Populations*, International Symposium 4, pp1-8, 1992.

広く受け入れさせ、即ち縄文時代が終わった後、日本人の体質・形態には大きな変化が現 れ、それは中国型人群を主体とする大陸移民の強烈な遺伝子と文化の影響を受けたことに よるものであると考えられるようになった。

考古文化学上の関係に基づけば、西日本の弥生人の祖先が中国大陸から日本に移動した 経路には三つの可能性がある。一つ目は、中国の江南地域から直接東シナ海を横断して日 本に到達する経路である。二つ目は、中国の山東半島から海を渡って朝鮮半島に至り、朝 鮮海峡を経て西日本地域に至る経路である。三つ目は、中国の沿海地区から渤海湾に沿っ て遼東半島に至り、朝鮮半島を経て、海を渡って日本列島に上陸する経路である。最も便 利な地理的位置から考えれば、朝鮮半島を経て日本に到達したという見方が多くの人の支 持を得ているが、ただその時期の朝鮮半島から出土する比較的多くの人類学的資料による 支持はこれまで得られていない。

この数年、日中双方の体質人類学者は中国古代人の骨について多方面から共同研究を行い、文化人類学者は稲作の伝播について深く分析し、それによって日本の弥生時代の移民の起源となる地について推測した。

可能地域その一:中国黄河中・下流域。

人類学の研究資料は、主に山東省の新石器時代人群と、周 - 漢時代の人群を含んだもの である。

歯の形態についての研究では、山東省の新石器時代人群の歯の形態と現代日本人群のそ れとはいずれも中国型に属すが、日本の縄文人はそれらと完全に異なるスンダ型であるこ とが明らかにされている。この事実は、少なくとも 3000 年前、日本海あるいは中国東部の 海域を越えた人群の接触が、なかったか、あるいは極めて少なかったことを示す。たとえ 接触があったとしても、縄文人に対して遺伝子の面での影響を与えることはほとんどなく、 こうした隔離状態が弥生時代の始まりまで一貫して続いた。これはまた、日本海と中国東 部海域が、長い間にわたり、遺伝子の漂流に対する重大な障害であったということである。 頭骨形態学の研究では、山東省の周ー漢時代人群と西日本の弥生人の基本的特徴は似てい ることがわかっており、このことから、渡来系弥生人の最も直接的な祖先の起源地の地理 的方向としては、山東は一つの重要な地帯であるかもしれないと推測される¹。頭骨の非測 量的特徴の調査でも、「西日本の弥生人の最初の故郷は、中国大陸の黄河中・下流域にあ る可能性がある」という見方が支持されている。地理的位置から分析しても、山東半島か

¹ 韓康信「山東臨淄の周-漢代人骨の形質的特定の研究及び西日本弥生時代人骨との比較研究」(『渡来系 弥生人のルーツを大陸にさぐる』、2000年)112-157頁。

張雅軍「山東省臨淄后李官遺跡出土の周代人骨研究」(『渡来系弥生人のルーツを大陸にさぐる』、2000 年)164-171 頁。

尚虹、韓康信、王守功「山東省魯中南地区の周-漢時代人骨研究」(『人類学学報』21 巻期、2002 年)1-13 頁。

ら海を渡って朝鮮半島に至り、朝鮮海峡を経て西日本地域に到達すること、あるいは、山 東半島から遼東半島を経て、さらに朝鮮半島を経て日本の西部、特に北部九州-山口地区に 到達することは、いずれも非常に困難なことではない。

可能地域その二:中国長江流域と江淮地域。

日本の弥生時代人が発達した稲作文明を持っていたことから、人々はたやすく、弥生人 の祖先を、稲作文明の発祥地の一つである中国南方と結び付ける。中国江西省万年県仙人 洞遺跡と湖南省道県玉蟾宮遺跡では、既に 12000 年前と 10000 年前のもみが発見されてい る。特に浙江省余姚県の河姆渡新石器时代遺跡(7000-5000年前)では、既に大規模面積 の稲作跡があり、河姆渡人は高床式の家屋に住み、船を操り、陶器を製作・使用し、陶器 を作る時には、釜型陶器の腹底部に縄模様をジクザクに押印することが盛んに行われた。 海洋の潮流と季節風から考えれば、中国の江南人が直接海を渡って日本に到達した可能性 はある。言い換えれば、中国南方人(「越人」あるいは「百越人」と言われる)が、紀元 前3世紀前後の政治的動乱のため、一部は海を越えて日本に移動し、「倭人」、即ち弥生 人となり、さらに別の一部は雲南に移動し、少数民族となって増加し、今に至ったのであ る。1994年から、日中の人類学者は、「江南人骨日中聯合調査団」を組織し、中国江蘇省 で発掘された紀元前6世紀から紀元後1世紀までの古代人骨と、おおよそ同時期の西日本 の縄文・弥生人骨について、多方面での共同の比較研究を進めた。頭蓋骨の比較やその他 多くの研究を経て、その結論は以下のようになった。新石器時代における中国の江南人と 日本の縄文人の形態的違いは非常に大きいが、江蘇(江南から淮北までの広範な地域を含 む)の春秋時代から前漢時代までの人と、日本の渡来系弥生人との間には、強い類似性が あり、このことから、弥生人との類似性を持った古人骨集団の分布地域は、わずかに朝鮮 半島があるだけでなく、さらに山東半島から江南に至るまでの広大な地域もその中に含ま れると考えることができる。これにより、弥生時代とその直前における大陸移民の故郷の 探求は、今後はただ朝鮮半島と華北にだけ注意することはできず、また淮河や長江下流も 視野に入れ、とりわけ淮河流域、即ち江蘇北部を重視すべきである。もし江南を起点とす る稲作文化とその継承者の拡散という視点から離れたならば日本人の形成を論ずることは できないが、今後はさらに華南ないし東南アジア地域にまで視野を広げなければならない¹。

中国の学者安志敏もまた、初期の日本文化の大陸起源について、詳細な分析を行った。 その主な観点は以下の通りである。日本の縄文時代に出現した陶器と磨製石器は、大陸と 明らかに密接な関係がある。日本の長崎で発見された印紋陶器は、中国江南の印紋陶器に 近い。日本の大分・青森で発見された鬲型陶器は、中国東北地区の鬲とは明らかに異なる

¹山口敏・中橋孝博編『中国江南・江淮の古代人一渡来系弥生人の原郷をたずねる』(てらぺいあ、2007 年4月)142頁。

が、中国南方の鬲とはよく似ており、中国南方の鬲の日本における複製品かもしれない。 そして鬲は朝鮮には全く出土品がなく、そのため朝鮮を経て日本にもたらされたことはあ り得ない。縄文時代初期の玦状耳飾りと漆器も中国から来た可能性があり、それらは長江 流域に起源を持っているかもしれない。これらの根拠は、縄文時代末期の米の出現ととも に、縄文文化の変化が中国東南の沿海地区の影響と密接な関係があることを示す。弥生時 代に、貯蔵もしくは居住のために建てられた杭打ちの高台構造建築は、長江以南の地域で も一般的なものであり、それらは稲作とともに中国東南の沿海地区から海を越えて日本に 到達したのであろう¹。

日本の学者渡部忠世は、「稲作阿薩姆・雲南起源説」を提起し、鳥越憲三郎は、調査研 究を経た後、日本人の発祥地は中国雲南省にあり、その傍証は、日本人が体質上持ってい る胎斑が、雲南に起源を持つことであると考える。考察によれば、今の雲南のいくつかの 少数民族の習俗や原始信仰には、日本と多くの類似点がある(水稲栽培のほか、さらにお 歯黒、入れ墨、高床式家屋に住むこと、新嘗祭、太陽神を崇敬することなどがある。現在 雲南省と四川省の境にある瀘沽湖の畔に居住する摩梭人は、なお母系社会の文化を保持し ており、その中に邪馬台国の影を見出すことができるようである)。このことも雲南と日 本とのゆかりを傍証しうるかもしれず、また雲南と日本の独自の発展の過程あるいは程度 に共通するところがあることを説明できるかもしれない。

可能地域その三:中国東北地区。

この結論は、弥生時代の異なる人群と、中国の北方河南・南方福建の新石器時代人と、 東北地区の青銅器時代人群との、頭骨の形態についての測量学的比較研究の結果によるも のである。種族の特徴において、弥生時代の大多数の移民は、中国古代の東北部地区から 来た可能性があり、一部は黄河流域から来た可能性がある²。

かつて大多数の人類学者や考古学者は、弥生時代の大陸からの移民の数は非常に少ない か、あるいはほとんど無視できる程度と考えていた。しかし現在では、各種の証拠がいず れも大陸からの移民が非常に多く、日本の原住民に対しての影響が非常に大きかったこと を示している。人口増加モデルと頭骨形態変化モデルのコンピュータによるシミュレーシ ョン研究の結果によると、弥生時代の始まったあとの1000年間に、日本列島の人口増加率 は世界平均レベルを遥かに上回っており、大陸移民の数は推計で100万人以上にのぼり、 弥生時代が終わったあとの古墳時代には、原住民即ち縄文人の子孫と大陸移民との比は、

¹安志敏「江南文化と古代日本」(東アジア文化交流史研究会編纂『弥生の使者徐福』、1989年) 48-51 頁。 2Qifeng Pan, Hong Zhu, "A comparison on racial anthropology between the Yayoi human skulls of Japan and the ancient skulls of China", *Tooth and facial morphology of ancient Chinese skulls*, Therapeia publishing Co. Tokyo, 1997.

西日本では1:9から2:8であった(古墳人における縄文人の直系と移民との混血率は近 畿では1:9、西日本では2:8、関東地区では3:7であった)。日本文化と日本人の身体 的特徴の複雑な変化は、単一民族起源説を用いては説明のしようがない¹。

考古学的発掘のほか、史料の記録にも重要な根拠がある。周知のように、『史記』には、 秦の始皇帝が、「徐市(福)を遣わし、童男女数千人を発して、海に入りて仙人を求めし む」と載せる。『北史』と『隋書』には、608 年裴世清が「倭国に使し、百済を度り、行き て竹島に至り、南に耽羅国(新羅と思われる)を望み、都斯麻国(対馬)を経。逈かに大海 中に在り。又東して一支国(壱岐)に至り、又竹斯国(筑紫)に至り、又東して秦王国(博 多)に至る。其の人華夏に同じ。以て夷州と為すも、疑うらくは明らかにする能わざるな り。」と記している。この「秦王国」とは即ち徐福が東方の日本に渡って立てた国だと考 える人もある。また『梁書』諸夷伝と『南史』夷貊伝に「文身国の東五千里に在り」と記 される「大漢国」も注意に値する。また『魏略』『晋書』『梁書』『北史』『通典』など の記載によれば、倭人は「自ら太伯の後と謂(云)」ったという。『日本書紀』応神天皇 14 年(西暦 283 年)条に、「是の年、弓月の君、(百二十県の人夫を領いて、)百済より 来帰す。」とあり、応神天皇20年(西暦290年)条に、「倭漢直の祖、阿知使主、其の子 都加使主、并びに己が党類十七県を率いて来帰す」とある。注意しなければならないのは、 弥生時代はおおよそ中国の戦国・秦漢時代に相当する。そうであるから、西日本地域に、原 住民と異なる人群が突如出現するのは、中国大陸の当時の戦乱不穏の生活状態と関係があ る可能性がある。そのような政治・生活上の圧力のもとで、山東及び江浙一帯の人群は、 その生存の拠り所とする文化や習俗などをすべて携えて、新しい安住の地である日本に到 達した。そのほか西暦 814 年に大和朝が編纂した『新撰姓氏録』によれば、当時の京畿一 帯の著名な 1059 の氏族のうち、「諸藩」の氏族が 324 あり、ほぼ三分の一を占める。所謂 「諸藩」の氏族とは、即ち「大漢・三韓の族」のことである。史籍の記載は明らかに、そ れ以前の相当長い期間において、絶えず多数の中国人と朝鮮人が日本に移住したことを示 している。

以上に述べたことを総括すると、約8万年前に日本列島には既に旧人が生活した痕跡(な おも最終的に確認することは難しい)があり、3万年前には日本に新人が出現したことを確 認することができる。これは、末期の北京原人とその子孫が移動して進化したものである 可能性がある。おおよそ10000年前に形成された狩猟、採集、漁撈により生活していた日 本の縄文人は、中国南方の新石器時代人と密接な関係があるかもしれない。紀元前300年 に出現し、稲作を始めた日本の弥生人は、中国人を主体とする東アジア大陸の移民が大量

¹ 埴原和郎「渡来人は百万人規模」(東アジア文化交流史研究会編纂『弥生の使者徐福』、1989 年)90-92 頁。

に日本に到達したことと密接不可分である。これらの移民の拡散過程において、混血が発 生したが、大陸移民の遺伝子の優勢は日本の原住民を凌ぎ、次第に進化して現代日本人と なった。中世以後、日本人群には海外からの重要な遺伝子の漂着による変化はなかった。 これによって導かれる結論は、現代日本人の人種の形成は、中国人を主体とする東アジア 大陸からの移民の強い影響を受けたのであり、中国人と日本人の人種的関係は密接である と言うことができるということである。

二 日中古代の文化関係に関する分析

日中古代の文化的関係もまた緊密であった。日本文化は、日本人の日常生活の衣・食・ 住・行・婚・喪・礼・学を含み、すべて中国文化の全面的で根深い影響を受けた。東アジ ア儒教文化圏の中に位置する日本は、その有史前期の段階(平安時代まで)の文化発展に ついては中国文化の強い影響を受け、その有史後期の段階(鎌倉時代以降)の文化発展に ついては次第に明らかになっていく日本固有の文化的特徴を表すようになった。多年にわ たり、日中両国の学者は、日中の文化交流史の研究に力を注ぎ、多くの研究成果によって、 日中の文化的関係が密接で、世界の文化交流史上において独特な位置を占めることを論証 した。日本側では、特に梅原猛に代表される亜熱帯常緑広葉樹林文化論や、渡部忠世に代 表される日本稲作中国雲南源流論、福永光司に代表される古代日本呉越文化影響論、樋口 隆康に代表される海上シルクロード論などは、人々の注目を引き、それによって日中文化 の緊密な発展論が次第に多くの支持を得るようになった。

日本民族は自らを大和民族と称する。しかしもし、日本民族はどうして大和民族と自称 し、「大和」を「牙麻托(やまと)」と訓読するのはなぜかと問うたなら、恐らく答えら れる日本人は十分の一に満たないだろう。しかもこれらの答えもあいまいではっきりしな いだろう。現在の大和の地で実際に体験してみると、「牙麻托(やまと)」とは「牙麻莫 托(やまもと)」の便宜的な読み方で、古代の倭人は即ち「山下」「山麓」の人であった。 聖徳太子(西暦 574 年-622 年)¹は、「憲法十七条」の中で、『論語』中の(孔子の弟子で ある)有子の言葉「礼の用は、和を貴しと為す」を引用したが、これは古代日本の統治者 が「和」の重要性を深く認識していたことを物語っている。「和」とは、平和・和睦・和 諧の総体的な意味を表し、また小和・中和・大和の区別があると見ることができる。平和 が小和であり、和睦が中和であると言えるが、ただ和諧になってはじめて大和となる。日 本人は聡明であり、天平宝字元年(757 年)、はじめて「大和」の二字を「倭」もしくは「大 倭」に代わるものと定めた。ただ、その訓読はなおも「牙麻托」を用いた。『周礼』冬官・

^{1 「}聖徳太子」とは厩戸皇子の死後贈られた諡号であり、平安時代にすでに見られる。

考工記 [弓人] に「大和に灂無し」とあり、その賈公彦の疏に、「大和とは、九和の弓を謂 う。其の六材倶に善く、尤も良きを以て、故に漆灂無し。」とある。『老子中経』の第七 「神仙」に、「太和なる者は、天の魄なり、自然の君なり。常に道君に侍して右方に在り。」 とある。『易経』の最初の卦には「乾道変化し、各々性命を正し、大和を保合す。乃ち利 貞なり。」とある。『楽府詩集』巻七十九の近代曲詞に「大和篇」があり(唐の武徳・貞 観に始まり、開元・天宝に盛んになる。即ち 713-756 年)、唐末五代の道教学者譚峭は、

「大和」について、別の解釈をなし、「大人に親無く疎無し、愛無く悪無し、是れ太和と 謂う。」(『化書』四「仁化」)とした。明らかに、どの解釈であっても、「大和」はみ な最高の言葉であり、一種の世俗を超越した理想の境地をほのめかしている。日本の統治 者が「大和」を「倭」に代わるものとしたのは、実に自らを美化するためであった。

もし日本の一乗寺に所蔵される平安時代に作られた聖徳太子像を少しでも見るならば、 その姿形や服装にかかわらず、みな現在の中国甘粛省平涼崆峒山の道観中の「常に道君に 侍して右方に在り」という太和神仙と完全に一致していることを見出すことは困難ではな い。聖徳太子は中華の竜のトーテムを敬慕し、その墓門の上の彫刻にはまるで生きている かのような竜の図があり、聖徳太子とのゆかりが深い法隆寺金堂の軒下の竜が巻きついた 柱は、現在の中国雲南省昆明の盤竜寺大雄宝殿の軒下の竜が巻きついた柱と、千百年の時 を隔てているが、あたかも同じ職人の手になるものであるかのようである。

小野妹子は聖徳太子の最も信任する幹部であったに違いなく、607年と609年の二度、命 を受けて隋に赴き、それによって古代日中関係史上に赫赫たる名を残した外交官となった。 彼は中国大陸に行って何を見、何を学んだのであろうか。中国の生け花芸術は、先秦時代 の原始的段階から、漢魏南北朝時代になって次第に成熟し、隋になると既に盛んになり始 めた。小野妹子は仏法を学ぶと同時に、仏前の献花や生け花の道具を日本に導入した。使 節の任務を全うした後、小野妹子は仏教に帰依して、法名を「専務」と号し、聖徳太子が 立てた六角堂(即ち京都の紫雲山頂法寺)に住んで生け花芸術を研究し、日夜花を仏に供 え、また祭壇に花を生ける規則を定めた。六角堂の境内には聖徳太子が沐浴した池があり、 それに因み彼の住んだ所は「池の坊」と呼ばれた。聖徳太子の死後、小野妹子は、中国の 花を用いて拝礼する方法を学び、池のほとりの草花を摘み取って聖徳太子に供えて祭った。 小野妹子はそれによって日本の華道(生け花芸術)の最も古い流派一池坊流の「道祖」(創 始者)となった。日本の華道を生み、発揚して盛んにしたのは、小野妹子の功績が第一で ある。その後、奈良時代と平安時代に、梅の花と菊の花が前後して中国から日本に伝えら れ、日本の華道の発展に豊富な素材を提供した。そのほか、茶道・書道・剣道などについ ても、中華文化との関係の密接さは、やはり華道に劣るものではない。

日本人の日常生活は、中国隋唐時代の文化の影響を受けていることが非常に大きく、日

本の女性が今に至ってもなお着ている和服や、それに合わせた髪型は即ち最もよい例であ る。歌舞の方面では、例えば「蘭陵王」は北斉に起こり、唐代に流行した仮面舞踏である。 これは男性が一人で舞い、北斉の蘭陵王高粛(字は長恭)の戦う勇姿を表し、動作は簡潔 勇猛で力強く、舞曲は素朴で、抑揚があって心を動かす。主人公は体は大きく強健で、知 勇は人に優れていたが、ただ顔つきがすぐれて美しく、婦人のようであった。彼は戦いに 際して、顔つきが美しく柔和では敵を威嚇することはできないことを自覚し、そこで戦陣 に臨むときはいつも必ず凶悪で怖ろしい木彫りの面をつけて戦ったという。しかしこの「蘭 陵王」は、中国ではつとに伝承が絶え、幸いにも唐代に日本に伝わり、そのうえ中国語で 読まれていた台詞の筋も長い間にわたって保持された。この舞は今に至ってもなお、伊勢 神宮などの日本の皇室の廟堂における慶事の典礼の際の楽舞であり、また二十世紀におい て中国に逆輸入された。

日本民族は非常に早くから自らの音声言語を持っていたが、日本語中には大量の他民族 言語の基本的要素が混入している。縄末弥初(縄文時代末期と弥生時代初期)に、中国の 江南人は、海流と季節風を利用し、東海を横断して日本に到達したのであり、その言語が 日本語とある種の必然的な関係を生じたことはあり得る。音韻学の面から分析すると、日 本語の語音は、中国古代の江南一帯の呉音や、唐代になってからの長安一帯の中原漢音、 また宋・元以降の官韻が定める唐音との関係が密接ではあるが、呉音と漢音を主とする。 日本語の音韻と、現代中国語、とりわけ閩南語(または閩台語とも言う)の音韻には、従 いうる明確な規則性がある。恐らく、四世紀初め晋の永嘉の乱後に五胡が中原を乱し、唐 末五代を経て宋に至るまで、黄河・洛水一帯の中原の漢人、特に士大夫階級(すなわち知 識人)は、戦乱を避けて三度大規模に移住し、最終的に閩南に落ち着いたが、その一部は さらに台湾に移った。そのことによってまた中原での民族の融合が引き起こした言語の異 化から免れ、閩台語は漢から宋の間の官話、主として唐代の正音、雅音を比較的純粋に保 つことができたのである。そして日本はちょうど唐代以来、同じ音韻の系統を習得し保持 してきた。日本語と中国語の音韻関係は、十分に緊密である。

漢字が伝わる前、日本の縄文時代後期に象形文字あるいは語義符号が現れたかどうかは、 なお論定することができない。今までの日本の多くの縄文時代の考古学的成果には、その ような報告は見えず、少なくとも、たとえ象形文字あるいは語義符号が現れていたとして も、大陸の先進文化の強烈な衝撃によって、早々と歴史の舞台から去ってしまい、そのた めに何の痕跡も留めなかったということを示している。しかし、日本の鎌倉時代以降、何 人かの学者は、漢字が伝わる前に日本に既に文字が存在したと鼓吹している。即ち所謂「神 代文字」である。しかし、この説は、既に早くから否定され、それはただ後世の偽造に過 ぎないと考えられている。 もちろん、それによって直ちに、縄文時代から古墳時代まで、日本列島上の居住民は長 い無文字の歴史段階を経た、と考える見方は、同様に再考されるに値する。平安初期の学 者斎部広成の著『古語拾遺』の序の初めの言葉は、「蓋し聞く、上古の世、未だ文字有ら ず、貴賎老少、口口に相伝え、前言往行は、存して忘れず」というものである。しかし次 の言葉も軽視することはできない。「書契有りてより以来、古を談ずるを好まず、竟に浮 華を興し、還って老旧を嗤う。遂に人をして世を歴て弥ゝ新たにし、時と倶に進ましむ。 顧みて故実を問うに、根源を識らず。」と。鍵となる問題は、ここで言われている「上古 の世」と「書契有りてより以来」とは、どの時点で区切られるのかということである。弥 生時代と古墳時代において、中国人を主とする多くの東アジア大陸人が日本に到達したこ とは、もし秦の始皇帝の暴政と焚書坑儒、及びその後絶えず発生した社会動乱を考えれば、 徐福のような知識人が、大陸移民の中で相当大きな比重を占めていたはずである。これら の人々が簡書・帛書・紙書を携えて日本に来たことは、完全にあり得ることであり、字書 を携えずに日本に来たという方が却って不思議である。前に述べた徐福の「秦王国」は、 いずれにしても字を持っていた国家であったはずである。

多くの考古学的成果により、漢字は早くから中国大陸の古銭や銅鏡などの物品に伴って 日本に伝わっていたことが証明されている。日本の九州長崎の弥生時代後期の遺跡からは 「貨泉」の二字が鋳刻された中国古代の貨幣が出土し、その後さらに対馬・佐賀・福岡・ 熊本・京都・大阪などの地の弥生時代中期の地層から、このような貨幣が続々と発見され た。考証によれば、これらの貨幣は後漢王莽の新王朝(紀元後 8-23 年)で鋳造・発行され た貨幣である。その他、政府ルートでの物品の流入もまた文献の記載に見える。例えば、 『後漢書』には、建武中元二年(57年)、倭の奴国が貢物を奉じて朝賀に来た時、光武帝 は印綬を下賜したことを記載するが、これが即ち「漢委奴国王」の五つの漢字を刻した金 印である。この他、日本の関東・中部・近畿などの地ではまた、中国古代3世紀の年号が 刻されたいくつかの銅鏡が続々と発見されている。これらの実例はすべて、遅くとも紀元 後1から3世紀までに、漢字が既に中国の物品に伴って日本に伝わったことを示す。そし て中国の史書に記された、239 年に魏の明帝が「詔書もて倭の女王に報ず」や、翌年に女王 卑弥呼が「使に因りて上表し、恩詔に答謝す」は、邪馬台国が既に漢字の詔書を解読し、 漢字を記して文章を表現する能力を備えていたことを示す。明らかに、弥生時代には既に 一定の範囲内で漢字が使用されていた。『宋書』倭国伝に記載された倭王武(在位 477-479 (年)が宋の順帝に宛てた上表文に至っては、単に完全に漢文を用いて表現しただけでなく、 さらに六朝期の駢儷文の風格を備え、文辞は華麗であり、5世紀において、日本の国家の正 式な文書には、さらに正確に漢字・漢文を用いることができたことを示す。もちろん、そ れらの比較的深い漢学の素養を持った大陸移民がそこで重要な働きをしたことを排除する

ものではない。

漢籍が日本に伝わったことについては、『日本書紀』の記載によれば、応神天皇16年(284年)、百済の王仁が天皇の招きに応じて来日し、「則ち太子菟道稚郎子、之を師とし、諸典籍を王仁に習う。通達せざるなし。所謂王仁は、是れ書首等の始祖なり。」とある。『古事記』の中にも類似の記載があり、その中ではさらに具体的に、王仁が『論語』十巻と『千字文』一巻を携えてきたことに言及する。これが即ち日本の文献中に記録された最も早い「王仁の伝書」である。一般に、それは、当時の中国の典籍が、朝鮮半島を経た後に日本に伝わったという歴史的事実を反映したものであると考えられている¹。平安時代後期の大江匡房はかつて、「我が朝始めて文字を書し、結縄の政に代うるは、即ち応神朝に創まる。」と述べた。江戸時代の本居宣長もまた、『論語』・『千字文』は儒学と漢字を日本で普及させた啓蒙書であると考えた。

文献の記載によれば、6世紀以降、さらに多くの儒学の典籍が日本に伝わった。継体天皇 7年(513年)に五経博士の段楊爾が、その三年後に五経博士の高安茂が、前後して来日し て儒学の経典を講じ、さらに『易経』・『詩経』・『書経』・『春秋』・『礼記』などの 多くの儒学の経典をもたらした。これらの漢籍の伝来は、疑いなく、日本人が漢字を掌握 し使用することを促進した。6世紀中期、仏教が日本に伝来した。漢訳仏典の伝来は、識字 層をさらに拡大させ、漢字を宮廷から民間に普及させた。

漢字及び漢籍の儒教経典、漢訳仏典の伝来は、日本人が漢字・漢文を学ぶことに大きな 促進作用を起こした。聖徳太子が摂政であった時、遣隋使や遣唐使を派遣するとともに、 また多くの留学生や留学僧を隋や唐に派遣して学ばせ、さらに多くの日本人に漢文を学ぶ 機会を与えた。これらの知識人は、次第に漢字・漢文に習熟した後、記録や、中国との交 流に必要なため、彼らは漢字・漢文を用いて文章を作ることを学び始めた。

聖徳太子の主導のもとで、推古天皇11年(603年)に制定された「冠位十二階」と、翌 年公布された「十七条憲法」は、いずれも完全に漢文を用いて書かれ、多くの条文はいず れも『論語』・『礼記』・『易経』・『老子』・『荘子』などの中国の典籍を直接引用し ている。言葉は質朴で、文章は優美であり、当時の日本における漢文の最高水準を代表し ている。『三経義疏』に至っては、文中に「和習」(日本語の特徴)の要素があるものの、 全篇完全な漢文であることを失わず、中国語しか理解できない一般の中国の読者であって も、完全に読んで理解することができる。しかも、このような漢文を用いて複雑な仏教思 想を論じた典籍の出現は、当時の日本人の漢字を用いて著作する能力が既に相当の水準に

¹ 応神天皇16年には中国の『千字文』はまだ成立していなかった。このことから、この記録は、すべてを 信用することはできない。ある見方では、王仁が来日したのは『千字文』が成立した後の6世紀であった と考える。

達していたことを表している。

日本人は、自由に漢字を運用できるようになった後は、もはや単に中国人をまねて漢文 を読み、漢字を記しただけではなく、漢字・漢文を利用して日本固有の言語を表現するこ とを考え始め、それが漢字と日本語のさらに一歩進んだ融合をもたらした。

日本において漢字を用いて音を表すことは、最も早いものでは初期の金石文の中に現れ る。例えば、熊本県江田船山の中期古墳から出土した太刀の銘文には、「刀を作る者の名 は伊太加、書する者は張安なり」などの文字が刻されている。「書する者は張安なり」は、 この銘文の著者が中国の血筋を持つ大陸移民であったことを示し、「伊太加」は日本語の 人名の読みを示す漢字である。和歌山県隅田八幡宮の銅鏡の銘文(4世紀から5世紀初め) と、埼玉県稲荷山の鉄剣銘文(約471年)、『元興寺縁起』に収める596年の元興寺の露 盤の銘文には、漢字を用いて音を表す方法がさらに明確になっている。

奈良時代に入って後、『古事記』・『日本書紀』などの文献中に現れた漢字の表音には、 既に比較的大きな変化が起こり、それを用いて短い語や、さらには句までも――当然主要 なものは歌謡などの韻文を表すものであるが――表し始めた。

『万葉集』が編纂されると、単に「音仮名」だけでなく、「訓仮名」も登場した。音仮 名は一字一音、あるいは一字二音の表記方法で、それは漢字の基本的な字形を保つことを 前提として、その字の意味を捨てて音を取ることにより、日本語の音を表すというもので ある。訓仮名は逆に、漢字の基本的な字形を保つことを前提として、意味を取って音を捨 て、漢字の言葉と対応する日本語の言葉の読みによって、その漢字の言葉を読んだ。この ような音仮名・訓仮名の用法は、『万葉集』の中において十分に見られることから、「万 葉仮名」と命名された。

その後「変体漢文」が登場した。早くも7世紀の金石文中に、既に変体漢文の雛形が現 れた。『古事記』は、その序文で純粋な漢文を用い、歌謡に万葉仮名を用いている以外、 本文は「変体漢文」を用いて記述されている。作者の太安万侶は、序文の中で、彼が変体 漢文を用いることの初志を述べる。「然れども上古の時、言と意と並びに朴にして、文を 敷き句を構うるに、字に於ては即ち難し。已に訓に因りて述ぶれば(表意法)、詞、心に 逮ばず。全く音を以て連ぬれば(表音法)、事の趣更に長し。是を以て、今、或は一句の 中に、音と訓とを交え用い、或は一事の内に、全く訓を以て録す」。

楷書で書かれた漢字を「真名」と言い、簡単に書くために簡略化された漢字を「仮名」 と言う。片仮名・平仮名の形成に関しては、比較的流行している説があり、それは、吉備 真備が入唐していた時に漢字の楷書から片仮名を創り、空海が入唐していた時に二王の書 道芸術を学んだ基礎の上に漢字の草書から平仮名を創ったというものである。その後、紀 貫之などの文人や平安時代の女性が平仮名を広めて用いた。 平安初期、平仮名・片仮名は既に現れていたが、漢字仮名交じり文はまだ生まれていな かった。鎌倉時代に入った後、現代日本語の文章と相通ずる漢字仮名交じり文が次第に形 成され始めた。

このことから、日本語と中国語はただ音韻学上の関係が密接なだけでなく、文字の面で も日本は全面的に漢字を導入し、漢字の使用に熟達したのであり、さらに日本の言語に固 有の特徴に基づいて、漢字に対して消化と改造を進めたことがわかる。漢字は日本社会の 発展に対し、極めて重要で根深い影響を及ぼした。

もし以上の文を総括するならば、中華文明の日本文化に対する影響は、以下のようにまとめることができる。

第一に、アジア大陸東部・中国江南地域に起源を持つ稲作農耕が、東へと伝わり、日本 列島の居住民が野蛮な時代から脱却し、文明の時代に入ること、即ち縄文時代から弥生時 代へと飛躍することの最も主要な生産力の表れとなった。

第二に、紀元前3世紀から紀元後4世紀頃までに、大量の華夏族の移民が日本列島に移動した。彼らは当時の東アジアで最も先進的な生産技術を伝え、例えば、紡績・漆工・鞍作り・漢方医学などや、『論語』を代表とする漢文典籍がそれであり、物質と精神の両面において、日本古代国家の建設のために強力な基礎を築いた。

第三に、5世紀頃に、仏教が朝鮮半島を経て日本列島に入った。これによって、1500年 間に及ぶ日本の民衆の仏教信仰が始まり、その強大な文化の流れは、日本社会のほぼあら ゆる生活面に根深く影響を与えている。日本の仏教各派の学説・経典・法要の典礼は、す べて南アジアに起源を持つ仏教が、中国において闡明され、朝鮮半島を経由して日本に入 った後、形成されたものである。日本のあらゆる仏教経典は、書道の資料となる極めて少 数の梵文の本を除いて、すべて漢訳本である。

第四に、日本では7世紀頃に古代封建国家が形成され始めた。国家の形成過程において、 聖徳太子の「十七条憲法」を代表として、中国の比較的成熟した豊富な政治観と道徳倫理 観が、日本古代国家の基本的な政治理論の有効な構成要素となった。

第五に、8世紀初期の『古事記』『日本書紀』を代表として構成される日本の「記紀神話」 は、天皇の神聖さを宣揚する国家神話体系であり、日本民族の「天皇信仰」と「神道崇拝」 の最も根本的な心理的基礎となった。比較文化の立場から見ると、これは、日本原始神話 の基礎の上に形成された「変異神話体」である。中華文明における道家・道教の観念や、 儒学倫理、方士・方術の生命論などが、すべて「記紀神話」の構成に関わり、天皇権力観 念の有力な支柱になった。

第六に、9世紀末期の日本の藤原佐世が編纂した『本朝見在書目録』(後に『日本国見在 書目録』と称された)によれば、当時、日本の中央官庁と皇宮の天皇の読書の場所に収蔵

されていた漢文典籍は 1568 種であり、当時の中国国内のすべての文献の 50%前後に相当す る¹。この現象は、世界文明史上、かなり稀に見るところである。このような豊富な文化の 移動は、専ら平和で落ち着いた親睦の政治的枠組みの中にあってはじめて実現することが できる。また、19 世紀初期の長崎港の「書物改め役」(税関書籍検査官)であった向井富 が編纂した『商舶載来書目』の記載によれば、1693 年から 1803 年までの 111 年間に、中 国の商船が長崎港から陸揚げした「貿易の書籍」はあわせて 4781 種類であったという²。 1826 年、中国の商船「得泰」号の船主であった朱柳橋は、日本の駿河国の下吉田で、日本 人野田笛浦との談話中に、中国の典籍で「近年来長崎に届けたものは既に十のうちの七、

八になる」と指摘している³。ある国が、別の国の典籍の70%から80%を持っているというのは、何と輝かしく壮大な文化現象であろうか。近年の調査によれば、日本の98箇所の蔵書で現在保存されているもののうち、古代以来日本に伝えられた中国明代及び明代以前の漢籍(国宝・重要文化財・重要美術品等を含む)は、10822種類である。日本の書誌学者の推計によれば、この数は日本列島における正確な所蔵量の80%から85%前後(さらに大量にある清代の文献を含めず)であるという。文献は古代文化の最も主要な媒体であり、このような規模の漢籍が絶えず東伝し続け、中華文明が日本列島に至る永久不変の道を創りあげた。⁴

第七に、漢字は、日本の言語文字に対する影響が甚大であり、古代日本社会の文明を向 上させる発展過程の根本的な指標となった。

第八に、8世紀から12世紀までの奈良・平安時代に、日本文化史上最初の文学的な高ま りが現れ、漢文学と和文学のどちらにも輝かしい業績が生まれた。しかし、漢文学と和文 学とを問わず、いずれも中国文化中の先秦から唐までの文学を移し、弁別し、吸収するこ とを基礎としたものであった。日本文学の以後の発展において、「五山文学」の中からは 大量の唐宋文学の素材を析出することができ、江戸時代文学の中からは、大量の宋元明清 文学の素材を析出することができ、江戸の「読本」の中からは、大量の明清白話通俗文学 の素材を析出することができる。

第九に、日本は、12世紀末期から武士が権力を奪取する戦争状態に陥り始め、400年近 く続いた。この400年の間、日本文化の「一筋の生気」を保ち、守っていたのは、次第に 発展してきた禅宗と禅宗寺院だけであった。14世紀に建てられた「鎌倉五山」と、15世紀

¹ 中国の『隋書』経籍志には隋代の文献 3127 種を著録し、『旧唐書』経籍志には唐代の文献 3060 種を著 録する。これは即ち、9 世紀末の日本の中枢機構において用いられていた漢籍が、隋代の文献の 50%前後、 唐代の文献の 51%前後であったことを示す。

² この写本は、日本の国会図書館に現存する。

^{3『}得泰船筆語』巻三(上)に見える。

⁴ 厳紹璗編著『日蔵漢籍善本書録』(中華書局、2007年)三巻参照。

に確立された「京都五山」は、日本の中世文化の象徴と集積地となった。

禅宗は、仏教が中国に伝わった後、中華の地において形成された中国風の仏教宗派であ る。「五山」とは、中国南宋時代に杭州と寧波の二つの地に集まった禅宗の「大本山」の 制度である。日本の「五山文化」は、日本の平安文化と江戸文化の唯一の接点であり、日 本の古代前期の文化と近世の文化とをつなぐ唯一の通路であった。「五山文化」には、三 つの最も主要な内容が含まれている。一つ目は、禅宗の教理(その伝達者には、中国に行 って求法した日本の僧侶もいれば、日本に行って仏法を伝えた中国の僧侶もいる)であり、 二つ目は、宋代新儒学(完全に日中間の僧侶の往来によって日本に伝わり、後期には明代 の心学を伝えた)であり、三つ目は、木版印刷(主要な技術は中国から日本に渡った職人 が担い、中国の漢文典籍と漢文の仏教経典を印刷した)である。

第十に、徳川幕府が統治を行う「意識形態」は、神道を基礎とし、儒学中の宋学を理論 的枠組みとした。幕府の初代の学術界のリーダーであった林羅山などの人々は、神道と宋 学の極めて深い修養を兼ね備え、林氏の家族もまたそれによって二百年の間、宋学の大本 営となった。宋学の興隆は、江戸時代の「文人学術」を創りあげたが、それは、日本文化 史上最も早く出現した「文人学術」であった。そして、日本の「国学」派の代表的学者と して、皆極めて高い漢文化の教養も備えていた。本居宣長記念館には、本居宣長が学んだ 多くの漢籍が陳列されており、それらの本には彼が自ら書いた多くの読書札記が書き込ま れている。

第十一に、17世紀頃にキリスト教宣教師が日本に入り始めると、初めて日本と西洋文化 の交流の道が開かれた。現存の史料によれば、早期に日本に至ったイスパニア・イタリア・ ポルトガルなどの国の宣教師は、みな中国マカオでの生活と伝道の経験を持ち、直接マカ オから日本に至った少数の人を除いて、その他大多数の人は中国内地での伝道を経て、次 第に日本列島へと至った。その伝道の経路図は、仏教が中国を経て日本に至ったのと似て いる。徳川幕府の「禁教」の後、殺戮を免れた宣教師と一部の日本の信徒は、日本の長崎 で貿易する中国商船を通して、中国本土に逃亡し、さらに中国本土からマカオに逃れた。 今も中国マカオにはこの時期に逃れた宣教師と信徒の墓が遺されている。彼らは、日本文 化史の発展におけるこの特殊な段階の歴史の証明として、永遠に中国の地に留まるのであ る。これと関係して、さらに一つ重要な文化的事実がある。即ち、中国本土を経て日本に 到達したヨーロッパの宣教師は、中国での伝道の必要のため、ヨーロッパの言語中の概念 や語彙を、中国の文化的伝統に基づいて、対応する漢字の語彙を探して翻訳した。明治時 代に、日本が西洋文化を受け入れた過程で、日本の学者はまた、宣教師たちが提供したこ れらの材料を参考もしくは依拠し、日本の漢字の新しい語彙を創造した。例えば、「主」、 「文化」、「文明」、「幸福」などであり、日本近代の語彙の重要な部分となった。 もし文明論の視点から日中古代の文化関係を観察するならば、その主要な内容は中国文 化が日本文化に及ぼした影響になる。これについては以下のことを指摘する必要がある。 黄河・長江を拠り所とするアジア東部の中華文明は、その発展過程に断絶が見られなかっ ただけでなく、形態の変異も起こらなかった。しかもアジア東部には、中国本土・朝鮮半 島・日本列島・インドシナ半島東部を内包し、漢字文化を中心的紐帯とする東アジア文明 圏が形成された。この文明圏においては、各国家・各民族間の文化的発展の時代や差異が、 世界もしくは地域の文明の進化過程においてそれぞれが位置する立場の強勢か弱勢かを決 定した。一般的に言って、世界文明の成果は永遠に「流動」の中にある。そして「流動」 の向きは、全体的な趨勢としては総合的な国力が相対的に強い文化から、総合的な国力が 相対的に弱い文化へと「流れ」、相対的に強勢から、相対的に弱勢に「流れる」。古代中 国は、東アジア地域で領土が最も広く、人口が最も多く、生産力が最も発達した地域とし て、東アジア地域の文明の発展過程において、相対的な意味で歴史の主導的な作用を発揮 し、長きにわたって強勢の立場にいた。そのため、古代の日中間の文化の「流れ」は、総 体的に言えば、当然に強勢の中国から弱勢の「日本」に流れた。

しかし、20世紀の90年代中期以来、「日本海洋文明論」(Concept of Oceanic Japanese Civilization)と称される「文化史観」が、日本の知識層から日本の市民社会まで浸透し、 軽視できないほど広範な社会的影響力を持った。その論は、「日本は果たしてアジアに属 しているのか?」という問題を提起する。さらに、所謂「二千年のヨーロッパの歴史は、 ほかでもなくイスラム化から逃れる歴史であった」という虚偽の命題を引き合いに出して まで、「日本の歴史」を「中国化から逃れる歴史」として描こうとした。「日本海洋文明 論」は、世界文明史の上から新たに日本を位置付けようとした。それはほとんど全く二千 余年の東アジア文明の発展史を受け入れず、日本はアジア大陸の文明から栄養を受けては いないという「事実」を虚構し、「孤島文明」という幻影を作り上げ、ある種の政治的目 的のために役立った。

以上の日中古代の文化的関係についての分析を通して、二千余年の東アジア史の発展に おいて、アジア大陸の文明、とりわけ中華文明が、日本文化のほとんどすべての重要な側 面における発生と向上のために、十分な栄養を提供し、さらに内面化してその発展を促進 する動力となり、それによって、東アジア古代の豊富で多彩な文明を共同して創造したと いうことを知ることができる。ここで歴史的事実に基づいて提示した日中古代文化関係史 は、日本海洋文明史観が構築する所謂「二千年来の日本史は『中国化』から逃れる『脱亜』 史」であるとする「日本文明史」とは完全に異なるものである。

三 古代日本文化の独自性に関する分析

前述のように、日本文化の形成は、中国の強い影響を受けた。しかしこれは、日本文化 には独自性がなく、日本文化は中国文化と同じであるということを言っているのと同じで は全くない。ある一つの文化がもし世界から隔絶しているならば、最終的にはただ勝手に 生じ勝手に滅びるということができるだけである。他の文化の影響を受け、他の文化の精 華を吸収してはじめて自らを発展させることができる。しかしこれによって別の文化に変 化することには全くならない。日本文化と中国文化もまさにこのような関係である。日本 文化の独自性は主に包容性と創造性の二つの面に体現される。

古代日本文化の独自性のうち、その一つ目の表れは積極的能動的な包容性である。言い 換えれば、異文化の優れたところを自らのもとに集めるのに長けていることである。他の 先進文化を学ぶことによって「自らの根源を忘れる」ことになるとは全く考えず、さらに 「自らの根源を忘れる」という大悪に甘んじてまでも他の文化の長所を学ぼうとする。こ れは、日本文化が常に相対的に低い位置にあったことがもたらしたものであり、日本民族 が位置する地理的環境と関連があるかもしれない。それに対して、中国人がこのようにす るのはあまりたやすいことではない。中華文化は常に高い位置にあり、伝統は悠久でまた 土地は広く物も豊かであり、だから「自らの根源を忘れて」はいけないとは包容性の前提 とするはずなので、従って往々にして受動的・消極的な包容性になる。

その二つ目の表れは強くて繊細な創造性である。日本人は進んで学び、創造に秀でる。 折りたたみ式の扇子、仮名、日本刀、神道などはよく知られた例である。日本刀は中国人 が喜ぶものである。北宋の著名な文学者王陽修の詩「日本刀歌」は、日本刀を「魚皮装貼 す香木の鞘、黄白に間雑す鍮と銅と」と描写し、その美しさを極言する。そして、16世紀 の日本の僧、策彦周良の在華日記『在渡集』の記載によれば、彼は中国で、中国人が喜ぶ 刀や扇を頻繁に典籍と交換し、例えば、「嘉靖十八年(1539年)七月八日 『読杜愚得』八 冊 粗扇両把・小刀三把を以て交換す」という。この「粗扇」とは、日本の折りたたみ式 の扇子である。華夏人は蒲の扇を発明したが、折りたたみ式の扇子は大和人が発明したも ので、中国に伝わり、中国人に喜ばれた。

世界文化における有名人であり、15世紀後期の日本絵画の巨匠雪舟等楊は、1467年、中 国浙江省の寧波以南の仏教五大叢林の一つ、天童景徳寺に来て法を学び、かつて「天童禅 班第一座」と称された。同時に、宋代の画家李唐・夏圭・牧渓らの画風や技法をひたすら 学び、北京に往来し、その途上、中華の名山大川を満喫し、大量の写生を描いた。帰国後 は、現実の土壌に根付き、独自の風格を備え、生命力に富んだ新しい画風をうち立て、そ の絵は水墨が鮮やかで、個性が強く、民族的気質は日本の山水と完璧に融合し、日本民族

の特色が鮮明な水墨画一漢画一を形成した。雪舟はこのことによって、日本の室町時代絵 画の主流派一漢画派の創始者となった。『四季山水長巻』(1486年)と『天橋立図』(1502 年)は、その名が日本画壇を激震させた雪舟の代表作となった。20世紀の90年代、天童寺 と山一つ隔てた中華五山の一つである阿育王寺で東塔を再建したが、その時に基づいたも のこそ、当時の雪舟が阿育王寺の向かいにある玉几山の上から描いた阿育王寺の全景図「育 王山図」であり、それは日本に出向いて入手したものである。

その三つ目の表れは、吸収と創造の中で発展した古代日本の文化が、多くのルートで 東アジア大陸に西伝し、中華文明に吸収されたということである。その伝達の規模は、中 華文明が東伝した規模ほどは広大ではなく、その側面も中華文明の豊富さには及ばなかっ たが、以下に列挙する側面について古代の日本文化が中国に西伝したことが特別の価値と 意義を持っていたことを考察する。

第一に、和歌が中国に西伝した。和歌は、古代日本が創り出した文学芸術の形式であり、 その誕生は神話と同時期であった。早期の和歌は自由な形態の歌であった。和歌は、成熟 する過程で、自由な音素から規律ある音素に発展し、日本民族自身に属する「律音」を創 造し、最終的には 31 文字の短歌を形成した。『古事記』・『日本書紀』・『風土記』の中 の歌は、自由な形態の歌であり、『万葉集』は、和歌が自由な形態から規則的な形態へと 向かう「芸術的過渡期」にあった。そして、『古今和歌集』は短歌(みそひともじ)の定 型の象徴である。

中国は、比較的早く、日本民族のこの文学芸術の形式に触れた。『万葉集』巻一、第63 首の歌は、おおよそ 702 年から 718 年の間に、第八次遣唐使の成員で「少録」であった山 上憶良によって中国の地で創作された最初の短歌である。

「去来子等早日本辺大伴乃御津乃浜松待恋奴良武」

(いざこども 早く大和へ 大伴の みつのはままつ まちこいぬらむ)

「山上臣憶良、大唐に在りし時、本郷を憶して作れる歌」

その後まもない 753 年、当時在華の留学生であった阿倍仲麻呂は、明州(寧波)で友人 と別れを告げ、乗船して帰国する準備をする際に歌を作った。

「あまの原 ふりさけみれば かすがなる みかさのやまに いでし月かも」

『古今和歌集』巻九、第406首

当時、詩人の包信・趙驊らが、その場で阿倍仲麻呂が歌を詠むのを注意深く聴いた。こ れは、8世紀中期の日中の文学集会であり、日本の和歌が初めて中国の聴衆を得、国際的に 認知されるようになる第一歩であった。

第二に、日本語の単語の音は、おおよそ 12 世紀から中国に伝わり始めた。中国の文献で

は、『礼記』王制篇に見える昔の上品な命名に基づき、それを「寄語」と呼んだ¹。12世紀 に宋の羅大経は、日本からの「入宋僧」安覚から日本語を学んだ。二人はそれぞれ、例え ばロ・頭・手・耳などの実物を単語の発音の対象とし、漢字の音を日本語の単語を記録す る発音符号として、羅大経「寄語表」を作り、その『鶴林玉露』の中に載せられている。 これは、中国文献中、最も早く現れた、計17組の「寄語」の「日本語漢字訓読単語表」で ある。中国人羅大経と、日本人僧侶安覚は、日本語の「語意」を、日本列島の本土から出 して中国人に受け入れさせた先駆者である。

その後、中国人の日本語に対する関心と注目の程度は、相当大きな高まりを見せた。14 世紀、元の博物学者陶宗儀には、書道芸術史を述べた著作『書史会要』がある。その書の 第八巻では日本の言語と文字を研究し、世界初の「いろは仮名図」が掲載され、あわせて 47の音符があり、撥音「ん」はない。どの仮名の下にも、漢字を用いて「真名の音符」と して読みを表し、例えば、「いろは」は、それぞれ「以、羅、法」と記され、それによっ て、中国人に対応する発音ができるようにさせている。

明の李言敬と郝敬は、東南の海防上倭寇を防ぐ必要から、『日本考』を編纂した。その 中の第四巻が「寄語」であり、1186 組の中国語の語彙と仮名の語彙との対象を、天文・時 令・季節などの 56 類に分け、さらに第一巻には単独で日本国の仮名の島名 81 組を列挙し た。これは中国最初の実用的価値を持つ『漢日辞典』ということができる。その後まもな く、明の鄭舜功は『日本一鍳』を著した。この書物は、漢日「寄語」3410 組を編集し、当 時の世界最大規模の『漢日大辞典』となった。

第三に、16世紀、中国の文人は日本文学を翻訳し始め、さらに日本語を用いて文学的創 作を進めようと試みた。日本文化の価値は、中国の地を表現の基地として、国際的に最も 早く、また最初に示されることとなった。

上述の『日本考』の中には 58 首の漢訳和歌が載せられているが、日本文化の至宝である 和歌が、中国人に受容され理解され始めたことは、和歌が東アジア文明圏に溶け込み、さ らに世界に向かっていく起点となった。

「あさみどり やまははるけき かすみかな みねもし<u>つ</u>かに わたるはるかぜ」 訳文「清晨の山頂に、春霞籠罩す。嶺頭に過ぎ去りたり、漫漫たる春風。」 「とほやまに もみじふみわけ なくしかの こゑきくときは あきぞかなしき」

^{1『}礼記』王制に、「五方の民、言語通ぜず、嗜欲同じからず。其の志を達し、其の欲を通ずるは、東方を 寄と曰い、南方を象と曰い、西方を狄鞮と曰い、北方を訳と曰う」とある。ここで述べられる「寄、象、 狄鞮、訳」の四つの概念は、いずれも古代中華で言語文字の対訳に従事することの専門用語であった。そ の中で、東方の民族の言語についてはそれを「寄」と言い、それによって構成された言語の対照は、それ を「寄語」と言った。「寄」とは、「伝達」、「伝送」の意味であり、「寄語」とは即ち「内外の言語を 伝える」という意味である。

訳文「遠山に紅葉落ち、鹿踏みて自ら悲鳴す。時残秋の後に値たり、声叫苦しめて聴 くを難くす。」

「かりかへる つきのむらさめ はれはれて ひかりもさすな ゆふぐれのそら」 訳文「黄昏に天黒く村雨過ぐ。月電交ごも明けて独り雁のみ帰る。」

18世紀に中国では日本語によって文学的創作を進めた作家が現れた。1709年、中国の古 典的名著『紅楼夢』の作者曹雪芹の祖父曹寅は、『太平楽事』という雑劇、全九場面を創 作し、その中の第七場面「日本灯詞」は日本語を用いて表現されている¹。これは、中国人 が初めて外国語を用いて文学的創作に従事したものである。これによって当時の日本文化 は中国において既に相当の影響があり、一部の中国の文人は、日本に対して比較的強い関 心を持ち、比較的多い日本の知識を持っていたと判断することができる。

第四に、日本では13世紀初め以降、次第に仏教禅宗の鎌倉と京都の「五山」のいくつか の寺院で、中国から伝わった木版技術を用い、仏教経典と中国の仏典以外の著作を刊行し 始め、「五山文化」の重要な内容を構成した。このことによって、日本文化の発達した地 域における漢籍の木版印刷を促進し、中国で既に失われた典籍を保存することに対して、 積極的な働きをした。とりわけ、中国で既に失われた文献が、日本で重刊された後、さら に中国に逆輸入された。例えば、日本の南朝の後村上天皇の正平19年(1364年)に刊行 された有名な『論語集解』は、中国で既に失われて久しい何晏の『論語』の著作である。 また、例えば、1781年に徳川幕府の尾張大納言宗睦は、中国で既に失われて数百年経って いた唐の魏徴の『群書治要』を新たに校勘して刊行したが、それは中国に逆輸入された後、 中国の学界に激震を起こし、清代の文化建設に関与することになった。同時に、日本の読 書人が著した学術的著作、例えば、山井鼎が足利学校所蔵の漢文文献によって著した『七 経孟子考文』は、中国に伝わって『四庫全書』の中に収められ、紀暁嵐主編の『四庫提要』 は、その書を「千古の疑いを釈するに足る」と称した。彼らはある特定の時期の中国学術 の発展に相応の貢献をした。

東アジア文明圏は、生命力が充満している文明圏であり、圏内の各民族がみな自らの外 来文化を識別し、受容するシステムを持つ。まさにこのような包容性と独自性の中で、穏 やかで親密で善隣友好の環境において、古代日本文化の独自性は体現され、さらに中華文 明の発展と東アジア文明圏の構築のために貢献したのである。

^{1 『}太平楽事』雑劇一巻に、柳山居士と署名され、清の康熙年間の刊本がある。この劇は『今楽考証』に 著録され、劇の題目は『古典戯劇存目彙考』に見える。劇本の分析は、厳紹璗著『中日古代文学関係史稿』 (香港中華書局・湖南文芸出版社、1987年)参照。

四 東アジア冊封体制と日中関係

東アジア冊封体制において、日本の地位はやや特殊であり、その政治的独自性はさらに 突出している。このような政治的独自性は主に東アジア地域において自主独立の地位を獲 得し、自らの発展の方向を追求することに表れている。

古代以来、世界秩序は三種類の基本的な制度の形式によってその運行が維持されてきた。 それが即ち、「朝貢―冊封制度」と、「植民地制度」、「契約関係制度」である。古代東 アジア世界にあっては、中国歴代王朝は「冊封朝貢」による「中央-周辺」メカニズムを 中心とし、東アジアを一つのおおよそ秩序ある地域として組み立てた。

中国歴代王朝の構築した国際関係は、王朝が異なることと、対象となる政治実体が異な ることから複雑かつ豊富な内容をもっていた。隠さずに言うならば、古代中国は東アジア 地域において人口は多く、地域は広く、生産力の進んだ国であり、冊封朝貢体制は、かつ てはいくつかの王朝が周辺の国際関係を維持していくための策略の一つであった。この策 略を実行した王朝は、基本的には皆、来る者は拒まず、去る者は追わずという原則を実施 していた(すなわち自ら冊封を求めてくれば封号を与え、封号を求めなければ、それはそ のままとする)。そして冊封を実行していく過程では、実際には親密、中間、周辺という 異なる関係の層が存在していた。日本列島を対象とする関係にあっては、歴史的事実によ ると、日本は中国歴代王朝の冊封体制の中で周辺の層にあったと判断してよいだろう。

日中古代の政治関係を理解するにあたり、日本列島の実際の状況から述べる必要がある。 外形的な名称と統治の範囲から言えば、古代の日本列島には前後して三種類の政権が現れ た。即ち倭政権、大和政権、日本政権である。倭政権とは即ち弥生時代に邪馬台国を中心 とした多くの倭人の政権である。大和政権とは即ち4世紀後に出現した統一政権である。 日本政権は7世紀初めに出現し、大化の改新を経て確立した。『隋書』の記載によれば、 「開皇二十年(600年)、倭王、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩雞弥と号し、使を遣わし て闕に詣る。……使者言う、倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す。」とあり、「大 業三年(607年)、其の王多利思比孤、使(小野妹子)を遣わして朝貢す。其の国書に曰く、 日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや云云。」とある。『日本書紀』 推古天皇十三年条には、「高麗国の大興王、日本国の天皇の仏像を造るを聞き、黄金三百 両を貢上す。」とあり、同じく十六年条には「復た小野妹子臣を以て大使と為し、……之 を遣わす。爰に天皇、唐帝に聘し、其の辞に曰く、東の天皇敬みで西の皇帝に白す。……」 とあり、同じく二十九年条には「高麗僧恵慈……誓願して曰く、日本国に於て聖人(聖徳 太子)有り、……玄聖の徳を以て日本の国に生まる。」とあり、同じく三十二年条に「百

済の観勒僧上表して以て言う、……然るに我が王、日本の天皇の賢哲なるを聞きて、仏像 と内典とを貢上して未だ百歳に満たず。」とある。これらの資料に基づいて、研究者は一 般的に、6世紀末・7世紀初めの推古朝では既に「天皇」と「日本」の称号を用いていたと 考えている。しかし、このような認識については実際にはなお検討が必要である。

日本の古代文献から言えば、712年に成立した『古事記』と、720年に成立した『日本書 紀』の重大な違いの一つは、前者の記載には「倭」があって「日本」がなく、後者の記載 には逆に「日本」があって「倭」がないということである。しかし、「倭」でも「日本」 でも、訓読みはいずれも「牙麻托(やまと)」である。両書にそれぞれ記載される「神倭 伊波礼毘古命」と「神日本磐余彦天皇」とは、いずれも神武天皇を指し、「息長帯日(比) 売命」と「気長足姫尊」とは、いずれも神功皇后を指し、「大雀命」と「大鷦鷯天皇」と は、いずれも仁徳天皇を指す。これらはいずれも同一人物の異なる表記方法であり、読み は全く同じである。このことは、その二書が成立した時期に、日本の国家の主体意識に、 根本的な変化が生じたことを示す。

二書にはまた、『日本書紀』は『古事記』に比べ、朝鮮半島に対するより強い占拠の欲 望が現れているという点で、重大な違いがある。『日本書紀』の応神天皇三年条に、「東 蝦夷悉く朝貢す。即ち蝦夷を役して厩坂道を作らしむ。」とある。また、応神天皇七年条 に、「高麗人、百済人、任那人、新羅人、并びに来朝す。」とある。これに類する朝鮮半 島各国が日本に従属を称して朝貢したことに関する無数回の記載は、日本が朝鮮半島にお いてある程度の宗主国の地位を確立し、それによって中華帝国に対してはその力を示して 勢力範囲を分割できるようにし、さらには朝鮮半島諸国を属国とする小冊封体制を打ち立 てようとしたことを示している。

東アジアの歴史的事実から考察すると、『日本書紀』の編纂者は、この新たな主体意識 によって、こうした「歴史」を編んだのであり、人為的な加工の痕跡は十分に明らかで、 そこに叙述される歴史的年代からは既に遠く離れている。これにより、「日本」と「天皇」 という呼称が形成されたのは、概ね「大化の改新」後の7世紀後期か8世紀初期と考えら れる。

「日本」という言葉の意味は、中国古代の最も早い字書『爾雅』に由来する。『爾雅』 では、中華の先人の方位概念を表す時、東方を「日下」と呼ぶ。その作者は「日下とは、 日の出ずる処を謂う。其の下の国なり。」と言う。そして所謂「日本」とは、即ち「日の 出ずる処」という意味であり、それこそ上述の国書の冒頭で自称とした言葉である。大和 人は、中国古代の字書『爾雅』の中の、華夏人が東方を観察して得たこのような美しい境 地を借りて、自らの新たに構築した政治組織に名づけた。この国家主体意識の転換の主導 者は、恐らく果断な独裁政治によって中央集権国家を建設し、またついには大化の改新の 使命を完成させた天武天皇であったかもしれないし、あるいは天武天皇の后の持統天皇で あったか、あるいはその後継者である元明天皇や元正天皇であったかもしれない。執政上 の行いから見ると、持統・元明・元正の三人の女帝はいずれも進取の気性に富み、一般の 人々の及ぶところではない。もちろん、『日本書紀』には、朝鮮半島との関係を述べる時、 比較的早くから既に「日本」という呼称が使われており(例えば「任那日本府」)、この こともさらに考察するに値する。

『日本書紀』には、608年、中国隋の使者裴世清が、小野妹子の日本帰国を送った時に携 えた国書を記載する。その初めの句は、「皇帝、倭皇に問う」であり、全篇を通して言葉 には保護する意図がある。中国の史書に明確に「日本」という国名が記載されるのは、10 世紀中期に編纂された『旧唐書』に始まる。その「東夷伝」では、倭国と日本とを分けて 記述する。その文には、「倭国は、古の倭の奴国なり。……」とあり、また、「日本国は、 倭国の別種なり。其の国、日の辺に在るを以て、故に日本を以て名と為す。或いは曰く、 倭国自ら其の名の雅ならざるを悪み、改めて日本と為すと。或いは云う、日本は(乃ち) 旧と小国、倭国の地を并すと。其の朝に入る者、多く自ら矜大にし、実を以て対えず。故 に中国焉を疑う。……長安三年(703年)、其の大臣朝臣真人来たりて方物を貢ず。」とあ る。その後、開元・天宝・上元・貞元・元和・開成年間(713-839年)に、いずれも使者 を中国に遣わした。1060年頃に中国で編纂された『新唐書』になると、その「東夷伝」に はただ日本に関する記載だけがあり、倭国に関する記載は見られなくなる。その文には、

「日本は、古の倭の奴なり。……咸亨元年(670年)使を遣わし、高麗を平らぐを賀す。後 稍く夏の音を習い、倭の名を悪み、更めて日本と号す。使者自ら言う、国日の出ずる所に 近し、以て名と為すと。或いは云う、日本は乃ち小国、倭の并す所と為り、故に其の号を 冒すと。使者情を以てせず、故に焉を疑う。」とある。『新唐書』は日本の神代から光孝 天皇(884年)までの継承関係を詳細に記載しており、「孝安天皇」を「天安天皇」と誤記 し、「敏達」・「淳和」両天皇を、字形が近いために「海達」と「浮和」に誤記している ほか、「奈良帝」と称される「平城」を「諾楽」(「奈良」の日本語読み)と記している ものの、その他の何十人もの天皇の名称はいずれも記録に誤りがないばかりでなく、さら に神武東征と神功皇后のことも記録している。これは、『新唐書』が、日本の古文献もし くは日本の知識人の口述記録によったものであることを物語っており、その中の日本の天 皇の変遷過程の中で、670年以後に「倭」が「日本」に変わったことを慎重に指摘している が、これは、私たちの上述の分析と一致するもので、非常に信用できるものである。

国家の主体意識から言えば、これは、6、7世紀の変わり目において、大和政権の統治者 が既に比較的明確な対等意識を持ち始めていたことと関連がある。それ以前の倭の五王の

時代の上表において中国南朝の宋の皇帝に対して封号を求めたのとは異なり、この時から、 大和政権と日本政権は、既に自ら中国の王朝を頂点とする東アジア冊封体制から外れる努 力を始めた。大化の改新の後、二十年経たずして、日本は中国を学び、封建王朝をうち立 て、国力が盛んになってくるやいなや、白江口の戦いを通して中国の王朝に政治的独自性 を示し、対等な関係を求め、失敗した後は使者を送る下の地位に戻らざるを得なかった。 中国の王朝は「来るものは拒まず、去るものは追わず」の原則により、主体意識が割合に 強くなった新しい日本政権との往来をそのことによって拒絶することは全くなかった。こ れによって始まった日中古代の政治関係は、短い時期を除いて、基本的には即かず離れず、 是々非々というものであり、中国を頂点とする東アジア冊封体制の周辺を遊離した関係で あった。古代日本の統治集団は、自らは中国の冊封体制から外れることを求めると同時に、 その周辺の国家(主に朝鮮半島の国家を指し、後には琉球王国を含む)に対しては強勢な 戦略を実行し、自己の勢力範囲をうち立てるという目的を全力で追求した。日本の統治者 は、神功皇后が朝鮮に出征したという故事を作り出し、その後の日本が朝鮮を得ようとし、 「経略」することに対して、理論的な準備を提供した。中国王朝との関係の善し悪しにか かわらず、日本は朝鮮半島に対して拡張するという「歴史的使命」を放棄することはこれ までなかった。南の琉球に対しては、薩摩藩が 1609 年に出兵侵入して以来、琉球 36 島の うち北部5島鬼界島・大島・徳島・永良部島・与論島を奪い、日本名に改称して薩摩藩に

組み入れ、その後琉球をすべて併呑するための第一歩を踏み出した。 中国の古典文献が、単に「倭国」だけを記載していたのから「倭国」と「日本」とを併 記するようになり、さらに「日本」だけを記載するようになったという変化は、まさに日 本列島の政権関係の変遷過程の反映である。この変遷過程は、中国古代の封建制度の影響 のもとに、日本列島に一つの広範な移民群によって一つの新しい古代封建国家がうち立て られたことを示す。その政権が、分散から統一へと至り、さらに強固になるという全過程 は、実際にはすべて、アジア大陸の中華文明の伝播や衝撃、融合と無関係ではなかった。 この過程において、初期の東アジア関係における冊封体制は、このような歴史的進歩の意 義を持つ伝播、衝撃、融合を保護し促進するかなり有効な機構であることを失わなかった。 『日本書紀』応神天皇 37 年条に、「阿知使主・都加使主を呉に遣わし、縫工女を求めしむ。 爰に阿知使主等、高麗国に渡り、呉に達せんと欲す。則ち高麗に至るも、更に道路を知ら

ず。道を知る者を高麗に乞う。高麗王乃ち久礼波・久礼志の二人を副えて導者と為し、是 に由りて呉に通ずるを得。呉王是に于いて工女兄媛・弟媛・呉織・穴織の四婦女を与う。」

¹注意しなければならないのは、478年に倭王武が宋の順帝に封号を求めてから、600年に日本が初めて遣 隋使を派遣するまで、その間の122年間は、日本列島の政権が中国の王朝に封号を求めた記録は見えない。 恐らく日本列島はちょうど重大な政治実体の転換を経験しているところで、それに伴い意識の変換がもた らされ、また記録も漏れたのであろう。この問題については継続して検討すべきである。

と記載する。倭王が呉国から先進の生産技術とふさわしい人員を導入し、同時に儒学者王 仁や五経博士段楊爾らを日本に招いて大陸文化を伝授させたのは、皆その非常によい例証 である。

7世紀後、中国と日本の間では、それまで第三国を経由する必要があった交通状況からつ いに抜け出し、黄海と東海を横断する直接の連絡を実現した。これは日本の政府が組織し 中国へ派遣した「西海使団」(「遣隋使」・「遣唐使」など)が実現したものである。歴 史の進歩に伴い、それに続いて、中国の宋・元・明代の僧侶を中心とする私的性格を持つ 海上交通や、商人が推進した海上経由の多様な形式の貿易の往来が起こった。日中はまさ にこのような黄海と東海とを連絡の主なルートとして古代両国の相互共存の政治秩序をう ち立てたのである。

古代日本は、「西海使団」を派遣することを通して中華文明を学び、中国の方では日本 の使節に対して友好的な心情を抱き、日本を「礼儀の国」であり、華夏とは「殊俗に非ず」 と称した。唐の玄宗は日本国の使節との会見を「嘉朝」と呼び、さらに海上の「漲海」や 「夕飇」がこれらの「君子」を驚かせることを心配した¹。734 年、第 10 次遣唐使が帰国の 途についた後、途中不幸にして暴風に遭い、四隻の船はちりぢりになった。唐の玄宗はそ の知らせを聞くと、すぐに自らの名で日本の聖武天皇に中国の朝廷が把握している情報を 通知したが、その文中には「此れ等の災変、良に測るべからず。卿等の忠心、則ち爾り。 何ぞ神明に負はん。而るに彼の行人をして其の凶害に罹らしむ。想うに、卿此を聞けば當 に用て驚嗟すべし。然れども天壤は悠悠として、各々命有るなり。冬中甚だ寒し。卿及び 百姓、并びに平安なること好し。今朝臣名代還り、一一は口具せん。遣書の指は多きに及 ばず。」と述べた²。その日本使節に対する配慮や、日本の天皇への慰問の情が、余すとこ ろ無く表れている。

その後、明代に日本の南朝の懐良親王(『明実録』では「良懐親王」と記す)と北朝の 足利義満とを「日本国王」に冊封したという二つのことは、14世紀後半から15世紀中期に かけて、日本はまだ完全には中国の王朝を頂点とする冊封体制のつながりから免れること ができなかったということを表している。

14世紀の70年代、日本は将軍と武士が入り乱れて争う南北朝時代にあった。中国本土は 朱元璋の集団がモンゴル族の元朝を壊滅させて明王朝を建てた。当時、もともと朝鮮半島 を略奪の中心としていた海賊「倭寇」は、このとき正にその中心を中国の沿海部に移した。

¹753年、唐の玄宗李隆基は特別に第11次遣唐使のために詩を一首贈った。その詩にいう。「日下殊俗に 非ず、天中嘉朝に会す。余に朝して遠義を懐い、爾の畏途の遥かなるを矜む。漲海秋月に寛く、帰帆夕飈 に駛し。因りて驚く彼の君子、王化遠く昭昭たり。」

^{2 『}唐丞相曲江張先生文集』巻七、「日本国王に勅するの書」。

その人数は5-10人の一群が、多い時には300人前後に至る大盗賊団を編成し、船はただの 数隻から、二三百隻前後に増加し、さらには500隻余りが同時に現れる大規模な略奪もあ った。このような規模の海賊には、必ずある種の統率機構があるはずである。成立したば かりの明王朝は、こうした海賊を直ちに打ち破って東南地域の治安を確保するため、使者 を遣わして日本側に直ちにその「倭兵」活動を停止するように警告した。1369年(中国で は明の洪武2年、日本では北朝後光厳天皇の応安2年、南朝長慶天皇の正平24年)、明王 朝の使者楊載の一行は日本に交渉に赴き、明の洪武帝の「国書」を届けた。その文中にい う。

「……向に山東来り奏するに、倭兵数しば海辺に寇し、人の妻子を生離し、物命を損傷 すと。故に書を修めて特に正統の事を報じ、兼ねて倭兵越海の由を諭す。詔書到るの日、 如し臣たれば、則ち表を奉じて来廷せよ。臣たらざれば、則ち兵を修めて自ら固め、以て 天修に応じ、永く境土を安んぜよ。如し必ず盗寇を為せば、朕当に舟師に命じて帆を諸島 に揚げしめ、其の徒を捕絶し、直ちに其の国に抵りて、其の王を縛るべし。豈に天に代わ りて不仁者を伐たざるや。惟だ王之を図れ。」¹

この国書では、中国が既に朝を改め代を換えたこと(即ち「正統」のことである)を日 本国君に通知することのほか、主に、「倭兵」が中国の沿海を略奪することに対して厳重 な警告を行った。その道理は正しく言葉は毅然とし、態度は明朗であった。しかし、中国 は日本が南北二つの朝廷に分裂していたことについての情報が不完全だったため、明の使 者が博多に上陸した後、たまたま遭遇したのが南朝勢力の懐良親王だったのである。懐良 親王はなんと明の使者5人を斬った。この悲惨な事件は、中国沿海の「倭兵」の活動が、 博多一帯の勢力とある種の関係を持っていたことをいくらか暗示する。楊載は成果無く帰 国したが、海防安全のため、明の洪武帝は再び趙秩を使者として派遣した。日本の南朝の 懐良親王は、国内での戦争への必要性から、1371年(中国明の洪武4年、日本の北朝後円 融天皇の応安4年、南朝長慶天皇の建徳元年)、明王朝に使者を派遣して「修好」した。

この「修好」は、即ち明王朝の日本に対する「冊封」であるとはなお言うことはできな い。第一に、懐良親王は、14世紀の日本国内の将軍・武士の混戦状態における一つの地方 勢力に過ぎず、日本を代表していなかった。第二に、当時の情報に問題があったため、中 国側は日本の国家が南北両朝に分裂していたことを知ることができなかった。『明実録』 が日本の南朝の勢力を「日本国王」とし、「日本国王良懐(懐良)、其の臣僧祖来を遣わ し、表箋を進め……」云々と言っているのは、本来誤解である。²従って、このことを所謂

^{1『}明実録』洪武二年二月辛未条に記載。

² 実は、『明実録』洪武七年六月乙未条の、明の太祖の中書省に対する「勅語」の中に、既に彼のこの誤 解が表れている。その文に、「向に、国王良懐表を奉じて来賀す。朕以て日本の正君と為す。故に使を遣

「日本国王に冊封する」ことと繋げるのは、史実の面で根拠を欠くものである。

しかし、1392年、日本では南北朝の対立を終結させ、京都の北朝を正統とし、日本の歴 史は将軍足利義満が統治する室町幕府の時代に入った。この武家政権は、その統治を堅固 にするため、中国大陸との貿易を通して自己の経済力を高めることを早急に希望した。そ れより前の 1374 年と 1380 年、足利義満は二度にわたって代表を派遣し、明政府と通商を 協議したが、二度の表の文がいずれも表記上の体例に合わず、「無表文」と見なされたた め、その身分を証明するすべがなく、拒絶されてしまった。1401年(中国明の恵帝の建文 3年、日本の後小松天皇の応永8年)、室町幕府は明の太祖朱元璋が既に世を去ったことを 知ると、博多の商人からの勧告を聴き入れ、遣明船を派遣して中国の明王朝に使いを出し 始めた。その時の足利義満の文書には、冒頭に「日本の准三后某、書を大明皇帝陛下に上 る。日本国開闢以来、聘問を上邦に通ぜざる無し。某、幸いに国鈞を乗り、海内虞い無し。 特に往古の規法に遵いて、肥富をして祖阿に相副え、好を通じ、方物を献ぜしむ。……」 とある¹。この文書では言葉の用い方を低姿勢にし、明らかに明王朝の新しい皇帝の歓心を 買おうとする意思があった。1402 年(明の恵帝の建文4年、日本の後小松天皇の応永9年) 明の朝廷が発した返答の国書が、僧侶の天倫道彙・一庵一如を使節として日本に送られた。 使節が兵庫に上陸した時、足利義満は自ら港まで出迎えた。明朝との貿易を開くことを望 む彼のさしせまった心情を見て取ることができる。明朝の建文帝の国書には、以下のよう な言葉がある。

「茲に爾日本国王源道義、心王室に存し,愛君の誠を懐き、波濤を踰越し,使を遣わして来朝す。……朕甚だ焉を嘉す。日本素より詩書の国と稱し,常に朕が心に在り。第だ軍国の事殷く、未だ存問するに暇あらず。今王能く礼儀を慕い,且つ国の為に敵愾せんと欲す。君臣の道に篤きに非ずんば、疇か克く茲に臻らん。……」²

明の建文帝は、足利義満の願いにより、足利義満を封じて「日本国王」とした。これは、 600年に日中間で政治関係が開かれてから800年後に、中国の王朝が初めて日本に発した 封号であった。この冊封は、少なくとも二つの原因によって促されたものである。第一に、 日本の足利氏が主体的に明王朝に「通好」を求めたからには、中国の朝廷は当然日本が自 らを臣と称して朝貢してくることを拒むはずがない。第二に、足利幕府は中国沿海で共同 して「倭寇」の海賊を攻撃することへの協力を承諾した。同年、明王朝には政変が生じ、 朱棣が政権を奪取して北京に遷都したが、その明の成祖は対日関係の面では、共同して賊

わして其の意に往答す。」とある。その中に「朕以て日本の正君と為す」という言葉があるところに、明 確に述べられている。「以て……と為す」とあるが、実際には「……ならず」である。

¹ 瑞渓周鳳『善隣国宝記』参照。

^{2『}明実録』建文二年二月条に記載。

を討つことを関係の基礎としつづけた。これは、1406年(中国の明の成祖の永楽4年、日本の後小松天皇の応永13年)の足利幕府に対する詔書の中からはっきりと見て取ることができる。その文にいう。

「是より先、対馬・壱岐等の島の海寇、居民を劫掠し、道義に敕して之を捕らえしむ。 道義、師を出だして渠魁を獲、以て献じ、尽く其の党類を殲す。上、其の勤誠を嘉し、故 に是の命有り。仍りて道義に敕して白金千両……」¹

このことから考察すると、明王朝が日本の将軍足利氏を「冊封」して「日本国王」とし たのは、海賊「倭寇」を討伐することを基本的な契機としたものであり、足利氏が封号を 求めたのは、対中貿易のためであったから、これは一種の特殊な政治軍事情勢の中での連 合であった。将軍は天皇と異なるが、国家の実際の権力を掌握していたため、明王朝は「日 本国王」号に冊封したのであり、なおも日本を東アジアの冊封体制に入れるという意味が あった。しかし、日本の皇室と、幕府の役人とを問わず、皆これについては相当に不満で あった。そのため、そのような封号はまもなく停止され、その歴史的効果も限定されたも のとなり、長期の完全な封建冊封体制を形成したというのとは、なお甚だしい隔たりがあ る。

古代日本の政治的独自性はまた華夷の区別の上にも表れている。「華夷」とは昔文化的 な身分によって、人種の帰属を確認した概念である。中国と日本とを問わず、みなかつて 「攘夷」をスローガンに、外来の脅威を防いだ。実際、日中関係における華夷の区別は、

歴史文化の本来の姿に立ち戻って分析しなければならない。

まずはじめに、人類の文明の発展過程において、古代世界に前後して現れたいささか強 大な各民族を通観すると、その民族文化は宗教文化を内包し、ほとんどすべてが本体意識 と主体精神を持ち、しかもこのような意識と精神は、民族の発展に伴って次第に強くなっ た。文明史上、かつて現れたものの、その後消滅してしまった民族は、その消滅の根本原 因を考察してみると、例えば日本本州のアイヌ族の衰退や、アジア大陸の匈奴、鮮卑など の民族の衰退は、おおよそその民族が自己の文化の主体精神を造りあげることがなかった ことと関連する。

古代中華文化は、その発展過程において、中華民族の形成過程で、内在する自己意識は 絶えず向上し、さらに不断に純化して主体精神を形成した。古代の、根本的に地球と世界 の事実を知るすべを持たない状態においては、存在していたどの民族もすべて、自らの生 活上で目にするものの範囲を、世界や天下と見なした。よもや科学が天球説まで進歩し、 技術が大航海時代まで発達する前に、世界上で本当にどの民族が、自分が一体世界のどの

^{1『}明実録』永楽四年正月条に記載。

位置にあるかを判断できたであろうか。まさか本当にどの民族が、自らの生存区域を世界 の中心とする観念から免れることができたというのか。新世代の研究者は現代の知識で構 築された世界観や宇宙観によって、われわれの先人たちの天下観を責め、彼らがただ自己 の天下を知るのみで世界があることを知らなかったことを責めるが、ただ学術的な態度と いう理性的な面についてのみ言えば、それは明らかに歴史文化の文脈を見失ってなされた 判断である。

ここで歴史言語学において、華夷の弁別がどのような文化的内容を含んでいるのかを検 討する必要がある。古代の華夏人は、自己の文化の精髄を「夏」と呼んだが、それは「夏」 が漢族の始祖であったからであり、それは文化心理上の祖先回帰である。「華」は「夏」 の美称で、光と輝きの意を表す¹。現在広く伝わっている所謂華夷の弁別は、その本質的な 意義は、華夏文化と非華夏文化との区別を求めることにある。この範疇で、「華夏」の対 立軸となる「夷」は、「等輩」「儕輩」の意であり²、俗語の「あの連中」という意味を含 む。世界文明史を通観すると、近代的民族の形成まで一貫し、さらに 21 世紀に至るまで、 それぞれの主体民族における民族の文化的身分の区別への心理的な要求と行政上の要求と は、ただ長期にわたって存在しているだけでなく、さらに日ごとに激しさを増していると 言うことができる。そうであるから、近代的民族平等の理念が形成される前においては、 文化的身分の確認を提起し要求する民族は、必ず強い精神力で自己の文化を「世界の頂点」 としたに違いなく、それらの民族が東西南北のいずれに位置するかを問わず、また世俗的 文化か宗教的文化かを問わず、これは例外のない文化的事実である。従って、古代の華夏 人に対して、華夷の弁別によって自己の天下観を構築したことを理由にして絶えず拷問し、 彼らが春秋時代以来、所謂「五千里内皆王事に供す」という「大中国」観を持っていたこ

とを責めることは、やはり理論的な根拠を失っている3。

次に、東アジア文化圏において華夷の弁別を検討する際に、常に軽視しやすい文化現象 は、即ちその成員としての大和民族が、所謂華夷の弁別という文化理念に直面した時、強 靭な文化的努力によって、自己の文明の発展において、自己の文化の本質に属する本体意 識と主体精神を創造し、また華夏文化と互いに呼応して、文明の発展を促進してきたこと である。東アジア文明史には、大和人の豊富な創造物が遺されてきた。

^{1『}説文解字』華部に見える。『淮南子』墬形訓の文に、「末に十日有り、其の華下地を照らす」とある意味である。

² 例えば、『左伝』僖公二十三年の文に、「晋・鄭は同儕なり」(意味は「晋と鄭とは同じような連中で ある」ということ)とある。

³文化学的な立場から考察すると、「華夷の弁別」は、比較文化に属する研究課題であり、その研究者には、 多元文化的な学識・教養を備えることが求められ、世界文明史における普遍的な意義を持つ文化的現象と して、その研究者は世界文明史の巨視的かつ基礎的な知識を備えなければならない。そうでなければ常に 狭い先入観にとらわれ、その他の存在に気づかないであろう。

『古事記』、『日本書紀』から構成される「記紀神話」は、大和民族の形成についての 最も早い時期の記憶的性格を持つ芸術的な叙述である。『古事記』上巻の初めの文字は即 ち、「天地の初発の時、高天の原に成りませる神の名は、天之御中主神」である。これは、 日本民族の起源となる最初の天神であり、その意味は即ち宇宙の中心の神である。『日本 書紀』では、『古事記』中の第三代の「神」を最高の創造神とし、「国常立尊」と名を定 めた。その意味は即ち大地の中心の神である。これらの神秘的な故事は、この民族の多神 崇拝的な文化的心理を凝集した。このような文化心理は、その生活様式、価値基準、信仰 活動の一切の面に浸透し、神道に発展した。

神道精神は、日本古代文化の「本体」として、まず初めに日本の神国観念として現れた。 「神国」の理念は最も早くは『日本書紀』が作り出した神功皇后が新羅を討伐する記事に 見える。その作者は新羅王の口を借りて、「吾聞く、東に神国有り、日本と謂う。亦聖王 有り、天皇と謂う。必ず其の国の神兵なり。豈に兵を挙げて以て拒ぐべけんや。」と言う。 そうして、新羅は直ちに日本の軍隊に抵抗することなく、「素旗して自ら服し、素組以て 面縛」した。14世紀の『神皇正統記』は、日本の皇統譜を、神話を参照して完璧に編集し 始めたもので、日本の天皇が神の後裔であることを論証した。その書の最初の句で即ち「大 日本は神国なり」と言う。この精神文化の本体意識は、大和民族の基本的な世界観と宇宙 観を構成し、そのことがまた、日本人が東アジア文明圏で活躍する力の基礎となった。

神道の力は、それが日本列島に入ってくる各種の外来文化を融合する能力を備えていた ことにある。日本思想史上、「江戸漢学」の第一人者と称される林羅山は、徳川幕府が儒 学の朱子学を主たる内容とした意識形態を打ち立てるのを助けた。彼の朱子学に対する理 解は、最終的には最高神の信仰に帰着した。彼は『神道伝授』という書物の中で、前述の 「国常立尊」によって儒学を解釈し、「心の外に別に理無し。心清明なるは、神の光なり。 行迹正しきは、神の姿なり。政行わるるは、神の徳なり。国治まるは、神の力なり。」と 言う。従って、神道と人道によって「理」の支配下にある儒家神道理論を構築し、朱子学 における人性の最高原理としての「理」を、「神道即ち理なり」に変え、「理当心地神道 観」をうち立てた¹。18 世紀後半に、本居宣長と彼の『古事記伝』を代表として、漢学(儒 学)から脱却し、古来の「天之御中主神」の歴史主義を強調することによって、「日本精 神」の旗を高く掲げ、神道を国学の理論面に進めることが行われた。日本文化には、その 1500 年余りの発展において、常に自己の文化を凝集する本体的な核心が存在していた。こ の本体的核心によって、古代日本文化は、相当広範な面において、中華文化を主要な内容 とするアジア大陸の文化を吸収し、さらにそれらを融合して自己の文化の発展に不可欠な

^{1『}羅山全集』巻五十五、『神道伝授』三十三「国常立同体異名の事」などに見える。

基本的要素とすることを可能とした。

さらに、古代東アジア文明圏において、華夷観念は、最初は華夏民族の中に生じたが、 それは恒久で堅固不変のものでは全くなかった。特定の生存状態において、政治や文化の 変動により、朝鮮半島や日本列島の民族も、かつて自己の文化を「華」と言い、周辺の他 の異文化を「夷」と言った¹。

17世紀、東アジア大陸では重大な政治的変化が生じ、江戸時代初期に五山時代を受けて 広まった程・朱の理学は疑われ始めた。当時、儒学者であり、兵学者でもあり、さらに神 道学者でもあった山鹿素行は、『聖教要録』の中で、彼の「儒学道統説」を述べた。彼は、 中国儒学の「道統の伝は、朱に至りて竟に泯滅」し、そのため、「学者は(皆)儒を陽に して異端を陰にす」という。彼は「周公孔子の道」を直接継承するという旗を掲げ、中国 本土から「儒学の正統」の理念を奪い、暗に文化地理における「華夷」の概念は既に「東 西の転移」を生じさせ始めた。このことによって、次第に発展していた「日本古学派」(「古 義学派」と「古文辞学派」の両方を含む)は、「孔子の真の精神を把握する」ことを自任 し始めた。それによって、東アジア文明圏において、日本型の華夷観念が出現した。即ち、 日本を「華」とし、他者を「夷」とする観念である。もし中国本土の華夷観と比較するな らば、日本型の華夷観はより複雑な内容を持っている。自ら「華文化」と称する日本精神 は、既に漢学と国学との違いを超え、事実上、中国儒学、仁斎学、徂徠学、兵学、神道学 の内容を内包した寄せ集めであった。まさにこのような観念の立場から出発して、中国は 既に「儒学の真の精神」を失っていると考えるようになった。

江戸時代の日本型華夷秩序には、以下のようないくつかの特徴がある。第一に、中国の 王朝との「対等」な地位を努めて保持しようとした。第二に、全面的な海禁を行った。第 三に、周辺においては、朝鮮、琉球、アイヌや、さらには遠くオランダに至るまでの「位 階制」的性質の「華夷秩序」をうち立て、さらに「中国を再建する」という基本的な策略 を確立した。

これらはすべて、華夏民族の文化が華夷の弁別を持っていたのと同様に、日本の民族文 化の中にも「民族本体」という強力な核心があり、それによって自己の文化を確認し、発 展させてきたことを示している。日本の「華夷論」は近代日本発展の理論的基礎の一つと なったが、これは東アジアの華夷の弁別を研究する際に十分に注意すべきことである。

^{1「}華夷観」の朝鮮半島における変遷については、朝鮮李朝時代の儒学者の著作や、16世紀から18世紀ま での朝鮮の使者の『燕行録』の報告を参照していただきたい。

日中関係史は、歴史書の記録では二千数百年に及び、その中の近代史・現代史はわずか に 150 年余りである。前近代の日中関係史を見渡すと、以上で分析したように、中国と日 本はともに東アジア文明圏内にあり、中国は中心に位置し、日本は周辺に位置するが、各 側面において日中間にはみな非常に密接な関係がある。しかも歴史的事実は既に非常に明 白であり、日本が二度朝鮮に進撃して日中の軍事的対立を引き起こしたことと、モンゴル 族が自らの世界的境域を形成する過程で元軍が二度日本に進撃したことを除いて、日中関 係は長期にわたり安定し、平和で、友好的で、互恵的な局面を保持してきた。中華文明の 日本文化に対する巨大な影響は疑いを容れないことであるが、日本文化が中国の発展に与 えた影響もまた軽視することはできないものである。このような文化的な相互作用は、古 代の中国と日本の間の政治、経済、文化関係の最も基本的な枠組みを構成した。

第一部 第一章

7世紀の東アジア国際秩序の創成

王小甫

歴史上における東アジア(ここでは特に東北アジア)は地理的には中国大陸、日本列島、 朝鮮半島およびその間の海洋を指しており、こうした自然環境がこの地域の特殊な国際関 係の舞台となった。7世紀前後の東アジア国際秩序はこの舞台で展開された歴史から生ま れたものである。

第1節 早期の東アジア国際関係

日本は古称を倭といった。遅くとも中国の両漢時代(前3~3世紀)には、倭は中国との 往来を始めていた。『漢書』地理志には「楽浪海中有倭人,分為百余国,以歳時来献見云

(楽浪海中に倭人がいて、百余国に分かれている。定期的に来朝して見えると云う)」と あり、『後漢書』倭伝には「建武中元二(57)年、倭奴国奉貢朝賀,使人自称大夫,倭国 之極南界也。光武賜以印绶(建武中元二(57)年、倭奴国は貢物をもって朝賀に参加した。 使者は自分を大夫と自称している。倭国の極南に位置している。光武帝は印綬を下賜し た)」とある。光武帝が倭奴国王に印綬を下賜した事は、日本の江戸時代天明四(1784) 年に福岡県志賀島で出土した「漢委奴国王」金印によって証明されている。下って魏晋南 北朝時代(3~6世紀)には、「邪馬台国の時代、倭の五王の時代と、倭人の自主性は強ま ったが、しかし倭の女王、倭の五王は中国王朝の冊封を受けるばかりでなく自ら要請して もいた)¹」。

7世紀までの倭の中国への遣使には重要な特徴がある。すなわち政治色が濃厚であること である。文献に記載の見える倭の中国に対する遣使は大多数が冊封の要請かその授受と関 係しており、地域政治に積極的に介入しようとする姿勢が明らかに見て取れる。こうした 進取的態度の発展は次の3段階に分けられる。

- (委人諸国から邪馬台国に至る時期。この時期、倭は主として地域社会に積極的に参入 しようという願望を見せ、「漢委奴国王」、「親魏倭王」といった藩属関係とその名号に 満足していた。
- 2. 統一後の倭の五王の時期、すなわち中国の南北朝時代(紀元5、6世紀)に相当する。

¹沈仁安「『漢書』、『後漢書』倭人記事考釈」(同氏『日本史研究序説』、香港社会科学出版社、2001年)68 頁および同氏「倭五王遣使除授考」(同氏前掲書)180頁以下。

この時期、倭王は引き続き中国王朝の冊封を受けることを求め、それによって自らの 国内的権威や国際的地位を高めようとした。

3. 遣隋使。国際的地位や文明程度の高まりに伴い、倭国はもはや冊封を求めず、中国との対等な関係を勝ち取ろうとした。

倭の対中関係におけるこうした変化は日本列島の社会的発展と地域社会におけるその活動からの影響と密接に関係している。

3 世紀初頭から、邪馬台国周辺地域に勢力の拮抗する強国が相次いで出現した。南部に は狗奴国、北部には海を隔てて向かい合う朝鮮半島東南部、即ち新羅国の前身である辰韓 の勢力が台頭してきた¹。両者の勢力拡大は邪馬台国にとって直接的な脅威となり、狗奴国 とは恒常的に武力衝突もあった。こうした挟み撃ちの情勢のもと、邪馬台国は「遠交近攻」 の政策をとり、積極的に中国との関係を持ち、それによって辰韓の脅威を阻止し²、南部の 狗奴国への対応に専念しようとした。史料の記録によると、239 年から 247 年までに、曹 魏中国との間に相互に7度ほど使者を派遣している。

266年に邪馬台国が中国の晋朝に使者を派遣した後、中国と倭の間では147年間往来が 途絶える。一方この期間、朝鮮半島における倭人の活動は相当に活発だった。朝鮮半島に は紀元前108年に漢の武帝が衛氏朝鮮を滅ぼし四郡を設置してより、漢末および魏晋時代 までなお楽浪、帯方の二郡が存在していた。313年、高句麗(前37~668)が朝鮮半島の 楽浪、帯方両郡を攻め取り、朝鮮半島の「三国時代」が始まった。すなわち、高句麗が半 島北部を領有し、百済が半島の西南に、新羅が半島東南にあった。こうした状況の下、倭 人は半島情勢に積極的に介入し、様々な政治、外交手段を用いて利益を収めていた。「好 太王碑」の記載によれば、4世紀末から5世紀初にかけて、朝鮮半島における倭人の活動 はおおよそ以下のようである。391年、倭軍は海を渡り、百済と新羅に進攻する。393年5

¹[高麗]金富軾『三国史記』巻1新羅本紀は、前漢宣帝の五鳳元年(前 57)4月における赫居世の即位から 記載を始めている。503年に国号を制定するまで、新羅の国名で『三国史記』に見えるものには、「徐那伐」、 「辰韓六部」、「鶏林」、「新羅」などがあり、『三国志』韓伝ではこれを「辰韓」(十二の小国を含む)とい っている。

²『三国志』韓伝によれば、「景初(237-239)中、明帝密遣帶方太守劉昕、楽浪太守鮮于嗣越海定二郡……。 部従事吳林以楽浪本統韓国、分割辰韓八国以与楽浪、吏訳転有異同、臣智激韓忿、攻帯方郡崎離営。時太 守弓遵、楽浪太守劉茂興兵伐之、遵戦死、二郡遂滅韓(景初中(237-239)、明帝は密かに帯方太守の劉昕 と楽浪太守の鮮于嗣を派遣して海を渡り二郡を平定させた。……部従事の呉林はもともと楽浪郡が韓国を 統治していたので、辰韓の八国を分割して楽浪郡に与えた。しかし、吏の通訳に次第に異同が存在するよ うになったため、臣智は韓側の怒りを増長させ、帯方郡の崎離宮を攻撃した。このとき(帯方)太守の弓 遵と楽浪太守の劉茂が起兵して討伐し、遵は戦死したが、二郡はついに韓を滅ぼした)」とあり、「弁、辰 韓合二十四国、大国四五千家、小国六七百家、総四五万戶。其十二国属辰王。辰王常用馬韓人作之、世世 相継。辰王不得自立為王(弁・辰韓は合わせて二十四国、大国は四五千家、小国は六七百家であり、合計 で四五万戸が存在した。そのうち十二国は辰王に属しており、辰王には常に馬韓の人がなり、代々世襲さ れていた。辰王は自立して王となることができなかった)」とある。同書倭人伝によれば、曹魏が楽浪、 帯方両郡をとった後、倭の女王はすぐに使者を派遣して朝貢を求めてきた。注目すべきは、これ以前の辰 韓と倭の争いにおいて、依拠していたのが馬韓及び遼東の公孫氏の勢力であったことである。その間にお ける関係の変遷は、深く究明する価値がある。

月、倭軍は新羅の金城を攻め包囲した。時を同じくして、半島北部の高句麗は新羅と盟を 結び、百済に進攻する。397 年、百済は倭と盟を結び、太子腆支を人質とする。399 年、 倭は新羅に進攻し、「倭人満其国境,潰破城池,以奴客為民(倭人はその国境に満ち、城 池を壊滅させ、奴客を民とした)」。400 年、高句麗は歩騎五万の援軍を新羅に派遣し、倭 の軍兵を撤退させた。402 年、新羅王は倭との通好を望み、勿奈王子の未斯欣を人質とし たが、倭は依然として度々新羅国境を侵擾した。

倭が国内で統一と発展をなしとげ、同時に朝鮮半島で不断に勢力を拡大していった頃、 中国は「五胡十六国」の混乱を経て、南北朝時代に入る。413 年、倭は中国との通交を再 開した。420 年、中国南方で劉裕が晋に代わって宋朝を建国し、439 年には北魏が中国北 方を統一する。この期間に相継いで中国の南朝と友好関係を築いた倭国の讃、珍、済、興、 武の五人の大王は、『日本書紀』所載の仁徳、反正、允恭、安康、雄略の五王であると多 くの研究者がみなしている。倭の五王が中国と交誼を結ぶ政策をとったのは、中国の支持 を頼みとして、東アジア世界における自らの地位向上を図ったものである。中国の史書の 記載によると、421 年に倭王讃が劉宋に使者を派遣してから、502 年に梁武帝が倭王武を 征東大将軍に昇官させるまでの 81 年間に、倭の使者は合計 10 回を数え、そのうち劉宋で 8 回を数える¹。

倭王による中国南朝への遣使の重要な使命は、朝鮮半島における倭国の権利を中国に承認させることだった。劉宋王朝は国内での南北対立状況に直面し、東アジアの国際状況においては倭国との関係を発展させようという積極的な意向を建国早々に見せていた。『宋書』倭国伝には「倭国在高驪東南大海中、世修貢職。高祖永初二年(421) 詔曰:'倭讚万里修貢,遠誠宜甄,可賜除授'(倭国は高句麗の東南の海中にあり、代々朝貢している。高祖永初2(421)年の詔に「倭の讃は万里朝貢してきた。遠き誠は宜しく甄すべきである。賜いて除授すべし」とある)」と記されている。高驪とは高句麗のことで、当時の中国の南北朝のいずれとも旧来の関係を保っていた。しかし倭国は南朝一辺倒であった。後に、宋帝は倭王の要請に応じて詔を下し正式な名号を二度授与している。一度は438年、倭王珍が宋に使者を遣わし、「使持節、都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭国王」の名号を承認することを求めた。当時の宋の文帝は「安東将軍、倭国王」の名号のみを承認したが、451 年には、倭王済に「使持節、都督倭・新羅・任那・

¹ 『南史』倭国伝に、「斉建元中,除武持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事、鎮東大将軍。梁武 帝即位,進武号征東大将軍(南斉の建元中、(倭王)武を持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓 六国諸軍事、鎮東大将軍に任命した。梁の武帝が即位して、武の将軍号を征東大将軍に進めた)」とある。 そのことは『南斉書』倭国伝及び『梁書』倭伝にも見受けられる。『隋書』倭国伝には「自魏至于齊、梁, 代與中國相通(魏から斉・梁まで、代々中国に通交している)」とあり、冊授については言及していない。 史料を比較、検討すると、斉・梁が倭王の官号を進授したというのは、倭国が中国に使者を派遣して通交 するといった状況下で発生したと考えられる。

加羅・秦韓、慕韓六国諸軍事」の名号を加授し、かつ「安東将軍」の名号は従来のままと した。もう一度は478年、倭王武は宋帝に上表して「開府儀同三司」および安東大将軍の 爵号を授け、朝鮮半島に覇を唱える「遠交近攻」政策を支持するよう要請した。宋の順帝 は詔して「使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭 王」という爵号を授けた。

倭王が百済を都督しようとする要求を幾度提出しても許可されなかったとはいえ、朝鮮 半島における勢力を包含する名号が中国の皇帝の認可を得たことは、東アジア国際関係に おける倭国の地位を相当程度に引き上げ、倭王の国際的声望を高めた¹。

第2節 「白江口の戦い」と東アジア国際関係

中国と倭との往来には「空白の6世紀」が存在するが、6世紀中期以後は、東アジアの各 地域の政治は大きく発展した。朝鮮半島南部の伽耶(任那)連盟は解体し、562年には新 羅に大部分が併呑されている²。高句麗は大陸東北部から朝鮮半島北部に跨る大国となり、 北方の突厥および中原王朝とともに鼎立していた。589年、隋朝(581~618年)は長期に わたる中国の南北対立の局面を終わらせ、統一を実現した。ほどなく、倭国内部でも貴族 の政治的衝突が一段落し、593年に推古天皇が即位し、聖徳太子が摂政した。

倭国の聖徳太子は対内的には王権の強化、官吏による行政事務の整備をすすめ、礼制を 重視し実行に努め、仏教を尊ぶといった改革を実施し、対外的には積極的な外交を行い、 中国と対等な地域大国の地位を獲得しようとした。『隋書』倭国伝には「新羅、百済皆以倭 為大国、多珍物、並敬仰之、恒通使往来(新羅と百済はいずれも倭を大国とみなし、珍し い産物が多いとして、尊敬している。常々使者の往来がある)」とある。前述のように、倭 の五王の時期、倭王は望んで中国王朝の臣下であることを自任し、積極的に中国の冊封を 求めていた。しかし、隋朝が中国を統一したにもかかわらず、倭王はさらに冊封を求める ことも受けることもしなかった。そればかりでなく、国際的地位と文明程度の向上に伴っ て、対中関係の上でもますます主体意識を強め、中国と同等の地位を得ようとする態度を 露わにしていった。第二回遣隋使の国書では「日出処天子致書日没処天子(日が昇る場所 の天子から日が没する場所の天子に書を差し出す)」と記し、第三回遣隋使の国書では「東 天皇敬白西皇帝(東の天皇が西の皇帝におうかがいする)」と記したことにこうした態度が

¹ 沈仁安「倭五王遣使除授考」、189-90 頁。同氏「四、五世紀日朝関係の若干問題」および「早期日朝関 係初探」(ともに前掲書『日本史研究序説』) 192-217 頁。

² 朝鮮科学院歴史研究所著、延辺州翻訳組訳『朝鮮通史』上巻(第一分冊)第三章第二節「百済と新羅国 の成立および六伽倻」(吉林人民出版社、1975年)106-9頁。[韓]千寛宇『伽耶史研究』第1篇「復元加 耶史」IV「百済、新羅による加耶争奪と加耶の滅亡」(ソウルー潮閣、1997年)37-54頁。

明らかに表れている。唐代初期に至るまで、中国に遣わされる倭の使者のこうした政治姿 勢はまったく変化しなかった。

倭のこうした態度を、中国の皇帝は決して容認しなかった。『隋書』倭国伝には「其国書 曰: '日出処天子致書日没処天子無恙'云云。(隋煬)帝覧之不悦、谓鴻臚卿曰: '蛮夷書 有無礼者、勿復以聞。'明年,上遣文林郎裴(世)清使於倭国(その国書には「日が昇る 場所の天子から日が没する場所の天子に書を差し出す。つつがないでしょうか」などとあ った。隋の煬帝はこれを不快に思い鴻臚卿に「蛮夷の国の書に無礼なものがあれば、二度 と知らせるな」と言った。翌年、文林郎裴世清を使者として倭国に派遣した)」とある。 これは隋の煬帝が倭王の国書を受け取っておらず、裴世清が倭に赴いたのも対等な国交の 答礼使としてではなく、単に遠くから使者を派遣し朝貢にやってきた蛮夷の国に対して褒 賞の意を表し勅諭を伝えるためだったに過ぎないと一般的に考えられている¹。

その後、中国では隋、唐王朝の交替が起こった。舒明2(630)年秋8月、倭国は大仁犬 上君三田耜(一説には犬上御田鍬とされる)や大仁薬師恵日らを中心とする第一回遣唐使 を任命して中国に遣わした。翌年、「使者入朝、帝矜其遠、詔有司毋拘歳貢²。遣新州刺史 高仁表³往論,与王争礼不平,不肯宣天子命而還(使者が朝貢すると、皇帝は使者が遠路や ってくることを矜み、有司に詔して歳貢にこだわらなくてもよいとした。新州刺史の高仁 表を派遣し論そうとしたが倭王と争礼が生じたため、天子の命を宣べることなく帰朝し た)⁴」。研究によれば、いわゆる'争礼'とは、「天皇下御座、面北接受唐使国書(天皇、 御座を下り、北面して唐使の国書を受く)」という礼儀上の争いであった可能性が高い⁵。 「不平」とは礼儀問題が解決していないことを表し、これによって唐の使者は「不肯宣天 子命而還(皇帝の勅諭を伝えることなく帰り)」、中国と倭の国交は断絶することになった。 後に大化の改新が起こり(645)、また朝鮮半島における新羅の斡旋もあり⁶、倭国は 20 年の国交断絶の後、653年に第二回遣唐使を派遣する。随行人員の構成から見ると、第二

¹倭国の第三回遣隋使のいわゆる「東天皇敬白西皇帝」国書は後の『日本書紀』の編者による偽造だとする 研究者さえいる。徐先堯『二王尺牘と日本書紀所載国書の研究――隋唐期中日関係史之一章』第三-五章 (台北:芸軒図書出版社、2003年)143頁以下を参照のこと。

²「歳貢」とは本来国内の地方と中央の関係制度であるが、ここでは一種の比喩でしかなく、実際には『漢 書』地理志の記述に倭人諸国が「歳時来献見(定期的に来朝して見えると云う)」とあるように、中国人 が倭人の活動規律に対して抱いていた認識と予想を表したものにすぎず、また拘束力のある制度でもない。 言い換えると、唐太宗の意図は倭人が遠路はるばるやってきたことから、便宜を図ってやりその都度応接 するというものだった。

³ 『旧唐書』東夷伝倭国条には「高表仁」に作る。

^{4 『}新唐書』東夷伝日本条。

⁵沈仁安「唐日関係の若干の問題」(前掲『日本史研究序説』)231頁。

⁶ 『旧唐書』東夷伝倭国条に「至(貞観)二十二年(648)、又附新羅奉表、以通起居。(貞観 22 (648)年 になると、また新羅の使者に附して上表を奉じ、通交を行った)」とある。日本の歴史書によれば、第二 回遣唐使は 653年に出発しているが、貞観 22年は 648年であり、それは新羅が斡旋仲介したと考えるこ としかできない。

回遣唐使は多くの学問僧と留学生を含んでおり¹、これは「大化新政権が構想する国家建設 のために唐の仏教、制度などを学ぶという文化の導入の任務を帯びていた」と一般に考え られ、史書の記載に「奉対唐国天子、多得文書、宝物(唐の皇帝を奉じ、多くの文書や宝 物を得た)」とあるのもこの時の遣使が文化的色彩を帯びていたことを感じさせる。しか し、この時の倭国内部での唐朝中国に対する認識には依然として大きな隔たりがあった。 例えば、これより2年前の651年、新羅の使者が日本へ赴いた際に「著唐国服、泊于筑紫。 (倭)朝廷悪恣移俗、訶責追還(唐の衣服を着て筑紫に停泊した。倭の朝廷は勝手に服装 を改めたことを悪み、とがめて追い返した)²」ということがあり、こうした傲慢な態度は かつて遣隋使が携えていった国書に「日出処天子」と称していたことに一致する。この時 期の倭国では高向漢人玄理ら帰国留学生が積極的に活動していたとはいえ、自国を尊崇す る王権側の保守的勢力が依然として強い影響力を保っていたことがうかがえる。

第二回遣唐使を派遣した翌年の654年、前回の使者がまだ帰国しないままに、倭国は慌 ただしく第三回遣唐使を派遣する。この時の使節と随員の官位はその他の時期の使者より も明らかに高位であり、留学生や学問僧も伴っておらず、派遣も急であった。明らかにあ る種の政治的使命のためであった。この遣唐使が長安に到着すると、唐朝の役人が日本国 の地理等の情報を詳細に聞き取り、帰国の際には「高宗降書慰撫之、仍云:'王国与新羅 近、新羅素為高麗、百済所侵、若有危急、王宜遣兵救之。'(高宗は書を与えて慰撫して云 った。「王の国は新羅に近く、新羅は常々高麗や百済に侵攻されている。もしも危急のこ とがあれば、王は兵を派遣して新羅を救うように」と)³」。こうしたことから、この時期 に倭が使者を中国に派遣したことは、当時の緊迫した東アジア地域の国際情勢と密接に関 連していることがうかがえる。

しかし、その後 659 年に派遣された第四回遣唐使では、当時の倭国が自負心を強めてい たことが再び露わになる。『日本書紀』斉明 5 (659) 年秋 7 月丙子朔戊寅の条に「遣小錦 下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥、使於唐国。仍以道奥蝦夷男女二人、示唐天子(小錦 下坂合部連石布と大仙下津守連吉祥を使者として唐に派遣した。道奥の蝦夷の男女二人を 帯同し、唐の天子に見せた)」とある。倭国は唐と新羅が百済を滅ぼす(660 年)直前に唐 へ使者を派遣し、唐の皇帝に対して蝦夷国が「毎歳入貢本国之朝(毎年我が国に朝貢にや ってきます)」と述べ、依然として自分たちは中国と同様に夷狄を臣服させている大国で あると誇示しようとした。「これは中国から輸入された華夷観念という大国ショーヴィニ ズムにより、権威付けを図ろうとしたためだ)」と考える者もある⁴。だが、ここまでの両

^{1 『}日本書紀』白雉4(653)年夏5月条。

² 『日本書紀』白雉2(651)年是歳条。

^{3 『}唐会要』巻99、倭国条。

^{4 [}日] 堀敏一『隋唐帝国と東アジア』(雲南人民出版社、2002年)47頁。

国関係史から見て、より重要な理由はやはり倭人の自負心と、それによる中国文化の先進 性や国力の強大さ対する認識不足であると考える。そうでなければ、唐と新羅が百済を滅 ぼした後に倭が百済の復国のために敢然と出兵し、白江口の戦い(663年)で徹底的な敗 北を喫するようなことにはならなかったはずだ。

こうしたことから、白江口の戦い以前に両国間には多年にわたる往来があったにもかか わらず、隋唐中国の国際的地位やその力について倭が正確な認識を持たず、あるべきはず の重要視もしていなかったことが分かる。白江口の戦いは倭人の目の曇りを晴らし、倭人 はそれによって唐朝中国の発達した政治文化と真剣に向き合い、学び、さらに自らの国家 を建設し、自国の問題を適切に処理するようになった」。もちろん倭国(日本)の律令制国 家建設にもそれなりのプロセスがあった。白江口の戦いに敗れて後、天武元(672)年の 壬申の乱等の曲折を経て、大宝元(701)年になって大宝律令を制定し、ようやく完成に 至る。東アジアの国際関係にもこの時期に大きな変化が起こった。

第三節 新羅統一が東アジア国際関係におよぼした影響

663年、倭は海軍を朝鮮半島に派遣し、百済の再建を援助しようとしたが、白江口の戦 いで新羅と中国唐朝の連合軍に殲滅された。このあと倭国の国策と東アジアの国際関係に は相継いで大きな変化が起こった。「白江口の戦い」は歴史の転換点となったのだ。

前述のように、倭国は長期にわたって朝鮮半島の経略を積極的に行ってきた。一方、隋 唐は両代にわたって地理政治的な要因によって高句麗を攻撃、征伐していたとはいえ、隋 唐王朝が朝鮮半島情勢に介入していったのはむしろ、主として朝鮮半島の新羅が巧みに計 画、実行した統一戦略によって巻き込まれていったものだ。新羅の目的は朝鮮半島の大同 江以南の三韓故地を統一することであり²、そのため、同時期に朝鮮半島西部に併存してい た百済を消滅させることが主要な戦略的目的であった。

百済は最も古くは漢江南岸の慰礼城に建都し、後に高句麗の軍事的拡張によって、475年 に錦江中流域の熊津(現在の公州)への遷都を余儀なくされた、また後の 538 年には再度 南行して泗沘(現在の扶余)に遷都した。この時、朝鮮半島東部の新羅がすでに台頭して おり、百済は朝鮮半島で最も弱小の国家となった。6 世紀中葉、新羅はまず百済と同盟を 結び、漢江下流域を攻撃、占拠して、高句麗の勢力を北方へ追いやった。新羅はひき続き 西方に勢力を拡大し、百済の西海岸を奪取した。百済は554年に反撃するが、百済の聖王

^{1[}日]鬼頭清明『白江ロ-東アジアの動乱と日本』(東京:教育社、1986年)182 頁以下。[日]西嶋定生 『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会、1985年)120頁以下。[日]森公章『「白村江」以後-国家危 機と東アジア外交』(講談社、1998年(訳注:原文では1999年))14-5頁。

² 拙稿「新羅北界と唐朝遼東」(『史学集刊』2005 年第3期)41-7頁。

と3万の将兵は管山城で戦死する。これらのことに照らせば、百済は日本列島の倭国にや むなく頼ったのであり、ついにはかねてからの宿敵高句麗とも手を結び¹、滅亡の運命から 脱しようと試みた。しかし百済が生き残りを賭けたこの戦略は政治的には短慮であり、は からずも東アジア国際関係のなかで百済自身を中国と対立する位置に置いたのである。特 に中国を統一した隋唐王朝が築かれてからは、百済のそうした劣勢はより一層鮮明になっ た。例えば、『旧唐書』 東夷百済伝には、「(貞観) 十六年(642)、義慈興兵伐新羅四十余城、 又発兵以守之、与高麗和親通好、謀欲取党項城以絶新羅入朝之路。新羅遣使告急請救、太 宗遣司農丞相里玄奨齎書告諭両蕃、示以禍福。及太宗親征高麗、百済懐二、乗虚襲破新羅 十城。(貞観)二十二年(648)、又破其十余城。数年之中、朝貢遂絶。高宗嗣位、永徽二年 (651)、始又遣使朝貢(貞観16年(642)に、義慈王は発兵して新羅の十余城を征伐し、 占領後に守備兵を置いた。さらに、高句麗と和議を結んでから党項城を攻め取ることによ って、新羅が入朝する経路を絶とうと謀った。新羅は使者を派遣して急を告げ救援を要請 した。太宗は司農丞の相里玄奨を派遣して書を齎して百済と新羅を諭し、禍福を示した。 太宗が自ら高句麗を討つに及び、百済は二心を抱き、隙に乗じて新羅の十城を襲撃した。 貞観 22 年(648)、さらに新羅の十余城を破った。その後、数年間、朝貢が途絶えた。高宗 が即位して、永徽2年(651)、使者を派遣して朝貢を再開した)」とある。

百済が置かれている状況とその戦略について新羅は充分に理解していた。新羅が勃興し 発展した時期にはちょうど高句麗が朝鮮半島で勢力を伸ばして対立していた。新羅は伽耶 (任那)を兼併し、近隣の倭国とも利害の衝突が生まれていた²。当然のことながら新羅に とって百済との戦いの最中に南北両面を敵に挟まれることは望ましくなく、またその状況 に甘んじていることもできない。こうした情勢の中で朝鮮半島の統一を進めようとするな らば、東アジア地域のなかでは中原王朝と行動をともにするしかない。後に新羅を統一す る文武王(661~681)はこの戦略の意図について次のようにはっきりと述べている。「往者 新羅隔於両国、北伐西侵、暫無寧歳。戦士曝骨積於原野、身首分於庭界。先王愍百姓之残 害、忘千乗之貴重、越海入朝、請兵絳闕、本欲平定両国、永無戦闘、雪累代之深讐、全百 姓之残命。百済雖平,高句麗未滅。寡人承克定之遺業、終已成之先志。今両敵既平、四隅 静泰(先に新羅は両国から侵攻されたので、北伐西侵し少しもやすまるときがなかった。 兵士のさらされた骨は野に積まれ、身と首はばらばらとなっていた。先王は百姓の被害を 憐れんで、千乗の貴さをすて海を渡って入朝し援軍を要請したのはもともと両国を平定し、

¹ [韓]李基白『韓国史新論』(漢訳本、国際文化出版公司、1994年)48-9頁。実際、百済の聖王(523-554) が再度熊津から泗沘(現在の扶余)に遷都したのは陸上で激しく追いやられたことのみと関係しているの ではなく、さらに海路を利用して盟友と連絡し侵攻に対抗しようとする意図があった。後の「白江口の戦 い」においても同様である。

^{2 [}韓]千寛宇『伽耶史研究』(前掲) 44-52 頁。

こののち戦闘もなく、代々の深き仇を雪ぎ、百姓の命を全うさせようとしたからだ。百済 は平定することができたが、高句麗はまだ滅びていない。私は高句麗を平定する事業を引 き継ぎ、ついに己成の先志を実現することができた。現在両方の敵が平ぎ、四方は安泰に なった)¹」と。この史料からも新羅が朝鮮半島情勢の中で度々唐朝を巻き込んで行動した 主な理由がうかがえる。

実のところ、新羅が唐朝を巻き込んだ方法は単純なもので、何かにつけて唐朝に新羅だ けが東アジアの中で唯一信頼できる忠実な盟友であると思わせ、何事にも唐朝を頼みとし たのである。例えば、隋唐両朝が相継いで高句麗を攻撃、征伐した際、新羅は高句麗と盟 を結ばなかったばかりか、貞観17(643)年には唐朝に対して、百済が「与高麗和親通好、 謀欲取党項城以絶新羅入朝之路(高麗と親しく通交しており、党項城を取って新羅が入朝 する進路を閉ざそうと目論んでいる)²」と告発している。また、永徽6(655)年、「新羅 王金春秋又表称百済与高麗、靺鞨兵侵其北界、已没三十余城(新羅王金春秋はまた百済が 高句麗、靺鞨の兵と北側の国境に侵攻し、すでに30カ所以上の城が落ちたと上表した)³」 とあり、唐朝は新羅をこの挟撃の危機から救うために高句麗を挟み撃ちにする態勢を整え、 「欲滅高麗、故先誅百済、留兵鎮守、制其心腹(高句麗を滅ぼすために先に百済を伐って 兵を駐屯させ、その重要拠点を占領しようとした)⁴」ので、百済を消滅させようとするの は必然の成り行きであった。

顕慶 5 (660) 年、百済は唐・新羅連合軍に一挙に攻め滅ぼされた。その後、百済の旧将 福信と僧人道琛は周留城で抵抗し、もとの王子扶余豊を倭国より迎えて、これを王とし、 復国運動を展開した。前述のように、隋唐中国は倭国を地域情勢における対等な相手とは みなしておらず、第三回遣唐使が帰国する際には、「高宗降書慰撫之、仍云: '王国与新羅 近。新羅素為高麗、百済所侵。若有危急、王宜遣兵救之。'(高宗は書を降してねぎらい、 「王の国は新羅に近い。新羅は高麗と百済に侵攻されている。もし危急のことがあれば、 王は兵を出して新羅を救うように」と述べた)⁵」。しかし倭国は自負心から、勧告を聞き 入れなかったばかりか、かえって唐朝に対抗しようという思惑をつのらせ、百済の復国を 助けるために敢然と出兵した。

663年に朝鮮半島の白江口⁶で起こった戦闘については、『旧唐書』劉仁軌伝の記述が最も

^{1 『}三国史記』新羅本紀第六、文武王。

^{2 『}旧唐書』東夷伝百済条。

^{3 『}旧唐書』東夷伝新羅条。

^{4 『}資治通鑑』巻 200。

^{5 『}唐会要』巻99、倭国条。

⁶ この地名については、『(新増)東国興地勝覧』巻18によると、かつて唐将蘇定が百済を伐とうとしたとき、扶余の扶蘇山下の白馬釣江の蛟龍が風浪を鎮めた。それにちなんで同江を白馬と名付け、韓国人は現在でもその名を用いている。漢文史料では白江とする。日本の史料では白村江と称するものが多いが、その理由は未詳。日本の学界ではこれまで多数の論文で「白村江の戦い」の歴史的意義について論じられて

詳細である。「俄而余豊襲殺福信。又遣使往高麗及倭国請兵、以拒官軍。詔右威衛将軍孫仁 師率兵浮海以為之援。仁師既与仁軌等相合、兵士大振。於是諸将会議,或曰: '加林城水 陸之衝、請先撃之。'仁軌曰: '加林険固, 急攻則傷損戦士、固守則用日持久。不如先攻 周留城。周留、賊之巢穴、群兇所聚。除悪務本、須抜其源。若克周留、則諸城自下。'於 是仁師、仁願及新羅王金法敏帥陸軍以進。仁軌乃別率杜爽、扶余隆率水軍及糧船、自熊津 江往白江、会陸軍同趣周留城。仁軌遇倭兵於白江之口、四戦捷、焚其舟四百艘。煙焰漲天、 海水皆赤、賊衆大潰。余豊脱身而走、獲其宝剣。偽王子扶余忠勝、忠志等率士女及倭衆并 耽羅国使、一時並降。百済諸城、皆復帰順(俄にして余豊が福信を殺害し、高麗と倭国に 使者を派遣して援軍を要請し官軍に抵抗した。皇帝は詔勅を出して右威衛将軍孫仁師に兵 を率い海路援軍を派した。仁師は仁軌らと合流するというので、大いに士気が上がった。 諸将の合議では「加林城は水陸の要衝であるから、まず先に攻撃しよう」と言う者もあっ たが、仁軌は「加林城は堅固で、攻撃を急げば兵士を損い守りを固められれば、長い持久 戦になるだろうから、先に周留城を攻めるのがよい。周留城は、敵の本拠地で、反乱分子 が多く集まっているから、そこを伐たねばならない。もし周留城を落せば、その他の城も 自然と落せるだろう」と言った。そこで仁師、仁願および新羅王金法敏は陸上で軍を進め た。仁軌と別将の杜爽・扶余隆は水軍と糧船を率い、熊津江から白江に向かい、陸軍と合 流して周留城に向かおうとした。仁軌はたまたま白江の河口で倭兵と遭遇し、四度戦って 勝利し、船四百艘が燃え、煙と炎が天を覆い、海水は赤く染まり、敵軍は壊滅した。余豊 は逃れたが、その宝剣を獲た。偽王子扶余忠勝、忠志らは、兵士、子女および倭の衆、さ らに耽羅国の使者を率いてみな降伏した。百済の諸城は、そのすべてが再び帰順した)」。 引用史料の記述からも分かるように、唐・新羅連合軍は綿密に計画を練っており、本来は 水路の要衝である加林城を迂回し百済復国運動の中心地となっていた周留城を伐とうとし ていたのだが、結果として思惑が外れ、逆に加林城付近の白江口で倭の水軍との間に大き な戦いが起こる。この海戦は、唐の水軍にとってあきらかに思いがけないものであった。 唐軍にとっては、白江口で倭軍と戦闘が起こったことは全くの予期せぬ事態であった(そ れは史料が「遇」という字を用いてこの事件を記している理由でもある)。

こうしたことから、唐・新羅連合軍は百済が高句麗および倭に出兵を要請していたこと

1 『旧唐書』劉仁軌伝。

いるが、白江とは何か、白江口および周留城の具体的位置などについてすら明らかにされていない。([韓] 鄭孝云『古代韓日政治交渉史研究』第4章第2節「"白江戦闘"の問題点と対外関係」(漢城学研文化社、 1995年、177-85頁)、[日]森公章『「白村江」以後』、105頁を参照のこと)。関連する地誌の記述を詳しく 検討すると、白江(『三国史記』巻7には「白沙」とされるが、字形の近似による誤りであろう)或いは 白馬江はその起点は金剛川が錦江と交わる所にあり、下流の終点は林川郡(現在の扶余郡林川面)古多津 であると考えられる。また史料に見える白江口とは白馬江の下流の終点(すなわち河口)の古多津であり、 往事の戦は古多津、江景一帯で起こったものであろう。詳しくは拙稿「白江口の戦相関史地考論」(拙編 『盛唐時代と東北アジア政局』、上海辞書出版社、2003年)を参照のこと。

も知っていたし、戦闘の前には加林付近の情勢もはっきりと把握していたことが分かる。 そうでありながら、なぜ結局は加林付近の白江口においてこのようなはち合わせによる戦 闘が起こったのだろうか。その根本的な原因は唐朝が東アジア戦略の重点を南ではなく北 に、倭ではなく高句麗に置いていたため、君臣上下の誰もが倭国や倭の兵を意に介してい なかったからだと私は考える¹。唐人のこうした意識は、『旧唐書』百済伝の同じ戦いに関 する記述と照らし合わせればより明確になる。「扶余豊覚而率其親信掩殺福信、又遣使往高 麗及倭国請兵以拒官軍。孫仁師中路迎撃、破之、遂与仁願之衆相合、兵勢大振。於是仁師、 仁願及新羅王金法敏帥陸軍進、劉仁軌及別帥杜爽、扶余隆率水軍及糧船、自熊津江往白江 以会陸軍、同趨周留城。仁軌遇扶余豊之衆於白江之口、四戦皆捷、焚其舟四百艘、賊衆大 潰、扶余豊脱身而走。偽王子扶余忠勝、忠志等率士女及倭衆并降、百済諸城皆復帰順、孫 仁師与劉仁願等振旅而還(扶余豊は福信が自分を殺そうとしていることを知って、側近を 率いて彼を殺害し、高句麗と倭国に使者を派遣して援軍を要請し、官軍に抵抗した。孫仁 師は中途でその軍を迎撃してこれを破り、遂に仁願の軍と合流したので兵の勢いは大いに 上がった。仁師、仁願および新羅王金法敏は陸軍を帥いて進み、劉仁軌及び別帥の杜爽・

¹例えば、661年に百済が平定されると、唐軍は兵を引き上げ、劉仁願、劉仁軌らに百済府城と熊津城に それぞれ駐屯させ、百済の余衆を鎮圧させた。その後蘇定が勅命を奉じて高句麗を伐とうとして、平壌を 包囲した際は、戦勝を見ぬまま兵を引き上げた。この時高宗は勅書を劉仁軌に下し「平壌軍回、一城不可 独固、宜抜就新羅。若金法敏(金春秋之子、新羅文武王、661-681年在位)藉卿留鎮、宜且停彼;若其不 領、即宜泛海還也。(平壌の軍は帰還させるが、一城だけでは守備体制が十分ではないので、その地を脱 し新羅に就いて、ともに屯守せよ。もし金法敏(金春秋の子、新羅の文武王、661-681年在位)が卿らが 駐屯することを望むなら、その地にとどまり、もし求めがなければ、海路で帰還せよ」(『資治通鑑』巻200、 唐高宗竜朔2年(662)秋7月丁巳条)と述べている。高宗の勅書を受け取ると、唐軍は「将士咸欲西帰 (将士はみな西に帰りたいと思った)」。こうした状況の中で、劉仁軌は唐朝の東北アジア戦略について唐 軍の将士に対してはっきりと次のように述べている。「主上欲吞滅高麗、先誅百済、留兵鎮守、制其心腹。 雖妖孽充斥、而備預甚厳、宜礪戈秣馬、擊其不意、彼既無備、何攻不克?戦而有勝、士卒自安。然後分兵 规険、開張形勢、飛表聞上、更請兵船。朝廷知其有成、必当出師命将、声援纔接、凶逆自殲。非直不棄成 功、実亦永清海外。今平壤之軍既迴、熊津又抜、则百済余燼、不日更興、高麗逋藪、何時可滅?且今以一 城之地、居賊中心、如其失脚、即為亡虜。抜入新羅、又是坐客、脱不如意、悔不可追。况福信凶暴、残虐 過甚、余豊猜惑、外合内離、鴟張共処、勢必相害。唯宜堅守観変、乗便取之、不可動也(皇帝は高句麗を 滅ぼすために、先に百済を伐って兵を駐屯させ、その重要拠点を占拠した。残敵は極めて多く、装備も充 実しているが、戈をとぎ、馬にまぐさを与え、相手を不意打ちにすれば、敵は無防備なのだから勝てない はずがない。戦争に勝てば兵士も安心するだろう。その後、軍を分けて険阻の地に拠りつつ陣容を広げ、 皇帝におうかがいを立てて、さらなる兵船の派出を要請しよう。朝廷も成功したことを聞けば兵を出して 将を任命するはずであり、援軍と合流できれば、敵は自ずから壊滅するだろう。目前の成功を諦めないこ とだけでなく、永く海外の安寧を実現することができる。いま平壌の軍が帰還し、熊津も占領されては、 百済の余党は遠からず再興して、高句麗の巣窟は、いつになったら滅ぼすことができるであろうか。いま 一城のみで敵の中心にいて足を失った状態である。もし亡命となって新羅に入っても、それを失えば敵の 捕虜となってしまう。新羅の地に入って、流亡の客となりもし不本意な結果に終われば、そのとき悔やん でももはや遅い。福信は凶暴で残虐であり、余豊は猜疑心が強い。両者が一緒にいれば、自然と互いに傷 つけあうだろう。ただ固く守り続け隙をみて、これに乗じて攻撃する。軽々しく動いてはならない)」と。 こうして、「衆従之(衆はこれに従った)」(『旧唐書』劉仁軌伝)。このことから、唐朝の皇帝であろうと 臨戦している唐軍の将士であろうと、みな倭国と倭の軍を意に介していなかったことが分かる。唐朝は地 理的要因による政治関係によって高句麗と衝突しただけであって、半島情勢には新羅によって引きずり込 まれたのであった。唐初の東北アジア戦略においては、倭国に対する軍事的経略はまったく考えられてお らず、またあり得るべくもなく、そのため唐軍にとって白江口での倭軍との遭遇はまったく予想外であっ た。

扶余隆は水軍と糧船を率い、熊津江から白江に向かって陸軍と合流し、ともに周留城に向 かった。仁軌は扶余豊の軍と白江の河口で遭遇し、四度戦ってみな勝利し、船四百艘を焼 いた。敵軍は壊滅し、扶余豊は逃走した。偽王子扶余忠勝、忠志らは兵士、子女および倭 の衆を率いてみな降伏し、百済の諸城はそのすべてが再び帰順し、孫仁師や劉仁願らは兵 士を整えて帰還した)」。孫仁師の兵が東莱を出発し、途中高句麗の兵を破ったことは疑い なく、それによって「兵の勢いは大いに上がり」、前途に強敵なしと考えた。そのため、白 江口の倭兵もここでは「扶余豊の衆」とされ、戦後にとらえられた俘虜さえも、百済の附 庸であるとみなされた。したがって戦いが終わると、唐朝の大軍の人馬は引き返して凱旋 している。

『日本書紀』巻 27 の記載には、白江口の戦いの翌年、すなわち 664 年に「夏五月戊申朔 甲子,百済鎮将劉仁願遣朝散大夫¹郭務悰等進表函与献物。(夏 5 月戊申朔甲子の日に、百 済に駐屯中の劉仁願は朝散大夫の郭務悰らを派遣して手紙と贈り物を届けた)」とある。こ の後 665、667、669、671 年にはいずれも唐朝の使者が倭に遣わされた。この事実によって、 日本の研究者西嶋定生は、事実上、白江口の勝利を契機として、唐朝の倭国に対する活動 も突然積極的になったと考えている。また、これらの遣使団は1回に船 47 艘、随員 2 千人 を数えたこともあり、決して和平の使者ではなく、威嚇のために完全武装してやってきた 遣使団であったとする。西嶋氏はさらに 666 年に唐の高宗が泰山で行った封禅までも白江 口の戦勝と関連づけている²。あきらかに、こうした見方は敗戦側の倭国の感覚から生じた もので、客観的に事実を求める姿勢とはいえない。

まず指摘しなければならないのは、日本の史書に記載されているこれら唐人の遣使が、 漢文史籍にはまったく見られないことだ。また 664 年夏 5 月のいわゆる「百済鎮将劉仁願」 も存在しないことである。前述のように、白江口の戦いの後、劉仁願と孫仁師は唐の大軍 を率いて凱旋帰国し、劉仁軌だけが駐屯するために残った。『資治通鑑』巻 201 によれば、 これは竜朔三 (663) 年 9 月のことで、さらに、「劉仁願至京師、上問之曰:'卿在海東、前 後奏事、皆合機宜、復有文理。卿本武人,何能如是?'仁願曰:'此皆劉仁軌所為、非臣 所及也。'上悦,加仁軌六階、正除帯方州刺史、為築第長安、厚賜其妻子、遣使齎璽書労 勉之。上官儀曰:'仁軌遭黜削而能尽忠、仁願秉節制而能推賢、皆可謂君子矣。'(劉仁願 が都に到着すると、天子が尋ねた。「卿は海東にいたとき、上奏は全て時宜に合しており、 また文章も理路整然としていた。武人なのに、どうしてこのようなことができたのか」と。

¹朝散大夫は唐朝の文散官従五品下の官名。唐制において、散官で無職事の者は必ず兵部吏部に当番で出仕 し、その後、初めて職事官の選考にあずかることができた(『唐六典』巻2吏部郎中員外郎条を参照のこ と)。ここで郭務悰はわずかに散品の位で出使しており、また無職事のまま派遣されており、出使の名号 もなく、たいへん疑わしい。

² [日] 西嶋定生『日本歴史の国際環境』120 頁以下。

仁願は答えて「これはすべて劉仁軌のしたことであって、私の手柄ではありません」と言 った。天子はこれを聞くと喜び、仁軌に六階を加え、正式な帯方州刺史に除し、長安に邸 宅を築いてやり、その妻子にも厚く褒美をやり、使者を遣わして璽書によって勤労をねぎ らった。上官儀は「仁軌は官位を剥奪されたにもかかわらずよく忠を尽くし、仁願は節制 を乗って賢人を推挙した。いずれも君子というべきだ」といった)」とある。よって、劉仁 願が既に国内に戻っていたことは疑いない。麟徳元(664)年冬10月になって、鎮将劉仁 軌が上表した陳情によって、「上深納其言,遣右威衛将軍劉仁願将兵渡海以代旧鎮之兵(天 子はその言葉を聞き入れ、右威衛将軍劉仁願を派遣し兵を率いて渡海させもとの駐屯兵と 交替させた)」。これを見れば、『日本書紀』の記載は誤りだということが分かる。

次に、史料には明確に記載されていることだが、白江口の戦いの後、「百済諸城皆復帰順, 孫仁師与劉仁願等振旅而還(百済の城はそのすべてが再び帰順し、孫仁師や劉仁願らは兵 を整えて帰還した)」ので、勝利に乗じて倭軍を追撃し首都を脅かそうという意図はまった くなかった。そうした行動は唐朝の東北アジア戦略を見ても、白江口の戦役の遭遇戦とい う性質から見ても、合理的に理解できることである。劉仁軌が百済の故地に駐屯した際の 任務は、『旧唐書』の本伝によれば「初、百済経福信之乱、合境凋残、殭屍相属。仁軌始令 收斂骸骨、瘗埋弔祭之。修録戸口、署置官長、開通塗路、整理村落、建立橋梁、補葺堤堰、 修復陂塘、勧課耕種、賑貸貧乏、存問孤老。頒宗廟忌諱、立皇家社稷。百済余衆、各安其 業。於是漸営屯田、積糧撫士、以経略高麗(当初、百済は福信の乱を経ていたので、国土 はすべて無惨なありさまで、途切れることなく死骸が横たわっていた。仁軌はまず命令を 下し骸骨を集め、丁重に葬り弔わせた。戸口を収録して、官長などの役人を置き、道路を 建設して、村落の設備を整備し、橋梁を作り、堤堰を補修し、陂塘を修復し、農作業を積 極的に推し進め、困窮する者を救い、孤児や老人を養った。宗廟の忌諱を頒布し、(唐の) 皇家の社稷を立てた。百済の民は、みな安心して生業に従事した。こうして漸次、屯田事 業を開始し、食料を備蓄して兵士をいたわり、高句麗の経略をはかった)」。劉仁軌が上表 した陳情では「臣伏覩所存戍兵,疲羸者多,勇健者少,衣服貧敝,唯思西帰,無心展効(私 が見ますに、駐屯兵は疲弊している者が多く、壮健な者は少なく、衣服も充分ではなく、 早く西に帰りたいとばかり思い、士気が失われており)」、「(兵士) 咸言: '初発家日、惟令 備一年資装;今已二年、未有還期。'臣検校軍士所留衣、今冬僅可充事、来秋以往、全無 準擬。陛下留兵海外、欲殄滅高麗。百済、高麗、旧相党援、倭人雖遠、亦共為影響、若無 鎮兵、還成一国。今既資戍守、又置屯田、所藉士卒同心同徳、而衆有此議、何望成功!(兵 士達は「出発したときには1年分の装備しか備えさせなかったが、もう2年が過ぎたとい うのにまだ帰れない」と言っており、私が兵士の衣服を点検してもこの冬を越すことはで きましょうが、来年の秋以降に関しては、全く備えがありません。陛下が海外に兵士を駐

13

留なさったのは高句麗を滅ぼそうとするためでした。百済、高句麗は以前からお互いに連携し、倭人も遠くにあるとはいってもやはりお互いに影響し合っているので、駐屯兵がいなければ国を作るおそれがあります。すでに駐屯兵に援助し、屯田をつくれば、心を一つとするでしょう。しかし、こうした苦情がでるようではどうして成功をのぞむことができるでしょうか!)¹」とある。当時高句麗はなお「辺境の強国」であり、疲弊した唐軍は百済に駐屯し、その勢力に及ばないことを恐れているのに、わざわざ遠方の倭の国との間に波風を立てるわけがないではないか。

実際、唐朝中国の倭国についての理解には限界があり、倭国を上手く経略することはま ったく不可能だった。『旧唐書』日本伝の記述には、「日本国者、倭国之別種也。以其国在 日辺,故以日本為名。或曰:倭国自悪其名不雅、改為日本。或云:日本旧小国,併倭国之 地。其人入朝者,多自矜大,不以実対,故中国疑焉(日本国は倭国の別種である。日の出 の方向に国があるので、日本と名付けた。また、倭国がその名が雅やかでないのを嫌って 日本と改めたとも言う。また、日本は古くは小国だったが、倭国の領土を併呑したという。 日本人が入朝するときはおおかた自分を誇張して大きく見せようとし、実をもって答えよ うとしないので、中国はこれを疑った)」とある。これによれば、『日本書紀』の記述の通 り自江口の戦いの後に唐の使者が頻繁に倭を訪れたということが、仮にあったとしても、 やはり百済の故地に駐屯していた唐軍の、虚勢を張って己れを守らんとした示威行為であ るにすぎないだろうし、滅亡した国から倭国に逃げた百済の難民があおりたてたことも、 敗戦側の倭国の過敏な反応を後押ししただろう。総じて、唐朝中国の史籍にまったく記載 がないということを考えると、唐朝と倭国の関係における重要な問題点について倭の側の 一方的な言葉だけを鵜呑みにすることはできない。

百済が滅亡すると、高句麗に侵略、占拠された百済の旧領地を奪い返すことが、おのず から新羅の統一事業の急務となった。文武王6(666)年、「王以既平百済、欲滅高句麗、 請兵於唐。冬十二月、,唐以李勣為遼東道行軍大総管,以司列少常伯安陸、郝処俊副之,以 擊高句麗(王はすでに百済を平定したので、高句麗を滅ぼしたいと思い、唐に援軍を要請 した。冬12月、唐は李勣を遼東道行軍大総管として、司列少常伯安陸と郝処俊を副官とし て、高句麗を伐った)。」8(668)年「秋七月十六日,王行次漢城州,教諸総管往会(唐朝) 大軍。文穎等遇高句麗兵於蛇川之原,対戦,大破之。九月二十一日,与大軍合囲平壤。高 句麗王先遣泉男産等詣英公請降(秋7月16日、王は漢城州に行きそこに駐屯し、多数の総 管に唐の大軍と合流させた。文穎らは蛇川の源流で高句麗兵に遭遇して戦い、大勝した。9 月21日、唐軍とともに平壌を包囲した。高句麗王は泉男産らを派遣して英公のところに行 かせて降伏した)」。同年「十一月五日、王以所虜高句麗人七千入京。六日、率文武臣寮朝

^{1 『}資治通鑑』巻 201。

謁先祖廟、告曰:祗承先志,与大唐同挙義兵、問罪於百済・高句麗、元凶伏罪、国歩泰静、 敢茲控告、神之聴之(11月5日、王は捕らえた高句麗人七千人を都に入らせた。6日、文 官武官を引き連れて先祖の廟を参拝し、「つつしんで先祖の志を承けて、唐とともに挙兵し て百済と高句麗の罪状をあきらかにし、それを平定し、国を安泰にすることができました ので、ここに御報告します、どうかお聞き届け下さい、と述べた」)」¹。

高句麗の滅亡は朝鮮半島で統一新羅(668~935)が成立したことを示し、これは東アジ ア国際関係史において画期的意義を有する重大な事件であった。

第四節 渤海国の建国と東アジア国際秩序の形成

実際のところ、白江口の戦闘が起こるまでは、倭の側ではつとに闘志を昂揚させ、唐朝 中国と優劣を争おうとしていた。661年1月、倭の斉明天皇は九州に赴き、自ら唐・新羅 連合軍との戦闘を指揮しようとしたが、長旅の疲労により病に伏し逝去した。そのため倭 軍の朝鮮半島出征計画は実行を延期せざるを得なかった。研究によれば、白江口の戦闘に おいても、倭軍の自負や、自軍の実力への過大な評価、唐・新羅連合軍の実力の軽視など によって、無鉄砲な戦いを挑み、結果として惨敗を喫することになったことが分かってい る。

白江口海戦の惨敗は、倭国朝廷が全く予想していなかったことであった。心情的には自 信満々で唐に対抗しようとする興奮状態から、一気に閉塞状態へと落ち込んだ。唐朝の一 挙一動のすべてが、倭国朝廷を恐怖に陥れ、大軍が国境に押し寄せ、列島の安全を脅かす のではないかと不安にからせた。『日本書紀』の記述によれば、664年5月、百済駐屯の将 軍は郭務悰を使者として倭国に派遣した。12月、郭が立ち去った後、倭王は命令を下して 対馬島、壱岐島、筑紫国に防人と烽火台を設置させ、また筑紫国には水城も造らせた。翌 年8月、さらに筑紫国に大野、基肆の両山城を築いて唐軍の来襲に備えた。667年11月、 唐の使者司馬法聡が倭に到着する。まもなく、倭国は対馬海峡一帯に高安、屋島、金田の 三城をそれぞれ築いた。総章元(668)年に唐朝が新羅とともに高句麗を滅ぼすと、唐朝 が倭国に出兵すると噂されたため、倭は一方では河内鯨を使者として唐朝に派遣して虚実 を探らせ、一方では高安城などの守りを固めた。天智天皇はこうした危機的な国際的環境 の中で、心労から病を得て逝去したのであった。

『新唐書』日本伝の記述には「咸亨元年(670),遣使賀平高麗。後稍習夏音,悪倭名, 更号日本。使者自言,国近日所出,以為名。或云日本乃小国,為倭所并,故冒其号。使者

^{1 『}三国史記』新羅本紀第六、文武王。

不以情,故疑焉(咸亨元(670)年に、使者を派遣して来て高句麗を平定したことを祝っ た。後に次第に中国の言葉を理解するようになって、倭という名を嫌って日本と改めた。 使者の言葉では、国が日の出の場所の方角にあるので名前にしたという。日本はかつて小 国だったが倭を併呑したので国号を改めたともいう。使者は実情を述べなかったので、こ れは疑わしい)」とある。倭国が日本へと改名した理由とその時期については、学界では すでに多数の研究が行われ多くの学説が存在している。いま東アジア国際関係の視点から この問題を検討すると、倭国が日本へ改名したのは、戦争による打撃を回避するためであ った可能性が高い、とする説にほぼ同意したい¹。一般的に、改名は670年前後に行われた と考えられているが²、遅くとも河内鯨が派遣された669年すなわち唐と新羅が高句麗を滅 ぼした翌年には行われただろうと私は考えている。なぜなら、時期的に、百済と高句麗が 相継いで滅亡したことは倭国が新たな国名に変えようとするに充分な動機になり得るし、 河内鯨が出使して「賀平高麗(高麗を平定したことを祝った)」ことは国名を改めたとい う情報を広めるのに恰好の機会であったからだ。そして、この後701年に第八回遣唐使が 派遣されるまでの間、三十年間あまりにわたって日本と中国の間には一度も使者の往来が なくなるが、その理由は、主に両国と統一新羅との関係が転倒したからである。

すでに 657 年に、倭国が新羅と百済の紛争において百済に肩入れしたことから、新羅は 倭国との正式な通交を断絶していた。しかし高句麗が滅んだ後は、高句麗の南部領土の帰 属をめぐって唐と新羅との間に確執が生じ³、新羅は同(668)年のうちに日本に使者を派 遣した。その後 700年までの 32 年間に、新羅は日本への使者を合計 29 回派遣し、同時に 日本も新羅へ使者を 11 回派遣しており、両者の往来は平均で1年1回以上となり、常な らぬ密接さを見せている。この時期の新羅は唐朝に対抗するという目的のために、日本と の良好な関係を必要としていたことが明らかである。また日本も地域政治のなかで勢いに 乗じる機会とみなして、唐朝と関係を改善する機会を放棄してしまったのである。ところ が7世紀末に唐と新羅の関係が次第に好転してくるのに従い、新羅と日本との関係は再び 冷え込み、日本人もついに目を醒ますこととなった。

¹ 台湾の研究者徐先堯氏は「『旧唐書』日本国伝あるいは『三国史記』文武王10年(670年)12月の記述 によれば、新たな国号日本は、すなわち倭国が劉仁願の遣使による示威行為を受けて唐への使節を停止し てから後、唐朝によって白江戦役の責任を追及されることを恐れて行われたものである。倭国は対内的に は国名を「ヤマト」(すなわち「山門」あるいは「山戸」)としており、対外的に「日本」を用いたのは、 特に対中外交における必要性によるもので、かつての「日出処」という観念を引き継いで成立したもので ある。」(同氏前掲書『二王尺牘と日本書紀所載国書の研究――隋唐期中日関係史之一章』197頁)とする。 しかし、いわゆる「劉仁願遣使」とは664年の郭務悰が倭に遣わされた後、668年に高句麗が滅亡する前 のことであり、倭国は665年と667年の2回、唐に使者を送ってもいる。そのため、倭国の改名はおそら く白江戦の後に責任を追及されることを恐れたためばかりではなく、高句麗の滅亡を受けて同様の運命を たどることを恐れたからである可能性が高い。

² 主に『三国史記』新羅本紀第六記載の文武王 10(670) 年 12月「倭国更号日本、自言近日所出(倭国は 名を改めて日本とした。日の出の場所に近いからだと言っている)」に基づく。

³ 拙稿「新羅北界と唐朝遼東」43-4 頁。

7世紀と8世紀の変わり目に東アジア国際関係の重大な転機が現出したのは、主として 中国東北部に渤海国(698~926)が現れたことによるものだ。

高句麗滅亡の後、唐朝はさらなる経略を行わなかったばかりでなく、設立したばかりの 安東都護府を朝鮮半島の平壌から遼東へと撤退させた。それは唐朝の戦略に限界があった (和平共存という中国の伝統的思惟の影響があった)ばかりでなく、西方で吐蕃王朝 (629 ~846)が台頭してきたからでもあった。670年、薛仁貴率いる唐軍十万の兵は青海の大非 川で破られ、この時から、唐朝と吐蕃は青蔵高原および西域において長期にわたる戦いを 続けることになった。吐蕃の屈強さは東突厥にも復興の機会を与えることになった。東突 厥は唐初の貞観4 (630)年に北突厥を滅ぼした後に幽州(現在の北京)から霊州(現在の 寧夏霊武)に至る沿辺地区に配置された突厥の降部である。50年が過ぎると、彼らは唐朝 が軍事力を西北方に振り向けて吐蕃と激しく対立しているのに乗じてしばしば反乱を起こ し、ついに 682年には東突厥汗国(682~745、学界ではこれを突厥第二汗国または後汗国 とも称している)を建国した。東突厥の本営は漠北の烏徳鞬山(または郁督軍山とも言う。 現在のモンゴル国杭愛山)に築かれたとはいえ、度々南下して略奪を繰り返していた。特 に黙啜が可汗となった時代(691~716)には、東西万里にわたって領域を拓き、北狄諸族 を悉く支配し¹、四十余万の弓兵が毎年のように唐との国境に侵攻し、さらに吐蕃とも呼応 し、東突厥汗国の最も強大な時期を迎えた。

東突厥の復興によって唐朝の辺境で大きな騒擾が生じ、唐朝は東部の防衛線をさらに収 縮させざるを得ず、東北部の辺境防衛に当たっていた営州(治は現在の遼寧省朝陽)の兵 力をも東突厥の平定に振り向けることになった。営州という地は歴代の中原王朝が東北地 域を治めるための前衛基地であり、その領域内には奚、契丹など多数の民族が雑居してお り、唐は平盧軍を置いて室韋、靺鞨を鎮撫し、安東都護府との連絡を保っていた²。武周延 載元(694)年には「臘月甲戌、默啜寇霊州。室韋反、遣右鷹揚衛大将軍李多祚撃破之(12 月甲戌の日、黙啜が霊州を襲った。室韋も反乱したが、右鷹揚衛大将軍李多祚を派遣して これを平定した)」。³営州で騒擾が起こったことは、東北アジアの政局に大規模な連鎖反応 を引き起こした。万歳通天元(696)年、まさに武周の朝廷が吐蕃、突厥の双方との戦い

¹ 『旧唐書』突厥伝上「契丹及奚自神功(697)之後,常受其徴役(契丹と奚は神功年間(697年)以後に 度々突厥の徴発を被っていた)」『新唐書』北狄伝室韋の条に「其国無君長,惟大酋,皆号'莫賀咄',摂 筦其部而附于突厥(この国では君長がなく、大酋があるだけで、それを皆は『莫賀咄』とよび、その部族 を率いて突厥に帰属している)」とある。同書北狄伝渤海条に黒水靺鞨は「異時請吐屯於突厥,皆先告我 (渤海に道を借りて唐と通交するときや、吐屯となることを突厥に要請するときは、全て渤海に告知して きた)」とある。吐屯とは突厥が属国や別部に派遣して賦税の徴収や取締りを統監させていた官吏。『新唐 書』突厥伝下を参照のこと。

² 『旧唐書』地理志一、平盧軍節度使条。同書 39「地理志」二、柳城条。営州が唐代の東北辺境防衛で担 っていた地位と役割については、拙編『盛唐時代と東北アジア政局』所収の「唐代平盧軍と環渤海地域」 を参照されたい。

^{3 『}通鑑』巻 205。

に悩まされ、腹背から敵の挟撃を受けていた時¹、「夏五月壬子,営州契丹松漠都督李尽忠、 帰誠州刺史孫万栄挙兵反,攻陷営州,殺都督趙文翽。尽忠,万栄之妹夫也,皆居於営州城 側(夏5月壬子の日、営州契丹松漠都督の李尽忠と、帰誠州刺史孫万栄が挙兵して反乱を 起こし、営州を攻め落とし、都督の趙文翽を討った。尽忠は万栄の妹の夫で、いずれも営 州城の付近に住んでおり)」、「尽忠尋自称無上可汗,拠営州,以万栄為先鋒(尽忠は無上 可汗と自称して、営州に割拠し万栄を先鋒とした)²」。この大規模な反乱は一年余り継続 し、政治的に大きな影響をもたらした。

契丹の反乱によって唐朝は塞外の軍政施設からの撤退を余儀なくされ、営州は無政府状態に陥った。こうして、高句麗滅亡の後、営州地区に配置されて 30 年になっていた粟末 靺鞨と高句麗の余部は機に乗じて管理下より逃れ、粟末靺鞨の故地、すなわちいわゆる「旧国」(現在の吉林敦化一帯)に戻り割拠して自陣を固めた。当時武則天は契丹に悩まされていたため、靺鞨を懐柔し、その首領乞乞仲象を震(或いは振)の国公として封ずるほかなかった。しかし一部の靺鞨は冊封を受けようとしなかった。そのため、契丹平定の後、武則天はただちに派兵し背叛する靺鞨を追撃したが、追撃の軍は仲象の子である大祚栄が率いる部衆の激しい抵抗に遇った。特に契丹が敗れた後はその余衆や奚がみな東突厥に投降したため、突厥勢力が間に立ち塞がる形で中原王朝の靺鞨討伐の進路を遮断した。次いで大祚栄が国家を建てると、始めはその父の封号を用いて震国と称したが、先天2(713) 年に唐の冊封を受けて渤海と改称した³。

渤海靺鞨の興起は唐朝に新羅との関係改善と同盟関係の修復を促した。渤海は建国後、 中国東北部で勢力を拡大するばかりでなく、朝鮮半島にも領土を拡げようとし、統一新羅 の発展を阻害した。唐朝は渤海の国力を充分に牽制するために、新羅と良好な関係を保ち 渤海を両面から抑制する必要があった。また新羅も中国との伝統的な友好関係を回復させ ることを望んでおり、一面では唐朝との同盟関係を頼みに渤海と政治的に拮抗しようとし、 また一面では唐朝の先進的文化を大いに吸収し自国の発展を促がそうとした。研究によれ

¹ 『通鑑』巻 206、則天后神功元(697)年武懿宗軍至趙州の条には、孫万栄が敗れる前に「今欲帰唐、罪 已大。帰突厥亦死、帰新羅亦死。将安之乎!(いま唐に帰順しようとしても、すでに罪は重い。突厥に帰 順しても死ぬことになり、新羅に帰順しても死ぬことになる。どうしたらよいものか)」と哀嘆したこと が記されている。契丹の騒乱が突厥、新羅それぞれとの関係と時期の上で考慮されていたことが分かる。 ² 『通鑑』巻 205。

³『新唐書』北狄渤海伝、『旧唐書』北狄渤海靺鞨伝。本伝によれば、渤海国は終始中原王朝を宗主として おり、その政権の合法性は中央政府からの冊封に頼っていた。そのため内部ではしばしば政争が起こって いた。拙稿「総論:隋唐五代東北アジア政治関係大勢」四「靺鞨、女真の逓興」、拙稿「唐朝と新羅関係 史論――兼論統一新羅の東アジア世界における地位」(前掲『盛唐時代と東北アジア政局』16-9、338-9頁) を参照されたい。併せて[日]金子修一「唐朝より見た渤海の名分的位置付けについて」([日]日本唐代史 研究会編『東アジア史における国家と地域』(唐代史研究会報告第八集)、東京:刀水書房、1999年)402-24 頁、[日] 濱田耕策『渤海国興亡史』東京:吉川弘文館歴史文化ライブラリー、2000年)16-7頁、馬一虹 「唐の大祚栄 "渤海郡王"号册封考――および唐朝の渤海と高句麗関係についての認識」(『北方文物』2002 年第2期)61-66頁を参照のこと。

ば、新羅が 699 年に派遣した遣唐使はこのことと関連しているようだ¹。ただ、703 年から は新羅こそが最も頻繁に朝貢の使者を中国に派遣した国家だったらしいとはいえ²、唐と新 羅の政治的関係に重大な変化が発生したのはやはり 8 世紀 30 年代初頭である。

開元 21 (733)年に唐玄宗が新羅に対し渤海を挟撃するための出兵を要請すると、新羅 はすぐに積極的に呼応した。このときの軍事活動は冬季で雪のために撤兵することになっ たが、新羅の誠意に報いるために、唐朝は新羅の国境の北辺を浿江(現在の大同江)と定 めることを正式に承認している³。これにより、両国は長期的な友好関係を保ち、全面的に 発展する段階に入った。唐朝は新羅の軍隊を動かして渤海靺鞨を抑制するために、新羅王 に対して特別に寧海軍使という軍号を加授した。登州(現在の山東省蓬莱)が渤海の襲撃 に遭っていることを教訓に、新羅王に軍号を加授することで海上の安寧を保とうとする意 図もあった⁴。この軍号は後に代々の新羅王にも加授され、中唐時期以後に新羅の南方で張 保皐の清海鎮が現れるまで続いた⁵。総じて、8世紀 30年代に唐と新羅が同盟関係を回復し た後は、両者の連携関係は日増しに密接となり、こうした関係は統一新羅の社会発展にと ても有利であった。8、9世紀、唐と新羅の戦略的連携を軸に、東北アジアの政治的形勢は ほどよい均衡状態を保つようになり、これによって国際秩序は二百年間近い安定した情勢 を維持することとなった。こうしたことはいずれも歴史的にプラスの意義を有している。

日本は白江口における惨敗を教訓とし、天智天皇以後の歴代天皇はいずれもその原因を 深く反省した。そうした中から彼らは、当時の日本が唐朝に対抗できる国力を持っておら ず、日本が東アジア世界の強国となるためには、中央集権体制を整え、王権を確立し強化 して、富国強民の国内政策を行わなければならないと悟った。事実、白江口の戦いの後四 十年近い努力を経て、日本は様々な面で長足の進歩を遂げた。日本の統治者たちが白江口 での惨敗によって得た第二の教訓は、日本の政治、経済、文化を迅速に発展させるには、 平和な環境が必要なばかりでなく、さらに大陸の先進文化を吸収しなければならないこと、 そのためには近隣の国家と友好的な関係を確立することが極めて必要であることを深く 身に沁みて理解したことである。よって、続く奈良時代は対外関係の新時代となる。

大宝律令を完成させ律令制国家を確立させた701年、唐と日本が国交を断絶してから32

⁴ 『旧唐書』東夷伝新羅条、5337頁。『新唐書』同伝によれば「渤海靺鞨掠登州,(新羅王)興光撃走之, 帝進興光寧海軍大使,使攻靺鞨(渤海靺鞨が登州を襲撃し、新羅王興光がこれを撃破したので、皇帝は興 光を寧海軍大使という軍号に昇進させ、靺鞨と戦わせた)」(6205頁)。すなわち新羅王が先んじて出兵し、 後から軍号を得ている。渤海が登州を襲うのに利用したのは黄海の海賊であったことから、まず新羅と衝 突していたと考えることも可能である。[日] 濱田耕策「新羅王権と海上勢力――特に張保皐の清海鎮と 海賊に関連して」(前掲『東アジア史における国家と地域』454-5頁)を参照のこと。

¹ ニーダム「武則天と朝鮮半島政局」(劉健明編『黄約瑟隋唐史論集』、中華書局、1997 年) 72-3 頁。 ² ニーダム「武則天と朝鮮半島政局」73 頁。

³ ニーダム「『曲江集』所収唐と渤海および新羅勅書を読む」(『黄約瑟隋唐史論集』)95-102 頁。併せて陳 寅恪『唐代政治史述論稿』(150-1 頁)、拙稿「新羅北界と唐朝遼東」(44-5 頁)を参照のこと。

⁵[日] 濱田耕策「新羅王権と海上勢力――特に張保皐の清海鎮と海賊に関連して」455-6頁。

年が経過していたが、日本は第八回遣唐使を派遣した。この時の遣唐使は日本が中国と通 交する目的が政治的なものから文化を学習することへと転向したことを明確に示してお り、そのため『旧唐書』日本伝の関連記述にもその文化的色彩が濃厚である。「長安三年 (703)、其大臣朝臣真人来貢方物。朝臣真人者、猶中国戸部尚書、冠進徳冠、其頂為花、 分而四散、身服紫袍、以帛為腰带。真人好読経史、解属文、容止温雅。則天宴之於麟徳殿、 授司膳卿、放還本国(長安3年(703)、日本の大臣の朝臣真人が貢ぎ物を届けにやってき た。朝臣真人は、中国の戸部尚書にあたり、衣冠整い、その頂に花をつくり、分かれて四 散していた。紫袍に身を包み、帛の腰帯を身につけていた。真人は経史をよく理解し、文 字も書き、容姿は温雅だった。武則天が彼のために麟徳殿で宴を開いたとき、司膳卿の号 を賜り、本国に放還した)」とある。日本人の文化改造がついに成果を上げ、彼らは唐朝 と同様の国家組織構築に努め、中国と同質の文化を形成することに力を注ぎ、国際社会に 認められるまでになったのである。日本自身もこれを大いに誇りとし、『続日本紀』巻 3 慶雲元(704)年秋七月甲申朔条には「唐人謂我使曰:'亟聞海東有大倭国、謂之君子国、 人民豊楽、礼義敦行。今看使人儀容大浄、豈不信乎!'(唐の人は我が使者に「海の東に 大倭国があり、そこは君子の国で、人々の生活は豊かで楽しく、礼義を重んじていると聞 いていた。今あなた方使者の様子が大変整っているのを見ると、本当のことですね」と言 った)」とある。

ここから、誠心誠意中国文化を学ぼうとすることが以後歴代の遣唐使の中国訪問の主た る目的となった。その一例として、西北大学で収集された『贈尚衣奉御井公墓誌』を見る と「公姓井、字真成、国号日本、才称天縦、故能(銜)命遠邦、馳騁上国。蹈礼楽、襲衣 冠、束带(立)朝、難与儔矣!(公の姓は井、字は真成、国は日本と号す。才覚豊かで、 命がけで遠方から我が国にやってきた。礼楽を身につけ、衣冠はかさねつけ、礼装して朝 廷に立てば、並び立つ者がいないと思われるほど立派だった)」と記されている。

ある日本の研究者が「白江の敗戦以後に生じたこのような衝撃の余波は、ちょうど明治 維新や第二次世界大戦の後と同じように、「敵国」の国家体制や文化を国を挙げて吸収し ようと躍起になった時期だと言えるだろう」と論じている¹。しかしこの二つの時代とは大 きな違いがある。すなわち白江の敗戦の後、特に日本が唐朝文化を学び律令制国家を建設 した後は、その国策は地域政治へ積極的に参与したかつての姿勢から国内政策へと収斂し、 平和と成長の方向に転向している。日本の研究者森公章の近著『「白村江」以後』第3章 「律令国家『日本』の成立」第5節は「消極外交への転換」と題されており、半島外交の 放棄、耽羅(現在の韓国済州島)の援助要請の拒絶、唐朝との通交の回避、新羅の「朝貢」、

^{1 [}日]上垣外憲一前揭書『日本文化交流小史』49頁。

唐風化のモデル、「小中華」観の形成といった内容が述べられている。これらはもはや明 確に説明することができる。第八回以後の遣唐使は唐朝文化の学習に力を入れるようにな ったとはいえ、決して唐に冊封を求めようとはせず、「蕃国」と同等の地位に甘んじてお り¹、従前と比較すると、これらはみな政治の内向的収斂の現れと見てよい。

遣唐使の使命の変化に反映されている日本の国策の転換と平和的成長は、当時の東北ア ジア地域の政治関係の面からも確認することができる。第一に海外に派兵する軍事作戦を 行わなくなったことである。我々が注目しているこの時期には、文献の上では何度か新羅 征伐が記載されてはいるものの、いずれも実行には至らなかったようだ2。第二に地域政治 に関して後退して防御の態勢を取っていることで、白江戦の後および安史の乱の時なども 同様である³。第三に保守的な外交を行っていることである。8世紀からは新羅との往来が 次第に減少し、779年以後は両国の国交はすっかり断絶している。唐朝との間では文化の 学習が主であったため、得るものは多く与えるものは極めて少なかった。渤海との関係は 唐朝との関係とは逆で、主に渤海の側が海上貿易を発展させることを望み、日本の側は極 カこれを制限しようとした。特に8世紀中期以後の東北アジア国際関係が安定した情勢に なると、それに伴い渤海と日本の関係から政治的な色彩は基本的には見られなくなり、単 純な経済、文化交流へと転換し、大首領を始めとする渤海の使節団がさらに足繁く日本を 訪れても、日本側から拒絶されることがしばしばだった。日本の官僚は、文書が礼儀にか なっていないことや、貢期に達していないこと、或いは疫病などを口実にし、海の向こう から艱難を乗り越えてやってきた渤海の貿易使節団をあっさりと追い返していた4。後にそ れが原因となって激しい騒乱が起き、いわゆる「海賊」が誕生することとなった。こうし

¹[日]森公章前揭書、214-5頁。『続日本紀』巻 19 の記述に見えるように、754 年に日本の使者と新羅の使 者が唐朝において「長を争」っているが、いずれにしても、両国とも蕃国の地位において争っていた。日 本が唐に対して「上表」して国交の「対等性の問題」を提起したということに至っては史料に記載がなく、 台湾の研究者徐先堯は次のように考証している。「中国の天子はすでに日本国王に『勅書』を下賜してお り、日本国王は唐の天子に朝貢しているのであって、上表が行われていないということがあり得るだろう か」と。同氏前掲書『二王尺牘と日本書紀所載の国書の研究――隋唐期中日関係史之一章』200-201頁。 ²馬一虹「八世紀中葉の渤海と日本の関係―762 年渤海第六次遣日本使を中心に」(『国学院大学大学院 紀要(文学研究科)』第 29 輯抽印本、1998 年 3 月、261-81 頁)、[日]濱田耕策『渤海国興亡史』 49-53 頁。『三国史記』新羅本紀八には、新羅聖徳王 30(731)年夏4月に「日本国兵船三百艘越海襲我東辺,王 命将出師,大破之(日本国の兵船 300艘が海を越えて我が国の東部を襲撃したので、王は命令を下して兵 を出し、これを大敗させた)」とある。しかし日本の史書はこれについてまったく記述しておらず、疑わ しい。この時の日本の国情を考慮すると、文献に記載されているこうした戦闘については充分に分析を行 う必要性がある。

³ [日]西嶋定生『日本歴史の国際環境』120 頁以下、『続日本紀』巻 21、淳仁天皇天平宝字 2 年(758)12 月戊申条。

⁴ [日] 濱田耕策前掲書『渤海国興亡史』90-104、107-8、124-6、132-3、147-52、162-5、178-80、187-93 頁など。[日]古畑徹「環日本海諸『地域』間交流史の中の渤海国」(前掲『東アジア史における国家と地 域』) 434-8 頁。

⁵[日]古畑徹「環日本海諸『地域』間交流史の中の渤海国」(前掲『東アジア史における国家と地域』)439-40 頁、[日]浜田耕策「新羅王権と海上勢力――特に張保皐の清海鎮と海賊に関連して」(前掲『東アジア史 における国家と地域』)464頁。

たことからは、一部の研究者が描いている「小中華」という華麗な外見の下には禁輸鎖国 の実態が隠されていたことが分かる。しかし、東アジア地域の政治状況の中で7世紀以前 のように積極的にならず、むしろこうした姿勢をとることによって、日本は長期にわたる 自国の平和的発展を成し遂げたのである。周知のように、日本のいわゆる律令制国家とそ の極めて特徴的な伝統文化は、主にこの時期に形成されている。それはまさに「塞翁失马, 安知非福(塞翁馬を失うも、いずくんぞ福にあらざるを知らんや)」と言う通りであり、こ の時期の歴史を回顧することは大いに啓発される所がある。

第一部 第二章

15・16世紀の東アジア国際秩序と日中関係

王新生

15、16世紀はまさに中国大陸の明王朝の時代にあたり、明主導の朝貢体制が当時の東ア ジア地域の国際秩序を形成し、日本もその体制内に入っていった。しかし結局、各自の利 害、内部事情、「倭寇の侵攻」、地域貿易などの問題により、二国間には摩擦が絶えず、戦 争状態にあるところさえあった。「勘合貿易」を継続できなかったうえ、最終的には 300 年 に及ぶ国交断絶にまで至ったのである。

一、明代の朝貢体制

近代以前のそれぞれの時期、東アジア地域の国際秩序は程度の違いはあったが中国大陸 の王朝を中心に形成された朝貢体制にあり、「冊封体制」、「朝貢制度」、「朝貢貿易体制」、「天 朝礼治秩序」、「華夷秩序」など¹とも称されたが、ここから賞封(賞賜)、朝貢、貿易、礼儀、 秩序なども内包されていたことが分かる。文字から意味を解釈すると、「朝」は天子に謁見 すること、「貢」は物品を献上すること、「賞」は物品を回賜すること、「封」は称号を授与 すること、「貿易」は朝貢国が朝貢の過程で交易を行なうこと意味する。具体的には、大陸 の王朝政権の周辺諸国の国王が使節を派遣し、中国大陸の王朝の皇帝に謁見し、朝貢品を 献上し、その返礼として、皇帝が使節とその国家の国王・王后・大臣に礼品を与え、一部 の国の国王などを冊封した。賞賜する礼品の価値は朝貢品をはるかに上回り、朝貢の過程 で貿易を行うこともできたため、朝貢を一種の有利な貿易活動とみなしていた朝貢国もか なりあった。

特に説明が必要なのは、高度に発展した農業文明国家として、中国大陸の王朝は守勢型 の外交政策を比較的多く採用し、「羈縻」という手段を通して地域内の平和を維持したこと である。このためこれを中心に構成された朝貢体制は以下の特徴を有していた。中国大陸 の王朝が多く政治的権威を強調するのに対し、朝貢国は経済的利益を重視するという非対 等性。中国大陸の王朝の朝貢国に対する「来る者は拒まず、去る者は追わず」とした寛容 性。中国大陸の王朝と朝貢国が同心円的な関係で徐々に弱まって行く拡張性などである。 そのほかに、周辺の諸国や民族の統治者は、自らの統治者としての地位を固めたり、自ら

¹西嶋定生 東アジア史論集 第3巻 東アジア世界と冊封体制』、岩波書店、2002年;李雲泉 『朝貢制度史論―中国古代対外関係体制研究』、新華出版社、2004年;浜下武志『朝貢体制と近代アジ ア』、岩波書店、1997年;黄枝連『天朝礼治秩序研究』(上、中、下)、中国人民大学出版社、1992、1994、 1995年;何芳川「"華夷秩序"論」『北京大学学報(哲学社会科学版)』1998年第6期。

の勢力を拡大したりするために、中国大陸の王朝の権威を借りることがよくあったが、中 国大陸の政権も朝貢体制による自身の権威増大を必要としていた。特に漢の武帝以来、「四 夷は服従し、万国は来朝する」ことが、王朝が強大か否かをはかる基準となった。明代朝 貢体制は比較的盛んな時期を迎えたが、これには伝統的要素だけではなく、次に述べるい くつかの現実的要因もあったのである。

第一には、明の建国者の朱元璋は中国史上唯一の貧農出身の皇帝であり、「万国が来朝する」ことでよりいっそう自らの権威増大を望んだ。三代皇帝の明成祖は甥から帝位を簒奪したために、「朝貢」で政権の合法性を示す必要性がさらに増大した。第二に、北方の元朝 残存勢力及び沿海地域の海賊・倭寇を防ぎ平定するために、周辺地域の安定を必要とした。 そのため和平外交を積極的に進め、日本を含む十五の「不征の国」を指定するに至った。 第三に、宋・元時代のわりあいと活発な海外自由貿易と比較すると、明朝は厳格な「海禁」 政策を取ったため、中国大陸と貿易を望む周辺諸国は「朝貢」を通じてしか目的を果たす ことができなくなった。第四に、明前期の強大な国家権力と経済力によって「厚往薄来(回 賜品は多く、朝貢品は少ない)」という政治的外交が可能になった。

洪武元年(1368年)正月、明朝が建国されたが、国内はまだ完全に統一されていなかった。明太祖朱元璋は同年十二月、安南・高麗へ使臣を遣わし新王朝成立を知らせるとともに、両国が使節を明に派遣して称臣し朝貢するように促した。安南国王の陳日煃と高麗国王の王顓は、前後して洪武二年(1369年)六月と八月に使節を派遣し、表文を封じて賀し、特産物を朝貢して、あわせて封爵を求めた。明朝は翰林侍読学士の張以寧、典簿の牛諒を使節として安南へ遣わし、陳日煃を冊封して安南国王とし、同時に符宝郎の偰斯に詔書・金印・誥文を携えさせて高麗へ遣わし、王顓を冊封して国王にした¹。

洪武二年正月・二月、朱元璋は続けて二回使節を日本・占城・爪哇・西洋諸国へ遣わし、 元から明への王朝交代と新皇帝の即位を海外諸国へ告知するとともに、『大統暦』及び各種 の絹織物を持って行き、諸国王へ賞賜した。そして、諸国王に対して明朝の「正朔」を奉 じ、明朝に遣使して称臣し朝貢するよう促した。朱元璋が統治した 1368 年から 1398 年の 間、合計 24 ヶ国が朝貢した²。

そのほか、「海疆不靖(沿岸地域の治安悪化)」を理由に、朱元璋はさらに「海禁」政策 を取った。「海疆不靖」は主に二つのことを表している。一つは他の反元勢力の残党がまだ 存在し、明政権に対して脅威となっていたことがある。元朝末期の農民蜂起では、張士城・ 方国珍など群雄が割拠して朱元璋に対抗していた。彼らは次々と朱元璋に敗れたとはいえ、 その残党は海へ逃亡し、「しばしば島人と結託して山東の沿海州県を荒らした」。そのため、

¹ 万明『中国融入世界的歩履一明与清前期海外政策比較研究』、社会科学文献出版社 2000 年 3 月, 63 頁。

² 李雲泉『朝貢制度史論一中国古代対外関係体制研究』、新華出版社、2004年9月、62-63頁。

「沿海民が密かに海に出るのを禁止したのは、時に方国珍の残党が海上で略奪行為を行ったためである」¹としている。

「海疆不靖」のもう一つの側面は日本の海賊である倭寇の侵攻である。14 世紀初、鎌倉 幕府末期に日本社会は混乱し、1338 年に室町幕府が成立した後も日本列島は南北朝の動乱 期にあった。そのため、西日本の一部の武士・商人・農民・漁民などが経済的欲望を満足 させるため、朝鮮半島・中国大陸の沿海部で武装し略奪行為を働いていた。これを歴史上 「前期倭寇」と言う。また、朝鮮半島・中国大陸も当時まさに元末明初の混乱期にあり、 海防が緩み海賊が跋扈するにまかせてしまった。いくつかの地方勢力もそれに加わり、例 えば「張士誠・方国珍の残党が倭寇を率いて海上に出没し、居民を焼き払い、貨財を略奪 した。これは北は遼海・山東より、南は福建・浙江・広東まで及び、沿海地域でこの被害 を受けない年はなかった²」。

洪武四年(1371年)十二月、明太祖は「さらに沿海民が勝手に海に出るのを禁止ずる」³ 認を出した。これは明代最初の「海禁」の記録である。これと同時に、福建興化衛指揮李 興などが密かに人を遣わして密貿易を行ったことに明太祖は激怒し、「朕は、海道は外国に 通じているため、嘗て往来を禁じた。……禁令を出さなければ、人は皆利に惑わされ刑に 触れる行いをする」⁴とした。このことから「海禁」は海賊対策のほかに、民間の海上貿易 禁止の目的もあったことが分かる。そのほかに朝貢国の貢期・貢納品の制限を設けると同 時に、国家によらない海外商人による貿易も禁止した。洪武五年(1371年)、明太祖は高麗 の貢期と貢納品に対して規定を作り、洪武七年(1374年)には対外貿易を主管していた寧 波、泉州、広州などの地の市舶司を廃止した。また「四夷(異民族)が中国へ入貢する際 には必ず表文を奉ずる」措置を大いに強化し、表文を奉じない国家によらない朝貢貿易を 締め出した。

洪武十四年(1381年) 十月、明太祖は「沿海民の海外諸国への私出禁止」⁵命令を再度発 し、洪武十六年(1383年) には勘合制度を実施、朝貢のため来訪する国へ憑拠を発給した。 洪武二十三年(1390年) には「外蕃(外国) との交通を禁ずることを申厳」し、洪武二十 七年(1394年) には「民間人の蕃香・蕃貨の使用禁止」命令を出した。同時に明太祖は口 実を設けて「海外の諸夷(異民族) は不正行為が多いため、往来をやめる。琉球・真臘・ 暹羅だけは入貢を許す」⁶との措置を行った。明太祖逝去の前年、すなわち洪武三十年(1397

¹ 泉中辰『明代における海禁と海外贸易』、人民出版社、2005年4月、35頁。

² 谷泰応『明史記事本末』巻五十五、上海古籍出版社、1994年4月版、217頁。

³ 『明太祖実録』巻七十、洪武四年十二月丙戌。

^{4 『}明太祖実録』巻七〇、洪武四年十二月乙未。

^{5 『}明太祖実録』巻一三九、洪武十四年十月已巳。

^{6 『}明太祖実録』巻二三一、洪武二十七年正月甲寅。

年)四月にも、「人民が勝手に海外へ渡航し外国と通商を行うのを禁じる」¹詔がさらに出さ れている。

建文四年(1402 年)九月、即位直後の永楽帝は間をおかずに即位詔書を携えた使節を安 南・暹羅・琉球・占城などの国へ派遣し、永楽元年(1403 年)八月から十月までには、八 回にわたって行人・給事中・宦官を爪哇・蘇門答臘・朝鮮などの国へ分派して、各国の国 王に賞賜を与え、明朝へ入貢するよう促した。古来より歴史のある西域シルクロードへは、 陳誠が命を受けて四回往復した。訪問した哈密・吐魯蕃・撒馬爾罕・別失八里・失刺思・ 哈烈などの国がみな使節を遣わし明朝へ朝貢した²。

より多くの海外諸国を明へ入貢させるため、また建文帝の行方を捜索し、海上交通路を 粛清するため、永楽帝は鄭和を派遣して、永楽年間に六度、西洋に向けて大規模な出使を させた。最も遠くではアフリカ東岸の国へも到達している。鄭和の船隊がある土地に到着 すると、まず現地の国王または首長に対して明皇帝の詔諭を読み上げ、各国が中国に遣使 して朝貢することを求め、金銀銭幣・絹製品などを賞賜し、現地の貢納品を受け取り、そ の後船隊が積載してきた貨物を用いて現地で交易を行った。鄭和が訪問した 30 余のほとん どの国や地域が使節を中国へ派遣、朝貢し貿易を行った。うち、渤泥・满刺加・蘇禄・古 麻刺朗など四ヶ国の国王は、自ら中国へ赴き明成祖に謁見した。永楽年間は、「あらゆる国々 が服従し、朝命を受け入貢したものは三十国近く、領土の及ぶ範囲は漢・唐王朝の広さを はるかに凌駕し、成功はなはだしく、抜きんでて盛んであった」³。

一方、永楽帝は使節を厚遇しただけでなく、朝貢使節の中国領内での交易を認めた。初 回の使節派遣で諸国に詔諭した際、礼部大臣にこのような指示を出している。「太祖高皇帝 時代、諸国が使節を遣して来朝した際には、みな誠意を以て遇し、特産物を持ってきて交 易を行う者は、すべて許した。また、避けるべきを知らずに誤って法にふれた場合には寛 大な措置をとり、遠方の人々を懐かせた。今四海は一家となったのだから、広く遠方に示 し、諸国が誠を以って朝貢するのであれば、それを許すべきである」⁴。洪武年間、海外使 節の附帯貨物に対して免税措置が実施されたが、永楽帝はさらに積極的にその政策を進め た。貢期・貢納品や船舶・人員に対する制限を緩和し、さらに次のように明確に指示をし ている。「商税とは国が末端の民を苦しめるものであって、これを利益とするべきではない。 今、夷人が義を慕って遠方から来訪しているのに、彼らの利益を侵害して何の得があろう か?それは大本の道理を大いに辱めることになる」⁵。

^{1 『}明太祖実録』巻二五二、洪武三十年四月乙酉。

² 李雲泉『朝貢制度史論一中国古代対外関係体制研究』、65頁。

³ 『明史』巻七、『成祖本紀·賛』、105頁、中華書局版。

^{4 『}明太宗実録』、巻十二上、洪武三十五年九月丁亥。

^{5 『}明太宗実録』、巻二十四、永楽元年十月甲戌。

これと同時に永楽帝は厳しい海禁政策を継続し、即位詔書で明確に次のように宣言して いる。「沿海の軍民が今年になってしばしば密かに渡航し外国へ通じているが、今後は許可 しない。所轄の官署は洪武の事例を遵守して禁止せよ」¹。引き続き永楽二年(1404 年)正 月にはさらに規定を設け、「令を下して民間の海船を禁ずる。既存の海船はすべて平頭船に 改めること。所轄の官署はその出入りを防ぐこと」²とした。

「朝貢船あるところには即ち互市があり、入貢しなければ互市も許されないことは明ら かである」ため、朝貢の名目での貿易が大いに推進される結果となった。このため、永楽 帝は永楽元年(1403年)、浙江の寧波、福建の泉州、広東の広州など三ヶ所に市舶司を新た に設置し、永楽三年(1405年)この三箇所に駅館を設置、それぞれ「安遠」「来遠」「懐遠」 と命名し、各国の朝貢使節と随行員を接待した。永楽五年(1407年)には京師に四夷館を 設置し、朝貢使節の接待に必要な通訳を養成、確保した。

『明会典』『外夷朝貢考』『明史』など史書の記載によると、明代の朝貢国の総数はおよ そ 100 余国にのぼる。まとめると、おおよそ政治的朝貢国・経済的朝貢国・名目的朝貢国 に分類できる。政治的朝貢国とは、明朝と藩属関係にあり、定期的に使節を遣わして朝貢 し、明朝の年号・暦法を採用するのみならず、明朝もその国王を冊封し、賞賜を与えてい る国を言う。朝鮮・琉球・安南・占城などの国である。宗藩関係が比較的強固なため、明 朝はそれらの政権に対して時には干渉を行うことができ、そこに武力干渉が含まれること さえあった。永楽初年、黎氏が王位を簒奪した安南は、雲南思明府境を何度も侵犯したう え、挙兵し占城に幾度も侵攻していた。前国王の孫、陳天平が明朝に救援を求めたところ、 永楽帝は帰国の際に兵をつけて送らせたが、安南領内で安南側の伏兵の襲撃を受け陳天平 は殺害され、明軍は敗退した。永楽四年(1406)、永楽帝は兵を遣わして討伐し、安南を征 服、改称して交趾を設置し直接統治した。当然このタイプの朝貢国も、経済的利益は重視 していた。

経済的朝貢国も明朝の冊封を受け、定期的或いは不定期に中国に来て朝貢することもあ ったが、主に朝貢の経済的意義に重点をおいていた。日本・暹羅・蘇禄・爪哇・蘇門答臘・ 渤泥・三仏斉などである。明朝は各国の最高統治者が派遣した朝貢使節団のみに中国国内 での交易を認めたため、その他の外国船が中国大陸で貿易するのを禁止したばかりか、自 国人の海外渡航及び海上貿易をも厳格に禁止した。そのため、中国大陸での貿易を望む外 国商船は朝貢船に編入されざるを得ず、中国へ持ち込む品も、一に本国国王の貢納品、二 に正副貢使の貢納品、三に随行員の積載品となっており、随行員の多くは商人であった。 これら「附至蕃貨」「附進貨物」「附至貨物」と呼ばれた積載品の数量は、往々にして「正

^{1 『}明太宗実録』、巻十上、洪武三十五年七月壬午。

^{2 『}明太宗実録』、巻二十七、永楽二年正月辛酉。

貢」の十倍から数十倍を越えるものであった¹。重要なのは、明朝廷がこれら積載品を原則 としてごく一部を除いてすべて買上げ、しかもその価格が原価の数倍であったということ である。また、朝貢使節団成員の中国における食費・宿泊費・輸送費はすべて明が負担し たのであるから、利益は莫大であった²。これら諸国と明朝との宗藩関係は比較的弱く、明 朝は通常内政不干渉としていたが、相互の紛争の際の斡旋を行うこともあった。

名義的朝貢国が中国を訪問した回数は比較的少なく、藩属関係がない上、多くは純粋な 貿易を目的としていた。明代の大多数の朝貢国は名義的朝貢国であり、中央アジア・西ア ジア・南アジア、さらにはもっと遠隔地が多くを占めている。従って、いわゆる朝貢体制 は主に東南アジア地域を含む東アジア地域の国際秩序をさし、具体的には、朝鮮・日本・ 琉球・呂宋・満刺加・爪哇・三仏斉・蘇門答臘・暹羅・安南・占城など、明朝の周辺国家 が該当する。

明朝は朝貢国の貢期・ルート・規模にすべて明確な規定を設けていた。例えば貢期は、 ほぼ三年一貢或いは五年一貢と規定されていたが、関係が比較的緊密な朝鮮は一年三貢、 琉球は二年一貢、関係が比較的疎遠な日本は十年一貢とされていた。しかし朝貢国の多く はあまり貢期を遵守しなかった。ルートについては、明朝の要求は比較的厳格で、「寧波は 日本に、泉州は琉球に、広州は占城・暹羅・西洋諸国に通じる」³と規定されていた。ただ し個別規定も設けられ、朝鮮は山海関、安南は広西憑詳州、中央アジア諸国は嘉峪関より 入境するなどとされた。朝貢の規模にも、明朝は明確な規定があり、貨物の中国への大量 持ち込み防止や国境に出入りする際の安全の問題のため、朝貢船・随行員・入京人員の数 も制限したが、厳格には執行されなかった。

さらに明朝は「四夷が中国へ入貢する際、必ず表文を奉じなければならない」と明確に 規定し、国家による文書を提出しなければ、「貢献を退ける」としていた。表文が規範(例 えば、国王が自ら臣属を称する、明の年号を用いるなど)に合致していない場合も、同様 に朝貢を拒否した。後に入貢者の真偽判別のため、勘合を朝貢国に支給したが、関係が密 な朝鮮・琉球には支給されなかった。同時に「蕃王来朝儀」「蕃国使進表儀」「蕃使朝貢儀」

「蕃国迎詔儀」「蕃国受印物儀」「聖節・正旦・冬至蕃国望闕慶祝儀」など、朝貢の儀礼も 詳しく定められていた⁴。朝貢国の貢納品の多くは現地の特産物で、明朝の回賜品の多くは 絹製品であったが、その価値は貢納品をはるかに上回っていた。

二、日中の封貢関係

¹ 李雲泉『朝貢制度史論—中国古代对外関係体制研究』、新華出版社、2004年9月、96頁。

² 佐久間重男「明、清からみた東アジアの華夷秩序」『思想』796、1990年。

³ 『明史』巻八十一、「食貨志五·馬市」。

⁴ 李雲泉『朝貢制度史論一中国古代対外関係体制研究』、211頁。

明朝が日本と交流を持とうとした主な動機は倭寇の問題である。早くも洪武元年(1368年) 十一月、明太祖は「使節を遣わし、即位の頒詔を持って安南・占城・高麗・日本など四夷 の君長に報諭せよ」との命令を下した。『太祖実録』では日本へ赴いた使節の結末について の記載はないが、恐らく途中で倭寇に殺されたものと考えられる。『大日本史料』第六編第 三十七所収の「明国書並明使臣仲猷無逸克勤尺牘」における天竜寺住持宛ての書簡の記載 によれば、「はじめ使節に命じて日本に行かせ、好を通じさせたが、船が領海内に入った時 に賊に遭って使節は殺害され、詔書は失われた。島民は海を越えて侵攻し、何度も強奪を 繰り返している」¹とある。

洪武二年(1369年)正月乙卯、明太祖は「使節を遣わし、即位の詔を持って日本・占城・ 爪哇・西洋諸国を詔諭せよ」との詔を、同年二月には「呉用・顔宋魯・楊載などを占城・ 爪哇・日本などの国へ遣わせ」²との詔を発した。楊載一行七名は日本の九州地域へ到着、 彼らが携えてきた詔書には、「ゆえに書を修めて正統を継承したことを知らせ、あわせて倭 兵が海を越えて到来することを諭すものである。もし詔書が到来する日に臣従するならば、 表文を奉じて来朝せよ。もし臣従しないのであれば、自ら兵を修めて防備を固め、国土を 永く安んじ、天の道に応えよ。寇賊となる場合は、朕は水軍に命じて、帆を上げて出航さ せ、賊を捕えて絶やし、ただちにその国へ行って王を捕縛させなくてはならない。天に代 わって不仁をなすものを征伐しないわけにはいかない。王はこれを考慮すべきである」³と 言明されていた。

当時の室町幕府は成立後すでに何年も経っていたが、日本は南北朝対立の時期にあたり、 室町幕府が擁する北朝の天皇と後醍醐天皇が立てた南朝との間に争乱が起きていた。明朝 の使節はそれを知らず、九州地域を制圧した征西将軍、後醍醐天皇の皇子懐良親王(中国 の史書の記載では「良懐親王」)を誤って日本国王とみなし、詔書を捧呈したのである。し かし懐良親王は北朝との争いしか念頭になかったこと、日本ではまだ元寇の恐怖の記憶が 鮮明に残っていたこと、親王自身も倭寇と関係があったこと、詔書の征討の表現へ不満を 抱いたことなど、さまざまな原因から、懐良親王は明の使節五名を殺害し、楊載・呉文華 の二名は三ヶ月間拘留された後に釈放され帰国した。

しかしこの件があったにもかかわらず、明太祖は日本を懐柔する努力を放棄せず、洪武 三年(1370年)三月、莱州府同知の趙秩を正使とする使節団を日本へ派遣した。携えて行 った詔書は日本の明朝への入貢と倭寇取締りの遅延を咎める内容であった。当初明使は拘 留されたが、幕府の九州探題今川了俊の軍が九州に迫ると、懐良親王の態度は豹変し、明

¹ 陰木原洋「洪武帝期日中関係研究の動向と課題」『東洋史訪』2、1996年。

² 『明太祖実録』巻二十八、佐久間重男氏は、この二つの記事は16日しか間があいていないため、同一内 容とする。前述の陰木原洋の文章より引用した。

³ 『明太祖実録』巻三十九、洪武二年二月辛未。

使大変手厚く礼遇」したばかりか、洪武四年(1371年)には僧祖来を明へ送り、「馬と特産物を朝貢し、倭寇に捕らわれていた明州・台州二郡の住民 70名余りを送還した」¹。これに対して、「太祖はこれを喜ばしく思い、使者をもてなした」。

同時に、明太祖は元代に中国に来て金陵天界寺にいた日本僧椿庭海寿に謁見し、懐良親 王が日本国王ではなく、日本の最高統治者が京都の朝廷と幕府であることを知った。また 日本が禅僧を尊重することも知り、日本使節帰国の際、天寧寺住持仲猷祖闡と瓦官寺住持 無逸克勤を使節として、また椿庭海寿とやはり元朝時代の留学日本僧権中中巽を通事とし て遣わし、北朝と関係を結ぼうとした²。仲猷一行は洪武五年(1372年)五月に九州博多に 到着した。九州地域はこの時今川了俊がほぼ制圧しており、明使は博多の聖福寺に約一年 間留め置かれた。この間無逸克勤は京都延暦寺の座主承胤法親王に救援を求める書簡を送 ったが、室町幕府将軍足利義満の手に渡り、義満は九州まで使節を迎えに人を遣わした。 明使は 1373 年六月に京都へ到着、しかし所持していた国書は前の使節趙秩が携えてきたも のだったため、幕府の疑いを招いた。二ヶ月後、幕府は明使と交渉を行い、その結果幕府 は宣聞溪などを返礼使に任命し、同年八月明使帰国の際に中国へ同行させることにした。

仲猷一行は途中博多でさらに十ヶ月滞在し、洪武七年(1374年)五月に南京へ帰還した。 日本側所持の書簡が中書省宛てでそのうえ表文がなかったため、明太祖は入貢を拒絶した。 しかし、「宣聞溪たちに文綺を各二疋賜い、官職によって銭帛はそれぞれ差をつけた。遣明 使を帰国させた」³。『太祖実録』の記載によれば、その後洪武年間に、日本からの使節は九 回、うち足利義満は洪武十三年(1380年)に一度使節を遣わしたが、表文がなく、丞相に 奉る書簡しか携えていなかったため入貢を拒絶された。日本国王の懐良親王は四度使節を 送り、二度入貢を拒絶されている。そのほかに地方大名も朝貢しようとしたが、すべて拒 絶された。特に洪武十三年(1380 年)十二月、明太祖が日本が倭寇禁圧に努めないことを 非難する使節を送ったところ、翌年懐良親王は使節を送って入貢し、返書で、「明に戦を興 す策があると聞くが、日本にも敵を防ぐ計がある」と反駁した。これに対し明太祖は、「礼 官に命じて返書を送らせ王を非難し、さらに征夷将軍も非難し、征伐する意志を示した」⁴。 明太祖が終始九州の懐良親王を交渉相手としていたのは倭寇鎮圧を望んでいたためだった のは明らかであり、これを境に往来を続ける興味を失ってしまった。特に洪武十九年(1386) には、胡惟庸が洪武十三年(1380)に謀反をおこした際に寧波衛指揮林賢が倭寇と結託し て胡惟庸支持に回っていたことが発覚し、日本との関係断絶を命じ、同時に海防を強化し て倭寇を取り締まることも命じた。

^{1 『}明史』巻三三二、外国三、日本。

² 汪向栄・汪皓『中世紀的中日関係』、中国青年出版社、2001年10月、106頁。

^{3 『}明太祖実録』巻九十、洪武七年六月乙未朔。

^{4 『}明史』卷三三二、外国三、日本。

日本が真の朝貢体制に加わったのは、室町幕府三代将軍足利義満の政権が安定し、1392 年に南北朝が統一され各地の大名を支配するようになってからである。義満が積極的に明 朝との関係を回復し、「臣と称して入貢」しようとした主な理由は次の四点である。一、朝 貢貿易を通じて幕府の財政収入増加をはかろうとした。義満は室町幕府成立初期に天竜寺 船を派遣したのは、大陸貿易の利益が大きかったことためであることをはっきりと承知し ており、しかも幕府直轄地が比較的少なく、流通分野で得た税収が比較的多かったため、 明朝の銅銭を大量に求めて通貨とした。同時に、足利家の貴族化傾向が高じ、奢侈な生活 を維持するのにも財政上の支えが必要だった。二、明朝の厳格な海禁政策、特に洪武年間 後半期には海防を強化し倭寇取り締まりを厳しくしたため、朝貢体制に入らなければ明朝 との貿易は難しかった。三、対外貿易を独占することによって、地方の守護大名への抑え を強め、それを基礎として室町幕府と将軍の権威を強化した。四、将軍義満は貴族文化と 禅宗を好んだため、明から取り寄せる奢侈品と仏教文化の交流を望んだ。

建文三年(1401年)、足利義満は僧祖阿・九州商人肥富を明朝への使節とし、「准三后」 の名義で「大明皇帝陛下に国書をたてまつり」、「日本国は開闢以来、上邦へ使節を欠かし たことがなく」、このため、「自分は幸いにして国の政治をつかさどり、国土は平和なため、 特に古の決まりに従って」入貢したと言明した。国内は内乱期だったにもかかわらず、建 文帝は依然として日本の使節を歓迎し、祖阿らが帰国する際には禅僧の天倫道彝と一庵一 如を派遣して日本に送還し、同時に『大統暦』などを下賜した。一行は建文四年(1402年) 八月京都に到着、足利義満は自ら明使を出迎え、盛大な接見の儀式を催し、自らを「日本 国王源道義」とする明朝の国書を受け取った。

天倫道彝など明使は永楽元年(1403 年)三月に帰国、足利義満は天竜寺僧の堅中圭密を はじめとする 300 人余りを随行して入貢させた。出発前、明朝の内乱の結果が分からなか ったため、国書を二通準備した。永楽帝に捧呈した国書では、義満は自身を「日本国王臣 源」とし、永楽帝を「中興の大業をなしとげ、今や太平の盛りを迎えている。皇帝は奥深 く宮廷に居ながら、その威光は遠く東の海の外まで伝わっている」と賞賛した。そこで使 節を遣わし、「皇帝の清らかな姿を仰ぎ見、伏して貢納品を献じ」ることとしたのである。 実際、日本の使節が寧波へ到着する一ヶ月前の永楽元年九月、永楽帝は左通政趙居任を正 使として日本へ向わせる準備をしていたが、出発前に日本の朝貢使節が明朝へ到着したの を知ったのであった。

永楽帝は日本の朝貢使の来訪と足利義満の行動にいたく満足し、趙居任に持たせた詔勅の 中で大いに賞賛しただけでなく、使節船にあった私的積載が禁じられた軍器についても不 問に付し、朝廷に買取らせた。回賜品以外に、日本国王源道義には冕服も加えて与え、さ らに亀紐のついた金印を下賜している。実際の物品を与えることで、「朕が帝位に就くとす

9

ぐに朝貢に来た。すみやかに帰向したことは賞賛に足る」ことを示し、「事大の心を堅くす れば、無窮の福が有る」ことを理解させたのである¹。

日本の朝貢使が帰国する際、永楽帝はなお趙居正らを遣わして同行させた。一行が永楽二 年(1404年)、京都に近い兵庫港に到着すると、足利義満は自ら出迎え、明船を見学してい る。明使が帰国の際には、幕府は僧の明室梵亮を同行させ、明の成祖による皇太子の冊立 を賀した。永楽三年(1405年)、明室梵亮が日本に帰る際、永楽帝は礼部に命じて大規模な 送使団を同行させ、日本の国王に詔諭して沿海の賊徒の捕捉を求め、その結果、「王は兵を 発し、ことごとくその衆を殲滅し、頭目二十人を拘留した。三年十一月に朝廷に献上し、 朝貢品を納めた」。「辛丑、日本国王源道義が使節の源通賢らを派遣して表文を奉り、馬と 特産物を貢ぎ、捕らえた倭寇を献じた。彼らはかつて一帯を荒らしていた者どもであった」 ²。永楽帝は褒賞し、下賜品を増し、献上した倭寇の頭目を日本側に返還して、その処分を まかせた。

永楽四年(1406 年) 正月、永楽帝は侍郎兪士吉に日本への出使を命じ、日本国王に対し 「手厚く下賜を行い、その国の山を寿安鎮国山に封じ、碑文を作り、そこに立てた」。また 一方では、「永楽初年、日本に対して朝貢は十年一貢、人数は二百人、船は二隻とし、軍器 の積載を禁じ、違反した場合は賊徒として扱い、船を二隻下賜して入貢用とし」³、永楽年 号の勘合を 100 道賜与して明朝への朝貢及び貿易の許可証とした。そのため明日間の貿易 は「勘合貿易」とも呼ばれる。

永楽六年(1408年)五月には足利義満が逝去し、「その国の世子源義持が使節を派遣して 父の訃報を伝えてきたため、中官の周全に命じて弔問に行かせ、金品を与えた」。永楽帝は 足利義持に与えた別勅の中で、特に足利義満による倭寇殲滅の功に触れ、「王は今後も父の 志を継ぎ、すぐに派兵立法し賊を捕らえれば、王の功によって前途が光で包まれるだろう」 と述べている。周全一行の帰国に際し、室町幕府は再び堅中圭密を返礼のために明朝に同 行させて謝礼し、「捉えた賊を献上したので、帝はこれを喜んだ」。圭密が日本に帰る際、 永楽帝は王進を遣して下賜品を与えようとしたが、足利義持は接見を拒否し、明朝への入 貢を中断した。その理由は「わが国は古来より外国に称臣しない、との神託があった」た めであった⁴。

足利義持が明朝との朝貢関係を絶ったのは、まず、義満が明に対し称臣して入貢する方法 が統治者階級の一部の官員から反対されたためである。彼らはこうしたやり方は国の格を

¹ 田中健夫編『訳注日本史料 善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』、集英社、1995年1月版、118頁。

^{2 『}明太宗実録』巻四十八、永楽三年十一月辛丑。

^{3 『}明史』巻三二二、外国三、日本。

⁴ 『善隣国宝記 補遺』、汪向栄・汪皓『中世紀的中日関係』、中国青年出版社、2001 年 10 月、125-128 頁よ り引用。

下げると考えた。次に、管領を務めた斯波義将は細川氏と大内氏の「勘合貿易」参与に不 満を抱いており、義持が明朝との朝貢貿易政策を転換したことを支持した。また、義満・ 義持親子の不仲にも原因があった。義持は1394年、義満に代わり幕府四代将軍となったが、 1408年に義満が亡くなるまで実権を握ることはなく、そのため心中に不満を抱いていた。 権力を得てからはただちに義満に贈られた「太上天皇」の称号を辞退しており、対外政策 の転換にも感情的な面が現れている。永楽帝は1418年と1419年の二度にわたって刑部員 外郎の呂淵らを日本に派遣して国交の回復を促したが、義持は鹿苑寺僧の元容西道を遣わ して国交を結べない理由を述べさせ、明使の入京を終始拒絶し、呂淵は成果なく帰国した。 地方大名はこの機に乗じて明朝に船を出し、暴利をあげようと図ったが、多くが表文を持 たなかったために拒否されている。

1428 年、足利義教が六代将軍の職に就いた。義教は将軍専制の施策を採り、恐怖政治を 行った。また、地方大名や商人・大寺院から要求と支持を受け、同時に幕府の財政問題を 解決するために、朝貢体制下での貿易を積極的に再開した。1432 年の夏、五隻の船(一号 は幕府船、二号は相国寺船、三号は山名船、四号は細川氏などの大名と寺院の船、五号は 三十三間堂御堂船)からなる遣明使節団が日本を出発し、正使を在日の明僧竜室道淵とし、 道淵が持参する国書の署名は「日本国王臣源義教」となっていた。

宣宗は対外政策面では守りの姿勢をとり、1427年に交趾を放棄して軍民官吏を全員撤退 させた。また、ゴビ砂漠以北の蒙古に対しても消極的な防御政策をとって、1430年に防御 線を万里の長城内まで撤退させたが、周辺諸国からの来朝は依然として望んでいた。宣徳 七年(1432年)正月、宣宗は内監の柴山を琉球に遣わし、琉球の中山王に詔勅を日本に転 送し、遣使の来朝を催促するように命じた。詔勅は日本に届かなかったが、幕府の遣明使 は宣徳八年(1433年)五月に入京して皇帝に拝謁し、貢納品を献上している。

宣宗は使節を手厚く褒賞し、朝貢の規模を広げたが、十年一貢の決まりはそのままで、人 数は 300 人まで、船は3隻まで増やし、内官の雷春を送使として遣わして、勘合 100 道及 び国書・下賜品などを持たせ、日本の使節と日本まで同行させた。一行は宣徳九年(1434 年)六月に京都に入り、義教の接見を受け、明の使節は倭寇の捕捉と拉致された明朝の住 民の送還を要求した。義教は恕中中誓を正使として派遣し、六隻の朝貢船(そのうち一号 は幕府船、四号は各大名の船、その他は各寺院の船)を明使に同行させた。これが第十次 遣明船である。

関連規定によると、日本の朝貢船は舟山群島に到着後、現地で巡検司による接待を受け、 市舶司を通じて寧波の各衙門に報告された。都司の衙門は武装船を出して船を誘導し、停 泊地点を指定した。市舶太監は朝貢船が持参してきた表文と勘合を調べ、船と乗員の数及 び朝貢品・自進物・附帯貨物を詳しく検分し、防御用の武器や馬などは定海で降ろして、

11

残りの物品は元の船で寧波まで運んだ。皇帝に献じる朝貢品及び京師の会同館で交易を行 なう予定の物品は、検分後に市舶司が封をしてから、使節と共に北京まで運び、その他の 政府買上品は寧波で保管するか、南京や杭州などの地に運んだ。

水夫や雑役夫及び少数の人員を除いて、日本の朝貢使と随行員はほとんどが水路もしくは 陸路による上京を許された。北京に到着後は礼部の官員から接待を受け、会同館に宿泊し、 その後日を選んで皇帝に拝謁し、表文と朝貢品を捧呈した。慣例上の公務が終わると、朝 貢使と随行員は会同館で休息したり、交易を行い、北京を離れる前には明朝から宴席の招 待を受け、褒賞を賜った後、南路寧波へ戻った。寧波に上陸以降、どの朝貢船の乗員もみ な褒賞を賜り、手当てもしくは食糧を支給され、大陸での移動、荷の積卸し、運送などに かかる一切の費用は明朝が全額を負担した。そのため、日本は朝貢の名のもとに行う貿易 で巨利を得た¹。

遣明使節船は日中両国関係史において重要な位置を占めている。それはまず、両国が相互 往来と協力関係を続けている間は「倭寇」の活動が大幅に減り、日中両国に平和をもたら しただけでなく、東アジア地域にも安定をもたらした点である。また、日本の文化や社会 経済を発展させる役割も果たした。日本が派遣する遣明船の正使はいずれも漢文化に精通 した寺院の高僧が務め、禅宗を中心とする大陸文化を積極的に明朝から持ち帰ったが、国 書に公然と必要な書籍名を書き、明の朝廷にその下賜を要求することまで行なった。こう したことによって「五山文化」をベースとする日本文化を充実、発展させたのである。そ の一方で、遣明船は朝貢貿易によって大きな富を得た。特に明朝の銅銭が大量に輸入され、 足利義政が将軍職に就いていた時期だけでも前後して三回「銅銭の下賜を願い出て」おり、 明銭は日本に輸出される枚数が必然的に多くなった²。これによって幕府の財源が安定し、 また日本の社会における商品経済の発展もかなり促されたのである。

三、東アジア地域の貿易

まさに上述した朝貢体制の下で、東アジア地域では 15 世紀に統制的な貿易圏が形成され たわけだが、その主要構成国には明朝と日本以外に朝鮮と琉球、および東南アジア諸国ま で含まれている。

1401 年、永楽帝は李氏を朝鮮国王として正式に冊封し、相互往来が頻繁になったが、中 でも経済貿易による交流は重要であった。明朝と朝鮮は宗藩関係にあったため、朝鮮が中 国で行なう貿易は勘合制度と市舶司制度による制限を受けなかった。回数や数量が多い上、 貿易の形態も多様だった。明朝は「三年一聘の礼」を規定していたが、朝鮮は毎年のよう

¹ 汪向栄・汪皓『中世紀的中日関係』、158—160 頁参照。

² 鄭樑生『明代中日関係研究——以明史日本伝所見幾箇問題為中心』、文史哲出版社、1985年、262頁。

に朝貢を行い、少ない時で一年に一回、多い時は年に三、四回を数えた。それは朝貢のプロ セスで布・馬・紙・毛皮・人参、および各種薬材・金銀及びその製品を扱う以外に、官商 と使臣による貿易がさらに多かったためである。例えば、洪武年間に明朝は朝鮮から大量 の牛馬を買入れ、永楽年間にも大量の馬を購入している。朝鮮は明朝から大量の絹織物・ 薬材・火薬・硫黄などを購入している。これと同時に、使臣は個人的な商業活動を行い、 例えば、朝鮮政権は明文化された規定を作り、使臣が個人で若干の貨物を中国に持込んで 交易を行い、それを中国への渡航費用にすることを許していた。また、明朝と朝鮮の間で は国境地域でもわずかながら民間貿易が行なわれ、家畜・布・農具や各種の特産物などを 取引きしていた。

朝鮮半島の高麗政権は 1366 年から数回にわたって日本に使節を派遣し、倭寇の禁圧を要 請した。当時の日本列島はおりしも南北朝が対立していた時期で、その目的が実現できな かったばかりか、国交の樹立さえできなかったため、高麗軍は 1389 年に倭寇の根拠地にな っていた対馬を襲撃した。1404 年、李氏朝鮮と日本は国交を結んだが、倭寇の問題はなお 存在しており、そのため李氏朝鮮は 1419 年に再び対馬を襲撃している。これと同時に、対 馬の統治者である宗氏及び西日本の有力大名に対して統制的な貿易を展開し、倭寇には懐 柔政策をとった。1443 年、朝鮮政権は対馬と「癸亥約定」を結び、対馬は毎年 50 隻の「歳 遣船」を派遣し、京城と三浦(富山浦・乃而浦・塩浦)地域にある倭館で交易を行なった。

14世紀の琉球は北山・中山・南山の三山時代にあり、1406年に南山で思紹・尚巴志父子 が統一戦争を始め、1429年に琉球を統一し、その後の16世紀中期までが琉球が史上最も繁 栄した時期となった。繁栄の原因の一つは頻繁に行なわれた明朝との朝貢貿易である。規 定では安南と暹羅が三年一貢、日本が十年一貢、琉球が一年一貢もしくは一年二貢となっ ていたが、規定は厳格には行なわれなかった。1372年に朝貢を始めてから洪武年間の終り までの期間、ほぼ一年二貢の頻度で朝貢が行なわれた。永楽年間には一年に数回の朝貢が 恒例となり、「朝廷は嫌気がさしながらも拒否できなかった」。『明史』の記載によると、明 代全体を通じて琉球の朝貢は171回に達し、第二位の安南の89回をはるかに凌駕している が、実際の朝貢回数はさらに多く、486回と統計する人もいる¹。一方で、明朝は朝貢国同 士の往来には「不干渉」政策をとったため、琉球は積極的に中継貿易を展開し、明朝の生 糸及び絹織物製品、陶磁器などを日本・朝鮮・東南アジア諸国に売り、さらに東南アジア 諸国の胡椒・蘇木(スオウ)などを明朝・日本・朝鮮などの国に売った。こうした中継貿 易は琉球に巨大な経済効果をもたらしただけでなく、東アジア地域の貿易圏を形成する上 でも大きな力となった。

15 世紀後半以降になると、上に述べた東アジア地域の統制的な貿易は挑戦を受ける。ま

¹ 柳岳武「明朝時期中、日、琉球関係研究」『安徽史学』2006年第4期、25頁掲載。

ず、明朝と日本の国内情勢の問題である。明朝では仁宗と宣宗の治世以降は政権の不安、 社会の動乱の時期になった。一方で、地域関係を維持してきた朝貢貿易にも弊害が出始め る。国力が衰えてきたため、明朝は英宗の即位後、朝貢使節に対する制限と管理を徐々に 強め、朝貢する人員と褒賞の数を減らし、接待のレベルを下げると同時に、海禁を強化し て、私人の貿易に対する取調べを厳しく行なった。景泰年間(1450-1457 年)には礼部の 役人が「朝貢品の時価は安く、こちらからは与えすぎです。『厚往薄来』と申しますが、民 間の供納には限りがあります。ましてや今は北虜やその他の者が多く進貢に来ているので すから、出費を節約し、議して官署に命じて時価を見積もって与えさせるべきです」と上 奏している¹。例えば、赤銅は1斤当たりの時価が 60 文、収買価格が 200 文で、5 倍の差 があり、蘇木は1斤当たりの時価が 80 文、収買価格が 1,000 文で、12.5 倍の差があった²。 そのため、明朝は弘治年間(1488-1505 年)から附帯貨物からの関税徴収――抽分制を始 め、正徳年間(1506-1521 年)にはさらに朝貢使以外の民間船舶も税金を納めれば入港で きるようにした。

日本では幕府の財政を立て直すため、景泰四年(1453)には 20 年間中断されていた「表 文を奉じての入貢」が再開され、随行者だけで空前の千人以上に達し、附帯貨物の量も前 回の数倍に膨れ上がった。遣明船の正使である東洋允澎は収買価格をめぐって明朝の関連 部局と対立し、明朝が時価で支払ったため、日本側の使者は心に不満を抱き、南方の寧波 に戻る途中、山東の臨清に到った際、住民を略奪する事件を起こし、地方政府が派遣した 調査員も殴打してしまう。「所轄官署は処罰を請うたが、帝は遠人の心を失うのを恐れ、そ れを許さなかった」が、「経験豊かで道理をわきまえている者を選んで使者に充てるように 命じた」³。

1459年、幕府は再び明朝に使節団を派遣する準備をしたが、財政問題から1464年になっ てようやく幕府船・細川船・大内船からなる朝貢貿易船団を組織する。しかし、悪天候の ために船が破損し、細川船は1466年に明に到着したものの、正使の天与清啓が乗った幕府 船と大内船は1468年五月にようやく寧波に到着した。清啓の入京後、同行していた麻答二 郎が物品を購入する際に殺人を犯し、礼部が処罰の要請を上奏したが、憲宗は放免の命令 を下した。その後、日本の朝貢使の船団が出航してから一ヶ月ほどたった時点で、三号船 が引き返してきて、明朝からの下賜品を風波で失ったと称し、再度の下賜品補充を要求し てきたため、憲宗は特別に絹織物と銅銭を与えた。

将軍の跡継ぎ問題をめぐって10年の長期にわたる内乱――応仁の乱が勃発したものの、

^{1 『}明英宗実録』巻二三六、景泰四年十二月甲申。

² 晁中辰『明代海禁与海外貿易』、人民出版社、2005年4月、126頁。

^{3 『}明史』巻三二二、外国三、日本。

金銭・財物と新たな勘合を手に入れるため、幕府は成化十四年(1478年)正月、貢使を遣 わして明の憲宗に拝謁し、「日本国王に銭五万文を下賜し、使臣の妙茂らに帰国を命じた。 その要請に依ったものである」¹。成化二十年(1484年)十一月、日本の朝貢使は再び憲宗 に拝謁し、献上した国書で「我が領地を仰ぎ見るに久しく焦土と化した余り、銅銭は皆無、 官庫は底を尽き、どうして民に利する事ができましょう。今般使者を入朝させるのはこれ を求めるためです」、「壱拾万貫を望みます。求める額の全額をいただけるならば、賜る恩 はこれ以上のものはありません」と声明した。憲宗は慣例に従って「王と妃に銀両・綵幣」 を回賜し、これ以外に「進貢物並びに附帯物品」は「今後多すぎてはならず、宣徳年間の 事例に照らして各種刀剣を三十柄以下とすれば、それで双方の労力と費用を使わずにすむ」 と諌めた²。

その後、勘合貿易の主導権は幕府の将軍から地方有力大名、特に細川氏と大内氏の手に移 る。応仁の乱では、細川氏は東軍の将に、大内氏は西軍の主要メンバーになったが、瀬戸 内海・関門海峡・博多・平戸・寧波を通る明への古くからの航路が大内氏の支配下にあっ たため、細川氏の遣明船は四国と九州の外海を周り、九州の南端を経て寧波に行くしかな かった。このように両者が統一した行動をとっていなかったため、異なる年号の勘合を持 つ日本の朝貢船が同時期に出現した。例えば、弘治六年(1493)には、景泰の勘合を持つ 幕府及び細川氏の船と成化の勘合を持つ大内氏の船が互いに別ルートを通ってほぼ同時期 に寧波に到着している³。

勘合貿易に積極的な商人は細川氏と大内氏のどちらかに頼っていたが、海賊や倭寇もその 中に混じっており、朝貢を進める中でたちの悪い事件が頻発していた。それと同時に、二 大集団が相互に対立、攻撃し、細川氏の勘合船は大内氏が操る海賊に度々襲われ、幕府が 派遣する使節船でさえも大内氏に乗っ取られた。例えば、正徳八年(1513 年)に遣明使が 日本に帰国する際、所持していた正徳の新しい勘合が大内氏に略奪され、その上さらに大 内氏は朝貢船の単独派遣を認めるよう幕府を脅迫した。正徳十一年(1516 年)、大内氏は僧 の謙道宗設を正使とする三隻の遣明船を派遣し、嘉靖二年(1523 年)四月、寧波に到着し た。細川氏はこれを大いに不服とし、将軍を脅迫してすでに無効になっていた弘治の勘合 による朝貢を認めさせ、僧鸞岡瑞佐を正使とする船を一隻派遣し、大内船より数日遅れで 寧波に到着した。

明朝には「蕃船の貨物到着の際には、市舶司が貨物を検分し、宴席を設けるが、それは船 の到着順に行なう」とする規定があったが、細川船の副使を務める宋素卿は中国大陸出身

^{1 『}明憲宗実録』巻一七四、成化十四年正月辛己。

² 汪向栄・汪皓『中世紀的中日関係』、中国青年出版社、2001年10月、142-143 頁参照。

³ 張徳信「浅析明代的倭寇与海防建設――兼論明代中日関係的走向」、京都女子大学東洋史研究室編『東 アジア海洋域圏の史的研究』、2003 年 9 月、229 頁掲載。

者であり、市舶司の官吏に賄賂を贈ったため、市舶司は最初に細川氏の朝貢船の貨物を検 分しただけでなく、宴席では鸞岡の席次を謙道の上座に置いてしまった。また、前者を市 舶司に宿泊させ、後者を境清寺に宿泊させ、「館は二ヶ所あったが、もてなしに偏りがあっ た」。その結果、両者は宴席で言い争いを起こし、それが刀傷沙汰にまで発展して鸞岡はそ の場で殺害され、宋素卿は逃走した。謙道は宋素卿を紹興などの地まで追跡したが捕縛で きず、寧波に戻ったが、その道中で焼討・略奪を行い、船を奪って去り、寧波衛指揮袁璡 と備倭都指揮劉錦は追撃の途中で惨殺された。これが歴史に言う寧波の「争貢事件」であ る。

寧波の「争貢事件」後、「沿海地域は衝撃を受け」、海禁を求める声が再度高まった。「給 事中の夏言は倭寇の害は市舶に端を発すると述べたので、これを廃し」¹、海禁令が再三公 布された。「争貢事件」のほかに、民間貿易の活発化、ポルトガル人の東アジアにおける貿 易活動、「倭寇」の活動の再活発化も、明朝が海禁政策を再度厳しくした歴史的背景である。

実際、統制的な貿易の時代でも、民間人による貿易は少なからず行なわれており、特に十 五世紀後半、明朝を含む東アジア各国では、経済成長及び都市化の進展とともに国内の商 業活動、さらには海外民間貿易が再び活発化する。特に中国大陸の福建と浙江の沿海地域 では、住民の多くが海を糧として生活を営んでおり、厳しい海禁政策は逆に対外貿易によ る莫大な利益をもたらした。対日貿易の利潤は極めて多く、顧炎武が言うように「こちら から行けば百倍の利益があり、あちらが来ても百倍の利益があった」²。 そのため、自ずと 「華人が外夷に入る」、「華人が越境する」といった現象が多く現れた³。

先ほど述べたように、日本と朝鮮の間は対馬を中心に統制的な貿易が実施されていたが、 同時に民間貿易も存在していた。両国の経済発展とともに、こうした民間貿易は徐々に拡 大していったが、朝鮮政権がこれに対して制限措置をとったため、三浦地域の日本商人に よる強い不満と武力による反抗を引き起こし、朝鮮軍がこれを鎮圧した。1512 年、対馬と 朝鮮は「壬申約条」を締結し、「歳遣船」は依然として往来を続けていたが、年間 25 隻ま でに減らされた。1557 年、双方は「丁巳約条」に調印し、「歳遣船」は年間 30 隻と定めら れた⁴。

16 世紀初め、世界周遊航路の開拓に伴い、ポルトガルとスペインを先導とするヨーロッパ諸国が東アジア地域での貿易を開始する。1511 年、ポルトガル人は東南アジアのマラッ

¹ 『明史』巻八十一、「食貨志五・馬市」。

² 顧炎武『天下郡国利病書』巻九十三、「洋税」、晁中辰『明代海禁与海外貿易』、人民出版社、2005年4 月、186 頁より引用。

³ 前掲の岸本美緒の著書参照。山崎岳「朝貢と海禁の論理と現実――明代中期の「奸細」宋素卿を題材と して」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007 年 3 月掲載。

⁴歴史教育者協議会編『東アジア世界と日本――日本、朝鮮、中国関係史』、青木書店、2004年9月、65 頁。

カを占領し、東西間の香辛料貿易を支配した。正徳十一年(1517年)、ポルトガルは最初に 広州に来た際、朝貢のための来訪と称してあらかじめ入城することの許可を求め、通商の 要求に許可が下りないまま、広東の「屯門海澳」を拠点として、中国の海商と無断で交易 を行なった。嘉靖帝は即位後、屯門のポルトガル人に対する追放令を出した。その後、ポ ルトガル人は寧波沖の双嶼港に移り、そこを中心に貿易を行ったため、海外との交易がも とより頻繁に行なわれていた浙江・福建などの地域で密貿易が盛んになった。

嘉靖二十六年(1547年)、朝廷は朱纨を浙江巡撫に任命し、福建と浙江両省の軍務を司る 提督も兼任させ、海禁政策を励行させた。朱纨は就任直後から海防整備に大いに力を入れ、 軍隊の戦闘力を高めると同時に、「船を出すのを戒め、保甲制度を厳しくし、不法の輩を捜 し捕らえた」。数回の交戦の後、ポルトガル商人は一掃され、中国の海商も大きな打撃を受 けたが、海上貿易と密接な利害関係を持つ福建や浙江地域の有力氏族も大きな打撃を被っ た。こうした氏族は地方高官と手を組んで朱纨に反発し、みな上疏して弾劾し、朱纨が権 力をほしいままにして人をあやめていると責めたてた。その結果、嘉靖二十八年(1549年) 四月、朝廷は朱纨を罷免して責任を問いただし、翌年の七月、朱纨は「毒薬を飲んで自殺 した」。これ以降、「大臣が設置されないのを見て、朝廷の内外の者は首を振り海禁を言い 出そうとせず」、密貿易が横行した。朝廷は官員を派遣して取締ったが、海商の武装集団が 官軍に抵抗し、「嘉靖倭患」は日増しに深刻化した。

一方、日本は戦国大名が戦に明け暮れる時代に入り、後期「勘合貿易」を独占していた大 内氏は1550年に家臣の陶晴賢に滅ぼされ、朝貢貿易は終わりを告げた。大内氏が支配して いた北九州と本州最南端地域の武士・商人・漁民・農民たちは統率者を欠いた群龍となり、 中国大陸との貿易を継続するために、無統制に中国沿海地域の商人や海賊と結託して密貿 易をしたり、武装して略奪を働いていた。——最大の中国海商武装集団の頭目である王直 が日本の九州西部にある平戸に根拠地を置いたことなどはまさにこれである。このように 中国大陸沿海地域に対し恒常的に騒乱を起こしたり、略奪を繰り返していた海商武装集団 を「後期倭寇」と呼ぶ。

嘉靖三十一年(1552年)四月、海商武装集団は大挙して浙江沿海地域に侵入して略奪を 行い、「上陸して台州を襲い、黄岩を破って四散し、象山・定海沿岸では、襲撃の猛威は日 ごとに増し、知事武偉は討死し、浙江東部は混乱に陥った」¹。その後も「倭寇の患い」は 途切れることなく続き、侵犯の最も多かった嘉靖三十三年(1554年)には計 101 回を数え た。関連する統計によると、嘉靖三十年(1551年)から嘉靖四十四年(1565年)まで「倭 寇」の侵犯は合わせて 535 回に及ぶ。王直が嘉靖三十八年(1559年)に浙江巡撫胡宗憲に

¹ 谷応泰『明史紀事本末』巻五十五、上海古籍出版社、1994年4月 版、218頁。

誘殺されると、規模が大きめの海商武装集団も次々に掃討されていった。民間貿易の急速 な発展に順応するため、隆慶元年(1567年)、皇位に就いてほどない明穆宗は「海禁を解き、 東西二洋での交易を許す」としたが、日本との貿易は依然として禁止していた。

四、地域秩序への打撃

1588年豊臣秀吉の九州統一後、「海賊禁止令」が出されて"倭寇"は徐々に消滅したもの の、秀吉が発動した朝鮮侵略戦争によって地域の国際秩序は深刻な打撃を受けた。秀吉の 対外拡張の考えと計画はかなり以前から見受けられる。すでに1585年「関白」となってま もなく、家臣の一柳末安に対し、日本を統一するだけではなく、明朝までも期日を定め従 えたいとの意向を漏らしていた。¹1587年5月29日、秀吉は九州より京都へ帰還する途上、 妻への返信でも、「早舟を仕立てて高麗へ使者を遣わし、日本の大軍が出兵する旨伝える。 拒んだ場合、来年には成敗すると伝え、さらに唐国まで手に入れたいと思っている」と書 き送り、また、翌年10月、臣下の部将小早川隆景宛ての書状でも「唐国や南蛮までも、ま た征服するつもりである。九州の戦の備えは、五畿内同様にしなければならない」²と言及 している。同年、秀吉は対馬の領主宗氏を通じて朝鮮へ書状を送り、日本へ入貢するとと もに日本が明朝へ遠征する際先導役となるよう要求したが、朝鮮政府に拒絶された。

秀吉本人の主観的要因から見た場合、彼の侵略と領土拡張の野心は、まず戦争を続けよ うとする習慣が働いていた側面があった。秀吉は出自が低く、官職の最高位である太政大 臣まで登りつめたものの、より大規模の戦争によって自らの権力と権威を強化する必要性 が依然としてあった。別の側面では、明朝が日本の朝貢使のふるまいに寛容であり、倭寇 制圧に対しても無力だったため、秀吉に明朝蔑視の心理が芽生えたことがある。『明史・日 本伝』の記載では、秀吉はかつて「以前汪直の残党だった者を召して尋ねた際、唐人が倭 (日本)を虎のごとく畏れていると知り、ますます意を強くし、いっそう軍隊・軍艦の整 備を進めた」とある。さらに、中国大陸王朝が主導する国際秩序の伝統的意識への挑戦も 原因の一つであった。秀吉は明朝征服ばかりか、インド・フィリピンなどの地までも服属 させるため、日本を中心とした地域の国際秩序構築を計った。³客観的要因から見ると、領 地の拡大と対外貿易は、多くの大名、とりわけ西南地方の大名が強く求めていたため、対 外戦争による領土獲得と朝貢貿易復活は、その要求にこたえる主な手立ての一つであった。

2008年2月、21頁。

¹ 毎日新聞社『日本史の謎と発見(9) ―信長と秀吉』、毎日新聞社、1979 年、67 頁。

樊樹志「万暦年間的朝鮮戦争」『復旦学報(社会科学版)』、2003年第6期への転載より引用。

² 汪向栄・汪皓『中世紀の中日関係』 296-297 頁。

³ 中野等『文禄・慶長の役』、吉川弘文館、

辱として、兵端を開こうとした」¹と朝鮮の史書には日本人の言葉として記載されている。

対馬藩主の子宗義智の再三の要請により、1590年朝鮮国王は使節を日本に派遣して、豊臣秀吉の日本統一を祝賀した。秀吉は「仮途入明」(明へ入るための道を貸す)のことを彼らに漏らし、「征明嚮導」(明征服の先導役)を朝鮮が果たすよう求め、朝鮮国王への書状でもさらに、「国が遠かろうと、山河の隔たりがあろうと、それを越えて大明国へ入り、四百余州の風俗をわが国のものに変え、帝都を未来永劫教化する」²という意欲を表した。朝鮮は秀吉の企図を明朝へ通報するとともに、秀吉への返書で要求を退けた。

1591年3月、豊臣秀吉は日本全土へ朝鮮侵攻の準備を整えるよう命じた。1592年初、秀吉は九州肥前の名護屋を拠点とし、朝鮮侵攻に対して陸軍9隊・水軍1隊を編制し、その 兵力は17万に上った。同年4月13日、小西行長率いる一番隊が対馬海峡を渡って釜山へ 上陸し、翌日その城を攻略、15日に東莱城を陥落させ、両城を守備した朝鮮軍は全滅した。 その後、秀吉軍は三路に分かれて朝鮮の京城へ進攻し、5月初に陥落させた。「宗廟・宮殿・ 官私の家屋を焼き払い、財物を略奪し、日々その国に輸送した」。

侵略の過程がここまで順調に進むとは当の秀吉さえ想定外だったらしく、5月18日に明 朝制圧後の事後処理計画を打ち出している。主な内容は次の通りである。後陽成天皇を北 京へ移し、北京周辺の10カ国を皇室の領地とする。秀吉の養子秀次を明朝の関白とし、北 京周辺100カ国を与える。日本の関白には羽柴秀保もしくは宇喜多秀家が就任する。朝鮮 は羽柴秀勝もしくは宇喜多秀家が、九州は豊臣秀俊(小早川秀秋)が治める。日本の天皇 には皇太子の良仁親王もしくは皇弟の智仁親王を即位させる。秀吉本人は寧波に居住する。 九州の薩摩・豊後などの国を明へ移し、領地を現在の十倍から二十倍とし、羽柴安芸中納 言(毛利輝元)には十倍の領地を与えるなど。

朝鮮国王宣祖は明朝と鴨緑江岸を隔て向かい合う義州まで逃れ、二人の王子は避難の途 上で侵略軍の捕虜となり、国王はその間明朝へ救援要請の使節を絶えず派遣した。当時明 朝では、北部・西部・南部の国境地域ですべて紛争を抱えており、朝鮮救援については内 部で意見が分かれた。救援に賛成する者は「今日敵を防ぐには、敵を国境の外で迎え、内 に入れてはならない。これが上策である」³と主張したが、反対する者は、「そもそも中国本 土より遠く辺鄙な地にあって、四夷は周りを囲む垣根のようなものだ。四夷に守られるの は聞いたことがあるが、四夷のために守るというのは聞いたことがない」⁴との意見であっ た。最終的には援軍派遣と決定されたが、それは「廷臣会議が朝鮮は属国であり、我が国

^{1〔}朝〕柳成龍『懲毖録』巻一。

^{2 『}李朝宣宗実録』二十四年三月丁酉。

³ 宋応昌『経略復国要編』巻首、「部垣台諫条議疏略」。

^{4 『}明神宗実録』巻二五〇、万暦二十年七月庚申。

の垣根(防衛線)で、必争の地である」¹としたからであった。同時に「倭奴(日本)の本 心は朝鮮を占領して中国を窺っているのであり、中国の朝鮮援軍派遣は、実際は自らを救 うためであって、どうしても必要なことだ」²とも意識していたのだった。「たしかに朝鮮と 中国の関係は密接で、琉球諸国のような表面的な関係とは比べるわけにいかない。唇滅び て歯寒しと古来から言われる。苦楽を共にしてきたのは、朝鮮が我が中国にとって絶対に 失うことのできない垣根だからだ」。³ここからも、明朝の朝鮮援軍派遣は、朝貢体制上の道 義的見地からのみならず、自身の安全上の必要性もあってのことだと分かる。

6月2日、明政府より「遼東撫鎮は精兵2隊を派遣し、朝鮮を援護せよ」との緊急命令 が出され、それを受け遼東副総兵祖承訓・遊撃将軍史儒が五千の兵を率いて救援に向かっ た。7月15日、後援部隊のなかったこの軍は、無断で危険を冒して平壌へ攻め入り一度は 入城もはたしたが、兵力の差は大きく、ほぼ全軍壊滅状態となり、祖承訓は自ら脱出し遼 東へ撤退した。敗報は北京へ伝えられ、明朝廷も民も震撼した。10月、寧夏の反乱が平定 されると、明の朝廷は兵部侍郎宋応昌を薊保遼東備倭経略に任命し、寧夏の反乱を平定し た陝西提督李如松を提督薊遼・保定・山東等処防海御倭総兵とし、四万の大軍で朝鮮に赴 いた。1593年正月、李如松軍は平壌へ進攻、激戦の末日本侵略軍が城を棄て南部へ逃走す ると、明・朝鮮連合軍は勝利に乗じて追撃し、開城・黄海・京畿・江原・平安などの地を 奪回、侵略軍は京城へ撤退した。勝利したことで李如松には敵への侮りが生じ、少数部隊 のみで京城へ攻め入ったところ碧蹄館で侵略軍の包囲に遭い、多くの部将が戦死、精兵千 人余りを失って、平壌への撤退を余儀なくされた。

すでに祖承川が大敗した時点で、明の兵部尚書石星は、日本語に精通している浙江商人 の沈惟敬を平壌へ遣わし、小西行長と講和交渉に当たらせていた。豪商出身の小西行長は 講和に比較的積極的に応じ、大同江を境として平壌以西を朝鮮領、以南を日本占領地とす るなどの講和条件を提示、双方は50日間の休戦協定を結んだ。碧蹄館の役の後、明朝は援 軍が到着しなかったため攻勢をかける力はなく、一方日本侵略軍も、明軍による攻撃と朝 鮮義兵の攪乱によって士気が落ちていた。2月末に明軍によって日本侵略軍の京城の兵糧 庫が焼き払われたため、小西行長は宋応昌へ講和を求める書状を送った。4月8日、双方 は再び講和を結んで協定を成し、明軍は明国内へ撤退、日本軍は釜山へ退却し、明朝は使 節を日本へ派遣して講和交渉を行うこととなった。

明朝の使節は日本の名護屋で豊臣秀吉と直接交渉を行い、三つの条件を提示した。日本 軍の朝鮮半島からの全面撤退、朝鮮の二王子の送還、秀吉の謝罪である。秀吉が提示した

¹ 茅瑞徵『万暦三大征考·倭上』、『北京図書館古籍珍本叢刊』本。

² 王錫爵『王文粛公文集』巻二、『明経世文編』巻三九四。

^{3 『}慎留撤酌経権疏』、『明経世文編』巻四〇二。

講和条件は七項目あった。明皇帝の皇女を日本の天皇の后とする。「勘合貿易」も含めた朝 貢を復活させる。明と日本の大臣(大名)間で通好不変の誓詞を取り交わす。朝鮮北部四 道及び京城は朝鮮に返還、南部四道を日本へ割譲する。朝鮮の王子及び大臣1・2名を人質 として日本へ送る。朝鮮の大臣は違反しない旨誓詞を書く。捕虜とした朝鮮の二王子と大 臣などを送還する。

双方の講和条件の隔たりは大きく、明朝の使節には受け入れがたいものだった。日本の 使節内藤忠俊(小西飛)を帯同して朝鮮へ渡り、沈惟敬随行のもと李如松と会見したが、 秀吉の七項目の講和条件には触れなかった。すでに遼東へ帰っていた宋応昌は報告を受け て小西へ使者を遣わし、日本軍が対馬へ完全に撤収し、秀吉の「降表」を受け取らなけれ ば冊封もしくは朝貢の請願についての上奏は行わないとした。1594 年2月、沈惟敬は帰国 し、「関白降表」を明の朝廷へ提出した。¹

当時、明朝では「封貢」(豊臣秀吉を日本国王に冊封し、日本の朝貢貿易を許す)、特に 「通貢」へ反対する声が比較的大きかったが、福建巡撫許孚遠は、「封貢が成らなければ、 倭は必ず大挙して侵略して来るに違いないと言う者は多い。秀吉の愚かな考えは以前から 明らかであり、封貢しても来るだろうし、封貢しなくても来るだろう。ただ早いか遅いか の違いだけだ」²と指摘している。1594年8月、朝鮮へ撤兵のため赴いた宋応昌に替わって 任命された経略顧養謙は着任後、「倭の様子は恭順であるから、兵を出すべきではない。冊 封を請う」、「冊封と通貢の二事は、許すのであればどちらも許し、拒むならばどちらも拒 むべきである。封貢が成ったあかつきには、十年は何事も無いだろう」と上奏し、朝貢は 寧波経由とし、同時に朝鮮国王に圧力をかけ、朝鮮が表に立って日本に代わって封貢請願 を行うことを建議した。このような動きもあったが、明朝廷の役人の多くは、嘉靖年間、 東南沿海地域に倭寇が跋扈したことを理由に「通貢」に反対した。「朝廷の諸臣およそ数十 人、すべて反対を力説した」。³

1594 年 12 月、日本の交渉代表内藤忠俊は遼東経由で北京に到着した。明朝は、日本は朝 鮮より撤退する、册封するも朝貢は許さない、日本は再び朝鮮を侵略しない、の 3 か条の 講和条件を提示した。⁴内藤はこの条件を承諾した。明朝はすぐに正式に冊封する手続きを 行い、豊臣秀吉を日本の国王に封じ、小西行長らを大都督に封じた。その後、明神宗は、 臨淮侯李宗城を冊封正使に、都指揮楊万亨を册封副使に任命、沈惟敬とともに誥命・金印・ 冠服を携えて日本へ赴いた。1595 年正月、冊封使は北京を出発、朝鮮到着後日本軍の撤兵

¹ 中国・朝鮮双方とも「関白降表」の真偽には疑念を抱き、小西行長或いは沈惟敬による偽造とみなして いた。汪向栄・汪皓『中世紀的中日関係』(北京)、中国青年出版社、2001 年 10 月、312 頁参照。

² 許孚遠『敬和堂集』、撫閩稿·請計議倭酋疏。樊樹志「万暦年間的朝鮮戦争」『復旦学報(社会科学版)』、 2003 年第6期に転載より引用。

³ 王徳憲『王都諫奏疏』卷一、「目撃動倭衅隙専備御疏」、『明経世文編』巻四四四。

^{4 『}万暦三大征考・倭上』。

を待った。同年6月、秀吉は撤兵命令を出し、12月、朝鮮国王は大臣を冊封使に随行し渡 日させる決定をした。1596年1月、沈惟敬・小西行長が先行して日本へ渡ったが、数ヶ月 間音沙汰がなかったため、釜山で待っていた李宗城は何事か起こったものと恐れ、京城へ 逃げ帰ってしまった。明朝廷は、改めて楊万亨を正使に、沈惟敬を副使に任命し、6月渡日 させた。

使節一行は1596年9月大阪に到着、秀吉は明皇帝から下賜された冊封誥命書・日本国王 金印・明朝の冠服を受け取った。また冊封使を招待して宴を設けた際や、儀式の際には、 ともに明から下賜された冠・靴・衣服などを着用して出席した。しかし、秀吉は明の国書 の「万里より参じて門を叩き、ねんごろに内附を願った」というくだりに納得できなかっ たばかりか、領土割譲や婚儀など実質的内容も、朝貢貿易の許可の条件もなく、さらには 朝鮮が派遣してきた使節が王子ではなく地位の低い陪臣だったため、激怒して明朝の使節 を追い返すと、同時に戦争の動員令を下した。

1597年2月、12万の日本軍が再び朝鮮半島南東沿海に上陸し、第二次朝鮮侵略戦争が開始された。朝鮮国王から立て続けに救援要請文が届くと同時に、冊封使の楊万亨が北京へ 帰還、明朝廷は冊封が失敗に終わったことを知る。石星等講和派は罷免、沈惟敬は捕らえ られて投獄され、神宗は邢玠を兵部尚書から総督に、都御史楊鎬を朝鮮事務経略に任命、 総兵麻貴を提督として東征させ、日本を防ぎ朝鮮を救援させた。

再上陸した日本軍の進攻は迅速であり、朝鮮半島南部の慶尚道・全羅道などの要所とな る都市は次々と侵略軍の手に落ちた。1597 年7月、日本水軍は巨済島で朝鮮水軍を壊滅さ せた。9月、日本の大軍が漢江まで攻め上ったため王室は再度京城を脱出した。朝鮮へ入 った邢玠・楊鎬・麻貴軍が京城で合流し、稷山で日本軍に大打撃を与えた。同年12月、明 軍は慶州に進攻し蔚山を包囲、朝鮮軍も援護した。攻撃の際、「様々な大砲が飛び交い、山 を轟かし地を震わせた」。日本軍の残存兵は城を捨て島山新城に立てこもり、何日も攻防戦 が続いたが落城せず、明軍は慶州へ撤退した。

蔚山の戦いでは、日本軍に深刻な打撃を与えたものの、明軍は1598年初京城へ全軍撤退し、その後戦闘は小規模な衝突を繰り返す膠着状態が続いた。理由は明・日双方とも講和交渉を念頭においていたからである。明朝内部ではずっと意見が分かれており、講和派の影響力がやや大きくなっていた。秀吉が第二次朝鮮侵略戦争を発動したにもかかわらず、役人の多数は依然として朝鮮援護はころあいを見てやめたいと考えていた。そのため全面的な作戦目標も、日本侵略軍を徹底的に打ち負かす計画もなかったのである。また、秀吉本人の野心は旺盛であったが、参戦していた大名・武将にはそれぞれ別の思惑があり、多くは「通貢」を認めさせるため戦争で圧力をかけることが目的だった。そのような理由で、講和交渉は終始途絶えなかった。

22

1598 年 8 月 19 日、秀吉は京都伏見で病死する。徳川家康を中心とした五大老が朝鮮撤兵 を決定し、石田光成を北九州の博多へ派遣し、撤退の処理に当たらせた。同年 11 月末、日 本軍は続々朝鮮半島から撤退し、最後の撤兵を務めた小西行長軍は露梁海で明・朝鮮水軍 の攻撃を受け、大損害を出した。1599 年秋、すべての明軍が朝鮮から撤退した。

豊臣秀吉の侵略戦争は、東北アジア三国に多大な影響を及ぼしただけでなく、地域の国 際秩序への深刻な打撃となった。まず、すでに下り坂にあった明朝にとって、その代価は 大きなものであった。「東征御倭援朝」は、「万暦の三代遠征」の中で最も多額につき、国 力が大幅に低下したばかりでなく、民衆の士気も弱まり、汚職の風潮がひどくなった。「軍 を徴発し金を奪えば、遠くも近くも震え上がり、夷荻盗賊は、ほしいままふるまった」'。 崇禎帝は改革に力を注いだが、時すでに遅く、50 年も経たずに清が明に取って代わった。 戦場となった朝鮮半島では、人民が塗炭の苦しみをなめ、東南部は日本軍のために更地の ような状態にされ、田畑は荒れ、文物は破壊され、多くの人命が戦火で失われたばかりか 日本へ連行される者もいた。朝鮮政府にとって経済と社会秩序を回復することが戦後の重 要課題となった。日本でさえ、秀吉の朝鮮侵略戦争で人的にも物的にも大変疲弊し、豊臣 政権崩壊の主要な原因となった。さらに重要なのは、これによって朝貢体系を中心とした 東アジアの国際秩序にも変化が生じたことである。朝鮮政府は日本へ連れ去られた朝鮮人 を朝鮮に帰還させるため「回答兼刷還使」という名目で日本との往来を復活したが、明朝 は徳川家康の国交回復の申し出を拒絶し、清代になっても日中両国では政府の公式な外交 関係は回復せず、日本は中国の大陸王朝が主導する地域の国際秩序体系の外に再び離脱し たのであった。

^{1 『}明神宗実録』巻三三三、万暦二十七年四月辛未。

第二部 第一章

古代中国文化の日本における伝播と変容

宋成有

古代において中国は東アジアに先立って開化し、日本文化の発展に対して重要な働きを した。これは疑いようのない事実であり、絶対多数の日本の学者も同様に認識している。 内藤湖南は「東洋史はすなわち支那文化発展の歴史である」と認識し¹、古代においては「支 那と同一圏に属する日本は、支那文化の刺激を受けて自らの文化を形成した」としている²。 戦前には、似たような観点を持った様々な研究の著作が大量に出版された。戦後、広島大 学教授の木宮泰彦により『日華文化交流史』が出版され、研究の新しい局面を切り開いた。 両国の学者が長年にわたって研究を進め、多くの成果が得られた。1966年には周一良氏と 中西進氏の二人の著名学者が主編し、両国総勢 80人以上の学者が共同で『中日文化交流史 大系(日中文化交流史叢書)』を書いたが、これは中国語版と日本語版が浙江人民出版社と大 修館書店からそれぞれ出版されている。大系は歴史、法制、思想、宗教、民俗、文学、芸 術、科学技術、典籍、人物など10巻に分かれ、約 300万字を有する大著であり、研究領 域が網羅されいて、一里塚と称するに足る学術的成果である。

1990年代以降、日本国内の新民族主義とある種の「嫌中国」の社会的感情の反映として、 中国古代文化の日本への影響を極力軽視しようとする観点、文化における「脱中国化」を 宣揚する観点が登場した。こうして本来なら問題とすべきでない問題が生じたのである。 抜本的な策を講じるために、そのような見聞を一掃するために、本章では古代の日中両国 の文化の関係を如何に理解し捉えるべきか、すなわち古代中国文化の日本への伝播、古代 日本の中国からの異質な文化に対する導入過程における適応と創造、日本文化の形成とそ の特徴、古代中国文化と日本伝統文化の関係などのいくつかの問題をめぐって、一つの見 方を提示し、共に討論を広げることを期待したい。

第一節 古代中国文化の日本への伝来

1. 日本に伝わった中国古代文化の要素

日中古代文化交流の歴史は長く 2000 年に及び、関わってくる内容は極めて豊富である。 そのうち、日本の伝統文化の発展に強烈な影響を与えた古代中国文化の要素、すなわち文

¹ 内藤湖南『支那上古史』緒言(小川環樹『日本の名著』内藤湖南、中央公論社、1971 年、262 ページ)。

² 内藤湖南「支那人の支那未来観およびその批評」(『内藤湖南全集』第8巻、筑摩書房、1969年)、163 ページ。

化の膨大な体系を支える根幹あるいは鍵となる要素としては、主に以下のようなものがあ る。

1. 漢字

周知のように、漢字は原始時代の陶文単字を起源とし、今から3400年余り前の殷(商) 王朝時代に使われていた甲骨文字で初歩的な形が作られた。紀元前 3 世紀に秦始皇帝が六 国を滅ぼして「書同文」、つまり文字を統一して以来、2300年余りの間、漢字は篆書から隷 書、楷書へと字形を変えながらもその根本は変わらず、字の構成の仕方を受け継ぎ、元の 意味から離れることはなかった。たとえ、21 世紀の高い科学技術がすさまじい勢いで発展 を続け、また情報化社会が前進する速度を速めつつある今日にあっても、なお漢字は取っ て変わることのできない巨大な影響を発揮し続けている。古代エジプトの象形文字や両河 流域の楔形文字が埋もれて名も知られなくなったのと比べると、漢字が今に至るまで使わ れ続け、いまだ活力を持っているのは、世界の文字史上における奇跡と言える。漢字が古 代の長い時間をかけて伝播していく中で、南はベトナムから中国大陸を経て、東は朝鮮半 島、日本列島に至る広大な漢字文化圏が徐々に形成されていった。

漢字は発祥の地から 徐々に周辺地域へと順次伝播していく論理によって、北東アジアでは朝鮮半島に入り、そ れから日本へ入っていった。この過程は『史記』や『漢書』など多くの文献の記載に見ら れる。例えば、紀元前11世紀に殷が滅亡して周が興った際には、箕族が東夷の故郷に帰還 して漢字伝播の先行役を果たした。紀元前3世紀、秦と漢の時代の境目には、大陸の人々 は秦の労役と戦乱から逃れるために次々と朝鮮半島に移住し、日本列島に南下していった。 渡来人として、漢字を弥生時代の日本に持ち込んだのである。紀元前 2 世紀末、漢四郡が 設置され、倭人が遠く楽浪にまで献見することで、絶え間なく漢字が日本列島に入るため の機会がますます増えていった。後漢、魏晋南北朝の数百年間は倭奴国、邪馬台国、倭五 王が中国漢族の王権と絶えず交流し、大陸から帰化した人々が倭人の漢字を扱う水準を引 き上げた。『宋書』に記載される流暢な倭王武の上表文はその良い例である。こうした時代 の考古学的発見としては例えば、弥生後期の土器に刻まれた漢字、「漢委奴国王」の金印銘 文、熊本県江田船山古墳から出土した鉄刀銘文、和歌山県隅田八幡宮の銅鏡銘文、埼玉県 稲荷山古墳の鉄剣銘文などの出土品があり、漢字が日本に入った事実を実証している。

文化を伝播するツールとして、漢字の伝わるプロセスは人物往来のプロセスでもあった。 文明の運搬役たる漢字が伝わるのに伴い、礼儀と倫理、宗教と学理、教育と科学技術、文 学と芸術、典籍と文書の交易、年中行事と生活習慣などといった非常に豊富な内容を持つ 中国文化が日本に伝わり、古代日本人が文明時代へと入っていく歩調を速めた。8世紀初頭 には、漢字により記された『日本書紀』などの官製の国史が登場し、日本は自らの国で編 纂した国史を持った。漢字が伝えられたことで、民族文字の創造にとっての基礎が築かれ

 $\mathbf{2}$

た。

2. 儒学

儒家は「留意于仁义之际(仁と義の関係に留意する)」、「祖述尧舜,宪章文武,宗师仲尼, 以重其言,于道为最高」(尭、舜の行いに従い、文王武王の法令を信奉し、孔子を尊び、其 の言を重んじ、道を最高と為す)」もので、「助人君,顺阴阳,明教化(君を助け、陰陽に 従い、教化を明らかにする)」など多くの効用がある¹。孔子の後には、「有子张之儒,有子 思之儒,有颜氏之儒,有孟氏之儒,有漆雕氏之儒,有仲良氏之儒,有孙氏之儒,有乐正氏 之儒(子張の儒有り、子思の儒有り、顔氏の儒有り、孟氏の儒有り、漆雕氏の儒有り、仲 良氏の儒有り、孫氏の儒有り、楽正氏の儒有り)」など先秦時代の儒学がある²。前漢後漢に なると、董仲舒と劉歆が今古経文儒学を提唱し、讖緯(しんい)の学がそこに入り込む。 魏晋南北朝時代には、魏の夏侯玄、王弼、何晏などが老荘思想により儒家の教義を解釈し、 玄学化させた。隋、唐の時代には、儒学者は章句の解釈、訓詁を盛んに行うようになり、 道統の復興を目指した。日本では国家創建期にあたり、この過程で漢、唐の儒学が続々と 日本に伝わって日本での初期儒学の基本となっている。

日本書紀には、応神16年(285)、自らを漢の高祖の後裔と称する百済人博士の王仁が『論 語』などの典籍を携えて南の倭国へ渡ったことが記載されているが、これが儒学が日本へ 伝えられた最も古い記録である。皇太子の菟道稚郎子は王仁に師事し、様々な典籍を学ん だ。³この記載内容の真偽は定かではないが、儒学が朝鮮半島を経て日本に伝わった経路や 百済と倭国の頻繁な往来などから察するにまったくの作り話ではあるまい。6世紀の継体、 欽明両天皇の時代には、五経博士段楊爾、五経博士王柳貴、易博士王道良などが百済王の 命を受け、相次いで日本へ赴いた。この他、高句麗の五経博士高安茂、南梁の司馬達など も渡日し、前漢後漢の儒教の経典が絶え間なく日本へ伝えられた。日本に渡った儒学者の 多くが原籍を中原の楽浪王氏としているのは決して偶然ではなく、また基本的には信じら れることである。少なくとも、先に述べた記載内容を否定する史料が発見されない限りは、 しばらくこの説に従うしかない。

大化改新の後、天智天皇の時代に大学寮と国学など、国と地方の両クラスによる教育機 関が設立され、明経博士が漢や唐の訓詁学を講義し、『論語』、『孝経』、『周易』、『礼記』、『毛 詩』など儒学の経典は、律令体制下における五位以上の官人の子弟が教育を受ける際の基 本教材となって、儒学はこれまでになく盛んになった。751年に編まれた『懐風藻』は、王

^{1『}漢書』芸文志、諸子略序。

^{2 『}韓非子』顕学。

^{3 『}日本書紀』巻十、応神天皇十六年春二月条。

仁の啓蒙以来、日本が「俗渐洙泗之风,人趋齐鲁之学,成为礼仪之邦(気風は洙泗(儒学) に傾斜し、人は斉魯(儒学)に趨く)」として礼儀の国となったと称賛し、漢唐儒学が日本 に伝わった社会的効果をはっきりと示している¹。

平安末期になると、漢、唐の儒学が律令体制の崩壊とともに急速に凋落したが、中国か ら伝わった宋儒の理学が、また儒学の東伝をなしさらに新たな局面を開いた。両宋の時代、 仏教の精緻な思弁と道教の宇宙生成観に深く影響を受けた程朱理学が、儒学を理学の新た な段階へと至らしめた。『漢学紀源』によると、建久 10 年(1199)に宋に赴いた僧侶の俊 芿が、1211年の帰国に際して最も早く宋儒理学の書籍を日本へ持ち帰ったとされる。1241 年、求法のために宋に六年間滞在した禅僧円爾は、儒教と仏教を併せ持つ学風を日本へ持 ち帰り、幕府と朝廷の上層で活動を展開した。宋儒理学すなわち朱子学は当初、寺院を研 修の場としていたが、徐々に貴族や官僚によく知られるようになっていく。1246年に南宋 の禅僧蘭渓道隆は弟子を率いて日本へ渡り、中国人僧侶が宋儒理学を日本に伝える新たな ルートを開いた。朱子学が次々と伝わってくる中で、鎌倉時代には寺社の僧侶や朝廷の公 卿たちによって学ばれ解釈された理学は、戦乱に明け暮れた室町時代にも発展を続けてい った。戦国時代の儒教と仏教の一体化を経て、岐陽方秀と桂庵玄樹により句読点の付記と 訓読がなされ、理学の世俗化と普及に拍車をかけた。

江戸時代になると、理学は権力と結びつくようになり、急速に官学化が進んだ。このプロセスでは、藤原惺窩と林羅山がカギとなる働きをした。1597年に朝鮮の儒者、姜沆の教えを得て、藤原惺窩は朱子学の真理を悟り、江戸時代における朱子学の開祖となった。その弟子である林羅山は師の教えを悉く学び、藤原惺窩の説を幕藩体制構築の原理を説明するのに用いた。林羅山は 21 歳で塾を開いて生徒に教え、『論語』と『四書集注』を講義したが、「聴講者で満席になった²」という。江戸幕府を開いた徳川家康は林羅山の才能を高く評価し、幕政に関与させ、法令文書を起草させた。それに前後して羅山は家康に始まる四代の将軍の儒学侍講に就任し、林家は代々朱子学の研究と解釈を独占するという特別な地位を手に入れることになった。林羅山は生涯に中国の典籍や文献を 80 種余り整理したが、その多くは『十三経注疏』、『二程全書』、『朱子大全』、『性理大全』などの儒学の経典である。

江戸時代、朱子学は開幕初期の三人の将軍、徳川家康、秀忠、家光に採用され、四代将 軍家綱の保護を受け、五代将軍徳川綱吉が力を注いで発展させたことによって、日増しに 盛んになった。1690年、綱吉は孔子廟として壮大な規模の湯島聖堂を建設し、そこに林家 の学問所を設けた。(聖堂学問所あるいは昌平坂学問所、昌平黌)、これは当時の官学の最

^{1 『}懐風藻』自序。

^{2『}林羅山年譜』(林屋辰三郎等編『日本歴史史料大系』第4巻、近世1、262-263ページ)。

高学府となった。諸藩の大名もこぞって自分の藩校で朱子学を宣伝し、研修を行い、武士 たちは熱心に孔子を尊び経を読んだ。武士の行動規範は朱子学の倫理の昇華によって、武 士道すなわち統治者階級の統治思想となったが、町人やその他の庶民たちにも影響のない はずはない。1724年には町人の学校である懐徳堂が作られ授業が始まり、これを助けるよ うに全国に私塾たる寺子屋が広まり、儒学の倫理と価値観は日増しに深く民間にも浸透し ていった。

3. 道教

道教の元々の理念は春秋戦国から秦の時代にかけての神仙信仰と不老長寿の術からきて いる。西漢になると黄老無為思想が盛んになり、道教の発生が促された。東漢末期には、 張陵(道陵)、張魯らが道教の始祖老子を教祖と崇め、道書(符書)を著し、また五斗米道 (天師道)を創った。張角は于吉の『太平青領書』に触発されて太平道を興した。こうし て道教の最初の形が作られ、中国社会で影響を及ぼすようになった。魏晋南北朝時代に仏 教との間に生じた争いのなかで、道教は仏教の要素をいくらか取り入れた。教義を広める 経典を大量に著し、独自の消災厄除け方法、符籙、章醮祭儀を形作って、最後には中国の 土着宗教となった。儒学、仏教が日本へ伝わったルートとは明らかに異なり、道教の伝来 は複雑でよくわかっていないが大変興味深い。そこで、以下少々紙幅を割いてこれについ てざっと説明する。

一般的な認識では、道教に関する書物が日本に伝来した最も早い記録は、『日本書紀』推 古天皇十年(602)の記事に見られる。その文には「冬十月,百济僧观勒来之,仍贡历本及 天文地理书,并遁甲方术之书也。(冬十月、百済の僧観勒来けり。仍りて暦の本及び天文地 理の書、并て遁甲方術の書を貢る。)」とある。推古朝廷は三、四名の書生を遣して観勒に 師事させ、「皆学以成业。(皆学んで業を成した。)」という¹。大化改新時の孝徳朝での瑞祥 による改元や、天武朝で遁甲の術が盛んに行われた時は、いずれも陰陽寮や占星台を設置 しており、道教の要素が王権を強化する道具となっていた。藤原京の遺跡から出土した木 簡には「道可道,非常道(道の道とすべきは、常の道にあらず)」など『老子・道徳経』の 最初の文字が記され²、実物によって道教経典の日本伝来を実証している。

奈良平安時代になると、大量の道教の経典や書籍が継続的に日本に伝わった。寛平三年 (891 年)に藤原佐世が編纂した『本朝見在書目録』(『日本国見在書目録』)の記載による と、「道家」、「五行部」、「医方」、「雑伝家」等の各部の中に、『老子化胡経』、『太上老君玄 元皇帝聖化(記)経』、『抱朴子』、『太上霊宝経』、『淆魔宝真安志経』、『六甲神符経』、『三 五大禁咒禁訣』、『六甲左右上符』、『大道老君六甲秘符』、『赤松子玉暦』、『神仙伝』等、大

^{1 『}日本書紀』推古天皇十年冬十月の条。

² 新川登亀男「日本古代と道教」(『特集・日本文化に反映された道教』) 勉誠出版社、1999 年)、15 ページ。

量の道教に関する書籍が収められている。これらからも、奈良、平安に大量の道教経典図 書が継続して日本に入ってきたことからわかる。それは、他の舶来品と同じではない。図 書は人々への思想や意識に直接な影響を与えるものだからだ。引き続き道教の経典、図書 は続々と入って、道教観念が広く日本の宮廷文化、社会生活に浸透していくことは、決し て不可能なことではなかった。

これ以降の歴代王朝でも、道教の書籍がこれまで通り日本に伝わった。江戸時代の元禄 八年(1695年)から記録されている『商船載来目録』によると、1445年初版の明代道教経 典の集大成である『道蔵』、清代の『太上感応篇紜伝』、『太上感応経』、『関聖帝君覚世真経 霊応篇』、『呂祖全書』30巻、『文帝全書』50巻などの道教書籍が日本に続々と輸入されて おり、江戸時代の学術思想に影響を与えた。陽明学者中江藤樹は『太上天尊大乙神経序』 を著し、太乙神を祭った。国学者平田篤胤は『雲笈七識』を熟読し、また、その著作の中 で『老子中経』、『太宵琅書』、『真誥』などの道教の経典を大量に引用して道教と神道の関 係を論証した。江戸時代中期には信州の戸隠山に居を構える乗因が『老子道徳経』を奉じ、 道観上清宮を建て、金製の老子像を置き、「太上老君玄元皇帝」として礼拝した。後に乗因 は告発されて有罪となり、八丈島に配流された。1

道教の経典が次々に日本へ入ってきたが、道観と道士の宗教的活動は却ってその足跡を 辿るのが難しくなる。道教の伝来に関するこの不思議な状況に学者たちは深い興味を示した。

この他に、黒板勝美は『日本書紀』や『続日本書紀』などの古典文献の関連する記述を 整理し、若干の道教の痕跡を発見した。例えば、景行天皇の時、東国を平定した日本武尊 が死後白鳥になって飛び去った。聖徳太子が飢えに苦しむ民を助けたところ、その人物が 「屍解」して仙人になった。雄略天皇が葛城山で狩をした時、道で仙人に出会った。斉明 天皇の時、田身嶺に「号为两槻宮,亦曰天宮(号けて両槻宮とす、亦は天宮と曰ふ)。」と する道観を修築した。黒板はさらに河内松岡山古墳の船史王後墓と大和葛城郡大塚村新山 古墳で出土した神獣鏡から「東王父」や「西王母」など道教の神像を表す模様と銘文を列 挙し、さらに『延喜式』に記載される宮廷祭祀における儀式の祝詞をも挙げ、道教が古代 の日本に伝来した事実を実証した。伝来の時期に関しては、黒板はおそらく阿直岐と王仁が 来日した頃とし、また「神祇祭祀には道教の色彩が含まれるが、これは偶然ではな」く、 道教が長期にわたって徐々に浸透したことと関係があることを指摘している。²

津田左右吉は中国の経典や史書に基づいて「天皇」という呼称の由来を考証し、七世紀

¹ 増尾伸一郎「東アジアにおける道教の伝播」(鈴木靖民編『古代日本の異文化交流』、勉誠出版社、2008 年、153 - 154 ページ、144 ページ)。

² 野口鉄郎編『道教の伝播と古代国家(選集 道教と日本)』、第1巻、46-48ページ。

初めの古代日本で君主の呼称が「大王」から「天皇」に改められたことを道教の伝来と関 連付けて解釈している。また、占星術では紫微垣北極星とされる大帝太一(泰一、太乙) を天皇と結びつけて天皇大帝とし、天皇に天帝という宗教的な意味をもたせ、神道の信仰 の対象としたと考えた。津田は「『天皇』の呼称がわが国に採用されたのはそこに宗教的な 意味が含まれているからである。これまでの考察から天皇の呼称が道教から直接来ている ことは疑う余地がない。」と結論づけている。1

ここ 20 年ほど、道教と日本文化の相互関係についての日本人学者の研究は重要な成果を 上げている。例えば、野口鉄郎の編集による『道教の伝播と古代国家』、福永光司編著『道 教と日本文化』といった著作、および窪徳忠の「中国道教の日本民間信仰への影響」、増尾 伸一郎の「東アジアにおける道教の伝播」などの論文が出版、発表された。これら論著は 道教が日本に伝わった形跡、日本の文化の中での表れ方、道教と古代天皇制との関係など の問題について多方面にわたる研究を進め、戦前の研究を凌駕する深みと幅を呈している。 福永光司は「天皇大帝」の呼称、「天皇」と関連する「真人」、天皇の住まいである宮殿紫 宮(紫色の宮)、天皇の絶対的権力を象徴する鏡と剣の二種の神器、さらに日本の国号に使 用されている「大和」という単語は「いずれも中国古代の宗教思想に源を発しており、具 体的に言うと、それは道教もしくは原道教思想のことである。」としている。2窪徳忠は民間 の俗信と信仰の研究によって、「日本の民間信仰や風俗習慣、伝承には数多くの道教的な要 素が取り入れられており、両者は密接な関係にあるが、だからといって道教が日本に伝わ ったとは言えない。日本は極めて大きな影響を受けたと言えるだけである。」。としている。 中国文化の日本伝播を熱心に説いている寺尾善雄は道教が日本の民間に浸透していった形 跡を探求している。例えば、道教の祭祀において万物の生命と福禄を司る泰山府君は平安 末期から室町時代にかけて広く信仰され、陰陽師や密教家によって祭られていたが、後に 神仏混合を経て各地で地蔵菩薩になったことや、静岡県伊場遺跡や宮城県多賀城遺跡から 出土した木簡に「急々如律令」と道教の護符に書かれる呪文があることなどを道教伝播の 物証としている。4

同じような研究テーマは中国の学者たちの興味も引いている。1980年代、中国の学者李 威周は老荘思想が日本に伝播した経緯を追跡し、日本に伝えられた老荘思想はそのままの 形ではなく、儒教と道教が結びつく方法あるいは神道と儒教が結びつく方法に基づいて姿

¹ 津田左右吉『天皇考(津田左右吉全集第3巻)』、岩波書店、1986年、490ページ。

² 福永光司「鬼道と神道--中国古代宗教思想と日本古代」(楊曽文、源了圓主編『中日文化交流史大系4・ 宗教巻』、浙江人民出版社、1996年)8ページ。

³ 窪徳忠「中国道教の日本民間信仰への影響」(楊曽文、源了圓主編『中日文化交流史大系 4・宗教巻』、 浙江人民出版社、1996 年) 56 ページ。

⁴ 寺尾善雄『中国文化伝来事典』、174-175ページ。

を変え、あるいは異なる需要のあるその他の思想に合うよう作り変えられ、日本に非常に 大きな影響を与えたとした¹。90年代以降、厳紹盪は中国の伝統文化が古代日本に伝播した ことを評価、分析した際、「日本が中国から受け入れた大陸文化は豊富で多元的である」、「古 代中日文化の関係を総体的に考察してみると、中国本土の道家思想は、ほとんど儒学の思 想と一緒に、最も古くは、中国大陸からの移民が東へ移動するとともに日本へ伝わった」 としている²。王金林は畿内と地方の祭祀を皇室の管轄下に置いたこと、682年に神祇官を 設置したこと、天皇を「明神」(「現世神」)と称したことを早期神道形成の主要な三つの指 標としている。この過程では「中国の道教、儒教および諸子思想の多くの内容が日本の伝 統的信仰の宗教化に役立った」。朱砂と水銀による不老不死、美玉を大切にすること、桃に よる邪気払い、宝鏡による邪気払い、神剣の副葬などの道教の考え方が佐賀県の古賀と吉 野里の遺跡から出土した水銀、奈良県の牧野古墳から出土した桃の種、北九州の古墳から 出土した玉玦、玉管、勾玉や京都、奈良、福岡の古墳から出土した銅鏡など大量の実物に よって検証された。³

儒学が最初百済経由で日本に伝えられたのと同じように、百済は日本へ道教を伝える橋 渡し役となった。1971年に行なわれた百済武寧王陵の発掘と1993年に行なわれた百済の 古都扶余の陵山里寺遺跡の発掘で、百済が同様に道教文化の影響を受けていたことが明ら かとなった。百済を経由して道教が日本へ伝えられたという推論はあながち根拠のないこ とではない。

4. 漢訳仏教

仏教が中国国内に伝えられた時期については現在三つの説があり、史籍の裏付けを得て いるものである。すなわち、(1)「哀帝説」。この説では哀帝元寿元年(紀元前2)に「博士 弟子景卢受大月支王使伊存口受《浮屠经》(博士の弟子景盧が大月支王の使者伊存より「浮 屠経」を口授された)」とされる⁴。(2)「明帝説」。この説では「明帝梦见金人,长大,顶有 光明,以问群臣。或曰: '西方有神,名曰佛,其形长丈六尺而金黄色。'帝于是遣使天竺问 佛道法,遂于中国图画形象焉。(明帝は金人を夢に見た、背が高く、頭上には光を帯びてい た、以って群臣に問う。いわく、「西方に神有り、名前を仏という、その大きさは十六尺で 黄金色である。」皇帝はそこで仏法を求めて天竺に使いを遣り、中国で仏の姿を描くことが できた)」。その後、明帝が使節を天竺に派遣し、白馬に仏像と仏法書を背負わせて持ち帰 った「表之中夏,故以白马为寺名(仏典を広く中国に広めた、故に白馬を寺の名前とした)」

¹李威周「老荘思想と日本を論じる」(『外国問題研究』1987年第2期)。

²厳紹璗、源了円編『中日文化交流史大系 3・思想巻』、浙江人民出版社、1996年、86-290ページ。

³ 王金林『日本人の原始信仰』、寧夏人民出版社、2004年、215、216、204、174 - 190ページ。

^{4 『}三国志』魏志東夷伝所引『魏略』西戎伝。

などの物語になっている¹。(3)「桓帝説」。この説では、「桓帝好神,数祀浮图、老子(桓帝 は神を好み、仏陀、老子を多く祀った)」、「宮中立黄老、浮屠之祠(宮中に黄帝や老子、仏 陀の祠を建てた)」;「百姓稍有奉者,后遂转盛(庶民には奉る者は少なかったが、後に次第 に盛んになっていった)」としている²。桓帝建和元年(147)、月支国の高僧支娄迦讖(支 讖)が洛陽を訪れ、『般若道行品経』、『首愣厳三味経』、『般舟三味経』などの大乗仏教の経 典 14 部 27 巻を訳出し、ここから漢訳仏教の伝播が始まったという。

高麗王朝に成立した『三国遺事』には、「百济本纪云:第十五枕流王即位甲申(东晋孝武 帝大元九年)胡僧摩罗难陀至自晋,迎置宫中礼敬。明年乙酉。创佛寺于新都汉山州,度僧 十人,此百济佛法之始也(百済本紀にいわく、第十五枕流王が即位した甲申(東晋孝武帝 大元 9 年)胡僧摩羅難陀が晋よりやって来て、宮中で拝謁した。明年乙酉。新都漢山州に 仏寺を建立し、10 人が出家した、これが百済仏法の始まりである)」と記載されている³。 枕流王は 384 年に即位した。第 26 代国王の聖王(523-554)に至って、使者を遣わせて 日本に漢訳仏教を伝えた。

日本では、仏教が公的なルートで伝えられた具体的な時期を、宣化3年戊午(538)、欽 明6年(545)頃、欽明7年戊午(546)、13年壬申(552)などとする諸説がある。そのう ち、『日本書紀』には、「欽明天皇 13 年 (552) 冬 10 月、百済聖明王が使者を遣わせて「献 释迦佛金铜像一躯、幡盖若干、经论若干卷(釈迦仏金銅の像を一体、幡蓋を数点、経論を 数巻献じた)」と記載されており、文中では盛んに仏法を称賛して「于诸法中最为殊胜,难 解难入,周公孔子尚不能知(諸法のうちで最も特別であり、難解で入り難く、周公孔子で さえも知ることができない)」、「能生无量无边福徳果报(無量無限の福徳果報を生むことが できる)」としている。欽明「天阜闻己,喜欢踊跃。诏使者云:朕从昔来,未曾得闻如是微 妙之法,然朕不自决(天皇はこれを聞いて、大いに喜び、使者に対して「私は以前よりこ れほど奥深い法を耳にしたことがない、けれども自分で決めることはない」と述べた)」4。 ひとしきり論争を経て、欽明天皇は宿大臣である蘇我稲目に仏教を取り入れ盛んにするよ う命じた。『日本書紀』と同時期に著された『上宮聖徳法王帝説』、『元興寺伽藍縁起並流記 資財帳』などには、いずれも欽明 7 年戊午 10 月、12 月に百済聖明王が使者を遣わして仏 像、仏器、仏教の経典を贈って来たと記載されている。仏教伝来の年代は記載によって差 はあるものの、以上の諸説をまとめると、仏教は百済から 6 世紀前半に伝えられたとする 説は基本的に信頼できる。

仏教が日本に伝来した当初、崇仏派の蘇我氏と排仏派の物部氏の間に政治抗争が起きた

^{1 『}水経注』巻16、谷水条。

^{2 『}後漢書』西域列伝、天竺国および『後漢書』 襄楷伝。

^{3 『}三国遺事』難陀辟済。

^{4 『}日本書紀』巻19、欽明天皇十三年冬十月条。

が、最終的には蘇我氏が物部氏を戦いで破り、仏教は次第に日本に広まった。聖徳太子は 摂政であった時期(593 - 622)に遣隋使を派遣し、積極的に中国の仏法を取り入れ、法隆 寺や四天王寺などの寺院を建立し、仏教経典の義疏を著して、日本仏教の開祖と尊ばれた。 奈良時代(710 - 794)の三論、成実、倶舎、華厳、律宗など南都六宗は、唐王朝から伝わ ってきた仏教の経典を深く研究した。平安時代(794 - 1192)の仏教には主に、天台宗と真 言宗の二大流派があり、そのうち、804年に最澄が日本にもたらした隋代の天台大師を開祖 とする天台宗が比叡山で始まり、『法華経』を信奉した。816年には書の名家でもある僧侶 空海が唐王朝より真言宗をもたらし、京都から遠く離れた高野山に山門を開き、『大日経』 と『金剛頂経』を信奉した。両派はともに大乗仏教に属し、経文を唱えて、ひたすらに仏 を悟りさえすれば、悪人も成仏できる、としている。その教義は現世利益を重んじ、貴族 から歓迎された。鎌倉時代(1192 - 1336)には合わせて六つの新興仏教があった。すなわ ち、法然が始めた浄土宗、親鸞が始めた浄土真宗(一向宗)、一遍が始めた時宗、栄西が始 めた臨済宗、道元が始めた曹洞宗、日蓮が始めた日蓮宗である。鎌倉仏教では宗派が林立 し、武士と庶民の異なる精神的世界への追求を反映していると同時に、日本の仏教が中国 仏教に肩を並べるほどのレベルにまで到達したことを表している。

2. 伝播の特徴

(1) 絶え間ない伝播

儒学、仏教、道教などの文化の要素はいずれも連続的に伝播するという特徴がある。日本で初めて統一国家が作られ、儒学が伝来して以来、日本の初期の儒学は大和朝廷が国を治めるための主要な学説であった。各王朝で朝鮮半島や中国大陸から儒学博士が日本へ儒学を授けにやってくると、歓迎された。漢・唐代に明経訓詁の儒学が衰退してくると、新たに興った程朱理学が儒学東伝の二度目の高まりを呼んだ。日本社会のエリートたちに尊崇され、また中国文化を学びたいという心理的趨勢があったこともあり、朱子学は瞬く間に日本でその価値を認める人々とそれに追随する人々を探し出し、室町、江戸時代の発展を経て日本の伝統文化を形成する重要な一部分となった。道教の経典と関連する図書も、歴史の異なる時期に日本へ伝わった。

仏教が伝来する過程では、隋・唐時代に絶え間なく持ち込まれてきたものが、飛鳥、奈 良、平安時代の日本の仏教繁栄期を築いた。平城京の三論、成実、法相、倶舎、華厳、律 の「南都六宗」は、唐代のほぼ全ての仏教流派を取り入れたようなものである。

鎌倉時代になると、民族化の傾向が現れてくる。このため、宋代的な平坦さがかなり増 した。隋唐の時代に求法のために西へ渡ることが幾度も盛んになったのに対し、宋に禅問 答の修行に赴く日本人僧侶は比較的少数で、間隔も開いていたが、入宋僧の奝然、寂照、 成尋は、既に中国では散逸してしまった多くの典籍や経典を携えて行き、朱版の新たな経 を持ち帰ったし、また朱の僧侶蘭渓道隆、大体正念などが悟禅と朱儒理学を日本へと伝え たことなどで、文化交流が促された。元代の「蒙古襲来」は両国の公的な関係を徹底的に 破壊したが、西澗士曇、無学祖元、鏡堂覚円などの禅僧が日本へ禅学発揚のために赴き、 仏教で平和を広めた。

室町時代になって、幕府は南宋の官寺制度に倣い、京都の南禅寺、天龍寺、建仁寺、東 福寺、万寿寺を五大禅寺として、「京都五山」と称した。鎌倉では、建長寺、円覚寺、寿福 寺、浄智寺、浄妙寺を五大禅寺として「鎌倉五山」と称した。1386年になり、京都相国寺 が五山の名刹のひとつに昇格し、五山官寺制度はさらに確かなものとなった。禅僧たちは 幕府の保護の下、詩文を作り、日記、語録、随筆などの漢文作品を書き、仏教の経文と儒 学の経典の注釈作業にあたった。僧侶はすなわち儒者であり、禅寺はほぼ書院であった。「五 山文学」もこのため内容は豊富であった。

江戸時代に日本へ渡った中国の高僧真円、覚海、了然、覚意、超然などは長崎へやって 来て、唐三寺を運営した。禅僧の隠元は、京都の万福寺で黄檗宗を開き、絵画や書道にお いて双璧と称される黄檗派を興した。寺内の僧侶が漢語で読経するなどすこぶる特徴があ った。

(2) 伝播ルートの多様性

その一。直接的な交流ルートを通じての日本への流入。この種の交流ルートでは、互い に使節を派遣する方法を主とする官のルートがあり、また文化人の相互訪問、宗教人の往 来、貿易商人の行き来など多種多様の民間交流ルートもあり、官民双方による交流という 構造ができていた。その中で、官のルートは 894 年に遣唐使の派遣が中止されて以来、し ばしば連絡が途絶えた時期もあった。民間のルートだけは連綿と続き、2000 年にも及ぶ文 化交流を続けたと言える。平安時代以降、民間の文化交流が官のルートによる独占に取っ て代わり、両国文化交流の主要なルートとなった。

その二。第三国ルートあるいは間接ルート。そのうち、朝鮮半島の役割は非常に大きな 意味を持ち、百済は文化伝播の橋渡しをする役割を担った。儒学の伝来を例にとれば、三 国時代、新羅の西進と高句麗の南下という二重の圧力に次第に押されるようになった百済 は、南方外交を展開し、大陸文化を輸入して日本との関係を強化した。継体天皇七年(513 年)夏六月、「百済、姐弥文貴将軍、州利即爾将軍、副積恵臣押山を遣わし、五経博士段揚 爾を貢す」、十年(516年)秋九月、百済はまた遣使し「別に五経博士漢高安茂を貢し、段 揚爾に代わるを請う。請に依りて之に代う。」欽明十五年(554年)二月、「百済、下部杵率 将軍三貴、上部奈率物部烏らを遣わし、兵を救わんこと乞う。なお徳率東城子莫古を貢し、 前番奈率東城子言に代わる。五経博士王柳貴、固徳馬丁安に代わる。僧曇慧ら九人、僧道 琛ら七人に代わる。別に勅を奉じ、易博士施徳王道良、暦博士固徳王保孫、医博士奈率悛 陀、採薬師施徳潘量豊、固徳丁有陀、薬人施徳三斤、季徳已麻次、季徳進奴、対徳進陀を 貢す。皆請に依りて之に代う。」以上の引用文に登場する五経博士の段楊爾、漢王保孫、王 柳貴、易博士の王道良ら百済の儒学者が交代で南へ渡り、日本の儒学伝来の初期段階と発 展段階において、重要な貢献をした。

朱子学が官学となる段階でも、朝鮮の儒学家を切り離して考えることはできない。1590 年、京都の妙寿寺で藤原惺窩が朝鮮使節の構成員である金一誠、許箴之と面会し、李退渓 の性理学に対して強い関心を示している。1597年朝鮮全羅道の代々の儒家で、前守刑曹佐 郎、宣務郎である姜沆が俘虜となり日本へ来ている。藤原惺窩は姜沆をもてなし、但馬守 赤松広通の援助を受けて、巨額で朱子学の典籍を買い求めた。姜沆は惺窩の向学心に心を 動かされ、また、帰郷の費用を蓄えるために、自ら『四書五経』、『曲礼全経』、『小学』、『近 思録』、『近思統録』、『近思別録』、『通書』、『正蒙』といった朱子学の経典を著して惺窩に 贈った¹。姜沆より奥義を授けられた惺窩は研究に没頭し、「天理」と「心性」を詳しく解釈 することから理学の礎を築き、幕府に仕えた弟子の林羅山を通して朱子学を官学化する軌 道に乗せた。

(3) 広く深い影響

中国からは有形無形の文化が次々と絶えず日本に伝わり、広範な影響を及ぼした。

そのうち、稲作文化は日本に伝わってから、日本に根付いて芽を出し、たくましく成長 し、永く続く農業構造と食生活に影響を与えた。最近の考古学的発掘と測定分析によれば、 うるち米の栽培は少なくとも7000年前に、中国の長江中下流域の広大な地域で行われてい た。1973年に浙江省余姚の河姆渡第四文化層遺跡で、平均の厚み約40~50ミリ、総重量が 100トンを超えると見込まれる籾の堆積層が出土した²。2007年の杭州跨湖橋遺跡の考古発 掘では、中国の水稲耕作は7700年前に始まったことが更にわかった。朝鮮半島あるいは東 海(訳注:東シナ海)を横断する海上の道を通り、縄文末期と弥生時代にうるち米の栽培 が日本に伝えられた。1978年福岡市博多区の板付遺跡では、土器の中で炭化した籾殻の痕 跡が見つかり、水田と水路遺跡などが発見され、大量の物証が得られた。

この他、(1)思想面では、儒学の倫理である三綱五常が日本の政治文化の基礎を構成し、 日本社会で普遍的に推奨される行動規範や価値規範となっている。仏教と道教の宗教思想 は日本の宗教発展に多大な影響を与えた。(2)政治の面では、律令制度が伝来し、古代天 皇制の支えとなり、近代に至ると明治維新の「王政復古」の根拠とされた。(3)文学史学

¹ 姜沆『看羊録』、平凡社、1984年、185ページ。

² 王勇『日本文化-模倣と創新の軌跡』、高等教育出版社、2006年、67ページ。

の面では、漢詩集『懐風藻』、漢文により編まれた『日本書記』などの六国史は古代日本を 研究するための貴重な史料となっている。(4)芸術面では、唐楽を取り入れた雅楽、唐風の 建築様式を直接採用した唐招提寺金堂、鑑真和尚乾漆坐像、興福寺の阿修羅八部衆立像な どの彫刻作品、宋、元、明代の水墨画、書道など、中国のものを基としないものはなく、 明に渡り画を学んだ僧雪舟などの画の大家が続々と誕生し、また後代の狩野派、雲谷派、 長谷川派にも深い影響を与えた。正倉院に所蔵される日本の国宝に至っては、その精緻で 美しくまた華麗な作品によって、古代中日文化交流の足跡を証拠付けている。(5) 教育面 では、『論語』、『孝経』、『四書五経』、『千字文』、『温公家範』、『六諭衍義大意』など各種の 中国の書物が、教科書として長期にわたって伝えられ、中国唐代の書の技法の影響を受け た往来物が江戸時代まで私塾の教科書の手本とされていた。(6) 科学技術方面では、推古 帝の時代以来、日本には天文、暦法、地理、漢方医学、数学知識が続々と伝わり、日本で 喜んで受け入れられている。天武天皇の時代に占星台を建てたこと、奈良時代に彗星の観 測を模倣して時間の測定をしたことから、江戸時代の農業書や「和算」にいたるまで、古 代の科学技術が日本で発展を続けたことを示している。(7)節句や祝日の面で、奈良時代 に次第に「唐風」に染まったことで、中国の元旦、端午、七夕、重陽などの節句が日本に 伝わり、伝統的な国家の祭日となって、千年という長きにわたって踏襲されている。こう した様々なものが、数多くある。

要するに、古代中国文化を離れての日本の伝統文化の形成と発展は、想像しがたいとい うことだ。中国の文化要素の客観的な存在を否定するのは、学術研究の健全な発展にとり、 害こそあれ益のないことで、結果として徒労に終わるものである。

第二節 古代日本における中国文化の導入過程での変遷と創造

日本固有の文化について言えば、古代中国から導入した文化は畢竟外来の「異文化」で ある。様々な要求から、中国文化を導入することが必要だった。同時に、中国から来た「異 文化」は日本に根を下ろして成長し、古代日本の朝野に創造性を発揮することを求め、加 えて国情、政情の変容に合わせ、次第に内在化して日本の伝統的文化となった。古代日本 が中国文化を導入して変化させ吸収し、本土化させていった事例は枚挙にいとまがない。 紙幅に限りはあるが、僅かに以下の例を挙げて説明する。

1. 仮名文字の創造

日本は中国文化の要素を取り入れる前、民族言語を持っていたが、自身の民族文字を形 成してはいなかった。大陸移民と書籍が絶えず流入したことに伴って、漢字は日本に伝わ り、すぐに取り入れられた。少なくとも飛鳥時代には政府の外交文書はどれも漢字で表記 された。外国の文字で自らの民族言語を表現するのに、話し言葉と書き言葉で語の様相が 一致していないと明らかに不便だった。特に漢語と日本語はそれぞれ漢語チベット語系と アルタイ・ツングース語系に属していたので、こうした不便さをさらに甚だしくしていた。 漢字の基礎に習熟したうえで、奈良時代の日本人は既成の漢字を使い始めた。一字一音の 表音機能を借用して、また漢字の表意機能も使って、万葉仮名を創り出し、民族文字形成 の第一歩を踏み出した。

万葉仮名は漢字の字音を借用し、ある字がある日本語の発音を表した。『万葉集』の和歌 の多くはこの文字を取り入れているので、そう名づけられた。万葉仮名で書かれた作品は いずれも漢字であり、「真仮名」とも呼ばれた。万葉仮名に使用された漢字の語義と字音の 関係は深くない。日本人にとっては、漢字の表音を借用して聞く・話す・読む、と書く、 が一致しない問題を部分的に解決したことは、民族文字創造に欠くことのできない一歩で あった。

平安時代になると、万葉仮名を基礎として、学問僧や役所の書記官が文書を記録したり 経文に訓点を打つ際素早く便利に書けるよう、漢字の楷書の偏や旁を借用した片仮名と漢 字の草書文字を借用した平仮名を創造し、仮名文字の種類を増やした。これと同時に伝統 的漢字もまた依然として広く行われていた。民族文字創造の過程で、日本女性は創造的精 神を発揮し、男性貴族は旧来通りに漢字を使用することで自らを高雅だと見なしていたが、 こぞって平仮名を使用して日記を書き、小説を創作した。ゆえに片仮名は「女手」とも呼 ばれる。当時の仮名は合わせて 47 個、記憶しやすいよう、『涅槃経』の偈頌歌の形式を借 用して、『いろは歌』を編んだ。12 世紀になると、意味を表す漢字と音を表す仮名を取り混 ぜて使用する和漢混交文が作られた。音読み、訓読みともにあり、民族文字の創造が完成 した。現在も日本語の表現形式となっている。

漢字そのままの模倣から漢字の読音機能を選ぶようになり、万葉仮名が創られた。さら に片仮名、平仮名を創造し、それに漢字を加えて和漢混交文という民族文字を作ったこと は、古代日本人の文化創造精神を表している。表音の仮名と意味を表す漢字を取り混ぜて 使用する日本語は、中日両言語系の隔たりを巧妙に乗り越え、聞く、話す、読むと、書く ことが一致しないという矛盾を克服した。ゆえに今に至るまで用いられているのである。 この文字は、対内的には日本各地の複雑な方言による難題を解決するのに有益であり、対 外的には東アジアの国際文化交流に有益であった。それによってこの文字は活力に満ちて いたのである。

2.「記紀」編纂者の中国の宇宙観および歴史観の活用8世紀初めに成立した『古事記』と『日本書記』(「記紀」)には、いずれも神話創世篇、

14

神代篇、人世篇があり、宇宙の生成と国家の成立、天皇系譜などの国史の問題について解釈されている。

はっきりと見て取れるのは、中国古代人の宇宙観、歴史観が「記紀」の編纂に影響を及 ぼしていることである。「記紀」の創世編では、ほとんど同じ文章により神々による創世の 過程が描かれている。太安万侶は『古事記』序の中で、天地が初めて分かれたときのこと を「夫混元既凝,气象未效,无名无为,谁知其形。然乾坤初分,叁神作造化之首,阴阳斯 开,二灵为群品之祖(それ混沌が生まれ、形なく、名もなくすべてが知れず、誰もその形 を知らない。そして天地が初めて分かたれ、三柱の神が最初の創造物を作り、陰陽が引き 裂かれ、二つが多くのものの祖となった)」と理解している¹。この文章は、『淮南子』精神 篇の「古未有天地之时,唯象无形,窈窈冥冥,有二神混生,经天管地,于是乃別为阴阳, 离为八极(古く未だ天地が無いとき、想像だけで形がなく、弱々しく暗い、混沌の中に二 神が生まれ、それぞれ天と地を司る。それぞれ陰陽とし、八極に分けた)」²とする説明とほ とんど同じである。

同様に、『日本書記』の創世篇では、「古天地未剖,阴阳不分,混沌如鸡子,溟滓而含芽, 及其清阳者薄靡而为天,重浊者淹滞为地,精妙之后博易,重浊之凝难,故天先成而地后定, 然后神圣生其中焉(昔天地がまだ割れておらず、陰陽が分かれておらず、鶏卵のように混 沌としていたが、宇宙の混沌には芽を含んでいた、清らかで陽のものが広がり天となり、 重く濁ったものは下に溜まって地となった、精妙なものは広がるのはたやすく、重く濁っ たものが固まるのは難し、ゆえに、天が先に生まれ地が後に定まった、それから神聖なる ものがその中から生まれた)」³とあるが、三国時代の東呉の徐整が著した『三五歴記』中の、 「天地混沌如鸡子,盘古生其中。万八千岁,天地开辟,阳清为天,阴浊为地。盘古在其中, 一日九变,神于天,圣于地(天地は混沌として鶏卵のようであり、盤古はその中から生ま

れた。一万八千年後、天地が開き、清い陽が天となり、濁った陰が地となった。盤古はその中で、一日に九変し、天では神に、地においては聖となった)⁴」と、考え方が重なっているだけでなく、使用されている語彙も非常に似ている。これが問題の一面である。

別の面では、創世神についての描写は、似ている中にも異なる箇所がある。「記紀」の中 では、盤古の代わりに「天地初分的时候(天地が初めて分かれるとき)」であり、最初に出 現した創生神は「天之御中主神(天の御中主神)」であり⁵、あるいは「开辟之初(開闢の初

5 『古事記』上巻。

^{1 『}古事記』序。

^{2 『}淮南子』精神篇。

^{3 『}日本書紀』神代上。

^{4 『}三五歴紀』(『太平御覧』巻2)。

め)」は最初に神となった「国常立尊」とされている¹。天地、人世、国土の形成についての 解説でも、全て同じというわけではない。中国の創世神話では、盤古の死後、「气成风云, 声为雷霆,左眼为日,右眼为月,四肢五体为四极,血液为江河,筋脉为地里,肌肉为田土, 发髭为星辰,皮毛为草木,齿骨为金石,精髓为珠玉,汗流为雨泽,身之诸虫,因风所感, 化为黎甿(気が風雲となり、声は雷鳴となり、左目が太陽に、右目が月に、身体が四極と なり、血は河川となり、筋肉は野原に、肌は田畑に、髪は星に、体毛は草木に、歯と骨は 金に、精髄は玉に、汗は雨となって降り、身体の虫は、風に吹かれて民百姓に変わった)」 とされている²。「記紀」では男神の伊奘諾尊(イザナギノミコト)と、女神の伊耶那美(イ ザナミノミコト)が夫婦となり、「大八洲国(おおやしまのくに)」と呼ばれる国土と、海 神、水神、木神、山神、土神、火神などの35神を生み出した。イザナギが左目を洗った際、 太陽神である「天照大神」が生まれ、右目を洗った際、月神が生まれた。こうして儒学が 排斥する鬼神とははっきりと異なる「神国観」を確立した³。

神の世と人の世を繋ぐ面において「記紀」の創意は以下の点にある。編纂者は外から伝 わってきた理念を活用し、天神観を中国の天命観の代わりとしている。こうして太陽神「天 照大神」が天皇の始祖神となり、「天孫」瓊瓊杵尊(ににぎのみこと)が「神勅」を奉り、 鏡、玉、剣の「三種の神器」を持って、九州の筑紫の国高千穂の峰に降臨し、「葦原中国(あ しはらのなかつくに)」を統治した。その後天孫の孫「神日本磐余彦(かむやまといわれひ こ)」が海を渡って東征し、大和に入り、辛酉年(紀元前 660 年)、畝傍山の葦原宮で天皇 に即位した。すなわち伝説中の初代天皇、神武天皇である⁴。こうして神の世から人の世へ の移行が実現したのである。

「記紀」において、特に『日本書記』の編纂中、編纂者は中国の君臣の大義名分論と勧 善懲悪の春秋の筆法などの史観を援用している。同時に、「万世一系」の理念を、五徳終始 観の代わりとし、神武天皇に始まる皇統を編み、苦心して日本の「国体」の独自性を謳っ ており、中国の「有徳者王(徳が有る者が王)」とする「易姓革命」史観との違いは明らか である。

3. 道教要素の吸収と変容

道教がどのようにして日本の宗教文化に急速に吸収され、異なる宗教形式で日本社会に 存在したのかは、学術界では長年にわたって求め続けられた研究課題である。近年、日本 の学者はこれについて深く研究し、注目を集める成果を挙げている。

^{1 『}日本書紀』神代上。

^{2 『}五運暦年紀』(『繹史』巻1)。

^{3 『}古事記』上巻。

^{4 『}古事記』上巻。

増尾伸一郎は山下克明、小坂真二、高橋正男、高橋美由紀、菅原信海、宮家準、永井義 憲などの学者の研究および自らの長年の研究をもとに、道教と日本の陰陽道、密教、神道、 修験道、庚申信仰、風水説などの複層的関係から以下のような見解を導いている。:

(1)七世紀後半以降の律令時代、中務省の下部に属する陰陽寮は、陰陽、天文、暦、漏刻 など四つの部門から成り、天文、気象観測、占定、澡暦を司っていた。10世紀になると陰 陽道は体系化される時期に入り、太一、雷公、遁甲、六壬等の四種の占いが増え、災厄除 けの祭祀を行い、また天皇に対して天文に関する密奏を差し上げた。呪術宗教としての性 質を備えていたことは明らかである。

(2)インドから中国へ伝わった密教は、現世利益と速やかな成仏を重視して出家修行を強 調しない。道教と通じる多くの共通認識を生じ、道教の諸要素を含んだ経典を著した。密 教の伝来に伴って道教の要素も日本に入り、陰陽道と影響し合った。密教の僧侶は陰陽師 と同じく住居新築の際には鎮めの呪文を唱え、道教の禹歩の歩行法で悪星を払い善星の威 力を増した。

(3)8世紀以降、道教の星辰信仰と密教が混ざり合って習合し、北辰、北斗を祀る妙見信 仰、御灯、庚申信仰が日本で独自に展開された。平安時代後期、陰陽道は福、禄、寿を司 る現世の福神泰山府君と冥府を司る陰曹、および地府、水官、北帝大神、五道大神、司命、 司禄、六曹判官などの冥道十二神を祀ったが、陰陽道と密教の習合する過程で、道教は日 本式変容を生じた宗教文化となった。

(4)神道は仏教と儒教とは異なる日本の民族宗教である。鎌倉時代後期より始まり、祭祀、 祈祷儀式、教義を強調する伊勢神道と吉田神道などの社家神道が形成された。こうした神 道は仏教と陰陽道の教義を取り入れ、自然神を崇める多神教として、道教と相通ずるとこ ろが少なくない。伊勢神道の『神道五部書』、『類聚神祇本源』は天地生成、神祇観念およ び神と人との関係などについて、道家、易、陰陽、讖緯等中国の思想に基づき、『老子』、『老 子述義』、『周易』、『五行大義』に関連する内容を大量に引用した。吉田神道は本地垂迹説 を批判したが、積極的に『老子』、『庄子』、『太上玄霊北斗本名延生真経』を取り入れて、『唯 一神道明法要集』を著した。中でも祭祀儀礼の面では、多くが道教の『北斗経』から出て おり、要集の『玄霊符法』では、道教の 57 種類の符呪をそのままの形で引用し、『神祇道 霊符印』を作って、勢いを増し、影響が拡大した。

(5)原始山岳崇拝たる修験道は、陰陽道、密教、道教の要素を吸収して最終的に形作られた。修験道の開山の租、役小角は7世紀末期に大和の葛城山一帯に出没した呪術を使う修験者である。当時、そこはまさに道教がかつて活発だった地域であった。平安中期に編纂された『大日本国法華験記』、『本朝神仙伝』などの著作には、大和周辺の吉野、熊野などで活動する一団は修験道者の特徴を非常に備えていたと記録されている。鎌倉時代から室

17

町時代にかけて、近畿、東北、九州の大峰山、吉野山、羽黒山、月山、英彦山などの山岳 を霊山とする修験道が次第に組織化され、祈祷、巫術、呪符祈福、鎮魂などの宗教活動を 展開した。その入山儀式での呪文、斎戒、祭祀、穀断などは『抱朴子』に記載された入山 儀礼に共通するものだが、ただし道教は個人の入山修練、薬の採集を強調し、修験道では 集団による入山と即身成仏を強調する。

(6) 道教の三屍説に基づく庚申信仰は、平安時代の貴族社会と鎌倉、室町の武家社会にお いて、継続して庚申会の形式をとって継承されていった。そのよりどころである『老子守 庚申求長生経』(『庚申経』)は、次第に仏教の要素が混入して『庚申縁起』を形成し、庚申 会の経典となった。江戸時代になると、修験道の山伏と密教の僧侶は庚申会を発展させて 庚申講とし、各地で庚申堂を組織して庚申塔を建立した¹。

上述の日本の学者の研究により、道教は日本に伝わる過程において、神道、陰陽道、修 験道などの宗教の中に溶け込み、道教の宗教団体は作られていないものの重く用いられた 宗教要素として、その他の教派と教団の日常的な活動の中に活きており、日本の社会生活 に影響している、ということについてより突っ込んだ説明がなされた。

道教が古代日本人に取り入れられ、改造され、活用された過程は、日本が「異文化」を 吸収する際に採用した、典型的な取捨選択して自分のために用いる方法だったのであり、 儒学、仏教の輸入方法とは明らかな対照をなしている。どうしてそうなったのかという原 因については、人により見解が異なり、引き続き議論されることが期待される。

4. 江戸時代国学の形成と活発化

国学は、またの名を「皇朝学」、「和学」といい、廃仏し儒を斥け、古代の「神皇之道」 を復興しまた発揚し、日本固有の民族精神を奮い起こすことを唱道した。国学は江戸時代 中後期に盛んになり、文化の本体意識を樹立する努力をはっきりと示した。

国学の先駆的学者である下河辺長流(1624-1686 年)は歌人であり『万葉集』を研究す る過程で、日本固有の精神を見つけようと努め、『林葉累塵集』を著し、日本特有の詩歌で ある「和歌」を普及させた。親友の真言宗僧侶契沖(1640-1702 年)は継続して『万葉集』 を深く研究し、中世の歌学では儒教仏教の学が混入したために誤謬を生じたので、改めて 注釈を加えるべきと考えた。『万葉代匠記』で契沖は「本朝乃神国也」であり、もとから仏 法、儒学に取って代わる神道があると強調し、「上古の時代、ただ神道のみを以って天下を 治めた」と考え、『万葉集』などの和歌集の研究を通じてそれを主張し、神道精神を探求し た。同時に、深く儒学の薫陶を受けた契沖は神道を幽玄で推測し難いともの捉え、「神道を 本とし、儒仏を兼取する」と主張した²。契沖ら先駆者の追究は、『万葉集』の文献研究の範

¹ 増尾伸一郎『東アジアにおける道教の伝播』141 - 146 頁

^{2 「}雑説一」万葉匠代記総釈(『日本思想体系』 39 近世神道論 前期国学、岩波書店、1972年、315、310、

囲に留まっていたが、国学の開山の祖として、神道を崇め、国学は儒学仏教伝来以前の日本の「古人の心」を尋ねるという基本的方向を確定させた。

契沖の後を継いだ「国学四大人」は、国学の研究と伝播の高まりをもたらした。契沖の 弟子の神官荷田春満(1669-1736)は「『万葉集』は国風の純粋であり、これを学べば学識 が狭いとの誹りは受けない」と褒め称え、研究を発展させ「神国」日本の固有の精神を広 めることを主張した。荷田は、儒学仏学が盛んで「国家の学が廃れている」現状および陰 陽五行説が神道よりも氾濫している現状に対して強烈な不満を抱いていたので、幕府に「神 皇の教」を盛んにし、国は「神国」、道は神道との精神を奮起させるよう上奏して要求し、 早い段階で「国体論」の基本観点を提示した¹。

荷田の弟子賀茂真淵(1697 - 1769 年)も神官の出身であった。賀茂は『万葉集』、『源氏 物語』、『古事記』、『日本書紀』など古代詩歌文学と史書の研鑽に没頭するよう主張し、儒 学仏教など外国の道の学風に無理矢理合わせたり追随したりすることを一切やめ、日本固 有の民族文化の精髄を発見しようと呼びかけた。このため、賀茂は「再び古代に返る」と するスローガンを提唱、古道の精髄を「神皇之道」と概括した²。賀茂の手を経て、国学の 基本的傾向は更に明瞭になった。排仏斥儒も賀茂の基本的主張であり、尭が天下を舜に禅 譲したのは「善が過ぎて悪となる」ことである、舜はまた天下を悪人の子禹に禅譲した、 周文王は天下を三分しその二を有すると豪語していたが殺されるという禍を呼んだ、周武 王が紂を討っても必ずしも世論に賛同されたわけではない、周公は殷商の諸侯四十余家を 滅ぼしたが殺戮の度が過ぎた、儒学は日本に伝わり君臣分離と動乱をもたらした、等々と 考えた。「唐国」を貶めることと鮮明な対照を成し、賀茂は、日本は「人心が正直な国であ り、教えは少ないが遵守することができる」が、「唐国の人心は険悪」で、「朝に教えを聞 いても、夕には忘れている」、日本の「復古の道」は限りなく続くが、「唐国の道」は一瞬 にして終わると称賛して、全力を挙げて「日本優越論」を宣揚した。

賀茂の弟子、問屋商人出身の本居宣長(1730-1801年)は、44巻の大著『古事記伝』を 完成させており、国学を集大成した者と言って良い。本居は、神代の記述は確かな史実で あると断固として述べ、儒学の易姓革命観を批判し、死を以って王に勤め皇室の恩に報い ようとした忠臣楠木正成を称揚した。同時に、本居は日本文化独自の民族特性を「ものの あはれ」の心とまとめた。「いわゆるもののあはれとは、まず一切の小さなものに憐憫の情 を覚えることである。見るもの聞くもの心で感じ、全て一つの嘆息となる」、「感じること に遭っても、心の動くところなく、感じるところなければ、もののあはれを知らず、心の

³¹¹ ページ)

^{1 『}創学校啓』(『日本思想体系』39、『近世神道論 前期国学』岩波書店、1972年、335、333頁)

^{2 『}国意考』(『大日本思想全集』9、常磐印刷株式会社、1933年、31頁)

ない人なり」。¹「もののあはれ」の心により本居は百姓や町人の集団告訴「強訴」に同情した。強訴とは「小事に見えても実際には小事ではなく、重大なこと」であり、その原因は「いずれも下の非ではなく、上の非である」と考えた。²

本居に弟子の礼をとった平田篤胤(1776-1843年)は、『古事記』、『日本書紀』の研究に 長けていた。道教神仙説の影響を受け、平田は「記紀」の「神代」世界にあこがれ、「神国 論」と「日本優越論」を宣揚した。平田は宇宙を天、地、泉の三種の境界に分け、「皇国」 日本の上は天照大神の君臨する天界であり、下はスサノオノミコトが幽閉される泉界、そ の間が大地各国の中心である「万国本御柱之御国」の「皇大御国」であり、「万国を卓越」 する。そしてその原因は「我が天皇は万国に君臨する大君の真理を熟知し、そしてまた霊 魂の行く方を知っている」からだ、として「大和心をしっかりと定める」ことを呼びかけ た。³平田は「神道の道」を以下のようにまとめて説明した。儒学の「敬義仁智勇」など人 倫五常は、いずれも神意の表れである。現世の人の行為は均しく幽冥の神が念入りに見て おり、善悪の判断をする。人の性は天神に賦与されたもので、私智を取り除いてはじめて 人の行為は神代の求めに合致し、はじめて本当の神道世界、すなわち「神皇の道」の世界 に生きることができる。「神皇の道」の趣旨は「清浄を本とし、穢れを避け、君に忠孝を以 って仕え、妻子に恵み、子孫を多く産み、家族睦まじく、友の信頼を得、奴婢に同情し、 家が栄える」である。などというふうに。また仏教は「神敵」であるとして攻撃し、釈迦 は「君父を捨て」、「妻子を捨て」、人の性に反しており訓とするに足りないと非難攻撃した。 4

「国学四大人」は国学の発展についてそれぞれ異なる学術的貢献をした。当時の歴史条 件下ではある積極的意味を持つ。ひとつは、国学は排仏斥儒の批判的立場から始まり、幕 府が思想をコントロールした二つの大きな道具、すなわち仏教と朱子学に対し猛烈な攻撃 を展開し、客観的に見てその影響を弱めた。ふたつめは、国学復古の主張、つまり武士階 級の専制統治前の古代世界に返るということは、農民、町人が現実に対して強烈な不満を 感じていることを反映していた。三つ目は、国学が古道「神皇の道」を極めて崇拝したこ とは、神道という衣の下に隠された尊皇攘夷意識を鼓吹し、幕末政治闘争に思想的武器を 提供した。没落社会集団の没落感情と精神の求めを反映するものとしての国学は、その価 値基準が複雑で、互いに矛盾してさえいる。国学の積極的働きは時代の進歩に反比例し、「神 国論」、「日本優越論」などは近代日本の対外拡張思想の根源のひとつとなった。

日本の独自性と優越性を強調する国学は江戸時代中期に興ったが、日本民族文化が高度

^{1 『}源氏物語語玉の小櫛』(林屋辰三郎等編『日本史史料体系』5、『近世』2、320頁)

^{2 『}非本玉櫛笥』(林屋辰三郎等編『日本史史料体系』5、『近世』2、321 頁)

^{3 『}霊の真柱』(林屋辰三郎等編『日本史史料体系』5、『近世』2、323頁)

^{4 『}玉襷』(『日本思想体系』50、『平田篤胤、伴信友、大国隆正』、岩波書店、1973年、202、191頁)

に発達した時期であり、固有の文化の精髄による自我の訴求を発見し発揚するのは、民族 文化が最も優れた文化であるとの自覚の表れであり、また儒学仏教が長期間浸潤していた ことに対する反動でもある。しかし国学者は完全に儒教仏教から、特に儒学の影響から脱 することは難しかった。多くの場合、国学者は儒学の助けを借りてまで国学を宣揚しなけ ればならなかった。例えば、平田篤胤の人倫五常観は、「神皇の道」の趣旨を解き明かそう とするなかで、儒学の五倫五常がほとんどもとの形のまま差し出されたようなもので、道 教の五福論の要素が若干混じってすらいる。こうなった理由は、儒教仏教道教などの文化 要素がすでに深々と日本の伝統文化に根を張っていたからであり、たとえ国学といえども 例外ではあり得なかった。

5. 武士道の形成

武士であれば、その道徳規範と価値基準を持つ。武士が頭角を現してきた平安時代には、 すでに「武者の習い」、「士道」が出現し、奉公の意識、血縁、地縁の観念、忠義、武勇、 栄誉等の信条を強調した。1232 年(貞永元年)、鎌倉幕府は『御成敗式目』(『貞永式目』) を発布した。「成敗」とはすなわち審判であり、「式目」とはすなわち法規である。この式 目は武士が制定した最初の法典であり、全部で51条から成っていて、主に御家人の訴訟規 則、権利義務、財産継承に関する規定を定めているが、そこには守護地頭の職責や、神仏 を崇敬し主君に忠を尽くすといった武士の道徳的規範も書かれている。またこの法典の適 用範囲は武士の中に限られ、御家人の財産継承の権利に関しては男女が同権であり、朝廷 や公卿および寺社宗教勢力はこの法律の規定には組み込まれていない。1336 年室町幕府が 『建武式目』17 条の規約を頒布し、再び奢侈を禁じ、倹約を行わせ、暴行を鎮め、賄賂を 止め、賢人を選んで登用し、勝手に私宅に入ることを禁じ、武士が集まって濫りに酒を飲 むことを禁じ、空き地は本来の持ち主に返還し、貧者弱者の訴訟を受理する、といった内 容であった。法令規約の頒布を通して、「武士の習い」は規範化されていった。この過程に おいて朱子学、禅宗、神道は武士道の三大根源となって広く影響を及ぼした。1615 年、創 建から間もない江戸幕府は武士、朝廷および寺社に対して一つの法体系を発布した。武士 道はさらに法律化と規範化を進めると同時に、朱子学によって倫理化され、最終的には統 治階級、すなわち武士階級に特有の道徳規範すなわち武士道を形成した。

まとめると、武士道は儒学の五倫五常などの倫理大綱を常に基礎とし、主に以下のこと を強調している。:

(1)忠孝を基本とする。江戸時代に幕府が発布した大名に対する『武家諸法度』と直系の家臣、武士である「旗本」(訳注:原文は"騎本")、「御家人」に対する『諸士法度』の 中では、「文武忠孝を奨励し、以って礼儀を正しくす」あるいは「忠孝を奨励し、礼法を正

21

しくする」¹と明文化されている。武士道を集大成した山鹿素行の『士道』でも同様に「忠 孝の実を詳しくするは、士の勤めなり」²と強調している。江戸時代後期になると、吉田松 陰は『士道七則』を著し、冒頭の第一条は「けだし人に五輪有り、君臣父子を最大となす。 故に人の人たる所以は、忠孝を本とす」³とされている。ここからは忠孝は終始武士道の強 調する基本徳目であったことがわかる。

(2)文武両道を唱えるが、武を先とし、尚武の精神を強調する。『武家諸法度』は「左に 文、右に武、古の法なり、兼備せざるべからず」、およそ武士たるもの、必ず「文武弓馬の 道に通じ」、「弓馬は武家の枢要である」と規定する。⁴山鹿素行は武士は「弓馬の家に生ま れ」た「耕さず造らず売らない者」であり、武を以って先とするのが当然の「職分」だと 捉えていた。⁵山本常朝の『葉隠』は武士であれば「天下に武勇を示す覚悟を持つ」必要が あることを鼓吹とした。⁶文を学び武を習うが、尚武という本来の職分を忘れないことを武 士に求めたのである。軍事を独占し統治する地位にあることを示すしるしとして、江戸時 代には武士だけが二本の刀を帯びる権利を持ち、尊大に振舞っていたのである。

(3)奉公と忠誠を尽くす意識。『徳川成憲百箇条』では主君と家臣の関係を「天覆地載」 と例え、家臣が主君に忠誠を尽くすのは「天理」であり、これを「士の道」とした。「山鹿 素行の『武士道』では武士の「本分」とは「主君に逢い、奉公の忠を尽くす」ことである と述べ、その著作『武家小学』では武士の子弟に、毎朝起床してまず最初にすることは、「主 君の養育の恩を思い、その後一家のことを考える」⁸であると訓戒している。奉公と忠誠を 尽くす意識は武士道の核心であり、その他の徳目はいずれもこれを主軸として展開する。 死を以って主君に忠誠を尽くす奉公の意識は往々にして神聖な君臣の大儀という光輪の下 に覆い隠されているが、その実、家臣の「奉公」と主君の禄米あるいは領地を授ける「御 恩」との間には、互いに交換し合うという相互作用を形成しており、経済物質関係こそが 君臣関係の本当の基礎であった。

(4)生を軽んじ死を重んじるという人生観の宣揚。武士道は家臣が生命を無条件に主君に 捧げる、あるいは主君の馬前に戦死する、あるいは切腹して主君に殉じることを強調して いる。このために、武士道は苦心して生を軽んじ死を重んじる考え方を宣揚し、家臣に世 襲の身分階級秩序において己の本分を守り、生死の関門を越えて、最終的な死に方を追究

5 田原嗣郎等校訂注釈『山鹿素行』、『日本思想体系』 32、31 頁

¹ 石井紫郎校訂注釈『近世武家思想』、『日本思想体系』27、岩波書店、1974年、458、465頁

² 田原嗣郎等校訂注釈『山鹿素行』、『日本思想体系』 32、岩波書店、1970年、51頁

³ 吉田松陰『士道七則』、吉田神社刊

⁴ 石井紫郎校訂注釈『近世武家思想』、『日本思想体系』 27、454 頁

⁶ 斉木一馬等校訂注釈『三河物語』葉隠、『日本思想体系』26、岩波書店、1974年、226頁 7石井紫郎校訂注釈『近世武家思想』、『日本思想体系』27、475頁

⁸ 井上哲次郎編『武士道叢書』上卷、博文館、1905年、220頁

するよう要求した。『葉隠』の前書きの名目には、「武士道とは如何にその死に場所を見つ けるか」の道であり、「毎朝毎夕、死して又死に、常に死が側にある身となったとき、よう やく武道の自由を獲得し、終生謹んで職分を守ることができる」ので「犬死すること勿れ」、 と書かれている。¹栄誉を重視し恥を知る心は、ここから生まれた。

注目すべきは、武士道が対外的には鎖国し、国内が長期に亘って平和であった江戸時代 に最終的に形成された、ということである。古代武士道の本来の意義は、武士階級の行為 を規範付けること、統治秩序を安定させること、武士の士君子たる統治者の意識を強調す ることにある。これは、近代軍国主義が「忠君愛国」を注入し、対外侵略の精神的支柱と した武士道精神とは明らかに異なっている。

古代東アジアの各国では、いずれも統治的地位におかれた道徳規範と価値傾向があった。 中国、韓国などの国と比べると、幕府時代以来、統治階級の統治思想として、武士道には 日本特有の独創があるといえる。武士道の基本的徳目は朱子学の倫理大綱から来ているが、 武士階級自身の要求に応じて取捨選択を加えたのである。例えば、武士道は家臣が君主に 対して一方的に集団で忠誠を尽くすことをさらに強調し、尚武の精神を鼓吹し、死に所を 得ることを強調し、生命の価値を軽視した、等である。ある意味では、武士道は朱子学倫 理の武士化と言うことができる。というのも武士道の信条である徳目を構成する核心と精 神は、まさに朱子学の君臣大義名分論、倫理綱常と治者意識だからである。武士は世襲制 の職業軍人なので、その思惟モデルと行動様式は科挙による仕官に熱中した士大夫とは明 らかに異なっている。彼らは学理や訓詁の能力と興味には限界があるものの、実行する能 力と勇気は文人より優れている。ここから、幕末に中下級武士の中から倒幕の志士が多く 登場した原因を理解するのは難しいことではない。文化史の意義から見れば、武士道の形 成と普及は、日本の統治階級が自身の要求に合わせて、朱子学から選び取り、それを変容 させ日本化させた結果なのである。

第三節 日本文化の形成とその特徴

大陸文化を取り入れ活用する過程において、徐々に日本の民族文化が形成され、その民 族的特徴が表面化してくる。

1. 自我意識の形成と民族文化の発展

¹ 斉木一馬等校訂注釈『三河物語』葉隠、『日本思想大系』26、220 頁

7世紀、遣唐使が倭国という名称を日本と改めたと宣言したこと、8世紀初めに国史が編 纂されたことは、自我意識の観念が形成されたことを示しており、これは民族文化を発展 させるという思想の原点である。平安時代の「国風化」あるいは「和風化」の過程は、文 化史においては、日本の民族文化が発達した過程でもあり、また奈良時代の「唐風化」の 論理が発展した結果でもある。主として次のように表現される。:

(1)「樹下美人図」、「吉祥天女画像」などを模した「唐絵(からえ)」に対して、日本の 山水、人物、風俗を描いた「倭絵」、「大和絵」が流行した。代表的作品には『年中行事絵 巻』や『鳥獣戯画』などがある。(2) 奈良時代は唐詩に心酔したのに対し、平安時代は和 歌が盛んになり、朝廷の和歌所では例えば和歌 1100 首を収めた 20 巻にもなる『古今和歌 集』を編纂し、和歌の優れた詠み手として、紀貫之、柿本人麻呂、僧正遍照、在原業平、 小野小町などの三十六歌仙を選んだ。民間の舞踏、田楽にも民族的特色が溢れている。(3) 宗教、信仰の面では、「本地垂迹」意識が盛んとなる。仏教が日本に伝えられた当初は、固 有の神道信仰と外来仏教との衝突を解決するために、「神仏習合」の概念が流行し、それに よって両者の関係を混合、協調させした。奈良時代になると、仏主神従の意識が流行した。 人々は遍く、神をは仏法の保護神とみなし、仏法により諸神の煩悩から解脱することがで きると考えた。神社の境内に神宮寺を建立し、神前で仏教の経文を唱えた。平安時代にな ると、神仏が対等な「本地垂迹」意識が流行する。「本地」とは日本を指し、「垂迹」は権 現を意味する。西方の仏が列島の衆生を救うために日本の神々に姿を変えて現れる、神が すなわち仏である、と考えた。例えば、「天照大神」は大日如来の化身であり、「八幡大神」 は阿弥陀仏の化身である、等々である。これが広まっていき、各地の神社に祀られている 神が気付かぬうちに各地の仏となり、神と仏がひとつのものとなっていた。

続いて、鎌倉時代には、民族文化が更に一歩進んで、次のように表現されている。:

(1) 仏教が隆盛し、次第に日本化した。鎌倉時代の新仏教はいずれも武士と庶民の精神 世界の追求を反映し、表現しており、日本の社会生活における現実的な需要により近づい ている。そのうち、日蓮宗では日本意識を広く訴え、その他の中国より伝わってきた宗派 を排斥、非難しているが、これは日本仏教の発展史における新たな現象である。(2) 武士 の風格を反映した文学と芸術の表現スタイルが流行した。『保元物語』や『源平盛衰記』、『平 家物語』など、軍記物が大量に登場した。建築では簡素で実用的な「武家造り」が流行し た。彫刻の名手、運慶、快慶による東大寺仁王像は、剛健で、力強く、恐ろしげな形相を して、力強さに溢れている。(3)「神国」思想が更に発展した。1274年と1281年、フビラ イが二度日本に対して攻め込んで来たものの、天の時、地の利、人の和を逸し、いずれも 惨敗に終わった。元の軍船を二度も撃退した暴風は全く予期されていなかったため、「天の 助け」である「神風」が降臨したと解釈されて「神国意識」が流行し、北畠親房の『神皇

24

正統紀』には大いにそれが反映されている。その「神皇」「神国」の意識は、日本軍と民衆 が元寇を打ち破り勝利した原因についての解釈であるだけでなく、文化的心理上に現れた 自尊心、誇り、さらには傲慢な優越感を強調した。

室町時代になると、(1) 禅文化が次第に日本の特色を具現化してくる。中国文化の影響 を引き続き受けながら、禅味の特色を深く含んだ日本文化が新たな発展段階に入る。例え ば、庭園設計における「枯山水」、すなわち庭園で庭石、白砂を用いて山、島、湖、海を模 して、禅文化の大写意式の精神境地を表現した。また、華道、茶道の流行に見られるよう に、幽、寂、静、雅の情緒の追求が重んじられた。第三代将軍足利義満は京都の北山に寝 殿造りと唐様の建築を総合した金閣を建立し、豪奢な趣きを求め、宋・元の文学や水墨画 を尊んだ。これを「北山文化」と呼ぶ。第八代将軍足利義政の時代には、審美観に変化が 生じた。京都の東山に建築された別荘、銀閣は、静けさ、上品な趣きが際立っている。華 道、絵画、連歌、古典の研究においても、抽象や高雅の境地を追及し、そこには深い禅の 意味が込められ、民族文化の趣きが深い「東山文化」を形成した。(2)権力の移ろいを反 映した戦争小説が流行した。その中で、小島法師が著したとされる『太平記』が1371年に 40巻という構成で出来上がり、半世紀にわたる南北朝の内乱を描いている。(3) 庶民文芸 の興り。短歌劇である「能」が、異なる流派の「座」を形成した。滑稽な寸劇「狂言」で は、大名や名主を嘲笑の対象とした。通俗でわかり易い短編小説「御伽草子」が流行し、 代表作の「一寸法師」、「浦島太郎」、「羅生門」などは、島国の庶民と武士の観念、意識を 反映している。

安土桃山時代になると、封建領主の権威を誇示する安土城、桃山城、大阪城が、平地に 建設された。天守閣が高々と勇壮に聳え立ち、織田信長、豊臣秀吉が天下を手中に収めた 威勢を示していたのも、また日本の政治文化の特色を現している。同時に、町人文化が発 展する。「歌舞伎」、「浄瑠璃」、人形劇である「人形浄瑠璃」などは町人の喜怒哀楽を表す 新たな文芸スタイルであり、民族文化の独自性が強調されている。華道、茶道が異なる流 派を形成し、日本の'道'文化の主幹を形作った。

江戸時代には、日本の民族文化は高度に発達する時期を迎える。前期の文化は「元禄文 化」が代表であり、各分野で名家や名作が続々と登場した。そのうち、(1)小説家の井原 西鶴が大量の通俗小説「浮世草子」を著し、代表作としては『好色一代男』、『日本永代蔵』、 『世間胸算用』などがある。金銭の意義を肯定し、拝金主義的な町人の価値観を広く宣伝 している。(2)「俳聖」と称される詩人、芭蕉は俳句と非常に細やかな筆致を用いて、旅愁、 望郷の念、一人深山を行く心境を描写している。名句「古池や 蛙飛び込む 水の音」は その一例である。(3)劇作家の近松門左衛門は人形浄瑠璃と歌舞伎の台本を書く名人で、 代表作には『国姓爺合戦』、『心中天網島』、『冥途の飛脚』などがある。歌舞伎では、坂田

25

藤十郎、市川団十郎といった名優が登場した。人形浄瑠璃の竹本義太夫などは、代々襲名 して受継がれていった。(4) 社会風俗画の「浮世絵」が流行した。町人の生活や風景画を 創作の題材としたものが多い。名画家として、菱川師宣などがいる。(5) 中国からもたら された数学が民族化して後、「和算」と呼ばれた。最も著名な数学者である関孝和は、点竄 術、筆算代数学、方程式に長じていた。渋川春海は貞享2年(1685)、中国の暦法を参考に 「貞享暦」を創り、日本の天文学の発展を促した。(6) 国学。日本の古典文献、『古事記』、 『日本書紀』、『万葉集』といった著作の中に、固有の民族精神を探しそれを宣揚したもの は、当時の日本学と称されてよいだろう。代表的人物として、開祖となった契沖、下河辺 長流など、後継者の荷田春海、賀茂真淵などがいる。排仏、儒教の排斥を訴え、「神皇之道」 を復古、発揚した。

江戸時代後期の文化は、文化元(1804)年から文政 12(1829)年にかけての文化現象が 代表的である。基本的特徴として、(1) 庶民的情緒が鮮明に表れている。市民の恋愛や人 生を反映した「人情本」が流行し、挿絵のついた通俗読み物「草双紙」、江戸124件の演舞 場「寄席」で演じられる、評書(訳注:主に歴史物語を方言語る民間芸能)に当たる「講 談」、滑稽な話を語る「落語」、太鼓を叩いて唄う「浪花節」や「浪曲」、雑技のような「曲 芸」、マジックの「手品」などがある。(2) 学芸流派の活発化。 蘭学が、1774 年に前野良沢、 杉田玄白らがオランダ語で書かれた『解剖学』を『解体新書』として漢訳したことから始 まったことを基礎として、19 世紀初めには、更に官と民間という二つの系統に分かれ競い あって発展した。国学では師伝関係が形成され、また日本民族精神の発揚を是とした。国 学の大家、本居宣長の弟子、平田篤胤は『古道大意』を著し、儒教や仏教を強烈に批判し、 尊皇攘夷論を唱えた。経世学は儒学の経世済民思想、国学の民族主義、蘭学によって島国 意識を打破した国際的視野を総合した。代表的人物として、工藤平助(『赤蝦夷風説考』)、 林子平(『海国兵談』、『三国通覧図説』)、本多利明(『経世秘策』、『西域物語』)、佐藤信淵 (『宇内混同秘策』) 等がおり、近代化国策のさきがけとなる探求を始めた。後期の水戸学 では、徳川斉昭(『弘道館記』)、藤田東湖(『弘道館記述義』)、会沢安(『新論』)、など尊王 攘夷論を謳い、おびただしい数の既存体制に対する反対派を啓発した。学派の多様化と活 発な発展により、社会を転換させる力を持つ人材を育成するのに必須となる条件を提供し た。また明治維新を呼び込む前段階の準備でもあった。

二、日本文化の特徴

日本文化の特徴についての見方は、非常に意見がまちまちだろう。日本文化の類型についてだけでも、少なくとも、欧米の学者の言う「恥の文化」、日本の学者が言う「雑種文化」あるいは、中国の学者が言う「多元文化」など異なる表現がある。中国では、文化研究の

「熱」は上がり続け、古代日本文化の内奥、日本民族の性格を探った成果が次々に発表さ れている。周一良先生の数十年来の日本研究は堅実に会得したものであり、日本古代文化 の内奥を高度にまとめあげて「渋み」、「閑寂」と表し、独自の道を開いた¹。王金林は日本 文化が開発性、包容性という特徴を持つと考え、最終的には「二重、あるいは多重構造で あり、その大元は主として日本文化の源流の多元性にある」としている²。厳紹璗は文化発 生学の立場から出発し、日本文化の基本的特徴は「複合形態の変異体文化」であるとし、 変異は主として外来文化の「吸収」、「溶解」と「新文化形態を形成する能力」に主に現れ るとしている³。王家驊は日本の儒学の研究を通じて、日本文化は「直感を重んじ、抽象を 軽んじる、感情を重んじ、理智を軽んじる、有用性が文化選択の方向性を決定している、 多元共存の特質がある」としている⁴。魏常海は「実用を重んじ、思索を軽んじる」、「旧さ を否定して新しさを求める」、「凝集が得意である」ことが、日本文化の主な特徴だとして いる⁵。管寧は、陰陽五行思想は「国家の力を借りて、原始的理念に取って代わり、日本古 代文化の哲学の中核となり、国家政治の綱要となった」としている⁶。王勇は「模倣と創新 が循環し往復する中での」発展が、日本伝統文化の基本的特徴である⁷、などとしている。

世界の文化という林に咲いた一輪の独特で珍しい花として、日本文化の最もはっきりし た特徴は次の通りである。:

(1)開放的な「ダイナミズムを持つ文化」。発展の軌跡を総合的に見ると、日本文化はその誕生と発展の過程において、対外的に開放することに益を得て、幾度となく、引用-模倣-消化-融合-成長という過程を経、未だ発展の歩調を止めたことはない。国家が建設された当初、大量に大陸から先進的文化を吸収したことにより、日本文化は急速に成長した。7世紀初めから15世紀初めにかけての800余年、遣隋使、遣唐使、日宋貿易、遣明使を通じ、官制、礼儀、仏法、服飾、習俗、節句や記念日などの面で、取り入れることや吸収することを続け、江戸時代には民族文化が高度に発達した新たな段階に達した。日本文化は開放的であるというはっきりした特徴を示しており、各種の文化型式は様々に変化に富み、競争の中で発展している。

(2)多様性文化。日本の伝統文化は多くのもの併せ持つ文化の混合体である。そのうち、 品位や格調を追求した雅な文化あるいはエリート文化、例えば、儒教、仏教、茶道、華道、 書道、俳句、和歌など、人々の情操を陶冶したものがある。また、民衆の娯楽性の高い俗

¹周一良『中日文化関係史論』、江西人民出版社、1990年。

² 王金林『日本文化の多重構造およびその源流の多元性』、『日本研究』、1991 年第4期。

³ 厳紹璗『古代日本文化と中国文化の合流形態』、『文史知識』、1987年、第2期。

⁴ 王家驊『日本儒学の特色と日本文化』、『日本問題』、1988年第2期。

⁵魏常海『日本文化概略』、中国文化書院、1996年。

⁶ 管寧『陰陽五行思想と日本古代王権意識の形成』、南開大学日本研究院編:『日本研究論集』第10巻、南開大学出版社、2005年、199ページ。

⁷ 王勇『日本文化-模倣と創新の軌跡』、高等教育出版社、2006年、396ページ。

文化やあるいは草の根文化、例えば、能、歌舞伎、「黄表紙」、「講談」、「落語」、「浪花節」、 「浪曲」、「曲芸」、「手品」、「浮世絵」など、諧謔味に富み、俗っぽく、娯楽性の高い、親 しみ易いもので、民衆の生活情緒を反映している。

(3)二重性文化。日本文化は膨大な物質的精神的要素の運搬役として、互いの矛盾を排斥し、また互いに依存し合い補い合うという多元的属性を内包している。その中で、開放性と閉鎖性、受容性と排斥性、革新性と保守性、曖昧性と極端性、卑下性と傲慢性が共存しており、深い印象を与える。上述の特徴は、既に備わっていた文化が各種の「異文化」と遭遇した際に集中的に表現される。例えば、仏教が日本に伝わった当初の「崇仏」と「排仏」の争い、江戸時代に古学の主流派であった「自我意識」と「他者意識」、国学が儒学仏教を採り入れるか排除するか、といったことなどである。

(4)実用性文化。内政外交の必要から、古代日本の歴代王朝における統治者は、中国と朝 鮮半島の先進的大陸文化を取り入れ、既定の方針として長きにわたり尊重してきた。この 過程において、国情を勘案し、外来文化を推し進めるのに必要な選択、消化、吸収が、自 らのために必要な実用性を際立たせ、次第に日本文化のひとつの大きな特徴となった。「唐 化」の風が吹き荒れた奈良時代にあっても、科挙制度と宦官制度は取り入れず、江戸時代 の朱子学で日用の理と奉公の意識などの事例を強調したことなど、いずれも日本文化の実 用性を体現している。

(5) 日本文化の核

精神意識と民族の性格は各国の文化に深く焼きつけられている。そのうち、不変を以っ て万変に対応する強烈な自我優越意識は、日本文化の基本を成す核である。これは、他者 との境界をはっきりさせる日本人の個の意識と、日本国に対して賛同する群集意識として 表現される。古代には天の助け神の助け的な「神国」意識を唱え、近世の「日本中華論」 や国学の排仏斥儒、近代天皇の「万世一系」の「家族国家」観念、現代の「世界のリーダ ー」という自我の位置づけなど、一貫した「自我優越」の理念を示していないものはない。

こうした強烈な自我意識が長く持ち続けられているのは、ひとつには、日本文化の存在 する自然環境と関係がある。日本は四方を海に囲まれ、木々が生い茂り、雨や雪が十分に あり、季節がはっきりしており、地震や台風が多い島国で、美しい景色と豊かな産物をも たらす自然環境が形成されているからである。南方のあでやかさを持つ盆景のような国土 に暮らす住民たちは、感情のひだが細かく繊細で、自然経済の時代には自ら楽しみ、悠々 と桃花源のような自己陶酔の中にあるが、また災害意識も乏しくない。

次に、海に囲まれた国としての政情や文化の成長とも関係がある。推古朝以来、明代の 百余年間室町幕府の将軍が中国帝王の冊封を受けたのを除くと、日本は長期間東アジアの 冊封朝貢体制から離れたところにあり、また元軍が東征に惨敗したこと、および江戸時代

28

には民族文化が高度に発達したこと、これらが日本独自の島国文化体系を作り上げると同時に、中国大陸や朝鮮半島の文化と比肩し得るという意識、および「日本中華論」のような優越意識を生み出したのである。

そして、近世以来、日本が異文化に接触する過程の新たな発展の中で、強烈な「優等生」 意識を生じ、「自我優越」意識の固定化が更に進んだ。16世紀中期ヨーロッパの「西学東漸」 と19世紀初期の欧米の「西力東漸」の二度の衝撃は、中国文化を中心とする古代東アジア 伝統文化の枠組みを変え、日本が頭角を現した。ヨーロッパ最初の「西学東漸」の異質な 文化、すなわち「南蛮文化」に衝突した衝撃は、日本を活性化した。ヨーロッパの鉄砲は 日本の統一を加速させると同時に、豊臣秀吉に東アジアを武力征服する帝国の構想を生み 出させた。鎖国時代には、蘭学が日本で発展し、近代日本の勃興に必要な新興の知識人、 人材集団を育てた。これが近代日本が中韓両国に水を開ける重要な原因のひとつであった。

第四節 古代中国文化と日本伝統文化の関係

日本文化には固有の根があり、少なくとも縄文文化は日本で最初に登場した文化の源と 見ることができる。これが問題の一面である。また別の面では、感応タイプの古代日本文 化は曖昧さから脱却し、文明時代に入ってからも、主に中国文化から強い影響を受けなが ら次第に成長していった。このため、東北アジア漢字文化圏の全体構造と文化類型の分析 から出発すれば、中国文化は外側から相手に対して最も大きな衝撃を発する源であり、文 明時代にある日本文化はその衝撃を受ける分流となった。最初の文化をベースに、日本文 化は漢や唐の文化に浸潤され、急速にレベルが上がっていった。同時に後発文化としての 優位性を発揮し、漢字文化圏の中で能動性を十分に備えた分流となった。弁証的な角度と 発展段階論の視角から出発すれば、本源と分流の相互関係は、孤立して静止したものでも なければ固定的で不変のものでもない。受け入れ吸収するプロセスにあって、中国文化は 取捨選択されて融合されて日本化し、文化類型上の分流は次第に民族文化を創造する新た な源となっていく。言い換えれば、源泉と流れの関係は互いに影響しあい、転換していく 関係なのである。

1、文化類型の相似性

一般に、同じ東アジア文化圏に属していても、中国古代文化はオリジナル型文化に属し、 日本古代文化は派生型文化に属するとされる。それにも拘らず、日中の古代文化はいずれ も漢字文化圏、儒学文化圏、大乗仏教文化圏の同種の類型として存在しており、若干の相 似性が見られる。 日中古代文化のタイプの相似性は、学理的な解釈に表現されているのみならず、具体的 な政治の運営面によりよく現れている。その中でも、特に近世朱子学の類似性が最も典型 的である。朱子学は清朝および江戸時代に、同じように官学として扱われ、両国において 他に代わるもののない主流となり、唯一の存在として特別な栄誉を与えられた。徳川時代 には、朱子学と同じ儒学の範疇に属する学派には、陽明学、聖学、古義学、古文辞学、折 衷学、水戸学などがあった。しかし、幕府は朱子学のみを敬い、厚い信頼を置き、特に幕 府の統治が衰退していく時期に殊更それは顕著であった。享保の改革を実行した第八代将 軍徳川吉宗は、綱紀を粛正し、また財政危機の圧力を緩和するために、聖堂の再興を命じ、 自ら幕臣や大名に朱子学を教授した。吉宗はさらに、清朝の順治帝が発布した『六論』と 字義解釈を加えた『六論衍義』の出版を命じ、朱子学の倫理、道徳を広く宣伝した。寛政 の改革を行った松平定信は、朱子学以外のその他儒学の異端の学派を禁じ、さらに『孝義 録』のような通俗的読み物を発行し、朱子学の教えを分かりやすい形に直して社会の下層 部にまで広めて、人心を収攬した。天保の改革を実行した水野忠邦もまたこれに同調し、 率先して聖堂に参拝したり、『修身孝義鑑』、『蒙童教訓』など社会の教化を目的とする読み 物を刊行し、朱子学の教えを借りて、満身創痍の状態にあった幕府政治を救おうとした。

1644 年に清朝が明朝に交代したが、王朝の交代により朱子学が衰えを見せることはなく、 逆に中原の主となった清朝皇帝に受け入れられて重視された。康熙 12 年(1673)、玄燁は 『学宮聖論』を下達し、「黜异端以崇正学(異端を排し正しい学問を尊重する)」と定め¹、 新王朝でも朱子学を引き続き正当な官学とすること確定した。玄燁は江南に南巡し、いく つも朱子祠のために御筆の扁額を書き、自ら対聯を書き、朱熹と朱子学を褒め称えた。康 熙 50 年(1711)には朱熹を孔子廟十哲の列に加えて祀り、大成殿内に牌を建て、春と秋の 二度祭祀を執り行うとの詔勅が出された。玄燁はさらに理学家である大学士の李光地など に『朱子全書』、『性理精義』の編纂を命じて序文を著し、自らも『四書集義』を編纂して、 全国で刊行した。『朱子全書』の序文で、玄燁は漢、唐代の訓詁と宋儒の理学の変遷を回顧 し、「朱夫子集大成,而绪千百年绝传之学,开愚蒙而立亿万世一定之规,穷理以致其知,反 躬以践其实,释《大学》则有次第,由致知而平天下,自明德而止于至善,无不开发后人, 而教来者也(朱夫子(朱熹)は集大成の事業を成し遂げ、千年途絶えていた学問をつなぎ 止めた、愚かさや無知を一掃し、永劫に不変の規則を確立した。道理を究めて知を推し広 め、自ら実践して確かめた。『大學』を解釈して、知を推し広めることから天下を安定させ ることまで、徳を明らかにすることから至善に止まることまで、適切な順序があるとした。 これによって後世の人を皆教え導き、後世を教化したのである。」と賞賛している²。玄燁が

^{1 『}聖祖聖訓』。

^{2 『}朱子全書』序。

礼をもって敬い提唱したことで、朱熹は孔子、孟子以来の最大の聖人と欽定され、その文 廟の造りは次第に孔子廟の様式に近づいていった。玄燁の後に続く清朝の諸皇帝も、先祖 の教えに従った。あらゆる官僚機構が朱子学の道統を規範とするようになり、朱子学は清 朝の官僚による政治と文化の中核を成った。

両国の統治者が競い合うかのように朱子学を尊重したのは、理学自体が王政の補佐、学 理の詳細な説明、社会の教化など多くの効能を備えていたからである。特に、大乱の後に よく治まった強固な統治、安定した社会、規範化された秩序へ向かう、乱と治の転換期に は、朱子学はその他の学説や宗教では足元にも及ばない効果を示していた。根本的には、 先秦の儒学も朱子学も、いずれも社会が大きく乱れ、新旧の対立が激化し、文化人の思想 活動が活発であった時代に生まれている。このため、朱子学は道統を広く説くと同時に、 治道の方法も唱えている。道統は理を重んじて欲を捨てることを強調し、人心を浄化し、 綱紀を正す効能を備えている。治道は君主が国を治めるにあたっての規則とその秘訣を与 えた。同時に、朱子学は個人の学問修養を天下の興亡に関与させ、道理として家庭関係の 調整と国政への参与を同じ延長線上に置いて、忠孝一体を強調し、国家に報い、封建制度 下での最高権力者の求めに応じた従順な臣下と民衆を育てるのである。朱子学自体が備え るこうした効能から、統治階級の統治思想として近代において官学トップの座を独占して いた原因を理解するに難くはない。

2、文化類型が政治に与える影響の相違性

国により国情、政情、国民の状況が異なるため、文化は伝播していく中で自然とその土 地の習俗に従うことが求められ、変化を生じる。日本について言えば、中国文化は畢竟外 来の異質な文化である。このため、中国文化は吸収、消化された後、さらに民族化あるい は日本化、つまり「国風化」されて、土着化してその国の伝統文化の一部分となった。こ のように、文化類型においては「同じ」中にも自然と「異なる」ものが出てくる。両国文 化の交流とその変遷では、類似した事例は枚挙に暇がない。朱子学の伝播と変遷だけを例 にとってみても、国情、政情、民情の違いが導く文化類型による政治への影響は、似た中 にも非なるものがあるという神秘のありかを見つけることはたやすい。

中国では、清朝皇帝が中原の覇者となり、強大な権力を手に入れたものの、「夷狄」の地 である長白山のふもと、黒龍江のあたりに龍のごとく興った愛新覚羅たちは、朱子学の「外 辨华夷之別(華夷を区別する)」鉄則に手を焼いた。このため、康熙、雍正、乾隆三代の清 朝皇帝は儒教化の歩みを速め、大規模な文字獄を展開し、思想の取り締まりを強行すると ともに、朱子学を喧伝して、華人と夷族は同じ家であることや君臣の大義を強調して、清 朝による統治の正当性を説いた。雍正6年(1728)、湖南の曽静が陝西総督の岳鐘琪を策動

31

して清朝に反する兵を挙げさせた。失敗に終わって捕まえられた後に、雍正帝は命令を下 し尋問するよう詔勅を出した。それによると、雍正帝は自ら『大義覚迷録』を編纂し、全 国で発行したという。文中の「上諭」の冒頭で「盖生民之道,惟有徳者可为天下之君。此 天下一家,万物一体,自古迄今,万世不易之常经(民の統治というのは、ただ徳あるもの だけが天下の君主となれる。天下は一家で、万物は一体である。これこそ古より今まで、 万世不変の常である)」、「本朝之为满洲, 犹中国之有籍贯。 尧为东夷之人, 文王为西夷之人, 曾何损于圣德乎?(我が王朝にとっての満州は、中国にとっての本籍のようなものでがあ る。尭が東夷の人、文王が西夷の人であっても、聖徳を損なったことがあろうか?)」とし ている¹。降旨訊問の第八条では、曾静の「中华之外,四面皆是夷狄(中華の外は、四方み な夷族である)」との説に反駁して、雍正帝は「九州四海之广,中华处百分之一,其东西南 朔,同在天覆地载之中者,即是一理一气,岂中华与夷狄有两个天地乎?(九州四海の広さ に比べれば、中華はその百分の一に過ぎない、その東西南北はともに天に覆われ地に載る 一つの世界の中にある。理や気はひとつであり、中華と夷狄に異なる二つの天地があろう か)」と言い²、中国人と夷族の違いを思い切って朱熹の理気論にいう枠組みの中に当てはめ、 中国人と夷族は同じであることと、君主の徳を強調している。乾隆帝の時代になると、皇 族内の争いによるスキャンダルを暴露し清朝皇帝の威厳を損なわせるような『大義覚迷録』 は接収されたが、乾隆帝の朱子学への推賞は、雍正帝時代のそれに勝りこそすれ、決して 劣ることはなかった。その後の清朝の皇帝たちも、みな同様であった。

徳川時代の日本では、幕府と諸藩、幕府と朝廷などが並存する二重二元の政治構造が存 在していた。幕府による統治の前期、中期には相当長期にわたって、二重二元の政治構造 の内部に、あるいはその構造相互間に均衡と協調関係が保たれ、徳川時代の 200 余年にわ たり国内の平和をもたらした。二重二元の政治構造において支配者の地位にあった幕府将 軍と諸藩の大名による二元政治構造は、石高制を基盤とし、土地の領有という所有制度を その上部構造としていたことの反映でもあり、1600 年に徳川家康が関が原の戦いと大阪の 役において徹底的に豊臣一族を殲滅したものの、各地に割拠していた大名を一掃するほど の力は無かったという政治の現実を、なすすべもなく受け容れたことでもある。そのため 幕府は、将軍による全国支配と大名による地方の統治とが互いに均衡を保ち続けるよう、 強大な武力を手にすることを必要とした。いわゆる「旗本八万騎」は幕府による統治の秩 序を形成、維持し、また徳川一族が天下統一し、長く安定した統治を続けるカギでもあっ た。

日本では、幕府は幾度も『武家諸法度』、『諸士法度』を発布し、弓術、馬術に長じるこ

^{1 『}大義覚迷録』上諭。

^{2 『}大義覚迷録』奉旨問訊曾静口供十三条の八。

と、武力の備えを怠らないなどの心得を国の安定を図るための要とした。清朝皇帝が「有 徳者可为天下之君(徳の有る者が天下の君主となる)」ことを強調したことに比べると、幕 府はより武力の重要性を強調していた。同時に、幕府の将軍は、清朝皇帝が「华夷之別(中 国人と異民族を分ける)」という難局に直面したために、世界中皆が一家であると強調する のに腐心した、といったような必要もなかった。

以上をまとめると、日本民族の伝統文化はその形成と発展の過程において、中国文化の 長くそして深い影響から離れることはできない。中国文化の影響を抜きにして、日本の伝 統文化の形成と発展を語ることはできない。これは両国の文化類型が政治へ及ぼす影響の

「異なる部分」と「同じ部分」の程度をどう判断すべきかということになるはずであり、 文化の源泉と流れについて考察する際の基本的な視点にもなるだろう。

第二部 第二章

「人」と「物」の流動―隋唐時期を中心に

王 勇

古今東西を問わず、地域間の文化伝播は、「人」と「物」を離れることはできない。しか しながら、文化伝播のモデルは、時代にともなって入れ替わり、空間によって変化し、決し て千編一律ではない。

縦の軸で詳しく見れば、「人」の比重は随時増減した。交通手段が単一であった古代に溯 れば、「物」は「人」の移動につきしたがって流通し、文化伝播においては「人」が主役を つとめていた。商品経済が発達した近代に及んで、「物」はだんだん「人」の束縛から抜け 出し、文化伝播の重要な運び手となった。つまり、各時期の地域文化交流において、「人」 と「物」の関係は始終流動と変化の中にあり、両者を同等に見ることはできない。

横の軸で観察すれば、「物」の類別は土地によって異なる。漢代以来、中国のシルクは西 に向かって伝播し、東西の間にいわゆる「シルクロード」を形成した。古代の東アジア各国 の間には、かなり早い時期から養蚕技術が普及しており、シルクは決して主要な流通物資で はなく、漢字を媒介とした書籍が広く流布し、ひとつの往返環流の「ブックロード」を形成 した。つまり、地域間の文化伝播は、地縁・歴史・伝統・風俗などによってそれぞれ特色を もち、その内容と形式を画一化することはできない。

上述の考え方に基づいて、日中間の「人」と「物」の流動、とりわけ隋唐時代の日中交流 史について考察するにあたり、十分に時代背景と地域的特徴を鑑みなければならない。

第一節 大陸移民の東渡

大陸移民の東への移動の始まりについては、年代が古く史伝は詳らかではなく、今日となってはほとんど考察する手がかりがない。しかし日本列島の早期文明の幾度かの躍進は、まさに外来移民が持ち込んだ進んだ金属器や生産道具、紡織技術などとの関係が密接である^①。

たとえば、紀元前後の弥生文化の遺跡に出土した炭化した籾そして貨泉や漢鏡など、5世 紀前後の古墳遺跡で発見された三角縁神獣鏡や銅鐸そして馬具などは、すべて日本列島に原 生した物ではなく、大陸と半島から伝わった「舶来品」か、もしくは外来文明の刺激のもと で変異してきたものである。

^① 中国移民の東渡の歴史については、沈殿忠等著『中日交流史のなかの華僑』(遼寧人民出版社、1991年) に系統的な叙述がある。

それでは、だれがこのような「舶来品」を携えてきたのだろうか。外来文明の刺激はまた どこから来たのだろうか。この時期の錯綜した歴史を整理し、伝説と史実のもつれをはっき りさせよう。

1. 徐福と「秦王国」

徐福伝説については、虚実定かではなく、これまで日中両国の間にまたがる手に余るほど の「懸案」であり、同時に文学と歴史の双方から熱心に議論されてきた話題であった。もし 民間伝承の中で敷衍されて出来た虚構の部分を除き、徐福を秦漢移民群のひとつのシンボル とみなして考察を加えれば、その中から屈折して映し出されたいくつかの史実は依然として 関心を持つ価値がある。

古代中国人の世界認識の中で、倭人は東海島嶼に生息する民族であり、それゆえ「東夷」 と称した。許慎『説文解字』には「夷は東方の人、大に従い弓に従う」とある。段玉裁が『説 文解字注』の中で示すところによると、蛮・閩・狄・貉・羌などの民族はみな動物を偏や旁 にもって構成されるが、ただ「夷」だけが「人」を意味する「大」の字を含有し、それゆえ 「夷の俗は仁、仁の者は寿、君子不死の国あり」という結論を導き出している。

「君子不死の国」とは古代中国人が夢にまでみたユートピアであり、茫々とした東海の果 てが神話の舞台に様変わりし、人々に「扶桑」や「瀛洲」または「蓬莱」などと称され、移 民が戦乱を避け生きる道を求めるのに真っ先に選ばれた地であった^①。また一般の民衆だけ ではなく、孔子でさえもそのようなことを考えていたようだ。『論語·公冶長第五』には以下 のようにある。「孔子曰わく、道行なわれずんば、桴に乗りて海に浮かばん。我に従わんも のは、それ由かな。子路これを聞きて喜ぶ」と。

孔子は「いかだに乗りて海に浮か」んで、どこへ行こうとしたのか。『論語・子罕第九』 には孔子が「九夷」に赴こうとし、この問題をめぐって以下のような一段の対話がある。「子、 九夷に居らんと欲す。或ひと曰わく、陋しきこと、これを如何。子曰わく、君子これに居ら ば、何の陋しきこと有らん」と。

孔子は九夷が「君子が住む」ところ、つまり隠居して身を寄せるためのひとつの理想的な 地であることを信じている。「九夷」の指す地区については、漢代の李巡が『爾雅』に注疏 をつけて、「夷には九種あり。一に玄菟、二に楽浪、三に高麗、四に満飾、五に鳧更、六に 索家、七に東屠、八に倭人、九に天鄙」と説明している。

『漢書・燕地』の中に「楽浪の海中に倭人あり、百余国に分かれ、歳時を以って来たり献 見すと云う」とあるのは、誰もが知る倭人の記事である。しかし論者は往々にしてこの記事

^① 古代中国の日本観については、王勇著『中国史のなかの日本像』(農文協、2000年9月)を参照されたい。

の前提とする前置きを見逃している。つまり「倭」を孔子が「いかだに乗りて海に浮か」ん で行こうとした九夷の地であるとみなしているのである。

東夷の天性は柔順にして、三方の外と異なる。故に孔子は道行われざるを悼み、海にい かだを設けて、九夷に住まんと欲す。(中略)楽浪の海中に倭人あり、百余国に分かれ、 歳時以って来たり献見すという。

この例によると、遅くとも後漢までに、倭は九夷の一つであり、君子が住んでいるだけで はなく民の性質が柔順であると見なされている。『史記』や『海内十洲記』などに伝えられ る、徐福が東渡し仙薬を求めたことは、もしかするとこのような心理状態と世相を反映した ものなのかもしれない。

徐福は童男童女を携え海に出て帰らず、伝聞では「平原広沢」を得て住み、その王として 留まった地は、昔から祖洲・瀛洲・夷洲・澶洲・亶洲・紵嶼などの諸説があったが、それら の説が明確に日本と関連づけたのはだいたい隋唐時代から始まる。大業四年(608)、裴世清 が命を受け倭国に行き、自ら云うには、「その人は華夏と同じ」である「秦王国」を経由し、 これが伝聞の徐福が留まり住んで帰らなかった「夷洲」なのではないかと疑ったという^①。 後世往々にしてこの「秦王国」を直接的に日本に比定した。たとえば五代の時の義楚は、徐 福の子孫が「蓬莱」(富士山麓)に集住し、故国の生活習俗を保持しているので、「今の人物 ひとしく長安の如し」と認定している^②。さらにたとえば明代の薛俊などは、徐福が「少年 少女数千人」を引き連れて倭国にとどまり、自ら「秦王国」を号し、そのため中国人はそれ を総称して「徐倭」としたと言う^③。

徐福伝説のひとつの巨大な変化は、元明以後に、「徐福日本東渡説」から敷衍して「徐福 倭人始祖説」が出たことである。元人の王惲『汎海小録』の叙述によると、元軍が日本に出 征し、「三神山」の一帯に到着し、「その俗は徐姓のもの多く、自ら言うには、みな君房の後 なり」とあり^④、周致中『異域志』では「その国は秦の始皇帝の時に徐福が連れてきた少年 少女が創始した国である」と断言するばかりではなく、また「その時福が連れてきた人は、 諸々の工人、技芸を持つ者、医者、巫者、占い師など皆揃っていた」という。

徐福が東渡したというのは結局のところただの伝説で、しかしこのような伝説は秦漢の間 に大陸移民が日本に東進した史実を屈折して映し出しており、このような移民の中には技芸

^① 『隋書・倭国伝』には「上は文林郎裴清を倭国に遣わせた。百済にわたり、竹島に至り、南に耽羅国を 望み、都斯麻国を経由し、大海の中を廻った。さらに東に一支国に至り、また竹斯国に至り、さらに東に 秦王国に至り、そこの人は華夏と同じであるから夷洲とみなしたが、明らかにすることはできないだろう」 と載せる。

② 義楚『釈氏六帖』卷二十一「国城州市部」。

³ 薛俊『日本考略·沿革考』。

^④ 王惲『汎海小録』、『秋澗集』巻四十。「君房」は徐福の字であり、これによると「徐福始祖説」は日本人の口から出たものである。楊維楨「送倭僧還」中の二句の詩が証拠となる。すなわち「倭師は自ら徐福の 後だといい、船のへさきに太陽を見ると車輪のようであった」とある。

を身につけた工匠や農民が進んだ大陸文明と生産技術をもたらしたばかりでなく、音楽・宗教・書籍の類などの精神文明さえもある程度まで伝播するに至った^①。

2. 「呉の泰伯の後裔説」

呉と越はともに江南にあったが、古くより戦争がやむことはなかった。紀元前473年、越 王勾践は呉王夫差を打ち負かした。『資治通鑑前編』に「呉は太伯から夫差に至るまで二十 五世あった。今日本国はまた呉の太伯の後だというのは、つまり呉が亡んだ後に、その子孫 支庶が海に入って倭となったのである」とある記述が意味するところは、呉人が亡国の後四 散して、一部が海を跨いで東進し日本にたどり着いたということである。

倭人が自ら呉の泰伯の後裔だと称するのは、最も早くは魚豢『魏略』の「倭人自ら太伯の 後と謂う」という記述に見え、この説は唐宋時代に『翰苑』、『梁書』、『通典』、『北史』、『晋 書』、『太平御覧』、『諸蕃志』など様々な史書に採録されることとなり、かなり広く流伝して いたことがわかる。

泰伯(太伯)は古公亶父(周太王)の長子であり、礼によって天下を三男末子の季歴に譲 り、孔子から「至徳」(『論語』)と誉め称えられた。泰伯と次男の仲雍は父のために薬を採 るという口実で、遠く荊蛮の地に逃れ、髪を散らし、入れ墨をし、土人を教化し、義を慕い 帰順するものはだんだん増え、そして自ら国を建て「句呉」と号し、都を呉中(現在の蘇州 市)に建てた。春秋後期に句呉の国力は強勢となり、北上して晋国と中原をめぐって争った。 紀元前473年、越王勾践は臥薪嘗胆し、兵を興して呉の地に攻め入り、句吴は遂に夫差の代 で亡ぶ。「呉の泰伯の後裔説」が形成された下限は、『魏略』が成立した3世紀の後期にあた り、その時日本は中国と「使訳通ずる所三十国」であり^②、その中で女王が統率する邪馬台 国が最も強勢であった。

「呉の泰伯の後裔説」は日本民族の起源に関係すると同時に、大陸移民の東渡にも関わる ので、学界で注目を浴び、激烈な論戦が交わされた。たとえば村尾次郎氏は中国人の「曲筆 空想」だと指摘し³、大森志朗氏はこれは「漢民族の中華思想の産物だ」とみなす⁴。また 千々和実氏は綿密な考証を経て、3世紀の倭人の部落が対内的には王権を強化するために、 対外的には威望を挙げる需要のために、自分たち民族の始祖を賢人泰伯に結びつけたと指摘

[◎] 村尾次郎「呉太伯説研究」、『建武』五-五、1940年。

④ 大森志郎「呉太伯後裔説」、『文化』第八卷第十号、1941年。

し、「倭人自称説」を肯定している^①。

『国語·呉語』の記載によると、越軍が呉の都に入り、王台を包囲し、勾践は使者を遣わ し夫差に「私は甬句の東に王をうつし、夫婦三百、王とともに安住し、王の晩年を見届けさ せる」と伝言していった。甬句は現在の寧波沿海の一帯にあり、夫差は「夫婦三百」を伴っ たが、流されて「甬句の東」に到り、その中の一部の成員が海に出て日本に到達したという 可能性も、ないわけではない。『新撰姓氏録』(815 年)を調べると、「松野連」条の下には

「出自は呉王夫差である」と明記されている。ここからわかるのは、ある程度の人数の大陸 移民が「呉王夫差」を始祖として奉り、彼らは日本で「松野連」と改姓したけれども、なお 祖先を忘れてはいなかったということである。

『魏略』の載せる「自ら太伯の後と謂う」倭人は、『資治通鑑前編』によれば「海に入っ て倭となった」呉人の支庶にあたる。この説はさまざまな中国史書に記録されているので、 その来源はこまごまとした個人の伝聞などではなく、ある部落の始祖伝説によるものに違い ない。もし上述の推断が間違っていなければ、これは3世紀後期以前に、日本に東渡した呉 人がある部落国家(或いは連盟)を建立し統治したことを意味する。この部落国家(或いは 連盟)は親魏的な女王に背馳して、呉国の創始者泰伯を尊奉して始祖とし、邪馬台国の統治 する 30 国に属さなかったと推察される。

3. 呉人、秦人、漢人

4世紀の初め、中国では南北が対峙する情勢となり、北方では「五胡十六国」の混戦状態 に陥ったが、南方は東晋の統治下にあり相対的に安穏であったため、戦乱が誘発した人口移 動は主に北方に出現し、移民は主に朝鮮半島を経由して日本に進入した。この時、日本列島 も統一の足並みを加速させ、小国林立状態は結束に向かい、古墳時代が幕を開けた。日本の 史籍『古語拾遺』(807年)は「秦漢と百済の内附する民は、それぞれ万を以って計える」 という。古墳時代の大陸移民は、主に呉人集団や秦人集団そして漢人集団を包括していた。

呉人集団の中では、和薬使主の一族が特に注目された。彼らは人数が多かっただけではな く、日本文化への貢献も大きく、それに関する記録がしばしば日本の史書に見られる。『新 撰姓氏録·左京諸蕃下』の「和薬使主」条では以下のように述べられている。

出自は呉国の主である照淵の孫、智聡である。天国排開広庭天皇(謚は欽明)の御世に、

使者の大伴佐弖比古に随って、内外の典・薬書・明堂図など百六十四卷、仏像一体、伎 楽調度一具などを持って入朝した。

和薬使主が奉じて始祖とした智聡は、呉国の主「照淵」の孫とつながる。しかし「照淵」

^① 千々和実「呉太伯苗裔説の再検討――帝紀・旧辞成立の一序説」、『東京学芸大学研究報告』第一号、1949 年 11 月、2-8 頁。

という名の指すところは不詳であり、栗田寛は南朝梁の皇帝「蕭衍」の誤りではないかと言う^①。智聡は朝鮮半島(百済)に移り住んだ南朝梁の移民で、欽明天皇の治世(540~571年) にさらに半島から日本に居を移したようだ。

智聡は日本に赴く時に、「内外の典・薬書・明堂図など百六十四卷、佛像一体、伎楽調度 一具」を持っていき、その後裔が「本方書一百三十卷、明堂図一、薬臼一及び伎楽一具」を 朝廷に献上した。呉人智聡の一族の中では、その子である善那使主が最も有名である。『新 撰姓氏録』と『太政官符』(820年)によれば、彼は牛乳をつくり天皇に献上したことで「和 薬使主」の姓を賜り、典薬寮に奉職して、「子孫があい受け継いで」約200年になったとい う²。

『新撰姓氏録』の関連する記載を取り上げると、自ら呉人の移民と称するものはおよそ 20 族あり、その中には呉国主の孫権、呉国の王子青清王、呉国王の孫皓、呉国人の天国古、 広陵高穆、呉王夫差の後裔を含んでおり、あるものは文献によって裏づけられるが、あるも のは誤りがさらに誤りを広めたものである。結局のところ、彼らは医薬伝播において貢献す るところが大きかったのである。

『日本書紀』の記載によれば、応神天皇十四年(376年頃)、弓月君が百済から日本に到 り、族人120県が新羅によって阻まれ加羅の国にいることを訴え、天皇は葛城襲津彦を遣わ してそれらを迎え、3年後に秦人の集団を日本に連れて戻った。弓月君はまた「融通王」と 称し、『新撰姓氏録』によると、彼は秦の始皇帝の五世の孫であり、半島に移り住んだ秦人 の集団の首領であり、大和朝廷では尊ばれて「秦造の祖」となったという。

『日本書紀』と『新撰姓氏録』の資料をあわせると、雄略天皇の時(4世紀末)秦人は92 部に分かれ、一万八千六百七十人に達し、欽明天皇元年(540)には「秦人の戸数は全部で 七千五十三戸」となり、仁徳天皇(4、5世紀の境)は秦人を各郡に分置し、養蚕職調に従 事させた。

漢人集団が日本に移り住んだのは秦人集団よりもやや遅く、『日本書紀』では応神天皇二 十年(382年頃)九月の条に「倭漢直の祖阿知使主と、その子都加使主が、自分の党類十七 県をひきつれて来て帰順した」と載せている。

阿知使主は自ら漢の霊帝の後裔を称し、8世紀後期にその後裔坂上刈田麻呂が天皇に上奏 して称するには「臣たちはもともと後漢の霊帝の曾孫阿智王の後であった。漢祚が魏に遷り、

^① 栗田寛『新撰姓氏録考証』(下)。日本語では「照淵」と「蕭衍」は同音であり、両方とも音読すると「しょうえん」となる。また梁朝と倭はしばしば交通があったので、このような可能性も存在する。智聡が蕭 衍の嫡系子孫であるかはまた別の問題である。移民は後代、社会的地位を引き上げるために、往往にして 同姓の中で高い地位によじ登ろうとし、秦姓の者の多くが秦王の子孫であり、劉姓の者は必ず漢帝の後裔 であるという情况が出現する結果となった。

² 呉人の東渡の事績については、韓昇『日本古代の大陸移民研究』(文津出版社、1995年)、王勇『呉越移 民と古代日本』(国際文化工房、2001年12月)では、章を立てて論述されている。

阿智王は神牛教に因って、出て帯方へ行った」とあり^①、その後半島南部に移り住み、さら に海をわたり日本に至ったらしい。

『坂上系図』(9世紀中葉)によれば、阿知使主が引き連れた漢人はあわせて7姓、つま り段姓・李姓・皂郭姓・朱姓・多姓・皂姓・高姓に分かれていた。その時、阿知使主が奏し て「臣が入朝した時、本郷の人民は離散してしまったが、今聞くに高麗・百済・新羅などの 国に偏在しているので、どうか使者を遣わして呼び寄せてください」といい、応神天皇は奏 を受けて使者を遣わし招きよせ、そして「その人民男女は村落を挙げて使者に従ってみなや って来た」ことになった。

日本の文献で、漢人をまた「綾人」、「漢織」、「穴織」などと称しているのは、彼らが 絹の紡織に堪能であったことを物語っており、そのほかには金属加工技術に精通したものや ^②、文人学士も少なくなかったようだ^③。

4. 三角縁神獣鏡

もし徐福伝説が中原移民東進の史実を屈折して映し出しているならば、「呉の泰伯の後裔 説」はまさに江南移民東進の縮図である。秦漢の間には確かにいくらかの斉人と呉人は乱を 避けるため海に出て生きる道を求めたが、しかし当時の航海条件に照らせば、大規模の海上 移動はかなり困難であり、移民の主流は必ず陸路での東遷であった。大部分の移民は遼東で 歩みを止め、半島に居を定めるものもおり、本当に限られた一部分だけが新しい移民の圧迫 のもと東進を継続し、最終的に日本列島にたどりついた。日本の史籍の中にある「呉人」、 「秦人」、「漢人」という記録がまさにこれらの移民である。

「人」の移動は自然に「物」の流通を促し、移民は銅鏡・銅剣・鉄刀・陶器・絹織物・農 具・楽器・馬具・薬・仏像などをもたらしただけでなく、水稲農耕技術・養蚕技術・紡織技 術・金属加工技術・医薬技術・音楽演劇・文化知識なども伝えたが、これらはすべて誰もが 認めるところである。しかし、移民の貢献はこれに限られるものではなく、彼らは文化を伝 えると同時に、また当地の伝統文化や風俗、さらには自然資源を吸収し、その土地の事情に 適した措置をとり新しい文化を創造したのである。三角縁神獣鏡はその典型的な例証であろ う。

1950年10月、大阪和泉市の黄金塚古墳(前期)で発見された「景初三年」の銘文が刻ま

^① 『続日本記』巻三十八、延暦四年(785)六月の条。

² 張声振著『中日関係史』(上巻)、吉林文史出版社、1986年4月、50頁。

^③最も早く『論語』、『千字文』を日本にもたらした王仁は、自ら漢の高祖の後裔を称し、百済では「博士」に任ぜられた。王仁が日本に到着した後、だんだんと百済から同族を招き寄せた。彼らは河内古市郡 (大阪府)に集まって住み、専ら漢籍教授と文書起草に従事し、「文首」(また「西文首」ともいう)という集団を形成して、王仁を始祖として奉った。

れた三角縁神獣鏡は、年代は『三国志·倭人伝』に載せる景初三年(239)に魏帝が倭の女王 に「銅鏡百枚」を賜ったという記事と符合している。1998年の統計によれば、各地で発見 されたこの類の銅鏡はすでに485枚に達しており、特に畿内一帯に集中している。

銅鏡の制作場所をめぐって、学界では頗る争議があった。ある意見では、銅鏡は日本で制 作されたものだとみなし、つまり「国産鏡説」である。別の意見では、銅鏡は中国で製作さ れたものだとみなし、つまり「舶来鏡説」である。銘文中に現れる「徐州」や「洛陽」など の地名と、「景初」や「正始」などの年号から判断して、多くの人がこれは魏の尚方局が作 ったものだとみなしているのである。

80 年代初期から、中国の学者も論争に加わり、王仲殊・徐苹芳・王金林などが次から次 へと見解を発表し、その中で王仲殊の提出した「東渡呉人製造説」は、日本の学術界で大き な反響を引き起こした。ここに彼の主要な観点を要約すると以下の通りである。

(1) 三角縁神獣鏡は中国の境界内では現在に至るまで発見されていない。

(2) 後漢から三国に至る時期に、江南地区では神獣境と画像境が流行していた。

(3) 三角縁神獣鏡は画像鏡の外側と神獣鏡の内側を融合し、倭人の気風に合わせるため に、中国の銅鏡にはない「笠松紋」を増やして、鏡体を大きく作った。

(4) 三角縁神獣鏡は日本に東渡した呉人が日本で製造したものである^①。

まさに王仲殊の観点が日本で大きな波紋を呼んだ時、1986 年 10 月京都の福知山広峰 15 号古墳から「景初四年五月」と銘刻された斜縁盤竜鏡が発見され、兵庫県辰馬考古資料館も また銘文や様式それに尺寸が等しい銅鏡を蔵していた。中国の歴史上には「景初四年」の年 号がないため、この発見は「東渡呉人製造説」に根拠を補強することとなった。

銅鏡は鋳造する時に鋳型を用いるが、同じ種類の鋳型に流し込んで作られた産品を「同范 鏡」と称しており、1998年奈良県黒塚古墳で出土した33枚の三角縁神獣鏡のうち、27枚が その他の地区で発見された銅鏡と一緒に「同范鏡」に属するものであった。ここからわかる のは、銅鏡製作は伝統を重視し個性に欠けており、ただ紀年に頼って年代を確定させるのは 大変危険であり、ある条件下では「年号」でさえも形と構造、紋様、神獣の様子、銘文と一 様に、前代から後世に伝承することもあり得るのである。このため、ただ年号に頼ってこれ は魏の鏡であると確定したり、あるいは邪馬台国と直接関係づけることは、目下のところま だ明らかに証拠不足である。三角縁神獣鏡の魏の年号と呉の様式は、二つの文化的背景を持 つ集団が融合し共存したことが、新しい文化様式の誕生を促したという暗示なのかもしれな い。

¹⁰ 王仲殊の見解については、以下に列した論文を参照されたい。「日本の三角縁神獣鏡に関する問題」(『考古』1981 年第4期に所収)、「日本の三角縁仏獣鏡に関する問題」(同上、1982 年第6期)、「日本の三角縁神獣鏡総論」(同上1984 年第5期)。河南省博物館が当地で出土した「三角縁神獣鏡」一枚を出展し、2007 年5月に筆者は見学に行ったが、真偽はなお専門家の鑑定を要する。

第二節 情報伝達と物の流通

紀元589年、数世紀の南北分裂を経て、隋朝は陳を滅ぼして中国を統一した。東アジアの 政治構造が一変し、周辺諸国は厳峻な外交選択に直面しただけではなく、内部に潜む様々な 矛盾もまたこれに随って浮上した。

日本列島もその余波を受け、激動する不安定な時期に入った。この時、日本にはひとりの 賢明な政治家―聖徳太子が登場し、内憂外患の中、推古朝政を管掌し、対外的には遣隋使を 派遣して、大陸との直接的な交通を開拓し、先進文化を吸収して向上しようとつとめた。対 内的には制度改革を実施し、憲法と官制を制定し、天皇に集権して国家の基礎を固めた。日 中間の交流は、ここから新しい局面が開かれた。

1. 遣隋使から遣唐使へ

『日本書紀』(巻二十二)推古十五年の条に「秋七月戊申朔庚戌、大礼小野臣妹子を大唐 に遣わし、鞍作福利を以って通事とす」とある。このときの遣使についてはまた『隋書·倭 国伝』大業三年の条にもあるため、学術界では一般に遣隋使は紀元607年に始まったと認識 している。

しかしながら、『隋書·倭国伝』の開皇二十年「倭王(中略)使を遣わして闕にいたる」 という記載によれば、日本は早くて紀元600年にすでに第一回目の遣隋使を派遣しているこ とになる。この時の遣使に関しては、日本の学術界も多く疑義があるところで、これは九州 の豪族が私的に遣わした使であると推測する者もいれば、607年の遣使の重複誤記だと疑う 者もいる^①。

『隋書』の中のふたつの遣使に関する記事を対照させると、まず、テキストによって倭王 を「多利思比孤」または「多利思北孤」と表記することもあるが、「比」と「北」は字形が 互に近いので、二回の使節を派遣した者は同一の倭王であり、地方豪族の使節と中央政府の 使節という区別はない。次に、開皇年間の倭使は「高祖」文帝に謁見しているが、大業年間 の倭使は煬帝に朝見しており、文帝の在位は仁寿四年(604)までであり、正史が帝号と年 号をいい加減に記載することはない。さらに、文帝は「所司に命じてその風俗を訪ねさせ」 たが、煬帝の時にはこのような内容はなく、これもまた開皇二十年の倭使が初めて到来した ということの左証である。

^① 江戸時代の本居宣長が『馭戎慨言』の中で「西辺の人が行った」という説を提出した。この「西辺」と は九州一帯を指す。木宮泰彦『日華文化交流史』(冨山房、1965 年)は、朝鮮半島に駐在していた日本人が なしたものだとする。

同じ遣使が日中双方の正史に記載されるのは、遣唐使の事例から判断してさえ、その確率 はそれほど高くはない^①。『隋書·倭国伝』では開皇二十年の倭使についての記述は具体的 であり、内容は大業三年の記事と基本的には重複しておらず、そのため遣隋使は紀元600年 に始まったと考えるのが割合妥当である。

小野妹子を大使とした第二回の遣隋使では、隋の煬帝に向かって「海西の菩薩天子が仏法 を重んじ盛んにしているとお聞きしましたので、朝に遣わされて拝礼し、沙門数十人もとも に仏法を学びに参りました」と来意を表明している²⁰。第一回の遣隋使には留学僧は随伴し なかったが、おそらく「海西の菩薩天子が仏法を重んじ盛んにしている」という情報を持ち 帰り、そして「沙門数十人が仏法を学びに来た」という後の話につながったのだろう。

前に見た「倭の五王」は南朝に使節を遣わし、後に見る遣唐使は西に赴いて長安に行った が、遣隋使はその中間に位置し上を受けて後に展開したのである。遣唐使に関する論著の多 くは遣隋使を前奏として触れることもあるが、「倭の五王」の関連研究は基本的には遣隋使 に言及しない。遣隋使の背景を考察するに、一方では「倭の五王」がしばしば南朝に使節を 遣わして以来、日中間の断交はおよそ百年に及んでいたこと³³、もう一方で、隋王朝が起こ って十数年も経っておらず、中原統一王朝というものは倭国がいまだかつて体験したことの ないものであったことに留意すべきである。そして、前期遣隋使はしばしば失策したのであ る。

第一回の使者が鴻臚寺の諮問に対して、倭国の政情について「倭王は天を兄とし、日を弟 としている。天がまだ明けない時に出て聴政し、跏趺して座る。日が出れば便ち務めをおさ めるのをやめて、我が弟に委ねると言う」と紹介したところ、文帝はそれを「大変義理に適 わない」と斥け、また「これを改めるよう訓令した」そうである^④。第二回の使者は朝貢の 規範に従い国書を携帯したが、煬帝は「日出づるところの天子より、書を日没するところの 天子に致す、恙無しや云云」の字句をよろこばず、鴻臚卿に「蛮夷の書に無礼があれば、二 度と上奏することのないように」と命じた。この国書は通常、日本の平等外交の証拠だとさ れるが^⑤、その実は日本の早期外交の一大失策だとみなすべきである。

^④ 『隋書·倭国伝』開皇二十年の条。

^①日本正史(六国史)の記載では、実際に行われた遣唐使は16回だったが、『旧唐書』と『新唐書』の日本(倭国)伝ではわずかに12回が記載され、その中の2回は日本の正史には見えず、双方で重複しているのはただ10回だけである。

² 『隋書·倭国伝』大業三年の条。

³ 一般的な認識では「倭の五王」の最後の遣使は、『宋書·順帝紀』昇明二年(478) 五月の記事であるが、 しかし『南斉書·倭国伝』建元元年(479) 五月の条、『梁書·倭伝』天監元年(502) 四月の条にもまた倭王 を封号したという記録があり、倭国が使節を遣わし冊封を求めたかどうかは、考察を待つ。

^③ 森克己は著書『遣唐使』(至文堂、1955年)の中で、遣隋使の携帯した国書を例として、日本が平等外 交と「求めざる者は強し」(8頁)という具体的な方法を堅持していたと考えた。これに対し、池歩洲は 『日本遣唐使簡史』(上海科学院出版社、1983年6月)の中で、反論して「もちろん当時の国際関係或い は両国間の文化の差異から言って、強弱と高低は火を見るよりも明らかである。遣唐使という盛挙の出現

大業四年(608)四月、裴世清は小野妹子を送り使節として倭国へ行き、「皇帝が倭王に問 う」^①という国書をもたらしたところ、倭王は大いによろこんで「私は海西に大隋という礼 義の国があると聞いたので、使節を遣わして朝貢した。我々夷人は海の隅に僻在しており、 礼義を聞いたことがない(中略)今そのために道をはらい清め館内を飾り、大使を待ち、大 国惟新の化を聞くことを願う」と言った^②。隋朝にお世辞を使い「礼義の国」として、自ら を「礼義を聞いたことのない」「夷人」だと言って、聖徳太子が隋の煬帝と対等に振舞おう としたなどというのは、後人の憶測に過ぎない。

倭王がよろこんで「大国惟新の化」を聞いた後、一続きの動きがあった。同年九月に第三 回の遣隋使が出発し、携帯した国書の措辞は「東の天王、西の皇帝に敬白す」と改められて おり³、前回の国書がもたらした負の影響を取り除いた。注意すべきは、今回の遣隋使には 4人の「学生」と、4名の「学問僧」が随伴していたことである⁴。

聖徳太子が摂政に任ぜられて以降、多岐にわたる内政外交の改革を進め、島国から抜け出 そうとする心理状態、これが彼が外交使節を出した内因であると思われる。「海西の菩薩天 子が仏法を重んじ盛んにしていると聞いた」というのが、遣使が隋に入る時「沙門数十人も ともに仏法を学びに来た」外因である^⑤。裴世清は「大国惟新の化」という知識を倭国にも たらし、聖徳太子は「礼義」を学ぶことの重要性を深く感じ、ゆえに「学問僧」のほかに等 量の「学生」を追加し、この後それが定例となった。

隋朝に派遣された留学生、学問僧は陸続として学業を達成して帰国し、彼らが伝えた新し い情報は、また遣唐使の誘因となった。『日本書紀』推古三十一年(623)七月の条には「新 羅が大使の奈末智洗爾を遣わし、任那は達率奈末智を遣わしてともに来朝した。(中略)こ の時大唐の学問僧の惠斉、惠光及び医者の惠日、福因など、智洗爾たちに随って来朝した。 そして惠日などが共に奏聞して曰く、『唐国に留まった学者は、みな学業を達成したので、 呼び戻そう。かつ大唐国は、法式の十分に定まった珍しい国である。いつも目標としよう』 と」と記されている。

舒明天皇が即位した翌年(630)、犬上君三田耜、薬師惠日を大唐に派遣し、これが第一 回の遣唐使であった。第二回の遣隋使は仏教を専修する沙門を中国に送り、第三回の遣隋使

は、当時の日本が確かに大唐に対して求めるところがあったことを証明するのに充分である」と言った。 (13 頁)

^① 『日本書紀』推古十六年八月の条は「倭皇」に作るが、『経籍後伝記』は「倭王」に作り、『異国牒状記』 は「和王」に作っているので、原文はたぶん「王」であって「皇」ではないだろう。

² 『隋書·倭国伝』大業四年の条。

^③ 『日本書紀』推古十六年九月の条は「東天皇」、しかし『異国牒状記』は「東天王」に作る。この国書は 何も紛糾を起こさなかったことから見れば、『異国牒状記』の記載するところを是とすべきである。

^④ 『日本書紀』推古十六年九月の条には「唐国に遣わす学生は倭漢直福因・奈羅訳語惠明·高向漢人玄理· 新漢人大国、·学問僧は新漢人日文·南淵漢人請安·志賀漢人惠隠·新漢人広斉など、あわせて八人である」と みえる。

⁵ 『隋書·倭国伝』大業三年の条。

では「礼義」の類を学ぶ学生が増加し、舒明天皇が出した第一回の遣唐使は求学目標を「法 式」に定めていた。この後、日本は律令制の国家を構築していく過程の中で、遣唐使は唐朝 の進んだ制度と絢爛たる文化を幅広く学ぶ使命を担うようになった。

2.「唐消息」の情報源および価値

隋に遣わされた留学生から「常須達」の助言を舒明天皇が受け入れ、定期的な遣唐使の派 遣が基本的国策に据えられるようになった。唐朝へ派遣された官員・随行員・留学生・学問 僧などは何れも新知識の習得、新情報の収集という使命を担っていた。彼らは帰国後朝廷へ の報告義務を負い、なかでも遣唐使官員の朝廷への正式報告書のうち、唐王朝の国の重大事 項については「唐消息」或いは「唐国消息」と称され、執政者は高い関心を寄せていた。

遣唐使らが持ち帰った「唐消息」は、日本正史とされる「六国史」^①に記録され、そこか ら遣唐使の目に映った唐朝の縮図を見て取ることができる。同時に、中国文献で欠落してい る部分を補う貴重な史料も多い。

「唐消息」の情報源として、先ず、遣唐使が帰国後に提出した復命書があげられる。日本 宝亀八年(777)六月に出発した第十六次遣唐使で、第三船を統率した判官の小野滋野が翌年 十月二十三日に帰国、その出航・渡海・入唐・上京・朝見・優遇・帰国の状況を上奏した。 この長い奏状の最後に下記のようなくだりがある。

唐消息は次のとおり。今天子は広平王、名は迪、五十三歳。皇太子は雍王、名は适と言

う。年号は大歴十三年、宝亀九年に当たる²。

小野滋野は第三船の統率者で四名の判官の一人に過ぎず、持ち帰った情報は簡単なもので あった。しかし、皇帝や皇太子の名前・皇帝の年齢・唐朝の年号を含む唐朝の核心的情報に 言及していた。日本延暦二十三年(804)七月六日に出航した第十八次遣唐使で、翌年六月八 日に第一船を統率して無事帰国した大使藤原葛野麻呂が上奏した「唐消息」は非常に詳細に わたっていた。内容は以下の通りである。

(A) 今天子は諱を誦といい、大行皇帝³³の只一人の子息なり。年齢は四十五歳、四十人 余りの子女あり。皇太子の広陵王純は二十八歳。皇太后の王氏は、今上の母上、大行皇 帝の后である。年号は貞元二十一年、延暦二十四年に当たる。

(B) 淄青道の節度使である青州刺史の李師古(李正己の孫、李納の子)は五十万の兵馬 を擁した。朝廷は諸道の節度に国葬のため青州界に入るよう告げたが、師古はそれを拒

^①「六国史」とは、漢文で書かれた以下の勅撰歴史書である。『日本書紀』(720)、『続日本紀』(797)、 『日本後紀』(840)、『続日本後紀』(869)、『日本文徳天皇実録』(879)、『日本三代実録』(901)。

^② 『続日本紀』巻三十五。

^③ 中国では先の皇帝が崩御すると、諡号をつけ建廟するまでは大行皇帝(永遠に去ってしまわれた皇帝の意味)と称した。——訳者注

否し入らなかった。兵は十万、師古は国葬の弔いを名目に、鄭州を襲った。諸州は力を 合わせ邀撃し、互いに戦った。そこで師古を宣撫するため、勅使として中使^①の高官で ある希倩を遣わした。また、蔡州節度使の呉少誠は多く甲兵を蓄え、ひそかに機会をね らっていた。

(C)また去る貞元十九年、龍武将軍の薛審を遣わし、吐蕃と和親を行う。到着後拘束さ れ、復命できない。薛審は吐蕃を欺いて「和を結びに来たのは、皇女を嫁がせる意向が あるからである」と述べた。吐蕃は薛審に帰国させ皇女を娶らせるよう命じた。天子は この件に怒り、「婚儀のことを朕は聞いていない。再び戻って前の命令を承諾させよ。 さもなければ、帰国は許さない」と言った。薛審は吐蕃との国境に戻ったが、拒まれ入 境できなかった。今だに、二つの地の境にとどまっていた。昨年十二月、吐蕃使等が帰 国した。その理由を尋ねると、皇女を娶ることにあるという。天子が怒って承知しなか っため、賀正の儀に出なかった。その吐蕃は長安西北にあり、しばしば兵を興して中国 を侵略した。今、長安城は吐蕃の国境と五百里しか隔たっていない。内では節度を疑い、

外では吐蕃を怪しみ、都は騒然としたままで、一時も止むことがない。

(A)は主に唐朝の皇室に関する内容であり、皇帝の子女・皇太子の年齢・皇太后について の情報が追加されている他は、前述の小野滋野が持ち帰った「唐消息」と大差はない。この 部分は「唐消息」の中でも必須の内容であり、大使以外の人員も収集の義務があった。(B) は唐朝の政治・軍事情勢についての言及で、淄青道の節度使李師古、蔡州の節度使呉少誠の 動向を詳細に記している。これらも日本の朝廷が注目した部分である。(C)は外交関係に属 し、唐朝と吐蕃の紛争が記録され、中国の文献では欠落している重要史料も含まれている。

上述のとおり、遣唐使の帰国後の上奏が、「唐消息」の主要な情報源となっているのは疑 う余地がない。しかし、八世紀以降、日本は20年に一度しか遣唐使を派遣しなくなっており、 めまぐるしく情勢が変化する東アジアの中で、遣唐使の情報のみに頼っていては、時差が大 きくなるばかりである。そこで訪日する唐朝の商人も「唐消息」を得る重要な媒介となった。 元和十四年(819)六月十六日、越州商人の周光翰や言升則などが新羅船で日本に到着、日本 の官員はすぐに「唐消息」の聞き取りを行った。周光翰は以下のように答えている。

我々は遠州の田舎者で、都の事情には全く疎い。しかし去る元和十一年に、圓州節度使 の李師道が反旗を翻した。五十万の兵馬を有し、非常に精鋭である。天子は諸道に出兵 を発令したが、未だ制圧に至らず、天下は騒然としている²⁰。

他に、日本使節との往来が頻繁な渤海、新羅も日本が「唐消息」を得るための重要な経路 となった。たとえば、天平宝字七年(763)正月、天皇が外国使節や文武百官を招いて宴を供

^① 中使とは宦官のことを指す。──訳者注

^② 『日本紀略』前編。文中の「圓州」は或いは「青州」の誤りか。

し、渤海大使の王新福はそこで「安史の乱」の情報を伝えている。

唐朝の皇帝の父、皇帝の双方が崩御し、広平王が摂政を務める。凶年で人相食らう。史 朝議は聖武皇帝と称す。性格は仁恕、従者多し。兵鋒は甚だ強く、立ち向かう者なし。 鄧州・襄陽はすでに史家に属し、李家は蘇州を有するのみ。天子への朝見の道、いまだ 容易からず。

この情報は日本の朝廷を大きく揺るがした。二年前の761年、唐朝は越州の浦陽府折衝(武 官名)の沈惟岳など三十九人を遣わし、遣唐使・高元度一行の帰朝を送ってくれたが、日本 はちょうど遣唐使による沈惟岳らの送還を考えていたからだ。渤海の大使から「朝聘之路、 固未易通」(天子への朝見の道、いまだ容易からず)の情報を得、朝廷は直ちに大宰府へ勅令 を出す。

唐国は乱れ、両家が争っている。戦乱の平定はまだその時になく、使命は通じ難い。沈 惟岳などに安住の地を与え、厚く遇すること。季節の服装は、府庫から供給すること。郷 土への念が深く、帰郷を切望する場合、船と水夫を用意し、時宜を計って送り出してやる こと^①。

しかし、王新福の情報は実のところすでに古いものだった。763年、唐軍は回紇の助力を 得て全面的な反撃を行い、史朝義の兵は敗れ自害している。王新福が日本の朝廷で「(史家 の)兵鋒は甚だ強」いが「李家は蘇州を有するのみ」と大いに語っていた時、まさに史朝義 の首が長安に届けられ、八年に及んだ「安史の乱」はここに幕を閉じたのである。残念なこ とに沈惟岳ら一行は時宜に適った最新の情報を得ることができず、帰国の念を断ち、日本に 帰化した。

いわゆる「唐消息」は唐朝に関する情報の総括であるが、唐人が収集記録した情報と異な り、日本人が自らのルートで、自国政府の要求に従い、傍観者的な立場から採取した情報で ある。そのため、「唐消息」と中国文献の記載を逐一比較検証した場合、伝聞の誤りもある かわり、また慧眼の素晴らしさも見出すことができるだろう^②。

以上から、日本は唐を手本とする律令国家を構築する過程で、先進の大陸文化を積極的に 摂取すると同時に、唐朝および東アジアの政治動向に大きな関心を寄せていたことが分かる。 また、遣唐使に政治・軍事・外交の情報を収集させるのみならず、中国の商人や渤海・新羅 の使者からも最新情報を得ており、遣唐使の時代における日本の積極性・進取の精神が窺い 知れる。

^① 『続日本紀』巻二十四。

^②山内晋次は「唐消息」に関して周密な考証を行った。山内晋次『奈良平安期の日本とアジア』(吉川弘文 館、2003 年)を参照のこと。

3. 貢品と錫賚

遣唐使が朝貢である以上、当然手ぶらで来ることはない。貞元二十年(804)、空海が搭 乗した遣唐使船は34日間ほど激しい風波に揺られて、八月十日に福州長溪県の海口に流れ 着いた。8世紀以後、日本の遣唐使の多くは揚子江流域の蘇州・揚州・明州から陸に登り、 福州は日本が朝貢する際に通る道としては通常の土地ではなかったため、地方官員は疑念で 頭がいっぱいになり、反復して来意がどこにあるのかを詰問し、また官員を派遣して上船し 貨物を検閲した。このような情況のもと、大使藤原葛野麻呂(唐名「賀能」)は空海に委嘱 して申辯を代筆してもらった。その『大使の為に福州の観察使に与ふるの書』では文辞は華 麗な四六駢儷体を用いて書き上げられており、その中で「藤原朝臣賀能たちは、使に任ぜら れ国信、別貢などの物を奉献する」と言及している。ここの「国信」と「別貢」が大使が携 帯した朝貢品であるに違いない。

それでは「国信」と「別貢」は一体いかなる物なのだろうか。『太平広記』では日本の「国 信は十船あり、珍貨数百万である」と言及しているが^①、しかし具体的な品目はない。幸運 なことに、『延喜式・大藏省』(賜蕃客例・大唐皇)がこの朝貢品の明細を記載している。

大唐皇、銀大五百両、水織絁、美濃絁それぞれ二百疋、細絁、黄絁それぞれ三百疋、黄 絲五百約、細屯絹一千屯。別送、彩帛二百疋、叠綿二百帖、屯綿二百屯、紵布三十端、 望陁布一百端、木綿一百帖、出火水精十顆、瑪瑙十顆、出火鉄十具、海石榴油六斗、甘 葛汁六斗、金漆四斗。

「銀大五百両」以下から「細屯綿一千屯」までを「国信」として、「別送」は『大使の為 に福州の観察使に与ふるの書』の中で言及する「別貢」に相当する。上述の正式な朝貢品目 を除くと、朝廷はさらに遣唐使の成員に対して数量、品目の異なる物品を配布し、唐にいる 期間の旅費とした。『延喜式・大藏省』(諸使給法・入諸蕃使給法)が羅列する日本朝廷が遣 唐大使以下四等官及び通訳・留学生・船工などに与えた旅費の明細は以下の通りである。

入唐大使: 絁六十疋、綿一百五十疋、布一百五十端 副使: 絁四十疋、綿一百疋、布一百端 判官: 各絁十疋、綿六十疋、布四十端 録事: 各絁六疋、綿四十疋、布二十端 知乘船事、通訳、請益生、主神、医師、陰陽師、画師: 各絁五疋、綿四十疋、布十六端

^① 『太平広記』卷二百四十三「李邕」の条に「唐の江夏の李邕は海州(刺史)となり、日本国使は海州に 到り、およそ五百人、国信を載せる船は十艘あり、珍貨数百万に及んだ」とある。李邕(678-747)は揚州 江都の人、郁賢皓『唐刺史考全編 2』(安徽大学出版社、2000 年 1 月)の考証によると、李邕が海州刺史に 任ぜられたのがおよそ開元八年(720)から十二年(724)に至るまでの間であるため、717年に行われた第 九回の遣唐使を指すはずであり、『扶桑略記』卷六にいう「舡四艘に乗り、五百五十七人が海を渡った」と いう記述と、人数がだいたい符合する。

史生、射生、船師、音声長、新羅奄美など通訳、ト部、留学生学問生傔従:各純四疋、 綿二十疋、布十三端

留学生、学問僧:各絁四十疋、綿一百疋、布八十端

還学僧: 絁二十疋、綿六十疋、布四十端。(已上の布は、それぞれ三分の一は上総布を 給す)

水手長: 絁一疋、綿四疋、布二端

水手:各綿四屯、布二端

以上二種類の明細から、いくらか情報を読み解くことができる。「国信」の数量と規格は 大体双方で約定されていたが、「別貢」はいくらか自由であったようだ。遣唐使に随って西 流した「物」のうち、絁(水織絁、美濃絁、細絁、黄絁)、綿(細屯綿、畳綿、屯綿、木綿)、 帛(彩帛)、絲(黄絲)、布(紵布、望陁布、上総布)などが大きな割合を占めていることは、 日本が大きな絹織物生産能力を具備していたことを意味している。布帛、絹織物は当時の日 中間において主要な貨幣形態であり、円仁『入唐求法巡礼行記』などを調べてみると、また 遣唐使の成員が唐朝の各地で布帛を交易の支払手段としていたことが証明できる。

『延喜式』の載せる遣唐使の携帯した明細は、ただ官方が配給したものに限られ、個人が 嚢中に納めた私的な物品は含んでいない。さらには二種の明細が列する品目は、およそある 一時期に成された例なのであり^①、すべての遣唐使がみな同じようなものを携帯していった わけではない。

例を挙げていうならば、『松窓雑録』には、唐の玄宗が「日本国の紙」を用いて答辞を書 き、累計すると300 巻に達した云云との記載がみえる。これらの紙は大むね遣唐使がもたら したものであろう。『新唐書·日本伝』は建中元年(780) に「日本の使者である真人興能が 方物を献じた(中略)興は書に堪能であり、その紙は繭のようにつややかであり、誰も知ら ないものであった」と言及しているが、「真人興能」は、779 年に入唐した第十七回遣唐大 使である布勢清直その人であり、彼のもたらした「繭紙」と書法については、中国の文献が 広く採録し伝えるところである^②。

^①東野治之は奈良時代の前半期だと推測する。東野治之著『遣唐使と正倉院』(岩波書店、1992年)51頁 を参照。

² 宋人陶穀『清異録』(巻下)の「卯品」の記載には「建中元年、日本使の真人興能が来朝し、書札に堪能 だった。訳者の中で章と草の両幅を得ることを乞うて得たものがあったが、みな『文選』の中の詩であっ た。沙苑の楊履という人物は、顕徳年間に翰林編排官となったが、彼が言うには、その訳者は遠祖であり、 両幅を出して自分に示したことがあり、筆法は晋人の気風であった。両幅の紙は、一つは女児青といい、 やや紺色である。もう一つは卯品晃といい、白く滑らかなること鏡面のようである。そのため、紙のうえ に墨をつけ難く、書に堪能でなければ敢えて用いない。鶏林(新羅の古名)の紙ならば比肩できるだろう」 とある。

国の公式使節団と唐政府の物品のやりとりは、当然双方向であった。「貢」があれば必ず 「賜」があり、唐朝は貢品の価値に応じて給与する賜品は、ややもすれば貢品の値の数十倍 であった。『旧唐書·日本伝』の記載では、玄宗皇帝が開元初に遣唐使に賜った「錫賚」は、 語の意味から言うと金銭、貨幣を指し実際の物品ではないが^①、惜しむらくは具体的な品目 が列せられていないことである。

第三節 唐人の渡航の背景及び動機

隋唐時代の日中交流の非対称性は、一つの一貫した顕著な特徴であり、「人」と「物」の 移動という面に現れている。

まず「物」を例にとれば、日本から中国に伝わったものの多くは粗雑な加工品や生活消耗 品で、量も少なく、そこに含まれる文化的価値や芸術的価値は低かった。逆に唐王朝から日 本に輸出したものの多くは技術の粋を凝らした傑作や、きめ細かな芸術品で、量も多いだけ でなく、そこに含まれる文化的価値も高かった。

また「人」を例にとれば、日本の遣隋使や遣唐使は朝鮮半島や西域諸国と比べても特に目 立つことはないのだが、言うまでもなく唐人の日本渡航と比べると人数のみならず頻度も常 に遥かに多かった。遣隋使や遣唐使が中国に来たのは国策によるものであり、強い主体的な 能動性を持って行われ、先進的な文化を摂取するという重大な使命を担っていた。しかし唐 王朝の使節が日本に渡航したのは概ね受動的なもので、多くは儀礼的な訪問に属し、一般に 文化を吸収するという使命は担っていなかった。日本の使節に随行して渡航する者は、多く は個人的な動機を抱いていたのであり、鑑真の渡航は例外に属する。

しかし唐人の日本渡航の人数が多くなかったとはいえ、特殊な歴史的意義や社会的影響が あったのは客観的な事実である。唐と日本の遣唐使とは相互に密接な関わりがあり、隋唐時 代の日中交流においては無視できない重要な側面と言える。

1. 頻発した航海事故

天宝十二年(753)、藤原清河が大使となった第十二次遣唐使が都入りし、玄宗皇帝に蕭穎

^①『新唐書・崔祐甫伝』に「時に李正己は徳宗の権威と徳を畏れ、銭三十万貫を献上する。徳宗は上奏を 受けたいと思ったが、正己を信用できないため、これを留めているだけで、受け入れもしなかった。迷い ながら宰相に問うた。祐甫はそれに答えて『正己はなんとずる賢いことか。まさしく聖慮のごときもの。 上様は、淄青へ使節を遣わして将校と兵士を慰問し、正己が献上した銭を軍人に錫賚するとよろしいでし ょう。そうすれば彼等も上様の徳に感謝と尊敬の念を抱き、諸蕃へも朝廷が財貨を貪っていないことを知 らしめることができます』と言った。皇帝はこれを喜びその通りにしたところ、正己は大いに恥じて、徳 宗に心服した」という。このくだりを証拠とする。

士を国師として招聘したいとの要求を申し出た。蕭穎士の文章は当代第一で、「外国の夷狄 でも穎士の名をを知っている。(中略)その名はこのように中華の人をも夷狄の人をも感動 させる」^①と言われるほど、名が遠近に知れわたった学者であった。

蕭穎士の招聘要請に関しては新羅によるものか倭国によるものか、中国および日本の学界 でもいまだ議論がなされている^②。唐に訪れて招聘を要請したのがどこの国であろうと、結 局のところ蕭穎士は要請に応じて行くことはなかった。その間の原因について述べれば、『新 唐書』蕭穎士伝は「中書舎人の張漸らが聞き入れないよう諫めたので取り止めた」と理由を 説明している。ただし『全唐文』巻三百九十五に引かれる劉太真の「蕭穎士の東府に赴くを 送るの序」によれば、蕭穎士は「病によって従わなかった」とする。

近頃、東の倭国の人が海を越えて客としてやって来て、国を挙げて蕭穎士に師となって くれるよう願った。私的に要請することはせず、天子に文章を捧げて願い出た。蕭穎士 は病気として辞退しその命令に従わなかった。

蕭穎士が病に託けて辞退したのには様々な原因があったろうが、渡航を恐れていたというのがきっとその原因の一つであろう。このように尻込みする気持ちは蕭穎士の個人的なものではなく、唐代の士大夫には普遍的にあった現象のようである。他にも玄宗時代の赫々たる名士であった李邕は、開元年間に海州の刺史に任ぜられ、ちょうど貢物を満載した遣唐使の船が領域内に漂着したのに遭遇した。そこでその財宝を貪り「珍貨数百万」を奪いもう一度船を雇って使者を帰国させようと企んだ。出発前になって、彼は船員に対して自ら心構えをこう説いた。「日本への道は遠く海には風と波があり、どうして無事に戻って来られようか。前途はそなたらに任せるので臨機応変に対応せよ」と³。ここからは唐人が、日本への道は遥か遠く大海原には無情にも冷たくされ行ったらほとんど帰る者はいない、と考えていたことが窺える。

唐朝の国力が最盛期にかかると、周辺の国家を引きつける力はとても大きくなった。『新 唐書』と『旧唐書』の記載を総合すると、唐に来て朝貢する国家は 50 余りあり^④、外国の 使節は途絶えることなく、唐人も頻繁に国外へと出かけて行った。使者が一旦君命を受け れば航海がいかに困難で危険なものであろうとも、蕭穎士のように病に託けて断ることな どできないし、李邕の思っていた通りで中途で帰ることなどできないのである。唐朝から 日本に赴いた使者は強力な推進力に動かされて国の門を出たのであり、その意識は遣唐使 と同日に語ることはできない。

 [『]旧唐書・蕭穎士伝』。

^② 池田温『東アジアの文化交流史』(吉川弘文館、2002年)、東野治之『遣唐使と正倉院』(岩波書店、1992 年)、王勇『聖徳太子時空超越』(大修館書店、1994年)の関連する章を参照。

③ 『太平広記』巻二百四十三「李邕」の条。

^④ 『唐六典』や『唐会要』などによれば、唐王朝と使節を交換して交流のあった国家は多い時は70余りに 達する。

前に述べたように、舒明天皇が派遣した第一次遣唐使は貞観五年(631)に長安に到着した。唐の太宗は「その道のりが遠いことを気の毒に思い、担当の長官に歳貢させるなと詔勅を下し」^①て、翌年新州刺史の高表仁に節を持たせて日本に派遣し慰問させた。高表仁は道中難儀であり海中を漂うこと数ヶ月でようやく到着したが、国に帰ってからは思い出す度に顔色を変えて怖がるほどであった。

地獄の門を通ったと言い、上を見上げて顔色が青白くなり、のろしを上げるかのよう にして金属を鍛える時のような奇声を発する。使者はこれを聞いて危惧しないものは ない²。

歴代の史書には高表仁に対する批判が多い。「外交官としての才能がない」とか「(日本の) 王子と礼を争い、朝廷の命令を伝えずに帰ってしまった」とか非難される。実際、高表仁は 茫漠とした大海原の中で船に揺られて漂流すること数ヶ月、ついには「地獄の門を通る」な どの恐るべき幻覚が生じるようになった。心身ともに疲労の極に達していたことが想像でき、 正常な人、通常の精神から考えて彼を責めることはできないのである。最後の一句の「使者 はこれを聞いて危惧しないものはない」というのは、さらに多くの後の唐人を尻込みさせた。 高表仁は九死に一生を得たのでまだ幸運であったが、約150年後に、宦官の趙宝英が命令を 受けて日本に赴き、その命運はとても悲惨なものとなった。

大暦十三年(778) 正月、第十三次遣唐使が揚州から北上して長安に至り、小野石根一行 85 人が手厚くもてなされ、三月には代宗皇帝に謁見して、四月に南下して帰国の途に就く ための準備をした。この時、代宗が勅旨を下し、趙宝英に「答礼の品物」を持たせて日本国 へと遣わした。趙宝英は内侍省掖庭令の地位にあったので、彼を使者として派遣したのは唐 王朝が日本をどれほど重視していたかを示している。しかし小野石根は却って心配して代宗 に進言した。「本国までの道は遥か遠く、風の流れも定まらない。今、中使が行くと申すが、 波濤を冒して渡り万一問題が起これば、王命に背くことになるのを恐れる」と³。小野石根 の予言は不幸にして当たった。船が外洋に出て暴風にぶつかり、一艘の大きな船が二つに割 れ、小野石根ら遣唐使 38 人と趙宝英らの唐の使者 25 人は、僅かの間にその身を海底に沈め ることとなった。

 [『]旧唐書・倭国伝』。

² 『冊府元亀』巻六百六十二。これはわざと相手を驚かせようとした言葉ではない。空海の『性霊集』に 記載する遣唐大使の藤原葛野麻呂が福州観察使に宛てた書簡に「幸いにも命を受けて、一身を顧みること なく死を冒して唐に行った。既に本国の地の果てを去り、いよいよ道半ばまで来ている。激しい雨は帆を 穿ち、切り刻むような風は柁を折る。小さな船が長く跡を引き(中略)波のままに浮いたり沈んだりし、 風に任せて南に行ったり北に行ったりする」とあり、わずか数語のうちに航海に出ることの難儀を吐露し ている。宋の龐元英の『文昌雑録』ではこの文を読んだ後に感嘆して、「世間には地獄について言う者が多 いが、これは本当のことで妄言ではないであろう」と言い、ついにこれは本当だと信じたのである。 ³ 『続日本紀』巻三十五、宝亀九年(778)の条。

2. 唐王朝から日本に赴いた使節

隋唐時代の日中間の使節交換について語る時、一般に日本が派遣した遣隋使および遣唐使 に注目することが多く、中国が派遣して日本に行った使節については見落とされがちである。 隋王朝の裴世清や唐初の高表仁が命令を受けて日本を訪ねたことは、中国の正史に記録があ るために広く知られている。しかし日本の文献の細かな記述にしか見られない唐王朝の使節 (前述の趙宝英のようなケース)もあり、これは体系だった研究を進めている学者はわずか しかおらず、それに関する成果もどうしようもなく少ないと言える^①。

唐王朝から日本に赴いた使節は、概ね二つの類型に分けることができる。一つ目は儀礼的 な意味をもつ送還使節で、高表仁や趙宝英、沈惟岳らがその例である。二つ目は朝鮮半島の 情勢と関係があって、「白村江」の海戦(663 年)の後に集中しており、郭務悰や劉徳高、 李守真らが挙げられる。ここでは紙幅に限りがあるので、前者のみ論証を行うこととする。

第一次送使。貞観五年(631)十一月、日本の第一次遣隋使が長安に到着し、唐の太宗が 新州刺史の高表仁に「節を持って行かせ慰撫させ」た。高表仁は翌年十月に日本に到着し、 貞観七年(633)帰国して復命した。

第二次送使。乾封二年(667)十一月、唐の百済鎮将劉仁願の使者である熊津都督府熊山 県令上柱国の司馬法聡が日本に着き、坂合部石積らを筑紫都督府に送って行った^②。麟徳二 年(665)九月、唐の朝散大夫沂州司馬上柱国の劉徳高が使者として日本に行き、同年十二 月に坂合部石積が命令を受け、唐の使節が帰国するのを送った。二年後に坂合部石積らが帰 国の途中百済に立ち寄り、司馬法聡が彼らを送って行った。司馬法聡ら一行が帰る時になる と、日本は伊吉博徳と笠諸石を派遣して彼らを送って行った。このように、何度かにわたる 送迎の行き来は、日中間の美談と言えよう。

第三次送使。開元二十一年(733)、遣唐使の多治比広成が唐王朝に参内し、玄宗は晁衡(阿 倍仲麻呂)に詔を授けて送使とし派遣し、唐の人々は詩を詠んで彼のために送別会を開いた。 趙驊の「晁補闕の日本国に帰るを送る」は「西のかた宮廷に暇をもらい、東のかた果ての故 郷に帰る。西に来ては才子と称されて学び、東に帰っては遠くの人となって詩を吟ず。馬上 での秋に街は遠く、舟中での曙に海は陰い。君が故郷の朝廷のことを懐かしみ、万里の遠き で孤独に心を揺らしていたのを知っている」と言う。王維の「秘書晁監の日本国に還るを送 る」の序には「命を受けて賜った衣を箱にしまい、敬問の詔を懐にしまう。金の札と玉に書 かれた文字を遥か地の果てまで伝道し、黒い鼎と彜尊を外国の国にまで広める。我が王朝の 制度を広めて、彼の国の君臣に諭す」とある。後におそらくは玄宗が彼の才を惜しんだため

^① 管見の及ぶ所では、楊輒の「中国唐朝遣日使考」(『大慶社会科学』1990 年第4期) がこの意味では先駆 け的な論文である。

^② 『日本書紀』巻二十七、天智天皇六年十一月の条。

であろうか、彼の帰国を許さなかった^①。晁衡は日本に行くことができなかったが、代理の 人に送って行かせる可能性を排除できない。

第四次送使。乾元二年(759)、高元度の一行が渤海を経由して唐に入ったが、唐朝に滞留 していた前大使の藤原清河の帰国を迎えよとの命を受けていた。時はちょうど「安史の乱」 に当たり、唐朝は「まだ平定されずに残っていた賊により、道の治安が悪いのを恐れただけ」 ^②というのを理由として、高元度に先に国に帰って復命せよと命じた。上元二年(761)高 元度の一行は南下して蘇州に至り、唐の朝廷は越州浦陽府折衝を派遣して彼らに紫衣と金魚 袋を褒美として与え、沈惟岳ら9人と水夫30人が護送して行った。そのころ渤海使の王新 福が、唐王朝の内乱はますます拡大して激しくなっているとの情報を誤って日本に伝えたた め、39名の送使は結局帰郷を断念して日本に定住することとなった。

第五次送使。大暦十二年(777)、執節副使小野石根らが朝廷に参内し、翌年三月「国書お よび別貢物」を献上し、代宗は「非常に喜んで眺め、群臣にも見せ」、勅を下して趙宝英に 「答礼の品物」を持って日本に行くよう命じた。これはとても規模の大きな答礼の訪問団で あり、とくに揚州の官庁に海洋航行用の船を造らせ、また大使の趙宝英以外にも、副使の孫 興進と4名の判官がいて、随行した人員は数十人に達した。後に揚州での造船が間に合わな かったので、唐の使者は遣唐使の船に分乗して渡航した。すでに述べたように、途中で事故 に遭って、唐の使者趙宝英ら25人は海の藻屑となったが、副使の孫興進と判官の高鶴林ら は日本へと行き着いた。

おそらく趙宝英の海難事故が唐朝に大きな衝撃を与えたために、以後の遣唐使の帰国に際 しては二度と送使を随行させなくなった。唐朝の送使は儀礼的な行き来ではあったが、文化 交流を促進させるという面でも、特殊なプラスの役割を果たしていた。

まず始めに、書簡を送り届けていたことは、唐朝と日本が友好的な善隣関係を維持したい と思っていたことを示している。晁衡はもともと第三次送使に当てられ、玄宗の「敬問の詔」 を携えていたが、この詔書は張九齢が筆を執った「日本国王に勅するの書」なのではなかろ うか。この書の冒頭には「彼は礼儀の国」と書かれていて、末尾には「貴族からその頭領、 人民に至るまで皆平安であれ」³とある。また第五次送使のように、海路が非常に危険なの で送使をやめるよう遣唐使が忠告した時には、代宗は「道義があれば苦労も厭わない」、「使 者が来朝したのだから友好な関係を結ぼう」と言って、送使を派遣し国書を送り届けた⁴。

 [『]古今和歌集目録』に引かれる『国史』には「二十一年、親が年老いたとして帰ることを願い出たが許されなかった。詩を賦してこう言った。『義や名を追求してもこの身は空しくあるだけで、忠孝を行おうにも全うできない。恩に報いることのできる日は来るだろうか、帰国できるのはいつになるだろうか』と」。
 『続日本紀』天平宝字五年(761)八月十二日の条。

③ この勅書は張九齢の『曲江集』に収められており、また『文苑英華』や『全唐文』にも収録されている。

^④ 『続日本紀』巻三十五、宝亀十年(779)五月の条に「唐使孫興進と秦怤期らが朝見し、唐朝の書を上りて、ならびに信物を貢す」とある。

右に述べた二つの例からは、唐王朝の送使が両国の強固な友好関係に貢献していたことが説 明できるのである。

次に「人」の移動の促進について果たした役割もある。第五次送使は遣唐使の船に搭乗し、 第四次送使は遣唐使の人員を載せている。高元度一行は渤海を経由して唐に入っているので、 やや特殊な状況だが、この時の唐王朝の送使は人員を送り届ける役割を果たした。これ以外 にも、第三次送使の晁衡が自身留学生であったように、唐に滞在していた多くの留学僧や留 学生が唐王朝の送使に随行して帰国している。第五次送使が南下した時には「留学生を引き 連れて都を出発」^①し、しかも遣唐大使藤原清河の娘である喜娘も随行した。

最後にそれに関わる「物」の移動である。唐朝の送使は皇帝からの賜り物を携えていた。 第五次送使は「答信物使」と称するほどで、監使の楊光耀は「今、中使趙宝英らを遣わして、 返礼の手紙と贈り物を持って日本国に行け」という代宗の口勅を伝えた。遣唐使が送使を謝 絶しようとした時には、代宗は「私からいくらかの返礼の手紙と贈り物がある。今、宝英ら を派遣して送り届けさせる」^②と言った。これは注目に値することであり、第四次送使が護 送した高元度が都を離れる前に、代宗が彼に「安禄山の乱によって兵器が多くなくなった。 今、弓を作ろうとすると次々と牛の角が必要になる。聞くところによれば、そなたの国には 牛の角が多くあると言う。そなたは帰国してこれを手に入れ、贈らせるように」と依頼して いる。高元度は国に帰ってこの事を報告すると、日本の朝廷は安芸国に命じて遣唐使の船四 隻を造らせ、同時に東海道・東山道・北陸道・山陽道・山陰道・南海道などの諸国に牛の角 7800本を貢納するよう命令した^③。

3. 鑑真渡航の背景

隋唐の政府は、朝廷の派遣する外交使節以外では、官人も民間人も私的に越境することを 厳禁していた。唐の貞観二年(628)六月十六日、太宗は一条の勅令を頒布した。「諸外国の 使者が娶った中国の女で妾となった者は、決して外国に帰ってはならない」^④というもので、 外国の使者は唐人の妻妾を娶ることができるが、妻子を連れて本国に行くことはできないと いう意味である。

『唐律疏義』には「辺境の関所は、中国と外国を隔てている。(中略)国境を出入りする のは、公的な使者でなければしてはならない」とある。これにより密かに自分で関を越えて

^{◎ 『}続日本紀』巻三十五、宝亀九年(778) 十一月の条。

^② 『続日本紀』巻三十五、宝亀九年(778)十月の条。「答信物」に関しては、同書の同年十一月の条が「国 土宝貨」としている。

③ 『続日本紀』巻三十二、天平宝字五年(761)八月及び十月の条。

^④ 『唐会要』巻一百、雑録。『唐律疏義』巻八の「辺境の関所を越境する」の条には「諸外国人が娶った中国の女で妻や妾となった者は、決して外国に帰ってはならない」とあり、この法律は「使者」や「妾」に限定していないことを示している。

国外に出た者は「徒二年」で、密かに外国人と結婚した者は「流二千里」となる。もし辺境の関に勤務する将兵がよく調べなかったために、国内の悪人が「外国或いは海岸や山岳に出た」場合は「徒一年半」となる^①。

鑑真に関する研究論著は、汗牛充棟と言うことができるが、しかしほとんどが鑑真の渡航の過程と日本に着いてからのその影響を論じていて、鑑真渡航の動機について正面から取り組んだ人はほとんどいない。たまたまそれに取り組んでも、多くは表面的に論じるだけで、 鑑真を日中友好に身を捧げた偉人として作りあげたりしている。また根拠のないでたらめな 議論として、鑑真を貶めてスパイの使命を負った悪党とするものもある[®]。唐代の法律では 僧侶も俗人も自分で私的に渡航することは禁じられており、士大夫はなおさら海に出て異郷 で暮らすなどばかげたことと思っていた。ここから考えれば、鑑真一行が日本へと渡航した のは、国の禁令に違反しただけでなく、唐人の行為としては常軌を逸したものであり、その 動機を常識から推測して断定することはできないのである。

鑑真は入唐僧の栄叡と普照の招きに応じて日本に渡り、仏法を広める決意をする。天宝元 年(742)十月のことであった。『唐大和上東征伝』は当時の話し合いの内容を詳細に記録し ていて、これは我々が鑑真渡航の動機を検討する際に信頼するに足る一次資料である。まず 栄叡らが揚州の大明寺に着いて鑑真に彼らの来意を説明している³。

仏法は東に流伝して日本国に来たが、法はあっても法を伝える人がいない。日本国には 昔、聖徳太子がいてこう言った。「二百年後、聖なる教えが日本に興る」と。今この時 がやって来たのだ。どうか大和上は東にいらして教化を盛んになさってください。 これを受けて、鑑真が答えて言った。

昔聞いたところによると、南岳の恵思禅師が亡くなって倭国の王子に生まれ変わり、仏 法を興して衆生を済度したそうだ。また、日本国の長屋王は仏法を崇め奉り、千枚の袈 裟を作って我が国に来て大徳の僧たちにこれを施したそうだ。その袈裟の縁の上に「山 川異域、風月同天。寄諸仏子、共結来縁」という四句が刺繍されていた。ここから考え ると、仏法が興隆するのに実に良い縁の有る国である。今、私と同じ法を学ぶ多くの人 の中で、この遠くからの要請に応えて日本国に行って法を伝える人が誰かいるか。

このくだりの前半は栄叡らの招請に答えて、恵思が転生して倭国の王子になったという伝説と、長屋王が唐に袈裟を施したという伝聞に言及しており、後半は弟子に向かって、日本に仏法を伝えに行きたい者があるかと尋ねている。それに続く情景では、人々は意表を突かれて皆口を閉ざして黙ってしまい、ついにそれに答える者は誰もいなかった。しばらくして、

① 『唐律疏義』巻八、衛禁。

² 鈴木治『白村江――古代日本の敗戦と薬師寺の謎』(学生社、1972年)、181 頁。

③本論文の引用する『唐大和上東征伝』は、東寺観智院の所蔵する写本(甲本)を使用している。

一番弟子の祥彦が進み出て理由を説明して言った。「かの国はとても遠く、命を保つことも 難しいのです。青い海が果てしなく広がり、百人に一人も行き着く可能性はない。『人身得 難ければ、中国に生じ難し。進修未だ備わらざれば、道果たして未だ克くせず』と言う。だ から皆黙ったまま答えることができないのだ」と。

祥彦は仏教の経典にある「人身得難ければ、中国に生じ難し。進修未だ備わらざれば、道 果たして未だ克くせず」の言葉を引用して「かの国はとても遠く、命を保つことも難しい。 青い海が果てしなく広がり、百人に一人も行き着く可能性はない」と言う皆の胸の内を言い 表した。鑑真のそれに続く答えも相変わらず皆の意表を突くものであった。彼はこう言った のである。「これは仏法に関することである。どうして身命を惜しもうか。皆が行かないの であれば、私が行くだけである」と。すると祥彦もそれに追随して「和上がもし行かれるの なら、彦も付いて行く」と言った。結局道興・道航・神崇・忍雲・明烈・道黙・道因・法蔵・ 老静・道翼・幽岩・如空・澄観・徳清・思托らの21人が鑑真に随行することを願い出た。

鑑真と栄叡・彦祥の会話は二つの観念の対立と衝突をはっきりと示している。祥彦は一般 の唐人の観念を代表しており、ロ調や言葉遣いは前述の李邕や高表仁と類似していて異ロ同 音である。すなわち文明の中心たる中華に生まれ、どうして夷狄の地に行かねばならないの か、と言っているのである。日本は遠く空の果て海の端にあり、幸運にもその岸に辿り着け る者は百人に一人にも満たない。

しかし鑑真は決してそうは思わず、「仏法が興隆するのに実に良い縁の有る国」というの が彼を強く引きつけ、恵思が「倭国の王子に生まれ変わ」ったというのは渡航して仏法を広 めたいという彼の情熱を燃え上がらせた。長屋王が贈った袈裟に書かれた偈の「山や川は場 所を異にしても、風や月は同じ天を戴いている。仏を信ずる者たちが寄り合い、共に来世の 縁を結ぼう」というのを鑑真がわざわざ挙げたのは、前の二句からは中華と夷狄の限界を打 ち破り、中華思想を超越した仏教的世界観を展開して、仏教徒が国境の束縛を抜け出し、無 限に広がる空間を自由に移動できるように、との意図からである。

この後の12年間で、鑑真は弟子を率いて6度海を渡り、途中では役所の者に阻まれたり、 弟子に密告されたり、同行者に思い止まるよう勧められたり、といったことも含めて多くの 天災人災の試練を受けた。自身が両目を失明しただけでなく、随行した人員の内36人が帰 らぬ人となり、甚だしきは280人余りの中途脱落者を出したことである。五度目の渡海が失 敗して揚州へと帰り着いた時には、最初から最後まで側に付き従っていたのは唐の僧思托た った一人であった^①。

743年、第十二次遣唐大使の藤原清河が揚州に行って鑑真のもとに訪れ、玄宗との交渉の

^① 『延暦僧録・高僧沙門釈普照伝』には「使船に随う者のうち、前後して 36 人が命を失い、280 人余りが 尻込みして心変わりした」とある。

結果を以下のように報告した。遣唐使は鑑真を日本に招聘して仏教の戒律を伝授してもらい たいとの要請を正式に申し出たのだが、熱狂的に道教を信奉する玄宗は逆に熱心に道士を同 行させようとした。しかし「日本国王はもとより道教を崇めない」ため、遣唐使は鑑真に対 する招聘を撤回せざるを得ず、春桃源ら4人を滞在させて道教を学ばせた、とのことである。

当時鑑真の時代は、中国全土で皆道教を信奉しており、仏教の地位は日ごとに低下していた。そんな時に「日本国王はもとより道教を崇めない」ことを聞き、鑑真は当然感慨無量となり、日本に行って仏教を広めようとの決心をさらに固くして、遣唐使船に乗って六度目の日本渡航を決意し、日中間に末代までも語り継がれる素晴らしい壮挙を完成させたのである。

大体「人」の移動には、「推進力」もしくは「引力」が必要になる。唐王朝の使節が日本 に行ったのは、主に「推進力」による。鑑真の日本渡航はこれとは異なり、中国国内で道教 の流行が仏教徒に故郷を離れさせる「推進力」となり、道教を尊ばない日本が彼らを引き付 ける「引力」となった。9世紀以後、唐王朝の商人が海上で活躍したが、これは中国での商 品経済の発達と海外諸国が「唐物」に憧れたことにより形成された一種の「推進力」と「引 力」なのである。宋、元、明の時代、日中両国には国交はなかったものの、商人や禅僧など は依然として行き来していた。その動力となったのは、中国の商品経済の発達と日本の武士 階級の新たな宗教追求であった。

第四節 日中間のブックロード

西洋人がシルクは「羊毛樹」^①から採取されると固く信じていた頃、朝鮮半島および日本 の先人はすでに養蚕と桑の栽培を始めて、シルクを生産していた。中国の史書を紐解くと、 邪馬台国の女王が何度か班布^②、倭錦、綿衣、絳青縑^③、帛布、異文雑錦^④を魏に朝貢して献 上した、ということを早くも3世紀から見つけることができ、それは生産規模と生産技術が 一定水準に達していたことを示している。

世界各地の文明の内実には違いがある以上、文化交流の形式は画一的ではあり得ない。19 世紀末、ドイツの地理学者リヒトホーフェンが提唱した「シルクロード」の概念を、もし漢 唐以来の東西文化交流を描くのに用いるのならば、その名前は実際を表していると言える。 しかしこの概念をそっくりそのまま古代東アジア地域の文化交流に当てはめると、必ずしも ぴったりと当てはまるわけではない。

^① 古代ローマ、ギリシャの「羊毛樹」の伝説については、戈岱司編、耿昇訳『希腊拉丁作家遠東古文献輯 録』(中華書局、1987年)を参照。

^② 染色されたまだらの布。——訳者注

③ 赤地に青い刺繍の絹か。――訳者注

④ 紋様の異なる様々な錦の錦か。――訳者注

1. 正倉院珍宝

2001 年 10 月、第 53 回「正倉院展」が奈良で開幕し、翌日には人々を驚かせたある情報 が伝えられた。展示品の『成唯識論』巻四の巻末に、「顕慶四年閏十月廿七日」という墨書 の文字が発見されたのである。正倉院には「海のシルクロード博物館」という美称があるが、 上述の発見は人々に様々な反省を促した。

『成唯識論』10巻は、玄奘がインドに仏法を求めに行き持ち帰った仏典だが、顕慶四年 (659)十月から漢訳が始まり、同年十二月に完成しており、弟子の窺基(慈恩)が筆受(ロ 述筆記)を担当した。「顕慶四年閏十月廿七日」という墨書は、巻四の訳が完成した時を表 しており、一般的な手順から考えると、もう一度翻訳を美文に整えて清書し、それからよう やく朝廷に奉ることになる。

現在正倉院に所蔵されている『成唯識論』巻四は、まだ美文に直す作業と清書を経ていな い窺基の手稿である可能性がとても高く、仏教史上大きな意味を持っている。同じ時期の日 本の入唐僧を調べると、道照(道昭とするものもある)和尚は玄奘の門下で学んだことがあ ったが、帰国する時に玄奘が「持っていた舎利、経論を皆和尚に授けた」し、道照が帰国し て禅寺を創建したことについては、「この寺には経論が多くあるが、筆跡は全て好く、間違 いもない。これは皆和尚が持って来たものである」^①とされる。ここから考えると、この『成 唯識論』はおそらく帰国の時に玄奘が贈ったものであり、これは日中文化交流史上にまた一 つ美談を付け加えることになる。

正倉院は元来、奈良時代東大寺の校倉であったが、天平勝宝八年(756)聖武上皇が世を 去ると、光明皇太后が先帝の貯蔵した「国家珍宝」600点余りを寄贈し、その後光明皇太后 は四度にわたり宝物を寄贈した。これら皇室の至宝は多くが遣隋使および遣唐使が持ち帰っ た文物で、例えば六朝から隋唐の詩文を抄録した『雑集』、光明皇太后が書写した『楽毅論』 と『杜家立成雑書要略』、王羲之および王献之の真筆の書、王羲之の書を模写したもの 20 巻等々がある²。

正倉院の宝物は様々な種類に及ぶ。書籍・文具・礼器・仏具・玩具・服飾品・食器具・薬物・武器などが含まれ、シルク製品が少なくないとは言え、金銀器・ガラス製品・漆器と比べてもとても見劣りするほどであり、至宝中の至宝としては文献典籍に勝るものはない。

正倉院に収蔵される文献典籍は、数量では何万にもなる。例えば、仏教書籍を所蔵した「聖 語蔵」は、隋代の写経22巻、唐代の写経221巻、宋版114巻、総数では4960巻にも及ぶ。 既に言及した『成唯識論』巻四はその中の一巻に過ぎない。正倉院の珍宝を前にすると、人

^{◎ 『}続日本紀』巻一、道照薨伝。原文の「楷好」は「皆好」の書き間違いではなかろうか。

^② 『東大寺献物帳』

は考え込んでしまう。日本文化に大きな影響を与えたもの、日本人の精神に深く浸透したものは、結局色彩の鮮やかなシルクの断片なのだろうか、それとも奥が深く難解な漢文典籍なのだろうかと。

2. 遣唐使の使命

日本は 630 年から遣唐使を派遣し始めたが、造船技術の遅れと航海知識の欠乏のために、 航海途中に船が壊れ人命が失われる事故が頻繁に起こった。ここから考えれば、日本人は激 しい波濤を敢えて乗り越えたのであり、重大な使命を負っていたに違いない。確かなのは、 彼らは西域から来た使節と異なり、シルクを買い求めるのが主要な目的ではなかったことで ある。

唐代の日中関係史料の中からは、遣唐使が大量にシルクを輸入したという記録は見当たら ず、逆に遣唐使が持って来た貢物はシルク類を主としており、日本の朝廷が使節の構成員に 支給した経費も全てシルクや織物の類であった^①。遣唐使がシルクを携帯し貢物および貨幣 とした以上、彼らが遠い道をやって来たのは何を得たかったからであろうか。『旧唐書』日 本国伝はすでにその答えを示している。

開元年間の初めに、また遣唐使が来朝して儒者に経を授けてくれるよう請うた。皇帝は 四門助教の趙玄黙に詔を下して鴻臚寺で教えるよう命じた。そして玄黙に幅の広い布で 束修の礼を行わせると、その布を「白亀元年の調布」と称した。人々はそれは偽物では ないかと疑った。手に入れた賜り物は全て書籍を買うのに使い、海を渡って帰った。偏 使の朝臣仲満は中国の風俗を慕い、中国に留まって帰らず、姓名を朝衡と改め、中国の 朝廷に仕えて左補闕・儀王友となった。衡は都に留まること五十年、書籍を好み、帰郷 を許しても逗留して帰らなかった。

日本の使者は「幅の広い布」で師に入門する際に行う束修の礼を行い、手に入れた賜り物 は「全て書籍を買うのに使っ」ており、その「書籍を好む」様はこのようであった。遣唐使 は遣隋使に由来していて、日本の歴史上両者は連続している。通算約300年の間、日本の使 節団が負っていた具体的な使命は、全く変わらなかったわけではないが、書籍を買い求める のはずっと彼らの主要な任務であり、これは中国および日本の文献の中から十分な証拠を見 つけることができる。例えば『善隣国宝記』(巻上)の引く『経籍後伝記』に以下のように ある²。

小治田朝(今案ずるに推古天皇)十二年甲子の歳、正月朔日に初めて暦を用いた。この

① 『延喜式』 大蔵省 (諸使給法·入諸蕃使給法)。

^② 『経籍後伝記』は『儒伝』とも言い、原書はすでに失われ、佚文が『善隣国宝記』や『政事要略』など に散見する。

時国家には書籍がまだ多くなく、そこで小野臣因高を隋に派遣して書籍を買い求めさせ、 また隋の天子を訪問させた。

これは文献の記載する最初の、日本が中国に派遣した書物を求める使節団である。これ以 後日中間の書籍流通のルートが開かれ、そして遣唐使の時代にはそれがさらに拡張された。

3.書籍東伝の道

東アジア諸国は使者を派遣して唐に入り書籍を求めたが、これは遣唐使を派遣した地域で は珍しい現象である。白居易が『白氏文集』を編纂した時に「『白氏文集』には五種類の本 がある。(中略)日本、新羅の諸国および両京^①の人たちが書写したものはこれに含まれて いない」と感嘆した。『旧唐書』張薦伝は盛んに張鷟の文章が天下に聞こえていることを称 して「新羅、日本や東の諸外国は、最も張鷟の文を重んじ、使者を遣わして入朝するたびに、 必ず財貨をたくさん出してその文章を買う。その才名はこのように遠くまで広まっている」 とある。

ここからわかるのは、唐代の著名な文人の詩文が「遠く海外に広まる」と言っても、実際 は主に東アジア文化圏内で東に伝播したのであり、これはまさに「書籍の道」つまりブック ロードの存在を証明している。日中両国のブックロードにおいては一貫して遣唐使が主役を 演じていたのは疑いない。彼らは書籍を買う費用を国家から提供されていたし、唐王朝から 優遇を受けていたので、書籍を求めるという使命を比較的容易に達成できた。例えば留学僧 の玄昉は、一度に仏教の経論 5000 巻余りを持ち帰ったが、これは開元大蔵経の総数に匹敵 する^②。また留学生吉備真備は、帰国する時『唐礼』、『大衍暦経』、『大衍暦立成』、『楽書要 略』など合わせて 150 巻余りを持ち帰った。この他、「入唐八家」と称される最澄・空海・ 常暁・円行・円仁・恵運・円珍・宗叡が中国に行って手に入れた経巻は何千にも上り、編纂 されたそれぞれの「将来目録」は今にまで伝わっている。

遣唐使が主役を演じたとは言え、それによってその他の脇役を忘れてはいけない。その最 たるものは、中国や新羅および日本の商人の東シナ海での活躍であり、日中間の書籍の交流 には多様なルートが出現した。ここに以下の証拠を挙げる。

(1)個人の贈り物。最澄・空海・円仁・円珍ら入唐僧の伝記を調べると、ほとんど皆唐 人からの贈り物である書籍を手に入れている。現存する仏教経疏の序や跋、例えば石山寺蔵 『遺教経』、大正新修大蔵経本『肇論疏』、法隆寺宝物の『小字法華経』などは我々にこうい った証拠を提供してくれる。

(2)日本に渡った唐人が身につけて持ってきた物。日本に渡った唐人は多くはないが、

[◎] 両京とは、長安と洛陽のことを指す。

[◎] 唐代に編集された「開元蔵」(『開元釈教録』のこと)は全部で 5048 巻である。

その影響はとても大きい。鑑真一行を例とすれば、身につけて持って来た仏教書籍は数百巻になり、その中の天台章疏は最澄が日本天台宗を興す契機となった。

(3)中国商船での輸送。9世紀以後、中国商船は頻繁に日中間を往来しており、彼らの 舶載品の中には書籍が含まれていた。『文徳実録』の記載によると、承和五年(838)藤原岳 守が大宰府で唐船の貨物を検査していたところ、たまたま「元白の詩筆」^①を手に入れ、天 皇に献上した。元慶五年(881)日本に着いた唐の商人張蒙は、出発前に李達に頼まれて日 本に欠けている仏教書 120 巻余りを船に載せて日本に行き、それ以前に入唐して仏法を求め た円珍へと贈った。

(4)新羅人と渤海人による伝播。遣唐使の時代は日中間直通のブックロードが滞りなく 通じていたが、新羅や渤海を仲介する間接的なルートも役割を果たしていた。ただ渤海だけ を例にとれば、天安二年(858)渤海の使者鳥孝慎が日本に赴いた際に、唐朝の新しい暦で ある『宣明暦』を持って行ったところ、日本の朝廷は至宝の如く崇め、『大衍暦』と『五紀 暦』を廃して『宣明暦』を施行した。この唐の暦はこの後約800年間用いられており、その 影響を軽視することはできない^②。

唐代を通じて、様々な経路から日本に流入した典籍は結局どれくらいだったのだろうか。 この問題は容易に答えられないが、『日本国見在書目録』(875年)は我々に一つの手がかり を提供してくれる。この目録には1579部17345巻が収められており、それはおおよそ『隋 書』経籍志の半分、『旧唐書』経籍志の三分の一強に当たる。もしこれが皇室の図書館(冷 然院)が火災に遭った後に編纂された残存書の目録だと考えると、それは驚くべきものと言 わねばならない。

4. 漢文典籍の還流

上述したように、遣唐使の時代における日中間のブックロードは、大量の中国書籍の東流 を担い、日本文化の発展を促した。しかしこのブックロードは決して一方通行ではなく、日 本人が書いた漢文の典籍も同じ道を通って中国に逆流してきたこともあることに、我々は注 意しなければならない。以下にいくつかの例を挙げてみたい。

(1)聖徳太子の「三経義疏」。唐の開成三年(838)、円載が入唐して学び、『法華義疏』 を天台山の経蔵に寄贈した。それより約60年前(772)、揚州に着いた日本僧の誡明、得清 らの一行8人は『法華義疏』と『勝鬘経義疏』を竜興寺の大徳霊祐に贈った。唐僧の明空は その理論の分析が精巧で素晴らしいのを喜んで、『勝鬘経疏義私鈔』を著し、『勝鬘経義疏』 を広めた。

[◎] 唐代の著名な詩人の元稹と白居易の詩文集のことを指す。

② 王勇「唐暦在東亜的伝播」(『台大歴史学報』第30期、2002年12月)。

(2) 最澄入唐の持参書。9 世紀初め(804) に入唐した請益僧最澄は、かねてより大量 の仏教書を持って帰ったとして有名である。しかし、唐代に明州の役所から発行された一通 の公文書(俗に『明州牒』と言われている)は、我々にある事実を教えてくれる。最澄が入 唐した時に持っていた『法華経』、『無量義経』、『観普賢経』および『屈十大徳疏』10 巻、『本 国大徳諍論』2巻は、全て天台山に贈られて供えられたのである。

(3) 淡海三船の『大乗起信論注』。唐僧の思托が書いた『延暦僧録』の記載によると、 東大寺の僧円覚が入唐した時、淡海三船の『大乗起信論注』を越州竜興寺の僧祐覚に贈った。 祐覚はそれを読んだ後、詩を賦して褒め称えた。「真人たる淡海三船が起信を伝え、俗人た る私は詩を著した。片言はばらばらになった玉を復元し、一句は千金の重みを持つ。筆と墨 は霞のように鮮やかな錦を表現し、きらびやかな文章は深い意味を持つ。幸いに天子の出し た使節によって、この尊敬の念を申し上げることができた」と。

(4) 石上宅嗣の『三蔵賛頌』。『延暦僧録』の記載によれば、淡海三船とならんで「文人 の首」と称された石上宅嗣は、第十四次遣唐使(761年に任命された)の副使に選ばれたこ とがあり、後に事情により行けなくなったが、他の遣唐使に著書の『三蔵賛頌』を託して中 国に持って行かせ、遣唐使がこの書を長安に伝えた。唐の仏教寺院の大徳飛錫はこれを読む と、異国にもこれほど教養があり文章のうまい人がいることに驚嘆して石上宅嗣を結摩詰に 喩えた。そして大いに褒美を与え、『念仏五更賛』一巻を書くと遣唐使に託して返礼の贈り 物とした。

(5) 最澄の『顕戒論』。最澄は帰国後天台宗の創設に努力したが、旧仏教の学派と衝突 したことにより『顕戒論』3巻を書き上げて天台宗の教義を明らかにし、それを献上して天 皇のお目にかけた。この書はおそらく『入唐求法巡礼行記』の作者である円仁によって 804 年に唐に持ち込まれたが、唐代の仏教学の権威である知玄に示されると、知玄は返信をして 「周覧してすでに終わり、これ甚だ佳作である」、「東国の名公は、仏教を永代に耀かす」と

褒め称えた。

上に挙げたいくつかの実例は、ブックロードを通じて大量の中国典籍が日本に東伝したの みならず、少ないながらも日本の典籍が中国に逆流した、ということを説明するのに用いた のである。これはすなわち、このブックロードが双方向に通じていたことを示している。実 際、中国は安史の乱と会昌の毀仏があったことによって、文物典籍の散逸は深刻であった。 五代十国の時代に、呉越国の天台僧羲寂が宗門の復興を図ろうとし、また経蔵の無いことを 嘆いた。ついに呉越王の銭弘俶が大金を出し、使者を海外に派遣して書を求めさせたところ、 高麗の諦観と日本の日延が要求に応じて書を送って来た。こうした散逸した書の回帰は清朝 の末期から民国の初期にかけて幾度も高まりを見せ、大量の文化遺産がそっくりそのまま戻 ってきた。

このほかに、清朝では日中貿易と印刷技術が急激に発展したのに伴い、日本へ行く商船は 一躍書籍を運ぶ道の主役となった。日本の公私文庫や書店はどんどん図書を注文し、清朝の 商人はそれを捜し求めては積込んで運び、中国書籍は市場経済にも後押しされて、直接日本 の大衆消費者と接点を持ったため、流入のスピードと数量は倍増し、ブックロードの景観は 一新された。

シルクロードとブックロードの景色の違いは地理的な特徴に限らず、さらなる文明の内実 に基づいていなければならない。古代に西域へ輸送されたシルクは、現在ではたとえ深い砂 漠の遺跡の中から出土しても、大抵はすでに腐ってしまって着ることはできない。しかし当 時の遣隋使や遣唐使らが持ち帰った書籍は、今に至るまでずっと依然として人々の知恵の源 泉となっている。これらの書籍は、喩えれば文明の種子のようなものであり、長い年月をか けて根を生やし芽を出し、そして花開いて実を結び、天高くそびえる大樹へと成長した。

シルクと書籍の関係は、米粒と種もみの関係に似ている点がある。仮にもし中国が大量の 米を産出し、千トン一万トンも西洋に輸出したら、一時は或いは「中国米」ブームが巻き起 こるかもしれない。しかし大量の米を消費し終わった後には、その影響は次第に消失するで あろう。それは米粒からまた米粒を作る方法がないからである。仮にもし中国が種もみを産 出したとしたら、たった一粒東洋の土壌に落とし入れるだけで、それに加護を与える人がい れば、根を生やし芽を出すことになり、そうすると稲穂を取り出すことができ、今度は田を 作ることができるようになる。次いでそこの生活様式が変わるが、これは種もみに自己再生 能力があるからである。書籍も種もみのようなもので、一旦人の心の中の田に蒔かれると、 根を生やし芽を出して、そして花を開いて実を結ぶ。精神世界で一片のオアシスを作り出し、 人々の文明を創造していく活動に直接影響するのである。

歴史上、日中両国の交流はとても少なかったのに、どうして文明の景観がそっくりなので あろうか。この謎は今解かすことができる。中国の典籍は文明の種子のようなもので、ブッ クロードを通ってばらまかれて日本列島にまで至り、異国他郷の地で根を生やして芽を出し た。様々な変異は免れなかったけれども、中華文明の遺伝子は昔の情報をずっと伝えてきた のである。

第三部 第一章

中国人と日本人の相互認識

王暁秋

日中の相互認識は、中日関係史を研究する上で非常に重要な課題である。ある意味では、 日中関係史は、両国間の相互認識の歴史であると言える。なぜなら、相互の往来、交流が なければ、互いの理解や認識は生まれないからだ。そして相互認識が、仲の良し悪し、好 き嫌い、平和と争いなど両国間の相互関係を決定する。さまざまな形式の相互関係を通し、 相互認識を更に深めることで、互いの認識に変化が生じ、それがまた日中関係の発展や変 化を推進していく。

日中の相互認識は動態的、発展的であり、歴史的に異なる時間、空間、環境の変化に伴 い、その認識も変化する。相互認識は主として次の三要素から影響を受ける。第一に、中 日両国の国内政治、経済、軍事、文化、思想、概念などの変化がもたらす影響である。第 二に、日中両国間の外交関係、文化交流、経済貿易、人的往来、双方の国力の対比、政策 の相互作用などの変化がもたらす影響。そして第三に、国際関係、国際環境、特に東アジ ア地区の戦略的局面、東アジア各国の多国間関係などの変化がもたらす影響である。その ため、日中の相互認識は静止的、固定的なものであり得ず、絶えず変化を続け、徐々に深 化するものである。また裏返して見れば、日中の相互認識は両国の歴史、両国関係の発展 や変化に重大で深刻な影響を与えることも認識すべきだ。他者への認識は、往々にして自 己を認識する上での鏡でもある。日中の相互認識は、日中両国史の発展を推進する中で重 要な役割を果たしてきた。

また、日中の相互認識は多元的、多層的である。両国内の様々な身分、地位、利益の階 層、集団、個人は、異なる認識を有しているだろう。君主、貴族、官吏、諸侯、武士、文 人、商人、庶民など、ややもすればそれぞれが異なる認識を有しており、その表現方法や 表現手段も異なる。

歴史を鑑として未来に向かう。我々は真剣に、深く掘り下げ、具体的に研究しなくては ならない。二千年の日中関係史において、両国はどのように互いを認識してきたのか?そ うした認識はどのように生じ、どのように表現されてきたのか?そして両国関係や両国史 の発展にどのような影響を与えたのか?また、こうした相互認識は時代によりどのような 変化を遂げたのか?相互認識を促進、あるいは阻害してきたのはどのような要素なのか? その中からどのような歴史的経験の教訓を汲み取ることができるのか?我々はどのように してさらに全面的、客観的、科学的に相手を認識することができるのか?そして、相互認 識、相互理解を深め、さらに健全で安定し、友好的で協力的な日中関係を築くには、どう すれば良いのだろうか。

今日まで、日中の相互認識に関する研究は、近現代や個別の研究に集中しがちであった。 そこで本文では前近代の中国人の日本認識を出来るだけ全面的に述べてみたい。

一 前近代における中国人の日本認識の概況と特徴

本文で述べる前近代の中国人の日本認識は、主に秦漢時代から清朝中期の中国人の日本認識、あるいは前近代の中国人の日本観と言っても良い。

1. 特徴

前近代の中国人の日本認識には、簡潔にまとめると、以下のような特徴がある。

(1)前近代の中国が世界で最も早く日本を認識し、その歴史を記録した国家であり、 また二千余年にわたり日本に関する記録を絶やしたことがない。最も古くは紀元前一世紀 に成立した『山海経』に始めて登場した「倭」に関する文献の記載である¹。西暦一世紀に 著された『漢書』地理志には、中国史籍の日本に対する最初の明確な記載がされている。 そして西暦三世紀に著された『三国志』魏書倭人伝は、世界で最も古い日本の国情に関す る具体的な認識である。漢代から清代の中国前近代の正史(俗称二十四史)の中で十六部 の正史に日本の倭国伝あるいは日本伝を特別に記載してある。また歴代の各種野史、私的 著作物、筆記記録、詩文にも日本に関する記載が多くある。

(2)前近代の中国人の日本認識は比較的緩慢に進展した。それは徐々に深まりを見せたものの、実際の考察に欠け、華夷思想の影響なども受けていたために、しばしば旧説を踏襲した信憑性の低いものに終わっていた。明代になると、防倭抗倭の必要から、日本に関する認識は進展し、深まりを見せた。そして清代前期に入ると中日ともに鎖国したことから、日本に対する認識は停滞し、後退した。

(3)前近代の中国人の日本認識は、概ね友好的、肯定的であった。理想や神秘的イメ ージも込められ、日本を『神仙之島』、『君子之国』、『珠宝之国(宝物の国)』などと表現す るものもあった。特に中国を訪れた日本の文人、僧侶に贈った詩文の中に多く見られる。 元、明代には、倭寇が中国沿海で襲撃、破壊活動を行ったことで、倭寇の残忍さ、狡猾さ

¹ 『山海経』の「海内北経」には「蓋国は鉅燕の南、倭の北にあり、倭は燕に属す」と書かれている。こ れは中国前近代の文献中で初めて登場した「倭」という文字の記載であり、その方向が中国大陸の東方で あったことを指す。その後「倭」は次第に中国人の古代日本に対する呼び方に特定されるようになった。 学者の考証によれば、「倭」と「委」の意味はほぼ同じで元来は従順の意味を持ち、また人という部首であ り、当初は悪い意味はなかった。参照:沈仁安『日本起源考』26-28 頁、崑崙出版社、2004 年

と言った否定的イメージが出現した。

(4)前近代の中国人の日本認識は、多元的であった。統治階級の見解を表現し、世論の主流を主導していたのは、歴代の官撰正史の日本伝であった。しかし唐、宋、元、明、清代の大勢の中日の文人や僧侶が互いに贈り合った詩文や、明、清代の日本に関する民間の私的著作物を軽視することはできない。日本に渡った商人、文人、そして漂流船民の見聞録にも中国一般大衆の日本観が反映されている。

2. 歴史段階

歴史発展の軌跡に沿って見ると、前近代における中国人の日本認識の変遷は、おおよそ 以下の数段階に分けることができる。

秦、漢期(紀元前三世紀~西暦三世紀)。この時期の中国人の日本認識は、まだ曖昧な段 階であった。東海に倭国があるということが漠然と分かっているだけで、その記載も神話 伝説的な色彩を帯びているものが多い。

魏、晋、南北朝期(西暦三世紀~六世紀)。前近代の中国人が日本と初期の交流を持ち認 識するようになった段階である。中日間では主に政治面で朝貢と冊封としての往来が見ら れ、邪馬台国や倭の五王に関するなど、日本の上古の歴史について最も古い記録が残され た。

隋・唐期(西暦六世紀~九世紀)。古代中日文化交流が旺盛な時期であり、日本認識に進 歩があった時期でもある。官撰正史における呼称も倭国から日本に変わっている。唐代の 詩人は日本の友人に大量の送別詩歌を寄せており、中国と日本の人々の間の真摯な感情が 表現され、日本からの使節、留学生、留学僧に対する良好なイメージが作られた。

五代・宋・元期(西暦十世紀~十四世紀)。前近代において両国の民間貿易が最も栄え、 文人、僧侶の交流が頻繁だった時期である。中国人は中国にやって来た日本人に聞いたこ とから日本を理解し初め、両国の文人、僧侶は詩歌を唱和して友情を表現し合った。日本 から中国に伝えられた日本刀、扇などといった品により、また中国人の日本に対する好感 が増した。しかし元寇や前期倭寇が雰囲気を悪化させた。宋、元の正史における日本伝の 扱いは、四夷伝から外国伝、そして外夷伝へと変わって行った。

明、清期(西暦十四世紀~十九世紀中期)。この時期、中国人の日本認識には一定の進展 が見られた。明代は倭寇による被害が大きく、凶暴で野蛮なマイナスのイメージが生まれ た一方で、同時に日本を理解したいという要求も強まった。明、清代には日本研究に関す る私的著作物も現れ、日本に対する認識は一層深まった。文人、僧侶同士の詩文の唱和の 他に、商人や漂流民による日本旅行記や筆談記録が現れた。

3. ルートとチャンネル

中日の相互認識のルート、チャンネル、方式から見ると、中日双方の使節団、文人、学

者、日本からの留学生や留学僧、そして中国から日本へ赴き交易した中国の移民商人、船 民、文人や漂流民などの往来がある。認識のチャンネルには外交としての遣使、文化交流、 商業貿易、宗教活動、戦争対立、漂流救助などさまざまなルートがある。

4. 形式

またその表現方法、すなわち文字による記録の形式を見れば、歴代の官撰正史、私的著 作物、各種随筆、日記、旅行記、そして詩、詞、曲、賦、劇、小説など各種文学作品の他、 漂流記や筆談記録などがある。

二 中国の前近代の紀伝体正史における日本の記載

中国前近代では歴代、官撰正史を編纂する伝統があり、王朝が交替すると、新王朝が前 王朝の正史を編纂した。これら紀伝体の正史は、私人によって編纂され王朝に認められた 少数のものを除くと、多くは王朝の意を受け、あるいは政府が特別に施設や官職を設けて 大掛かりで編纂したものだ。それらは主に当時の統治者の立場や史観を現しており、往々 にして強烈な封建的正統思想と華夷意識が露になっていた。

1. 『史記』と『漢書』

中国の前近代の最初の紀伝体正史は、紀元前一世紀前漢に司馬遷が著した『史記』であ る。倭や日本はまだ直接取り上げられていないが、同書の「秦始皇本紀」や「淮南衡山列 伝」には、始皇帝により、方士の徐福が多数の男女や百工(訳注:技術者)を引き連れ、 東シナ海の「三神山」に不老不死の薬を探しに遣わされたが、結果、徐福は行ったきり中 国には戻らず、「平原広沢」を探し当て、自ら王となったと書かれている。司馬遷は徐福が 日本に着いたと明確に書いてはいないが、後にこの演義から、徐福が日本に渡ったという 伝説が数多く生まれた。徐福は上古の日中文化交流であり、中国からの移民を通じて日本 に先進文明が伝播したことの象徴的人物となっている。同時に、上古の中国人の日本観に 神話伝説や神秘的仙島といったぼんやりとした色彩が少なからずあったことを反映してい る。

中国前近代の二番目の正史は、西暦一世紀に班固が著した『漢書』である。同書の「地 理志燕地条」に「楽浪海中有倭人、分為百余国、以歳時来献見云(楽浪海中に倭人有り。 分かれて百余国をなし、定期的に朝貢に来る)」という記載がある。これは前近代の正史で 初めて登場した日本を表す「倭」という文字である。漢の武帝の時代、朝鮮の北部に楽浪 郡が置かれており、漢代の中国人はすでにここを窓口として日本を知っていた。『漢書』で は「倭人」とは中国東側の大海にある民族であり、当時は部落や小国が林立した状況で、

漢王朝と朝貢関係にあったと明確に指摘している。これは前近代の中国人の日本に対する 最初の正確な認識である。注目すべきは、倭人を含む東夷は「天性柔顺(柔順な性質であ る)」と同書に記されている点だ。

2. 『三国史』と『後漢書』

編纂時期ごとに見ると、最初に日本に関して伝を立てた正史は西暦三世紀(およそ西暦 289年)に陳寿が著した『三国志』である。同書巻三十「魏書、烏丸鮮卑東夷伝」の倭人条 (一般略称は魏志倭人伝だが、正確性に欠ける)に、二千字ほどで日本の地理的位置や社 会形態、政治制度、経済、物産、風俗習慣、中日の朝貢状況などが具体的に叙述されてい る。前近代中国人の日本認識の基礎となった作品と言え、三世紀の日本上古史の研究にお ける最も権威ある史料でもある。書中には、景初二年(西暦 238年)、日本の邪馬台国の女 王が中国の魏帝に使者を遣わし貢物を献上すると、魏の明帝は詔書を下し冊封して女王卑 弥呼を「親魏倭王」と為し、金印紫綬や大量の下賜品を与えたとの記載がある。日本は中 国に朝貢して、称臣しており、「不盗窃、少争訟(窃盗せず、争訟は少ない)」、「尊卑各有 差序(尊卑それぞれに差、序列がある)」と礼儀を重んじる国であるとのイメージが描写さ れている。また、日本人は「黥面文身(顔、体全体に入れ墨を施し)」、「食生菜(生野菜を 食べる)」、「性嗜酒(酒を好む)」、「出真珠、青玉(真珠、青玉を産出する)」など異国のイ メージが描かれている。同書は、その後の中国人の日本観に大きな影響を与えた。

王朝順に見ると、最初に日本伝を設けた断代正史は、五世紀(およそ西暦 445 年)に范 曄が著した『後漢書』である。同書巻一百一十五東夷伝に倭伝がある。『三国志』より 150 余年遅れて出来たもので、内容はおおよそ『三国志』倭人伝を参考にしているが、後漢年 間における日中初の使節往来に関する重要な史実が加えられている。それは、「建武中元二 年、倭奴国奉貢朝賀(建武中元二年(西暦 57 年)、倭奴国が朝貢)」し、漢の光武帝は「賜 以印綬(印綬を下賜した)」との記載である。この記載は 1784 年日本の九州福岡県志賀島 で出土した「漢倭奴国王」の金印が実証している。日本の風俗、イメージについての記述 は基本的に『三国志』の内容を踏襲しており、「男子皆黥面文身、以其文左右大小、別尊卑 之差(男子は皆顔・体全体に入れ墨を施し、その左右大小により尊卑の差をつける)」、「人 性嗜酒、多寿考(酒を好み、長寿が多い)」、「女子不淫、不妬(婦人は淫行や嫉妬をしない)」、 「風俗不盗窃、少争訟(訴訟は稀で、盗賊も少ない)」とある。

3. 『晋書』、『宋書』、『南斉書』、『梁書』、『南史』、『北史』

『晋書』は唐代初期、房玄齢が編纂し、同書巻九十七「四夷列伝」に倭人伝があるが、 基本的には『三国志』倭人伝の要約である。『宋書』は梁朝の沈約が編纂したもので、およ そ西暦 488 年に完成した。同書巻九十七「蛮夷列伝」に倭国伝があり、南北朝の劉宋時代 における日中の通交関係史を主に記したもので、特に日本の倭の五王に関する重要な史料 が提供されている。また、倭王武が遣使し奉じた漢文の上表文が収められ、宋の順帝より 「安東大将軍、倭王」に冊封されたとある。『南斉書』は梁朝の蕭子顕が編纂し、同書巻五 十八「東南夷伝」に倭国伝があるが、簡潔で短い。『梁書』は唐代の姚思廉が編纂し、同書 巻五十四「東夷伝」に倭伝があり、基本的に前史を踏襲している。『南史』、『北史』は何れ も唐代の李延寿が編纂し、『南史』巻七十九「夷貊伝」に倭国伝、『北史』巻九十四「四夷 伝」に倭伝がある。この二部はいかなる新資料も提供しなかったばかりか、勝手に前史を 改竄しており、少なからぬ誤りがある。総じて、これら魏晋南北朝の六部の正史には、い ずれも倭伝や倭国伝が収められているが、最も価値があるのは『宋書』であり、日中通交 の新史料や倭王からの上表といった貴重な文献が提供されている。また、当時の中国の士 大夫の日本に対して抱いた認識は、主に遣使、朝貢、冊封、華夷体系の確立などの面に集 中していたことが反映されている¹。

4. 『隋書』

『隋書』は 636 年、唐代の宰相魏征が主体となって編纂されたものである。同書巻八十 一「東夷伝」に倭国伝がある。簡単に前史を繰り返すのではなく、断代史の記述方法に重 点を置いて隋代の日中通交往来の歴史を記載し、日本の遣隋使の史実を詳細に記録してい るのが特徴である。高い史料価値を有し、後代の正史日本伝に頻繁に踏襲されている。『隋 書』は当時の中国帝王や士大夫の華夷思想を表している。隋の文帝が倭の使者から「倭王 以天為兄、以日為弟、天未明時出聴政……日出便停理務(倭王は天を兄とし、日を弟とし、 天がまだ明けない時に出でて政務をとり・・・・・日が昇れば政務を停める)」と告げられると、 不快を表し「此大無義理(これはとても道理ではない)」として改めるよう命じた。また、 隋の煬帝が受け取った日本国の国書には「日出処天子致書、日没処天子無恙(日出ずる処 の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや)」と記されていた。それを読んだ隋の場 帝は立腹し、鴻臚卿に「蛮夷書有無礼者、勿復以聞(蕃夷の書で無礼のあるものは、二度 と取り次ぐな)」と言った。しかし、『隋書』の日本の制度や儀礼に関する記載は、当時の 中国人の日本認識が進歩したことや肯定感を表している。例えば、聖徳太子が定めた冠位 十二階の名称が記録されており、また「至隋其王始制冠、以錦綵為之、以金銀鏤花為飾(隋 に至り、その王は初めて冠を造り、錦の沙(薄絹)を以て冠と為し、金銀をちりばめたか ざりで装飾した)」、「其王朝会、必陳設儀仗、奏其国楽(その王は朝会のとき、必ず儀仗を 陳設し、その国の音楽を演奏する)」、「人頗恬静、罕争訟、少盗賊(人はたいへん落着いて おり、争訟は稀で、盗賊も少ない)」、「敬佛法(仏法を敬う)」、「性質直、有雅風(性質は 素直、雅である)」、「婦人不淫妬(婦人は淫行や嫉妬をしない)」などと書かれており、い

¹ 参照、汪向栄『中日関係史文献論考』、岳麓書社、1985 年:汪向栄、夏応元編『中日関係史資料匯編』 中華書局、1984 年等。

ずれもプラスのイメージである。

5. 『旧唐書』と『新唐書』

唐代の正史には『旧唐書』と『新唐書』の二種類がある。唐王朝の国力は強大で、外国 との文化交流も盛んに行われていた。日本からは相次いで十数回遣唐使が遣わされ、多く の留学生や留学僧が中国に赴き、積極的に中国の制度や文化を学んで吸収するなど、日中 の文化交流は高まりを見せる。しかし新旧唐書にはこうしたことについての記載はあるも のの、非常に簡略で、日本の遣唐使の回数や活動内容については漏れている点も多く、唐 代の中日交流の盛況さとは全く釣り合わない。このような状況を生み出した主な原因は、 当時唐朝の統治階級が日本をさほど重要視していなかったためである。新旧唐書の日本観 で注意を払うに値するのは、日本の呼称が変わった点だ。後晋の劉詢などが編纂した『旧 唐書』巻一百九十九「東夷伝」には「倭国伝」と「日本伝」の二つが並存する。「倭国伝」 では「倭国者、古倭奴国也(倭国とは、昔の倭奴国のことである)」と書かれ、唐の太宗貞 観年間における中日の交流が記されている。しかし「日本伝」では、「日本国者、倭国之别 種也(日本国とは、倭国の別種である)」と記され、倭国がなぜ日本と改名したのか三つの 解釈が挙げられている:「以其国在日辺、故以日本為名。或曰:倭国自悪其名不雅、改為日 本。或云:日本旧小国、併倭国之地。」(その国は太陽のそばにあることから、日本を名と する。あるいは、倭国は自らその名が雅でないのを嫌い、改めて日本としたと言う。また は、日本は古い小国で、倭国の地を併合したと言う)」とあり、他にも武則天長安三年(西 暦 703 年)以降の日中往来に関する記載がある。また、北宋の欧陽修、宋祁等により編纂 された『新唐書』巻二二〇「東夷伝」には「日本伝」のみが納められ、「日本、古倭奴也(日 本とは、古の倭奴のことである)」と記されている。そして、唐の高宗咸亨元年(西暦 670 年)に日本が「遣使賀平高麗(使者を遣わし高麗を平定したことを祝した)」と書いた後に、 名前を変えた三つの原因を挙げている:「後稍習夏音、悪倭名、更号日本。使者自言:『国 近日所出、以為名』。或云日本乃小国、為倭所并、故冒其号(後にすこしずつ中華の言葉を 学び、倭の名を嫌い、更えて日本と号した。使者自ら『国が日の出る所に近いので、その 名とした』と言った。あるいは、日本は小国であり、倭国によって併合された、このため 倭国は日本の国号を偽称したという)」。これらのことから、当時の士大夫は日本が国名を 変えたのは咸亨元年から長安三年の間であるととらえていたことが分かり、おおよそ事実 と合致している。当時の日本は正に大化の改新(645年)、そして白村江の戦で唐に敗れた (663年)後で、そのイメージを改善し、自主性を高めるため、また「近日所出(日の出る 所に近い)」地理的位置に基づき、国号を日本と変えている。中国正史の体例である「名从

主人(名はその土地の人に従う)」との原則により、唐代以降の歴代王朝の正史では、いずれも「日本伝」とするようになった。『旧唐書』倭国伝では、日本を「地多女少男、頗有文

字、俗敬佛法(その土地は女が多く男は少なく、多く文字が使われ、一般に仏法を敬う)」 と描写している。「日本伝」では日本の遣使を「其人入朝者、多自矜大、不以実対(入朝す る者は、多くは自惚れが強く、不実な対応だった)」と書いているが、遣唐使の粟田真人を 「好読経史、解属文、容止温雅(経史を読み、文を理解したり綴ることを好み、立ち居ふ るまいは穏やかで優美だった)」と称えている。欧陽修などが編纂した『新唐書』日本伝は、 多くの新しい情報を補充しており、特に初めて歴代の天皇の世系を記載している。

6. 『宋史』と『元史』

宋代には日本と国交が無かったが、民間貿易や僧侶の往来は非常に活発だった。『宋史』 は元の宰相脱脱が筆頭で編集し、496巻から成る。その特徴の一つは「四夷伝」を「外国伝」 に改めたことだ。これは元朝が蒙古族による統治であることと関係があるのだろう。同書 巻四百九十一外国伝に日本伝があり、前近代の中国人の日本認識に新しい進展があったこ とが反映されている。最大の進歩は、中国にやって来た日本人の筆談記録や日本人が提供 した資料を利用して日本を描写し、前史には記録の無かった日本についての新しい認識が 増えている点である。『宋史』日本伝は日本の東大寺の僧奝然の入宋について紙幅の三分の 二を割いており、奝然の筆談記録より日本を次のように描いている。

「国中有『五経』書及佛経、『白居易集』七十卷、并得自中国。土宜五穀而少麦、交易用銅 銭(国には『五経』の書、仏経、『白居易集』七十巻があり、すべて中国から得たものであ る。土地は五穀に恵まれるが麦は少なく、交易には銅銭を用いる)」、「多絲蚕、多織絹、薄 **緻可愛(絹糸が多く、絹織物が多い。薄く緻密で素晴らしい)」、「東奥州産黄金、西別島出** 白銀、以為貢献。国王以王為姓、伝襲至今王六十四世、文武僚吏皆世官(東奥州(陸奥を 指す)は黄金、西別島(対馬を指すのであろう)は白銀を産し、それらを貢物としてたて まつる。国王は王を姓とし、伝襲して今の王に至るに六十四世。文武の官僚官吏は何れも 世襲する世官である)」。そして奝然が持ち込んだ『王年代記』から、日本の天皇六十四代 の詳細な系譜と中国との往来における重要な事柄が書き写されている。また日本の具体的 な地理区分が「是謂五畿、七道、三島,凡三千七百七十二郡(五畿七道三島、凡そ三千七 百七十二郡(郷とするべきである)と謂う)」と紹介されている。また、宋の太宗は自ら奝 然に引見し、「存撫之甚厚、賜紫衣(甚だ厚く慰撫し、紫衣を賜った)」。特に日本では「国 王一姓伝継、臣下皆世官(国王は一つの姓で継承され、臣下もみな官職を世襲している)」 と聞き及び、深い感慨を覚え、「此島夷耳、乃世祚遐久、其臣亦継襲不絶、此蓋古之道也(こ れは島夷にすぎない。それなのに代々位を受け継ぐことは遥かに久しく、その臣もまた継 襲して絶えない。つまりこれが、古の道である)」と宰相に語り、中国は王朝の交代が激し く、特に唐末には五代十国が分裂割拠する状況に陥ったと嘆息した。そのため「講求治本、 不敢遐逸(政治の根本を重んじ、敢えて安閑とはしない)」と自身を激励し、日本の天皇の

ように、子孫世襲の「建無窮之業(無窮の業を建てる)」を実現しようと考えた。これは封 建的帝王が己れの立場や利益から見た日本観である。『宋史』にはまた、奝然が弟子の喜因 を宋帝に遣わし、貢物を捧げ、謝意を表す上表文を奉じたと記されている。「在彼在斯、只 仰皇德之盛;越山越海、敢忘帝念之深(どこにいても、ただひたすら皇恩の偉大なるを仰 ぎ奉り、山を越え、海原を越えて離れはいたしましたが、陛下のありがたき御心を忘れよ うはずはございません)」とされた言葉は、中国の統治者の「天朝上国」、すなわち恩を全 世界に施すという虚栄心を満たすものであった。『宋史』日本伝には、中日民間商人の貿易 や漂流民の救難などの史実も初めて記載されている。

『元史』は明代の朱濂などが編集した。元代には元軍による日本侵攻戦役(訳注:「元寇」) が起きた。『元史』巻二〇八「外夷伝」に日本伝があり、主に元と日本の外交関係が書かれ ている。同書では大量の紙幅が世祖フビライの発動した二度の日本侵攻の経過に割かれて いる。これは中国の官撰正史の日本伝において初めて見られる、両国の関係悪化による戦 争の詳細な記録である。同書ではまた、日本侵攻の失敗を「十万之衆、得還者三人耳(十 万の衆、還る者三人のみ)」と書いており、この言葉は後世の人にしばしば引用されること になるが、実際はある種の誇張された表現である。ここでは、日本へ侵攻した元軍のうち 逃れ還った武官が莫青など三名だけであったというほどの意味であろう。元代には中日の 民間貿易や僧侶の往来も非常に活発だったが、『元史』では基本的に触れていない。

7. 『明史』

『明史』は清朝の大学士、張廷玉が主となり50年の歳月をかけ編纂したもので、分量が 多く、資料も豊富である。『明史』巻三二二「外国伝」には日本伝が収められ、明代の日中 関係を主軸に三つの事柄、即ち日明朝貢貿易、倭寇の被害、倭寇(豊臣秀吉)襲撃に対す る朝鮮支援に絞って記している。特に倭寇の問題は『明史』日本伝で終始取り上げられて おり、前近代の中国人の日本観が大きく転換した契機となっている。中国の正史、野史、 文学作品には日本の倭寇が狡猾で、野蛮な、残虐というイメージが見られ、庶民は「倭寇 来了(倭寇が来たぞ)」と子供を脅かしたりもした。『明史』日本伝の最終段落には「終明 之世、通倭之禁甚厳、閭巷小民、至指倭相詈罵、甚以噤其小児女云(明末期の世、倭との 交流の禁は厳しく、路地端の小民は、互いに倭を罵り、子供を震え上がらせさえした)」と ある。しかし『明史』では前期倭寇と後期倭寇を区別しており、前期倭寇は、主として日 本の九州の領主配下にあった武士、浪人、奸商、海賊で、「倭性黠、時載方物、戎器、出没 海浜、得間則張其戎器而肆侵掠;不得、則陳其方物而称朝貢。東南海浜恵之(倭の性質は 狡黠である。時に方物と戎器を載せて海浜に出没する。隙を得れば、即ちその戎器を張げ て、侵掠を欲しいままにする。もし隙がなければ、即ちその方物を陳べて、朝貢と称する。 東南の海浜はこれを患う)」と書いている。そして後期倭寇の時代には、倭寇と結託したり、

そこに加わった者も少なくない。いわゆる「浜海奸民」、即ち中国沿海地区の海賊、密貿易 商人、手助けをさせられた貧民などである。『明史』には汪直(原名は王直、母姓が汪で汪 直とも称す)などが、「海中巨盗、遂襲倭服飾旗号、并分艘掠内地、無不大利、故倭患日劇 (海で大いに盗みを働き、倭服を着て、倭の旗を掲げ、船を分けて内地を略奪し、大きな 利益を得た、倭の災いは日増しに激しくなる)」と書かれている。汪直は倭と結託し、大挙 して侵攻したため、「浜海数千里、同時告警(沿海地区の数千里に渡り、同時に警戒を強め た)」。倭寇の襲撃により、明代は防倭、御倭、禁海令などの政策転換を図ることとなった¹。

また、民国初年に編集された『清史稿』巻一六四「邦交志」には日本伝が収められてお り、清末期の中日関係を記しているが、同書は本論文の論述範囲ではない。

つまり、歴代官撰正史の日本伝は、前近代の中国の政府、すなわち歴代統治者や士大夫 の日本観が集中的に具現された主な表現物であり、往々にして、当時の対日認識の主流と なる意識を代表するものとなっていると言える。

三 前近代の中国文学作品における日本のイメージ

中国の前近代において、詩、詞、曲、賦、散文や小説などの文学作品に見られる日本の イメージは、中国人による日本認識の表現方法であった。また、中国の前近代の文人と日 本の使節、留学生、僧侶との往来と、日本の自然風景、風俗習慣、持ち込まれた器物の描 写などは、こうした中国前近代の文学作品が日本のイメージを作り日本認識を表現する上 での主な来源であり内容であった。

1. 南北朝の詩文

中国人が日本を描写した詩歌は、比較的古いものでは、五世紀南朝の僧侶宝志の『邪馬 台詩』がある。これは特異な形式の雑体詩であり、句読点が無ければ、ほとんど読解不能 である。全ての詩が五言一句で、全二十四句から成り、「百世代天工(百世、天工に代わる)」、 「初興治法事(初めには法を治めることを興す)」などの句がある。読解が困難なことから、 唐代の詩人はこれを以て入唐留学生の吉備真備を試したとされている。宝志とほぼ同時期 の南朝の詩人江淹の『遂古篇』にも日本の風俗習慣が「東南倭国、皆文身兮;其外黒歯、 次裸民兮;侏儒三尺、並為鄰兮(東南の倭国、人々は文身を施している。お歯黒を付け、 衣服を着ていない。背丈は三尺ほどの小ささ、皆同じようである)」と書かれている²。これ は『三国志』倭人伝に記された日本人のイメージに基づくものだろう。

¹ 参照、鄭樑生『明代中日関係史研究』、台北文史哲出版社、1985年

² 楊知秋編『歴代中日友誼詩選』5-7頁、書目文献出版社、1986年

2. 唐代の詩歌

唐代は中日文化交流の最盛期で、日本からの遣唐使や入唐留学生、留学僧が次々と中国 を訪れた。唐代の詩人は、日本の友人との交流、送別を詠んだ詩歌を大量に作り、唐王朝 の皇帝も日本の遣唐使に詩を贈ったほどだ。例えば、唐の玄宗、李隆基は752年日本の遣 唐使藤原清河一行を引見し、清河の起居振舞の優雅さを目にして「聞彼国有賢君、今観使 者赴揖有異(その国に賢君あると聞いていたが、今、その使者が赴き拱手している姿は非 常に優れている)」と称賛し、日本を「礼儀君子之国(礼節ある君子の国)」と称し、絵師 に命じて藤原清河の肖像を描かせ収蔵した。藤原清河が翌年帰国する際、唐玄宗は盛大な 歓送の宴を催し、惜別の詩を贈っている。「日下非殊俗、天中嘉会朝。……因惊彼君子、王 化遠昭昭(日下(日本を指す)は風俗習慣を同じくし、天中(中国を指す)の朝廷儀式で 出会うことは喜ばしい。……その君子に驚嘆し、王の教化は遠くすみずみまで明らかであ る)」として清河を「君子」と褒め称え、君主の徳による教化を海外にまで伝えていくと 述べている。

多くの唐代の著名な詩人が、遣唐留学生として入唐し、その後唐朝廷に仕えた阿倍仲麻 呂(中国名は晁衡、朝衡)と詩文の交流を通じ、友情を育んだ。特に著名な詩人王維の『送 秘書晁監還日本国』の詩には、前に千文字近くの長い序文があり、長きにわたる中日友好 関係と、阿倍仲麻呂との深く厚い友情が述べられており、これもまた当時の唐代文人の日 本観を反映している。序文には「海東国日本為大、服聖人之訓、有君子之風、正朔本乎夏 時、衣裳同乎漢制(海東の国日本を大と為す、聖人の訓に服し、君子の風を有す。暦は夏 の時代に基づき、衣裳は漢の制度と同じ)」とある。また、日本の使節を「貢方物于天子、 同儀加等、位在王侯之先。掌次改観、不属蛮夷之邸。我無爾詐、爾無我虞。彼以好来、廃 関弛禁、上敷文教、虚至実帰(天子に方物を朝貢し、儀式を同じくして等級を加え、位は 中国王侯の前に置く。都の邸を一新し、蛮夷の邸に属させない。我が汝をあざむくことは なく、汝も我をおそれることはない。汝が来やすいように、関所を廃し禁令をゆるめよう。 朝廷は文明教化を行えば、虚は実に至るのである)」としている。依然、中華思想が流れて いるとは言え、日本を「蛮夷之邸(蛮夷の邸)」とせず、「君子之国(君子の国)」とみなし ている。また、阿倍仲麻呂を称えて「咏七子之詩、佩両国之印。恢我王度、諭彼藩臣(七 言詩を詠み、両国の印を身に付けている。我王の徳と度量をひろめ、それを属国の臣下と する)2|とし、一人の日中友好使節としてのイメージを記している。蘇州を漫遊した大詩 人李白は阿倍仲麻呂が帰国の途で遭難したことを聞き及び、ひどく心を痛め、著名な哀悼 の詩『哭晁卿衡』を書いた。「日本晁卿辞帝都、征帆一片繞蓬壺。明月不帰沉碧海、白雲愁

¹ 李隆基『送日本使』、『全唐詩逸』、巻上

² 王維『送秘書晁監還日本国』、『全唐詩』、巻 127、上海古籍出版社、1986年

色満蒼梧(日本の晁卿は帝都長安を辞去する、帰国して往く船は小さくなり、蓬壺を巡ろ うとしている。明月は碧い海原に沈み帰ってこない。白雲が愁色を漂わせ蒼梧に満ちてい る)¹」とし、晁衡を高く評価している。また、詩人包佶も晁衡に惜別の詩を寄せている。

「上才生下国、東海是西鄰……野情偏得礼、木性本含真(優れた人材が下国に生まれ、その西には東海が隣り合っている。……俗世間にまみれない素朴な性情はたいへん礼節にかなっており、淳厚で素朴な性質はもともと純真さを備えている)」²。礼節を知り、素朴で、 純真であると彼を称えた。

また入唐した多くの日本人僧は唐代の詩人から尊敬され、賛美された。詩人劉禹錫は『贈 日本僧人智蔵』の詩で、智蔵の意思の固さ、謙虚さ、闊達さを賞賛し、「為問中華学道者、 幾人雄猛得寧馨(中国の仏経学者に尋ねるが、智蔵のように雄猛で立派な者がどれだけい るか)³」とした。詩人朱千乗は空海和尚を「文字冠儒宗(文字の大家)」と称し、「能梵書、 工八体、繕倶舍、精三乘(梵書を能くし、八体に工みである。倶舎をととのえ、三乗に精 通する)4」と讃えた。日本の留学僧圓載は40年の歳月を中国で過ごし、多くの中国の詩人 を知己に持った。唐代の詩人陸亀蒙は、圓載が日本への帰国時に、漢籍仏経を大量に持ち 帰ったことを詩に詠んでいる。「九流三藏一時傾(九流三蔵が一度に流出する)」、「従此遺 編東去後、却応荒外有諸生(これから前人の遺した著作が東の国に渡ることになるが、未 開の国にある書生たちの願いが叶うことだろう)」₅とした。晩唐の詩人韋荘は『送日本僧人 敬龍帰』の詩で「扶桑已在渺茫中、家在扶桑東更東……此去与師誰共到、一船明月一帆風 (扶桑はすでに渺茫の中、家は遠く扶桑の東の東・・・師は誰とあちらに着いたのか、船 と明月そして帆と)」。と詠んでいる。先に述べた唐代の詩人から日本の友人に贈られた惜別 の詩には、真摯な感情が込められ、日中の友情が詠われている。また、日本の友人に対す る好ましい印象が描かれ、尽きる事のない思いが寄せられている。当時の日本人は中国の 文化や制度を熱心に学んだため、「化夷為夏(夷を教化して夏とし)」、中国人の持つ日本の イメージを変えた。また、中国へやって来た使節、文人、僧侶の品行、才華、人柄や個人 的な魅力も唐代の詩人たちの賞賛や友情を博することとなり、唐代の文人は日本に対して みな友好的で親しみを感じていた。

3. 宋元の詩文

宋代には日中の民間貿易が発達し、日本から持ち込まれた日本刀、日本扇などの品が中

¹ 李白『哭晁卿』、『全唐詩』 巻 184

² 包佶『送日本国聘賀使晁巨卿東帰』、『全唐詩』 巻 205

³ 劉禹錫『贈日本詩人智蔵』、『全唐詩』巻359

⁴ 朱千乗『送日本国三蔵空海上人』、『歴代中日友誼詩選』38 頁

⁵ 陸亀蒙『聞圓載上人挟儒書泊釈典帰日本国、更作一絶以贈送』、『全唐詩』巻 629

⁶ 韋庄『送日本僧人敬龍帰』、『全唐詩』 巻 695

国の文人に愛され、賛美された。欧陽修は名著『日本刀歌』で、日本刀の美しさを褒め称 え、新しい日本観に触れている。「宝刀近出日本国、越賈得之滄海東(近ごろ宝刀が日本国 より出た、福建の商人が青い海の東方でこれを手に入れた)」、「伝聞其国居大島、土壌沃饒 風俗好。……前朝貢献屡往来、士人往往工詞藻。徐福到時書未焚、逸書百篇今尚存(伝え 聞くにその国は大島にあり、土壌は肥沃で風俗もよろしい。・・・前朝は朝貢し、しばしば 往来し、士人は往々にして詩文の才能に恵まれている。徐福が到着した時はまだ焚書が行 われていなかったので、逸書百篇は今なお存在している)」」とあり、多くの中国人の日本に 対する憧れの念を掻き立てた。

日本の扇子も宋代に中国に持ち込まれ、中国の文人が詩を詠む題材となった。宋代の詩 人蘇轍は『楊主簿日本扇』という詩で、巧みにユーモアを交え、「扇従日本来、風非日本風。 ……但執日本扇、風来自無窮(扇は日本より来たが、風は日本の風ではない。・・・ただ日 本扇を執るときだけ、風が極まりなくやってくるのである)」²と詠んだ。かつての中国には 団扇、蒲扇、羽扇しかなかったが、日本に伝わると精巧で便利な折扇に姿を変えた。ほど なく中国士大夫や文人の好むところとなり、徐々に民間に広まっていった。精美な輸出品 や手工芸品の製造も、その産出国に対して好ましい認識を持たせることになったのだろう。

元代には日本侵攻が二度起こり、後期には倭寇が出没し、日中両国には敵対する感情が 生じた。元代の文学作品で最も古く使用された貶義語に「蕞爾倭奴(小さい倭奴)」がある。 例えば白朴の詩に「蕞爾倭奴、抗衡上国、挑禍中原(小さい倭奴、上国に対抗し、中原に 禍を挑む)」³と詠まれている。吴莱の『論倭』にも「遂以倭奴海東蕞爾之区……奉使無礼、 恃険弄兵(いまもって倭奴は海の東の小さい場所だ・・・使節は無礼で、険要を頼りにし て兵を翻弄する)」⁴とされている。しかし元代の文学作品には、日本人、特に入元した日本 本僧に対しての好感、また日本への肯定的イメージがあるものが依然として多い。丁復の 作品『扶桑行送銛仲剛東帰』には、「扶桑人不悪……有国有人天性良、……吾聞扶桑之国人、 寧殺不受辱(扶桑人は凶悪ではない。・・・国にしても人にしても生まれつき性質が良く・・・ 扶桑の人は殺されても屈辱に甘んじないと聞き及んでいる)」⁵と讃えている。楊維楨『送僧 僧帰日本』という詩では日本をほめたたえ、「其王尚礼楽、朝貢多珍奇(その王は礼楽を尊

¹ 欧陽脩『日本刀歌』、『欧陽脩集』巻 54。この詩はこれまで北宋欧陽脩の作とされ『欧陽脩集』に収めら れていた。しかし北宋司馬光の作だと考える人があり、『司馬公集』巻二にも収められている。またかつて 北宋明州知府を務めた銭公輔(字は君倚)が書いたと考える人もある。彼は北宋の対外貿易港の地方官と して、訪日する商人から日本刀を買ってこの詩を作ったかもしれない。詩人梅暁臣はかつて銭君倚学士と 日本刀歌の詩を唱和したことがある。

² 蘇轍『楊主薄日本扇』、『欒城集』巻13

³ 白朴『欗花慢』題闕分、『天籟集』巻下。参照、張哲俊『中国古代文学中的日本形象研究』北京大学出版 社、2004 年

⁴ 呉莱『論倭』、『淵穎集』巻 2

⁵ 丁夏『扶桑行送鉆仲鋼東帰』、『元詩選二集』巻16

び、珍奇なものを朝貢する)」と詠まれ、多くの日本僧が中国の文人から尊重され、賞賛さ れていたことが分かる。例えば張镃盛は日本の学僧銛仲剛を「才高摟五鳳(才の高さは五 羽の鳳凰を抱えるごとき)」¹と賛美している。鄭東は彼の才気を「中朝冠蓋尽相知(宮中の 官吏で彼のことを知らない者はいない)」²と言った。元代の文人は日本の書画、刀扇にも高 い評価を寄せ、多くの詩人が日本画や扇子などを題材に詩を詠んだ。貢性の詩『倭扇』は 日本の扇を賛美し、「外番巧芸奪天工、筆底丹青智莫窮。好似越裳供翡翠、也従中国被仁風 (外国の巧妙な工芸は自然の巧みな技をぬすみ、文章や絵画は智の尽きることが無い。越 棠(訳注:現ベトナムの南方)が差し出した翡翠のようで、(日本もまた)中国に従い仁義 の風に吹かれることだろう)」³と書かれ、日本の扇子が、中国の仁義の風を日本にまで吹か せることができると想像している。

4. 明代の詩文と小説

明代の中日関係は時に途切れ時に繋がり、時に良く時に悪かった。長期に渡る倭寇の被 害、明末期の抗倭朝鮮支援戦争(訳注:豊臣秀吉による朝鮮出兵)と同時に、多くの遣明 使、入明僧が中国に渡った。そのため、明代の中国文学作品における日本のイメージは多 元的、多面的で、変化に富んだ複雑な様相を呈している。また明代の異なる時期、地域、 階級により日本観には差があることを反映している。

明の太祖、朱元璋の日本観は時期により大きく変化している。明初期洪武五年(1372年)、 明の太祖は僧侶祖闡、克勤を通好のため日本に遣わし、自ら詩を詠んで餞とし、繰り返し 言い含めている。「爾僧使遠方、毋得多生事。入為佛弟子、出為我朝使(僧は遠方へ遣わさ れるが、事を引き起こさぬよう。仏弟子として国に入り、我が王朝の遣使として国を出る のだ)」、「詣彼佛放光、倭民大欣喜(彼に会い仏が光を放てば、倭民大いに欣喜する)」⁴。 また、洪武九年(1376年)、朱元璋は龍河英武楼で日本の入明僧、絶海中津を引見し、徐福 の故事に話が及んだ時、その場で自ら詩を唱和した。「熊野峰高血食祠、松根琥珀也応肥。 昔時徐福求仙葯、直到如今竟不帰(熊野の峰の高みには血食の祠があり、松の根の琥珀も きっと肥えるだろう。当年徐福は仙薬を求めて行き、今に至るまで帰らない)」⁵。絶海はこ これを得ると、貴重な宝を手に入れたかのように、日本に持ち帰り珍蔵した。しかしその 後、倭寇が頻繁に襲来し、特に明朝の官員が日本の懐良親王と結託して謀反を起こすと、 明の太祖は日本に嫌悪感を覚えるようになる。『倭扇行』の中で「国王無道民為賊、擾害生

¹ 張鎡『龍笔贈鉆上人二首』、『南湖集』巻4

² 鄭東『送日本僧之京』、『元詩選三集』巻11

³ 貢性之『倭扇』、『南湖集』巻下

⁴ 朱元璋『和宗泐韻』、伊藤松編『鄰交征書』初編巻二

⁵朱元璋『和宗海韵』、伊藤松(日本)、王宝平、郭万平等編『鄰交征書』初編巻二、上海辞書出版社、2007 年

霊神鬼怨。観天坐井亦何知……肆意跳梁干天憲(国王は無道にして民は賊を為し、人々や 鬼神をかき乱すことは恨めしい。見聞も狭く何を知っているのか・・・意のままに跳梁し、 王法を犯す)」¹とする詩を詠み、日本との往来を禁止し、禁海、倭を討伐する政策を実行す るよう命じた。

明の成祖、朱棣は、日本の室町幕府三代将軍足利義満が明朝に上表文を奉って貢物を送 り、また倭寇の取り締まりに功労があったことから、永楽四年(1405年)、詔書、金印、冠 服を下賜し、義満を「日本国王」と称した。また肥後阿蘇山を「寿安鎮国之山」とし、自 ら詩を詠んで称えた。「日本有国鉅海東、舟航密邇華夏通。衣冠礼楽昭華風、語言文字皆順 従(日本は大海の東にある、舟の航行が盛んで中国の近くを通る。衣冠、礼節、音楽は中 国式であり、言語も文字も中国に従っている)」。そして「爾源道義能服朕命、咸殄滅之、 屹為保障、誓心朝廷。海東之国、未有賢于日本者也。……日本王之有源道義、又自古以来 未之有也(汝源道義は朕の命に従い、これを完全に滅ぼすと、固く保障し、朝廷に誓った。 海東の国、日本人より賢い者はない。・・・日本の王たる源道義、これほどの者かつてなし)」 2とする碑文を下賜した。完全に日本を華夷体系に納め、天朝君主の口調で日本幕府の将軍 足利義満を賞賛している。

明の世宗、朱厚熜も日本の使節策彦に与える詩を詠んでいる。策彦周良は日本の戦国時 代の著名な禅僧で、将軍足利義晴の命を受けて明へ遣わされ、通商の使命を全うした。明 の世宗は自ら宴を催して策彦をもてなし、その場で詩を賦して互いに贈った。「東夷有礼信 真緇、遠越潮溟明国彝。入貢従今応待汝、帰来勿忘朕敦儀(東夷に礼儀正しき真の僧侶が ある、遠く大海を越え国の法を明らかに示す。入貢した今から汝を接待する、帰国後は朕 の篤い儀を忘れることのないよう)」。更に詩に唱和して「奇哉才業与渊深、佳作一章波瀾 心(稀なる才能に深淵な学を備え、佳作の章に心が揺れ動かされる)」³と彼の才華を詠んだ。 策彦周良は二度明に渡り、名山古刹を巡礼、中国の高僧と交流を持った。帰国後は天皇か ら宴を催して慰労され、褒美を授けられた。

倭寇の被害は明代の最も深刻な社会問題の一つであった。元末期から明末期のおよそ三 百年間、日本の大名、武士、浪人の中に、中国沿海地域の海賊や密輸商人と結託し、武装 して中国の東南沿海地域を騒がせる者がいた。特に明代の嘉靖年間以降が最も深刻で、倭 寇は家を焼き払い人を殺して強奪し、中国沿海地区の社会経済と人々の生命や財産に深刻 な打撃を与えた。そのため中国の官民はみな倭寇を激しく敵視し、憤り、嫌悪するように なった。

¹ 朱元璋『倭扇行』、『明太祖文集』巻十九

² 朱棣『寿安鎮国山碑』、『鄰交征書』初編巻一

³ 朱厚熜『送日本使者策彦』、『鄰交征書』二編巻二

明代の多くの詩文、筆記記録、通俗小説には、倭寇の残虐な行為、中国人に与えた深い 苦難が訴えられている。例えば孫承恩の『詛倭詞』は「吾于倭非世仇兮、曷加我以暴兇。 乘我不備、突而其衝、楽土居民、任汝焚劫。兵刃横加、誰敢爾掣。戕我骨肉、父母弟昆。 漂血暴屍、尽空闔門。……死者枕籍、生者奔亡(我は倭寇と代々の仇ではない、なぜ倭寇 は我に武力を仕向けて来るのか。隙を突き、突如襲撃し、楽土の住民を、意のままに焼き 払い強奪する。飛来する兵や刀、誰が掣肘できようか。我骨肉を殺害され、父母兄弟よ。 血が漂い残酷な屍、家々はみな門を閉ざし。・・・死者が折り重なり倒れ、生者は逃げ惑う)」 ¹と訴えている。 金翔は詩の中で、倭寇の強奪により人々が塗炭の苦しみに陥れられ、妻子 離散した惨状を「城池初构難、衣冠尽涂炭(城や町が元の姿が想像できないほどに破壊さ れ、衣冠は尽く塗炭)」、「形骸半催折、豺虎復縦横(亡骸は半ば折り重なり、狼や虎が幾度 も縦横する)」、「万死始帰来、妻子一悲哀(万死にようやく帰り着けば、妻子の悲哀さ)」、 「倭兵猛于虎、土女駆群羊(倭の兵は虎の如く猛々しく、人々を羊の群れのように駆る)」 と描写した²。

明代の詩文や通俗小説には、日本の倭寇の凶暴で、狡猾で、残虐なイメージが描かれて いる。例えば王世貞は「倭寇勇而戇、不甚別生死。毎戦輙赤体、提三尺刀舞而前、無能捍 者(倭寇は猛々しいが愚かで、生死を分け隔てしない。戦のたびに赤体が、三尺の刀をつ きだして、舞って前に進み来る。それを防ぐことのできる者はいない)」³と書いている。馮 夢龍の『喩世明言』の通俗小説『楊八老越国奇逢』には「原来倭寇逢着中国之人、也不尽 数殺戳、擄得婦女、恣意奸淫……其男子但是老弱、便加殺害。若是強壮的、就把来剃了頭 髪、抹上油漆、假充倭子、毎遇厮殺、便推他去当頭陣(元来、倭寇は中国人に逢うと、殺 戮を繰り返し、婦女をさらい、意のままに姦淫した。・・・老いた非力な男は殺害し、強壮 な者は頭髪を削がれ、油を塗られ、偽倭寇に仕立て上げられた。殺し合いの場面になると、 それを戦いの先頭に立たせた)」⁴と書かれている。

明代の文学作品には倭寇の残虐な行為を訴えた詩文が多くあるが、日本からの入明僧や 日中友好を称揚した詩文も少なくない。日本の著名な画僧、雪舟等楊は明に二年間留まり、 多くの中国の文人画家と交流を持った。徐璉の詩『送別雪舟』では「家住蓬莱弱水湾、豊 姿瀟洒出塵寰。久聞詞賦超方外、剩有丹青落世間(蓬莱の弱水(校閲者注:弱水は渡るこ との難しい海であり、蓬莱は弱水に隔てられていると考えられていた)のいりえに住み、 垢抜けた容姿は飄逸。詩賦の才能は方外にまで長く評判となり、さらに絵画は世間に残り

¹ 孫承恩『詛倭詞』、『文簡集』巻十一、張哲俊『中日古代文学中的日本形象研究』参照

² 畲翔『読姚新寧苦竹記有感賦此為贈』、『薛荔園詩集』卷一

³ 王世貞『倭志』、『弇州四部稿』、巻80

⁴ 馮夢龍『楊八老越国奇逢』、『喻世明言』巻18

続けている)」¹と彼の多芸多才ぶりを賞賛している。都察院の副都御史、徐楓岡も入明僧の 即休を「美哉休師之有道也(すばらしいなあ、休先生が道を体得している様は)」と誉め、 彼を「継拜天子、不忘恩也;再謁士夫、知所尚也。宜其業之精而芸之博矣(続けて天子に 拝し、恩を忘れていない。再び士夫に謁見し、尊ぶことを理解している。その業の優れた こと、芸の博さももっともであるなあ)」と描写して、次のような詩を贈っている。「即休 老人賦性奇、不嗜名利惟書詩。……両貢天朝得真伝、成仙作佛復奚疑(即休老人の素晴ら しい天性、名誉や利益を好まず書と詩だけをひたすら好む。・・・二度来朝し真の教えを得 れば、仙となり仏となったとしても不思議ではない)」²。明代の士大夫は自己の文化、道徳 の基準と様相をもって友好的に交流している日本人のイメージを複製し作り上げた。

明代の文学作品では中国に伝わった日本の産物、工芸品のことにしばしば触れているが、 日本の扇子、日本刀、硯が最も多く登場する。扇子は日本からの朝貢市舶の重要な輸出品 目であり、明代の中国社会で広く流行し、宮廷貴族、士大夫、民間の文人から婦女に至る までの必携品だった。明代の文人が日本の扇子を題材に詠んだ詩歌は非常に多い。例えば、 日本から進貢された扇子が、皇帝から一族や朝廷の臣下に下賜されたとの記載もある。張 羽の『題倭扇』では「小国貢来東海外、尚方分給午門前。終身永保君王賜、総遇秋風莫棄 捐(小国が東海の外れから朝貢に来て、尚方(校閲者注:器物を扱う官署)が午門(校閲 者注:宮城の正門)の前で宝物をそれぞれに与える。王から賜りしもの生涯保ち、秋風が 吹いても捨て去ることなかれ)」³とある。また、日本商人の中には杭州などの模倣品を廉価 で買い入れ、倭の扇として高額で売ろうとしたものがいたことを指摘する詩を詠んだ詩人 もいた。倭扇と中国の青銅器などの骨董品を売り買いして、暴利を貪った商人までもいた。 王紱の『倭扇謡』では「倭收杭扇堪称怪、転眼街道高価買。……倭言我扇不欲利、只欲人 間古銅器。……吁嗟古器日応少、倭貢年年扇来好(杭州の扇を集める倭は非常に怪しい、 しばらくすると街道で高値で販売している。・・・倭は扇子で稼ぐのではなく、古い銅器が 欲しいだけだと言う。・・・嗚呼、古器は日本で稀少なのだろう、倭が毎年扇を貢いで来る のは喜ばしい)」4と書かれている。

日本の朝貢貿易で持ち込まれた日本刀や剣は、多くは政府が購入したが、民間に流れた ものも少数あった。明代にも倭刀、倭剣を読んだ詩歌が多くある。例えば唐順の『日本刀 歌』は日本刀が精巧で美しく鋭利であることを賞賛すると同時に、倭寇の被害にも触れ、 日本の宝刀で敵を防ぎたいと願い、「誰能将此奠龍沙、辺氓万戸祈安枕(これで龍沙を安定

¹ 徐璉『送別雪舟』、『鄰交征書』初編巻二

² 徐楓岡『送即休師帰国』、『鄰交征書』二編巻二

³ 張羽『題倭扇』、『清庵集』巻4

⁴ 王紱『倭扇謡』『王舎人詩集』巻2

させる者があれば、辺境の民何れも枕を高くして眠れる)」¹とした。日本の貢物の中では硯 も明代の文人から歓迎され、硯に銘文を刻んだりしている。例えば、宋濂の『日本硯銘』 には「夷而華四海一家、此非文明之化邪(夷と華は同胞、これは文明による感化ではない)」 ²とあり、日本からの貢物の硯と伝統的な華夷思想、王化思想を結びつけている。楊士奇の 『日本硯銘』でも日本の硯は品質が優れているとして、「員而沢、静而貞、效土貢、来東溟 (円形で光沢があり、静かで正しく、土貢として、東海より来る)」³とされる。

明代の文人の中には、日本の貢物から日本は真珠や宝石を豊富に産出する豊かな国であ ると推測している者もある。董紀の詩には「対岸風帆日本船、龍女献珠来供佛(対岸の風 帆は日本船、龍女が珠を仏に捧げに来た)」⁴と詠まれている。また、日本扇の絵柄から日本 が非常に栄えており産物も豊富であると推察し、「信知島嶼多殷富、故擬丹青入画図。海底 珊瑚光耀出、松根琥珀等閑無(島嶼は大変豊かだと知る、それは絵図に描かれているから だ。海底の珊瑚が光を放ち、松根や琥珀が辺り一面にあるのだろうか)」⁵としている者もあ る。日本を真珠や宝石の溢れる豊かな国であると想像しているが、必ずしも日本の実情に 即していたわけではない。

清代中期以前は中日の直接交流は比較的少なく、長崎を訪れた貿易商人や、明代末期に 日本に渡ってそこに住むようになった人々のほか、日本を訪れる人は少なかった。そのた め日本に関する文学作品にも想像の部分や、奇をてらった、あるいは誇張された雰囲気が あった。

影響が比較的大きかったのは、沙起雲の『日本雑詠』である。その序言に「日本為海外 諸国之勝、舟楫幅輳、其中山水奇絶、景観佳妙(日本は海外諸国でも優れ、舟の櫂が輻輳 し、山水は絶景、景観は絶妙)」とある。沙起雲は対日貿易商人として長崎を訪れたことが あり、主に長崎の庶民の生活や風習を描写した詩が16首あり、たとえば「年年迎送大明神、 設想争奇故事新。打跌慣称天下一、採茶歌唱学唐人(毎年大明神を送り迎え、奇異な故事 を新しく想像する。興奮気味に天下一と叫び、茶を摘み、歌を歌い、唐人に習う)」6などで である。また、尤侗の『外国竹枝詞』に収められた二首の詩でも日本に触れ、「日出天皇号 至尊、五畿七道附庸臣。空伝歴代吾妻鏡、太閤終帰木下人(日出ずる国の天皇を至尊と号 す、五畿七道には庸臣が附される。吾妻鏡が歴代伝わり、大閤は帰するところ木下の人で ある)」7とし、その注釈には「木下人為平秀吉、万暦中簒奪倭国、自号大閤王(木下の人と

¹ 唐順之『日本刀歌』、『荊川集』巻2

² 宋濂『日本硯銘』、『文憲集』巻15

³ 楊士奇『日本硯銘』、『東里続集』巻15

⁴ 黄紀『海屋成彝古鼎』、『西郊笑端集』巻一

⁵ 汪広洋『題日本画扇応制』『鳳池吟稿』巻7

⁶ 沙起雲『日本雑詠』、『昭代叢書』

⁷ 龍侗『外国竹枝詞』、王慎之、王子今編『清代海外竹枝詞』7頁、北京大学出版社、1994年

とは平秀吉、万暦の時代に倭国を簒奪し、自らを大閣王と号した)」とある。

5. 清代の詩文と劇

清初期の文人の日本観を反映した詩もある。邱璋の『送舅氏海士先生之日本長崎島』で は「倭奴古国鄰東遼、五畿七道連城壕。土物富厚民風饒、文身黥面黄垂髫。輸誠中国尊唐 尭、称臣北面瞻魁杓(倭奴古国は遠く東にあり、五畿七道は城の壕に続く。土地の産物が 豊富で民の気風にはゆとりがあり、顔体に文身を施し黄色い垂髪をしている。中国の聖王 唐尭に誠を捧げ、臣下として崇め、北斗七星を仰ぎ見る)」¹としている。また袁枚の『贈沈 南萍画師』のある詩では「東夷之国日本疆、晋唐書画多收藏。倭人字乞蕭夫子、行賈詩歌 白侍郎。将軍重幣聘高賢、画到中華以外天。……七十二島依然在、只隔人間海一重(東夷 の国遠き日本、晋唐の書画を多く収蔵する。倭人は蕭夫子に書を乞い、白侍郎の詩歌で商 売を営む。将軍は賢人を高額で雇い、中国を過ぎて他の国にまで求める。・・・七十二島は 依然在り、世を隔て海横たわる)」²とされている。

『紅楼夢』の作者曹雪芹の祖父である曹寅も取り上げるに値する。彼は康熙年間に江寧 織造の職に任じられ、対日銅斤貿易を執り行った。また康熙四十二年(1703年)、自らを柳 山居士と称し、雑劇『太平楽事』を書いた。その中の「日本灯詞」は、『日本図纂』等の資 料を参考に、康熙帝の歓心を買い功績を褒め称えるために、日本の男女の装い、歌舞、言 語などを描写している。劇中では日本国王の口を借り、「俺国都称筑紫、形類琵琶、読洙泗 詩書、崇乾竺之法教、向自前明負国、頗肆猖狂。今者中華聖人御极、海不揚波、通商薄賦、 黎庶沾恩。俺們外国、無以答報、惟有礼佛拜天、頂祝無疆聖寿(我国の都は筑紫と称す、 形は琵琶に似ており、洙泗考信録を読み、天竺の教を崇める、かつて明代より臣服せず、 甚だ無礼で凶暴。今は中華の聖人が即位し、世の中は太平、通商の賦は軽く、庶民は恩恵 を享受する。我ら外国、報いる術も無く、ただ佛を崇め、天を拝むだけ、限りない聖寿を 祈る)」³と語らせている。「日本灯詞」の多くのことばを、曹寅は日本語の漢字読音、いわ ゆる「寄語」で書いており、これは中国の文学史上における初の試みであった。

四 明清の私的著作物における日本認識

明代以前、中国人の日本認識は基本的には政府の官撰正史の日本伝に独占され、主導さ れていた。一般の知識分子や平民は日本の資料に触れる機会が非常に少なく、日本を深く 理解し、研究したいという要求もなかった。そのため、明代以前、日本について専門に叙

¹ 邱璋『送舅氏海士先生之日本長崎島』、『鄰交征書』三篇卷二

² 袁枚『贈沈南萍画師』、『小蒼山房集』

³ 柳山居士(曹寅)『太平楽事』日本灯詞。参照、馮佐哲『従「日本灯詞」看清初的中日文化交流』、『清代 政治与中外関係』、135-152頁、中国社会科学出版社、1998年

述したり、研究した私的著作物は大変少なく、随筆、旅行記、雑記などに記述が散見され るだけである。

明代になると、こうした状況に変化が生じる。明代中後期の嘉靖、万暦年間になると、 倭寇の被害が日々深刻になり、明代の士大夫や民間の知識分子が日本に関心を向けるよう になる。特に江浙沿海地域に暮らす士大夫、および第一線で倭寇に対抗していた地方軍の 役人は、倭の状況を理解する必要に迫られており、自発的に日本に関する著作をまとめた。 そうした資料の出所は旧史の記載を写し取ったほか、中日両国間を往来する商人、使者、 捕虜となった倭寇などを情報源にしたものもあった。中には自ら日本に赴き、実地に視察 して入手した一次資料もあり、明代中国人の日本認識は新たなレベルにまで達した。

1. 明代の著述

(1) 『日本考略』

明代の嘉靖年間に浙江定海の文人、薛俊が著した『日本考略』は、前近代初の日本研究 専門書と呼ぶに値する。書名には「日本」の文字が直接冠され、内容は沿革、国土、山河、 産物、制度、風俗、朝貢、倭寇の国境侵入、寄語など十七類(十七略と称する)から成る。 文章は比較的簡略で、多くは歴代王朝の正史からの写しではあるが、間違いも少なくない。 前史に記載された一千年以上前の日本の状況を、当時の日本の国情と捉えているところま である。しかし、同書が結局のところ明代の日本研究の先駆けとなった。書中の「朝貢略」 では漢代から明代嘉靖二年の争貢事件(訳注:寧波の乱)までが書かれている。「寇辺略」 では明初期から嘉靖年間にかけて多発した倭寇の国境侵入事件が書かれている。特に「寄 語略」は明代の日本研究の著作において初の試みであり、漢字を用いて日本語の語彙を記 録しており、15類350余りの語彙が収録されている。これらは概ね日本人と直に接触した ことのある中国商人、船主、水夫などから聞き取り調査を行って記録したものであり、中 国で最も古い「日漢辞典」と呼ぶ者もある。『日本考略』は防倭、抗寇のために書かれたも のであり、作者の薛俊は自身の見聞をもとに倭寇を次のようにとらえている。「夷性多狡詐、 狼貪、往往窺伺、得間則肆為寇掠(夷の性格は非常に狡猾、凶悪で貪欲、しばしば狙い伺 い、隙に乗じて略奪を行う)」、「狼子野心、剽掠其本性也(野獣のように凶暴、略奪が本性 なり)」、「倭尤反復無常、或服或叛、詭譎莫測(倭寇は気が変わりやすい、時に服従し、時 に叛く、全く不可思議で計り知れない)」1。

(2) 『日本風土記』と『日本考』

明代万暦年間に組版印刷された侯継高の『日本風土紀』、そして李言恭と郝杰の『日本考』 は、学者の考証によると、もともと一冊の本を二版刷ったもののようだ²。侯継高は浙江省

¹ 薛俊『日本考略』、沿革略、寇辺略。

² 汪向栄『関於日本考』、『日本考』、中華書局、1983年

の総兵で、抗倭の前線指揮官であった。李言恭は京営総督臨淮侯、郝杰は京営を補佐する 兵部右侍郎で、いずれも高級将校であり、防倭のために編まれたものだ。全書 5 巻からな り、倭国略伝、沿革、国土、風俗、産物、歌謡、言語、詩文など百にのぼる項目があり、 そのうち寄語は56 類に分かれており、1186の語彙が収録されている。注意に値すべきは、 日本仮名表として「伊呂波歌」(書中では「以路法」と書かれる)を紹介し、39 首の和歌を 収録、和歌の漢訳を始めた。そのほかに日本の地図も添えている。作者の「倭国事略」に おける日本観は「日本之民、有貧有富、有淑有慝。富而淑者或登貢舶而来、或登商舶而来。 凡在寇舶、皆貧与悪者也(日本の民、貧しき者と富める者あり、善良な者と悪しき者あり。 豊かで善良な者は朝貢や行商で来る。倭寇は何れも貧しく、悪しき者である)」、また「欲 望彼国之約束諸夷、断断乎不能也(彼国に諸夷を取締るよう求めるが、断じて出来るもの ではない)」¹と考えていた。

(3) 『筹海図編』

影響が大きかったのは、昆山の人、鄭若曽が編纂した『筹海図編』である。これは防倭、 抗倭のために書かれた海防全書である。鄭若曽はかつて江浙の海防総督胡宗憲の幕僚を務 め、胡の協力を得て、自身で編纂した『日本図纂』と『万里海防図論』を増補改訂した。 全書 13 巻、優れた文章と多くの挿絵が収められている。その中でも巻二では日中関係史を 集中的に研究しており、「王官使倭事略」、「倭奴朝貢事略」では中日使節往来の史実が記さ れ、日本への針路いわゆる日中航路図も収められている。「倭国事略」は倭寇の出身地域と 活動様式に関して研究されている部分もあり、「倭国図」、「入寇図」などの地図が添えられ ている。作者は日本の地理に関して大量に調査研究を行い、かつて中国人が記録していな い日本の地名を多数列挙しており、内容が豊富で、価値も高い。

(4) 『日本一鑑』

明代における日本研究の最高レベルの代表は、鄭舜功の『日本一鑑』である。作者の鄭 舜功は「探訪夷情(夷情を探索する)」ため、1556年に総督楊宜より日本へ派遣される。日 本に半年間滞在し、日本について実地調査や資料収集を行い、「諳其風俗、詢其地位、得聞 其説、得覧其書(その風俗を習熟し、その場所を尋ね、その人々の言うことを聞き、その 書を読んだ)」²とした。そのため同書は内容が豊富で、情報量が多く、信憑性が高く、前近 代の中国人の日本観が更に進んだことを物語っている。例えば寄語欄には 3401 個の日本語 語彙が収められ、明代の日本研究に関する諸書の中では最多となる。同書ではまた、日本 の文書、典籍を利用して、日本の官制、人物、働きぶり、風土などについて従来の書籍に は見られなかった詳細な説明が加えられている。例えば職員欄には日本の官職名が 300 余

¹ 侯紀高『日本風土記』倭国事略

² 鄭舜功『日本一鑑』

り紹介され、草木欄には日本の植物の品種が360種余り載せられている。

以上四部の書は、明代の中国人の日本研究における私的著作物の代表作である。その他、 日本に関して言及している私的著作物は、茅元儀の『武備志』、宋応昌の『経略復国要編』、 王士騏の『皇明馭倭録』、采九徳の『倭変事略』、鄭茂の『靖海紀略』、諸葛元声の『両朝平 攘録』、黄俣卿の『倭患源考』、張煥の『平倭四疏』、焦竑の『国朝献征録』など十数種ある が、各書の紹介は割愛する。

(5) 明代の日本に関する私的著作物の特徴

明代の日本に関する私的著作物には次のような特徴がある。先ず、記載形式では、官撰 正史の四夷伝あるいは外国伝の一部としての日本伝というスタイルを改め、数巻さらには 十数巻の単行本形式での専門書にまで規模が拡大した。例えば『日本一鑑』は 16 巻ある。 また、編纂様式も、正史の日本伝のように項目を分類せず全篇を通しで書く方法から、細 かく項目を分けて記述する形式に変わっている。例えば、『日本風土記』は 114 項目に分か れている。

次に、記載内容が更に広く深くなっている。先人の研究成果を継承し、補足し、分類し て、詳細に日本の地理、歴史、自然、制度、物産、風俗習慣を紹介したほか、多くの新し い分野にも広げた。例えば、日中間の航路、漢字で日本語語彙の読音を記した寄語を研究 したり、日本の歌謡、囲碁将棋を紹介したり、日本地図、都市図、日中間の航路図などの 絵図を制作しており、中国人の日本への理解や認識を大きく広げ、深めたばかりか、明朝 政府の対日政策や策略にまで影響を及ぼした。これらの著作には依然多くの不備や間違い があったが、いずれにせよ明代の中国人の日本観が過去の水準をはるかに超えていたこと を反映している。

2. 清代前期の著述

(1) 『天下郡国利病書』

清代初期、中国の文人学者にとって、明末期の倭寇による騒擾の記憶はまだ新しく、海防に話が及ぶと、必ず日本からの侵犯に警戒するよう警告した。例えば、著名な学者、顧炎武は、その名著『天下郡国利病書』巻一一九「海外諸蕃」で、「海夷雖多、其国大為吾患者、莫如日本。日本諸州均以百数、其近于西南者薩摩為最、屡次入寇、多此州及肥后、長門二州之人(海上に夷国は多いが、我国に災難を与えるものでは、日本が一番ひどい。日本は諸州で百以上の州があり、南西では薩摩が最も激しく、何度となく入寇を繰り返し、多くが薩摩と肥後、長門の者である)」と指摘し、「東南沸騰、生民之塗炭極矣(東南地域は沸き立ち、生きる民の塗炭の苦しみは極まっている)」として明末期の倭患の深刻さを強調した。そして彼は日本の政治制度を「国雖有王、専政者為将軍(国王はいるが、政治を司るのは将軍である)」と紹介すると同時に、日本の社会の様子や治安については肯定し、

「貨至彼、則報島上市官、判価無欺客、買彼貨亦不二価……其風俗淳朴、道不拾遺(品物 が渡ると、島の役人に報告し、価値判断で客を騙さない、こちらから買い入れる場合も単 一価格である・・・純朴な風習で、落し物を横領しない)」¹としている。

(2) 『海国見聞録』

陳倫炯の日本観は主に実地調査によるものである。彼は台湾総兵に任じられ、1710年、 南洋と日本を遊歴し、『海国見聞録』を著した。同書の「東洋記」では日本の政治、経済、 文化に一定の認識と賞賛を表している。例えば日本の国王は「受封漢朝、王服中国(中国 王朝に封ぜられ、王は中国に服する)」とし、「習中華文字、読以倭音(中華の漢字を習い、 倭音で読む)」、「予奪之権軍国政事柄于上将軍(賜与と剥奪の権利、軍事と政務は将軍が掌 握する)」、「禄厚足以養廉、故少犯法(俸給は生活に充分なため、法を犯すものが少ない)」、 「倘尚浄潔、街衢時為拭滌(清潔を尊ぶ者は、街をきれいに掃き清めている)」、「通文芸者 為高士、優以礼、免于徭(文芸に通じる者は人格が優れ高潔、礼において優れ、徭役を免 れる)」、「至于男女眉目肌理、不敢比勝中華、亦非諸番所能比擬、実東方精華之気所萃(男 女の姿形や肌のきめ、中国に勝りはしないが、諸番が比較に値するわけもない、東方の精 華の集まりである)」²とした。こうした認識と賞賛の言葉は、しばしば後世の者が引用する ところとなる。

(3) 『袖海篇』

清代の中日両国はそれぞれが鎖国しており、国交が無く、日本へ赴く中国人は主に長崎 で貿易を営む中国商人であった。彼らは長崎の中国商人専用の唐館に住み、長崎の景色や 風俗習慣に関する記録を残している。中国商人の書いた日本見聞録として最も有名なのは、 汪鵬の『袖海篇』である。汪鵬は浙江銭塘の人で、商人兼画家であり、乾隆年間に日本へ 貿易に赴き、長崎の唐館に住んだ。「雲烟満目而跬歩不能出(雲霧が辺りに立ち込め、一歩 も外に出られず)」、自身が見聞したことをもとに日本観を著した。日本に対して極めて好 印象を持ち、美しい言葉に溢れている。文中で、「日本為海東富強之国(日本は海東の富強 の国である)」、「長崎一名瓊浦、風土甚佳、山輝川媚、人之聡慧霊敏不亜中華男女、無廃時 曠職、其教頗有方(長崎は美しい海浜、風光明媚で、光輝く山に麗しい川、人々は聡明で 感受性が鋭く中国の男女に引けを取らない、時間の浪費や仕事の怠慢がなく、教育もすこ ぶる宜しきを得ている)」、「向使明周官之礼、習孔氏之書(周官の礼節がわかり、孔氏の書 物を読む)」、「賦性和緩、雖甚怒、無疾言遽色(性質は穏やか、ひどく立腹しても、荒々し く人に当たらない)」と書いている。また「長崎孤島海隅、素称窮島、然貧窮者較少。毎家 資十万夜懸一灯于門、倍者灯亦倍之、以示無敢私有之志(長崎は海のほとりの孤島、本来

¹ 顧炎武『天下郡国利病書』巻 119、海外諸藩

² 陳倫炯『海国見聞録』東洋紀

は窮島と称した、しかし貧しい者は少ない。家々は多くの金を出し夜に門灯を吊るし、金 を倍出す者は門灯の数も倍となる、利己的な観念がない証拠である)」、「唐山(中国)書籍 歴年帯来甚夥、東人好事者、不惜重価購買、什襲而藏、毎至汗牛充棟(中国の書籍が数年 来非常に多く持ち込まれ、東人の好事家は、高価なのも厭わず買い入れ、大切に収蔵し、 引越しの時に牛が汗をかくほど大量に蔵書を有している)」、「国無制挙(科挙)、故不尚文 墨、間有一二束修自愛者、并頗能読聖賢書、博通経史、学中華所為(国に科挙制度が無い ため、文章を書くことに重きを置いておらず、中に一握りの自学者がおり、聖賢の書を良 く読み、経書や歴史書にも深く通じ、中国の所為を学んでいる)」とした。貿易の際、日本 の商人は競りを行うが、中国人は「択善価而售之(高値を選んでそれを売り)」、「不労較論 亦交易之良法也(論争を厭わないのも交易の良法である)」」としている。つまり、日本の政 治は儒家の孔孟の教えを範としており、経済的に豊かで、文化的には中華文化を崇めてお り、貿易は公平であるととらえている。

(4) 漂流記

清代には、中国商人、水夫、漁民が海上で遭難し、日本へ漂着した後に本国へ送還され た漂流民という人々がいた。こうした人々は一般に社会の下層階級に属し、文化水準も比 較的低いが、中には日本で見聞したことがらや日本人との交流を筆談記録した者もあり、 中国の一般庶民の日本観や印象が反映されている。

1826年(中国の道光六年、日本の文政九年)、中国の商船がタイの船を手に入れ、乍浦か ら出航後に遭難し、日本の遠州に漂着して上陸して翌年長崎から帰国した。船長と船員は 日本人と筆談によりかなりの遣り取りを交わしたようで、非常に興味深い。日本人が中国 の文章や書道に敬服の念を表した。すると中国側は「貴邦山川秀麗、人物富庶、如君才甚、 徜徉其間、并可倍壮志気。若我邦人羨慕貴士、并如君之欲至我邦也(貴国の山川は秀麗で、 人も産物も豊かだ、あなたの様に才能が極めて優れた人がおり、その中を逍遥すると、意 気が更に高くなる。我国の国民が貴国を羨望するように、貴方が希望するなら我国へお越 しください)」と返した。双方は互いに謙遜して互いを慮った。中国側はまた「日本人少、 故衣食多足、我邦人衆、故貧乏人多(日本人は人口が少ないので、衣食が足りる。我国は 人口が多いので、貧しい者が多い)」と語った。日本側は「我邦富則富矣、人不必少矣(我 国は豊かと言えば豊かだが、人口が少ないとは限らない)」と答え、また「吾聞貴朝称為繁 富、而今嘆貧乏、何也?(貴国の王朝は非常に栄えていると聞いたが、今は貧しいと憂う のは何故か?)」と問うた。中国側が答えて「蓋古礼勤倹之風漸糜、人流奢侈、是其所以老 食之不足(古礼に存在したはずの倹約の風潮が徐々に浪費に変わり、人は贅沢な暮らしを

¹ 汪鵬『袖海篇』、『小方壺斎輿地叢鈔』第十帙

送り、それで常に食料が足りないのだ)」と言った。日本側は「我邦以質実立国、故不用侈、 而不得不俟矣。貴邦以文華立国、故不用奢而不得不奢矣!(我国は質実立国で、贅沢の必 要がなく、倹約せざるを得ない。貴国は文華立国なので、奢侈する必要がないものの、奢 侈せざるを得ないのでしょう!)」と答えた。中国側はまた「山水之勝莫過于日本矣、現在 如本処瓊山明媚秀麗、在我唐山所罕見(山水の美しさは日本に勝るものは無い。今在るこ の山の風光明媚、我国ではほとんど見ることができない)」、「可恨貴邦之禁森厳、不能一游 其地也(貴国の取り締まりは大変厳しく、他の場所を探訪することができない)。」中国の 漂流民はまた日本地図を見たく思って「帯有日本地図乎?乞一観(日本地図を持っている か?見せていただきたい)」と言うと、日本側は「吾邦禁図、不許外人看(我国の地図は外 国人に見せるのを禁じられている)」と答えた。中国側は「聞日本上命各島人、如一家有兄 弟四五人者、許一人娶婦、其余不許娶妻?有之乎?望示(日本では各島人に命令が下り、 例えば一家に兄弟が四、五人いる場合、一人しか嫁を娶れない、他の者は妻を持てないと 聞いた。そういう事があるのか?教えて欲しい)」と尋ねた。日本側はことの真相を明らか にするべく「此伝之妄也(この言い伝えはでたらめである)」」とした。

(5)『吾妻鏡補』

清代中期以前に中国人が日本を研究した私的著作物の代表は、翁広平の『吾妻鏡補』で ある。翁広平は江蘇呉江県の「窮郷朴学之士(貧しい村出身の考証学の士)」であったが、 博学多才で、日本史籍の『吾妻鏡』は完全ではないとの感を持ち、「海東諸国、日本為大(海 東の諸国で日本が最も偉大である)」と考え、「備海東一方之掌故也(海東の方を掌握する 準備の為)」2として、日本通史を編纂する決心を固めた。彼は七年という時間を費やし、中 日両国の190冊に及ぶ書籍を収集、引用し、清嘉慶十九年(西暦1814年)『吾妻鏡補』を 書き上げた。同書は別名を『日本国志』といい、黄導憲の同名の名著より七十年以上古い。 残念なことに、同書は印刻されなかったため、28 巻と 30 巻の写本のみが存在する。 内容は 豊富で雑然としており、世系十巻には日本天皇の系譜、中日関係の編年史が納められてい る。また、地理志2巻、風土志2巻、食貨志1巻、通商条規1巻、職官志1巻、芸文志7 巻などがあり、日本の歴史地理、政治、経済、文化、風俗、物産など各方面に及んでいる。 特に芸文志には日本人の詩文が 146 篇収録され、中国人の日本に関する著述目録も百種類 以上あり、前近代の中国人の日本観を集大成した代表作と言える。ただ残念なことに、翁 氏は国を出て日本に赴き実地調査にあたる機会はなく、同書の内容は基本的に先人の記載 から抜粋し順に並べたものである。先人の書にある誤りをそのまま書き記すしかなく、ま た自身の評価、論述もなく、認識の深さにおいては先人のそれほどの進展は見られない。

^{1 『}得泰船笔語』、『文政九年遠州漂着得泰船史料』、日本関西大学東西学術研究所、1986。

² 翁広平『吾妻鏡補』序、北京大学図書館蔵、『吾妻鏡補』写本。

また同書は印刷刊行されていないため、影響は大きくなく、歴史に埋もれてしまった感が ある。

いずれにせよ、清代に入ってからは、倭寇も収まり、清朝政府の海禁、鎖国政策により、 日中間の往来は減少し、中国の士大夫の日本への興味は徐々に薄れ、関心も向かなくなっ ていった。そのため、清朝前期の中国人の日本観はほぼ停滞していたか、あるいは後退す る状況にあった。こうして阿片戦争後、徐継畲、魏源の世界地理の名著『瀛環志略』と『海 国図志』では、日本地理に言及した際、日本は長崎、薩摩、対馬の三島から成るとの荒唐 無稽な過ちを犯している。

五 前近代の中日相互認識による歴史の経験と教訓

以上、前近代における中国人の日本認識の歴史を回顧した中から、歴史的に見て一体ど のような要素が両国の相互認識や理解を促進し、あるいは阻害して来たのか、更に進めて 分析することができる。

1. 促進した要素

(1)まず友好的な国交関係を有する国家関係を築くことは、中日の相互理解を促進する上での重要な条件であり、環境である。後漢以降、両国は使節の往来を開始し、特に南北朝時代には中日の朝貢、冊封としての往来が増え、中国人の日本認識の発展や進歩を促し、『三国志』倭人伝や『宋書』倭国伝など、中国人の日本認識の基礎となる作品が生まれた。隋、唐においては、日本政府から遣隋使、遣唐使など大型の使節団が派遣され、両国間に友好的な善隣国交関係が育まれ、各方面での交流往来は頻繁になり、相互理解は大きく推し進められた。『隋書』、新旧唐書など官撰正史が日本認識の深化を現しているばかりか、両国の文人、僧侶の詩文にも日中間の友好的感情が表現されている。

(2)文化および人的交流は、日中の相互認識と友好的感情を深める最も重要なルートである。前近代にあって、日中両国間では二千年の長きにわたり途絶えることのない文化交流が続いた。交流の内容は豊富で分野は広く、影響も深かった。日中両国は共に漢字文化圏に属し、漢文学、儒学、仏学など多くの共通する信仰や言語がある。特に漢字、漢文、漢詩、書画などが媒介となり、両国の相互認識に恰好の条件を作り出した。前近代の日本の官吏、文人、武士、僧侶などの大部分は漢字を理解し、漢文を読み、漢詩を詠んだ。人、書籍、文学、芸術などの交流を通じて、相互の認識を深めた。人と人との交流では、言葉が通じなくても漢字で筆談ができた。こうして隋、唐の時代には中日文化交流の最盛期を迎え、宋、元、明、清の時代においても日中の文化交流は終始途切れることはなかった。

(3) 経済貿易関係や物品の交流も、相互認識の重要なチャンネルであり、動力であっ

た。魏、晋、南北朝、隋、唐代の日中間の朝貢貿易、宋、元、明、清代の民間貿易、勘合 貿易、信牌貿易など、いずれも相互認識の重要なチャンネルであり、相互認識を強化する 推進力であった。両国の物品の交流も相互認識を強くする働きをした。例えば、宋、元、 明代に日本から中国に渡った日本刀、日本扇、日本硯などの精巧で美しい品などである。 清代に中国から長崎へ向かった貿易船が携えて来た大量の中国書籍などは、江戸時代の日 本人の中国認識を大きく推し進めた。

(4)両国の人的交流と友情、とりわけ日本の使節、文人、僧侶の品行や才能、そして 人間的な魅力が、中国人の日本観において好ましいイメージを持たせた。異国への理解は、 往々にしてその国の具体的人物と接触することから生じる。そのため、中国に渡った日本 人の品性、言行、才能が前近代の中国人の日本観に与えた影響は非常に大きい。唐代に日 本からやって来た遣唐使、留学生、留学僧には傑出した人材が多くあり、中国の詩人と厚 い友情を育んだことで、その個人的魅力が中国の詩歌作品の中で日本についての好ましい プラスのイメージとして現れている。例えば、唐代に中国に赴いた阿倍仲麻呂、藤原清河、 空海など、入宋した日本人僧の奝然、栄西など、入明した日本人僧の策彦周良、画家の雪 舟等楊などである。明代には倭寇の問題もあったが、入明した多くの僧侶は中国の文人か ら重んじられて賞賛された。

この他、日中両国の衝突、対立、ひいては戦争であったとしても、客観的に見れば、中 国人が更に日本に注目するよう、日本への理解と認識を強めるよう促した、ということを 取り上げるべきだろう。例えば、明代に書かれた一連の日本研究の私的著作物の中には、 倭寇の騒擾を背景に生まれたものもある。

2. 阻害する要素

どういった要素が日中両国の相互認識や友好感情を阻害したのかを改めて分析してみる。 (1)両国間の国交と往来が断絶し、鎖国政策を実施したことが、互いの認識を著しく阻 害しただろう。本来ならば、清代は本来両国が相互認識と善隣友好を深めるための重要な 時期であったはずだ。しかし両国の統治者は自国の民衆を外来勢力と接触させないように するため、また対外貿易を独占するためといった理由により、清政府と日本の徳川幕府は それぞれ鎖国政策を実施し、政府間の関係を絶ってしまった。また両国国民の自由な海上 貿易、往来も禁止された。清代にわずかに許された長崎での日中貿易も多くの制限を受た こと、これが両国間の相互認識を厳しく阻害した。

(2)両国間の対立と衝突、特に侵略戦争の発動が、隣国の領土と安全に危害を及ぼし、 両国の相互認識に深刻な影響を与え、相手に対する嫌悪感やマイナスイメージを生んだ。 元の統治者が発動した日本侵攻戦争は日本人の反感を呼び、元寇とされた。また、日本の 倭寇による中国沿海部への襲撃は、明代に極めて深刻な社会問題となり、長期にわたって

日本人に対して抱いていた肯定的なイメージを覆した。倭寇が中国沿海で殺戮や強奪を行ったことで、明代の中国人は、日本人は残虐で、貪欲で、狡猾などといったマイナスのイメージを持つようになった。また、豊臣秀吉が発動した朝鮮侵略戦争はこのようなマイナ スのイメージを更に強めた。

(3)両国人士の著述で、互いを攻撃し、相手を軽蔑したり、また低く見たりしたが、 それが極めて好ましくない結果を招き、客観的、友好的な相互認識に影響を与えた。中国 の文人は、中国文化に対する優越感と華夷意識の影響から、長く日本を東夷の小国と看做 して軽視し、日本について深く理解し研究する値打ちはないとしていた。また日本の文人 にも自分なりの華夷観念、民族主義心理があり、ときには中国に対して、対立し、悪しざ まに言ったりする反応があり、例えば清朝を「韃靼」と呼んだりした。清代の外交家、黄 遵憲は『日本国誌』でこうした現象を批判し、「史家は古いしきたりで己を尊び他を侮る、 索虜島夷と言って互いに嘲笑、罵倒し合う。中国は日本を東夷伝に列し、日本史は隋唐を 元蕃伝に列した。中国が倭王と称すれば、相手は隋主、唐主と記し、まるで同郷の者同士 が互いに罵り合っているようだ。何の益があろう?」と述べている。

(4)個人の好ましくない品性、行為、驕りや、誠実さの欠如なども、両国の相互認識 に深刻な影響を与えるだろう。例えば中国にやって来た日本の悪徳商人、海賊、浪人など の悪しき行為、特に倭寇の残虐さは、明、清代の中国人に日本のマイナスの認識を抱かせ、 日本についての心象を著しく損なった。

我々は真摯に、日中両国の相互認識の経験と教訓を歴史から学び取り、歴史を鑑とし未 来に向かい、両国の相互認識と相互理解を強め、より健全で安定し、友好協力的な日中関 係を築かなくてはならない。

第三部 第二章

日中古代政治社会構造の比較研究

蔣立峰 王 勇 黄正建

呉宗国 李 卓 宋家鈺 張 帆

古代の日中関係史について、文化交流の面ではすでに多くの研究があるが、政治的変化 や社会的発展についての比較研究はまだ十分ではない。恐らく両国の学者は、関心の方向 も違えば、禁忌も違い、新出資料に対する理解、応用も異なるからであろう。本章では、 中国・日本の古代における政治社会の発展史のうちから特にいくつかの代表的な問題を選 んで論述する。その目的は何かしらの結論を出そうということではなく、さしあたり一部 分についての見解を提示し、中国・日本双方の研究者に、両国の古代政治社会構造を比較 研究することへの関心を喚起することを願うものである。これは、日中関係の研究をより 高い次元に引き上げるために、かならず益するところがあって害するところがなかろう。

一. 皇帝と天皇

皇帝と天皇は中日両国の古代政治体制における最高位であり、国家の代表、象徴である。 もし日中両国の古代政治構造について比較を進めるならば、まず皇帝と天皇について比較 してみることがまったく必要なことである。

言うまでもなく、皇帝は中国の、天皇は日本の呼称だが、例外も存在する。唐の高宗(650 -683年)はかつて自らを「天皇」と称し、死後の諡号は「天皇大帝」であった(1)。そし て『続日本紀』は桓武天皇(781-806年)を「今皇帝」と記している。これはそれぞれに 独立して起きた偶然の現象ではなく、両国の政治体制の内在的なつながりを示す必然的現 象として考えるべきである。李氏の唐朝が道教を振興し、「道教の教祖老子は李氏の祖先で あり、李氏は"神仙の後裔"である」と宣伝することで、皇権を神格化した。唐朝が道教 を振興したことの影響を受けて、日本の天皇および天皇制も道教と密接な関係を持つよう になる。中国文化を厚く尊崇した桓武天皇は亡くなった早良皇太子に「崇道天皇」を追贈 し、また中国の皇帝が天を祀る方式を模倣して、二度にわたって長岡京の南郊外に壇を築 き、天神つまり「昊天上帝」を祀った。桓武天皇のこのような施策は不思議なことではな い。

皇帝と天皇はいずれも自らの神格化を志向するが、その神格性には異なる点がある。中

国では、出身を問わず、いったん皇帝となれば、「天子」すなわち「天帝の子」となり、こ れによって、最高神たる「昊天上帝」の化身、天帝の意志を伝える代理者として、神聖不 可侵の絶対的権威となった。日本で『古事記』、『日本書紀』が成立するより前は、天皇の 位置づけはまだ明確化されておらず、遣隋使は「倭王は天を以って兄とし、日を以って弟 とする」と述べ、国書中では、「日出ずるところの天子、日没するところの天子に書を送る」 と称したのは、おのずと隋の文帝と煬帝の不興をかっただろう。皇帝祭祀の儀式のうちで も、祭天儀礼はもっとも重要であり、ランクも一番高い。日・月を祭るのは、いずれも第 二等の儀礼である。この後、日本の統治者は、「天子」としての中国の統治者からは区別す るという目的もあってか、『古事記』、『日本書紀』が成立する前後に、編纂した開国神話を 利用して、天皇を、太陽神を祖先神とする天孫として位置づけ、大嘗祭などの儀式を通じ て、神霊の附体を求めた。天皇はこうして、女性の太陽神の化身、すなわち「現人神」と なったのである。

中国の初代の皇帝はまちがいなく紀元前 221 年に秦帝国を成立させた始皇帝である。天 皇の登場はそれよりかなり遅く、7世紀の初めになってようやく現れる。事実としてはそう であるのだけれども、近代に至るまで、天皇はずっと「万世一系」であるとされており、 現代の日本でも人によってはこれを宣伝し深く信じている。中国の皇帝はといえば「易姓 革命」のために絶え間なく姓が変わる。皇帝の「易姓革命」は文字通りであって、貧乏人 も乞食も一旦玉座に座ればすなわち皇帝となることができる。天皇は代々受け継がれ、天 皇家の血統でない者は決して天皇になることはできない。しかしいわゆる天皇の「万世一 系」もまた信じるに足りない。『記紀』が作り出している天皇の系譜のうち、第 15 代天皇 応神天皇以前の記述は信用性が極めて低く、このことはすでに広く承認されている。それ 以後の天皇の系譜にも問題はある。例えば、第48代天皇称徳女帝と第49代天皇光仁天皇 はそれぞれ第34代天皇舒明天皇から派生した支系のうちそれぞれ五代と三代後の子孫とさ れているが、律令の規定によれば五親等から外れている。第50代桓武天皇については、2001 年12月23日、現在の天皇明仁が68歳の誕生日の際に、「桓武天皇の生母は百済武寧王の 子孫であり、『日本書紀』に記録されたことのことについて、私は韓国との縁を感じました」 と述べている。確かに、『日本書紀』の多くの似たような記述から、天皇が継承されてきた 過程で朝鮮半島との密接な関係を有したことは容易に推察しうる。(例えば、『日本書紀』) には舒明天皇が百済川のそばに「大宮を造る」よう命じ、「13 年冬 10 月天皇は百済宮で崩 御した。宮の北側に遺体を仮に安置したのであり、これを百済大殯という」と記されてい る)。このためようやく韓国の複数の学者が「日王」(韓国では現在でもこう天皇を称す) と朝鮮半島の起源上の関係を重視することを説くようになり、日本では水野祐の王朝交替 説(応神王朝は朝鮮半島から海を渡ってきた征服王朝であるとする)や江上波夫の騎馬民

族征服王朝説(崇神天皇は朝鮮から九州へ、その子孫である応神天皇は九州から畿内へと 発展したとする)が登場した。ただし、天皇の血統は皇帝に比べると遥かに長く続いてい ることも事実である。

中国の古代史にあっては、皇帝は最高統治者であって、「朕こそが天下」であり、その一 言に千金の重みを有した。実際には往々にして権力を他者に委ね、場合によっては権力が 周囲の手に移り、太上皇や外戚の専権が行われたり、宰相、宦官が「皇帝一人の下にあっ て万民の上に立ち」、天下を壟断するのを許すこととなった。権力と地位を争うために日本 古代史にあっては、天皇は神話世界の存在から現実の存在となり、いったんは日本の最高 統治者となった。その後最高権力は周囲の手に移り、院政や外戚による専権は、頻繁に見 られた。中世に至ると、国家の最高権力は、幕府の将軍の手にわたり、天皇は日本の封建 的政治構造のうち、宗教的・象徴的部分のみを担った。前期天皇は、国家権力の中心的部 分に位置していたため、国家権力をめぐる宮廷闘争も熾烈であった。中世以後は、天皇は 国家権力を喪失したので、宮廷闘争も相当に緩和された。ただし、幕末に至ると、天皇は 新たに現実政治における闘争の渦中に巻き込まれ、孝明天皇についての「毒殺説」が説か れることとなった。

北京の紫禁城と、京都御所とを比較するなら、両者がそれぞれに体現する政治文化の雰 囲気がまったく異なることが見て取れる。紫禁城は「豪華の美」にあふれているし、京都 御所はといえば「簡素の美」をうちに秘めている。「豪華の美」は東アジアの中心に位置す る巨大な皇権の統一への志向をあらわしているし、「簡素の美」はと言えば、東アジアの東 偏地域に独立していた皇権の備える進取の精神を体現している。しかし、外見的に表現を 異にするとはいっても、天皇であれ皇帝であれ、統治を維持するためのイデオロギーは同 じであり、儒教・仏教・道教を統治の手段として利用した。無論、時代によって重点に変 化はある。その中で、「道」というのは、中国の道教と日本の神道をいう。呼び方は異なる とはいえ、「道」という点では共通しており、掘り下げて検討してみなければならない。

天皇勢力が日本を統一した後、天皇を神格化できる宗教によってその統治を支える必要 があった。中国大陸における道教と仏教の闘争と、道教の発展は、日本に対して重要な影 響をもたらした。ただ、仏教は天皇を神格化することができず、崇仏派の蘇我氏勢力が打 撃を受けたために、革新勢力は、唐朝の皇帝が道教を利用して政権の基礎を固めた方法に 倣って、道教の教理・儀式と日本固有の宗教信仰と天皇家の伝説とを結びつけて、意図的 な改変を加えて天皇を神格化し尊崇する主旨の神道教を次第に形成した。「神道」の語は、

『易経』の中の「天の神道を観て、四時忒(たが)わず、聖人神道を以って教えを設けて、 天下服す」という句に由来している。史籍によれば、『易経』が早くに日本に伝来して、重 視を受けたほか、その他の道教経典も後に相次いで日本に伝来し、その中の多くの教理は、

天皇を神格化する日本の開国神話を作り上げる上で、重要な影響を与えた。

道教は中国伝統文化の基礎として、その内容ははなはだ多岐にわたっており、広義に解 するならば、以下の四つに大別できる。(1)哲学思想類:道家・玄学・陰陽説などを含む。 (2)科学技術類:方術・星象・医学など。(3)祭祀風俗類:儀式・神仙・節慶などを含 む。(4)教派制度類:道観(道教寺院)・道蔵(道教経典集成)・教派などを含む。藤原佐 世が朝廷の命を受けて編纂した『日本国見在書目録』(891年)の「道家」条の下には、『老 子』『荘子』『抱樸子』『広成子』『鶡冠子』『太霄琅書』など 62 部 458 巻が収録されており、 もし「兵家」(60部242巻)「天文家」(85部461巻)「暦数家」(54部167巻)「五行家」(156 部 919 巻)「医方家」(166 部 1309 巻)中の道教類書籍をも数え入れれば、その総数は驚く べきものである。李唐王朝が道教を特別に尊崇したことを考えれば、遣唐使が切り開いた 日中交流の盛期に、道教が埒外に置かれるということはありえない。そのほか、『日本書紀』 欽明十四年(553 年)条によれば、百済に使節を派遣して、医博士・易博士・暦博士などを 日本に派遣することを求め、翌年、百済は要請どおりに、易博士施徳王道良・暦博士固徳 王保孫・医博士奈率王有凌陀らを日本に派遣したという。この記事から、易学と易学者が 日本に入ったのが歴史的事実であることがわかる。遣隋使・遣唐使より前に日本に伝わっ た経書・典籍は、見当たらないからといって伝わらなかったとは言えず、おそらくは日本 に伝わった後に災禍にあったからであろう。或いは大化の改新の時には、無数の貴重な典 籍が蘇我蝦夷によって焼かれてしまったのか、それとも『古事記』『日本書紀』が成立して のち、日本の統治者が世論をコントロールするために始皇帝に倣って焚書を行ったのか、 判断するのは難しい。

道教が日本に東伝したのは、はやくは弥生時代にまで遡ることができる。卑弥呼がたず さわった「鬼道」とは、「鬼道によって民を教え、自らは師君と称した」(2) という張魯と 関係があると考えられている。実際、「容貌にすぐれ、兼ねて鬼道を行った。」(3) という張 魯の母の役割とはいっそうの類似が見受けられる。弥生時代の遺跡から出土している漢代 の神獣鏡は、道教の知識をすでに断片的に日本に伝えていた。古墳の副葬品の中で多く出 土する三角縁神獣鏡は、「東王父」と「西王母」のイメージが日本人に膾炙していたことを 物語る。

しかし、道教がイデオロギーとして日本人の間に受容され始めたのは、聖徳太子に端を 発してであり、7世紀中葉の斉明天皇に至って皇室に受容された。天智天皇を経てさらに天 武天皇に至って、日本の政治体制を構築する精神面での素材となったのである。

聖徳太子、593年から朝政を代行しており、『日本書紀』はその学問の源泉について、「兼 ねて未然を知り、内教は高麗僧恵慈に学び、外典は博士覚架に学び、すべてに通暁した」(「兼 知未然、習内教于高麗僧恵慈、学外典于博士覚架、并悉達」)と記している。ここでいう内

教とは仏教を指し、外典とは儒学・道家を指す。「兼ねて未然を知る」というのは、方術に 精通していたことを指しており、つまり、聖徳太子の学は三教にわたり、国家を治めるた めの思想的基礎となっていた。

『上宮聖徳太法帝王説』はその学問の淵源を述べて、「三玄・五経の旨味を知り、あわせ て天文地理の道にも通じた」としている。「三玄」とは『老子』『荘子』『周易』をいう(4)。 魏晋で「三玄」を談論した者は、「清談家」と称され、趙翼の『二十二史箚記』には「六朝 人は清談するのに、必ず塵尾のうちわを用いた」という説が見られる。後世、清談を「塵 談」と称しているのは、このためである。南朝の諸史を参照してみると、僧侶が仏教を講 説する際にも、塵尾を手にしている。注意すべきは、聖徳太子もまた麈尾を持して経を講 じており、その事実は『聖徳太子伝暦』(917 年)、推古十四年(606) 七月条に「天皇、太 子に詔して曰く『諸仏の説く所、諸経演じ竟わんぬ、『勝鬘経』はその説を具えず。宜しく 朕の前に、その義を講説すべし』と。太子は辞して奏す『臣ちかごろ、将に疏を制して、 その義理を思わんとす。適々いまだ通達せず』。伏して念うこと五・六日、旬に至る時、乃 ち、應に塵尾を握りて師子の座に登らんとす」とある。『法隆寺縁起並資財帳』(761 年)の 記載によれば、この麈尾は、「埿茎呉竹形、端銀継、并柜一合、表漆埿、裏丹埿」であり、 今日に至るまで伝えられている。

603年、聖徳太子は「冠位十二階」を制定した。唐初の張楚金『翰苑』が『括地志』を引 いて「倭国にはその官が十二等ある。第一は、『麻卑兜吉寝』であり、漢語でいう大徳であ る。第二を小徳といい、第三を大仁、第四を小仁、第五を大義、第六を小義、第七を大礼、 第八を小礼、第九を大智、第十を小智、第十一を大信、第十二を小信という」としている。 これによれば、「大徳」を「麻卑兜吉寝」の意味にとっている。「吉寝」とは「キミ」と読 み、漢字の「君」という意味である。「麻卑兜」には「マヒト」と読むべきであり、その意 味は「真人」を指し、「麻卑兜」と「吉寝」とを合わせて「真人君」と読むべきだと考える (5)。「真人」の一語は、『荘子』大宗師篇(6)に由来し、道教の体系中で地位の高い人神 であり、帝王の封賜を受ける。聖徳太子は人臣の長として、この道に精通していた人間で あろう。

604 年 4 月、聖徳太子は『憲法十七条』を制定し、中国の典籍を数多く援引している。た とえば第十条の「彼、是なれば、我、非なり。我、是なれば、彼、非なり。」等々というの は、文面から内容まで見て『荘子』斉物論篇の「自彼是非」論に非常に似ている。

道教が天皇と直接の関わりを持ったのは、おそらく斉明天皇に始まる。『日本書紀』斉明 天皇二年(656年)条の記載によれば、「さらに、嶺の上の二本の槻の木のかたわらに観を 立てて、両槻宮と名づけた。また『天宮』とも呼んだ」とある。ここでいう「観」とは道 観を指すはずであり、それゆえに「天宮」とも呼んでいるのである。

道教の最高神は天皇である。日本における天皇の称号については、推古十五年(607年) に建造された法隆寺金堂薬師如来像の銘文中に三箇所で「天皇」の語を使用している。こ のほか、7世紀初の『天寿国曼荼羅繡帳』にも「天皇」の文字が見える。大阪府藤井市の野 中寺(やちゅうじ)は、「丙寅年(666年)」四月八日と銘した金銅製の弥勒菩薩(半迦思惟 像)一体を供奉しており、その台座の銘文には、「中宮天皇」の文字が見える。大阪府柏原 市国分松岡山で出土した「船王後(ふねのおうご)墓誌」には、「治天下天皇」と記され、 その紀年は「戊辰年」であり、西暦 668 年と推定できる。「中宮天皇」や「治天下天皇」と いった表現から判断するに、当時、すでに「天皇」という語が出現してはいたが、まだ正 式の君主号とはなっていなかった。1998 年3月、奈良明日香村の飛鳥池遺跡から大量の木 簡が出土し、そのうちの一枚は「天皇聚露弘寅」(7)と判読することができ、一緒に出土し た木簡に「丁丑年」の紀年が見られ、天武天皇六年(677年)と推定できた。これが木簡中 に見られるもっとも古い「天皇」の称号である。しかも、この後の発掘では、「津皇子」(8) と書かれた木簡も出土している。「天皇」・「皇子」さらには「皇后」もあわせて使われるよ うになったことは、天皇が正式の君主号として確立したことは疑いえない。

『旧唐書』高宗本紀を見ると、道教を篤く信じた唐の高宗は、咸亨五年(674 年)八月、 皇帝・皇后を改めて「天皇」・「天后」とした。唐王朝が、帝王号を改めたとの情報の重要 性は、王朝が年号を改めたことにも勝るものがあり、周辺国家にいち早く伝わったであろ うし(9)、天武天皇が君主の称号を制定したのも、これと関連があるはずである。

天武天皇は道教の応用的技法に精通しており、『日本書紀』は彼が「天文遁甲を能くした」 と称し、その事跡の多くが、道教と多分に関連していることを伝えている。壬申の乱(672 年)では、天皇が行軍中に、「黒雲が、広さ十余丈にして、天を覆った」ので「燭を挙げて、 親ら式を乗り」、占って「天下二分の徴候であり、朕が天下を得るのであろうか」と述べて いる。ここでいう「式」というのは、道教で占卜に用いる道具であり、棗の木芯でつくり、 まわして吉凶を占う。また、即位の第四年(675年)、政局がやや安定すると、「初めて占星 台を造営し」て、「風神を龍田立野で祭った」。この一連の施策は、道教信仰と密接に関わ る。さらには、天武十四年(685年)、「百済の僧法蔵・優婆塞益田直金鍾を美濃に遣わし、 白朮を煎らせた」とある。白朮(おけら)とは、『神農本草経』といった道教医書に載って おり、やはり道士が珍重する仙薬の一種である。

天武在位十三年(684 年)、「諸氏の族姓を改めて、『八色の姓』をつくり、天下の万姓を 混じた」。八姓の首位に置かれた「真人」は、聖徳太子「冠位十二階」の首位に置かれた「真 人君」と、軌を一にするものであり、道教中の凡俗を超越した存在を称号に用いて、しか も皇室一族にのみに授与するように限定していた。これは、天皇と道教の関係が密接であ ることを物語る。

天武天皇が世を去ると(686 年)、奈良の薬師寺の「東塔檫銘」は、その崩御を「龍駕登 仙」と形容した。その諡号「天渟中原瀛真人」も、やはり道教色が濃厚である。「瀛」とは 道教で説かれる海外三神山の一つ瀛州であり、「真人」とは先に述べたように道教で高いラ ンクに位置する神仙である。この諡号は、天武天皇の思想・信仰をよく概括しているだけ でなく、同時に、日本における初期の国家イデオロギーのうちの道教的特徴をはっきり示 している。

日本の歴代天皇が宝蔵する「三種の神器」とは、いわゆる「八咫鏡」、「天叢雲剣」、「八 尺琼勾玉」である。福永光司は、「鏡」、「剣」を神器とし、道教の最高神である「天皇」の 象徴とするのは、六朝時代の葛洪『抱樸子』や陶弘景『真誥』に起源を有することを指摘 している(10)。実に「玉」もまた、道教において特殊な意味を持つ。多くは神仙を呼ぶのに 用い、例えば、侍者を玉女、玉郎、帝を玉皇、玉帝と称し、また、天上を玉京、玉清、地 上を玉闕、玉楼と呼んだ。

『養老令』神祇令によれば、毎年六月と十二月の末に、宮中で「大祓」(おおはらえ)の 儀式を行い、「中臣、祓麻を上御し、東西文部、祓刀を上り、祓詞を読む。訖えて、百官の 男女、祓所に聚集し、中臣、祓詞を述べ、卜部、解除を為す」。この儀式は天武天皇から始 まっており、道教の色彩が極めて濃い。『延喜式』巻八には、「東文忌寸部献横刀時咒」が 載せられている。

「謹んで請う。皇天上帝、三極大臣、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、 右西王母、五方五帝、四時四気。銀人を捧げて災厄を除かんことを請う。金刀を捧 げて王朝の永からんことを請う。」

「祈っていう。東のかた、扶桑に至り、西のかた虞淵に至り、南の方、炎光に至 り、北の方、弱水に至り、千城百国、精治万歳、万歳、万歳。」

(謹請 皇天上帝 三極大君 日月星辰 八方諸神 司命司籍 左東王父 右西王母 五 方五帝 四時四気 捧以銀人 請除禍災。 捧以金刀 請延帝祚。咒曰 東至扶桑 西至虞 淵 南至炎光 北至弱水 千城百国 精治万歳 万歳)

咒文の全編にわたって、道教の神仙と地名に溢れており、「銀人」によって災禍を消すと
いうのも道教方術の一つである。1980年、考古学者が、奈良時代の平城京壬生門遺跡から、
207枚の木製人形を発掘した。これらの人形は、おそらく「大祓」の儀式で銀人の代わりと
した用具であろう(11)。2003年6月、藤原京跡一帯で出土した銅製の線刻人形6枚は、一
緒に出土した木簡の紀年から推定するに、和銅二年(709年)前後の遺物である。

毎年元旦に、宮廷では「四方拝」の儀式を行う。天皇は、まず自分の生まれが属する星 を拝し、その後で一篇の祈祷文を読みあげる。この祈祷文は、『内裏儀式』と『江家次第』 に収録されており、その文は下のようである。

賊寇の中、我身を過度せよ。毒魔の中、我身を過度せよ。免厄の中、我身を過度 せよ。毒気の中、我身を過度よ。五兵口舌の中、我身を過度よ。五危六害の中、我 身を過度よ。百病除癒、欲する所、心に従い。急急たること律令のごとし。

(賊寇之中、過度我身。毒魔之中、過度我身。免厄之中、我身我身。毒気之中、
 過度我身。五兵口舌之中、過度我身。五危六害之中、過度我身。百病除癒、所欲、
 従心。急急如律。)(12)

最後の「急急如律令」だけを見れば、明らかに、道教の祈祷符で人を災厄から助けよう とするものである。日本では、多くの「急急如律令」と書いた木簡が出土しており、宮中 儀式から貴族階層に普及して、さらに民間風俗の中にまで浸透したのである。

先に、「天皇大帝」が太極北斗の化身であることをとりあげたが、そこからさらに「太一」 や「太乙」とも称されるようになった。7世紀後期に、「天皇」が日本の君主を呼ぶ正式な 称号となって以後、太一と関係のある信仰が広がり始めた。伊勢神宮で祭る天照大神は女 性神であり、太一はといえば男性神である。この食い違いはどう解決できるのか? 吉野 裕子によれば、天武天皇の時、伊勢神宮の真北に「白坎宮」を新たに造営し、これ以来、 千余年にわたって、ここで秘密に太一神を祭り続けてきたのだという。(13)

伊勢神宮で、二十年に一度、「遷宮」の儀式を行うとき、用いる木材にはすべて太一の字 が書いてある。かつて、各地から伊勢神宮に奉納品を運送する船には、いずれも「太一御 用」の旗が掲げられていた。毎年、6月24日に、皇大神宮の別宮である伊雑宮で「お田植 え神事」の儀式を行う際には、神田の西側にたてる大翳(おおい)に「太一」二字が墨書 されている。

すでに明瞭になったように、道教の宗派制度に類したものは、確かに制度として日本へ 伝わることはなかったけれども、道教に包含される哲学思想、科学技術、祭祀風俗が日本 へ伝わり、日本の神道が道教の精華を大幅に吸収して、道教が日本古代の政治体制、天皇 制に対して否定できない影響を与えたのである。仏教が日本に入ったのはあくまで「仏教」 としてであったが、道教は日本に入ると神道のうちに隠れることとなった。こうして、仏 教は日本に伝わったが、道教は日本に伝わらなかったというイメージが作り出されたので ある。

注

(1) 『旧唐書・高宗本紀』咸亨五年(674 年)八月条「皇帝、天皇と称し、皇后、天后と称す」(「皇帝称天皇、皇后称天后」)。『新唐書・高宗本紀』弘道元年(683 年)十二月丁巳条、「この夕、皇帝、貞觀殿に崩ず、年五十六、諡して天皇大帝と曰う。天宝八載、諡を天皇大聖皇帝に改む。十三載、諡を天皇大聖大弘孝皇帝に増す。」(「是夕、皇帝崩于貞観殿、

年五十六、謚曰天皇大帝。天宝八載、改謚天皇大聖皇帝。十三載、増謚天皇大聖大弘孝皇帝。」

(2) 『魏書』 張魯傳

(3) 『漢書』 劉焉傳

(4)『顔氏家訓・勉学篇』に「何晏・王弼、祖述玄宗……洎于梁世、茲風復闡、『荘』『老』 『周易』、総謂三玄」とある。

(5) 『日本書紀』中の「真人」の用例は、すべて「マヒト」と呼んでいることも傍証となる。

(6)『荘子・大宗師』にえがかれる真人は「寡(とぼ)しきにも逆わず、成(さか)んな るにも雄(ほこ)らず、士を謨(はか)らず」「高きに登るも栗(おそ)れず、水に入るも 濡れず、火に入るも熱からず」「其の寝(い)ぬるや夢みず、其の覚むるや憂えず、其の食 らうや甘しとせず、其の息するや深深たり」とされ、これはすべて凡俗を脱して神の領域 に足を踏み入れた超越者である。

(7)「露」字はぼやけており、「霖」字にも見える。

(8)「津皇子」とは、天武天皇の第二皇子「大津皇子」を指すのであろう。飛鳥池遺跡で はさらに「大伯皇子宮物〇大伴□…□品并五十□」、「大伯皇子・大伴」などの木簡が出土 している。

(9)韓国慶州で出土した金仁門碑文には「高宗天皇大帝」と刻まれており、年代は7世 紀末と推定される。『日本書紀』持統天皇四年(690)十一月十一日条「勅を奉じて始めて 『元嘉暦』と『儀鳳暦』とを行う」とある。日本あって70余年にわたって施行された『儀 鳳暦』については、中国ではその同名の暦書は見当たらない。これは儀鳳年間(676年-678 年)に日本に伝来した暦書で、高宗期における中日間の文化交流のルートが活発であった ことを物語っていると考える。王勇「唐暦在東亜的伝播(唐暦の東アジアにおける伝播)」 『台大歴史学報』第30期、2002年12月)

(10) 福永光司『道教と古代日本』(人文書院、1990年、11-12頁)

(11) 福永光司等『日本の道教遺跡を歩く』(朝日新聞社、2003年10月、128頁)

(12)引用文は、真宮常忠「神道祭祀における道教的要素」(『アジア遊学』特集「日本文 化に見る道教的要素」勉誠出版、2005年3月)。「免厄」とは「危厄」かと思われる。

(13) 吉野裕子『「易」「五行」と日本神話』 厳紹璗等主編『中日文化交流史大系:思想巻』(浙江人民出版社版、1996年12月、77頁)

2. 科挙制と日本

日中両国の古代の政治制度を比較する際、官吏選抜制度は重要な側面である。本節では、 科挙制度に焦点をあてて、日中両国の官吏選抜制度の面における相違と社会的影響につい て論述する。

1、 中国の科挙制度

科挙制度は、官僚を選抜する一種の試験制度であり、経済社会と文化がある水準まで発 展した所産である。中国ではすでに漢武帝の時に、一種の察挙制度がつくられた。漢朝の 初期には、二千石以上の大官と、十万銭の財産を保有し、かつ商人ではない資産家だけが その子弟を朝廷に送って「郎」とすることができた。これが、「任子制度」であり、「貲選 制度」である。高位の官僚は多く、これら二千石以上の子弟によって担われた。郡県の主 要な官吏は朝廷によって任命されたが、一般の官吏は長官に辟召(地方長官が私的に属官 を任用する制度)された。漢の武帝のときに、察挙制度が実施に移された。皇帝が臨時に 詔を下して賢良を察挙する特科と、郡国が毎年、孝廉を推挙する常科とがあった。漢武帝 はまた京城に太学を設け、博士弟子 50 人を置いて勉強させて、試験合格したものは官職を 授与する。このように、普通の庶民の子弟は察挙と学校を通して官職を得ることは、貴族 の世襲任命官から庶民の才能任官に変わった過程である。

後漢中期よりも後となると、察挙と辟召とは、有力豪族によって独占されるようになり、 最後には魏晋の九品中正制度に発展した。出仕して官職を与えられるには、両漢から行わ れている察挙や辟召といった過程を経なければならなかったが、察挙・辟召を受ける条件 はまず家柄であった。家柄が、官僚となる先決条件であった。

南北朝以来、有力士族が衰退するにつれて、能力に応じて官吏を選任するという課題が、 改めて提出され、察挙制度は再び重視された。南朝と北朝とはいずれも秀才・孝廉を推挙 する制度を復活させ、明経の推薦制度も、実施された。同時に社会では、私学が興り、国 子学も一般人民の子弟を受け入れるようになりはじめた。

隋朝が、成立して後、隋文帝が九品中正制を廃止し、州郡長官が属官を辟召する制度も 廃止した。各級の官吏は地方の属官も含めて、すべて中央が任免することとしたのである。 官吏の任用はもはや家門の制限を受けることがなくなった。

開皇七年(587)正月、「制州ごとに毎年三人を推挙する」(1)と定め、毎年実施する定期 的な選抜制度が正式に設立された。

隋文帝の時に定期的に行われた試験には、主に秀才と明経があった。秀才は、魏・斉・

梁・陳では主に文学の才能を試験した。北周が北斉を滅ぼして後、宣帝の宣政元年(578年) に「州に、高才博学の者を推挙して秀才とする」と詔し、才能・学問を秀才として選抜す る上での基準とした。隋に至って、秀才については「方略を試験し」(2) ており、さらに政 治的見識の方面についても要求されるようになったのである。

隋の煬帝が即位して後、秀才・明経科を残し、同時に新たに進士科を設立し、引き続き 孝廉の察挙を行った。

このように何百年という展開を経て、試験制度は隋煬帝の時に、いくつかの段階からな り、評価基準もそれぞれ異なった完全に体系的な制度となったのであり、国家が純粋に才 能・学問を基準として文士を選抜して官吏に任用する試験制度となった。科挙は、完全に 試験の成績によって選抜し、それ以外の付加条件はなにもない。科挙制度はついに、察挙 制度の母体中から脱けだし、しだいに唐朝以後の官吏選抜の中心的な制度となっていくの である。

唐朝の官吏選抜制度は、「選挙」制度と呼ばれる。「選」とは官吏の選授(官僚ポストの 割り当て)をいう。「挙」とは貢挙をいい、一般にいうところの「科挙」である。選挙制度 と結びついた制度として、そのほかには学校がある。唐朝政府は、各段階の学校によって 人材を育成し、科挙によって人才を選抜して、選授によって官吏を任用した。

唐高祖の武徳七年(624年)四月の一日、新たな律令を頒布した。令の二十七篇三十巻の 中、十は選挙令であり、十一は考課令である。選挙制度はこのときに最終的に固まったの である。

唐朝の官吏登用のコースは主に三種類がある。一は門蔭である。朝廷の五品以上の官員 の子孫は父祖の官位の高低に応じて、品階違いの官職を得る。門蔭は門第とは異なり、当 該王朝の高級官員に与える政治的特権である。第二は、雑色流入であり、主に、流外流入 である。流外官とは、中央各部門の吏(正規の官に含まれない下位の役人)であり、なに がしかの試験を経て、合格すれば、官職に選任するための試験に参加できる。第三が科挙 である。

唐代における官員の選授は、五品以上の官吏については吏部が指名し、宰相に送って審 議し、通れば、皇帝に上奏して批准を求め、そのうえで官職が授与される。『唐六典』巻二

「尚書吏部」に「五品以上は名聞をもって、中書門下に送り、制授をゆるす」とあり、こ れは開元十一年、政治堂を改め中書門下としてから後の制度である。これより以前は、政 治堂での宰相による審議を経ていた。五品以上の官は、授官に際してこれ以上評定は行わ れない。五品以上の官に評定は無いが、五品に入る前には、そのたびごとに評定を経るの であり、不断に昇進し続けてやっと五品に至るのである。しかも、官職を授与する前に、 やはり宰相の審議を経る必要があり、その上で皇帝に批准を求めることになる。その才学・

政治的実績に対して厳格な審査が行われるのである。

三品・五品となるには、一定の決まりがある。武徳から乾封に至るまで(618-668年)、 三品にのぼるのは特別な恩典によるものであって、一般の官員が三品となるのは困難であ った。五品に進む者は、銓選の際に進階の状況を調べて、もし従五品の下の階に進むこと ができる場合には、批准を申請する。この時点では、毎年、一定の定員だけという制限が あったが、しかし、官の履歴のない官員が何回の評定を経ていなければならないという制 限はなかった。武則天のとき、出仕任官してから後の評定を経由した回数に規定がつくら れ、以後、不断に増加した。五品となるために経由すべき評定の回数は、8回から12回に 増え、開元の時には16回以上に増え、しかも必ずまず六品以上の官にあって、本階は正六 品上であることが条件であった。三品に進むには、25回から30回以上まで増え、しかもま ず四品以上の官にあって、本階は正四品上でなければならない。これは、門蔭を通じて入 仕する皇親貴族や高官の子弟の昇進に対して、制約がよりいっそう強化されたということ である。

六品以下の官は尚書省が管轄し、そのうち文官は吏部に、武官は兵部に属する。これを 銓選という。

唐朝の規定では、一般の官員は、等級を飛び越えて抜擢されることはない。監察御史、 左右拾遺、大理評事それに県の丞・簿・尉等都畿官、清望官で、三度任用され10回以上の 評定を経たものだけが、品階を飛び越えて官を授けられる。流外や視品出身といった清流 でない者は、清資の官には任用しない。そのうち、中書主書・門下録事・尚書都事は、考 詞・使状を歴任し、清干・徳行・言語があれば、書・判・吏を兼用し、16回の評定を経た者 が、寺・監丞それに左右衛、金吾長史といった清資の官に任用されうる。(3)

官吏を選任するのに、唐朝には回避制度があった。「凡そ同事聯事および勾検の官は、皆 大功已上の親に注するを得ず」。(4)

銓選は冬十月上旬から下旬に始まり、春三月に終わる。

如何なる出身問わず、銓選のとき、職事官を授与する条件に足りなければ、散官を授与 する。四品以下、九品以上の散官は、吏部・兵部で当直にあたる。一回ごとに45日、当直 する。都省が人に符を送らせる場合、諸司が送らせる場合には、兵部・吏部の散官をわり あてる。二回以上当直してはじめて銓選に参加できる。及第しなければ、引き続き当直に あたり、多い場合でも6回を越えることはない。

唐朝は門下省に弘文館を設立し、太子左春坊に崇文館を設立し、皇族・宰相・尚書と一 部分の三級以上の高級官吏の子孫を受け入れて学生とした。

国子監はその下に六学を設置し、それぞれの学校が学生を受け入れるにあたっては厳格 な等級の制限があり、そのうち、国子学は文武三品以上と国公の子孫を受け入れた。太学 は四・五品以上の官吏と郡公・県公の子孫、四門学は六・七品の官吏と侯・伯・男と一部 の庶人の子孫とを受け入れた。

国子監・太学・四門学の学生はすべて二種の儒家経典を学ばなければならない。試験に 合格すると、尚書省に送られて貢挙試験に参加しなければならない。

唐代の科挙は常科と制科とに分かれている。

常科は、秀才・明経・進士・明法・明書・明算の六科からなる。常科に参加する受験者 には、館学の生徒と、自分で申し込み、州県で受験する「郷貢」とがいる。

明経は二種の儒家経典に通じていることが求められるので、二種の経典について試験さ れる。進士は、唐代の初期には、時事策五間が出題された。唐の高宗のとき、進士には雑 文二種の試験と、帖小経を加えることとした。中宗のときに三段階の試験が確立する。『唐 六典』巻四「礼部尚書侍郎之職」条によると、「凡そ進士はまず帖経し、それから雑文二種、 時事の策五条の試験をする。文は美しく内容のあるものが合格し、策は筋道が通ったもの が合格することになっている」。これは開元年間前後の制度である。雑文については、当初、 試験するのは士子たちが学び覚えた籤、表、銘、賦であったが、天宝年間(742-756)に なってから詩・賦のみを用いるようになった。

唐代の進士と明経は合格しても、出仕して官となる資格を得るだけであって、それだけ では官職を与えられない。官僚になるには、さらに吏部で銓選を受けなければならず、銓 試に合格して、そこでやっと官職を与えられるのである。

科挙出身者が官職を授けられるときの叙階法は「秀才に上の上で合格した者は、正八品 上。以下、順に一等ずつ下がって、中の上で合格すると従八品下。明経は秀才より降るこ と三等。進士・明法の甲種合格は、従九品上。乙種合格は、一等下がる。もともと恩蔭の 高位者で、秀才・明経に上で合格した者は、もともとの恩蔭の位階に四等を加える。以下、 一等ずつ降す。明経で二経以上に通じる者は、一経ごとに一階を加える。」(5)

制挙というのは、皇帝が臨時にコースを決めて実施する試験である。試験コースは非常 に多く、「才堪経邦科」、「文以経国科」などがあった。制挙は、一般人と在官者のいずれも が参加できる。制挙に参加するには、唐玄宗の開元年間より前には、推薦を経ることが必 要であったが、開元より後は自己推薦によって、自分で申し込み參加できるようになった。 制科に合格した後、一般人は「文章作文にすぐれた者は特別に名誉ある官を授ける。その 次のものは、出仕資格を与える」。現任の官僚はすぐに官職を昇進させる(6)。

唐代にあっては、科挙は官吏を選抜するいくつかのルートの一つにすぎなかった。時期 によって、科挙が官吏選抜と人材育成の上に占める位置と果たした役割は、それぞれ異な っている。

唐朝初年、科挙で毎年登用される人数は非常に少なく、科挙により出仕した官員もわず

かであった。大多数の官員は、門蔭による出仕や雑色流入であった。唐の憲宗(在位 806 -820年)になると、進士出身者は宰相や高級官員の中で絶対的な優勢を誇り、進士科は高 級官吏の主要な供給源となり始めた。これは中国古代の職官制度と選挙制度の歴史の上で 画期的な意味を持つ。

北宋(960—1107年)は唐・五代の科挙制度を継承した上で、さらに自らの特徴を形成した。開宝八年(975年)、殿試を正式に設け、皇帝が自ら審査にあたった。私利を目的とした不正行為を防止するために、太宗の淳化3年(992年)から鎖院制度を実施するようになった。試験の期間、試験官は貢院を出ることはできず、友人やその他の大臣と面会することも許されなかった。太宗の淳化三年から、殿試の試験答案を「封彌」、すなわち密封するようになった。後には省試や州試でも封彌するようになった。さらに真宗の時には、謄録制度を実施しはじめた。挙人の答案は、まず書吏によって書き写され、その上で試験官に渡されて審査を受けるのである。

宋朝では、太宗の太平興国年間(976—980年)から、進士合格者の中でも等級をつける ようになり、成績に応じて、それぞれ、進士及第、進士出身、同進士出身の三等として賜 り、合格順位の高下に応じて、直接に官職に任用した(7)。上位三人の昇進は大変に速い。 高級官員の大部分は進士出身であり、才能に応じて進士に選抜するという方式は北宋で完 全に実現を見た。

科挙採用者の定数は北宋においても拡大した。何度か受験して合格しなかった者に対し て、受験回数と年齢に応じて、礼部が特別にその名前を報告して、直接に殿試に参加させ た。合格か否かにかかわりなく及第か出身を与え、あわせて一定の官職を授けた。宋朝の 統治者は、科挙を官吏の選抜に用いるだけでなく、上層・下層の関係を調節し、多くの士 大夫を皇朝の周囲に篭絡することに、意識的に利用し始めたのである。

明朝は元制に倣い、科挙は院試・郷試と会試、殿試の三段階からなるものとした。科挙 に参加するには必ず学校の学生であるか国子監の監生でなければならなかった。学校は科 挙の準備をする場となった。

清朝の科挙はだいたい明朝を踏襲し、ただし制度がよりいっそう緻密になった。八股文 の形式もより厳格になり、字数にも制限が設けられた。

2. 日本はかつて、科挙制を模倣していた

大化の改新前後、日本人は、唐朝の統治思想・典章制度・科学技術のほとんどすべてを 学び、科挙制度もやはり学習と模倣の対象とした。

701年の『大宝律令』と757年の『養老律令』からわかるのは、日本の奈良時代には官吏を養成するために、中央に大学寮が管轄する大学を設立し、あわせて地方各国には、国司

が管理する国学を設立した。令に拠れば、大学の定員は400人であり、学生の入学資格は、 五位以上の官僚の子孫と、朝廷で長期にわたって文書記録の任務に従事した大陸移民「東 西史部」の子孫であった(8)。原則としては六位以下、八位以上の下級官僚の子弟で入学を 希望する者も入学できた。地方国学の学生定員は、国の大小にもとづき、大国では学生が 50人、上国では40人、中国では30人、小国では20人、みな郡司の子弟である。学生の年 齢は13歳から16歳であり、毎年、厳格な試験を行わなければならなかった。在学年限は 最長9年間、成績優秀者は国家の任官試験に参加できた。当時、国学から推薦された者を 「貢人」、大学から推薦された者を「挙人」と呼んだ。そのため、こうした国家試験が「貢 挙」と呼ばれており、これは唐朝と同じである。

「貢挙」の目的は、官吏を選抜することにあり、ことは重大である。そのため律令国家 では、法律によって一連の具体的な規定を設けている。貢挙試験は、官吏の評定や任命を 管轄する式部省(唐朝の吏部に相当)が直接に管理し、毎年一度の試験は、十月・十一月 に行われる(9)。国学からきた貢人は、国学の試験を通過しなければならないだけでなく、 地方長官の推薦をも受けなければならない(10)。試験の過程は、「すべて貢挙を受験する者 は、卯の刻に問題を与え、当日に解答を出さなければならない。式部が監督し、間に合わ ない者は、評価の対象としない。終わったら長官に答え、成績を確定した上で結果を告げ ること。」(11)

貢挙試験の課目と、評定の基準は、唐朝と基本的に同じであり、秀才・明経・進士・明 法などの科目がある。秀才は、「方略策二題を試験する」(唐朝の方略策五題より少ない)。

「文辞・内容ともに優れたものを上の上とし、文辞が優れていて内容が平凡であったり、 内容は優れていて文辞が平凡であるものを上の中とし、文辞・内容ともに平凡であるのを 上の下とし、文辞・内容ともにすこしだけ通じるのを中の上とし、文辞が劣り、内容に筋 が通らないものはすべて不合格とする」(12)。明経科の試験では、「『周礼』・『左伝』・『礼記』・ 『毛詩』それぞれ四条を試験し、そのほかの経書はそれぞれ三条、『孝経』と『論語』はあ わせて三条を試験する」。全部で十条を試験し、十条できているのを上の上とし、八以上で きているのを上の中とし、七条できているのを上の下とし、六条できているのを中の上と した。進士科の試験では「時務策二条を試験する」(唐朝の時務策五題より少ない)と帖読 (暗誦のこと。『文選上秩』から七帖を選び、『爾雅』から三帖を選ぶ)。時務策・帖読すべ てできたものを甲とし、時務策二条と帖読六帖ができたものをことし、それ以外はすべて 不合格とする。明法科の試験は唐朝と完全に同じであり、内容は「律令十条を試験する」。 すべてできたものを甲、八以上できた者をこ、七以下しかできなかったものを不合格とす る。

「選叙令」の規定では、試験に合格した者の中から人材を選抜して官職を授ける。選抜

の原則は、「秀才では、博学高才の者を取り、明経では二経以上に通暁した者を取り、進士 では時務に明るく『文選』『爾雅』を読む者を取り、明法では律令に通じた者を取る。いず れも品行・人格にすぐれ、評価と実際が一致した者でなければならない」(13)。当時、朝廷 の官吏の任官の順序は、先に位階を与え、それから任官した。試験の合格者のランクは、 秀才を最高とし、上の上で合格は正八位上に叙せられ、上の中の合格は正八位下に叙せら れる。明経科、進士科、明法科の順にランクが下がり、明経科の上の上は正八位下、上の 中は従八位上、進士の甲種合格は従八位下、乙種合格と明法の甲種合格は大初位の上、乙 種は大初位の下である。

律令時代の貢挙と官吏選抜制度の過程を検討してみると、実施細目の何点かは隋唐とい くらか違い、後からも変化が生じたが、基本原則と実施の順序は、唐朝とだいたい同じで ある。これは律令時代の日本が、隋唐制度の影響の下で、たしかに試験によって官吏を選 抜する制度を実施したことがあることを十分に示しており、単純に「日本には科挙は実施 されたことが無かった」というのは実際にはそぐなわない。

しかし、否定できないのは、日本には科挙が盛行されたことはないし、科挙による選官 制度も日本では長期にわたっては存続したという事実はないことである。802 年(延暦 21 年)太政官の奏文に見える所では、701 年に『大宝律令』が公布されて、貢挙制度が確立し て後、一百年間、比較的重視された秀才・明経二科でさえも、及第者はただ十数人を数え るだけであった(14)。そのほか、『類聚符宣抄』(15)の記載によれば、慶雲年間(704—707 年)から承平年間(931—938 年)に至るまでの二百三十年間、方略試によって採用された 秀才はわずか65 人だという。1177 年、大火によって大学寮を焼失し、国家のために官僚を 養成したり、科挙の準備を行う学校に相当する専門の機構がこれ以後存在せず、科挙は日 本の歴史舞台から姿を消した。

3. 日本の科挙制度はなぜ継続されなかったのか

科挙制度はなぜ、日本にあっては盛行されず、継続もされなかったのか? 根本的理由 としては、貴族勢力が強大であったことによって、日本では科挙を実施する社会的基盤を 欠いたからである。科挙が隋朝で初めて設置されたのは、魏晉南北朝以来の門閥世族制度 が衰退に向う背景のもとでのことであり、科挙制の出現は、世襲貴族が国家政権を独占す る状況をよりいっそう打破し、門閥世族の没落を加速し終結に向わせ、広大な中小地主と 平民に対して、科挙の階梯を通じての出仕という形で、公平な競争の機会を与えたのであ り、科挙は平等制を備えた官吏選抜制度であったと言えよう。

日本で、科挙を実施した時代は、まさに貴族勢力が上昇の途にある時期であった。大和時代から、日本には強大な貴族の優勢があり、貴族勢力は七世紀中期の「大化の改新」の

過程で弱体化させられたが、消滅したわけではなく、構造上、分化を起こして、規模の上 では大から小へ転じただけである。実際には、大化の改新から間もなく、貴族勢力は新た に結集しはじめ、一群の旧貴族が消滅し、また新たな一群の新貴族が生まれ、ますます皇 室に対抗できる実力を備えるようになった。それに律令国家の一連の政策も、貴族勢力の 発展のために助長作用を発揮した。これらの政策のうち、もっとも明瞭であるのは、天皇 の貴族に対する賜姓と「官位相当制」の制定であった。

いわゆる天皇の賜姓とは、天皇が貴族に対し授与するさまざまな「姓」によってその等 級の上下を表示することであり、姓を授与する基準は、貴族の出身、系譜、とりわけ皇室 との関係の遠近であった。こうした制度は本來、大化の改新より前に、朝廷が氏族社会の 秩序を守るために制定したのであったが、大化の改新の後、ほどなく、天武天皇の時期に 至ると、賜姓を復活させた。「唯序当年之労、不本天降之績」(16) であることを標榜したけ れども、実際には姓を得た者の多くは旧貴族であり、姓も、旧貴族が新たな社会的条件下 で爵位・官職と経済的利益を獲得するための拠り所となった。

「官位相当制」は、朝廷が統治の基礎を強化するために、朝廷の官員にその功績に応じ て爵位を授与し、さらに爵位に応じて官職を与える制度である(17)。律令国家では、「凡位 有貴賎、官有高下、階貴則職高、位賎則任下」(18)という原則によって、何品の者がどの官 職につくか明確な規定がある。最高位の「正一位」から最下位の「少初位下」に至るまで 30 ランクにおよぶ官位のうち、五位以上のものが貴族と呼ばれた(三位以上を貴と称し、 四位・五位を「通貴」と称した)。彼らは朝廷の最高官職を壟断し、例えば正一位・従一位 だけ太政大臣を担当でき、左大臣・右大臣を担当するには、必ず正二位・従二位が必要で あった。貴族は国家政治の大権を掌握すると同時に、俸禄・封戸・封地・課役免除などを 包括した経済上の特権をも享受した。

これらの制度は貴族勢力の膨張を加速し、直接に科挙制度の命運を決定した。平等の精 神を有する科挙制度は貴族の伝統とは大きな矛盾が存在し、そのため日本に根付くのは困 難であった。

まず、貢挙に参加したのは貴族・官僚の子弟であり、律令の規定によれば、大学と国学 の学生でなければ貢挙に参加する資格はなく、大学と国学への入学者には厳格な身分上の 制約があった。「大学生は、五位以上を保有した者の子孫、東西史部の子孫がなり」、「国学 生は、郡司の子弟がなる」のであり、一般平民の家庭の子弟は、入学の資格さえなく、「挙 人」「貢人」として国家の任官試験に参加するなどというのはまったく問題にすらならない。 これは根本的に、平民が官吏登用ルートに乗るための道を完全に塞いでしまっており、日 本の科挙の受験生の来源も中国とは異なっている理由でもある――――大学寮からの「挙 人」と地方国学からの「貢人」とがいるだけで、「郷貢」(学館を経由するのではなく、ま

ず州県の試験を経て、合格した後に省試に参加する受験者)はいない。

その次に、科挙の選官と蔭位制が直接に衝突することである。蔭位制とは、貴族の子が、 父親の位階に応じての官位が得られることである (19)。選叙令の規定によれば、五位以上 の貴族にはすべて蔭位の資格があり、三位以上の貴族にはさらに孫を蔭位することができ る。一位から五位までの貴族の子はそれぞれ従五位下から従八位下までの官位を蔭位とし て得られ、一位から三位までの貴族の孫は正六位上から正七位上までの官位を蔭位として 得られる。唐代において一品官の子が、正七品上だけに叙せられたのに比べて、日本貴族 は手厚く優遇されている。位があれば、おのずと対応した官職と官位に応じた物資的利益 を得ることができる。蔭位制度によれば、「五位以上の者の子孫は、二十一歳になると、太 政官に通達して、蔭にあわせて位階を与え」られ、容易に割合に高い官職を得ることがで き、しかも、「業の修了とは関係なくすべて通達せよ」というのである (20)。比べてみると、 科挙試験で最も優れた成績をとった秀才の最高位でも、正八位に任ぜられるに止まる。貴 族としての家庭的背景を持たない下級官僚について言えば、最低位の少初位から従八位下 に昇進するまで、32 年を要する (21)。貴族中最低に位置する従五位下の官位でさえ、位子 (六位以下八位以上の下級官吏の嫡子)や無官無位の白丁出身者は、30年から50年かけて も到達できなかったものである (22)。菅原道真(845-903 年)は、日本における科挙を通 じた任官者の一例である。菅原道真は 870 年に式部省の方略試で合格し、正六位上に叙せ られており、これは科挙による選抜の結果であるようにも見える。実際には、菅原道真は 867年にすでに正六位下に叙せられており、これは祖父菅原清公が従三位だからである。律 令の「三位の蔭は孫にも及び、子よりも一等を降す」という規定に照らしてみれば、菅原 道真が正六位下を得たのは蔭位の結果であり、科挙合格の結果ではない。貴族の子弟は、 何の努力を要することなく官位を得ることができるのであり、辛い環境に身をおいて勉強 をする必要などないのである。だから当時の貴族の子弟は、進んで大学寮に入って勉強す ることはなかった。このために平城天皇は 806 年(大同元年) に敕令を出し、諸王と五位 以上の子孫満十歳の者に、「すべて大学に入り、それぞれの専門ごとに学習させた」(23)の である。このことからわかるのは、貴族制度のもとで、大学寮に入らなければ任官できな いというのは、東西史部と六位以下の下級官僚の子弟だけであり、かれらは苦しい勉強を 経たとしても、貢挙試験で良い成績をとった後でやっと位に叙せられ(叙位の年齢は25歳 以上であり、貴族の子弟の蔭位の年齢より高い)、任官できるのであり、しかも多くは下級 官職を担当するということである。統計によれば、奈良時代の74年のうちで、三位以上の 公卿は全部で 112 人であり、そのうち家格の低い貴族の出身者は7人いるだけである (24)。 このような社会環境のもとでは、科挙制度には何ら実際的な意義は無い。もちろん、貴族 の子弟が科挙に熱心でなかったことは、彼らが勉学を好まなかったということを意味する

わけではない。事実上、当時の多くの貴族家庭は教養と学問にとても注意をはらい、その ため、奈良・平安時代には、貴族文化が非常に繁栄した。

第三に、官職家業化は貴族の世襲化をより徹底したものとした。日本にはもともと「族 姓によって国を立てる」という伝統がある。大和時代にあっても、それぞれに決まった職 業に従事する氏姓集団が社会の基本単位であり、その首領一氏上(うじのかみ)一が朝廷 と地方の官吏であった。大化の改新より後、律令国家はすでに分化していた氏姓集団を、 家を単位として国家の統治機構に組み入れており、世襲的に一定の官職を担当させて、家 を朝廷の公務に従事する機構とし、それによって官職家業化の状況を形成した。『類聚符宣 抄』巻九「方略試」承平五年8月25日条の「寛平(889—898年)以後、儒後・儒孫だけ、 父祖の業を相承く」という記載が物語っているのはこうした社会の現実である。たとえば、 貴族菅原氏は、もともとは陶器を製造する土師の出身であり、大和の国、菅原の伏見村に 居住していたことから菅原氏と改称し、学者として朝廷に仕えた。その中でも、後人から 「学問の神様」と尊ばれた菅原道真は右大臣の官に至り、その子孫もみなその伝統を受け

継いで、学問・文章を家職として朝廷に奉仕した。清原氏と中原氏は太政官少納言局に属 する大外記(秘書局)の職をほとんど独占し、そのうち、中原氏の「局務の家」としての 家職はずっと江戸時代まで維持され続けた。藤原氏は、より官職家業化の典型的代表で、 その始祖は大化の改新の功臣、中臣鎌足であり、天智天皇はその居住地の名称(大和国高 市郡藤原郷)にちなんで藤原姓を賜ったのである。その次子藤原不比等は、その父の遺志 を継承して、国家の中央集権化に尽力し、律令の制定に参与し、しだいに朝政を左右する 重臣へと成長していった。平安時代になると、藤原氏の勢力はさらに大きくなり、摂関政 治体制を樹立し、朝政を独占的にとりしきった。ある人が統計したところでは、10世紀初 期から12世紀末まで、合計395名の公卿中、265人が藤原氏の出身者であり、67パーセン トを占めた(25)。幕府時代に入ってのち、藤原氏は、さらに分裂して順番に摂政関白の職を 担当し、貴族中の最高位を占める「五摂家」へと分裂した(26)。律令国家の官職と官庁は特 定貴族の家が世襲して包括的に運営し、科挙制はこれによって完全に存在の必要性を失っ た。

中国の科挙制は、貴族の歴史を終わらせたが、日本の貴族勢力の強大さは、中央集権体 制の崩壊と同時に科挙制を終わらせた。幕府の時代に入って後、武家が政治を行い権力を 独占し、身分制度は日増しに強化され、近世社会に至って越えられない士農工商の牢固と した身分制度を形成した。このような社会条件のもとで、すでに科挙を通じて公開・公正 に官僚を選抜する必要も無く、その可能性もまったくなかった。この面から言うならば、 日本に科挙制度が無かったというのも客観的な事実である。

4. 科挙が存在しなかったことの日本社会の発展に対する意義

日本にはたしかに科挙制が存在したけれども、日本の封建社会の大部分は科挙の無かっ た時代である。さらに分析を進めるなら、科挙の存在しなかったことが日本社会の発展に 対して与えた影響はさらに大きなものがあるとわかる。

第一に、実用主義的教育の発展は科挙が無かったことと関係がある。科挙制度は二つの 次元の機能一試験と官吏選抜一を有している。試験は形式であり、官僚選抜は実質である。 つまり、科挙は教育制度として、また官吏を選抜する政治制度として二重の機能を有して おり、しかも教育は官吏選抜の基準でもって統制・実施された。実際上、教育と試験はす でに科挙の付属物へとなりさがっていた。人々は試験に合格して官僚になるために、四書 五経を飽きるほど読み、社会の現実から遠く遊離し、科挙制下の教育は人々に「有用の心 力を、無用の時代の文章に消耗」させた(鄭観応の言葉)。(27)

日本で科挙の無かった時代に、試験を通じて身分を変えたり、社会的地位を上昇させる という可能性はなかったので、教育の政治面での功利的性格は大幅に弱められた。統治階 級の武士にせよ、被統治階級の一般民衆にせよ、知識を学ぶ目的は、自らが従事する職業 に必要な技能と生存能力を身につけることであり、実用性が知識をはかる最高の価値とな った。たとえば戦国時代の武将である多胡辰敬が家訓の中で、字を書き文を作ることがで きないことの不便を数え上げて、「もし重要な機密の含まれた書簡が来たとして、自分が読 めなければ、人に読んでもらわなければならず、そうすれば秘密が漏れてしまう」。だから、 「若いうちに、朝晩練習して、実地に文を学ばなければならない」。それから、14 世紀中期 に成立した『庭訓往来』は、最初に武家の子弟が用いた入門的教科書のはしりであり、全 部で 963 個の単語の中で、その大多数が衣食往来、職業、仏教信仰、武器、養生といった

方面の内容であり、貴族的教養や文学方面の内容は61だけである。まさにこうした色濃い 実用性によって、『庭訓往来』は後に庶民教育にも受け入れられ、近代教科書体系が成立す るより前の最も主要な教材となった。五百年の間の改版・重版は、400回にものぼった。知 識の実用性は、実用主義教育の発展をうながし、江戸時代になると、幕府直轄の学校と藩 の学校といったこれら武家の子弟のための教育機構の他、郷校・私塾・寺子屋が全面的に 開花し、なかでも平民教育の機構である寺子屋では実用的原則が貫徹され、農家の子弟に は生産と農業に関連した知識が教えられ、商人の子弟には読み・書き・そろばんが教えら れた。たとえ、教学の内容に儒家の経典からとりいれたものが少なからずあっても、教養 に対する期待にすぎない。士農工商それぞれの階層に知識を得る願望と必要があり、江戸 時代の庶民教育事業は急速に発展し、寺子屋だけでも一万五千余所があり、近代教育の発 展のために堅実な基礎を固めた。

第二に西方文化が伝播したことは科挙が存在しなかったことと関係している。科挙で人

材を登用するというのは、その意図は悪くないのだが、試験科目が儒学の範囲内に限られ ており、四書五経と儒家経典中で主張されている価値規範とに精通して試験に参加した人 でなければ、名声と地位を得ることはできない。こうして儒家経典は知識分子にとって必 修の、甚だしきは唯一の課程となり、科挙の内容は社会公認の学問標準となった。これよ りほかには社会科学・自然科学はいずれも軽視された。受験するものはただ儒家経典の条 文を習得するだけで、創造を必要とせず、価値観は相当に統一され、社会文化の活力を不 足させるに至った。西学東漸の過程にあって、大多数の科挙出身の知識人は外部世界に対 して関心を持たず、排斥しさえしたのは、まさにこれが原因である。魏源が編集して西方 世界を紹介した『海国図志』は、1854 年から 1856 年まで日本で 20 数種の版本が出版され、 日本の幕末期の知識人に影響を与えたが、その本国ではかえって理解者を得ることが困難 であった。

儒家思想は、早くに日本に対して影響を与えたけれども、江戸幕府の時代になってから やっと官学化された。科挙制度が無かったために、人々は試験のために、中身の乏しい読 書をする必要もなく、儒学の形式化や硬直化を回避することができた。知識人は儒学を研 究することに関心を持ち、どのようにすれば儒学が社会秩序を維持する上でより效果を持 つかを探求したのであった。人々は、それぞれの角度から儒学を認識・解釈し、改造し、 それぞれの説を主張したが、中国のように儒家文化が長期にわたって独占的に優位を占め るという状況には至らなかった。同時に、科挙が存在しなかったことと、厳格な身分制度 の存在により、勉強して官僚になるという道は完全にふさがれており、そのため中国の士 大夫からは「末技」(余技)と見做されていた科学研究に、関心を注いで取り組むこととな った。西方文化が日本に流入したとき、知識人は、大いに新鮮さと好奇心を感じ、進んで 積極的に研究を行った。オランダ語とオランダ医学を中心とする蘭学が日本に伝わってま もなく、独立した学問体系として発達し始め、そのまま極めて影響力のある専門的職業へ と発展した。こと医学について言えば、漢方医学が正統の医術であったが、一部の蘭学家 はこれに拘らず、オランダ人を通じてヨーロッパの医学に触れ、新しい研究のネットワー クを打ち立てた。蘭学家は西方の医学書籍を数多く翻訳しただけでなく、重要な創造的成 果をも得たのであった。たとえば、産科医賀川玄悦は正常胎位を発見し(1765 年)、大矢尚 斎は腎臓機能の実験を行い(1800年)、華岡青州は全身麻酔を発明しており、近世日本の医 学界が世界に誇りうる三大事とされている(28)。蘭学家の貢献によって、当時の日本人の 西方文明に対する認識水準は、同時代に依然として科挙に浸っていた中国人の水準よりも はるかに高かった。立身出世に心を奪われることなく、西方文化・技術の研究に専心した 大勢の知識人が存在したことで、自国や東方の国家と、西方国家との距離が日増しに人々 に認識されるようになり、幕末にあって、日本が外来の圧力に直面したときに、すばやく

西方の挑戦に適応し、蘭学を洋学へと拡大発展させ、西方の軍事技術と政治制度を研究す ることができた。最後には積極的な開国を選択して、明治維新の過程において一連の改革 を実施し、こうして、日本はアジアに先駆けて近代化を実現した国家となったのであった。 この観点からいえば、日本に科挙がなかったのは幸運であった。

第三に、尚武精神の形成は科挙が存在しなかったことと関係がある。隋唐期に科挙制度 が確立したことは、漢代以来の封建士大夫の社会・政治における地位を強固なものとし、 彼らを中国の政治舞台の主役とした。これにより、文人たちは、同じ書を読み、同じ目標 を持ち、共同の道徳的基準と共同の利益を有して、学問一科挙一出仕というのが彼らに共 通の人生コースとなった。読書人も、教育・社会全体も、文学・詩文と経学とに偏重し、 人文的教養を栄誉とし、尚武を恥とした。このような普遍的な価値志向は、中国が長期的 に弱体化の趨勢にあった原因の一つである。

日本の歴史上、中国の士大夫階層に相当するような統治者の地位を占める知識階層を形 成することは長い間なく、さらに早々と科挙制度を終結させ、「万般皆下品、唯有読書高」 という価値観念は受け入れられようがなかった。武家社会に入ると、武芸を立身の手段と し戦闘を職業とする武士階級が統治階級となった。武士は平安貴族の文弱ぶりを軽蔑し、 武勇と忠誠とを重んじ、主君のためには身命を投げ出すことすら惜しまなかった。彼らが 権力を握って後、とりわけ江戸時代の治世にあって、自己の修養を強調し、文武両道を兼 ねることを説き、多くの武士が知識人へと転化を果たしたけれども、尚武の精神は一貫し て日本社会の中心的な傾向であり、武士の中心的な価値志向を決定しただけでなく、一般 の日本人に対しても相当に大きな影響力を持った。「花なら桜木、人なら武士」という文句 は、幕府時代には全人口の十分の一に過ぎない武士が、民衆の尊敬と模倣の対象となって いたことを意味している。江戸時代には商人・地主で、武士の家門を買い取ったり、養子 として武士の家の後継ぎとなって武士となろうとする者も少なくはなかった。庶民の家訓 の中で、しばしば子弟に武を学ぶことを勧める内容を目にする (29)。

第四は、科挙の無かった時代における人材育成の機構である。科挙制度は平等性を備え た人材選抜制度であり、社会に向って、大きく門戸を開いており、貧富や家格の高下を問 うことなく、誰もが参加できた。相対的に平等な機会を前にして、「朝には田野人、暮には 朝堂に登る」というように、競争を通じて立身のコースに乗ることは決して夢ではなかっ た。この制度は、本来は非常に合理的であり、人材の尊重を体現していた。だが、科挙制 度による人材選抜が、儒家経典と文学辞章を唯一の標準としたために、これが各階層すべ てが「龍門に登る」「合格リストに名前を連ねる」(30) ことを人生最高の価値とし、士農工 商の分業についても「士が最上位で、農がこれに次ぐ、工商がまた次ぐ」という普遍的な 価値判断を形成し、中国社会の各階層相互の間での流動性を高め、それぞれの業種が持続 的に発展することが困難な状況をつくりだした。

科挙制度が日本で終結したのは、偶然の現象ではなく、根本の原因は、科挙制度の平等 精神と、貴族の家系がすべてを決定するという伝統との懸隔が大きかったからである。貴 族社会にせよ、武家社会にせよ、身分が至上であり、権利が世襲されるというのが、揺る がし難い原則となっている。身分制度と世襲制度は、社会的エリート層が、絶え間なく新 陳代謝されることを阻害するものであり、制度としては、公平性を備える科挙制度に遠く 及ばない。しかし、日本に科挙が存在しなかった時代の人材というのは、多元的な発展を 見せており、身分制度の厚い壁は社会の流動化を妨げ、農・工・商は庶民階層として身分 を改変することはできず、政治の領域に足を踏み入れることはできなかったけれども、経 済の領域は彼らのものであって、武士階層には手出しすることが難しかった。このため、 客観的には、発展の余地が存在し、士農工商それぞれの領域で、夜々としてみずからの職 業につとめることが可能であった。江戸時代に、農業は発展を遂げ、農民の中には豪農へ と成長するものもおり、商業はさらに繁栄し、商人は巨大な財富を手にした。それぞれの 領域から、多くのぬきんでた人才が輩出され、社会全体が「各々、その所を得て、各々、 その分に安んず。」という多元的な追求が見られた。

中国以外の国家にあっては、日本は朝鮮(958年開始、1894年廃止)・ベトナム(1075年 開始、1919年廃止)に先駆けて科挙制を実施したが、いちはやく科挙制を終わらせた。「科 挙文化圏」と称される国家が、近代以来、相次いで、西方列挙の植民地あるいは半植民地 へと転落する中、はやくに科挙制を廃止した日本がこの命運を回避したことが、はたして 偶然であるのかどうかという問題は、科挙制を創出した中国人にとって一考に価するもの である。中国の研究者としては、日本における科挙制の開始のみに関心を向けるよりも、 その廃止に注意を向けることのほうが重要であり、意義があるであろう。

注

- (1) 『周書』巻七「宣帝紀」
- (2) 『隋書』巻七十六「杜正玄伝」
- (3) 『唐六典』巻二「尚書吏部」吏部尚書。
- (4)『唐六典』巻二「尚書吏部」吏部尚書侍郎。
- (5)『唐六典』巻二「尚書吏部」吏部郎中条凡叙階之法。
- (6)『通典』巻十五「選挙三・歴代制下」
- (7) 『宋史』 選舉志一

(8)「東西史部」とは、『令集解』によれば、「皇城の左右に居在す、故に『東西』と曰う。 前代以来、奕世継業、或るいは史官と爲り、或るいは博士と爲る。因りて、以って姓を賜 い、これを史と謂う」という。『新訂増補国史大系 23 巻・令集解上』(吉川弘文館 1943 年 版、444 頁)

(9)「令集解」の考課令「凡貢人」条に、「諸国の貢人、朝集使に従いて十月・十一月京 業に至る。かくのごとくして、大学挙人、十月・十一月挙ぐべし」。『新訂増補国史大系 24 巻・令集解下』(吉川弘文館 1955 年版、650 頁)

(10)『養老令』考課令「考貢人条」:"凡贡人。皆本部长官。贡送太政官。若无长官。次官 贡。其人随朝集使赴集。至日皆引见弁官。即付式部……"。井上光貞ら編『日本思想大系3・ 律令』(岩波書店、1976年、302頁)

(11)『養老令』考課令「考貢人条」、同上、302頁。

(12)『養老令』考課令「凡秀才条」、同上、300頁。

(13) 『養老令』 選叙令、同上、277 頁

(14) 802 年(延暦 21 年)太政官上奏「建法以降、殆向百歳、二色出身未及数十」。『新増補国史大系 23 巻・令集解上』選叙令(吉川弘文館、1943 年、506 頁)

(15)『類聚符宣抄』巻九「方略試」承平五年(935年) 8月25日条:"谨捡案内,我朝献 策者,始自庆云之年,至于承平之日,都卢六十五人。元庆以前数十人,多是名其家者也。 宽平以后,只有儒后儒孙,相承父祖之业。不依门风,偶攀仙桂者,不过四五人而已"。《新 订增补国史大系27卷·类聚符宣抄》,吉川弘文馆1936年版,249页。

(16) 加藤玄智『古訓古語拾遺』(錦正社、1941年、25頁)

(17)『令集解』官位令。『新訂増補国史大系 23 巻・令集解上』(吉川弘文館、1943 年、3頁)

(18) 『令義解』官位令。『新訂増補国史大系 23 巻・令義解』(吉川弘文館、1939 年、3 頁)

(19)『養老令・選叙令』に規定するところでは、「凡五位以上子出身者、一位嫡子従五位下、庶子正六位上。二位嫡子正六位下、庶子及三位嫡子従六以上、庶子従六位下。正四位 嫡子正七位下、庶子及従四位嫡子従七位下上、庶子従七位下。三位以上陰及孫、降子一等」 とされる。『日本思想大系 3 律令』、280頁

(20)『令集解』学令、『新増国史大系 23 巻·令集解上』460 頁

(21) 関晃「律令貴族論」、『岩波講座日本歴史・古代3』所収(岩波書店、1976年、50頁)

(22) 野村忠夫『律令官人制度研究』(吉川弘文館、1967年、279頁)

(23)『日本後紀』平城天皇大同元年6月10日条、『新訂増補国史大系3巻・日本後紀』(吉 川弘文館、1934年、67頁)

(24) 矢木明夫『身分的社会史』(評論社、1969年、114頁)

(25)『玉葉集解・補注』http://www.toride.com/~sansui/materials/kanezane/mokuji02.html

(26) 五摂家とは近衞家、九条家、二条家、一条家、鷹司家をいう。

(27) 夏東元編『鄭観応集』(上海人民出版社、1982年、291頁)

(28) 阿知波五郎『医学史点描』(思文閣出版、1986年、192頁)

(29)「武芸の練習、粗忽にすべからず」(商人本間家家訓)、「武を練り、文を学び、力を 品格の修養に到す」(浜口家家訓)

(30)『龐氏家訓』、叢余選注『中国歴代名門家訓』より引用。(東方出版、1997年、255頁)

三. 唐日の律令制度と土地制度

古代、中国を中心とする東アジア文化圏にはいくつかのはっきりとした特徴があった。 すなわち漢字、儒学、仏教、律令制である。うち、前の三つはいずれも精神文化の範疇に 入り、律令制だけが政治制度の共通性を具体化したものである。律令制の実質は国家制度 であり、法律体系の形をとって表現される。

この法律体系は後に中華法系と呼ばれた。中華法系は唐代までの発展過程で成熟にむかっていった。唐代の法律体系は主に律令格式により構成され、「律、以って刑を正し、罪を 定め、令、以って範を設けて制を立て、格、以って違を禁じ邪を正し、式以って物を軌し 事を程す」(「律以正刑定罪、令以設範立制、格以禁違正邪、式以軌物程事」)(1)。律令格式 は、「為政の本」であり、中でも特に律令を基礎とする。唐代の律学生は「律、令を専業と し」なければならず、「格式、法例」は単に「兼習する」対象であった。(2)

唐代のこうした成熟した法律体系は速やかに周辺へと伝播していった。このときの日本 はちょうど部民制の末期で、制度改革を進め新たな国家を建設する必要に迫られていた。 このため全面的に唐朝の制度、特にその法律体系を学ぶことが急務であった。「大唐国は、 法式の整備された珍しい国である」(3)という語が反映しているのは、当時における日本の 唐朝法制についての認識である。

唐朝律令制度を受け継いだ日本の古代国家は、後に「律令制」国家と呼ばれたが、その 意味はつまり律令が国家のすべての制度を規定するということである。しかし唐朝は律令 制国家と呼ばれることはほとんどない。その原因は次のいくつかの点にある。第一に、中 国国家を支えるのは律令、すなわち「法」だけでなく、「礼」をも含む。礼は伝統社会の規 範として、国制中に占める比重は甚だしく大きい。日本は直接礼を受容しなかったために、

「律令法」の語で国家制度の全体を表している。第二に、律令の「律」は刑法として、中国の帝制期を通じて存在しており、ある特定の時代に限られる特徴ではない。この他、唐朝について言えば、その基本法は律令格式であるが、日本は先に律令を編纂し、後で格式を編纂し、時代に前後の違いがある(4)。実際には、最も根本的な原因は、古代中国におい

て皇権を至上とする「天子に非ざれば礼を議せず、度を制せず、文を考さず」(「非天子不 議礼、不制度、不考文」)(5)という理念にある。いわゆる「律令」は皇権統治の手段に過 ぎず、皇権政治の下位に位置づけられるにとどまる。(6)

しかし、他の王朝と比べると、唐朝の「律令」の位置づけは、確かに他の王朝より高い。 この意味では唐代も「律令制」時代と呼びうる(7)。こうした呼称を用いることで、自ずか ら日本の「律令制」国家とある程度、比較する余地が生まれる。

当然、厳密に言えば、唐朝の「律令格式」は完備した法律体系であり、「律令」だけを切 り離すことはできない。ここで単に「律令」を取り上げるのは、主に日本の「律令制国家」 に対比させるためであり、同時に「格式」に対して、「律令」は「律令格式」体系全体の基 礎だからである。同時にわれわれは、ここで行う比較が 8 世紀初期以前の「律令」に限ら れることを指摘しなくてはならない。この後、特に 9 世紀以降、唐朝では『格後勅』の役 割が次第に大きくなる。一方、日本では三代の『格式』と礼儀書を続けて編纂し、拡大さ れた律令制が登場し、官僚制、天皇制、礼儀制などを「唐風化」し、また唐朝から学んだ 「格式法」を深化させる新たな段階が現出した。(8)

「律令制」下の唐律(『唐律疏議』を代表とする)と日本律(『養老律』を代表とする) を比較すると、両者は基本的に同じであることがわかる。日本律は相対的には簡略で、量 刑もわずかに軽い。この他、風俗、信仰などに基づいて、唐律の中の同姓結婚の禁止と、 男女の道士への優遇という条項を除いている。(9)

「律令制」下の唐令(輯録、復原された唐の『開元令』を代表とする)と日本令(『養老 令』を代表とする)を比較すると、その差異が、『律』相互の差異よりも大きいことがわか る。これは『令』の規定する対象が国家制度だからである。中国古代における歴史の発展 が唐代に至ると、各制度がいずれも総括、完成の段階に入り(当然同時に突破や変化もは らんでいる)、社会は進歩し繁栄を見た。このときの日本社会は相対的には遅れており、唐 朝を模倣してはいるものの、国家の性質には大きな隔たりがあった。そこで『令』を制定 する際には、少なくはない削除と調整が行われた。(10)

唐と日本の『令』を具体的に比較するのに、目次から見ると、日本令では唐令の『祠令』 を『神祇令』に、『封爵令』を『継嗣令』に改め、新たに『僧尼令』を設け、『鹵簿令』を 削除した。このほか、唐令の中の「戸令-学令-選挙令」という順序を、「戸令-田令-賦 役令」に変えた。この改変が加えられたのは、中国では「九品官人法」以来、戸令が官人 の出仕と関係する基盤であったのに対し、日本では戸令を、民衆を統治する基盤として位 置づけていたからである。

唐と日本の令の内容からは、おおよそ以下のことが指摘できる。(一) 唐令の先進的な内容を備えた令文を、日本令は体系的にそれを移植し、ほぼ完全に受け継いでいる。例えば

『医疾令』や『学令』などである。(二)日本令は、唐朝の礼制を日本の方式で具体化して いる。例えば『衣服令』については、日本令には天皇の服装に関する規定がないのは、日 本の天皇の正装は白い「布帛の衣」であり、唐朝皇帝の服飾とは大きく異なるからである。 また『喪葬令』は、唐令には皇帝が臣下の死に対して哀悼の意を表する「挙哀」の条があ るが、日本令には無く、日本では臣下の側から天皇に対しての偏面的な義務があったこと を反映している。(三)日本は唐朝の高度に発達した官僚政治体系を取り入れたが、当時日 本には古い伝統が依然として存在しており、令文中では氏姓制の特徴と、畿内の豪族や地 方共同体の背景が多く現れており、官僚制の不成熟度を反映している。例えば日本の『職 員令』の中で、東宮に関する規定は唐朝のものより簡単で、これは日本の皇太子が朝政に 参与することができなかったからである。日本の『儀制令』には太上天皇の呼び方につい ての規定がある(唐令には無い)ことは、日本の太上天皇が譲位した後もなお天皇の大権 を握っているからである。制度上で二人が皇権を掌握しうるように規定されているのは、 唐朝では想像できないことである。日本の『公式令』を見ると、当時にあっては、口頭伝 達方式の官僚制を採用していたことが示されており、行政法式が原始的であったことを反 映している。その他、日本の『儀制令』では臣下の天皇に対して名乗る姓名を規定してお り(唐令では「臣」と称するよう規定)、氏姓制秩序が残っていることを表している。日本 の『假寧令』では「假」を在京官に限定しており(唐令の規定では「内外官」も包括する)、 日本の官僚制度の影響が及ぶ範囲は「在京諸司」だけであることなどを反映している。(四) 経済制度の面で、日本は屯田制・差科制を実施しておらず、賦役制度も異なるため、『田令』、 『賦役令』、『雑令』には唐令と異なる点が多くある。例えば、日本令では「庶士」、「雑職」 などの「諸色人」に対する規定の無いことが顕著な例である。(11)

唐令は元代以降しだいに散逸し、後世の人々がその全貌を理解することができなくなっ た。日本の学者は日本令を研究するために、その母体である唐令について百年の長きにわ たり収集、復原作業を行い、『唐令拾遺』と『唐令拾遺補』という二冊の大著を出版した。 1999 年、中国浙江省寧波市の天一閣博物館で発見された北宋の『天聖令』は、当時施行さ れていた宋令のほかに唐令の原文も付載されていたために、唐令の本来の姿を再現するこ とが可能となり、これにより日本令の研究が推進された。例えば、唐『賦役令』を復原し たことで、日本の『賦役令』は日本令の中で条文の組み合わせの変更が最も大きいと言え ることが発見された。租の規定は、唐『賦役令』から日本の『田令』田租条へ移されてい る。歳役と庸の規定、冒頭の「調」と繋いで、第4条へと移され、唐令後半の歳役、差科 に関する規定は全て雇役についての規定へと改変されている。また、日本の『喪葬令』第 17 服紀条は、以前は、日本で『唐礼』の内容に基づいて制定したものと考えられていたが、 天聖令が発見されて後、唐令に「服紀」の内容(令の附属とされる)が附載されていたこ

とが証明され、このことから、日本の『喪葬令』のこの第 17 条はおそらく、『唐礼』に拠 ったのではなく、なお『令』から取り入れらたのであり、つまりは、当時の日本は唐令の 範囲内で「礼」の要素を吸収したが、『唐礼』を取り入れたわけではなかったということが わかったのである (12)。新たに発見された北宋の『天聖令』は、唐宋の令を研究するための 重要な資料であるだけでなく、唐宋の制度を研究するために価値の高い資料であり、また 唐と日本の『令』の差異を比較する上でも極めて貴重な資料である (13)。

まとめると、唐と日本の律令制には共通する部分もあるが、異なる部分もある。日本令 の唐令に対する関係は、ある点では表面的には同じでありながら実は大きく異なっており、 またある点では、表面的に異なりながら実際には非常に色濃い継承関係がある。以下に論 じるところの、『田令』に見られる唐の均田制と日本の班田制との比較はその一例である。

衆知のように、日本では大化の改新の後、班田制度を実施しており、多くは唐朝の均田 制度を踏襲するものであった。中国・日本の研究者は、これまでに、両国の『田令』につ いて、多くの比較研究を行った。しかし、相互に共通点と相違点が見られるとして、共通 点と差異のいったいどちらを主として見るべきであるのか? 相違している箇所は、根本 的な差異であるのか? 原因は何であるのか? こうした問題は、過去の研究にあっては、 完全には解決されてなかった。近年、寧波の天一閣で新たに発見された明抄本の唐・開元 『田令』は、唐朝の均田制研究についてだけでなく、唐と日本の『田令』の比較研究につ いても重要な意義を有している。

1. 唐·日『田令』の条文の順序と基本的内容の比較

前世紀の初期に、中田薫・仁井田陞が、日本「養老令」の条文の順序と内容にもとづい て『唐令』の復元を行い、重大な成果をあげた。後に、日本の学者のある者は、『田令』な どの篇では、『養老令』が『唐令』の順序を改変したのであると考え、『通典』に記載され た『田令』の条序から唐の『田令』を復元すべきだと主張した(14)。われわれは、明抄本に 残された「唐令」十二篇と「養老令」で現存している対応条とを比較した結果、今本『令 集解』に収録されている「倉庫令」「医疾令」両篇の逸文を除いては、その他の各篇では、 二者の条文の順が基本的に同じであることを証明した。養老の『田令』と復元された開元 『田令』の条文の順序は基本的に一致しており、このことから、『通典』に記載された開元 『田令』の条文順序には混乱があり、『通典』を根拠として養老『田令』が『唐令』の順序 を改変していると断定できないことがわかる。(15)

現存の養老『田令』条文は全部で 35 条であり、復元された開元『田令』の条文は全 60 条である。養老『田令』条文は、唐『田令』の条文の二分の一強しかないけれども、その 基本的な編纂体系は開元『田令』と同じである。開元『田令』の条文は、以下のように分

類できる。すなわち、田畝面積類、民戸受田類、官人受永業田、園宅・売買・賃質類、土 地収授類、公廨田・職分田類、屯田類である。35 条からなる養老『田令』もこのように分 類でき、配列の順序は同じである。開元『田令』条文の類別と順序は当時の土地が主に官・ 民の私田と、官田と軍事的な屯田であったことを反映している。養老『田令』が反映して いるのもこの三種の土地である。ただ、日本は島国であり、唐朝の辺境地域のような大規 模な軍事的性格の屯田は存在せず、専らに皇帝に供奉するための「御造食料田」だけあり、

「畿内官田」と称されていた。日本の明法家はこれを解釈して「屯田」であるとし、その 管理には唐朝の屯田制度を採用していた。(16)

養老『田令』の編纂体系と開元『田令』の編纂体系とでは異なる点がある。その第2条 「田租条」は、「開元令」では「賦役令」に属している、養老『田令』第11条の「公田租賃 条」と第33条の「外官新至任条」は、開元『田令』中にはなく、おそらくは唐朝の「格」 「式」の規定から採ったと思われる。養老『田令』第5条の「職分田条」は、開元『田令』 中の「在京諸司職分田条」に近く、第6類職分田類に配されるはずであるのに、第3類官 人受田類に配されている(17)。それらは、後世、伝写していく過程で誤って写されたのか、 それとも、もともとの令がこうであったのかはっきりしない。

養老『田令』の内容編纂に関して、「唐令」条文からの取捨のしかたというのは、「全部 採用」「部分採用」「合併・分割」「取実捨虚」「簡易化」に分類できる。養老『田令』のこ うした編纂方式が示しているのは、当時における日本の法規編纂者が、『唐令』の内容と施 行状況を実によく理解しており、うまく日本の実情にあわせて、『唐令』よりも簡便で実施 しやすい法規を制定したということである。そのうち、唐『田令』の条文を「全採用」「部 分採用」「合併・分割」したのが比較的多いのは、園宅・売買・賃質類、土地収授類、公廨 田・職分田類である。「取実捨虚」「簡易化」が比較的多いのは、民戸受田類、官人受田類 である。条文によっては直接に唐『田令』の条文を採用しており、条文の官名・田地名が 日本の官制・戸籍法の名称に合致するように改められた条文もある。養老『田令』が、唐 『田令』と内容編纂上もっとも明らかに異なっているのは、養老令に制定されている「す べての田を六年に一度分け与える」法、つまり、後世にいうところの「班田制」である。「班 田制」の内容は、基本的には唐朝における均田制の実施状況に沿っているが、唐朝の法規 と日本の実状とを結びつけた特徴は際立ってあらわれており、直接に「唐令」を襲用した ほかの条文とは異なっている。このことについては、両国の古代田制を研究するときに特 に注意しなければならない。

2. 日本の班田制と唐朝の狭郷授田法

唐・日の田制の異同問題は、井上光貞らの共著『律令』で「日本の班田法は中国均田制

中の限田制的側面を切り捨て、一定標準にもとづいて田を授受する側面のみを継受した」 としている(18)。しかし、一定の標準額にもとづいて授田するという制度は現存するところ の魏・斉・周・隋・唐の田令の中には、全部見当たらない。このため、唐・日の田制の民 戸授田制度の上での相違という問題については、もうすこし考える必要がある。

(1) 唐・日の民戸授田制度の基本的に同じ点

唐朝の均田制と日本の班田制は、民戸授田の規定に関しては、下のようないくつかの基本的な共通点がある。

一、唐・日『田令』は、いずれも民戸に一定の数量の田地を授与すると規定しており、
 土地を持たない、ないしは僅かしか保有しない民戸も規定にもとづいて官庁の保有する「公
 田」を授与するよう申請できた。

二、唐・日『田令』はいずれも、「戸絶田・逃死戸田あるいは本人が亡くなり戸内で譲与してあまりが出た土地は、官庁に返還し、別に分配しなければならない」と規定している。

三、唐朝の地方官府は、毎年授田するときに「部内で総計して、人数に応じて田を授け る」(19)、つまり、官府が毎年、把握している「公田」にもとづいて、現存している「欠戸 田」の中で平均的に授田し、足りないものについては、寛郷で遥授した。日本は六年に一 度の分配であるが、授田の時には、唐朝と同じく、「その郡の田を通算して、均等に授与し」

「所在の見地を以って均しく給する。」(20)

四、授田の優先順は、唐・日いずれも、課役者を不課役者より優先させ、また、土地の 無い者を少ない者より、貧者を富者より優先させている。

このことから確かめられるのは、均田制と班田制とが民戸に授与するよう規定している 土地は、いずれもいわゆる「公田」であり、民戸の主人ある私田ではない。民戸の土地で 官府に返還するというのは、戸絶田・逃死戸田と、身内が亡くなったり、戸の内部で譲渡 したあとのいくらかの剰余の剰田である。このことから、唐・日の官府が定期的に民戸に 収授していた土地というのは一部の民戸の一部の土地に限られていた。彼らが実際に民戸 に授給できる土地は必然的に甚だ少ないものであり、毎回、一人につき平均数畝の地を与 えただけで、多くはなかったはずである。おのずと、授給する土地は分散され、何里、何 十里から百里におよぶまで位置の離れたものもあった。

唐朝『田令』が規定するこうした授田法の目的は、膨大な農民が最低限の数量の土地を 保有する状態を維持することにあった。官府によって無主の公田を平均的に処理したのは、 有力者の土地併合や民戸の間での土地紛争を防止するためであった。日本の班田制は基本 的にはこうした立法精神を受け継いでおり、この点からすれば、両国の田制は、基本的に 一致しているというのはその通りである。

(2) 日本の民戸の授田額は、唐『田令』が規定する民戸の授田額よりはるかに少ない。

唐朝の武徳から開元年間までの『田令』の規定では、寛郷の地区は、一丁男・中男ごと に永業田 20 畝、口分田 80 畝、狭郷の地区では永業田 20 畝、口分田 40 畝(以上はどれも 唐畝)、となっている(21)。日本の養老『田令』では、「6 歳以上の男子には口分田二段(お よそ4 唐畝に相当)、女性はその三分の一を減らす」と規定されている(22)。唐朝では、丁 男・中男・老男と寡妻妾が田を授与され、小男と寡婦妻妾以外の婦女と奴婢は田を授与さ れなかった。日本では6 歳以上の男・女・奴婢はすべて受田した。唐朝の規定は占田の限 度額であり、日本の民戸で田を与えられる対象が唐朝より広いということを考え合わせて も、養老『田令』の規定する男女一人一人への授田額はやはり非常に少ない。男子一人に つき、およそ、今の3 市畝(だいたい4 唐畝)ほどしかなく、女子については今の2 市畝 しかない。日本における民戸の授田額がこのように少ないことは、日本に固有の規定であ るのか、それとも唐朝の均田制度と継承関係があるのか、この問題は両国における田制の 実際の施行状況から比較分析する必要がある。

現在の研究がすでに明らかにするところでは、唐朝の均田令が規定している寛郷と狭郷 での丁男・中男の受田額は、土地占用の上限額であって、実際の受田額ではない。各県府 は均田令を実施するときに、現地で授田を請求する標準額を制定した。例えば、高昌地区 は狭郷であり、授田申請額の標準は、一丁男・中男ごとに 10 畝、老・寡などは4唐畝であ った(戸主である場合は五唐畝)。高昌県崇化郷は、神龍三年(707年) 点籍様 (23) に記載 された 31 戸の授田状況の統計によれば、受田すべき人は全部で 50 人、全受田数は 286 唐 畝である。戸ごとで最も多く受田している者で、25 唐畝、もっとも少ない者で 2.5 畝であ り、平均すると一戸あたり 9.22 唐畝、一受田口あたり 5.72 唐畝である。寛郷地区、たとえ ば敦煌県では、実際に授田申請する標準は、一丁男・中男あたりおよそ 20 畝である。同県 について、武則天の大足年間から玄宗の開元・天宝年間に至るまでの戸籍に記載された 33 戸の授田状況の統計によれば (24)、全体で受田口は 66人、受田は 1455 畝である。戸あたり の受田額の最も大きいのは 91 唐畝、もっとも少ないのは7 唐畝であり、平均して一戸あた りの受田は 44.09 唐畝であり、受田口一人あたりの平均は 22.04 唐畝である。両地区の統計 によれば、唐朝の地方官府は、現地の実際にもとづいて受田標準を制定していたことにな る。ただ実際の占田がこの標準に達しないいわゆる「欠田」戸であってはじめて、官府に 公田の授与を申請できるのである。この占田標準を越えているものは、このうえ土地を要 求することはできない。しかし、購買など、その他の方法を用いて、土地を増やすことも でき、その場合の占有地面積は田令の規定する丁男あたり 100 唐畝(狭郷だ 60 唐畝)を上 限としていた。地方官府の授田申請の標準額は、基本的に該県の人口と土地との平均によ って算出する。他の史籍の記載によれば、10 唐畝という標準は、おそらく一般的な狭郷地 区で用いられていた授田の標準額である。

日本における実際の授田状況について、日本豊前国仲津郡丁里大宝二年籍に記載された 14 戸の受田状況の統計によれば(各戸の受田する町・段数は中国の現在の市畝に換算して おり、段より下の歩数は平均値に算入していない)(25)、14 戸は合計 592 畝を受け、一戸の 平均は 42 .28 畝である。受田口は全部で 247 人であり、平均して受田口一人あたり 2.39 畝 である。男性の受田口だけを数えれば、平均して一人あたり 5.01 畝を受田している。日本 の一戸の人数は唐朝の戸より多く、上に挙げた 14 戸も一戸平均 20.9 人であり、唐朝の一戸 あたりの平均人口の四倍である (26)。各戸の受田口を、唐朝の受田制度と年状制度(丁中制 度)に依って、丁男・中男・老男と寡妻妾などのみを数えるとすると、上に述べた 14 戸の うち受田口は 90 人だけであり、平均授田は一人あたり 6.57 畝である。唐代の一畝は、今の 0.786 畝にあたり、上の 14 戸の受田の合計を唐畝に換算すると 753 畝、平均して一戸あた り 53.78 唐畝であり、90 人は平均して 8.36 唐畝を受田していたことになる。

日本の丁里の各戸の受田状況からわかるのは、各受田口の平均受田数は、基本的には、 養老『田令』の規定する受田数に近くなる。各戸の受田口と畝数を唐制で計算すると、高 昌崇化郷の受田状況と近い。

日本の丁里の各戸を唐制そのままに計算すれば、その受田口一人あたりの平均受田数は、 高昌崇化郷の一人あたりの受田数より2.64 唐畝多いだけであり、10 唐畝を超えない。この 額は、敦煌県における受田口一人あたりの平均受田数よりもずっと少ない。この比較分析 から確認できるのは、日本の班田制が定めている民戸の受田額男子一人2段(今の3 市畝、 4 唐畝)というのは、基本的には唐朝の狭郷地区の実際の受田申請標準を採用しており、 唐朝の寛郷地区の実際の受田申請標準を用いてはいなかった。それは、唐朝の各県が実際 の授田申請標準によって平均的に田を授与した方法を採用するのみであって、唐『田令』 中の寛郷・狭郷における占田の最高限度額に関する規定については採用しなかった。

上の比較の結果は、唐・日の田制の異同・性質と施行状況を認識する上で、重要な意義 がある。長らく、唐朝の均田制施行問題研究については、戸籍上に記載された民戸の「已 受田」が、どこで見ても、本来授与されるべき田数に足りないがために、終始、大きな分 岐が存在した。日本の学者は50年代に、大谷文書に含まれる高昌地区の退田・還田と関係 する文書を公開し、その地では一定の標準にもとづいて実際に土地の還授を行っていたこ とを証明した (27)。しかし、かなり多くの学者が、これは高昌地区に特有の規定であり、 一般化できる事例ではないと考えた。研究によれば、唐朝の各県府が均田制を実施すると き、確かに現地の実際の受田標準額を制定しており、それはあまねく『田令』の限田額よ りはるかに低かった。日本の班田制と唐朝の均田制との比較を通じて、日本の授田法が基 本的には唐朝の狭郷授田法の移植であったことがわかるのである。このことは、翻っては、 唐朝の各県で確かに授田標準額があったこと、またこの標準にもとづいて本当に唐朝の各 地で施行されていたことを証明している。官府が毎回、民戸に対して実施する土地還授の 数額が非常に小さく、普通は数畝にすぎず、民戸の戸籍上に登記された「已受田」はおの ずと全部が官府から授けられた土地ではなく、その他の来源があったはずである。特に占 田が当地の受田申請標準を超過した民戸は、その土地はかならず購入などの方式を通じて 獲得したはずである。こうした状況は、唐朝が均田制を施行した時期であれ、日本が班田 制を施行した時期であれ、すべて同じであり、単純に民戸の土地を国有地と見なすことは できない。

(3) 日本『田令』はなぜ民戸には「口分田」だけあり、「永業田」が無いと規定するのか。

唐と日本における民戸の授田制度のはっきりとした違いというのは、唐『田令』が民戸 に授給する土地として、ロ分田と永業田との二種類を規定しているのに、日本『田令』が 民戸に授給するよう規定している土地として、ロ分田があるだけで永業田が無いことであ る。永業田は唐朝の均田令が規定する民戸の受田の中でもかなり重要な位置を占めており、 それは、民戸が私有権を有する土地を、法律の上で認めたということである。日本の班田 制は基本的に唐朝の均田制を襲用しており、ロジックの上では、永業田の規定が存在する はずである。日本『田令』が、永業田という分類を行っておらず、民戸に授給する土地を すべて「ロ分田」としているのは、あきらかに理由がある。

唐朝『田令』の永業田に関する規定は、授田の対象が一律ではないために、庶民の永業 田と官人の永業田(勲官の勲田を含む)とに区分されている。庶民の永業田の相続につい て、田令では、「世業の田は、本人が亡くなれば、戸を相続した者に授ける」(「世業之田、 身死則承戸者便授之」)、「先持った永業そのものは、口分に通充す」(「先有永業者、通充口 分之数」)と規定しており、つまり、受田者はもし自分が亡くなったり、「老免」の年齢に 至れば、その永業田は、戸内のその他の受田口に相続、譲渡され、余りがあれば官府に返 還するということである。官人・勲官の永業田は、田令に「諸々の永業田はすべて子孫に 伝え、収授には含まれない。たとえ子孫が罪を犯して除名となっても、その相続する土地 は返還しない」と規定している。通行本の『通典』に記載された開元二十五年『田令』は 文字に脱漏があり、条文の順序にも混乱があるため、これまでの研究者の多くが、この条 の規定が庶民の永業田にも適用されると誤解してきた。『唐六典』の記載によって、この条 が官人の永業田にのみ適用され、民戸には適用されないことを完全に証明できる (28)。民戸 の永業田は、受田者本人が亡くなって戸内で回授することを認めはするけれども、余りが あれば官府に返還しなければならない。官人の永業田については、『田令』に、「すべて子 孫に伝え、収授の限度額に含まれない。たとえ、子孫で罪を犯して除名された者も、承け た土地は返還しない」(「即子孫犯除名者、所承之地亦不還」)子孫は完全な相続権を有して いると明確に規定している。

しかし、唐朝『田令』の、永業田・口分田の区別については、実質的には、一種の形式 となっていた。トルファンで出土した各種の土地文書によって、二種類の土地の厳格な区 分は主として戸籍の上に存在しており、その他の文書では二種類の土地を厳格には区別し ていないことが明らかになっている。しかも、戸籍上に区分された永業田・口分田は、主 に二種類の土地の数額であり、民戸の実際の土地区分ではない。

唐朝の狭郷地区では、一丁男・中男あたりの受田は非常に少なく、永業田・口分田の区 分に実質的な意味はあまり無い。たとえば、高昌地区の民戸の授田はといえば、現地の授 田申請の標準額は 10 畝であり、『田令』に規定された狭郷の丁男・中男が受けるはずの額 の六分の一でしかなく、20 畝の永業田の二分の一しかない。このことから高昌で発見され た退田・給田文書と戸籍文書のうち、ほぼすべての民戸の土地が永業田を有するだけで、 口分田は無い。しかし、現地の多くの官私文書はこの種の永業田を常に「口分」「口分地」 「ロ分田地」と称している。何件かの文書には、以下のように記載している。「大女張和妻 口分常二田畝半在臨川城」(29)「(上)件人口分地去城遥遠……」(30)「大智家兼丁、先欠口 分不充……」(31)「為検括高昌県百姓口分訖申事」(32)。これらの文書でいう「口分」「口分 地」というのは、広義でいうところのそれであって、一人あたりの受けるべき田を一般的 にいうのであり、『田令』で規定している狭義の丁男一人あたり受けるべき 80 畝の口分田 をいうのではない。これによれば、唐代の民戸の土地は、実際には、永業田・口分田の区 別がなかっただけでなく、狭郷地区では、永業田に属する土地が、直接に「口分地」「口分 田」と称されているのである。翻っていえば、狭郷地区の民戸の受田にはほとんど「口分 田」が存在せず、これらの地区で通常いうところの「ロ分田」というのは、戸籍上に登記 された「永業田」を指していることになる。

日本『田令』の規定では、「六年に一度、班田し、本人が死んで田を返還するものは、班 田の年に至ってから収授する」(33) としている。『令集解』の関連する注釈によれば、受田 者本人が死亡すれば、その口分田はすべて官府に返還する。唐『田令』で規定するところ では、受田者本人が死亡すれば、永業田は戸内で継承され、口分田は官府に返還される。 日本の民戸には口分田があるだけで永業田が無いということは、日本『田令』の「本人が 亡くなれば田を返還する」という規定が意味するところは、日本の民戸の土地は、唐『田 令』の口分田の「官府に返還する」規定を採用しており、その性質は同じだ、ということ である。しかし、『令集解』では明法家の疏を引いて、「問『唐令』云『其退田戸内、有合 進授者、雖不課役、先聴自取、有余収受者』。今国家『令』省其文、未知何處分? 答、上 条云『当家之内、少口分應授者、聴回給者』然则于是『令』亦虽不得设,先听给当处也。」 (34) としている。「令集解」の注釈が引用しているこの条の唐『田令』は、何箇条の令文か、 引用文が正確であるかどうかはっきりしなかったために、これまで研究者に重視されてこ なかった。現在、新たに発見された開元『田令』第27条「収授田条」には、一字も違わず この句があり、この句を省略した養老「田令」条文は第23条の「班田条」に相当する。こ れは、唐・日『田令』における民戸の土地収授の解釈について、決定的な意義を持つ。唐 朝の民戸の土地は、授給・返還の方式が異なる永業田と口分田とに分かれてはいるけれど も、実際に実施するときには、いずれも「先ず自分の分を取るのを許し、それ以外を収受 する」(「先聴自取、有余収受」)という方式であった。日本の民戸の土地は、すべて「本人 が亡くなれば官府に返還する」口分田であり、令文は「先聴自取」一句を省略しているけ れども、実際に「本人がなくなれば、田を返還する」規定を執行するときには、『唐令』の 「先ず自分の分を取るのを許し、それ以外を収受する」(「先聴自取、有余収受」)の方法を 同様に実施していたのである。このことからわかるのは、日本の口分田は受田者が亡くな ったらすべて官府に返還するのではなくて、唐朝の民戸の永業田・口分田の還授と同様に、 戸内で譲渡することを許していたのであり、実質的には唐朝の民戸の土地と区別が無かっ たということである。

高昌地区における民戸の土地の還授状況は、日本『田令』の口分田についての還授規定 が、唐朝の狭郷地区における民戸の永業田の還授と同じであったことを特に示している。 高昌県における民戸の退田簿上に記載された「退田」は、すべて「永業田」である。その うち、死絶戸・逃死戸・移戸の退田以外に、さらにいわゆる「剰退」地がある。この「永 業田」と表示された剰退地は、戸内で受田者が死に、戸内のほかの人に回授して余りが出 て、官府に返還した土地である。日本の班田制では基本的に「死者の口分も取り、生きて いる者に益を授ける」(35) が、戸内で回授してあまった田畑を官府に返還してから収め改め て授田するので、全部を官が収納してしまうわけではない。

その次に、唐『田令』の規定では、「諸庶人で、本人が亡くなり家が貧しく喪礼を行えな い者については、永業田を売却することを許す」(「諸庶人有身死家貧無以供葬者、聴売永 業田」)とされており、口分田は、狭郷から寛郷に遷る場合にのみ売却することが許された。 開元25年『田令』は、口分田を売って住宅・邸店に充てることがゆるされている。官人・ 勲官の永業田については、すべて売却を許している。これはつまり、永業田は一般に売却 することができ、口分田は自由に売却できない、ということである、こうした規定は、高 昌のような狭郷地区では、現地の民戸が自分の土地を売却することができることを意味し ている。なぜなら、彼らにはふつう口分田がないからである。日本の『田令』は民戸が「田 宅園地」を売買することを許しており、唯一の制限は、寺院への売却の禁止である(36)。こ れは、日本の民戸が受けていた口分田は、唐朝の高昌狭郷地区における民戸の永業田に相 当しており、唐『田令』が規定するような売買の制限された口分田ではないということで あり、そのため売買の規定では唐『田令』の永業田についての規定と同じなのである。

日本の民戸の受田と、唐朝の狭郷民戸の永業田とが同じであるなら、なぜ、『田令』では 永業田と称していないのか。これは、日本『田令』が、唐朝均田制から実際の運用面を採 り入れたのであり、その形式主義や法律上の仮構的な面については、採らなかったからで ある。唐代では、民戸の永業田と口分田には実質的な区別がなく、戸籍上に登記するとき、 二者は互換可能であった。ただ、その半面、完全に子孫へと相続して、永久的に所有でき るわけではない。特に、狭郷地区では、土地が少なく、人口が多いので、受田の不足は深 刻であり、官府が決定する授田申請標準額も非常に低く、永業田は原則的に本人が亡くな れば返還しなければならず、すべてを子孫に相続させることはできなかった。このように して、これらの地区では民戸の永業田はすでに「永く世業と為す」という元来の意味を喪 失し、法律上の仮構的な名称を残すだけであった。

日本の『田令』は、唐朝の官人や勲官の永業田についての規定を採用したわけではなく、 唐朝の官人永業田を「位田」に、軍人の勲田を「功田」に改称した。官人の位田は、死亡 時に返還しなければならず、軍人の功田は功勲の大小に応じて、それぞれ、「功勲の大なる ものは代々世襲し、功勲の上なるものは三代まで伝え、中なるものは二代まで伝え、小な るものは子に伝えるだけである」(「大功世々不絶、上功伝三世、中功伝二世、下功伝子」) と規定した (37)。唐・日の『田令』を比較してわかるのは、日本の『田令』が私人の占田の 方面で、大きく改変しているのは、官人・軍人の土地世襲権を制限している点である。言 い換えれば、日本の『田令』は、唐朝よりさらに厳格に官人の土地占有を制限しており、 大功があった者の功田以外は、基本的に、永久的な世襲を認めなかった。こうした状況は、 おそらく日本では土地が少なく、基本的には唐朝の狭郷授田法を実施したことと関係があ り、日本における旧来からの村社公田制度の伝統とも関係があるだろう。日本では、民戸 の土地と官人の土地はいずれも永久的な世襲ではなく、『田令』も必然的に「永業田」の語 を採用しなかった。日本の民戸口分田の還授・売買・相続は、唐朝における狭郷の民戸の 永業田と同じであるけれども、日本の『田令』は実際を第一として、有名無実な「永業田」 の語を採用せず、唐朝にあって狭郷地区で一般的に用いられていた広義の「ロ分田」の語 を用いた。

上に述べた所をまとめれば、日本における班田制と唐朝均田制の民戸授田に関する規定 は、基本的に同じである。その差異は、班田制は均田制に規定された丁男一人あたりの占 田上限額 100 畝(狭郷では 60 畝)を採用しなかったことのほか、主として均田制の規定す る寛郷授田法を採用せず、狭郷授田法を採用したことにある。唐朝の令、格、式は後世、 散佚してしまったので、その狭郷授田法について詳細を知ることはできない。高昌地区で 発見された均田制と関係する文書は、狭郷で施行された均田制の実例である。しかし、こ れは特殊な制度であって、一般化することはできないと考える学者が少なくない。今、日

本の班田制度と比較してみると、班田制の民戸授田と関わる規定は、唐代の史料中には見 られなくなっている狭郷授田法であることがわかり、高昌の狭郷地区で施行された均田制 と完全に照らし合わせることができる。この比較の結果が確実なものとなれば、唐・日の 田制の異同をより深く検討し、唐・日田制の性質と施行問題を解決する上で、十分に益す るところがあるだろう。

注

- (1)『唐六典』巻六「尚書刑部」(中華書局、1992年)
- (2) 『唐六典』巻二十一「国士監」
- (3) 『日本書紀』 推古天皇三十一年条
- (4) 水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『法社会史』(山川出版社、2001年)
- (5) 『宋史』巻一五二「刑法一」

(6)中国の歴史教科書ではこれまで「律令格式」を法律制度のうちに位置づけており、 国家制度、政治経済制度の中では論じていない。

- (7)しかし、一般的には「律令時代」と呼ぶだけで、「律令国家」とは呼ばない。
- (8)前引「法社会史」の大津徹執筆「格式法の歴史的意義」一章。

(9)劉俊文・池田温主編『中日文化交流史大系:法制巻』所収の劉連安「唐法の東伝」(浙 江人民出版社、1996年)

(10)日本学者の一般的見解としては、全体として「大宝令」は忠実に唐令を継承する傾向があり、「養老令」は多くの調整をほどこしており、それぞれの令に異なる傾向がある、 と考えられている。

- (11)以上で述べた唐日令の異同は、前出『法社会史』中、大津透執筆の第一章、大津透 「北宋天聖令の公刊とその意義」(『東方学』一一四輯、2007年)
- (12) 大津透「北宋天聖令の公刊とその意義」
- (13) 詳しくは『天一閣蔵明抄本天聖令校証』(中華書局、2006年)

(14) 仁井田陞著・池田温等編「唐令拾遺補」第二部「唐令拾遺補訂・田令」・第三部「唐 日両令の対照一覧・田令」(東京大学出版会、1997年)を参照。

- (15)『天一閣蔵明抄本天聖令校証』を参照。
- (16)『令集解』巻十二、田令、置官田条集解、新訂増補国史大系普及版、1980年
- (17) 『令集解』巻十二、田令
- (18) 井上光貞『律令』「口分田沿革」条補注、岩波書店、1980年第五版、571頁
- (19)『唐律疏議』巻十三、戸婚律疏議 中華書局点校本、1983年
- (20)『令集解』巻十二、田令、口分田条・還公田条集解

(21) 仁井田陞著・池田温等編「唐令拾遺補」第三部「唐日両令対照一覧・田令」。拙文『唐 開元田令復原研究』附「唐開元令的復原清本」。『天一閣蔵明抄本天聖令校証』下冊に載る。 唐の一畝は、今の 0.786 市畝に相当。

(22) 『令集解』巻十二、田令。日本でいう「段」とは 360 平方歩、今の 1.5 市畝に相当。

(23) 『吐魯番出土文書』第7冊。文物出版社。468—484頁

- (24)池田温『中国古代籍帳研究・録文』(東京大学出版会、1979年)
- (25)『寧楽遺文』上巻(東京堂、1981年6版)113-114頁
- (26) 梁方仲『中国歴代戸口・田地・田賦統計』(上海人民出版社、1980年)を参照。

(27) 西嶋定生「敦煌吐魯番出土文書より見たる均田制度の施行状況」、西村元佑「唐代吐 魯番地区における均田制の意義」(『吐魯番社会経済資料』上)

(28)『唐六典』卷三「戸部郎中員外郎条官人永業田法注」(中華書局点校本、1992年)

(29) 『吐魯番出土文書』 第7冊 (517頁)

(30) 同上 506 頁

- (31) 『中国古代籍帳研究・録文』(436 頁)
- (32) 同上 (357 頁)
- (33) 『令集解』巻十二「田令・六年一班条」
- (34) 『令集解』卷十二「田令・授田条集解」。
- (35)『令集解』卷十二「田令・六年一班条集解」
- (36)『令集解』卷十二「田令・宅地条・賃租条・官人百姓条」
- (37)『令集解』卷十二「田令・功田条」

四. 中央集権制と幕藩体制

ここまでは、隋唐時期を中心として、中国・日本の間のいくつかの代表的問題について 比較分析を進めた。以下では、十世紀以後、中国の宋元明清と日本の武家社会の政治社会 構造について、概括的な比較を行い、以後、中国・日本が異なるコースを歩んだ原因がど こにあるかを探ることとする。

大化の改新より後の日本は、政治・経済・文化などの方面で中国に学ぶことに力をいれ、 社会は迅速な発展を遂げ、中国式の封建制社会の発展段階へと進んだ。しかし、全面的に 唐制を模倣するというのは、日本の国情に適応させるのに困難をともない、日本が唐朝の モデルに沿って永久に歩みを続けるというのは不可能であった。班田収授法を継続するの がしだいに困難となり、723年には「三世一身の法」を公布し、743年には「墾田永年私財 法」を施行して、土地私有制を承認した。794年、桓武天皇は新たに建設した平安京に遷都 し、日本は唐文化が盛行した奈良時代から、国風文化が漸次勃興した平安時代へと進んだ。 100 年後の 894 年、日本は遣唐使の派遣を停止し、13 年後には唐朝が滅亡して、中国は五 代十国の分裂混乱時期に入った。960 年から中国は宋朝の統一時代に進み、同時期の日本は といえば、平安時代後期へと進んでいた。十世紀より後の日本は、土地の私有制度を基礎 とする荘園制がすでに発展を見ており、しかも、その規模は土地の寄進によって不断に拡 大しており、ますます多くの荘園が貴族・寺院への寄進方式によって、納税を免除され官 府の干渉を受けない特権を獲得した。これは大荘園のさらなる発展を促した。中国では、 唐から宋にかけて、経済の領域で封建荘園制度も発展を見せ始めた。これは、中国と日本 において、古代史の発展過程でおおよそ同一の時期に出現した類似の事象である。

中国の両宋時期における経済発展は、唐の発展を継承し、全体としては世界史の先頭集 団に位置していた。しかし、朝廷の「土地併合を抑制しない」という政策によって、大地 主の占有する土地の規模はますます大きくなり、全国の耕地の三分の二を占めるまでに達 し、はなはだしくは、70-80 パーセントにまで達した。国家財力はこれによって弱体化さ れた。理財と「抑富」を主張した改革家王安石は変法を推進し、いったんは大地主の発展 を抑制し、国力を増強したが、やはり失敗に終わった。二十世紀の二、三十年代から、日 本の学者内藤湖南、加藤繁、宮崎市定らは積極的に宋史研究に取り組み、「唐宋転換論」な いし「唐宋変革論」を提出し、大いに欧州荘園制を中国唐宋期における荘園制の比較対象 とし、中国の封建社会の時期区分に独自の見解を提出した。しかし、中国の封建制度と欧 州の封建制度は異なり、宋代の荘園制も、欧州中世期の封建荘園制と同じではない。宋代 の荘園は、土地面積の大小に関わりなく、基本的には実物地租の租田方式で経営を進める。 こうした荘園はいくらかの武力を保持することもできたが、社会の治安は主にはやはり官 府に依存していた。これが、欧州封建制社会とは異なる中国の統一封建王権社会の伝統が 作用した結果である。そのため、中国では宋代から元代に至るまで、封建荘園が武装発展 した結果としてではなく、北方騎馬民族であるモンゴル族の発展によって中国封建王朝の 発展に大きな混乱を与えた。チンギス・カンは 1206 年に大モンゴル国を樹立し、1271 年に は、フビライが国号を「大元」とし、1279年、南宋を滅ぼし、1285年には中原北部に元の 大都(今の北京の位置)を建設し、モンゴルの大ハーンが中国の皇帝となった。この後、 1368年、元朝の滅亡に至ると、色濃い騎馬文明(1)の要素を含んだ百余年のモンゴル・元 の歴史は、必然的に、中国の歴史上欠くべからざる重要な一部分となった。

しかし、チンギス・カンからフビライまでの間に、大モンゴル帝国は急速に拡大し、西 方に四ハン国を建設した。その支配範囲は、アジア全体とヨーロッパの大部分におよび、 世界の歴史上、もっとも領域の広大な帝国となった。1259 年、モンケ・ハンが死ぬに及ん で、フビライが大ハーンを継いだが、その権力は東方、つまり中国王朝としての元の政令 がおよぶ範囲に限られていた。大モンゴル帝国の大統一的状況が終わりを迎え、西方の四

ハン国は相互に独立した封建国家となって、元朝とは独自な発展の道を歩んだ。そのため、 モンゴルの西方遠征は、中国史の一部として描けるが、西方四ハン国の興亡は、世界史の 範疇に属する。

モンゴルの拡張をどう評価するかは、人それぞれに見解があるだろう。生産力発展の観 点からすれば、農耕文明と騎馬文明とは異なる自然地理の環境下で発展した文明であり、 いずれが先進でいずれが後進であるかは簡単には判断を下せない。しかし、先進であるに せよ後進であるにせよ、モンゴルの拡張は被征服地の生産力の発展を破壊・阻害したので あり、このことは否定しようのない事実である。モンゴルの拡張した体制の基盤が固まっ た後は、アジア・ヨーロッパ大陸に形成された安定的な交通ネットワークは、東西文明の 交流と融合に極めて好影響をもたらした。十字軍の東征とモンゴルの拡張は、前後して起 こり、ヨーロッパはこれを契機に宗教の暗黒時代を抜け出て、ルネサンスを迎えた。ある 文章によれば、モンゴル時代よりも前には、中国文明がもっとも発達しており、しかも加 速前進の趨勢にあった。イスラム文明がその次に位置し、キリスト教文明がもっとも遅れ ており、しかも崩壊の危機に瀕していた。モンゴル人の勃興と拡張はまったく新たに世界 の構成の「カードを切って」、なおかつ逆転まで生ぜしめた。中国文明は深刻な破壊を蒙り、 イスラム文明は大きな被害を受け、西方文明も打撃は受けたが「筋骨がまだ大丈夫」であ った。西方人は機に乗じて勃興し、世界のリードランナーの旗幟は、モンゴル人によって、 中華の漢人の手から奪われて、西方人に引き渡された。こうした見方にはある一定の道理 があり、それぞれの地域・国家・民族に対して、モンゴルの拡張が持った意味は異なるも のである。中国について言うならば、騎馬文明が創出した元朝は、中国封建社会のもとも との発展の過程を阻害すると同時に、中国封建社会に、いくらかの新しい要素を注入した のであり、中国封建社会史上における元代の地位を、どのように評価するかは、慎重に考 えるべきである。

日本では、中国のこのような統一を果たした封建王権社会の伝統がなく、その封建荘園 は、欧州中世紀時期の封建荘園に類似しており、荘園の特権と社会の安全を維持するため に、欧州の騎士団に似た武装集団を擁する必要があり、そのために、武士と武士集団を生 み出した。武士集団が大いに発展した結果が、1192年の鎌倉幕府の成立であり、日本は670 余年の長きにわたる武家幕府時代に進んだ。鎌倉時代と室町時代は戦乱が頻繁に起こり、 社会は激動し、武士の騎馬で戦うのが止むことはなく、豊臣秀吉は二度にわたって朝鮮・ 大陸に拡張を試みたが、そのうちには、モンゴル族の騎馬文明に類似した要素が含まれて いるようである。この変化が大陸の変化と影響があるのかは、さらなる研究が必要である。

こういうわけで、元軍の日本侵攻を論ずることとする。当代並ぶものがいないと自惚れ るフビライは、モンゴルの大ハーンを継承したあと、元の大都を中心とした東アジア体制

を建設するため、当然、東アジアの一隅に位置する日本が服従しないことを認めるはずが なく、ましてや、日本が元の使者を斬殺した傲慢かつ無礼な行為を容認できるものではな かった。ここに、1274年と1281年の二度にわたって、大軍を擁して日本に侵攻したが、日 本の武士により撃退され、その損害は甚大であった。その原因を考えるに、日本でもっと もよく言われるのは「神風」の加護である。実際には、海上の台風は、原因の一つに過ぎ ない。元軍は、モンゴル人・高麗人と漢人の混合により編成されて、準備は足らず、油断 して相手を侮り、戦術には問題を抱えていた。日本の側はと言えば、早くから準備し、人 民全体を動員し、戦意も高く、戦術も的確であった。これらすべてが侵攻失敗の原因とな っているのである。元・日の交戦と元・宋の交戦とは異なり、騎馬文明と「武士文明」(鎌 倉時代は明らかに奈良、平安時代とは異なっており、武士は馬を駆って戦った。「武士文明」 はある程度騎馬文明の要素を含んでいる)の対決であった。客観的に見れば、元軍の日本 侵攻はさらに日本の社会矛盾を引き起こし、武士階級の権力地位を抜きん出たものとし、 日本地域に以後 600 年間近く侵略を受けることのない平和な環境を保証することになり、 日本の東アジア地域における国際的地位を向上させた。

本題に立ち返ると、中国封建社会の歴史は長大であり、紀元前11世紀の周代から数えれ ば、三千余年にわたり、秦帝国から数えても2000年を越える(ほかには、戦国時代に封建 制度が形成されたという説もある)。日本の封建社会の歴史は随分と短く、大化の改新から 数えても、1200年にしかならず(奈良・平安時代は中国式の封建社会であり、武家幕府は 日本式の封建社会である)、また見方によっては、日本の封建社会は平安時代中期、鎌倉時 代、織豊時代から、極端な場合には江戸時代から始まるとされ、その歴史はさらに短くな る。政治学の概念にあっては、封建社会とは「国体」(2)であって、国家の性質が領主(地 主)農奴制を基本要素としていることを表し、国家政権の運営形式は「政体」であって、中 央集権制と権力分封制が、封建社会の最も基本的な異なる二種類の政体である。中国の封 建社会の政体表現は、東周の列国時期の権力分封制から秦以後の中央集権制へと転じた。 日本の封建社会はといえば、中央集権から権力分封制に転じ、そのうち、鎌倉時代の守護・ 地頭制度と、朝廷の国司・荘官制制度とが二元対立体制を形成したのと、室町時代の守護 大名が戦国大名となったのはいずれも過渡期に属しており、江戸時代に建設された幕藩体 制となると、典型的な権力分封体制である。

上に述べたところの中国の大一統の封建王権は、中央集権体制であり、中国の発展に適 した政権体制である。このような政権体制を維持したがために、多民族・大面積の国家統 一状況を保てたのであり、中国も発展が可能になったのである。これと反対に、もし中央 集権制が破壊され、国家統一が国家分裂に変ずれば、中国は発展することができないだけ ではなく、逆に後退したであろうことは、無数の歴史事実が証明している。そのために、

中国の歴代封建王朝は、強固な中央集権と国家統一の実現を第一の要務と見なしたのであ った。「皮がなければ、毛のつきようがない」というように、国家が一旦分裂すれば、中央 政権は存在の基礎を失うというのは、どの封建統治者にとってもこれ以上になく明白な道 理である。漢族王朝の統治者がそうであるだけでなく、非漢族王朝の統治者にとっても同 様である。

元朝は、中国の封建時代にあって、蒙古族を統治者とし、ほかと異なり騎馬文明の特色 を備えた封建王朝である。元朝の時、「天命」「神授」の外衣をまとったハーンの王権は、 至高の存在であった。貴族・平民・奴婢を含めてあらゆる人が、ハーンから「奴隷・僕役」 (3)と見なされた。政治構造の面では、元朝の君臣関係は、かなりの程度、草原社会にお ける主従の名分や身分観念の影響を受けて、よりいっそう主僕・主奴関係の傾向を示して おり、君臣相互の尊卑の懸隔はもっとはっきりし、皇権の膨張現象は、さらに突出してい た。統治者は、行省制度の創出と実施によって、うまくこの難題を解決し、特色ある中央 集権制度を構築して、広大な領域の統治を百年にわたり維持した。

中国古代の、その他の王朝と比べてみると、元朝の政治構造は、中原政権モデルとモン ゴルの旧来の方式との混合体制であり、「蒙・漢交雑」(「蒙漢雑糅」)の特色を備えている。 その中でも、もっとも注意すべきが投下制度である。「投下」とは分地、采邑の意味であり、 そこから敷衍して、分地・采邑を所有している諸王貴族を指すようになった。投下分封制 度は、モンゴル人の財産分割の習俗に起源を有している。投下封地の所有者は、じぶんで 配置する官員と機構によって封地に対して統制・管理を行った。ともすれば、地方政府を 眼中におくことなく、好き放題に専横をふるうことが多く、現地の通常行政が大きな影響 を受けた。封地内部での特権とは別に、各投下は、家族公産としての国家行政事務に対す る管理に参与し、中書省・枢密院・大宗正府といった上級機構も含めた中央政府において、 身内の人間を推薦任用し、みずからの代表として、政務に参画させた。元朝の政治制度は このようにしてその政治的腐敗を極端化させることになる。

中央集権体制を維持するために、社会構造の方面では民族的差別と圧迫を行い、比較的 に厳格な民族等級制度を形成した。統治者は、その征服された時期的な前後を基準として、 人民全体をモンゴル・色目・漢人・南人の四等に分類し、その地位の高下は前から順に降 っていく。モンゴル人は元朝の「国族」として、「自家骨肉」とも称され、統治者が拠り所 とする基盤的勢力となった。モンゴル以外の西北・西域の各族人は、唐兀(西夏)・汪古・ 回回・畏兀児・哈刺魯・欽察・康里・吐蕃も含めて、まとめて色目人とした。「各色名目」 の意味にちなんでのことである。彼らはモンゴル人統治者の中心的なサポート役である。 四等人のうち、「漢人」というのは漢民族一般を指すのではなく、限定的な用法であり、淮 河以北、元の金朝統治区と、はやくにモンゴルに征服された四川・雲南地区の漢族人であ

り、そのほか、長らく中国北方に居住している契丹・女真人もその中に含まれ、彼らの大 多数は元朝治下で既に漢化していた。南人とは最後に征服された元南宋統治区内(元朝江 浙・江西・湖広三省)の居住民である。

四等人の地位と待遇の不平等は、多くの方面にあらわれていた。官職への任用ルートか ら見ると、モンゴル・色目人が高級官職を独占しているため、漢人・南人が高位に進む機 会がさまざまに制約されていた。中央・地方を問わず、官吏については、「その長官は、モ ンゴル人が担当する」ことになっており、漢人・南人は副職を担当できるだけであった(4)。 中書省・枢密院・御史台など、中央の重要機構の長官は、さらにモンゴル人のみが任官し た(特殊な時期の例外を除く)。地方監察の方面では、「各道の廉訪司は必ずモンゴル人を 使に任用し、欠ける場合には色目世臣の子孫をあてる。その次、色目人・漢人をあてる」(5) とされ、南人は完全に排除された。科挙が設けられた後も、四等人それぞれの人数はまっ たく異なるのに、合格者人数の分配では平均化されており、モンゴル人・色目人が経由し なければならない試験の回数は漢人・南人のそれよりも少なかった。法律上の地位からい うと、法律の規定では、争いごとから、モンゴル人が漢人を殴打した場合、漢人は官府に 訴えでることができるだけで、殴返すことはできない。モンゴル人が、争いごとや酒に酔 った結果、漢人を撲殺してしまった場合、命を以って償う必要もなく、葬儀費用を徴収し、 懲役に処するだけである。四等人が罪を犯した場合、罪名が同じでも量刑には差がある。 たとえば窃盗によって財を手にした場合、漢・南人は、入れ墨の刑に処されるが、モンゴ ル人はこの刑を免除される。軍事防衛の角度から見れば、元廷は、モンゴル軍・探馬赤(タ ンマチ)軍を中原に駐屯させて漢人に対する備えとし、漢軍を江南に駐屯させて南人を警 戒した。漢人・南人が弓矢などの兵器を保有することを禁止し、彼らが鷹犬を飼育して狩 猟を行ったり、槍棒といった武術を習うことを禁止し、神・社を祀ったり、演劇を行うこ ともすべて禁止した。そのほか、百姓の衣服や婚姻の贈り物といった問題についても、漢 人・南人に対する差別的な規定を設けた。同時に、被支配者である漢族の中に分裂を造り、 漢人・南人の二部分に分けて、それによって、モンゴルの統治者がコントロールしやすく したのである。しかし、南人は一番下に位置していても、南方の大地主は依然として、自 己の豊かな財力で政治的勢力を獲得しえた。そのルートの一つが、官府の掌握である。江 南の州県長官に任ぜられたモンゴル人・色目人の貴族は往々にして政務に不案内であり、 地域の状況も把握しておらず、地方を統治するのに現地の名門豪族に頼らざるをえなかっ た。名門豪族は、大金を費やして利益によって操縦し、「貪官・汚吏、その釣り餌を口にし て、あとは言うことを聴くばかり。行えといえば行い、止めよといえば止める、というあ りさまだった」(6)。場合によっては、直接に基層の職務を担当し、徭役を回避し、地域に 専横をふるった。もう一つのルートは買官であり、巨財を擁して北は京師へとのぼり、怯

薛(ケシク)の貴族と交際し、官職を買い求めた。いわゆる「南人、名を求めて北都に赴 き、北人は利を求めて多く南にむかう」であり、元朝にあってはありふれた状況であった。

元朝はさらに一連の独特な戸籍の分類体系(「諸色戸計」と呼ぶ)をつくって、統治を強 化した。具体的には、職業を分類基準とし、さらに民族・信仰といった要素を考慮に入れ、 人民全体をいくつかの種類に区分して、政府のためにそれぞれの義務を負担し、ぞれぞれ の仕事を提供させた。各色の戸計の中でもっとも基本であるのは民戸であり、すなわち一 般の人民である。その他の戸計は、特殊な戸籍類として、それぞれ政府のために特殊な仕 事を負担した。史料に見える元代の戸籍は80余種にものぼる。具体的には、軍戸(およそ 20万から30万)・站戸(30万戸以上)・匠戸(20万以上)・塩戸(6万から10万戸)・僧戸 (20余戸)・道戸(道士)・也里可温戸(キリスト教士)・答失蛮戸(イスラム教士)・儒戸 (約十一万、うち南方約10万、北方約1万)、さらに打捕戸(皇室の狩猟を担当する)・鷹

房戸(皇室のために鷹隼を飼育する)・淘金戸・屯田戸などがある。戸籍は一旦、確定すれ ば、「それぞれに本業に努め」なければならず、代々世襲して、籍を抜いて変更することは できなかった。

元代は中央集権体制を維持し続けたが、それがもたらした騎馬文明は、中国の封建政治 構造と社会構造とに対して大きな衝撃を与え、漢族文化を中心とする中華文明に大量の新 たな遺伝子を注いだ。これによって、中華文明の包容量は一段と拡大し、表現形式は絶え ず、多元化に向い、その内実はより豊富になり、持続力もいっそう強靭になった。1636年、 明王朝が衛所を設置して統治した中国東北地区において勃興した馬に乗って兵を統率し、 馬から下りて仕事を処理する女真人一満族勢力一は沈陽で満・蒙・漢族の連合政権である 大清王朝を建設し、1644年、山海関を越えて中原に入り統治を行うための政体面での基礎 を固めた。清朝は機会を逃すことなく南明を滅ぼし、三藩勢力を平定し、台湾に進駐し、 中華の統一を実現した。その中央集権形式は明代の制度に沿い、中央には内閣と軍機処と 吏・戸・礼・兵・刑・工の六部、都察院などを設けて、中央の強権をコントロールし、地 方では、省・道・府・県をも設け、全国の文官の任免、評定監察・任官の上下、それに武 官の任免、評定監察はいずれも中央の吏部と兵部が管理した。ただ、旗人に対してのみは、 八旗制度によって組織管理を進めており、これは清朝の中央集権体制の一大特色となった。

しかし一つ肯定すべきなのは、元代にはチベットは正式に中国の一部分となったことで ある。1264年元朝皇帝フビライは総制院(後に宣政院に改める)を設け、「仏教の僧侶と吐 蕃の境域とを掌りこれを統制した」のであり、同時に国師パスパを任命し院事を総領した。

「吐蕃の境域」というのは、甘粛・青海・西蔵を包括しており、チベットは宣政院の管轄 地となった。元朝政府は、吐蕃地区で行政機構と軍事機構を設立したほか、官員を西蔵に 派遣して、戸口を調査させ、駅伝を設置させ、中央政府の職権を十分に発揮させた。北側

は現在のシベリア全てが元朝の嶺北行省と遼陽行省の管轄区であり、フビライは何度も軍 民を二行省に派遣して屯田を行わせた。1253 年、フビライは軍を率いて大理に出征し、1283 年に至ると、中国の西南の雲貴民族地区はすべて元朝の版図に入った。元代の歴史は長い とは言えないものの、中国領土の強固化と発展、中華多民族国家を建設するのに大きく貢 献した。この後、明・清両朝で中国北部の領土は大きく変化したが、チベットは終始中国 から離れることはなかった。明朝は西蔵の中部と東部にそれぞれ「行都指揮使司」を設立 し、民政を監理し、阿里には軍民元帥府を設置し、これらの機構の官員はすべて中央によ って任命された。明の成祖は、チベット各地の宗教指導者に「法王」「王」「潅頂国師」な どの封号を与えた。王位の継承には、皇帝による認可と使者を派遣して冊封することが必 要であった。毎年元旦、チベット王は使者を遣わすかあるいは自らが都に赴いて朝賀典礼 に参加し、祝賀の文章と貢納物とを進上しなければならなかった。この後、清朝政府はダ ライラマとパンチェンラマとにそれぞれ冊封し、1751年には、『欽定西蔵善後章呈』を制定 し、駐チベット大臣の権力を強化し、さらにチベットに対する管理を強化した。西北の疆 域では、清朝政府はガルタンのジュンガル部の反乱を平定し、新疆天山の南北を自己の直 接統治下に置いた。西南地区では、「改土帰流」(地方民族の土司が統治する状態から、中 央から派遣し定期的に任免する流官による統治に改める)を実行して、中央政府の西南地 区に対する管理を強化した。康熙・乾隆における清代の版図は西方では、葱嶺を越え、西 北ではバイカル湖の北岸まで達し、北ではシベリヤと接し、東北では外興安嶺と庫頁島に 及び、西南は西蔵・雲南を含み、南は南沙諸島に至り、東は台湾と釣魚列島を含み、領土 が広汎で、実力も強大な帝国となった。

日本の武家社会の特徴の一つは、武家政権と天皇を代表とする最高の宗教的権威とが切 り離されていることであり、この点は欧州といささか類似している(これは武家政権がそ の下にあるものに対して宗教的権威も持っていたということを排除するものではない)。武 家社会の中期に、天皇の地位は日増しに低下したが、幕府はそのままに天皇の朝廷を保存 し、これを「神国」の看板とした。幕府の権力は天皇の「神権」から生み出され、徳川幕 府の時代に至ると、こうした「神国」観は、御用学者によって再三誇張され、「中国」「中 華」と自負するようになった。これが、歴史上引き継がれてきた拡張主義・武士精神と結 びつき、日本近代史上における軍国主義の発展のために精神面での格好の準備となった。

日本の武家社会は、いくつかの時代を経たが、武士精神を主体とする社会精神には終始、 変化が無く、これは「尚武」「尽忠」「守礼」「重死」であり、武家時代後期に形成された武 士道の主要な内容である。徳川幕府が成立してほどなく1615年に制定された『武家諸法度』 の第一条は、「文武弓马之道应专心爱好事」(「文武弓馬の道は、心を専らにして好まねばな らない」)というものであり、「左文右武,古之法也,不可不兼备矣。弓马者武家之要枢也,

号兵为凶器,不得已而用之。治不忘乱,何不修炼乎」(「教養と武芸を身につけるのは古来 のならわしであり、両方を兼ね備えなければならない。弓馬は武家にとってもっとも大切 なものであり、武器として、どうしても必要なときにこれを用いる。平和な状態にあって 戦争状態を忘れず、当然に修練につとめる。」)と称する。そのため、「武を尚ぶ」は必然的 に武士の精神の筆頭に挙げられる。これと、「平安文弱の風」とでははっきりと異なってい る。いわゆる「忠を尽くす」とは、武士のもっとも重要な品格であり、武士は主人に対し ては必ず忠を尽くして裏切らないようにしなければならない。主君の言葉は最高の指示で あり、主人の意志を実現するためには、勇敢に人を殺し、惜しむことなく自己の命を献げ なければならない。いわゆる「礼を守る」とは、必ずしきたりを厳守し、いかなる状況に あっても、身分階級制度に逆らうことが許されないということである。「死を重んず」とは、 死を当然と受け止めることができるということであり、名誉の死は、命より大切である。 こうした武士の精神は、元代の武人精神や欧州の騎士道精神と、おおよそ一致する。

先に述べたように、江戸幕府は日本封建時代の特徴が鮮明な権力分封制であり、それが 表現されているのが幕藩体制である。幕府の将軍は天皇から征夷大将軍の称号を与えられ て、国家大権に対する掌握は、こうして合法性を獲得した。将軍のもと、完全な権力伝達 システムが設けられ、その下に属する武士に対して厳格な身分制管理を行った。幕府の下 には、諸藩国があり、幕府との関係の遠近に応じて親藩・譜代・外様に分類され、各藩大 名は全権的に自藩を統治したのであり、それは一国も同然であった。しかし、幕府は参勤 交代などの方法によって各藩を統制した。全国の土地状況から見て、幕府の領地は 25.8 パ ーセントを占め、各藩大名の領地は 72.5 パーセント、天皇朝廷と公家の領地は 0.5 パーセ ント、寺院と神社は 1.2 パーセントをそれぞれ占めた。このひとそろいの数字は、江戸時代 の権力関係をわりと正しく反映している。江戸時代の封建制は、二元封建制と呼ぶことが でき、さらには三元封建制と呼ぶことすらできる。これが中国の中央集権制との最大の相 違点である。

武士政権が樹立されて後、社会大衆に対する統治が強化され、日増しに厳格となる階級 身分制度が打ち立てられた。鎌倉幕府、室町幕府、それに江戸幕府のいずれもが、上下尊 卑に区別が設けられた階級社会である。中でも、江戸幕府の時代には、武士階級内部にお ける各種勢力の間、社会の各階級の間で、境界線が厳しくひかれ、これを越えることはで きなかった。士・農・工・商四階級のうち、武士が位置しているのは筆頭であり、これに 与えられた切り捨て御免の特権は、元朝社会の身分制度と頗る類似している。

以上中国・日本の古代政治社会構造についての比較研究からわかるのは、日中両国は古 代の発展過程において相互に大きく影響しあっており、とりわけその国家成立期にあって、 日本は中華文明から多くの先進的要素を学び、そこには取捨もあれば、創造もあったけれ

ども、両国の発展のコースは基本的に一致していた、ということである。中国は唐宋時代 に、東アジアの歴史の巨人となり、日本は挑戦が失敗に終ったあと中国と和睦して共存し、 平穏な発展を手に入れた。中央集権制と権力分封制は、中日封建体制のそれぞれ主要な表 現形式である。日中両国の歴史発展の軌跡と東アジア史、世界史の発展の軌跡を考察する ことによってはっきりと認識すべきであるのは、人類全体の社会発展史上で、いかなる文 明も衰えることなく永久的に繁栄したことはなく、常に緩急・上下の発展方式をとる、と いうことである。農耕文明は封建社会前期と中期には非常に強い生命力を備えていたが、 封建社会後期になり、騎馬文明、海洋文明それに工業文明からの挑戦を受けると、変化な しに対応することが難しくなった。日本の江戸時代の権力分封の幕藩体制は、250年の天下 太平を維持したが、外敵が関門を叩いた時には、すぐさま全国が意志を統一し、全国の力 をこぞって外侮に抵抗する必要があった。この時に、日本はすぐさま「外来のものから劣 を除いて優を取り入れる」という伝統精神をまた発揮し、武勇・競争意識は絶えず強化さ れ、さらには技術の進歩を重視して、ついに困境を脱し、前に向って発展した。中央集権 制は、中国封建社会の発展に適合しており、もし、よく機能を発揮したならば、おのずと 全国の力を集約して外侮に抵抗する状況を形成することができたはずである。しかし、残 念ながら、清代、康熙・乾隆以後、中央集権の封建体制はすでに崩壊状況を呈しており、 日々に深刻化する腐敗の傾向を是正する力は失われていた。『官場現形記』をひもとけば、 同書のうちで明らかにされている社会の実情に歯止めをかけて、滅亡の運命から脱出する ような力がどこにもなかったことがわかる。これは日中両国の古代史、日中関係史が残し た歴史の遺産であり、そこに含まれている貴重な経験と教訓は真摯に汲み取るに値するも のである。

注

(1)本稿でいう騎馬文明とは、遊牧民族を指すのではなく、騎馬での移動を主要な外在 形式とする文明形態を指し、つまりは、遊牧民族が文明史段階に進んだ後に具備すること となる国家・意識・生産・社会といった諸形態の総和というべきものを言う。一般的に言 って、騎馬文明が出現するのは、人類社会の発展史にあっては、奴隷制社会と封建制の社 会段階である。世界の歴史で、アジア・ヨーロッパ大陸の発展にとって、重大な影響を与 えた騎馬文明としては、紀元前後の匈奴文明と、13世紀前後のモンゴル元代文明とがあげ られる。あるいは、ヨーロッパ封建時代における騎士文明(12・13世紀の十字軍)等もこ れに含められる。

(2)日本の天皇主義者のいう「国体」というのは天皇を核心とし代表とする国家(いわゆる「天皇万世一系国家」)であって、政治学でいう「国体」の内容とは異なる。

(3) (ペルシャ) ラッシード『集史』巻一第二分冊(余大鈞・周建奇訳本、商務印書館、

1983年)第15頁。

- (4) 『元史』巻八十五「百官志一」
- (5) 『元史』巻十九「成宗紀二」
- (6) 『元典章』巻五十七「刑部十九・諸禁・禁豪覇・札忽児陳歹言三件」

第一部 第一章 近現代日中関係の開端

徐勇・周頌倫・米慶余

近代日中関係の始まりは、1871年の両国の修好条規の締結をその標として挙げることがで きる。その条規が締結されたのは、伝統的「華夷秩序」が崩壊し、西洋の「条約体系」が拡 張しつつある時期にあたる。学界における既存の観点によれば、いわゆる西洋の近代「条約 システム」(the treaty system)は、主に1648年のウェストファリア条約締結後に形成され た、パワーを背景とし、国家主権と国際法の重視を原則とするヨーロッパの国家秩序である。 その条約締結国間の関係は、法律によって規範づけられる。西洋勢力の東漸に従って、この 条約システムは東洋の国家間でも強制的に広められることになった。

「華夷秩序」は、「朝貢システム」(the imperial tributary system)と称されている。そ の儀礼制度においては、文書上の尊卑上下の表現が見られる。これは、東洋の国家間の政治 伝統における不対等な階層性を反映したものとされてきた。しかし、学界の研究が深まるに つれて、この朝貢システムの、経済面での「厚往薄来」、政治面での「不治主義」や「不征主 義」という反戦的な要素が、次第に注目されるようになり、西洋の「条約システム」との比 較研究をおこなった成果が多く生まれることになった¹。

「冊封」と「朝貢」等の形式により構成される華夷秩序の成立は、先秦時代まで遡ること ができる。このシステムは、明王朝期にその頂点を迎え、千年にわたって東アジア地域の平 和と発展を維持してきた。華夷秩序の主導国として、明の成祖朱棣は次のように強調したこ とがある。「朕天下に君臨し、華夷を撫治するに、一視同仁たりて、彼我を問わず。…遠邦異 域、皆それぞれが適所を得、気配を感じて教化に向かうは、先を争いて後るることを恐れる なり」²。政治的な「冊封」形式というのは、いわゆる「来るものは拒まず、去るものは追は ざるなり」(何休)という原則、すなわち各国が冊封を受けるか否かを強制することなく、か つその内政に干渉しない原則を有していた。これこそ、政治的な「不治主義」を示している³。

「華夷」秩序が千年間も維持されたのは、「朝貢」の名の下に経済上の意義があり、システム内の国家と民衆の互恵的な交わりを保障するだけでなく、弱小属国と見なされる国々に対し福利的性格を持つ交流の収入を保障したためであろう。宗主国は、四夷に対して「厚往薄来」の原則を堅持し、それは明らかな「教化」として表現された。中国皇帝は「恩恵として、 進貢品の価格に数倍する下賜品を与えた」⁴。「18世紀末以降、朝貢は主として貿易の手段と

¹ 華夷秩序に関する見解の相違に関しては下記の研究を参照されたい。何芳川「『華夷秩序』論」、『何芳川教 授史学論文集』、北京大学出版社、2007 年、信夫清三郎『日本政治史』第一巻、上海譯文出版社、1982 年、 濱下武志『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア』、中国社会科学出版社、1999 年版、 陳文寿『近世初期日本与華夷秩序研究』香港社会科学出版有限公司等。

² 『明史』柯枝列伝。

³ 信夫清三郎『日本政治史』第一卷、上海譯文出版社、1982年、7頁。

⁴ 川勝守『日本近世と東アジア世界』吉川弘文館、2000年、23頁。

して機能していた」⁵。

宗主国はその周辺国に対して全く武力を用いなかったというのではない。しかし、明清の 「華夷」秩序の隆盛期においては、軍事的な「不征主義」が確立されていた。1369年(洪武 二年)、明の太祖が『皇祖明訓』を制定し、次のように規定した。諸国が「もし自ら其の力を 知らず、我辺境を犯されば、彼の不祥である。彼の中国に患ならざるに、我兵を興して犯さ れば、亦不祥なり。後世が子孫富強に頼り、一時の戦功を貪り、故無く兵を興し、人命を致 傷せんことを、吾は恐れる。その不可なることを切に記すべし」⁶としている。具体的に、朝 鮮、日本等の周辺の大部分の国を「不征諸夷国(攻撃してはならない夷国)」とした。

しかし、樽井藤吉〔原文—森本藤吉、訳者修正〕の説によれば「清の太祖ふたたび朝鮮を 襲ってこれを陥れども、その国を滅ぼさざるは何ぞや。…当時朝鮮は明朝に臣事した。ここ を以て背後の患を断たんと欲したが、朝鮮を滅ぼさざるのは、朝鮮の惰弱柔軟のため、これ を取るも益無きを知ればなり」ということであった⁷。樽井は清国の政治外交方針を曲解して いるが、清国の東アジアの隣国に対する「非征主義」という非軍事的な原則が実際には存在 していることを否定することはできなかったのである。

上記のように、一部の論者は「平和、友好、(弱小属国とされる国々の)積極性が華夷秩序 の主たる内容」と看做している⁸。「華夷秩序」の有する開放性は、古代以来、ヨーロッパや 中東国家との交流を妨げるものではなかった。15世紀に至って、鄭和、ヴァスコ・ダ・ガマ、 コロンブスの航海という壮挙が相次いでなされ、グローバリゼーションの時代が幕を開けた のである。

しかし、18世紀、清は乾隆中期から「海禁」政策を取り、中国は特殊な鎖国時期に入った。 鎖国は中外の交流を制限し、当時の中国人の対応能力も制限した。19世紀に入り、清は宗主 国としての先進的なパワーを喪失し、伝統秩序を自ら革新することができなくなった。そし て、日清戦争での敗戦に至って朝鮮に対する宗主権を喪失し、「華夷秩序」は完全に終結した。 西洋の工業化した国家、すなわちいわゆる「西洋文明」の挑戦に対応する過程で、清末の中 国は常にひどく受動的な地位に置かれていたのである。

日中関係の歴史変容もこの華夷秩序の制約と無縁ではいられなかった。「漢委奴国王」の金 印の出土は、両国の早期の交流における華夷秩序的性格を証明している。明の成祖永楽年間、 足利幕府は自ら改めて「華夷」システムに加わり、明朝は日本の「十年一貢」を規定した。 その後、倭寇の勃興により、日本は「華夷秩序」から離脱した。1871年に至って、西洋の条 約という方式に基づいて修好条規を締結し、日清両国間の近代的な平等外交が開始された。

「華夷秩序」と近代西洋の「条約システム」との区別とその変容過程、及び日本と清の開 国をめぐる研究の視角と方法論の問題は、現在に至るまで諸説並存の状況にある。その中で も、多くの研究者に共通認識されているのは、フェアバンク等のハーバード学派による「衝 撃一反応」論であるが、この論点が強調しているのは清の開国の主な原動力が列強からの強

⁵ 信夫清三郎『日本外交史』上、商務院書館、1992年、30頁。

^{6 『}明太祖実録』巻六十七。

[&]quot; 樽井藤吉『大東合邦論』、明治二十六年八月版、近藤圭造印刷、137頁。

⁸ 何芳川「『華夷秩序』論」、『何芳川教授史学論文集』、北京大学出版社、2007 年、212 頁。

制的なインパクトであったということである。近年の一連の新しい議論は、より大きな視角 から清代の開港場都市の開発の歴史を考察し⁹、その自発的な要素を導き出そうとしており、 伝統的な「受動」説に囚われてはいない。アメリカのポール・コーエン(Paul A Cohen)等 も「チャイナ・センタード」・アプローチを強調している¹⁰。従って、「華夷秩序」解体過程 を正確に把握し、日清両国の開国の原因や原動力を深く分析することによって、両国関係の 展開と変容を適切に認識することができるようになるのである。

一 清の開国と変法自強

(一) アヘン戦争と初期の条約港

イギリスが工業化を実現して海外へと拡張していく過程で、インド植民地で大量のアヘン を栽培して中国に販売することにより、非人道的な「棉織物製品―アヘン―茶、シルク」と いう三角貿易をおこなった。「アヘンは19世紀世界で一番貴重な貿易品となった」のである¹¹。 18世紀末からアヘンの中国への輸入は急増し、1800年嘉慶帝は厳禁の詔書を下した。1821 年以前、「輸入量は毎年最大でも5000箱程度であった」が、その後急増して、1835~1839年 には35,500箱に達した¹²。アヘンは中英の貿易状況を根本的に変化させたが、1818-1833年 の16年の間,中国が輸入した英米からの各種貨物はアヘンが二分の一以上の割合を占め、総 額4.20億元、輸出は3.12億元であった¹³。白銀の対外流出は少なくとも一億元以上に達し た。

アヘン貿易は中国に重大な悪果をもたらした。清政府内部でも、黄爵滋、林則徐等の厳禁 論が唱えられた。1838年7月〔原文-1938年7月〕、林則徐(1785-1850)は皇帝の諭旨を得 て、「厳禁鴉片章程」六条を上奏した。1838年12月31日、湖広総督であった林則徐は欽差 大臣を兼ね、広東水師を指揮することとなり、1839年3月10日広州に到着してアヘンの取 り締まりをおこなった。そして、1839年5月中旬までに、英米のアヘン237余万斤を没収し、 1839年6月に虎門でそれらを処分した。

この「虎門処分」以後、林則徐はイギリスとの貿易の正常化を命じたが、アヘンの輸入禁止は継続した。イギリスは、清のアヘン輸入禁止を戦争発動の口実とし、1839年10月に内閣は中国への派兵、開戦を決定した。1842年6月〔原文—1942年6月〕、イギリス軍は呉淞、宝山

⁹ 楊天宏『口岸解放与社会変革:近代中国自開商埠之研究』、中華書局、2003 年版、徐勇『中国海岸城市帯 的形成与発展規画——兼論其地縁戦略与文化意義』、『戦略与管理』、2000 年第2期、張建俅『清末自開商埠 之研究』、台湾国立師範大学歴史研究所碩士学位論文、1991 年6月、唐凌等『自開商埠与中国近代経済変遷』、 広西人民出版社 2004 年版等を参照されたい。

¹⁰ 柯文『在中国発現歴史:中国中心観在美国的興起』中国・中華書局、1989 年版、台北・稲香出版社、1991 年版。

¹¹ 費正清編『剣橋中国晩清史』、中国社会科学出版社、1985年版、184頁。

¹² 馬士、宓亨利『遠東国際関係史』、上海書店出版社、1998 年版、93-95 頁、李伯祥等「関于十九世紀三十年代鴉片進口和白銀外流的数量」、『歴史研究』1980 年第5 期等を整理したものによる。

¹³ 馬士、宓亨利『遠東国際関係史』、上海書店出版社、1998年版、65頁。

を占領した。江南提督陳化成は戦死した。8月5日、イギリス軍艦80余隻が南京の下関に至った。清軍の作戦は全面的に失敗していたが、その間、三元里等の民衆の自発的抗戦や、数万の義勇軍がイギリス軍の砲台を包囲したりした。しかし、清政府は民力に頼ろうとはせず、 抵抗を止めて苦心して講和を申し出た。

1842年8月29日、南京の下関の長江上に浮かぶイギリス軍艦コーンウォリス上にて、清は「中 英江寧条約(南京条約)」の調印を強いられた。この条約にはイギリスへの賠償金の支払い、 香港の割譲、沿海の華夷秩序における交易港の開港などが含まれていた。その第二条は「今 後、大皇帝は特別の恩典を持ってイギリス人民がその家族・眷族を帯同し、清の沿海の広州、 福州、厦門、寧波、上海等五港に寄居し、滞りなく貿易通商をおこなうことを許可する」¹⁴と している。1858年の中英条約、中仏条約では、さらに牛荘、登州、台南、淡水、潮州、瓊州 等沿海港を新たに開港し、長江沿岸の漢口、九江、南京、鎮江等を通商港として開放した。 英仏などは続いて60年代に第二次アヘン戦争を起こし、清に一連の新たな不平等条約の締結 を強いた。ロシアはその機会に乗じ、中国の北方の領土の割譲を強制し、ウランバートル、 張家口、カシュガル等の内陸都市を通商地として開放させた¹⁵。清末の中国は鎖国状態を終結 することを迫られ、不平等条約に基づいて開港地を定めることによって、開国の序幕を開け たのであった。

(二) アヘン戦争とその日本での反響

アヘン戦争の失敗は清朝の命運にとって分岐点であっただけでなく、日本の各界にも大き な衝撃を与えた。日本では、1839年にアヘン問題に関する報道が現れ、1840-1844年の戦争 期間中に日本で出版された「鴉片風説書」は全部で19種に及ぶ。これと関連して、中国の政 治軍事書籍も大量に日本に流入した。中でも、魏源の『海国図志』の日本での版本は、1854-1856 年の三年だけでも21種に達した¹⁶。福建巡撫徐継畲の地理書『瀛環志略』、宣教師ウィリア ム・マーティン(丁韙良)が中国語訳した『万国公法』等の売れ行きもよかった。

当時、新式砲術を習得した佐久間象山は、魏源が『海国図志』等の著作で指摘した、「中国 には海防はあるが海戦はない」等の多くの分析に共感し、「駆逐防截し、以て賊の死命を外海 に制せんとす」ることの重要性を強調した。佐久間象山は水戸学に傾倒していた朱子学者で あったが、こうした議論に接することによって、鎖国論を放棄し、開国論を主張した。彼は 「東洋の道徳、西洋の芸術」¹⁷という見解を提起し、「和魂洋才」論を唱導する鼻祖となった。

日本の政治家や知識界は清の失敗の教訓を学ぶことに努め、本国の国防を改進する現実の 国防策を模索した。幕臣である山田方谷〔訳者注記:備中松山藩士で幕臣ではない〕はその 漢詩で「勿恃内洋多礁砂、支那傾覆是前車(瀬戸内海に隠れ岩や砂地が多いことを(それに よって外国船の侵入を防げると)あてにしてはならない。支那が覆されたことを前車の失敗

¹⁴ 王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一冊、三聨書店、1957年版、31頁。

¹⁵ 各条約については、王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一冊、三聨書店、1957 年版を参照した。

¹⁶ 王曉秋『近代中日文化交流史』、中華書局、2000年、56-57、34頁。

¹⁷ 信夫清三郎『日本外交史』上、商務印書館、1980年、53頁。

とし、警告と受け止めねばならない」¹⁸と述べた。老中水野忠邦は、アヘン戦争は「遠国の 儀に候得共、すなはち自国の戒に相成るべきこと」とし、長崎で西洋の砲術を伝授していた 高島秋帆を江戸に呼びよせ、歩兵や砲兵を訓練させ、門弟の教育も行わせた。水野忠邦は同 時に徳川家慶の命を受け、軍事改革を中心とする「天保の改革」を行なった¹⁹。

アヘン戦争の最中、幕府は積極的に中国情勢を考察し、1862年には各雄藩の官員や藩士を 集め、千歳丸に乗船させて上海などにて実地調査を行わせた。これらの人士の中には吉田松 陰の学生である高杉晋作[原文—高山晋作、訳者修正]がいたが、彼は「有感」という漢詩を 詠んだ:「単身嘗到支那邦、火艦飛走大東洋。交語漢韃与英法,欲舍我短学彼長」(単身かつ て支那の邦に到る。火艦飛走す大東洋。漢韃英仏と語を交わす。我が短を捨て彼の長を学ば んと欲す)。帰国後、高杉は奇兵隊を組織し、近代日本の政治変革を推進した。「攘夷」と「開 国」の論争が起こったが、最終的には王政復古を迎え、明治維新の改革が遂行された。

日本人は清のアヘン戦争での失敗の原因を総括したが、多くの人たちが清の失敗に同情し た。不幸なことに、清末の中国が弱体化し、敗戦を重ねることにより、多くの征服者たちが 機会を見出した。佐久間象山、吉田松陰等が相次いで対外征服戦争を主張し、福沢諭吉も「脱 亜論」で列強のやり方で中国、朝鮮を征服すべきだと主張した。これらがいずれも中国でそ の主張を実践する環境と条件を発見し、最終的に日中関係を少しずつ不幸な歴史段階へ向か わせることになったのである。

(三)「自開商埠」と洋務運動

開放的な「天下」視野は本来中国伝統文化の特色である。明代から康熙年間まで、海外と の往来は相当発展していた。1567年福建巡撫涂沢民が上奏した海禁解除が採択されたが、そ の後は、「海禁論が時には聞こえたが、海上貿易を肯定する意見が官僚層の思潮の主流であっ た」²⁰。鄭氏の台湾統治及び康熙帝による台湾海峡攻略の結果、中国の対外開放を促進する ことになった。清は1684年自主的に広州、漳州、寧波、雲台山(連雲港)の開放を宣布し た。雲台山は、伝統的海域区分の「北洋」に属していた。「中国の対外貿易には重大な障碍は 存在しなかった。アメリカの学者郝延平(Yen-Ping Hao)は、海禁が解かれた七十余年間、 中国と西洋との経済往来が既に自由貿易という原則の下におこなわれていた」²¹とする。当 時の中国の対外交流及び沿岸地帯の建設は、すでに重要な一歩を踏み出していたのである²²。

しかし、乾隆二十二年(1757年)に上諭が出され、通商港は四港から一港に縮小され、通 常言われている百年近くの「閉関鎖国(港を閉ざした鎖国)」の時代に入った。「十九世紀の 最初の十年まで、中国の国際的収支は約二千六百万元の黒字を出していたものの」²³、その

¹⁸ 王曉秋『近代中日文化交流史』、中華書局、2000年、83-84頁。

¹⁹ 信夫清三郎 『日本政治史』 第一巻、商務印書館、1982年、166-167頁。

²⁰ 張彬村「十六-十八世紀中国海貿思想的演進」、『中国海洋発展史論文集』(二)、46 頁。

²¹ 楊天宏『口岸解放与社会変革:近代中国自開商埠研究』、中華書局、2003 年版、4 頁。

²² 徐勇「中国海岸城市帯的形成与発展規画——兼論其地縁戦略与文化意義」、『戦略与管理』、2000 年第 2 期 参照。

²³費正清編『剣橋中国晩清史』、中国社会科学出版社、1985年版、184頁。

悪影響は全体的にしだいに現れるようになり、海禁が経済貿易及び科学技術の交流を強く束 縛し、国家の海上防衛力は急速に衰えた。

アヘン戦争の失敗に際し、魏源の『海国図志』等の著作を代表として、すでに「自開商埠」 といった開放思想が現れ始めていた。鄭観応も外国人との「商戦」を主張した。1876年、李 鴻章は朋僚への書簡で次のように述べている。「人は皆開港した港の数の多さに驚く。港は我 が進んで増加させたことの有無に関わらず、十港の増加も一、二港の増加も利害の軽重は変 わらない。西洋各国はあらゆる場所で他国人の居住や貿易を許しているが、それでもますま す力を強めている。この点からも、問題は開港にあるのではなく、自強できないところにあ ることが分かるであろう」²⁴。しかし、自主的に開港するという考え方はすぐには実現しな かったのである。

五港での通商から始まった「条約港」は、半世紀後の1894年には40余箇所に及んだ。1898 年8月10日、清は次のような上諭を発布した。「現在海禁が解かれ、列強が取り囲んで機会 を窺っている。商務の流通を図り、列強の望みを抑制するには、広く開港場を増やす方法し かない。…河川沿いおよび国境地域の各将軍や総督・巡撫は早急に各省地方を詳細に研究し、 地理的要衝、商業が繁盛し、開港場に適したところがあれば、直ちに総理衙門に報告して処 理せよ」²⁵。これを契機として、「広く開港場を増やす」ことが終に清末の中国政府の対外開 放政策の一つとなった。

1861年「辛酉政変」を経て、西太后(慈禧太后)が"垂簾聴政"することになり、清の内 外政策に変化が生じた。太平天国戦争等の内戦終結後、恭親王奕訢および曾国藩、左宗棠、 李鴻章等などの新興勢力集団が形成され、「自強」、「求富」を目的とした三十余年に及ぶ洋務 運動が推進された。1860年代は主に西洋の軍事および科学技術を習得した。1870年代に入り、 西洋の一般技術も広まった。洋務運動時期には、清末文化・科学技術・教育事業もまた長足 の発展を遂げた。新世代の洋務人材が現れ、留学から帰国した人士のもたらす影響が日増し に大きくなった。

海防の強化、近代海軍の創設は洋務運動の重点であった。1885年10月、海軍衙門が発足し、 1888年には「北洋海軍章程」が制定されたが、これは北洋海軍の発足を意味する。1894年ま でに清政府は福建、南洋、北洋の三水師を成立させた。それは相当な規模を有していた。し かし、実戦訓練に甚だしく欠けており、1880年代末海軍は発展が止まり、装備も日増しに老 朽化した。しかし、当時の万国公報などの調査統計によれば、当時の清朝の海軍の実力は日 本よりも上位に置かれていた。

日清戦争の敗戦及び「下関条約」の締結により、洋務運動は深刻な挫折を経験し、新しい 変法運動を刺激した。康有為等 1300 人の会試に参加した挙人達の「公車上書」は「百日維 新」の実施を促した。その後、義和団運動及び八カ国連合軍による侵略が起こった。清政府 は止むを得ず 1901 年に「新政」を行なう詔書を下した。その間、科挙を廃止し、新式学校 を作り、立憲政治を進め、新式陸軍を創設した。多くの分野で日本をモデルとした。蒋百里 が軍事問題の分析で言っているように「十年来の中央の治兵の成績は革命のための準備とな

²⁴ 『李文忠公全集・朋僚函稿』巻 16、『史料叢刊』続編第 70 冊、22-30 頁。

²⁵ 朱寿朋編『光緒朝東華録』(四)、4158 頁。

ったという一言に尽きる」²⁶。辛亥革命の勃発は、清末の数十年に及ぶ波乱に満ちた開国と 変革の歴史を終結させた。

二 明治維新と脱亜入欧

(一) 日本の開国と明治維新(周頌倫)

16世紀末の豊臣秀吉の朝鮮侵略戦争の後、日本は華夷システムから離脱していた。徳川時 代の日本は中国人とオランダ人との貿易を長崎一港にて集中しておこない、鎖国政策をおこ なった。1844年オランダの国王ウィレム二世の派遣した特使は国書を携えて将軍徳川家慶の 謁見を求め開国を勧告したが、幕府は「鎖国は祖法なり」との理由で拒絶した。1846年7 月、アメリカの東インド艦隊のビッドル提督(1783-1848年)が軍艦二隻を率いて江戸湾 の浦賀港に入り、国交を要求した。1853年6月、アメリカの東インド艦隊のペリー提督が 軍艦4隻を率いて不意に浦賀港に入港した。翌年3月12日、ペリーの艦隊は再び江戸に至 り、31日には幕府に「神奈川条約(日米和親条約)」の締結を迫り、下田、箱館両港の開港、 薪水食料の補給、遭難船舶の救助、アメリカの日本への公使派遣を規定した。他にも漂流民 や往来者は公正な法律による裁判にのみ従うことや、片務的最恵国待遇等の規定があった²⁷。

1856年、ハリスがアメリカの初代駐日公使となった。ハリスはややもすれば清朝が英仏と 衝突し再三敗北した例をあげ、日本が直ちに米国と条約を締結するよう迫り、1858年7月 29日に日米修好通商条約が締結された。幕府はその後、蘭、露、英、仏と同じ内容の条約を 締結したが、これらをまとめて「安政五カ国条約」という²⁸。1860年に条約は批准書が交換 された。

「安政五カ国条約」などが次々締結され、幕府が二百余年続けてきた鎖国政策を打ち破り、 中下級武士は尊王攘夷運動を起した。1863 年 6 月,下関海峡を通っていた仏、米の艦船が 長州藩の砲撃を受けた。8 月、薩摩藩はイギリスの艦隊と激しく衝突した。この戦争により 薩長両藩は大きな打撃を蒙り、武士たちは講和を結び損害賠償をおこなうことを希望した。 イギリスから帰国した伊藤博文は藩当局に開国と和親を力説し、攘夷の不可なることを上書 した²⁹。

戊辰戦争の最中、3月14日、明治政府は「開国和親」を宣布すると同時に維新改革の総方 針たる五カ条の御誓文を公布した。4月21日、政体書を公布し、三権分立や議員公選などの 政治原則を明確に示した。1869年8月15日には職員令を公布し、太政官の下に民部、大蔵、 兵部、刑部、宮内、及び外務の六省を設置した。ここで外務省という名称が初めて現れ、そ の職は「外国交際を掌り、貿易を監督する」ことであった³⁰。明治政府は開国と同時に、版 籍奉還、廃藩置県、秩禄処分や地税改革等一連の維新措置を行った。国内改革の成功によっ

²⁶ 蒋方震「中国五十年来軍事変遷史」、『蒋百里全集』第4巻、伝記文学出版社、民国60年、202頁。

²⁷ 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』、原書房、1965年、1頁。

²⁸ 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』、原書房 1965 年、17 頁。

²⁹ 春畝公追頌会『伊藤博文伝』上、統正社、1940年、127頁。

³⁰ 信夫清三郎『日本政治史』第一巻、商務印書館、1982年、128頁。

て国力が集結して近代化した強国に成長し、対外的な国力を強化した。

明治維新における改革モデルは、当時の中国各界に注目されてきた。黄遵憲の『日本国誌』、 康有為の『日本変政考』などは皆、「強敵を師としても構わない」としている。その後、日本 は幾多の侵略戦争を起したものの、多くの中国人士は日本をモデルとして改革を行なおうと する願望を持ったのである。

(二) 脱亜入欧思想の形成と膨張(周頌倫、徐勇)

明治維新の進展に伴い、多くの拡張理論が現れた。その中で影響が大きく、多くの注目を 集めたのは福沢諭吉等の「脱亜入欧」である。福沢諭吉は自由民権運動の発展過程で、次第 に自由と民主の系譜から離脱し、国権主義に転じた。福沢は1881年9月発表した「時事小 言」で日本はすでに文明国となったことを強調し、東洋の盟主として中国や朝鮮を助けるべ きだとしている。1882年3月、「朝鮮の交際を論ず」を発表し、「支那の形勢を憂ひ又朝鮮 の國事に干渉する」と述べた³¹。同年7月の壬午軍乱の後、福沢は「我東洋の政略は支那人 の為に害しられたりと云はざるを得ず」とし、³²直接中国を敵と看做すことを要求している。 同時に又「帝室論」等を発表し、天皇の統治権を強化し、軍隊を統括させ、対内・対外政策 の遂行を保障せしめるよう要求した。

清仏戦争で清軍は陸上での勝利を収めた。1884年3月5日、福沢は「日本は支那の為に 蔽はれざるを期すべし」を発表し、中国の軍事がすでに西欧化を遂げており、「文明の門」を くぐる可能性は小さくないとしている。その「文明化の程度」が引き続き強化されれば、「日 本の名は支那の為に蔽はれることになる」ので、「一歩も支那に譲る可らざる」としている³³。 彼は武力の役割を強調し、「口舌を以て理非を辨明することを廢し、斷然兵力に訴へて速かに 此局を終るの工風を為さゞるべからず」と述べた³⁴。

1884年12月4日、竹添駐朝鮮公使は甲申事変を画策したが、清軍の干渉により失敗した。 福沢は翌年3月16日に著名な「脱亜論」を発表し、中国と朝鮮を「悪友」、「悪隣」と呼び、 中国や朝鮮のような「悪隣」とは手を切るべきであるとし、「我國は隣國の開明を待て共に亜 細亜を興すの猶豫ある可らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明國と進退を共にし」とし、朝鮮 や中国が改革を行わなければ「今より数年を出でずして亡國と為り、其國土は世界文明諸國 の分割に歸す可き」と予言した。そのため「正に西洋人が之に接するの風に從て處分す可き のみ」とした。35

福沢諭吉は「野蛮」なアジアから脱した文明人と自負すると共に、また縷々極端な罵り言 葉を用いている。例えば「辮子佬」、「半死の病人」、「豚尾漢」、「豚尾小児」、「豚群」、「豚犬」、 「その情は水に浮いている孑孓(ボウフラ)の如き」、「烏合草賊」等等、中国人や朝鮮人に 対する蔑視や仇恨の情を煽り、戦争を助長した。その結果研究者が指摘しているように、「深

³¹ 「朝鮮の交際を論ず」、『福沢諭吉全集』第8巻、岩波書店、1970年、31頁。

^{32 『}福沢諭吉全集』第8巻、岩波書店、1970年、428頁。

^{33 『}福沢諭吉全集』 第9巻、岩波書店、1970年、415頁。

^{34 『}福沢諭吉全集』第10巻、岩波書店、1970年、159頁。

^{35 「}脱亜論」、『福沢諭吉全集』第10巻、岩波書店、1970年、240頁。

遠且つ悪劣な影響を及ぼした」36。

「脱亜論」は短い文章であるが近代日本の影響力のある代表的な文章の一つであり、同類 の文章には又日高真実の「東洋の開化は、大半は儒教の妨害を受けている」³⁷等の論述があ る。これらの文章は東洋の伝統文化を激しく批判すると同時に、明治時代に文明の方向を模 索していた時期に特有の自身の母体文化に対する劣等感や、理想の西洋文明への仲間入りを 急ぎ、欧米諸国に文明国として見られたいと願う心情が表れている。少し後の野蛮と文明の 争いなどといった言説はおおむねここにその源がある。

脱亜入欧思潮の政治的意義は、文明と非文明の判断基準にあり、それが国権主義、対外拡 張主義及び武力至上論の道具となった。ある研究者は思想文化史の角度から、脱亜入欧思潮 の目的について「一種の東洋学」を構築して「当時の日本の天皇制国家体制強化という需要 に適応し、また日本の新興資本主義の発展と拡張という需要にも適応する」こととしている³⁸。

(三)「外征型軍隊」の軍備体制と政策

富国強兵は明治維新の重要項目であり、新政府が諸改革を推進していく上での実質的な支 柱でもあった。吉田松陰が松下村塾で伝授した構想は下記の通りである。「よく国を保つもの は、其の所有しているものを失はないばかりではなく、又其の領域を新たに増すものである。 今急いで、武備を修め、軍艦大砲を備えて、宜しく蝦夷を開墾し、諸侯を封じ、間に乗じて カムチャツカ、オホーツクを奪い、琉球を諭し、朝覲会同、内地の諸侯の如くならしめる。 更に朝鮮を責め、その質を納め貢を奉らしめること、古への盛時の如くならしめる。北は満 州の地を割き、南は台湾、呂宋の諸島を収め、漸次進取の勢を示すべきである。」³⁹。この理 念に従い、山縣有朋、伊藤博文及びその他の吉田の門下生たちは明治政府の指導者になって から、強力な「外征型軍隊」を組織することに尽力し、絶えず外への攻撃をおこなったので ある。

1868 年 4 月 6 日、天皇の名義で発布した施政要綱「五カ条御誓文」と「御宸翰」は、日本の対外方針を「四方を経営し、汝億兆を安撫し遂いては万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布」⁴⁰とした。1874年の台湾出兵に際し、山縣有朋は「外征三策」を提議したが、そこでは「直隷ニ上ラン」、「天津ヲ突」くことに「胸算アリ」などといった表現が見られる⁴¹。 1880年 11 月、山縣有朋は「進隣邦兵備略表」を天皇に呈し、清国や朝鮮に対する軍備拡張を強調し、強兵政策は他のすべての政策に優先するとした。

1872 年天皇の名義で「徴兵詔書」が発布され、政府は「布告」と「徴兵告論」を発布した。 そして、薩摩、長州、土佐の各藩の藩兵を基礎として天皇の「御親兵」を組織することを決

³⁶ 宋成有『新編日本近代史』、北京大学出版社、2006 年、第211 頁。

³⁷ 日高真実「儒学と東洋開化の関係を論ず」(三続),『東洋学芸雑誌』、第 32 号、明治 17 年 6 月 5 日。

³⁸ 劉桂生『劉桂生学術文化随筆』、中国青年出版社、2000年、019-020頁。

^{39『}大日本思想全集』第17冊、(東京)大日本思想全集刊行会、1932年、219頁。

⁴⁰ 『大日本外交文書』第1巻第1冊、557頁:訳文は信夫清三郎『日本外交史』上、商務印書館、1980年, 121頁参照。

⁴¹ 大山梓『山県有朋意見書』、原書房、1966年、57頁。

定した。1888 年 5 月、師団制条令が公布され新式師団が編成され、師団制がそれまでの鎮 台制に代わった。このことは、国境外での大規模の野戦環境に適応した近代陸軍が正式に成 立したことを意味する。鎮台という言葉は幕末にすでに「江戸鎮台」、「大阪鎮台」などとし て使用されていた。明治初期の戊辰戦争の終結に伴い、1872 年に東京、大阪、鎮西(小倉)、 東北(仙台)等の鎮台が相次いで設置されたが、それは国内の治安維持、守備型の軍隊であ った。

師団制の成立は、三年制普通徴兵制を実施し師団制を強化すべきだという山縣や大山巖ら の軍備拡張の主張に由来し、明治18年(1885年)実施の十年軍備計画において規定されて いる。他方、三浦梧楼などの提唱した「護郷軍」、「月曜会」等、「国土防衛」型で非「外征型 軍隊」の主張は放棄された。師団制の成立は「外征の必要とする近代軍備の大幅強化であり」、 その着眼点は朝鮮、清国への出兵にあった。⁴²

明治政府は社会、教育、精神の多くの方面で戦争動員体制を強化した。1869年に東京招魂 社が建てられ、1879年に靖国神社と改称された。1871年には陸海軍共同の「読法」が公布 され、皇威発揚等の四原則を強調した。1882年、天皇の名義で「陸海軍人に賜りたる勅諭」 が頒布されたが、「朕は汝等軍人の大元帥なるそ されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭 首と仰き」と宣布された⁴³。1890年頒布された「教育勅語」は「義勇公ニ奉シ、以テ天壤無 窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と強調した⁴⁴。「軍人勅諭」と「教育勅語」は、軍人や国民が厳格に 遵守すべきものと規定され、常に朝晩奉読する金科玉条ですらあった。

強力な軍備政策を遂行するため、1878年天皇直属の参謀本部を設置し、作戦、用兵等の軍 令大権を掌握した。また軍令長官は軍令事項に関して内閣を経由せず天皇に直接上奏するも のと規定し、「統帥権の独立」原則を確立した。「欽賜」である 1889 年の明治憲法では、天 皇が統帥権を総攬することが、1900年には陸海軍大臣現役武官制が規定された。1907年4 月4日、天皇は「帝国国防方針」及びその附件である「国防ニ要スル兵力」及び「帝国軍ノ 用兵綱領」を批准した。これらの文書の要点として、「帝国ノ国防ハ攻勢ヲ以テ本領トス」し て、中国を含む数多くの日本の仮想敵国を確認すること、および「東亜ニ於テ攻勢ヲ取リ得 ル」を軍備の基準とすることがあった⁴⁵。「帝国国防方針」とその附件である「用兵綱領」は 日本の進攻型の対外戦略を確立し、近代日本の軍国主義体制を強化した。

いわゆる二大戦役後、陸軍の参謀本部と海軍の軍令部、そして陸海両大臣といった軍の勢 力は、全体として「軍部」と称されるようになった。軍部は次第に政府内閣及び民主主義を 主張する政党に対抗する勢力集団へと成長し、近代日本の二元政治現象を構成した。大正期 の軍部が国家政権をどの程度掌握していたかについては、尾崎行雄、島田三郎等が次のよう に表現している。「天皇直隷の機関のうち、文官所属が4であるのにたいし、軍所属が41に 及ぶ」⁴⁶。このため、明治時代が始まって以来、日本軍部の政治支配は強まり勢力も絶え間 なく強化されたが、その結果としてハンチントン等の西洋学者の指摘するような、「日本には

⁴² 戸部良一『逆説の軍隊』、(東京)中央公論社、1998 年、128-129 頁。

⁴³ 日本防衛庁防衛研修所戦史部『大本営陸軍部』(1)、(東京)朝雲新聞社,昭和49年、13-14頁。

⁴⁴ 歷史学研究会編『日本史史料』4、近代巻、岩波書店、2002年、200頁。

⁴⁵ 日本防衛庁防衛研究所戦史部『戦史叢書・陸軍軍戦備』、(東京)朝雲新聞社、昭和 54 年、60 頁。

⁴⁶ 信夫清三郎『日本外交史』下、商務印書館、1992年、483頁。

世界で"最も政治化した軍隊"があった」という状況になった47。

三 日中近代外交関係の成立

(一) 清末の外交変革と駐日使臣の派遣

アヘン戦争後、1842年の中英南京条約によって、イギリスは中国の開港場に領事を駐在さ せることを認められた。1858年の中英天津条約の第二条では、双方が「大員を派遣し、大清、 大英の両国の首都に駐在させること」を規定し、第三条ではイギリス側の各級大員やその家 族は中国の首都で「長期に居住」できることを規定すると同時に、「首都で土地や家屋を借り、 大臣等の公館にすることに対し、大清官員は亦協力する」必要があるとしている⁴⁸。清政府 は外交官制を改革し始め、駐外使臣を派遣し、次第に中国的近代外交体制を確立した。

1861 年 8 月の「辛酉政変」を経て、エホナラ氏太后(西太后、徽号は慈禧)が垂簾聴政 をおこなった。清政府は総理各国事務衙門を成立させ、南北洋通商大臣と総税務司を設置し、 各国が公使を派遣して北京に駐在させることを認めた。恭親王奕訢は「条約締結後、該夷(イ ギリス)は天津に退いてから、紛々として南に向かっているが、その要求するところは条約 を根拠としている。該夷は我が土地と人民に利をもたらすわけではないので、信義を以て籠 絡し、その性を馴服させ、自ずから振興を図るべきである。これは、前代の様子とは些か異 なるようである」と強調した⁴⁹。李鴻章も外交改革を主張し、「庚申辛酉後、江蘇浙江が衰退 し、西人が脅迫している」困難な局面を打開しようとした⁵⁰。

1866年春、総理衙門は総税務司ハート(赫德)の文案(文書記録担当者)である旗人斌椿 等を、ハートに随行してヨーロッパを遊歴させた。1868年、清政府は初めて正式な使節団を 派遣するが、これが即ちバーリンゲーム(蒲安臣)使節団の欧米への派遣であった。バーリ ンゲームはアメリカの初代駐華公使である。1861年にその職に就き、1867年任期を終えたが、 皇帝は彼を中国から各国に派遣する外交使節団の首席大臣に任命した。二名の中国人、志剛 と孫家谷がバーリンゲームとともに「弁理中外交渉事務大臣」に任命された。1877年から西 洋各国に常駐公使館を設置し、駐外公使を派遣した。

1871年の条約交渉の時に李鴻章は駐日使臣の派遣を提議したが、外交関係樹立後に台湾事 件や朝鮮の江華島事件等の衝撃が相次ぎ、日本国内でも西南戦争が発生したこともあり、使 節の派遣は一度ならず延期された。光緒二年八月十三日(1876年9月30日)、初代出使日本大 臣には浙江省銭塘出身の許鈴身が、また副使には何如璋が任命された。しかし、許鈴身は本 決まりにならなかった。光緒二年十二月二日(1877年1月15日)何如璋が正使に任命され、 翌年十一月二十日(1877年12月24日)に日本に到着し、初代駐日使臣となった。何如璋(1838 -1891)は進士出身であり、翰林院編修等を経験した、深い伝統的教養の持ち主であったが、

⁴⁷ S. P. Huntington: *The Soldier and the State: The Theory and Politics of Civil- Military Relations*, Harvard University Press, 1964.p126

⁴⁸ 王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一冊、三聯書店、1957 年版、96 頁。

⁴⁹ 『籌辦夷務始末』(咸豊朝)巻 71。

⁵⁰ 李鴻章「遵議日本通商事宜片」、『李文忠公全書』、奏上書案文、第17巻、54頁。

西学にも開放的態度を取っていた。任期中は琉球等重大問題に対し非妥協政策を主張していたが、1880年に召還された。その著書『使東実録』は重要な史料的価値がある。

実際に赴任した出使日本大臣としては第二代に当たる黎庶昌は、光緒七年三月七日(1881年4月5日)に任命された。在任中は琉球問題交渉に重きを置き、光緒六年八月十七日(10月5日)に解任された。同日,徐承祖が候補知府の身分で出使日本大臣に任命され、十月十日(1884年11月27日)に日本に到着し、清末の第三代駐日使臣となったが、1887年1月にその任を解かれた⁵¹。

上記の駐日使節らは、多くは伝統的教養をもつ文人であり、近代外交事務に対する理解の 度合いは様々であった。彼等は両国の平和及び関係安定のために努力したが、総じて両国関 係の悪化や、戦争の発生を阻止することはできなかった。梁啓超が黄遵憲を慨嘆した言葉が ある。「悲しいかな、その一身の進退死生は一国の栄辱と表裏一体である」。この言葉は、使 臣の仕事や功績と国力の地位との関係を明らかにしている。

駐日使臣の中で比較的影響が大きかった黄遵憲(1848-1905)は、清末に名を残した詩人、 外交家、政治活動家、史学家である。黄遵憲は何如璋が公使であった時期に駐日公館の参賛 官を担当したことがある。1898年には、出使日本大臣に任命されたが着任しなかった。日本 に滞在した期間、広く各界の人士と親交があったが、当時の日中関係交渉、とりわけ文化交 流面での貢献が最も大きい。著書に『日本雑事詩』、『日本国誌』等があり、近代の中国人に よる日本研究の代表著作となっている。黄遵憲の研究は日中両国及び欧米の学界で重視され ており、学術成果も豊富で、「黄学」と称されている⁵²。

(二) 日清修好条規の提起と交渉

幕末の日本は開国を強いられ、不平等な安政の諸条約を締結した。明治政府は西洋と条約 改正交渉を進めるのと同時に、中韓などの東洋国家に対する優勢な地位を極力求めた。1870 年8月、日本政府は外務権大丞柳原前光、外務権少丞花房義質等を中国に正式に派遣し、条約 締結や通商事項に関する交渉をさせることとした。1870年9月4日、柳原前光は上海に到着し、 9月12日蘇松太道江南海関涂宗瀛と会談している。

清政府にとっての対日外交問題には、複雑な歴史関係と矛盾した認識が多く存在していた。 日本はかつて足利幕府の時代に大明皇帝の冊封を受けたことがあり、「日本は十年一貢」であ ったが、その後日本は華夷システムの外部へと遊離していた。19世紀末に華夷秩序が崩壊す るに至っても、清政府の官僚は日本との関係について華夷秩序及び朝貢貿易の思考方式を完 全に放棄することはできなかった。安徽巡撫英翰は日本を「臣服しにきた朝貢の国」として いた⁵³。このような体制や儀礼観念がもととなり、柳原が上海で涂宗瀛と会談した際、涂は 柳原に北上を延期するか、総署の許可が下ってから北上することを勧めた。しかし、柳原は

⁵¹ 第一歴史档案館、福建師範大学歴史系合編『清季中外使領年表』、中華書局、1985 年版、28-30 頁参考。

⁵²「黄学」はシンガポールの学者・鄭子瑜によって初めて示された、王暁秋、陳応年主編『黄遵憲与近代中 日文化交流』、遼寧師範大学出版社、2007 年版、7 頁。

^{53 『}籌辦夷務始末』(同治朝)巻79、7頁。

自ら中国総署に赴き日本政府の書簡を手交することを決断し、そこでアメリカの船に乗って 北上し、9月28日天津に到着した⁵⁴。

これに対し、総理衙門は署三口通商大臣成林に天津で柳原の要請に対処するよう指示した。 それは「体制に関わるので、柳原が北京に来ることがないようにせよ」という指示であった⁵⁵。 また総署は日本に対して次のような返答を用意した。「中国と貴国が和好を通じあうことにつ いては、実際に一日ではない長い期間に亘っている。...だからこそわざわざ条約を締結しな くてよい。古に謂うところの、大信不約である」⁵⁶と強調していた。その後、李鴻章が 10 月 2 日に柳原と会談し、翌日総理衙門への書簡を発した。「日本は江蘇浙江より三日程の距離し かなく、中国の文字に精通しており、其の兵も東島(東亜)各国より比較的強いので、外援 として連結することができる。西洋人が日本を外府と見なさぬようにしなければならぬ」⁵⁷。 李の書簡には、西洋と日本を切り離すこと、日本と結んで西洋をけん制することの二つの意 図を持つ目標を提示した。また李は、1871 年 1 月 21 日(同治九年十二月初一日)に安徽巡 撫英翰等の反対意見に反駁し、条約締結後、大員を派遣してその首都および長崎等に駐在さ せ「我国の商民を管理し、日本側の動静を偵察し、方法を講じて関係を結んで牽制すること によって、後患を無くすことも可能であり、そうすれば永遠相安となろう」⁵⁸と述べた。

重要なのは当時の中国の多くの大員が日本を平和的な隣国と認識していたことである。 1871年1月18日、李鴻章は総理衙門への書簡で以下のように強調した。西洋人は脅迫的な 行為をするが、「該国(日本)は目下のところ機会に乗じて寇をなさず、亦危に乗じての立約 も要求してない。日本側は安心して教化に向かおうとしていることが分かる」⁵⁹。台湾の学 者王璽は最後の一句を「相安无事矣(互いに何のもめごともない)」と解釈している⁶⁰。二つ の言葉の意味は違うがいずれも日本側の意図を善意に解釈している。南洋通商大臣曾国藩も 3月9日(同治十年正月十九日)の上奏で、「日本はこの二百年来、中国とわずかな不和もな かった。今西洋各国が中国と立約通商をしているので、その例を引いて、我が国と条約を締 結しようとして、入関を求めてきている。その姿勢は、理屈も通じるし他意もない」と強調 し、「何事においても公明正大であるべきであり、西洋も東洋も全て優待し、威や徳を以て随 時制し、外国に聖朝の真意を察せしめ、万国もその誠意を表し、日本だけと永遠相安という ことではない」と主張している⁶¹。

李鴻章との交渉中に、柳原は縷々日中両国が協力して西洋に対応すべきことを提案し、李 鴻章も深くそれに賛同した。李鴻章は「該国は中国の属国ではなく、朝鮮、琉球、ベトナム のような臣服者と異なる」と強調し、「日本とはまずは条約締結をおこなうと認めてしまった ので、拒絶することができない。今後は相手の条約締結交渉担当者と通商章程を適切に締結

⁵⁴ 王璽『李鴻章与中日訂約』中研院近史所専刊(42)、民国七十年版、15-16頁。

⁵⁵ 王璽『李鴻章与中日訂約』中研院近史所専刊(42)、民国七十年版、17 頁。

^{56 『}籌辦夷務始末』(同治朝)巻77、34頁。

⁵⁷ 王璽『李鴻章与中日訂約』中研院近史所専刊(42)、民国七十年版、19 頁。

⁵⁸ 李鴻章「遵議日本通商事宜片」、『李文忠公全書』、奏上書案文、17巻、54頁。

⁵⁹ 李鴻章「遵議日本通商事宜片」、『李文忠公全書』、奏上書案文、第17巻、53頁。

⁶⁰ 王玺『李鴻章与中日訂約』中研院近史所専刊(42)、民国七十年版、38 頁。

^{61 『}籌辦夷務始末』(同治朝)巻80、9頁。

するための方策を講じなければならない」としている⁶²。また戦略的見地から、対応を間違 えば日本を西側陣営に追いやる可能性があり、「日本が近くにありながら長く中国の患とな る」ことを阻止しなければならないと指摘した⁶³。李鴻章、曾国藩等の大員の尽力により、 清政府はついに交渉に同意し、日本に対し正式に使節を派遣して立約通商の交渉を行うこと を要求した。

1871 年 7 月、天津で清政府は太子太保協弁大学士、兵部尚書直隷総督李鴻章を全権大臣 に任命し、日本の全権大臣大蔵卿伊達宗城、副全権大臣柳原前光との条約交渉を開始させた。 日本政府は「西人の例を参照し、それと同じ内容で締約すること」を要求した⁶⁴。しかし、 清政府は対日条約と西洋との条約は「断じて全く同じにはできない」という方針を堅持した⁶⁵。 曾国藩も対日条約を西洋の例に即して作成することはできない、"一体均霑(最恵国待遇)" の詞があってはならないと強調した。具体的な条文をめぐる交渉においては、清政府は内地 通商、長江での通行権等を日本に与えなかった。また条約に規定された各項目権力は双務的 であるべきとも強調した。清政府は日本との条約の内容を「断じて西洋との条約と同じには できない」という姿勢に基づいて、日本が西洋列強より上の特権を要求するのを拒絶すると 同時に、融通を利かせ、日本を非属国の対等な立場とみなすことを明らかにした。日本は概 ね中国側の議案に同意した。故に濱下武志は清政府が条約締結交渉における「主導権」を握 っていたとしている⁶⁶。

(三)日清修好条規の締結とその原則的な条文

最終的に双方は合意に至り、1871年9月13日(同治十年七月二十九日,明治四年七月二 十九日)に日清「修好条規」(全18条)と「通商章程・海関税則」(33条)を締結した。条 約締結が伝わり内容が公表されると、各国のメディアに注目された。第二条の規定で「彼此 相助」が西洋に対する「攻守同盟」ではないかと指摘されたのである。アメリカが率先して 日本外務卿に照会を送り、仏独などがそれに追随し日本に圧力をかけた。日本国内にも反対 や条約を締結し直すべきだとする意見があり、条約は日本の治外法権等の要求を満たしてい ないと認識された。しかし、清政府は条約改正交渉で譲歩しなかった。

1873 年 2 月副島種臣は外務卿になり、同年 3 月特命全権大臣として清国に赴き同治帝の 親政を祝賀した。日本が日清修好条規の批准書の交換に際して、条約改正の要求を堅持しな かったため、この条約は批准され正式に成立した。4 月 30 日、両国は天津で条約批准書を交 換した。副島種臣がこの期間に積極的に両国関係を発展させ、且つ日本国内での条約改正の 主張に対して柔軟な態度を取り、「面倒を起こす必要がない」としたため、李鴻章等官員や民 間人士の好評を得た。李は彼を「物事の道理というものをしっかりとわきまえており、虚飾、

⁶² 李鴻章「遵議日本通商事宜片」、『李文忠公全書』、奏上書案文、第17巻、53-54頁。

⁶³ 李鴻章「遵議日本通商事宜片」、『李文忠公全書』、奏上書案文、第17巻、54頁。

^{64 『}籌辦夷務始末』(同治朝)巻80、3頁。

⁶⁵ 『籌辦夷務始末』(同治朝)巻 81、45 頁。

⁶⁶ 濱下武志『近代中国的国際契機—朝貢貿易体系与近代亜洲経済圈』、中国社会科学出版社、1999 年版、49 頁。

強気がなく、好ましい」と称賛した⁶⁷。1898 年康有為等が日本に亡命した時副島の歓待を受けた。康は二首の詩を副島に送っているが、その序で次のように述べている。「副島伯は号を 蒼海と称す。維新の元勲であり、漢学の指導者でもある。使節として中国に行ったこともあ り、情意とても親しい」。⁶⁸副島は対中、対韓外交において一貫して強硬な立場を取っていた が、1873 年の「明達」なる態度は、長らく中国人に感謝の記憶を育むことになったのである。

「修好条規」の序文は次のような内容を強調している。「大日本国と大清国は古来友誼敦厚 なるを以て今般一同旧好を修め益邦交を固くせんと欲し」。主な条文には次のようなものがあ る。第一条では双方が「両国に属したる邦土も各礼を以て相待ち聊侵越する事なく永久安全 を得せしむへし」と規定し、第四条では「両国秉権大臣を差しだし、その眷属、随員を召具 して京師に在留し或は長く居留し或は時時往来し…」などとされている⁶⁹。

日本はこの条約を通じて清政府と対等な関係を確立し、これによってまだ清国の属国の地 位に置かれていた朝鮮に対して有利な立場を手に入れた。双方が条約を交換してからわずか 一年後、日本はまだ不完全であった武力を用いて台湾出兵を行い、続いて「琉球処分」を行 った。条規で規定された「友誼敦厚」及び「両国の領土不可侵」等の原則は重大な衝撃を受 けた。

しかし全体としては、日清修好条規は近代日中両国が締結した最初の平等条約であり、こ の条規は両国の「友誼敦厚」の歴史関係を確立し、その後の平和友好を外交関係樹立の原則 として定めた。学界は「日中修好条規は、そのおよその形式などは西洋との条約に倣ったも のであるが、その内容は平等に基づくものであり、中外条約では嘗てないものであった」と 評価している⁷⁰。且つ、条約の交渉やその表現の様式なども、それまでの東アジアの伝統外 交との違いが大きかったので、「東アジア国際関係の近代的転機をなした条約の嚆矢として捕 らえられている」⁷¹。

四 日清間の対立要素の出現とその蓄積

(一) 台湾出兵と台湾事件をめぐる取り決め(米慶余)

日清間で外交関係樹立に関する交渉が行われていた最中の1871年11月、琉球の八重山島 の島民が台湾に漂着したところ、間違って高山族の居住地に入り殺害されるという事件が起 きた。鹿児島県参事の大山綱良は真っ先に「問罪出師」を提議した。1873年3月9日、天 皇は条約批准書交換のために中国に赴く副島に以下のような勅語を下した。「辛末冬我琉球藩 民台湾島ニ漂到シ其島ノ東部ニアル生蕃人ノ為五十四人横死ニ逢ヒシ事件汝種臣ニ命シテ清

⁶⁷ 王璽『李鴻章与中日訂約』中研院近史所專刊(42)、民国七十年版、185 頁。

⁶⁸ 『康有為全集』第十二集、康有為撰、姜義華、張栄華編校正、中国人民大学出版社、2007年9月版、194 頁。

⁶⁹ 本条規は「同治条約」、巻20、21 - 25頁。王鉄崖編『中外旧約匯編』第一冊、三聯書店、1957年版。

⁷⁰ 王璽『李鴻章与中日訂約』中研院近史所専刊(42)、民国七十年版、128 頁。

⁷¹ 濱下武志、朱蔭貴等訳『近代中国的国際契機一朝貢貿易体系与近代亜洲経済圏』、中国社会科学出版社、 1999 年版、49 頁。

国政府ニ派遣シ其処置ヲ談判セシム」⁷²。1874年2月6日,大久保等は「台湾番地処分要略」 を制定し、日本の基本目標を確定した。それは、我が帝国が完全に琉球の実権を掌握し、且 つ中国への朝貢や遣使という非礼を中止させることが台湾処分後の目標であり、清国政府と 空理空論を戦わせるべきでないということであった⁷³。上記の「要略」の基本点は、日本政 府内の議論を経て「きわめて適当である」と判断され、「征台の方針は終に決定された」ので あった⁷⁴。

1874年4月4日、日本政府は陸軍大輔西郷従道を陸軍中将、台湾蕃地事務都督に任命した。4月9日、西郷従道は日進、孟春など五艘の軍艦を率いて長崎に向かった。日本の軍事行動は国際社会から注目され、イギリス、イタリア、ロシアやスペイン等の国々の駐日使節が相前後して質問を提出した。アメリカ公使ビンガムは4月18日に日本の外務少輔上野景範と会見し、「我政府は台湾全島が清国の管轄下に属していることを認めている。したがって 貴国政府がアメリカ船と人民を雇用し、征蕃に参加させることを傍観することはできない」とした⁷⁵。英、米公使の態度表明を受けて日本は「朝議為ニ動キ姑ク台湾出師ヲ停メ先ツ清国政府ト応接セントコトニ決定ス」⁷⁶ることとなった。

暫くして、兵力を長崎に集結した西郷従道が行動をおこした。5月17日,西郷は「高砂丸」 を旗艦とし、兵を率いて台湾に向かった。5月22日社寮港に到着すると直ちに牡丹社に対す る攻撃を開始して石門を破り、20余人を殺害した。日本側の記録によれば牡丹社頭目の父子 も殺害されたが、それでも蕃人は屈服しなかったという。6月2日,日本軍は三路一斉に牡 丹社を攻撃し、「生蕃皆家ヲ棄テ山谷ノ間ニ奔竄ス乃チ火ヲ放チー社ヲ燬キ」に至った⁷⁷。

清政府が日本の台湾出兵の情報を得たのはイギリスの駐華公使からであった。1874 年 8 月1日、日本政府は大久保利通を全権弁理大臣に任命した。同年9月10日、大久保は北京 に到着した。9月14日から10月23日まで、日清双方は7回に渡り交渉を行い、その交渉 は一ヶ月以上に及んだ。総理衙門は数十巻にもなる産部文書を提示したが、すなわち台湾で の徴税記録を以て台湾蕃地は中国の領土の一部であることを証明しようとしたが、日本は「読 む時間なしとして斥けた」⁷⁸。

こうした中で、大久保は英、仏両国の駐華公使の力を借りるようになった。10月26日(九 月十七日)、大久保はトマス・ウェードを経由して総理衙門に解決案を提出したが、例えば「征 蕃ノ事ハ日本ノ義擧ニ出テ、支那政府之ヲ不是トセサルノ意ナレハ」という一条は、日本側 の記録によればウェードの案であった⁷⁹。イギリス公使の圧力の下、中国総署の大臣と日本 の大久保利通、柳原前光は台湾事件に関する日清両国間互換条款に調印した。この他、日中

⁷² 下村富士男編『明治文化資料叢書』第四巻外交編、24-25頁。

⁷³ 『日本外交文書』第7巻、第1号文書による。東アジア同文会編:対華回顧録の中国語訳本、38-40頁及 び『岩倉公実記』下巻、127-129頁にも収録。

⁷⁴ 東アジア同文会編『対華回顧録』の中国語訳本、40頁。

⁷⁵ 東アジア同文会編『対華回顧録』中国語訳本、45-46頁。

⁷⁶ 岩倉公旧蹟保存会編『岩倉公実記』下巻、145頁。

^{77 『}岩倉公実記』下巻、154頁。

⁷⁸ 同掲書、96頁。

⁷⁹ 『明治文化全集』第11巻外交編、140-141頁。大久保とトマス・ウェードのつながりについては『対華回 顧録』中国語訳本、64-65頁に記述がある。

双方は互換憑単に調印した。その内容は下記の通りであった。

「台蕃の一事、現在業に英国威大臣と同に議明し並に本日互に弁法文拠を立つるを経たり。 日本国、従前害を被る難民の家、清国先ず撫卹銀十万両を給す。又日本兵を退くや、台地に 在て、有る所の道を修め、房を建つる等の件、清国留めて自ら用ゆる事を願い費銀四十万両 を給す。亦た議定を経て、日本国、明治七年十二月二十日、清国同治十三年十一月十二日に 於て、日本全く退兵を行うを、清国全数付給する事を准す。均く期を愆つを得ず。日本国兵 未だ全数退き尽すを経ざるの時は、清国銀両も亦た全数付給せず」⁸⁰。

1874年11月7日、大久保利通は上海に到着し、まず上海税関から銀十万両を受け取った。 12月3日、日本軍は台湾での撤兵を始めた。同年11月27日、大久保は東京に戻った。天 皇は勅語を下し彼を讃えた。「汝克ク朕カ旨ヲ體シ反覆辯論遂ニ能ク国権ヲ全フシ交誼ヲ保存 セシム是一ニ汝カ誠心ヲ竭シ義ヲ執テ墝マサルノ致ス所ナリ啻ニ段カ心ヲ安ンスルノミナラ ス實ニ兆庶ノ慶福タリ其功大ナリト謂フ可シ...」。⁸¹

ところが、大久保はその日記で、日本は公理上「充分ではない」と気がとがめつつも、同時に結果に安堵する感情を吐露し、「今般奉命ノ義實ニ不容易重大事件。談判纏ラスシテ此儘帰朝ニ及候得ハ、使命ヲ終ラサル論ヲ俟タス。只至憂スルトコロ内國人心事情切迫、戦ヲ朝 タニ期スルノ勢アリ。是ヲ纏ルニ術ナク終ニ戦端ヲ開カサル可カラサルノ期ニ可立至。然ル ニ勝敗ノ上ハ勿論可恐ニアラス候得共、名義上ニ於テ我ヨリ宣戦ノ名十分ナラス」と述べて いた⁸²。

(二)日本の「琉球処分」と日清交渉(米慶余、徐勇)

いわゆる台湾蕃民問題を交渉すると同時に、明治政府は琉球併呑を急いだ。琉球は悠久の 歴史を持っており、中国文化の影響を深く受けた「自為一国」の王国であった⁸³。中国の明、 清時期には、琉球王の即位時には冊封の儀式を行い、その合法性を証明していたのである。 明、清両王朝は琉球に冊封使を24回派遣している。歴代冊封使の『使琉球録』は中琉交流と 琉球王国研究における信頼できる史料である。

1609年2月、薩摩藩藩主島津家久が琉球に進攻し、7月幕府の承認を得て島津は琉球の管 轄権を与えられ、琉球は中国と日本に同時に両属することになった。島津家の影響力は無視 できなかったものの、1879年に正式に併呑されるまで、琉球は日本に対して独立国の地位を 保っていた。江戸時代後期の兵学家林子平はその著書『三国通覧』、『海国兵談』で、朝鮮、 琉球、蝦夷地(現在の北海道)を「日本の三隣国」とし、その地図で、日本本土の三大島と は異なる色をそれらの地に塗っていた。信夫清三郎の結論によれば、日琉関係は「日朝関係 と同様、正式の国交を意味する<通信>の関係と規定した」⁸⁴。ここにおける核心的な意義

^{80 『}明治文化全集』第11巻外交編、146頁。

^{81 『}岩倉公実記』下巻、210頁。

^{82 『}大久保利通文書』第六、146-147頁。

⁸³ 1878 年琉球三司官の毛鳳来と馬兼才は東京で西側諸国の駐日公使に対し直訴状を手渡した。文中琉球は 「自ら一国である」と強調している。

⁸⁴ 信夫清三郎『日本外交史』上冊、商務印書館、1992 年版、22、25 頁。

は「通交」関係にある。

「琉球処分」問題に関しては日本の官僚の中にも様々な意見があった。日本の白川県住職 佐田介石は左院への建白書の中で以下のような意見を表明している。「琉球素より支那の正朔 を奉し且封冊を奉する事年已に久し支那の属国たる事何ぞ論を矣此理よりいへは琉人殺害の 罪我国より問ふへき事に非す」。琉球は中国の属国であるのに、なぜ日本がその間に入り琉球 藩号を授けたのか、もし清国が理を以て日本を責めれば、「征湾の無名而已ならず支那の属地 を押領の罪を累ぬ」とした。⁸⁵

1872年日本は廃藩置県を通じて「琉球処分」に着手し、琉球政府の反発を受けた。8月 20日、琉球の摂政、三司官等はまた松田と直談判を行い、琉球が「皇国之版図」、「所謂地理 上之管轄」にあるという松田の説に反論した。松田は琉球側の意見を退け、「使之威服(威を 用いて琉球を服属させる)」という手段を取った。『琉球見聞録』によれば「大声で怒鳴り、 極力斥責すること幼児を相手にしているようであった」が、琉球の官員は屈服しなかった。 1875年11月に東京に到着した池城親方等は日本政府に請願書を提出した。それは次のよう な声明であった。「琉球ト支那トノ続五百年來恩義有之断チ絶候テハ恩義ニ背キ信義ヲ失ヒ人 タリ国タルノ道相廃シ候ニ相当リ且往古ヨリ両属ノ儀ハ各国明知スル所ニテ他邦へ新ニ臣事 スル躰トハ訳合モ相替殊ニ方今 御親政各国御交際向専信義ヲ以テ被為執行御事ニ付仰願ク ハ弊藩支那トノ続モ信義不取失様乍恐寛洪ノ御処置被下候」⁸⁶。要するに、琉球王国は中琉 関係の断絶を望まず、琉球の国体や政体の変更を望まない、ということであった。

琉球王尚泰は12月10日、姉婿幸地親方(紫巾官向徳宏)等を派遣することにし、彼らは 翌年四月に秘密裏に福州に到着し、福建布政使に会い、尚泰の密咨「禀請吁懇詳咨、給凭赴 部瀝情」を手交した⁸⁷。他方、国際社会への支援呼びかけもおこなわれた。1878年東京に到 着した琉球の三司官毛鳳來と馬兼才は駐日各国公使に応援を要請する文書を送った。:

「琉球小国は明洪武五年(1372年)に中国に朝貢はじめ、永楽二年(1399年),先王武寧が中山王として冊封され今日に至っており、中国の外藩に列していた。中国年号、暦、文字を使用しているが、国内の政治は自治が許されている。…中国の外藩に列して以来、五百余年も変わってない。

「敝国と日本の関係であるが、古くから薩摩と往来がある。同治十一年(1872年)に日本 は薩摩藩を廃し、東京への隷属を強制し、我国主を藩王と冊封し、華族にせしめ、琉球の事 は外務省が処理している…

「昨今国存亡の危機に直面しており、各大国が日本に勧告し、琉球を元通りにさせてく ださることを願う。応援をいただけるなら弊国臣民は感激無限の至りである。大清国欽差大 臣及び大フランス国全権公使、大合衆国全権公使他に、申し上げる次第で、特に恩をもって 許しを求める。」⁸⁸

琉球王国の呼びかけは国際的反響を呼んだ。アメリカ公使は本国に報告し指示を仰ぐとし

⁸⁵ 色川大吉等監修『明治建白書集成』第3巻、877-878頁。吴密察の前揭論文、中琉文化経済協会編『第二 届中琉歴史関係国際学術会議論文集』、262-263頁。

^{86 「}琉球処分」、『明治文化資料叢書』第四巻外交編、165頁。

^{87 『}清光緒朝中日交渉史料』巻一、21頁。

^{88 『}明治文化資料叢書』第4巻外交編、179-180頁。

⁸⁹、中国の初代駐日公使何如璋も対日交渉を開始した。2月18日、琉球国王の非協力的態度 を確認した日本政府は琉球「処分」を強行することを決定した。3月12日、松田等は警視、 警部と巡査160余名を率いて、三度目の琉球行きのために横浜から出発した。その後、部隊 が琉球に分遣された。4月4日、日本政府は琉球を沖縄県と改め、鍋島直彬を初代県令とす ると公布した。5月27日、琉球王尚泰も東京に行き居住することを余儀なくされた。

日本の一方的な「琉球処分」の件はまだここで終わらなかった。琉球摂政伊江王子、琉王 代理今帰仁王子や三司官、そして各地の士族代表は抵抗を続けた。同年九月(旧暦),琉球耳 目官毛精良、通事蔡大鼎等は中国の総理衙門に救援を要請した。「我国は惨めにも日本に滅ぼ される事態となった。国王や世子は彼国に連行され、何度も哀願したが帰国が許されない。 それによれば、現在中国と日本がこの件で紛糾しているので、問題が解決され大局が安定し たら復国させるとのことであった」⁹⁰。

ちょうどこの頃になるが、1879年、大統領の任期を終えたアメリカのグラントが中国と日本を訪問し、琉球問題の調停をおこなおうとして、琉球三分島案を提議したことがある。即ち南部の小島は中国に帰し、中部は琉球王国として復国させ、その北部の島々は日本に属させるというものであった。1880年、日本側も「分島、改約」方案を提示したことがある。即ち、琉球を分割し宮古、八重山群島を清朝のものとし、沖縄群島の以北を日本に属させるというものであった。この案について双方で一旦は「琉案専条」がまとまった⁹¹。しかし、李鴻章がロシアの勢力に頼り遅延策を取ろうとした。

1879 年 6 月、琉球問題がエスカレートしていた時、李鴻章はグラントと会見し、中国側 は琉球に対して領土の要求はなく、琉球王は中国に対して「朝貢の有無は論じる必要はない。 しかし、琉球王は中国の冊封を受けて来たので、日本が故なくその国を滅ぼすことは、万国 公法に違反するところであり、各国に例をみないことである」と指摘している。グラントも

「琉球は自ずと一国をなしているが、日本がそれを滅ぼし、自国の領土を広げようとしている。中国が争っているのは朝貢問題だけではなく、琉球の国土の存続である。これは理に叶う話であり、将来この件で何らかの条約を締結する必要がある」⁹²としている。「琉球自為一国」は当時の国際外交上の共通認識であったことが分かる。

日清両国は琉球の地位を巡る問題に関して、長期に渡り交渉を行った。第二代駐日公使黎 庶昌は琉球問題の再交渉を目的とし、光緒七年秋の最初の着任から、光緒十六年末(1890) に二度目の任務を終えて帰国するまで、琉球問題をめぐって十年近くも協議した。中国側も

「出兵」や「朝鮮琉球交換論」等多くの主張を示したが、「琉球王国の存続」は一貫して清政府の琉球問題に対する基本原則であった⁹³。1894年の日清戦争まで、清政府は琉球併合を認めず、両国は琉球問題について如何なる条約も締結しなかった。

琉球は人口が少ない島国であり、軍事力がなく、組織的かつ有効な抵抗をすることができ なかった。琉球王室側は終始日本による併呑の承認を拒み続け、一貫して日本と国家主権に

⁸⁹ 喜舎場朝賢『琉球見聞録』、至言社、1977 年版、109 頁。

⁹⁰ 王芸生『六十年来中国与日本』第1巻、131-132頁。

⁹¹ 王紹坊『中国外交史』第1冊、河南人民出版社、1987年、172頁。

⁹² 『李文忠公全集·訳署函稿』巻八、41-44頁。

⁹³ 戴東陽「甲申事変前後黎庶昌的琉球策略」、『歴史研究』2007年第2期。

関する如何なる条約も締結しなかった。日本の武力侵攻に反対する琉球の活動は近代におい てずっと存在していた。一部の王族は福建、北京等に逃れ、中国の援助を模索した。日本は 下関条約によって台湾の割譲を受け、結果的に琉球群島に対する統治を強固なものとした。

(三) 80年代の朝鮮問題と日中対立

1869年1月23日、明治政府は朝鮮に使節を派遣したが、その国書には「我皇即位、重整 綱紀」等の詞が用いられていた。朝鮮側は格式に合わないとして受理を拒絶した。日本政府 はこれを口実に木戸孝允等が「征韓論」を唱え、30個大隊の兵力で50日もあれば朝鮮は征 服可能であり、その戦利品を軍備に当てると強調したりした⁹⁴。1875年、日本は軍艦を派遣 して漢江河口の江華島および釜山等に侵入せしめ、1876年2月26日、朝鮮に不平等条約「大 日本国大朝鮮国修好条規」(通称、江華島条約)の締結を迫った。日本は朝鮮と清国間の宗属 関係の否定、漢城に公使館を設置する権利、釜山、元山、仁川諸港の開港、各開港場への領 事の派遣や領事裁判権などを要求し、翌年開港権益の延長として、釜山等で租借地を開設し たのであった⁹⁵。

1879年、「琉球処分」に成功した日本は、80年代に入り朝鮮半島への拡張を急いだ。1882 年7月漢城で軍人の暴動が起きると、日本は出兵して干渉した。8月30日、日本は公使館駐 兵権や賠償金の支払い等の条項が含まれている「済物浦条約」の締結を朝鮮に強制した。1884 年11月、日本の駐朝公使竹添進一郎は、甲、乙両案を制定したが、その後、「内乱発動」の 甲案を実施し、金玉均等の開化党に「甲申事変」の発動を指示して政権を主導している閔妃 派の要人を殺害すると、1885年1月9日には朝鮮に「漢城条約」に調印させ、朝鮮は再び 日本に謝罪し、賠償金を支払った。

華夷秩序の典型例―中韓関係について、黄遵憲は 1880 年に「小を 字 しむに徳を以てし、

大に事えるに礼を以てす」としている。黄遵憲が特に強調したのは、「朝鮮が我藩属国にな

って、すでに千年経っている。中国は之を綏んじるに徳を以てし、之を懐しむに恩を以てし、 これまで朝鮮の土地人民に対して何らの下心があったことはない。これは天下が信じている ところである」ということだ⁹⁶。岡本隆司らの最近の研究によると、清韓関係は「属国自主」 という概念に凝縮されて表現される。現在の学界には様々な見方があり、また当時の馬建常、 袁世凱、李鴻章の間で「属国」と「自主」の間の軽重の度合いについて異なる解釈があるが、 それでも両国関係においては、「属国」という前提の下で、宗主国が属国の主権を否定せず、 その内政に干渉しなかった史実は存在するのである。そしてそれは、「近代西洋国際秩序」と

⁹⁴ 信夫清三郎『日本外交史』上、商務印書館、1992年、131頁。

⁹⁵ 王芸生『六十年来中国与日本』、第1巻、136-139頁。

⁹⁶ 黄遵憲「朝鮮策略」、『日本外交文書』第13巻、(東京)日本国際連合協会、昭和38年再版、390頁。

は異質な存在であった。97

「琉球処分」と朝鮮情勢の悪化が相次いで生じたため、清は対応に迫られた。この点について、李鴻章は次のように明確に記している。「琉球は既に滅ぼされ、朝鮮には既に火の手がのぼり始めている。西洋各国もまた朝鮮を狙っているので、朝鮮に代わって清が対応せざるを得ない」⁹⁸。岡本隆司の結論もこれとおおむね一致している。「陸奥外交がなお残存する微弱な自主の強要に固執し、清朝からの離脱独立を朝鮮に強要したとき、日清戦争は避けることのできない事態」となり、「東アジアはその姿を大きく変えはじめる」のであった。⁹⁹

清は従来の取り決め通り朝鮮との貿易を発展させ、低利子あるいは無利子の借款を朝鮮に 提供し、漢城から釜山、仁川、宜州等への電線を敷設して国防通信を改善させるなどで、朝 鮮版の洋務運動を発展させた。これらの行為は、「朝鮮政府が難関を突破するのを支援するも のであり、中朝関係の緊密化に役立つことでもあった」¹⁰⁰。1882年10月1日(光緒八年八 月二十日)、天津で締結された中朝「商民水陸貿易章程」は、「朝鮮は久しく藩封に列してお り、典礼に関するもの一切にはすでに定制があり、改めて議する必要はない」¹⁰¹としていた。 さらに1883年9月の「吉林朝鮮商民貿易地方章程」では次のような規定がある。「体制に従 い、朝鮮は必ず"天朝"或は"上国"との尊称を使用する...。吉林省の国境地域の官員は"朝 鮮国"或いは"貴国"等の字句を使用し優待の意を示す」¹⁰²。これらの条約は、この時期に、 法律の面において、中国の朝鮮における宗主国としての地位を強化したことを示している。

しかし、清政府は日本の戦略意図を読み取れず、朝鮮問題の処理方針は「乱の鎮圧を主と する」と指示した¹⁰³。康有為の提出した『保朝鮮策』によれば、清には三つの選択肢があっ た。「我に力があれば朝鮮を内地とし、その政を取る。これは中策なり。吾にその力なければ、 万国の公地とし、ベルギーの例を引いて朝鮮を各国共同保護の国とする。これは上策なり。 もし内では藩国の虚名を使い、外では通商自主を許すのであれば、これは下策なり。無策な り」¹⁰⁴。ドイツの駐朝代理公使ブトゥラーが朝鮮を中立国とすることを提議し、清の駐露公 使節劉瑞芬は「朝鮮全体を中国の一つの省にする」ことを提議し、大院君も清に対し朝鮮を 清の一省とすることを提議したことがある¹⁰⁵。清は最終的に宗属関係の現状を維持し、康有 為の提示した「中策」あるいは「上策」を採用しなかった。

1885年4月3日、全権大臣に任命された李鴻章は日本の全権大使伊藤博文と天津で交渉 を行った。漢城での戦闘で日本軍が敗北したため、交渉では中国側がリードする立場にあっ た。伊藤は李鴻章の提議を受け入れ、双方は共に撤兵することに同意した。しかし、肝心な

⁹⁷ 岡本隆司『属国と自主のあいだ』緒論第二章および結論、名古屋大学出版会、2004年10月、または川島 真、服部龍二編著『東アジア国際政治史』、名古屋大学出版会 2007年、23 頁参照。

⁹⁸ 李鴻章「論勧導朝鮮通商」、光緒五年七月二十日、『李文忠公全書・譯署函稿』巻 9、34 頁。

⁹⁹ 岡本隆司『属国と自主のあいだ』緒論第二章および結論、名古屋大学出版会、2004 年 10 月、383 頁。

¹⁰⁰ 徐万民 『中韓関係史(近代巻)』、社会科学文献出版社、1996 年、73 頁。

¹⁰¹本章程は「光緒条約」巻 59:又は王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一冊、三聯書店、1957 年版、465-466 頁。

¹⁰² 王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一冊、三聯書店、1957 年版、447 頁。

¹⁰³ 徐承祖の交渉状況と資料は、戴東陽「徐承祖与中日 "天津条約"」、『中国社会科学院近代史研究所青年学 術論壇 2005 年巻』、社会科学文献出版社、2006 年版掲載を参照。

¹⁰⁴ 康有為「保朝鮮策」、『康有為遺稿』、上海人民出版社、1986年、34頁。

¹⁰⁵ 徐万民『中韓関係史(近代巻)』、社会科学文献出版社、1996 年、42-45 頁。

出兵権問題で、李鴻章は伝統的な宗属関係に依拠し、朝鮮国王の要請があれば、中国は従来 の規則に従い朝鮮に出兵する権利があり、これは日本とは「無関係」だと強調した。伊藤は 朝鮮の主権を強調し、中国の朝鮮に対する派兵権、少なくとも一方的な派兵権には同意しな かった¹⁰⁶。

この時、清仏は交戦中であった。1885年3月24日と29日に中国軍は鎮南関で大勝し、 諒山を攻略したが、戦争はまだ終わっていなかった。二面作戦を回避するため、清は台湾事 件の後と同じように、事なきを得る策をとり、日本側の要求を受け入れた。三月四日(1885 年4月18日)双方は「天津会議専条」(または「天津条約」、「朝鮮撤兵条約」)に調印した。 条約は下記のことを規定した。:

「一、中国朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ日本国朝鮮ニ在リテ使館を護衛スルノ兵辨ヲ撤ス畫 押蓋印ノ日ヨリ起リ四箇月ヲ以テ期トシ限内ニ各々數ヲ盡シテ撤回スルヲ行ヒ以テ両国滋端 ノ虞アルコトヲ免ル。…

一、両国均シク允ス朝鮮国王ニ勧メ兵士ヲ教練シ以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム又朝 鮮国王ニ由リ他ノ外国ノ武辨一人或ハ數人ヲ選僱シ委ヌルニ教演ノ事ヲ以テス嗣後日中両国 均シク員ヲ派シ朝鮮ニ在リテ教練スル事勿ラン

ー、将来朝鮮国若シ変乱重大ノ事件アリテ日中両国或ハー国ヲ派スル要スルトキハ応ニ 先ツ互ニ行文知照スヘシ其ノ事定マルニ及テハ仍即チ撤回シ再タヒ留防セス」¹⁰⁷。

6月、日本は竹添公使を罷免し、政変の責任を認めた。7月両国軍は撤兵した。中国側が 簡単に譲歩したため、共同派兵を規定した条約の第三条が成立した。苦心して出兵の機会を 狙い拡張の目的を達成しようとする日本軍にとっては、終に条約的な根拠を獲得したことに なり、清は戦略と外交の重大な失敗を味わった。当時外相の任にあった陸奥宗光はその『蹇 蹇録』で次のように満足げに評価している。:

「両国カ朝鮮ニ対スル均等ノ権力ヲ示シタル唯一ノ明文ニシテ之ヲ除キテハ朝鮮ニ対スル 権力平均ニ就キ日清両国ノ間ニ何等ノ保障タモ存スルコト.....彼ニ在テハー大打撃ヲ加へ アレタルモノニシテ従来清国カ唱へ居リタル属邦論ノ論理ハ之カ為に大ニ其力ヲ減殺セシコ トハー点ノ疑ヲ存セス」¹⁰⁸。

天津条約が締結されても、いささかも両国の対立と衝突は緩和されなかった。朝鮮問題を 焦点として、最終的には大規模な日清戦争が勃発した。清仏間の陸上戦争の場合と同じく、 清は漢城で限定的な軍事的勝利をおさめながらも、それによって外交的成果を強固にしたり、 充実させたりすることができず、日本軍は80年代の漢城における二度の戦闘に敗れた後、力 を尽くして軍事力を蓄積し、90年代に捲土重来した。日本が日清戦争を起こした結果、日本 はついに朝鮮を掌握し、清は領土の割譲や賠償金の支払いをさせられ空前の大打撃を被るこ とになるのである。

¹⁰⁶ 『李鴻章与日使伊藤問答節略』(附四)、『軍機処奏進呈李鴻章件片』(光緒十一年三月始一日)、『清光緒朝中日交渉史料』2-4頁、『天津談判筆記(第四)』(1885年4月10日)、『明治文化全集·清外交編』第11巻、293-306頁。

¹⁰⁷本条約および照会は「光緒条約」巻 19、または王鉄崖編『中外旧約章匯編』第一册、三联书店、1957 年版、465-466 頁。

¹⁰⁸ 陸奥宗光著、龚徳柏訳『日本侵略中国外交秘史』(原題『塞塞録』)、商務印書館、民国 18 年初版、7-8 頁。

第一部 第二章 対立と協力:異なる道を歩んだ日中両国

徐勇、周頌倫、戴東陽、賀新城

甲午戦争(日本で言う日清戦争、以下日清戦争と訳する、翻訳者註)から辛亥革命の前 後までの時期は、日中両国それぞれの社会政治と相互関係に根本的な変化が起きた時代で ある。五千年の文明史を有する中国は、『馬関条約』(日本で言う下関条約、以下は下関条 約と訳する、翻訳者註)及び『辛丑条約』(日本で言う北京議定書、以下は北京議定書と訳 する、翻訳者註)などの不平等条約に迫られ、分割、解体されるどん底の時期に陥ったが、 同時に革新の要因が積み重なり、清朝末期の「新政」を経て辛亥革命が勃発し、アジア初 の共和国を樹立した。「少年中国」(梁啓超のことば)は緩慢な体制転換による復興の道の りを歩み始めた。

日本では、国内実業界が明治維新を経て大きな成功を成し遂げ、対外的には軍事面でい わゆる二大戦役の赫々たる戦果をあげたが、同時に日本の軍部勢力と天皇専制主義などマ イナスの要素も膨張を続けた。「台湾出兵」、「琉球処分」および朝鮮事変の衝撃により、1871 年の日清修好条規は武力によって打破された。日本軍国主義の侵略戦争は「二千年の友好 往来の歴史」を完全に中断してしまった。

この不幸な事変に満ちている「過渡期」に、両国は互いに影響し合ってしていることが 一層明らかになった。絶えず侵略を行う隣国日本は、中国人が留学に赴き、文化経済など さまざまな交流を行うために真っ先に選択する国家となった。日清戦争以降、康有為、梁 啓超などは日本の維新の歴史を手本に、続けて「保皇変法論」を唱えたが、孫中山などの 革命党人は、「保皇」説を「知らざるを知っている振りをする謬論」¹であると批判した。辛 亥革命は中国における二千年余りの帝制を終結させたばかりでなく、軍部専制に反対する 日本の大正デモクラシー運動の発生をも促した。日本は中国革命勢力の海外における重要 な活動拠点であった。

歴史を遡ってみると、この時期に戦争や衝突が絶えず激化した反面、同時に経済、文化、 人員の交流の増加という注目すべき点も現れた。両国の修好条規に掲げる「和誼をいっそ う教くする」という平和原則の確立、そして辛亥革命が示した正常な外交関係は、歴史の 転機を待ち続けなければならなかったものの、その機会ははっきりと存在していたことを 明確に示している。

一 第一次日中戦争の経緯

(一)日本の開戦準備と清国の受動的態勢

1880年代に入ると日中関係はたちまち悪化した。日本は朝鮮で壬午軍乱、甲申政変を相

1 孫中山「駁保皇論」『孫中山全集』第1巻、中華書局、1981年、235-237頁。

次いででっちあげた。清朝の軍隊は漢城に出動して政変を打ち砕くと、双方は1885年に天 津条約を締結したが、続いて1886年には長崎(清国水兵)事件が発生した。上述の多くの 事件により両国は実質的に戦争の瀬戸際に追い込まれた。しかし、両国の戦備体制はまっ たく異なっていた。

日本の戦備拡充方針は明確で、1880年山県有朋が作り出した『隣邦兵備略』は、中国を 対戦相手としていた。朝鮮事変を「きっかけ」に、陸軍は軍備十年計画を制定し、それを 明治18年(1885年)に実施した²。1887年2月、日本参謀本部の小川又次大佐は『清国征 伐方略』を作成し、中国をいくつかの小国に分割することを長期目標とし、戦略大軍一隊 を派遣し、長江の航路を利用して武漢を占領することによって、「長江を押さえる」という

「持久の計」を達成するとした³。1888年山県は軍事意見書を提出し、もし清が「有事」に 乗じて天津条約に基づいて朝鮮に出兵した場合、「我が国は断じてこれを黙視し難く」、「や むをえない場合支那に宣戦する」必要もあると強調した⁴。精神動員を強化するため、1890 年2月、山県内閣は皇紀2550年の記念を口実として金鵄勲章を軍人たちに授け、これをも って「武功に極めて秀でた軍人、軍属」を激励した。

日本の朝鮮半島に対する政策は日増しに強硬になっていった。森本藤吉(樽井藤吉とも いう)の強調するところによれば、「日韓合邦の事は今日に成就しなければ、どうして他日 この機があろうか」5。1889年12月、山県有朋内閣が成立した。翌年3月山県は『外交政 略論』を提出し、第一に国家の疆域である主権線を守るべきであり、第二に主権線と密接 に関係がある地域つまり利益線を守るべきであると指摘し、「我邦利益線ノ焦點ハ實ニ朝鮮 ニ在リ(我邦利益線の焦点は実に朝鮮に在り)」6とした。外相青木周蔵も5月に『東亜列国 の権衡』を提出し、ロシアをシベリアから追い出して、朝鮮、満洲及びレナ川以東の地域 を日本に併合し、朝鮮に対しては「強硬手段をとり、干渉政策を施行」7と主張した。山県 首相は上記の意見を総合して、12月6日国会で『施政方針演説』を発表し、主権線と利益 線を守る重要性を強調した⁸。

1891年5月、山県内閣は総辞職したが、山県内閣の拡張政策は固定され、後継の松方内 閣によって引き続き推し進められた。7月、樺山海軍大臣が提出した1.1万トンの甲鉄艦(清 最大の甲鉄艦鎮遠、定遠はそれぞれ0.73万トン)を4隻と巡洋艦6隻を建造する予算が承 認された。1892年8月第二次伊藤内閣が発足し、全面的に対外拡張を強化した。1893年2 月には新しい造艦計画を実施した。天皇は、「国家軍防ノ事ニ至テハ、苟モー日ヲ緩クスル トキハ、或ハ百年ノ悔ヲ遺サム。(国防のこと、一日遅延すれば、百年の遺恨をのこす)」9と

² 日本防衛庁防衛研修所戦史部『大本営陸軍部』(1)、(東京)朝雲新聞社、昭和 49 年、18 頁。

³小川又次「清国征伐方略」(山本四郎教授整理)『抗日戦争研究』(北京、1995年第1期)。

⁴ 大山梓『山県有朋意見書』、原書房、昭和 41 年版、196 - 197 頁。

⁵ 森本藤吉『大東合邦論』近藤圭造印刷、明治26年8月、4頁。

⁶ 大山梓『山県有朋意見書』原書房、昭和41年版、196-197頁。

⁷ 信夫清三郎『日本外交史』上冊、商務印書館、1992年、237頁。

⁸ 大山梓『山県有朋意見書』原書房、昭和41年版、203頁。

⁹ 大吉林社編『皇室皇族聖鑑』(明治編) 大吉林社、1936年、51頁。

する勅語を下した。

1893年4月から7月まで、参謀次長川上操六自らが清と朝鮮について3カ月間の情報収 集の旅行をした。同年5月19日、天皇は『戦時大本営条例』と『海軍軍令部条例』を同時 に批准し、国家の戦時体制準備工作は基本的に完了した。この目的は、「明治二十五年、日 清両国間の暗雲が濃くなってくると、陸海軍とも逐次戦時の諸編制等の検討を進めた。」こ とであった¹⁰。翌年7月天皇は大本営を率い、9月15日に広島に進駐し、清との戦争、そ して朝鮮を併呑するための戦争をすぐ近くで指揮した。戦争が進行する中で、山県は『朝 鮮政策上奏』(1894年11月7日)を採択するなどして、戦略目標全体における朝鮮の位置 をさらに強調し、「我カ邦ニシテ覇ヲ東洋ニ振ヒ永ク列國ノ間ニ雄視セン(我が邦が長く東 洋を支配し、列国の仲間入りをする)」ことを実現するには、釜山、義州から東アジア大陸 を通って中国を横断しインドへ至る大きな道を支配すべきであると指摘した。¹¹

日本の明確な国策、軍隊の整備、精神動員など諸方面の迅速な対応に比べて、伝統的な 文治型国家である清朝の対策はまったく受動的で、散漫であった。1885年、海軍衙門が正 式に設立、1888年「北洋海軍章程」が制定され、北洋艦隊が発足した。実際に清の全局に 対して指導責任を負う李鴻章は海軍の役割を重視したのはもとより、「我が国が一日早く水 軍を整えれば、敵の挑発は一日早く消える」¹²と考えた。しかし李鴻章は「渤海の門戸に限 って言うなら、強固で揺るがない守勢が整った」¹³と北洋艦隊が形を成したことに満足して いた。その後七、八年間清朝は軍艦を一隻も増やさなかった。

李鴻章が本当に賛成していたのは陸軍を主体とする防衛体制であり、「我が方は陸地が海 水より多く、やはり陸軍を立国の根幹とする」¹⁴としたものの、陸軍の建設を実際に推進し てはいなかった。古くからの中世的な国家軍隊である八旗、緑営軍は、太平天国に対応す る内戦のなかで完全に戦闘力を喪失し、湘、淮の勇営(曽国藩、李鴻章の私兵、翻訳者註) を改組した練軍と防軍は、編制と装備は改善されても、古い軍隊の紋切り型を抜け出すこ とはできなかった。1880年代ゴードンなど外国顧問は北洋海軍のほかに、新式陸軍の訓練 を提案したものの、すぐに採用されることはなく、日清戦争に敗れた後になってようやく 実験的に天津小站で新式練兵を行った。

日清衝突の兆しが日ましに顕著になっても、李鴻章は全力を尽くして戦争を避けようと し、表面的に「気勢を盛んにする」威嚇戦略に力を入れた。李鴻章は「出て行って敵の出 ロを塞ぐ」と「自我の港を座守する」二つの海上戦法のうち、後者の自守法をとった。ま た、自守法のなかの「守定不動法」と「移動しつつ応戦する戦法」とでは、最も移動を必 要としない「守定不動法」をとり、日本軍も自分と同じく「守定不動」であろうとみて、「彼

¹⁰ 外山操·森松俊夫編『帝国陸軍編制総覧』芙蓉書房、昭和 62 年、31 頁。

¹¹ 大山梓『山県有朋意見書』、原書房、昭和 41 年版、224 頁。

^{12 『}請設海部兼籌海軍』光緒十年二月十三日、訳署函稿十五。

^{13 『}洋務運動』巻三、第146頁。

^{14 『}籌議海防折』同治十三年十一月初二日:奏稿二十四。

の仁川各海口を防衛するは、我の北洋各海口を防衛するに同じ」と考えていた¹⁵。1894年、 北洋艦隊は成立以来二回目の大演習を行い、東南アジア諸国を歴訪した。この地域は「こ れまで中国の戦艦は稀にしか訪れず」、「当地の華僑商人が歓呼しながら集まり、国家の威 徳を賞賛し、西側の新聞もこれを羨み讃えた」¹⁶。北洋艦隊は一時名声を博した。李鴻章の 目的は、「彼西洋諸国を憚畏させ軽挙の動きを慎」ませ、「まして日本であればなおさらで ある」ということだった¹⁷。しかし、数カ月後、黄海の上空に日本艦の砲声が響き、李鴻章 の「(上兵は) 謀を伐つ」の計は完全に失敗した¹⁸。

(二)日清戦争と『下関条約』

1894年に朝鮮東学党が蜂起したが、はじめは朝鮮政府内で兵を借りる問題について明確 な姿勢を定めず、袁世凱も最初は東学党蜂起を憂慮に及ばないと考え、朝廷に事態の推移 を静観するように建議した。その後、東学党の勢力は急激に発展し、四月三十日(6月3日) の夜、朝鮮国王はやむをえず正式の請兵文を袁世凱に託して、清に壬午、甲申の前例に従 い派兵して、代わりに討伐するよう願い出た¹⁹。五月初二日(6月5日)、清は正式に派兵 勅旨を下した。翌日、太原鎮総兵聶士成は910名の所属部隊を率いて汽船にて朝鮮に赴い た。

清朝が出兵した日、李鴻章は日中の天津条約に基づいて、中国の駐日使臣汪鳳藻に打電 して日本の外務省に知らせるよう命じ、翌日照会が外務省に送達された²⁰。初六日(9日) 総署は、また日本の中国駐在代理公使小村寿太郎に照会した。中国の派兵は朝鮮政府の要 請を受けて行うものであり、「属邦保護に関する慣例」に基づくものであるとし、「事が完 了したら即時に撤兵し、兵を駐留させない」と声明した²¹。

清は、日本がすでに四月二十九日(6月2日)に秘密裏に朝鮮派兵を決定したこと、すな わち「六・二出兵」を知らなかった。そもそも東学党蜂起が広がりを見せた時、伊藤博文 と陸奥宗光は、これを朝鮮で勢力を拡大するための好機到来と見ていた²²。派兵権を獲得す るために、日本政府は韓国駐在代理公使杉村浚に命じて、袁世凱を密かに訪ねて、中国へ の出兵をそそのかした。四月二十九日、外務省は朝鮮政府が清朝朝廷に兵を借りる要請を したという報告を受け取った。当時官邸で内閣会議を開いていた伊藤博文は、直ちに参謀 総長有栖川熾仁親王と参謀次長川上操六を招いて討議し、朝鮮に出兵することを決定し、

^{15 『}復奏海軍統将折』光緒二十年七月二十九日、奏稿。

^{16 『}洋務運動』巻三、188頁。

^{17 『}洋務運動』巻二、530頁。

¹⁸ 徐勇「試論李鴻章的海軍戦略思想」『東北師大学報』(哲学社会科学版、1985 年第 4 期)、『中国近代史』 (人大資料叢刊) 1985 年 10 期。

¹⁹「寄訳署」光緒二十五年五月初一日辰刻、『李文忠公文書・電稿』巻 15、33-34 頁。

 ²⁰「清国公使ヨリ陸奥外務大臣宛」(6月7日)『日本外交文書』第27巻第2冊、東京、日本国際連合協会、昭和28年、167-168頁、「北洋大臣来電」光緒二十年五月初三日『清光緒朝中日交渉史料』巻13日、9頁(958)。

^{21 「}北洋大臣来電」光緒二十年五月初三日、『清光緒朝中日交渉史料』巻13、9頁(958)。

²² 山崎有信『大鳥圭介伝』東京博物館、1915年、250頁。

これを天皇に上奏して裁可を求めた23。

五月初二日(6月5日)午後四時、駐朝鮮公使大鳥圭介は外務省と海軍軍令部の官員と共 に巡洋艦に乗り出発した。日本は中国が朝鮮に差し向ける兵力は五千名であろうと予測し て、「約8000名の兵力を有し、清国軍を圧倒できる戦時編制の混成旅団」²⁴を派遣すること を決定した。しかし、朝鮮に派兵された清軍の数は実際には2465名であった。日本軍は先 手を打って朝鮮に出兵し、陸軍4000名近くのほか、海軍も8隻の軍艦を出し、兵力は中国 軍隊をはるかに上回っていた。清朝は日本の四日早い派兵決議と二日早い軍隊の出動を、 まったく察知していなかった。

日本が朝鮮に出兵した際、朝鮮の蜂起軍はすでに政府と停戦協定を結んでいた。清は直 ちに日中天津条約の第三項に基づいて日本と撤兵交渉を展開した。五月初九日(6月12日) から六月二十三日(7月25日)まで、主に袁世凱と駐朝鮮日本公使大鳥圭介との撤兵交渉、 汪鳳藻と伊藤博文及び外務省との撤兵交渉、そして列強の調停のもとでの総署と日本の駐 華公使小村寿太郎との間での撤兵「会商」が行われた。

袁世凱と大鳥圭介との撤兵交渉は一時解決の望みを見せ、李鴻章は撤兵準備をし、部隊 の追加派遣を中止した²⁵。ところが日本政府は十一、十二日(14、15 日)に内閣会議を開 いて、撤兵せず共同で朝鮮の内政を改革するという名目の新たな拡張政策を確定した²⁶。十 四日(17 日)、大鳥は突然態度を変え、撤兵交渉は中止された。汪鳳藻が東京で交渉に当た っていた際、日本側は十三日(16 日)にいわゆる共同で朝鮮内政を改革するという要求を 提出し²⁷、撤兵交渉もこれにより滞った。にもかかわらず、李鴻章は相変わらず「条約に従 い撤兵」しようとした。

日本側のいわゆる朝鮮内政の共同改革とは、陸奥宗光が公然と表明したように、日中間 で衝突が生まれるような刺激を与えるための外交手段に過ぎなかった²⁸。この案は、陸奥が 五月十三日(6月16日)に汪鳳藻そして日本の駐華外交公館を通じて同時に清に提出した ものである。その内容は以下のとおりである。一、日本軍と清朝軍が合同して朝鮮の反乱 を鎮定する。二、両国は人員を派遣して朝鮮の内政及び税務を整理、改革する。三、両国 は人員を派遣して朝鮮軍を訓練し、内乱を鎮定しうる力をつけさせる。以上は「陸奥三条」 とも称する。十五日(18日)、日本が増派した四千の兵が仁川に到着した。

陸奥三条は完全に日中天津条約の範囲を超えていた。十八日(21日)汪鳳藻は李鴻章の 電報に従って陸奥宗光に回答し、清の「反乱が鎮定されれば、条約に従い撤兵する」とい う立場を重ねて表明した。十九日(22日)日本政府は、日本は「斷シテ現在朝鮮國ニ駐在 スル軍隊ノ撤去ヲ命令スル事能ハズ(現在朝鮮に駐留する兵を断じて撤退できない)」と明

²³ 陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳) 商務印書館、1963年、9頁。

²⁴ 信夫清三郎『日本外交史』上冊、商務印書館、1992年、260頁。

²⁵「寄訳署」光緒二十年五月初十日午刻、『李文忠公全書・電稿』巻15、39-40頁。「北洋大臣来電」光緒 二十年五月初十日戌刻、『清光緒朝中日交渉史料』巻13、15頁(986)。

²⁶ 陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳) 商務印書館、1963年、22-23頁。

 ²⁷「陸奥外務大臣と清国公使との対談概要」(6月16日)『日本外務文書』第27巻第2冊、208-212頁。
 ²⁸陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳)商務印書館、1963年、22頁。

言した。29これは日本政府の清朝に対する「第一次絶交書」である30。

この後、日本は絶え間なく兵を増派したが、撤兵が合意されれば「直ちに撤退する」³¹と 偽って、中国の警戒を緩めさせた。日本の御前会議は、機会に乗じて開戦の責任を負わな くてもよい口実をつくることを決定した。十二日(14日)、小村は日本政府の意見を正式に 清に照会し、「中国が撤兵のことばかり主張し、内政の改革の内容に従わず、問題を解決さ せようという気がない。今後不測の事態が発生しても政府としては責任を負えない」とし た³²。これが歴史上でいう「第二次絶交書」である。「会商」が失敗したにもかかわらず、 陸奥は「イギリス公使の調停が失敗したことで、かえって我が国は将来自由に行動しうる、 実に喜ばしい」³³と述べていた。

情勢がこのように緊迫しつつあるなかで、李鴻章は引き続き前線の将兵に次のように求 めた。「日本が守りの準備に力を入れても、我々が開戦しない限り、彼らは敢えて手を出す ことがないだろう。万国の公理は、先に開戦した者が理に欠けることであり、これを絶対 に忘れてはならない」34。然るに、日本軍はついに李鴻章に手を出した。二十一日(23日)、 日本軍は朝鮮王宮に乱入して、国王を誘拐した。二十三日(25日)、日本軍は豊島の水面で 清朝の軍艦を砲撃し、また清朝軍隊がチャーターしていたイギリスの輸送船高陞号を撃沈 し、三千余名の将兵が命を落とした。しかし、李鴻章は依然として「日本が故なくしてイ ギリスの船舶を撃沈したので、イギリス人はきっと相手にしないだろう」という幻想を抱 いていた35。この時、イギリスは依然としてロシア、ドイツ、フランス、イタリアなど四カ 国と共同して調停を行っていた。六月二十四日(7月26日)、李鴻章は各国から提案された 日中が朝鮮から撤兵する方案を真剣に受け入れ、日本が釜山から撤退し自分たちは平壌か ら撤退する。こうすればだいたい公平であると思った36。二月十七日(29日)、日本軍は牙 山にて清朝軍隊を攻撃した。そこで、二十八日(30日)軍機処は上奏し、また総理各国事 務衙門にも文書を送り、各国に対しても日本がすでに先んじて開戦したことを通報した37。 翌日、清朝は戦争の準備ができておらず、戦争する決心もついていなかったものの、日本 に宣戦しないわけにはいかなかった。

日本は用心深く画策し機先を制したゆえに、平壌、黄海などの戦で相次いで勝利し朝鮮

33 陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳)商務印書館、1963年、42頁。

²⁹「陸奥外務大臣ヨリ清国公使宛」(6月22日)『日本外交文書』第27巻第2冊、235-237頁。「寄訳署」 光緒二十年五月二十日亥刻、『李文忠公全書・電稿』巻15、49頁。「北洋大臣来電四」光緒二十年五月 二十一日、『清光緒朝中日交渉史料』巻13、22頁(1020)。

³⁰ 陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳) 商務印書館、1963年、26頁。

³¹ 「寄訳署」光緒二十年五月二十二日巳刻、『李文忠公全書・電稿』巻15、51頁。「北洋大臣来電七」光 緒二十年五月二十二日、『清光緒中日交渉史料』巻13、24頁(1030)。

³²「北洋大臣来電」光緒二十年六月十二日、『清光緒朝中日交渉史料』巻14、26頁(1138)。「訳署来電」 光緒二十年六月十二日亥刻、『李文忠公全書・電稿』巻16、19頁。

^{34 「}復葉提督」光緒二十年六月十八日巳刻、電稿十六。

^{35 「}寄訳署」光緒二十年六月二十五日辰刻、電稿十六。

^{36 「}復訳署」光緒二十年六月二十四日午刻、『李文忠公全書·電稿』巻16、31頁。

³⁷「総理各国事務衙門致各国公使照会片」附件一、「軍機処奏録呈総理各国事務衙門致各国照会片」『清光 緒朝中日交渉史料』巻15、34頁(1262)。

全土を占領した。李鴻章は清の外国人官員のなかで「忠実で信頼できる」天津税関の税務 司ドイツ人デトリング(Herr Gustav Detring)を選んで日本に派遣したが、日本側はデト リングが中国の高級官員でないという理由で面会を断った³⁸。十月二十二日(11月19日)、 清は尚書格総理衙門大臣戸部左侍郎の張蔭桓及び頭品頂戴兵部右侍郎署湖南巡撫の邵友濂 を全権委員として、日本側の全権大臣と1895年2月1日に広島の県庁で会見した。しかし、 日本側は「勅書が全権証書としての要件を満たしていないので、議を開けない」として、 張蔭桓などを強制的に長崎に送り返した。その間、伊藤博文は中国の随員伍廷芳を残して 会談し、恭親王奕訢或いは李鴻章が全権として最も相応しいと暗示した³⁹。日本は新たな攻 撃を開始し、威海衛、劉公島が相次いで陥落した。清はやむをえず一月十九日(2月13日) に正式に勅旨を発布して、李鴻章を頭等全権大臣に任命した⁴⁰。二月二十三日(3月19日) に李鴻章が馬関(下関)に到着した。日本政府は伊藤博文と陸奥宗光を全権代表として派 遣した。

会商が始まっても、日本は遅々として講和条項を示さなかった。交渉期間中に李鴻章が 暴徒小山豊太郎に襲われると、日本は列強が機に乗じて干渉することを恐れて無条件停戦 を提出し、三月五日(3月30日)停戦条約を締結した。三月七日(4月1日)日本は講和 条項を中国代表団の公館に送りつけ、回答の期限を四日間とした。清内では意見の相違が あり、期限とされた四日が過ぎても議論は決着しなかった。伊藤、陸奥は李鴻章に再び照 会し、速やかに「可否」の「明白な回答」をするように求めた⁴¹。そこで、李鴻章は清朝朝 廷に請訓を待たず、十五日(9日)に全面的修正案を提出し、二十一日(15日)の第五回 会合で、講和合議がようやく定まった⁴²。17日、両国の全権は春帆楼において『下関条約』 を締結した。条約は、下関条約11条、議定専項3条、別項3条、停戦展期専項2条から構 成されていた。

主な内容は次のとおりである。(一)中国は朝鮮国の完全無欠の独立自主を明確に承認す る。(二)中国は遼東半島、台湾全島及び付属する島嶼を日本に割譲する。(三)中国は庫 平銀二億両を軍費の賠償として八回に分けて日本に支払う。第一回の賠償金が支払われた 後、残る未払い額には年百分の五にあたる利息を加える。(四)日本の臣民は中国の通商港 の城内で、任意に各種の製造業に携わることができる、また所定の輸入関税を支払えば各 種機械を自由に輸入することができる。(五)沙市、重慶、蘇州、杭州を商埠として開放し、 日本の船舶は以上の各埠頭に入港して乗客を乗せ、貨物を積むことができる。⁴³

当時ドイツ、フランス、ロシアの三国が干渉に乗り出し、朝廷の群臣も議論百出してお り、台湾の人民は日本に割譲されることに反対した。後に総理衙門はアメリカ公使デンビ

³⁸ 陸奥宗光『蹇蹇録』(伊舎石訳) 商務印書館、1963年、104頁。

^{39 「}出使大臣張蔭桓邵友濂来電」光緒二十一年正月二十三日、『清光緒朝中日交渉史料』巻33、10-11頁。

⁴⁰ 「軍機大臣 密寄」光緒二十一年正月二十日、『李文忠公全書·奏稿』巻 79、46 頁。

⁴¹ 「寄訳署」光緒二十一年三月十二日申刻、『李文忠公全書・電稿』巻 20、32 頁。

^{42 「}第五次問答節略」光緒二十一年三月二十一日、『馬関議和中的伊李問答』31-54頁。

^{43 「}馬関新約』、王鉄崖『中外旧約章汇編』第1冊、生活・読書・新知三聯書店、1957年、614-617頁。

ーに条約の交換を 10 日間延長することを日本政府に伝えるように頼んだ⁴⁴。しかし、日本 側はこれに断固として反対し、清はやむをえず四月九日(5月3日)に伍廷芳及び聯芳を条 約交換大臣とし煙台に派遣し、四月十四日(5月8日)夜10時に伊東と批准書を交換した。

近代中国が外国の侮辱を受けたのは、日清戦争に始まるわけでない。日清戦争の前、清 はもとより列強の侵略と掠奪の標的であった。最初は通商権利を強奪することに限ってい たが、次第に辺境の藩属の地を侵略、奪取するようになった。日清戦争以降、列強の侵略 の範囲は辺境の藩属から中国内部及び本土に拡大して行き、軍港を奪取し、勢力範囲とし て分割し、鉄道敷設権を掠奪した。このような侵略行為により中国は分割されるという惨 めな状況に陥れた。日清戦争は、近代日本軍国主義が中国、韓国に対して起こした大規模 な侵略戦争であり、近代東アジア国家関係の急激な変化の鍵はそこにあった。

(三) 三国干渉による遼東半島の返還と朝鮮の植民地化

日本の侵略勢力が中国の国土へ深く入り込んできたため、列強の中国における植民地権 益の配分に変動が生じた。これに対して帝政ロシアの反応が最も強烈であった。当時ロシ アの戦略意図には二つの大きな目標が含まれていた。一つは、東北地域に入り込み安定し たロシアの市場とすることであり、もう一つはウラジオストクの次に、遼東半島と朝鮮の 沿岸で不凍港を求めることであった。もし、中国の遼東半島が日本に占拠されると、ロシ アの満洲市場は分割され、不凍港の計画は挫折することになる。そこで、ロシアは急速に 勢力を膨張させていく日本に対抗することを決断し、『下関条約』が調印される4月17日、 直ちにドイツ、フランス両国に対し干渉を建議した。

ドイツ、フランス両国は自身の植民地権益を拡大するという目標から、日本を中国にあ まり深入りさせず、またロシアの注意を東方に逸らしてヨーロッパへの圧力を軽減したい と考えていた。イギリスは日本を通じてロシアを牽制したいと考え、日本と協力関係を維 持しようとして干渉には加わらなかった。ロシア、フランス、ドイツ三国の駐華公使は、 下関条約が調印されてから六日目あたる4月23日に共同声明を発表して、日本が清朝に遼 東半島の割譲を要求することは、「平和の障碍」になるとして、これを断念するよう日本に 勧告した⁴⁵。4月23日、ロシア、ドイツ、フランス三国の駐日公使は日本の外務省を訪れ、 日本に遼東半島の放棄を迫った。ロシアは軍艦を集めて神戸と条約の交換地の煙台の水域 に進駐させ、一戦をも辞さないとの構えを示した。5月4日、日本は調停を受け入れること を決定し、遼東半島を放棄した。5月8日、日中両国の全権代表が批准書を交換し、『下関 条約』が正式に発効した。

三国の「遼東半島返還の干渉」は日本に迫って戦果を吐き出させたものの、遼東半島は 中国の懐に戻ってこなかった。続いて帝政ロシアは脆弱になった清に迫り、1898年3月27 日に中露旅大租地協定に調印すると、強大な武力に物を言わせ、東北地域全体を支配しよ

⁴⁴ 「訳署致駐日美使」光緒二十一年四月初八日卯刻、『李文忠公全書・電稿』巻 20、43 頁。

⁴⁵ 工藤章、田嶋信雄『日独関係史』東京大学出版会、2008年1月、155頁。

うと企図した。ドイツ政府も続いて中国に手を出し、清朝朝廷に迫って1898年3月6日、 中独膠澳租界条約に調印した。膠澳湾はドイツの極東における重要な海軍基地になった。

朝鮮に関しては、日本が清朝軍との戦いに勝利したため、『下関条約』を通して朝鮮にお ける中国勢力を排除した。日本は朝鮮を全面的に支配しようとしたが、三国干渉により阻 まれた。ロシアの勢力は東北を支配すると同時に朝鮮国内にも全面的に深く入り込み、十 年後に日露戦争が勃発するまで、日露両国は朝鮮において全面的対決姿勢をとり、勢力は 一進一退の様相を呈した。

1895年10月8日、日本の駐朝鮮公使三浦梧楼はソウルで「乙未事件」を起こした。日本 の朝鮮駐在部隊を率いて王宮景福宮に攻め込み、ロシアに支持を求めようとしていた閔妃 と側仕えの宮女を殺害し、高宗に迫って閔妃の王后の身分を剥奪する詔勅を発布させた。 同時にソウル、釜山、元山など戦略要地に対する軍事面での支配を強化し、軍事顧問と教 官、法律顧問を派遣して、朝鮮の朝廷政治を支配し、経済面でも全面的に浸透し掠奪を行 った。1896年2月、京城に足止めされていた高宗は日本の威圧に耐えられず、ロシア公使 館に一年余り避難した。これを歴史上「俄館播遷」と称する。高宗は翌年2月にロシア公 使館を離れた後、8月15日に年号を光武と変え、10月12日には国号を大韓帝国と変え、 皇帝に即位した。

清は下関条約により朝鮮に対する宗主国の地位を失い、朝鮮との外交を再建する必要が 生じた。1896年11月、清は唐紹儀を朝鮮総領事に任じ、派遣した。1898年8月13日、光 緒帝は勅旨を発布して安徽按察使徐寿朋を韓国駐箚欽差大臣に任命した。10月、徐寿朋は 国書を賜り朝鮮に赴任した。国書の冒頭に、「大清国大皇帝は大韓国大皇帝に敬しくご機嫌 をうかがう」⁴⁶と記し、下関条約の前に用いていた呼称を改めた。1899年9月11日、中国 と韓国は『通商条約、税関税則』全15条に調印した。その第一条には、「今後大清国と大 韓国は永遠に和好たり」とあり、興味深いことに第15条には、「中韓両国はもともと同文 に属し、今回の条約においても、また今後の公文往来においても、華文を用いることとし、 簡易を図るのが相応しい」⁴⁷としていた。これは、同じ国難に直面している両国が、政治文 化の諸方面において依然として密接な関係を有していたことを示している。

韓国の光武帝は日本軍の支配下で改革を推し進めようとしたが、実行できようはずはな かった。その後、ロシアは中国における勢力範囲の経営に全力を傾けた。とりわけ 1898 年 に清朝を脅迫して旅順、大連を租借した後は、朝鮮における日本との競争は緩和された。 そのため、日本は急激に併呑政策へと転換し、1904 年 2 月日露戦争を発動すると、3 月 11 日に韓国駐箚軍を編制し、4 月京城を占領した。1905 年 11 月には朝鮮を脅迫して城下の盟 である『乙巳保護条約』を締結し、1906 年 2 月にいわゆる韓国統監府を設置し、伊藤博文 が初代統監に任じた。1907 年 7 月、伊藤統監と朝鮮総理大臣李完用は『丁未七約』に調印 し、朝鮮は軍隊を解散して、これに抵抗する各地の義兵運動を鎮圧した。

⁴⁶ 『清光緒朝中日交渉史料』巻 52、12 頁。

⁴⁷ 王鉄崖『中外旧約章汇編』第1冊、三聯書店、1957年、909-913頁。

1909年7月6日、日本の内閣会議は適切な時機に朝鮮を併呑する方針を正式に決定した。 10月26日、義兵将校安重根が伊藤博文を射殺する事件が発生した。安重根は伊藤博文の 15条の罪を列挙し、自分が伊藤を射殺した正当性を証明した⁴⁸。しかし、日本は彼に対して 一方的な審判を行い、死刑判決を下した⁴⁹。半年後の8月22日、寺内正毅統監と李完用は 『日韓併合条約』に調印し、朝鮮の国号を廃止し総督府を設置して、朝鮮を日本の版図に 編入した。独立国家として数千年以上存在していた朝鮮は、ついに一時姿を消し、四十年 近い植民地時代へ転落していった。

二 世紀交代期における戦争と文化交流

(一) 義和団運動と八カ国連合軍の中国侵略

清の政治は腐敗し、対外的にしばしば敗戦を喫していたので、失望と不満が日増しに蔓 延していった。『下関条約』の締結で、戦争は一時的に中止されたが、まもなく義和団運動 が発生し、これが原因で日本など八カ国連合軍の中国侵略戦争が起きた。義和団は山東の 民間組織義和拳から生まれたものである。山東地域には「大小あわせて千三百あまり」⁵⁰の 教会が存在し、教徒たちは郷里でのさばっていた。外国の宗教は「邪教」と見なされ、義 和拳との衝突が絶え間なく発生した。1898 年趙三多が冠県において最初に蜂起した。同年 6 月、朱紅灯が長清で民衆を率いて教会を攻撃した。義和団運動は急速に発展し、「助清滅 洋(清朝を扶助し洋敵を消滅させる)」、「扶清滅洋(清朝を扶助し洋敵を消滅させる)」と いったスローガンを相次いで掲げた。

義和団運動の過激な行動は、外国人の中国における利益と生命の安全を脅かし、各国の 使節は清に圧力を加え、弾圧を要求した。蜂起の討伐を命じられた三代山東巡撫李秉衡、 張汝梅と毓賢などは、教会と宣教師らが日常的に庶民を苛めることに不満を持ち、「義和拳」 を「義和団」に改称することを上奏し、「私会を公拳に化し、団勇を民団に変える」⁵¹とい う意見を提出したが、認められなかった。清は袁世凱を山東巡撫として派遣し、新たな陸 軍を率いて山東義和団の鎮定に当たらせた。しかし、義和団は各地の農村から北京、天津 両中心都市に拡張していって、抑制しがたい高まりを見せた。

1900年5月20日、英、米、露、仏、独、伊、オーストリア、スペイン、ポルトガル、ベルギー、日本など11カ国の公使は、駐華スペイン公使コロガンの建議で、公使団会議を開

⁴⁸ 安重根が列挙した伊藤の15条の罪は李東源訳注「安重根尋問記録」金宇鐘等主編『安重 根』遼寧民族出版社(1994年)270-271 頁を参照されたい。

⁴⁹日本の学者鹿野琢見は次のように指摘した。このような裁判は完全に不公正で、非法的であり、安重根は無罪判決を受けるべきであった。[鹿野琢見「安重根無罪論」金宇鐘等主編『安重根』遼寧民族出版社、1994年。]

⁵⁰ 袁世凱『養寿園奏議」第4巻、廖一中・李徳徴等『義和団運動史』人民出版社、1981年、 59 頁より引用。

⁵¹ 故宮博物院明清档案部『義和団档案史料』上冊、15頁。

催した。公使団会議は総理各国事務衙門に提出する合同照会を議定し、五日以内に満足の いく回答を得ない場合には、出兵して干渉するとした。しかし、清はもはや局面をコント ロールすることができなくなっていた。各国使節団は全面的に武力を動員することを決定 した。31 日から英、露、米、独、仏、伊、オーストリア、日本の八カ国軍隊は北京に進駐 し、各国の24 隻の軍艦が大沽口外に停泊した。6月4日、義和団は北京-天津間の鉄道を 一部取り壊し、黄村駅を焼き討ちにし、さらに北京-天津間の電報線を切断して各国が北 京に兵員を増派するのを阻止しようとした。6月11日、日本の北京駐在書記生杉山彬など 外国人が殺害された。

清は義和団の力を借りて外敵を防御しようとし、6月21日に宣戦勅書を発布し、「一時逃 れに存命を図り、万古に恥を残すより、外敵を大挙して征伐し、勝敗を決する」⁵²とした。 6月24日、西太后は載漪らに外国公使館を攻撃するよう指令した。各国の公使館を守衛す る軍隊は新式武器を使用して、効果的な防御を行ったが、義和団の人々は刀や鉄砲の弾は 鍛えられた身体の中に入らないという迷信を信じていたので、丸腰で敵陣に突進し、大勢 の死傷者を出した。実際に軍事を指揮していた栄録は、外国人に逃げ道を残そうと「攻撃 を力まないように」⁵³と現場将兵にひそかに命じ、戦闘は膠着状態に陥った。慈禧は25日 に「議和」するよう命じたが各国に断られた後、義和団の不満を買うことを恐れて、「攻撃 のふりをして暗に保護する」ように命じた。列強はこれで兵員を増派する時間を手に入れ た。6月30日、連合軍1万4千人が大沽に上陸した。

日本軍政当局は義和団運動の発生を有利な機会と見ていた。7月6日、日本の閣議は次の ように決定した。「北清ノ騒乱ニシテ久ク治ラス南清亦其の騒ヲ被ルニ至ラハ我國民経済ハ 過半敗亡ニ歸シ財政亦遂ニ其ノ累ヲ免ルルコトヲ得ス之ヲ要スルニ軍略上ニ於ケルモ我邦 ハ急ニ師ヲ出スヲ以テ利アリトスヘク此ノ際既ニ動員ヲ命シタル一師團ノ兵ハ先ツ急ニ之 ヲ發遣スルノ必要ヲ認ム(北清の騒乱が長引き、南清までが被害を蒙った場合、我が国の 経済の過半が壊滅し、財政上に累を及ぼすことになる。従って、軍略及び政略上の見地か ら、我が邦が緊急に出兵することが有利な行動である)」⁵⁴。イギリスは駐日本公使館を通 して、日本に出兵を急ぐよう促し、「機ヲ失フノ虞アルカ故ニ英国政府ハ右財政上ノ責任ヲ 担保ス(機を失する恐れがあるので、返答は不要であり、英国政府が財政上の責任を担保 する)」⁵⁵と表明した。この機に乗じて、日本はイギリスに 300 万ポンドの補償要求を提出 した⁵⁶。

8月4日、山口素臣中将が率いる日本軍8千1百名とリネウィッチ中将が率いるロシア軍 3千8百名及びその他6カ国の軍隊計1万6千余名は、天津から出発して北京を攻撃した。 日本軍は八カ国連合軍の主力であったが、清朝朝廷は日本の助けを得るという幻想を抱い

⁵² 故宮博物院明清檔案部『義和団档案史料』上冊、162頁。

⁵³ 中国史学会編『中国近代史資料叢刊·義和団』第1冊、上海人民出版社、1957年、78頁。

⁵⁴ 外務省『日本外交年表並び主要文書』上、第194頁。

⁵⁵ 外務省『日本外交文書』第33巻、別冊一『北清事変』(上)外務省、1956年、580頁。

⁵⁶ 外務省『日本外交文書』第33巻、別冊一『北清事変』(上)外務省、1956年、617頁。

ていた。光緒帝は日本の明治天皇に書簡を送り、「中外の大勢をみれば、東西が競い、東洋 は貴国とわが邦だけが支柱として存立している。貴国が雄をとなえ、西洋は虎視眈々と狙 っている。西洋の注目するのは中国だけではない。万が一中国が支えなくなったら、貴国 もひとり独立しがたいであろう。我々の利害は一致しており、ただちに小さな恨みはしば らく置いて、共に大局を維持すべきである」と、日本が「牛耳をとり時局を挽回する」こ とを懇請した⁵⁷。明治天皇は、各国の外交官を救出し、暴徒を懲罰する面において日本は列 国と一致した行動をとるべきであるとの理由で、これを断った⁵⁸。15 日、西太后は山西に逃 れていき、北京は陥落した。

八カ国連合軍は合計3万6千名おり、うち日本は前後して合計2万5千人以上の軍隊を 出動させた⁵⁹。イギリスの新聞は、「真ニ欧州列国ノ伴侶タルニ愧チサルモノナリ(まさに 欧州列強のパートナーに恥じない)」⁶⁰と日本を賞賛した。山県は機に乗じて満洲を支配し ようとし、「露ノ満州ヲ併呑セント欲スルヤ既ニ久シ今回ノ事變ハ彼ニ在テ恰モ無上ノ好機 タリ(ロシアは久しく満洲を併呑する念を抱いており、今回の事変は彼にとって絶好の機 会)」⁶¹であると述べた。山県はさらに対英関係を一層強化してロシアに対抗しようとし、「他 日の日英同盟も此期に於て其の萌芽を發したるに似たり然り而して…(他日の日英同盟は この期に萌芽すべきである)」⁶²とした。この事件を契機に、1902年1月30日第一次日英同 盟条約がロンドンで調印され、期限を五年とした。

八カ国連合軍は北京城内で憚ることなく掠奪した。各王府と官吏の邸宅とりわけ金銀翡 翠と歴代の宝物が山と積まれた皇宮、頤和園、三海(北海、中海、南海)は全て列国に分 割占拠され、「各宮殿の装飾品は掠奪されがらんとしていた」⁶³。万寿山、頤和園は「完全 に荒らされた」⁶⁴。日本軍隊は真っ先に戸部の銀庫を占拠し、「保管していた銀貨をことご とく取り上げ」、その数量は百万ポンド以上に上った⁶⁵。また、2,914,856 両の銀と在庫の全 ての金及び 32 万石の米を収奪した⁶⁶。

1901 年 9 月 7 日、清朝の特命全権大使奕劻と李鴻章は各国と「北京議定書」(「辛丑各国 和約」)とその付属書に調印した。この条約に定めた賠償金は計 4 億 5 千万両の銀であり、 そのうち日本が 34,793,100 両の銀(7.7%)を獲得し、アメリカ(32,939,055 両、7.3%)を 上回る 5 位であった⁶⁷。北京議定書の第八、第九項は、北京から沿岸に至るまでの砲台を「取

⁵⁷ 朱寿朋編、張静盧等点校『光緒朝東華録』第四巻、中華書局、1984年、4525-4526頁。

⁵⁸ 臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1983年、203頁。

⁵⁹ 大山梓『山県有朋意見書』原書房、1966 年版、257 頁。

⁶⁰ 外務省『日本外交文書』第33卷、別冊一『北清事変』(上)外務省、1956年、701頁。

⁶¹ 大山梓『山県有朋意見書』原書房、263頁。

⁶² 大山梓『山県有朋意見書』原書房、303頁。

⁶³ 中国科学院歴史研究所第三所編輯『庚子記事』北京科学出版社、1959年、36頁。

⁶⁴ 中国史学会編『中国近代史資料叢刊・義和団』第2冊、510頁。

⁶⁵ 中国史学会編『中国近代史資料叢刊・義和団』第2冊、361頁。

⁶⁶ 関捷『日本与中国近代歴史事件』社会科学出版社、2006年、192頁。

⁶⁷ 費正清編『剣橋中国晩清史』下、中国社会科学出版社、1985年、149頁。賠償額は実際に損害額をはるかに超えた。アメリカはひそかに 200万ドルの賠償を求め、清はこの額を 1905年に支払い終えた。1909年アメリカは 1,000余万ドルを中国に返した。(1924年アメリカはその他の賠償も放棄した)。この金額を

り崩し」、列強は黄村、郎坊(廊坊)、楊村、天津など12箇所に軍隊を駐留することができ、 北京の公使館とそこから海に至るまでの交通の安全を保障するとした⁶⁸。

中国は面積が広いとはいえ、首都及び周辺要地に外国の軍隊が駐留していたために、実 質上日本軍など列強の軍事占領下に陥った。華夏文明発祥の地である華北は、これより半 世紀あまりずっと兵乱と戦禍が後を絶たなかった。37 年後、ここに駐箚していた日本軍が 盧溝橋事変を起こし、全面的な中国侵略戦争を挑発した。

(二) 日露戦争と日中関係

中国の挫折と敗戦が続くなか、日本の武力は猛烈に力を増して東洋一の覇者となった。 1895 年 5 月 10 日、日本の天皇は「三国干渉による遼東半島返還」について勅語を発表し、 国民に「臥薪嘗胆」を呼びかけ⁶⁹、ロシアを仮想敵国とした。12 月に国会は十年以内に対ロ シア戦争準備を完了する軍拡予算を可決した⁷⁰。この間、ロシアはシベリア鉄道の敷設を加 速し、1898 年に旅順、大連を強制的に占領して、極東に良質で不凍の軍港を設ける宿願を 達成した。1900 年、ロシアは義和団運動を鎮圧する名目で十数万人の軍隊を派遣して東北 を占領し、日本が独占物と見做していた朝鮮へと拡張した。

日本はイギリスとロシアの対立を利用して、1902 年 1 月第一次日英同盟を結んだ。盟約 は、「日本は中国において利益を有するほか、朝鮮に対しては政治、商業と工業などの面に おいて特別に配慮された利益を有する」ことを認め、締約国の一方とほかの外国との間に 戦争が発生した場合、「相手締約国は援助を与える」と規定した⁷¹。1903 年 6 月 23 日、日本 の御前会議は、ロシアと直接交渉して、極東における双方の勢力範囲の区分問題を解決す ると決定した。内閣はまた、交渉が目標を達成できない場合、ロシアに対して「戦争をも 辞すべからず」と決定した⁷²。

1904年12月21日、日本政府は参謀本部の要求に同意し、戦争動員を開始した。1905年 1月8日、ロシア皇帝も極東において総動員をすることを批准し、「満洲」が戦時状態に入 ったと宣布した。ロシアはヨーロッパとアジアの二つの大陸にまたがり、唯一の交通路で あるシベリア鉄道を通して兵力と物資を輸送しなければならなかった。1904年2月1日、 日本の参謀総長大山巖は天皇に上奏して、「今や一に戦略上の利害に基づき、わが行動を決 定し、速やかに先制の利を獲得せざるべからざる」と提案した⁷³。2月4日、日本の御前会 議は開戦を決定した。6日、両国の外交関係を断絶すると宣布し⁷⁴、日本の艦隊は仁川港の

清は留学生の派遣と清華学校の建設に当てた。その後、1922年にイギリスが、1924年にロシアが、1925年にフランスが、イタリアは1925年と1933年に、ベルギーは1928年に、オランダは1933年に前後として賠償を放棄した。

⁶⁸ 王鉄崖『中外旧約章汇編』第1冊、三聯書店、1957年、1002-1008頁。

⁶⁹ 日本防衛庁防衛研究所戦史室『陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、33頁。

⁷⁰ 日本防衛庁防衛研究所戦史室『陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、35-36頁。

^{71 『}国際条約集(1872-1916)』世界知識出版社、1986年)216頁。

⁷² 鹿島守之助『日本外交史(7)日露戦争』鹿島研究所出版会、1960年、15頁。

⁷³ 日本防衛庁防衛研究所戦史室『陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、44頁。

⁷⁴ 王芸生編著『六十年来の中国と日本』第四巻、三聯書店、2005年、174頁。

ロシア艦と旅順にある太平洋艦隊を奇襲した。10日、日本の天皇とロシア皇帝は相次いで 宣戦を布告し、日露戦争が正式に勃発した。

開戦後、日本は引き続き速決を目指す攻勢戦略をとった。ロシアは1905年革命が勃発し たので、内外がともに困難な状況に陥った。皇帝は攻勢に出て決戦し勝利することで、内 外の危機を緩和しようとした。1905年2月23日から3月10日まで、日露両軍はそれぞれ 24.9万人と32万人の兵力を投入して、最大規模の奉天会戦を行った。日本軍はロシア軍を 遼陽一瀋陽の地域から駆逐し、双方は対峙しつづけた。1905年5月27日、ロシアのバルチ ック艦隊と黒海艦隊の軍艦から構成された太平洋第二分艦隊が、7カ月の時間を費やし1.8 万海里の航海を経て対馬海峡に入り、そこで待ち伏せてしていた日本の連合艦隊と二日間 の激戦を展開したが惨敗し、ロシアの敗勢を勝勢に転じる希望を完全に挫いた。

日本は戦場で連勝し続けたが、隠れていたさまざまな危機が次第に表面化した。戦争を 継続する能力が極端に弱まった。兵力動員は開戦時の54万人から102万人に上昇したが⁷⁵、 これは日清戦争時の7.5倍に当たる。臨時軍費17.2億円を費やし、うち8億円は外債であ った。このような膨大な人力、物資の消耗は、日本にとって耐えがたいものであった。1905 年4月8日、日本の内閣は「外交ト軍略ト全然一致シ歩調ヲ同フシタル(作戦と外交を並 行する)」ことを決議した⁷⁶。

5月31日、日本の外務大臣はアメリカ駐在公使に訓令を発して、米国に調停を斡旋する ことを要請せよと命じた⁷⁷。6月1日、アメリカのルーズベルト大統領が日本の請求に同意 した。6月7日、皇帝がロシア駐在米国大使に接見し、調停を受け入れることを表明した。 8月10日、日露両国の代表がアメリカのニューハンプシャー州の港都市ポーツマスで正式 の交渉を行い、9月5日『日露講和条約』(すなわち、ポーツマス条約)に調印した。講和 条約は、ロシアが日本の朝鮮に対する完全支配を承認し、「満洲」における全ての軍隊を撤 退し、旅順・大連の租借地と長春から旅順までの南満洲鉄道権益を日本に譲渡することに 同意した。さらに、ロシアは日本が北緯50度以南のサハリン島を領有することに同意した。

ロシアは19世紀以来、北部辺境で様々な方法で中国の領土を奪い取り、ブラゴヴェシチ エンスク虐殺事件などを起こしたため、特に東北地域の軍民はロシア軍を極度に憎んでい た。そこで、清は中立を宣布したが、各界の多くは日本支持を表明し、戦争中にさまざま に日本軍に協力した。日本の勝利に対して、孫中山を含む革命党人も東洋と西洋の文明対 立の意味合いで、日本軍の勝利からある種の鼓舞を受けた。

しかし、日露戦争のせいで中国の国家主権利益はさらに失われた。日本は清国朝廷に、 ロシアが東北で手にしていた権益を譲るよう迫ったばかりでなく、更に清に満洲善後条約

(会議東三省事宜正約)および付則十二条の締結を迫り、そこに定められたほかにも商埠 を開き、道路を建設するなどの植民地的権益を強引に手に入れた。日露戦争はまた中国東

⁷⁵ 日本防衛庁防衛研究所戦史室『陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、52-53頁。

⁷⁶ 日本外務省編『日本外交年表並び主要文書』上、原書房、1965年、234頁。

⁷⁷ 4月 18日に同様な要請を提出したが、アメリカが日本の「満洲」に対する意図に疑問を抱いていたので、 明確な同意をしていなかった。

北部の民衆にも大きな災難をもたらした。東北の地方官吏の報告によると、「戦地の村落が 焼き討ちにあい、破壊され、誤殺される住民が少なくなく、連日難民が続々と省城に集ま り泣訴する惨状は甚だしく聞くに忍びない、…戦争が長引けば長引くほど、東北の土地は もとの姿を失い、荒廃をきわめ、将来の回復が難しくなる。…中国が戦争の板ばさみにな って、被害が甚だしく広がり、また蹂躙されるところも拡大し、しばらくは原状復帰が不 可能であろう」⁷⁸。

日露戦争とポーツマス条約、および満洲善後条約(日中東三省条約)の締結で、日中両 国の形勢はますます中国に不利になった。清が日清戦争の敗北、義和団賠償金などが続い たため分裂瓦解する立場に陥ったのに対し、日本はさらなる大拡張を成し遂げ、台湾に続 いてサハリン南部、遼東半島を割譲占拠し、朝鮮を支配下に置いた。このようにして、日 本は軍事植民帝国の形成をほぼ成し遂げ、朝鮮の完全併合と中国への更なる侵略のために、 諸方面で確たる基礎を築いた。

(三) 近代日中文化交流

世紀の変わり目の頻繁な戦争災害の中で、日清両国の間では社会文化分野において、人、 制度及び言語などさまざまな面で、交流が盛んに行われた。清の対外留学生派遣は、1867 年に容閎が曽国藩に出した提案に始まる。1872年から実行され、1875年までに四度にわた って学童たちをアメリカに派遣した。この後、また留学生をヨーロッパに派遣し始めた。 日清戦争後、中国の士人は苦しみを思い出して教訓を汲み取り、日本留学のブームが巻き 起こった。1898年の張之洞の分析によると、「外国に一年行けば、洋書を五年読むのに勝る」、

「遊学先の国として、日本が西洋に勝る。そのわけは、一、近くて旅費が節約でき、より 多くを派遣できる。一、中国と近いので、考察しやすい。一、日本語は中国語に近く、分 かりやすい。一、西洋書は複雑すぎ、その西洋の学問で不適切なところは、日本人が簡潔 にし適宜改めた。中国と日本の情勢が似ていて、習俗も近く、倣って実行しやすい」など であった⁷⁹。これは日本に留学する必要性と多くの利便性があることを述べたものである。

1896年3月、総理各国事務衙門の選抜試験に合格した第一陣13名の留学生が東京へ来た。 1898年6月、御史楊深秀が上奏した『日本遊学章程』が批准され、各省が学生を選抜し、 日本留学に行かせる風潮が次第に広がった。日本の軍部と政府は、中国で引き続き勢力を 伸張する目的で、進んで中国官吏を招いて日本に留学生を派遣するよう要請した。北京駐 在公使矢野文雄は外相西徳二郎に送った書簡で、「日本で感化を受けた中国の新人材を古い 帝国にばら撒くことが、今後日本の勢力を東亜大陸に樹立する最善の策略である」⁸⁰と述べ た。

1901 年、湖広総督張之洞と両江総督劉坤一は『新政の復議に関する析』を上奏し、優秀

⁷⁸「 増祺致外務部、 軍機処電」、 光緒三十年九月初九日、 遼寧省档案館編 『日露戦争档案史料』 遼寧古籍出版社、 1995年、 216頁。

⁷⁹ 張之洞「勧学篇』、『張文襄公全集』巻二零三、文海出版社、1970年、14533頁。

⁸⁰ 王曉秋『近代中日文化交流史』350頁。

な私費留学生に進士、挙人の資格を授与することを建議した。東京大学で法科を専攻した 章宗祥は『日本留学指南』を出版した。梁啓超は1902年に文章を発表し当時の光景を次の ように描いた。「現在日本に来た学生の数は、すでに四、五百人を超えている。…現在東京 の数百人の留学生の中で、官費の者は半分あまりである。残りは自分で学費を工面し、苦 労を重ねて来た者である。この数カ月間で続々と渡航してきており、どの船でも姿が見ら れる」⁸¹。

1905 年、日本が日露戦争で帝政ロシアを打ち破り、同年清朝が科挙制度を廃止すると、 日本に留学して語学、軍事、政治法律を学ぶブームがいっそう加熱した。日本に留学した 中国人学生数について、1896 年には13人であった点はだいたい統計が一致している。その 後のピーク時については、1906年が一番多いとされるが、実藤恵秀の統計では8,000人で⁸²、 王暁秋の外務省記録による統計では7,283人であり⁸³、小島淑男は12,000人としている⁸⁴。

多くの日本の教育者が中国留学生を育てるために懸命に働いたが、魯迅の文章で紹介さ れた藤野厳九郎先生は、中国人に広く知られた人物である。だが、留学生に対する差別と 冷遇も時々見られ、しかも日増しに厳しくなった。文化面での摩擦が政治的衝突を引き起 こすケースもあった。1903年の「蘇報事件」で逮捕された呉玉章は、釈放された後に日本 に渡って成城学校で学び、後に辛亥革命の指導者の一人に成長し、国共両党の境界を超え た政治家になった。呉玉章の回顧によると、1904年の元旦⁸⁵、学校が掲揚した万国旗の中に 中国旗がないので、中国学生を率いて学校側と交渉した。学校側は呉に「我々が君をこれ ほど大切にしているのに、なぜ君は皆を率いて学校に対抗するのか」と問うたところ、呉 は次のように答えた。「学校が私を大切にしてくれていることには感謝する、しかし国家の 栄誉と恥辱に関わることについては、我々は命がけで闘わないわけにはいかない」⁸⁶。

日本政府が中国に対する膨張政策を制定し推し進めたことが、留学の主な障碍となった。 1905年文部省は『清国留学生の入学を許可する公私立学校規定』を公布した。この通称『清 国留学生取締規則』のさまざまな制限が中国留学生の感情を刺激し、学生の授業ボイコッ トなどの抗議運動を引き起こした。12月8日、著名な留学生の指導者陳天華は、抗議のた めに大森の海辺で投身自殺し、2千余名の「学友は全員退学して帰国することを決定した」 ⁸⁷。清は特使を日本に派遣して調停にあたり、日本政府はこの規則の執行をしばらく見合わ せると宣布せざる得なくなった。

1909 年アメリカは義和団事件賠償金を一部返還し、これを清政府の対米留学予備校開設 経費、渡米留学生支援基金などに充当し、欧米への留学のブームが起きた。1919 年に五・

⁸¹ 梁啓超「行人失辞」、『飲氷室文集類編』上、帝国印刷株式会社、1904年、728頁。

⁸² 実藤恵秀『中国人日本留学史』附統計表 1.

⁸³ 王曉秋『近代中日文化交流史』中華書局、2000年、356頁。

⁸⁴ 小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、1991年、1頁。

⁸⁵ 原文のまま、ほかの史料の記載によると 4 月 26 日の春季運動会である。『湖北学生界』 第 4 期 119 頁に よる。

⁸⁶ 呉玉章『辛亥革命』人民出版社、1961年、63-65頁。

⁸⁷ 黄尊三『清国人日本留学日記』76 頁。

四運動が勃発するまでに、日本に留学する学生の規模は年あたり2、3千人程度までに減少 したが、1919年までの二十年あまりの間に、計7万人の中国青年が日本に渡って学んだ。

留学ブームは両国間の教育制度、言語文化諸方面の積極的な交流を促した。中国文化及 び中国人の訳著、たとえば『海国図志』などの中国語に翻訳された西洋の書籍が19世紀末 まで持続的に日本に大量に輸入された。目白大学の陳力衛教授の研究によれば、1872年に 使節として中国に行った柳原前光は、江南製造局のほぼ全ての訳書を一挙に購買した。1890 年代以降、両国の文化交流は多方向的であったが、日本が中国に輸出するのが主流であっ た。大量の日本語の語彙が中国に取り入れられたが、そのうち少なからぬ語彙は、中国人 や宣教師など西洋人が翻訳した洋学の語彙が日本に伝わり、新しい意味が付与されたり、 日本人よって改造されたりしたあとに、中国に逆輸入されたものであった。こうした行き 来のプロセスにより両国の文化交流は容易になり、また現代中国語の表現力を高めた。

少なからぬ都市に日本人が開設した学校が現れた。日本人教師は「日本教習」と呼ばれた。また、当時日本視察ブームも起きた。統計によると、1911年まで、計1,445人が日本を考察した。うち中央官吏、地方官吏、軍人、教習と遊歴官などが1,144人にのぼり、ほかは民間の考察者であった⁸⁸。考察者が帰国後、提出したり発表したりした上奏文、建議書や旅行記は、両国の社会の実態を記録しており、両国関係を研究するうえで重要な史料となるもので、そのうち多くの改革を求める建議書が清朝末期の新政で採用された。

この時期の文化交流は両国関係を密接にし、衝突を緩和して、中国の近代への転換を促 した。清朝末期に実施された新政が日本の影響を受けたのは間違いない。清朝朝廷は、『明 治憲法』の保守的な要素を取り入れ、『欽定憲法大綱』を頒布した。袁世凱による北洋常備 軍改革は日本の軍制を学ぶことに力を入れた。教育界の科挙廃止と西洋の学問を盛んにす ること、1903年の「葵卯学制」の公布と1904年の学堂章程の見直しなどは、みな日本の学 制をモデルとしていたが、1922年になってアメリカをモデルとした新学制(壬戌学制)に 移行した。

日本の中国人留学生社会が明らかに革命的傾向を持っていたこと、留学生の間で常に抗 日感情が醸成されていたこと、また日本の対中国文化政策の効果を検討するといった問題 は、長い間その当時の日本政府に注目されていたけれども解決できない問題であった。1920 年7月の第43回国会では、小山松寿をはじめとする33名の議員が次のように政府に質問 した。「日本ニ来レル支那共和国留学生カ帰朝シテ多ク排日論者トナリ米国ニ留学セルモノ 多ク親米論者トナレルハ今日ノ現状ナリ之ニ対シ政府ハ如何ナル方針ヲ採ラレタリヤ(日 本にきた中華民国の留学生は帰国後に、その多くが排日論者になる。しかし、アメリカに 留学して帰国した者は、その多くが逆に親米論者になる。このような現状に対して、政府 は将来どのような方針をとるのか)」⁸⁹。

しかし重視しなければならないことは、日本は欧米列強と一緒になって共に中国を侵略

⁸⁸ 熊達雲『近代中国官民の日本考察』成文堂、1998年、103頁。

⁸⁹ 実藤恵秀『中国人日本留学史』98 頁。

したというマイナスの要因が存在するものの、多くの中国人士はそれでも日本を「東洋」 と見做し、日本の維新後の新しい文化を取り入れた点である。近代の日中文化交流は、両 国が戦争状態に突入したあとの両国関係において、最も積極的な意義を持つ一つの側面で ある。

三 辛亥革命と日中関係

(一) 反清革命勢力と日本との関係

清朝末期の中国は、国内的、対外的に困っている特殊な環境の中で辛亥革命を育み、二 千年以上存続した皇権政治に終止符を打った。反清革命勢力は、1894年にホノルルで孫中 山らによって設立された「興中会」等多くの革命小団体から構成されていた。1905年8月 20日、革命団体が連合して近代政党である「中国同盟会」を結成し、東京で設立大会を開 催した。17省からきた革命党人代表100余人が会議に参加し、『中国同盟会総章』を採択し た。孫中山は『民報』の創刊の辞において「三大主義、曰く民族、曰く民権、曰く民生」⁹⁰ を提起し、略して「三民主義」と呼んだ。これが共和革命の指導理論となり、日本の君主 憲政モデルを排除することになった。翌年冬、孫中山は黄興などと『中国同盟会革命方略』 を制定し、「駆除韃虜、回復中華、建立民国、平均地権(韃虜を駆除して中華を回復し、民 国を建設して地権を分かち合う)」との16文字からなる綱領を打ち出し、「軍政一訓政一憲 政」という革命運動発展の三段階目標を定めた。

中国同盟会とそれに率いられた革命運動は、国内で急速に発展した。日清戦争、八カ国 連合軍の中国侵略戦争を経て、中国は前例のない国難の危機に直面し、民衆は塗炭の苦し みに陥った。また、中国の近代資本主義は洋務運動をベースに急速に発展し、商紳など実 業界の勢力が力をつけ、革命運動の興隆と発展に力強い社会的支持を提供した。第三に、 近代知識人層が次第に形成された。二十世紀初期の新式学校卒業生や帰国した留学生達、 文武双方の人材は、みな清朝の専制統治に強い不満を抱き、西洋の民主政治に共感して、 中には革命の中堅あるいは指導者に成長していく者もあった。第四に、清が推進した「新 政」は一定の効果を挙げたものの、内部では満族と漢族との対立など各種の矛盾が激化し、 政治基盤が弱体化するなど、新政は革命勢力の浸透に機会を与えることになった。

1909年10月26日に安重根が伊藤博文を射殺する事件が発生し、翌年朝鮮は日本の版図 に併合された。朝鮮の亡国と民族の災難は、日本に対する中国人の警戒心を一段と高めた。 宣統二年十月(1910年11月)の『御史陳善の上奏文』には「日本は我が国に対して、席捲、 独占せんとする心をかねてから抱いており、本年夏韓国を併合してから、南満に兵員を増 派して軍隊を綿密に配置しているという。また、本国に発生した水害の被害を免れるとい う名目で、南満に本国民を移民させ、暗々裏に侵略政策を実行している。現在毎日汽船と 南満鉄道で満洲に入る者は数千名ないし1万人にのぼり、客人たる日本人が主人たる中国

⁹⁰ 孫中山「『民報』発刊詞」、『孫中山全集』第一巻、中華書局、1981 年、288 頁。

人にとって代わる勢いを見せている」⁹¹とあった。

1911年5月9日、清が鉄道国有政策を発布すると四川省で"保路運動"が巻き起こり、 社会の矛盾があふれ出ることになった。10月10日(陰暦八月十九日)武昌の新軍が決起し、 各地の反清革命勢力が行動を加速した。武漢の革命党は全国に、「孫文に電報を転送して早 急に帰国して大計を主宰するように」とする電報を発信した⁹²。孫中山は11月2日にアメ リカを出発して帰途に着き、イギリス、フランスを経由して、12月25日に上海に到着した。 1912年1月1日、中華民国南京臨時政府が成立し、孫中山が臨時大総統に就任することを 宣誓した。西暦を使用することを規定し、1912年を民国元年とした。同時に清朝の皇帝は 退位を宣布した。

孫中山など革命党人は長期にわたり日本を活動の基地とし、宮崎滔天、犬養毅、萱野長 知など多くの友人から長期にわたり大きな援助を受けていた。武装暴動に必要な軍事訓練 や武器の購入などといったことも、ほとんど日本で行われた。日本で創刊した新聞雑誌と 書籍の翻訳出版は、革命思想を伝播する主なルートであった。1900 年初め、興中会は香港 で革命派の最初の新聞『中国日報』を創刊した。その後、『訳書彙編』、『遊学訳編』、『湖北 学生界』、『浙江潮』、『江蘇』、『二十世紀之支那』、『四川』などの刊行物が日本で創刊、発 行された。また、東京、神戸などに出版社や書店を開設して、革命図書を出版、発行した。 1911 年 3 月に起きた広州の黄花崗蜂起の犠牲者 72 名の烈士の中には、方声洞など日本に留 学した学生 8 名がいた。武昌蜂起に賛同して行動した雲南新軍 40 名の将校の中には、蔡鍔 など 31 名の日本に留学した学生がいた。1911 年に辛亥革命が勃発した際、留学生が大量に 帰国して革命に参加し、武昌蜂起の成功と中華民国の成立を力強く支援した⁹³。

武昌蜂起の引き起こした全国的な政治革命は、さまざまな動機をもつ日本の浪人を引き つけた。ある日本の学者は次のように指摘した。「我国の所謂支那豪傑或は支那浪人の清国 に在るもの尠からず、彼等は一波動き一濤起る毎に因縁を求め、火事場泥棒的活躍を為し て非倫背徳を敢てし、甚私服を肥やすものあり」⁹⁴。犬養毅が未だ癒えていない病躯を引き ずるように、12月19日先に上海に着き、その後頭山満が到着した。すると、「大小の浪人 連、頭山の名に恐れ、皆櫂状して完く其の影を南清より消した」という⁹⁵。犬養と頭山らが 自分たちの名声で、さまざまな浪人を震え上がらせたことを、犬養毅自身は「安宅の関」 と称した⁹⁶。

犬養たちは大倉、三井など財閥に革命党人が急ぎ必要とする兵器の援助に加わるよう促した。統計によると、「1911年12月8日、日本船雲海丸は銃1万丁、佩剣、拳銃など約300

⁹¹ 李興盛・張傑『清実録黒龍江史料摘鈔』(黒龍江地方史料彙編)下編(同治四年至宣統三年)黒龍江省社 会科学院歴史所、1983 年、620 頁。

⁹² 曹亜伯『武昌革命真史』中冊(上海)、中華書局、1927年、代発行、45頁。

⁹³小島淑男『留日学生の辛亥革命』103頁。

⁹⁴ 藤原彰『日本近代史の虚像実像』2、大月書店、1990年、63頁。

⁹⁵ 藤原彰『日本近代史の虚像実像』2、大月書店、1990年、64頁。

⁹⁶ 陳錫祺主編『孫中山年譜長編』上冊、595頁。

万トンの兵器を上海へ輸送した。1912年1月8日、日本船巴丸は大倉財閥が提供した歩兵 銃12,000丁、機関砲6門、山砲6門及び弾薬を南京に輸送した。1月12日頃日本船御代丸 は三井物産が広東新政府に提供する歩兵銃7,000丁と弾薬4,000万発を広東に運んだ。1月 25日、三井物産が汕頭革命軍及び商団に提供する歩兵銃1,900丁及び銃剣、弾薬などが米 約丸に積載され汕頭に上陸した。2月24日、栄城丸が村田銃3万丁、弾丸800万発を積載 して、広東の虎門に入った。」⁹⁷これらの武器には、日露戦争時に使用された後廃棄処分 された銃、砲が少なからず混じっていたが、ほかに援助者がいない状況では、これらの援 助は革命軍にとってやはり十分に役立つものであった。

(二) 辛亥革命の勃発と日本各界の反応

日本各界の辛亥革命に対する反応には大きな相違があった。自由主義及び民権主義者た ちは、おおむね辛亥革命に大きな同情と支持を与えた。中野正剛などは積極的に文章を発 表して、辛亥革命を高く評価した。民権主義者である浮田和民が書いた「東洋初の共和国」 が、当時大きな影響力を有していた雑誌『太陽』に掲載された⁹⁸。浮田は中国革命への不干 渉を唱えている東京朝日新聞社の松山忠次郎などと「中国問題同志会」を結成し、中国新 政府の承認運動を推し進めた。

民党の旗を高く掲げていた日本ブルジョア政党勢力は、犬養毅、古島一雄などのイニシ アティブの下、中国革命への不干渉とそれを支持する政策を積極的に唱えた。通常右翼勢 力と見做されている頭山満なども革命派に一定の支持を与えた。日本の人士たちは、中国 援助組織である「有隣会」、「善隣会」などを創設した。

辛亥革命が日本に与えた影響は、言論界に止まらず、社会や政治にも直接的な影響を与 えた。当時、すでに明治天皇の病状の悪化が噂され、まもなく護憲運動が発生して日本全 国に広まった。その時、『日本及日本人』という雑誌に掲載された「支那革命の我国に及ぼ す影響」という文章は次のように指摘した。「支那の共和が累を我が皇室に及ぼすとするは、 二百五十年前に満洲より侵入せし愛新覚羅と、建国前より連綿として続きし我が皇系とを 同一視せる誤謬にして、(省略)共和の成立すれば、(省略)いわゆる官僚なる者の勢力に 影響する所あるや明けし」⁹⁹。この雑誌のある文章はまた「大正の維新は、ある意味におい て第2の支那革命である」¹⁰⁰と指摘した。犬養毅の立憲国民党、尾崎行雄の立憲政友会など は、「憲政擁護、軍閥打倒」というスローガンを打ち出した。彼らは国会を通して官制改革 と軍制特権の制限を要求し、1913年に軍部大臣の現役制を改訂し、これを後備役、予備役 に拡大した(実際には起きていない)。この後、政党政治の「黄金時代」が出現した。

日本の軍政当局は本国の天皇制度を維持する必要性から、中国革命の日本での影響を憂 慮し反対した。朝鮮総督寺内正毅は、「清国の共和論が我が国の人心に与える影響は大きく、

⁹⁷ 『孫文の革命運動と孫中山』六興出版、1989年、168頁。

^{98 『}太陽』18巻2期(1912年2月)。

⁹⁹ 坂野潤治『近代日本の出発』小学館、1993年、389頁。

¹⁰⁰ 信夫清三郎『日本外交史』上、商務印書館、1992年、376-377頁。

実に恐ろしい。近頃の我が国の言論界と若者の論調を調べればすぐにわかることで、当局 はこのような趨勢に十分対処しなければならない」¹⁰¹と述べた。陸軍のある文書では大変憂 慮して次のように述べている。「日本帝国は、民主国たるか、将た君主国たるか所謂る天下 分け目の場合(日本帝国は民主国家になるのか、それとも君主国家になるのか。これまさ に天下の成敗を分ける年である。)」¹⁰²山県も中国が政体を変更し、共和制に移行すること を歓迎しなかった重要人物である。日本政府は清に武器弾薬を提供し、革命軍の鎮圧に用 いられた。また、列強諸国に対して清朝の統治を維持する名目で、政治の実権を漢族に握 らせる方案を建議したが、イギリスなどが内政干渉の恐れがあるという理由でこれに反対 した¹⁰³。

しかし、政体及びその思想の影響問題に比べて、日本政府が最も関心を持っていたのは やはりいかに中国において自国の植民地的権益を拡大するかであった。ある学者は次のよ うに指摘している。「彼等の君主制温存への志向を過大に評価すべきではないであろう」、 なぜなら山県と寺内は後にいずれも「清朝を裏切り」「帝位を簒奪」した袁世凱と密接に協 力したからである。山県はさらに1916年(大正五年)1月26日にはっきりと説明した。「自 分は袁世凱と手を握りて日本の須らく領有すべき利益線を手に入るる事を望む者なり、支 那が共和と為るも帝政と為るも其辺は問ふ所に非ず。兎に角袁が仆るるまでは袁と手を握 り…、袁仆れて第二の主権者起こりたらば又其主権者と共に事を謀りて日本の利益線を確 保するが肝要の事なり。」¹⁰⁴。

武昌蜂起が発生した後、日本の軍政当局は中国における利益を更に拡大するために、10 月 24 日閣議を開き、清に対する三つの強硬政策を決定した。「まず、満洲について、当分 の間現状の維持防衛に努めること、好機に際しては利権の増進に努めること、租借期限延 長を含む"満洲問題ノ根本的解決"はきわめて有利にして十分成算ある機会を待つこと、 を定めている。次いで中国本土については、日本の経済勢力(居留民、貿易、投資)が増 大して他国を凌ぐことが予想されること、および日本がこの地域の安定に唯一決定的な力 を持つ国であることを指摘し、この二点における日本の"優勢ナル地位"をさらに強化し、 これを清国および列国に承認させることを目標としている。さらにこの決定は、ロシアと の満洲における協調を維持すること、清国との関係を改善して日本に"信頼セシムル"こ と、イギリスとの同盟関係の徹底、中国本土における日仏関係を調節、および可能な限り アメリカとも協調をめざすことを定めている」¹⁰⁵。

上述した日本政府の満洲及び中国本土に関する決議は、いわば後の二十一箇条要求と東 方会議の決議の前兆であった。当時、より強硬な建議もあったが、それは軍部の宇都宮太 郎少将が提出した「満、漢二つの民族それぞれに南北に二つの国を作らせ」、さらに「他の

¹⁰¹ 由井正臣「辛亥革命と日本の対応」『歴史教学研究』、第1期、1969年、6頁。

¹⁰² 信夫清三郎『日本外交史』上、商務印書館、1992年、377頁。

¹⁰³ 臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1983年、207頁。

¹⁰⁴ 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、1985年、92頁。

¹⁰⁵ 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、1985年、91頁。

列国が分割している全地域の人心を我々のところに収攬する」というものであった。駐華 公使伊集院彦吉も、「清朝を華北の一隅に止め、永久に漢人と対立させることが、わが帝国 には得策である」と提起していた¹⁰⁶。

日本政界の中国辛亥革命問題に対する態度の違いは、実は日本の政治勢力集団それぞれ の対華利権要求をめぐる政治的観点の相違を反映したものであった。この相違は、その後 も拡大していき、日本の対中国政策の制定と実施に直接的な影響を与え、1920年代、30年 代の日本の政党、軍部の二極対立を招くこととなった。

(三) 中国の政治転換と日中関係の平和への機会

辛亥革命及び中華民国の成立は、新たな日中関係が平和的に展開していく上での実質的 な契機を提供した。孫中山は臨時大統領に就任する際に、『臨時大統領宣言書』を発表して、 清王朝の「国を辱しめる振る舞いと外国排斥の心理を一気に洗い流すよう務め、平和主義 を堅持する」¹⁰⁷と宣布した。これは臨時政府が平和的な手段で国権を回復し、友好的な対外 政策を推進する態度を明確に表明したものである。

孫中山は生涯の革命活動の中で、海外からの援助に頼りすぎで、主に日本に頼る傾向が あり、「西洋の輿論は孫中山が親日政権を樹立するのではないかとまで疑った」¹⁰⁸。しかし、 孫中山及び革命党人の対外及び対日政策は、いつも挫折した。孫中山が晩年に行った「大 アジア主義」という講演が、孫中山の日本認識を総括した最も代表的なものであり、ここ でも孫中山は日本に明確でかつ善意からの希望を寄せていた。「西洋の覇道の手先になるか、 それとも東洋王道の砦になるか。これはあなたがた日本国民が真剣に考え慎重に選択すべ き道である」¹⁰⁹。

日本政府は中国における政治・経済面の植民地的利益を維持する為に、清からの要求に 従って、同盟会の機関紙『民報』を停刊させ、孫中山に日本を離れるよう要求し、日本で 反清活動をすることを禁止した。しかし日本政府は、革命人士が日本を重要な活動基地と することを完全には阻止できなかった。日本の中国と朝鮮における膨張は、中国革命の情 勢が拡大することを絶えず刺激した。1912年1月21日に臨時政府が成立すると、犬養は孫 中山に対し、「弊国政府は不干渉方針をすでに決めており、これまた国論が至るところでも ある。この点は閣下ご存知のとおりです。弊国までがこうなった以上、列国の中にほかに 誰が干渉する力を持っていますか」とはっきり話した¹¹⁰。

しかし、政治の転換期にあった中国は幾度となく平和を望んだが、真の成果は上がらな かった。日本の政党側及び民間の友好的勢力、平和勢力は、軍部勢力が国内における政治 力を膨張させることを阻止できず、また国外での拡張主義政策を中止させることもできな

¹⁰⁶ 李吉奎『孫中山与日本』広東人民出版社、1996年、283-284頁。

^{107 「}南京臨時政府公報」『近代史資料』総第25号。

¹⁰⁸ 李吉奎『孫中山与日本』広東人民出版社、1996年、288頁。

^{109 『}孫中山全集』第11巻、人民出版社、1996年、401-409頁。

^{110 『}孫中山蔵档選編(辛亥革命前後)』中華書局、1986年、453頁。

かった。日本の軍国主義は、中国で革命が発生し、混乱の大きい過渡期に、絶えず中国に おける植民地的権益を拡大しようとし、武力による拡張政策さえ採った。1911 年 12 月 27 日、日本は居留民保護を口実に漢口に派兵したが、これがいわゆる中清派遣隊である(1922 年 5 月 30 日に廃止撤収)¹¹¹。そこで日本の中国駐屯軍は、台湾から海岸沿いの遼東、直隷 などに及び、「九州通衢」と称される華中の中央部まで深く入り込み続けた。そこには台湾 軍、清国駐屯軍、関東軍、中清派遣隊など多くの侵略部隊が存在した。

日本の膨張行動は絶え間なく中国人の抗日意識を掻き立てたばかりでなく、日本の軍 部・政府の政策決定者がやりたい放題をする傲慢な心理を助長した。この傲慢な心理と抗 日意識の相互作用によって、両国の危機の要因は上昇し続けた。日本政府が1915年に提出 した、中国を全面的に支配しようとする二十一箇条要求は、結果的に中国民衆の前例のな い抗日の高まりを促し、「五・四運動」が勃発した。

辛亥革命後、政局では紛争が続いたが、結局は中国社会、政治の大きな進歩であった。 辛亥革命の勃発と民国の樹立は、まず東アジア地域に新たな政治文化システムを構築し、 二元政局下にあった日本の民主政党勢力を支え、日中両国に平和の軌道に復帰する機会を 提供した。しかし、日本の軍国主義政治家の短見により、長期的視点から中国革命発展の 将来を見つめようとする様子は見られず、またそれを望んではいなかった。反対に、北京 政府の地位が不安定であるのに乗じて、大陸拡張政策を制定し、推進を強行しようとした。 日本軍国主義は両国の関係改善を阻害する禍根であった。

¹¹¹ 外山操·森松俊夫編『帝国陸軍編制総覧』芙蓉書房、昭和 62 年、270 頁。

第一部 第三章 日本の大陸拡張政策と中国国民革命運動

王建朗

1911から1931年までの20年間は、日中関係の行く末を決定づける重要な時期であった。 革命党が清朝を打倒し、中華民国を樹立する過程で、日本の朝野の人士には彼らの革命活 動を庇護し、支持を与えた者もいた。そのため、日本は革命党の人たちが集結する重要な 基地となっていた。この時日本で活躍していた各種の人物たちは、後に民国時期の政治、 軍事ないし文化などの分野において非常に重要な役割を果たした。論理的に言えば、中華 民国の樹立は日中両国の関係改善に可能性を提供したわけである。しかし、両国の関係は 改善の方向に向かって進展しなかった。日本の中国への絶え間ない拡張政策が、日中関係 が正常に発展する可能性を葬ったのである。

以下の四つの時期において、日本の行動が中国民衆の対日観をますます悪化させ、日中 間の矛盾もまたこれによって次第に表面化してきた。一、日本は第一世界大戦中、機に乗 じて中国におけるドイツの権益を奪取し、さらに中国に迫って「民四年条約」(対華二十一 カ条要求の結果締結された諸条約)を締結させた。これは、民国時期に日中の対立が表面 化した発端であった。二、第一次大戦後日本が膠州湾の返還を引き伸ばしたため、全国的 な抗議運動が巻き起こり、民衆の対日感情が悪化した。幣原の「協調外交」の時期に、日 中関係はしばらくの間比較的安定していた。三、国民革命軍の北伐戦争中に、日本は山東 に再度出兵し、済南事件、そして皇姑屯事件(訳注:張作霖爆殺事件)をひき起こし、さ らには中国東北部の「易幟」を極力阻止して中国の統一を妨害しようとした。四、南京国 民政府が政権を掌握してから、英米列強が「革命外交」に対して、比較的妥協的な態度を とったにもかかわらず、日本は関税自主権交渉においても治外法権の交渉においても英米 よりはるかに強硬であった。その結果、日中関係は中国の対外二国間関係のなかで最も冷 え込んだ関係になった。

一、第一次世界大戦と日本の拡張

1914年7月末から8月初めにかけて、第一次世界大戦が勃発し、英仏露をはじめとする 協商国とドイツ、オーストリア、ハンガリーをはじめとする同盟国は欧州戦場で激戦を繰 り広げた。日本は列強が東洋を顧みる余裕がない機に乗じて、中国で優越的地位を獲得す ることを決定した。元老井上馨は、総理大臣大隈重信及び元老山県有朋に宛てた意見書に おいて、「今日の欧州の大禍乱は、日本国運の発展にとっては大正新時代の天佑」とし、英、 仏、露と共に行動し、東洋における日本の権利を確立すべきであると主張した¹。

¹ 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻 内外書籍株式会社(1934年)367-368頁。

英国は日本に極東の海上でドイツの軍艦に対して行動をとるよう協力を求めた。しかし、 日本は独自に参戦行動を拡大することに固執し、ドイツの中国における租借地である膠州 湾の攻略を主張した。日本の標的は、対独戦の勝利を獲得するだけでなく、さらには中国 そのものであったわけである。参謀本部次長明石元二郎は、8月20日日本の朝鮮駐在総督 であった寺内正毅に送った書簡の中で、「膠州湾問題は、対華問題の根本解決に単に乗じ得 る機会を与えただけである」と表明した。田中義一も寺内宛の書簡の中で、「もしこの度極 東における根本問題たる中国問題を解決して、国家の永久なる基礎を確立しなければ、こ のような機会はすぐにも逸してしまう」と述べた²。

日本はすぐさま対独宣戦を決定し、対ドイツ作戦の名の下に中国山東に出兵した。8月 15日、日本はドイツに最後通牒を提出して、ドイツ軍艦が直ちに日本海及び中国海域から 撤退し、あるいは武装解除するよう要求した。また、9月15日以前に全膠州湾租借地を無 条件に日本に引渡すよう要求して、将来日本がこれを中国に返還するために備えるとした。 しかし実際には、日本は膠州湾を無条件に中国に返還するつもりはなかった。英国の中国 駐在公使ジョルダン (John N. Jordan) は、宣戦問題に関して日英両国が共同で中国政府 に提出する口上書のなかで「膠州湾返還を保証する」ことを明記しようと日本に提案した が、日本の外相加藤高明はこれを拒絶した。加藤は、「今現在膠州湾を返還することを保証 することはできない。多大な犠牲を払って取得した膠州湾は返還することがあっても、日 本は条件をつけるべきである。例えば、帝国が満蒙における租借地及び鉄道期限を延長す るなど」と表明した。ここから日本の参戦の意図がどこにあったのかを知ることができる3。

ドイツは日本の最後通牒を無視した。8月23日、日本はドイツに宣戦した。27日、日本 海軍の第二艦隊が膠州湾を封鎖した。欧州戦争に対して、北京政府は「局外中立」を宣布 していた。しかし、日本は中国政府のこの立場を尊重せず、中国に対して、山東省の黄河 以南地域を全部中立適用外地域(別称、交戦区)にするよう要求したが、中国側に断られ た。その後、日本はまた中国に膠済路(山東鉄道)の濰県以東を中立適用外地区にし、膠 済路(山東鉄道)の守備部隊を撤退するように要求した。日本は中国側が同意するか否か を問わず、日本軍の計画は変更できない、もし日中両軍の間に衝突が起きた場合、中国側 はこれに責任を負うべしと表明した。日本の脅迫に屈して、北京政府は濰県以東の一部の 地域を中立適用外地区にすることに同意した。

9月2日、日本軍はそれでもやはり交戦区外の龍口地区からの上陸を強行した。その後、 日本はドイツが中国側の画定した交戦区を認めないということを理由に、今後の行動範囲 は交戦区の制限を受けないと宣布した。龍口から上陸した後、日本軍は南下してドイツ軍 の主要結集地の青島を攻撃せず、その代わり西に進撃して中立適用外地区の境界を突破し、 濰県駅を占領した。続いて、済南に向けて進軍して済南駅を占拠し、膠済路(山東鉄道) 全線の奪取を強行し、さらに一部の兵力を済南に駐留させた。

² 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会(1978年)167頁。

³ 加藤高明伯伝編纂委員会編『加藤高明』下巻 原書房(1970年)123-124頁。

10月末、日本軍は青島に向けて総攻撃を開始した。11月7日、日本軍は青島を占領した。 山東戦が終了した後、日本軍が青島を長期的に占領することを恐れて、中国外交部は日本 に軍隊の撤退を要求したが、日本側はこれに返答しなかった。この時、日本の新聞紙上に は青島返還に断固反対するさまざまな言論が現れた。そこでは、日本の対独最後通牒の中 の膠州湾返還に関する一節は、ドイツ人が最後通牒を断ったために効力を失い、膠州湾は 戦利品と見做すべきで、中国に返還する必要はないと主張されていた。日本の外相加藤高 明もまた、日本は誰とも膠州湾を必ず返還するとの協定を交わしたことがなく、最後通牒 の宣告は「如何なる理由に於いても約束にはならない」と表明した4。

中国の主権を侵害するこの日本の行為は、中国人民の強烈な反発を巻き起こした。進歩 党党首であった梁啓超は北京の参政院に緊急動議を提出して、山東における中国の中立を 侵犯する日本の行為に質問を提出した。討議に参加した議員らは山東省が第二の東三省に なる危険があるという認識をもった。そこで、参政院は質問書を全会一致で通過させた。 1915年1月7日、北京政府は日英両公使に対して、戦争がすでに終了した以上、前に中国 が区画した交戦区域の声明を取り消し、当該地域の原状を回復すると宣布した。しかし、 日本は返答の中で、交戦区の取り消しを認めないと表明し、日本は中国が提出した申し入 れの拘束を受けないと公言した5。

膠州湾問題をめぐって日中が争っている最中、日本はさらに驚くべき要求を提出した。 1915年1月18日、日本の駐中国公使日置益が袁世凱に謁見する際に「対華二十一カ条要求」を提出したのである。要求は五号に分かれていた。

第一号は、山東問題に関するもので全四条から構成されていた。そこでは、ドイツの山 東における一切の権利を継承すること、中国が山東の土地を他国に移譲あるいは租借して はならないこと、また、日本が鉄道を敷設することを許可し、主要都市を開港場とするこ とが要求されていた。

第二号は、東北問題に関するもので全七条から構成されていた。そこでは、旅順、大連の租借期間と南満州、安奉鉄道の管理期間をいずれも 99 年までに延長すること、吉長鉄道を日本に 99 年間委託管理させること、日本人は南満州、東部内蒙古地域において居住、往来と各種経営の自由を享受し、土地の租借権と所有権を享受すること、また、日本の同意なしに、中国はこの地域において他国が鉄道を敷設することを許可してはならないこと、またこのために他国から借款してはならないことが要求された。そして、この地域において他国の外国人を招聘して顧問あるいは教官に任じてはならないとされた。

第三号は、漢冶萍公司に関する二条からなる。すなわち、当公司は日中合弁で経営する こと、また、日本側の同意なしに、中国側は当公司の一切の権利・産業を処分してはなら ない、他人に当該公司付近の鉱山の採掘を許可してはならないとされている。

第四号は一条からなる。中国沿岸の全ての港湾及び島嶼を他国に譲与し、若しくは貸与

⁴ 中国社会科学院近代史研究所『日本侵華七十年史』中国社会科学出版社(1992年)152頁。

⁵ 王蕓生『六十年来中国与日本』第6卷 三聯書店(1980年)66頁。

してはならないとされる。

第五号は中国の全域に関するもので、全七条から構成された。中国の中央政府が日本人 を政治、財政、軍事などの顧問に傭聘すること、中国における日本の病院、寺院、学校な どが土地所有権を享有すること。また、一部の地方における警察を日中合同とし、あるい は中国側が日本の警官を大量に傭聘すること。そして、中国が必要とする兵器は、その半 数以上を日本から購入するか、あるいは中国に日中合弁の兵器工場を設立すること、武昌 から南昌、南昌から杭州、南昌から潮州までの鉄道を日本が敷設すること、日本は福建省 内で企画建設中の鉄道、鉱山、港湾の貸付に優先権を享受すること、日本人は中国で布教 の権利をもつことが要求された⁶。

第五号は日本の希望条項であったが、日本の外務省はこれを提示する際そのほかの各号 要求と区別するよう日置益に指令していなかった。「対華二十一カ条要求」全項は、中国か ら巨大な権益を掠奪しようとしたばかりでなく、さらに政治、経済、軍事などの面で確実 に中国を制御しようとしたのである。日置益は袁世凱に「対華二十一カ条要求」を提出す る際に、現在日本の輿論は激昂しており、民間の有力者たちは革命党を支持して袁政府を 覆すよう提唱していると述べ、暗に袁を脅迫した。そして、もし中国政府が躊躇し、引き 延ばした場合、恐らく不測の事態が発生するであろうと述べた。その一方で日置は、もし 総統がこれらの要求を受け入れるなら、これは日中親善を表明することになり、日本はこ れから袁総統に対して「事が起きた場合互いに助ける」ことができると言明した7。

近代以来、列強が中国に新たな特権を要求したのは、そのほとんどがある戦争或いはあ る事件が起きた後、その善後策として或いは懲罰としてであった。しかし、この時日本が 提出した対華二十一カ条要求はこれと全く異なり、日中の間には衝突が発生しておらず、 日本が理由もなく対華二十一カ条要求を提出したのは、ことさらに理不尽であることは明 白であった。そのほか、日本の公使が正常なルートによって外交部に通すのではなく、直 接駐在国の総統に要求を提出したのは、頗る異常なやり方であった。それは日本側が中国 の最高政策決定者に直接的により強い圧力を加えようという企図を表していた。日本も対 華二十一カ条要求が外に知られたら、強烈な反応が巻き起こることを自ら知っており、中 国側に厳密に守秘するよう求めた。

袁世凱は、日本のこのやり方はあたかも中国を奴隷のように扱うものだと認識した。そ のため、袁は日本の要求を外部に漏らして国内外の同情と支持を集めて、日本に譲歩を迫 ろうと決定した。中国の各界では日本が「対華二十一カ条要求」を提出したことを知り、 反対の声が巻き起こり、「対華二十一カ条要求」は中国の主権を著しく侵害するものである ため、絶対に日本と交渉してはいけない、座して死を待つより、抵抗して滅びたほうがま しだと指摘した。19 省の将軍は連名で北京政府に打電し、日本の要求に激しく反対し、所 属の軍隊を率いて死力を尽くして抗戦すると表明した。全国各地では国民対日同志会、勧

⁶ 前揭王蕓生『六十年来中国与日本』第6卷 74-76頁。

⁷ 李毓澍『中日二十一条交渉』(上) 台湾中央研究院近代史研究所(1966年)217,218 頁。

用国貨会(訳注:国産品の使用を勧める会)、救国貯金会などの団体が相次いで成立され、 国の危急を救う愛国運動が絶えず高まっていった。

日本はこれに対して武力で威嚇するという高圧的手段を採った。1915年3月、日本は南 満州と山東の部隊に対し、守備交代の名目で交代部隊を派遣したが、元から駐屯していた 部隊は依然として駐留し、日本の中国駐留兵力を大幅に増加させた。日本の武力威嚇の前 で、袁世凱政府は日本に徹底的に抗戦する決心を持っていなかった。交渉の過程で、中国 代表は日にちを引き延ばす戦術を取ったものの、ひしひしと迫ってくる日本の前で絶えず 譲歩するしかなかった。中国は最初に第一号と第二号しか議論しないとしたが、日本の圧 力の下で第三号、第四号を議論することを次々と認め、最後には第五号のなかの福建に関 する一条をも議論することまで認めてしまった。

しかし、第五号のなかのその他中国全域の政治軍事の主権に関する問題については、北 京政府は抵抗する立場を堅持した。これと同時に、中国は外国勢力の介入を引き入れるこ とに努め、その他の列強の関心と干渉を狙った。中国は、日中交渉が終わる度にすぐさま 英米公使にその状況を通報した⁸。英米列強は、中国の独立、主権の尊重及び各国の工商業 の機会均等などの原則に違反する日本の行為に対し、続々と疑問と憂慮を示した。中国政 府の最後までの抵抗と国際的圧力の増大に応じ、日本政府は第五号要求を削除することを 決定した。

5月7日、日本は中国に最後通牒を提出し、「中国政府は5月9日午後6時までに同意の 回答をすべきである。もし期限になっても同意の回答を得なかった場合、帝国政府は必要 と判断する手段をとる」と要求した%5月9日、北京政府は最後通牒を受け入れた¹⁰。5月 25日、日中は北京で「山東省ニ関スル条約」、「南満州及東部内蒙古ニ関スル条約」及び漢 冶萍公司、膠州湾及び福建省などに関する一連の交換公文に署名した。これらの条約と交 換公文を「民四条約」と通称する。日本は最後通牒という手段で中国政府を脅迫して、主 権と利権を侵害する条約を締結させ、国家間関係の準則に違反したのである。

これらの条約によって、日本は山東においてドイツが保有していた権益を継承したばか りでなく、土地を他国に租借してはならない、鉄道の敷設、開港場の開設などに関する排 他的な権利を取得した。南満州において、日本は租借地と鉄道の管理期限を延長したばか りでなく、経営権、領事会審権(訳注:共同裁判権)、10箇所の鉱山の採掘権、借款権及び 顧問の傭聘、警察と課税は日本の同意を得なくてはならないなどの権利を獲得し、南満州 に対する日本の支配を高めた。内蒙古東部においては、日本は経営、開港、領事会審権、 課税、借款などの方面の特権を獲得した。福建に関しては、中国が沿岸地域において外国 が造船所、石炭の貯蔵所及び海軍の基地を設けることを許さない、さらに中国が独自に外 資を借りてこれらの事業を行わないと承諾したので、再度福建省が日本の勢力範囲である

⁸ 中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第1分冊 中華書局(1983年)123頁。

 ⁹ 中国政府に対する最後通牒(1915年5月7日)日本外務省編『日本外交年表並び主要文書(1840-1945)』
 上巻 原書房(1955年)403頁。

¹⁰ このため、5月7日と5月9日は後に「国恥記念日」と定められた。

ことを確認した¹¹。総じて言えば、「民四条約」を通して、日本の中国に対する侵略は一歩 大きく前進したのである。

1916年10月、寺内正毅が内閣首相に就任した。寺内内閣は大隈内閣時の強硬政策と異なる対中政策を採り、経済的手段を講じることに重きを置き、その政略目的あるいは経済 権益の実現を推し進めた。寺内が政権を担当した二年間、日本の対中国貸付金は38,645万 円に上り、これは日本の従来の対中国貸付金総額の三倍に相当するものであった。そのう ち、西原亀三が取り扱ったいわゆる「西原借款」だけでも14,500万円に上った。これらの 貸付金は経済借款の名目で行われていたが、常に政治的意図を有するものであった。例え ば、1918年に行われた「日支陸軍共同防御軍事協定」と「日支海軍共同防御軍事協定」の 交渉の中で、日本側は貸付金の中止で威嚇したことがある。日中軍事協定の締結交渉が中 国国内で広く反対されたにもかかわらず、段祺瑞政府は日本と軍事協定を締結した。

しかし、西原借款によって日本はいくつかの政治と経済の利益を得たものの、中国社会 から評価を得る事はできなかった。西原借款の主な相手は段祺瑞政府であり、皖(安徽) 系を中心とした親日派を支えようとした。しかし、段政府は大量の資金を自派の実力拡充 のための経費に使い、他の政治派閥及び社会各界の広汎な不満をもたらした。段祺瑞政府 が倒れた後、西原借款の合法性と返済責任は度々後継の政府に否定された。

民国初年、中国東北部及び内蒙古地域における日本の拡張活動は活発になった。1912年 7月、日本とロシアは第三次密約を締結し、1907年の日露密約で規定した日露の勢力範囲 の南北満州境界線を内と外蒙古の境界線まで延長したうえ、東、西内蒙古をそれぞれ自分 の勢力範囲とし、満蒙地域における勢力範囲の分割を終えた。そのほか、中国に居住する 浪人たちが表面に出て軍部の一部の支持を得て、1912年と1916年の二回にわたって「満 蒙独立運動」を画策したが成功しなかった。

大戦期間中、日本は協商国との連携を強化した。1916年7月、日本はロシアと条約を締結し、双方とも相手に対抗するための如何なる行動や政治連合にも加入しないことを確約した。また、一方の国の極東における領土利権或いは特殊権益が危害にあった場合、両国は対策を協議し、相互に協力し或いは提携して双方の権益を保護するとした。同時に締結された日露密約の中で、双方の重要な利益は中国が如何なる第三国の政治勢力下にも陥らないようにすることであり、もし一方が第三国と開戦して相手に援助を求めた場合、他方は即時にそれに応ずるべきであるとした。このようにして、日本とロシアは中国におけるそれぞれの権益を維持するために同盟関係を形成したのである。

日本とアメリカとの関係も調整された。大戦以来、日米の中国争奪戦は激化していった。 両国関係を緩和するために、日本政府は1917年8月に元外相石井菊次郎を訪米特使に任命 した。石井とアメリカ国務長官ランシング(Robert Lansing)は12回の会談を行い、11月 2日に公文書を交換し「石井ランシング協定」に合意した。アメリカは、「日本が中国にお いて特に日本の属地に接する地域において特殊な利益を享受する」ことを認める一方で、

¹¹ 王鉄崖編『中外旧約章彙編』第二冊 三聯書店(1959年)1100-1113頁。

同時に、両国が中国における門戸開放政策と商工業の機会均等の原則を堅持し、如何なる 政府が中国の独立と領土の完全を侵犯する特権を取得することにも反対すると声明した¹²。 日本は、門戸開放の維持を承諾することで、中国における日本の特殊利益の承認をアメリ カから得たのである。東京はこれを外交上の重大な勝利と見做した。

第一次世界大戦の後期、北京政府は参戦問題を考慮し始めた。大部分の人は、協商国が 勝つ見込みがあるので、今は協商国の側に立ったほうが中国に有利だと見ていた。1917年 3月14日、黎元洪総統は布告を発布して、ドイツとの外交関係を即日断絶すると宣布した。 ドイツと外交を断絶した後、中国政府はドイツが不平等条約によって取得した一部の特権 を一方的に取り消した。例えば、中国における軍隊の駐留権、租界及びドイツに対する中 国の賠償などである。北京政府は、中国に駐留する全てのドイツ軍の武装を一律に解除し、 軍事用途に使用し得るドイツの全ての公私産業は、一律徹底的に調査し封鎖、確保すると 命令した。北京政府はまた、地方政府に対し、警察を天津と漢口のドイツ租界に派遣し、 租界を撤回して特別区を設置するよう命令した。その後、さらにドイツに宣戦するか否か の問題をめぐって、北京政府内の各派閥の間で激しい衝突が発生した。最終的に、宣戦主 張派が優勢に立った。8月14日、北京政府はドイツとオーストリアに宣戦し、ここまで中 国と独墺両国間で締結された全ての条約、及び国際協定中の中独間、中墺間の関連事項は、 一律廃止すると宣布した。

二、戦後新秩序の構築と中国の主権回収の努力

第一次世界大戦は協商国の勝利を以て終了した。1919年1月18日、協商国はフランスのパリのヴェルサイユで講和会議を開催し、戦後処理問題を討議した。中国と日本は戦勝国としてパリ講和会議に出席した。

中国の各界は当初パリ講和会議に大きな期待を寄せ、中国が過去に失った一部の国権を 回収することができるものと期待していた。北京政府が代表団に課した任務は、一、戦前 ドイツが山東省内で有していた一切の権利を回収し、これらの権益は日本に継承させては ならないこと。二、「民四条約」の全部或いは一部を取り消すこと。三、外国人の中国にお ける特殊権益、例えば領事裁判権、協定関税などを取り消すこと。四、ドイツ、オースト リアなど敗戦国の中国における政治、経済の権益を終結させることであった。

しかし、日本も講和会議でドイツの山東権益を継承しようと努めた。日本政府は会議の 前にすでに次のような事項を討議し決定していた。それは、膠州湾租借地を無条件に中国 に返還することはできない、まず日本が講和条約で自由裁量権を獲得し、その後日本がこ れを中国に返還すべきこと;ドイツが山東における各種権益と財産、とりわけ膠済鉄道と 沿線15km以内の鉱山採掘権は、日本が接収管理すべきことであった。陸軍大臣田中義一は、 膠済鉄道(山東鉄道)を得られなければ、「是レ我帝國ハ山東全部ヲ擧ケテ之ヲ失フコト、

^{12 『}美国外交文件』(1917年) 264-265頁。

ナリ前途我帝國ノ威力ヲ伸張スヘキ動脈ヲ喪失スル次第ナレハ如何ナル手段ヲ盡シテモ我 帝國ハ之ヲ獲得セサルヘカラス。(帝国をして山東の全部を失わせ、我が国威を伸張する動 脈を喪失させることになる。如何なる手段を講じても、これは我が帝国が取得しなければ ならない。)」と考えていた¹³。

1919年1月27日、日本代表牧野伸顕は講和会議で、無条件にドイツの山東における一 切の権利と財産を獲得することを要求したが、膠州湾の返還に関しては一言も言及しなか った。翌日、中国の代表顧維鈞は答弁のなかで次のように指摘した。山東は中国の神聖な る領土であり、返還を求めるのは中国の当然の権利である。1915年の日中条約は脅迫によ って締結されたものであり、この条約は戦争が引き起こしたもので、臨時的な性格しか持 たないゆえ、講和会議での審議を経て解決すべきである。たとえこの条約が有効であると しても、中国がドイツに宣戦したために、公法原理に基づいて、中独間の一切の条約およ び協定は打ち切りとなり、ドイツが中国で享有していた権利は全て取り消された。膠州湾 及び関係鉄道、鉱山の利権は中国がすでに回収し、まして中独租借条約にはその利権を他 国に委譲してはならないと明記されている。従って、中国は山東を直接中国に返還するこ とを要求する権利がある¹⁴。

日中の意見が厳しく対立していたので、山東問題の交渉は膠着状態に陥った。その後、2 月から4月までの間、日中双方は講和会議で多数派工作を展開した。中国の要求は筋が通 っており、根拠があったにもかかわらず、列強はそれでも日本に妥協した。その時、ロシ アの十月革命が成功し、労働者階級の革命と暴動がヨーロッパの一部の国に波及しつつあ ったため、英米などの国々は非常に不安を感じていた。アメリカ大統領ウィルソンが国際 連盟の樹立を提唱したのは、大戦後の世界秩序を安定させるためであるが、ソビエトロシ ア革命が外へ発展することを抑制しようとする意図も含まれていた。この組織のなかで日 本は欠くことのできない東方の大黒柱であり、米英が極力取り込もうとした対象であった。

日本はこの自分に有利な国際情勢を利用して、頑として妥協しない態度をとった。4月 15日、アメリカは、まず協商国と参戦国が共同でドイツの植民地を管理する方案を提出し たが、日本代表に拒絶された。翌日、アメリカは、英、米、仏、伊、日本の五カ国が共同 で管理することを提案したが、またも日本に断られた。4月24日、中国代表は次のような 提案をした。すなわち、ドイツの山東における権利を暫定的に五カ国に代理管理させ、講 和条約を締結して一年後にこれを中国に返還し、中国がこれを買い戻したいとした。これ に対しても、日本は相変わらず反対を表明し、講和会議を脱退すると公言した。4月29日、 「四人会議」(米、英、仏、伊の四カ国政府首脳者から構成され、講和会議を実際に主宰し た)は、日本が起草した山東問題に関する「特殊条項」を受け入れ、これを対ドイツ講和

条約に盛り込むことに同意した。

¹³小林龍夫「パリ講和会議と日本外交」植田捷雄主編『近代日本外交史の研究』有斐閣(1956年)386 頁。

¹⁴ 法京陸専使電(1919年1月30日)中国社会科学院近代史研究所『近代史資料』編輯室主編、天津市歴 史博物館編輯『秘笈録存』中国社会科学出版社(1984年)73-74頁。

中国民衆は一時パリ講和会議に多大な幻想を抱き、「公理が強権に勝利する」ことを願っ ていた。講和会議での中国の交渉が失敗したことが伝わると、人々は非常に失望し、憤慨 した。5月4日、3千名余りの北京の学生たちが天安門広場で抗議集会を開き、「我が山東 を返せ」、「二十一カ条を破棄せよ」、「講和条約に署名するな」、「対外で国権を取り戻し、 対内で国賊を懲罰せよ」などのスローガンを叫んだ。集会後のデモ行進で、激怒した人々 は、親日派と見做されていた交通総長曹汝霖の住宅に火をつけた。北京政府はこれを鎮圧 したが、このことがまた全国人民の激しい怒りを呼んだ。抗議運動は各地、各界に急速に 拡大し、各大都市において大規模な商店および工場でのストライキが発生した。これが有 名な五四反帝愛国運動である。

これと同時に、講和条約の署名拒絶を要求する 7 千通を超える電報が中国代表団に送ら れた。6月28日、対独講和条約の署名式が挙行された。中国代表団は北京政府の訓令を受 けていない状況で、みずから署名を拒否する決定を下した。代表団は、当日の北京政府へ の報告で次のように述べた。すなわち、「弱国の外交は、はじめは権利を争うが、結果的に は譲歩してしまうのが慣例になっている。もしこの度もまた隠忍して署名すれば、我が国 の前途は外交を云々できなくなる」¹⁵。中国が対独講和条約に署名を拒否したことで、日本 は山東において合法的な権利を取得できなくなり、山東問題は日中間の懸案となった。

パリ講和会議は主に欧州に於ける戦後秩序を確立させた。すなわち、ヴェルサイユ体制 である。しかし、極東太平洋地域における、米英と日本との関係及び中国と日本との関係 は、相変わらず幾多の問題に直面していた。1921年8月、アメリカ政府は英、仏、伊、日 本と中国など八カ国の政府代表をワシントンに招いて会議を開き、軍縮と極東太平洋問題 を議論した。中国政府は、この会議は日中問題解決の調停を列強に願い出るチャンスであ ると考えた。会議の前に、「民四条約」の廃棄と山東の回収に関する問題は、中国の提案の 中に盛り込まれていた。

ワシントン会議は 1921 年 11 月 12 日に開幕した。12 月 14 日、中国代表は極東委員会に 「民四条約」を廃棄すると提案した。しかし、これは日本代表の反対で長時間棚上げされ てしまった。1922 年 2 月、この問題が再び提出されたが、日本代表は、1915 年の条約は 交換手続きが完備していて、効力自体に問題はないと強調し、さらに「もし、条約締結後 にこれが自由意志によるものではないと廃止を求めることができるのならば、国際関係は 悉く乱れてしまう」と述べ、1915 年の条約の廃止は悪例になるとした。日本代表は、条約 の権威を維持する姿勢をとり、他の列強の支持を得ようと企図したのである¹⁶。

これに対して、中国代表は次のように主張した。当時日中交渉の状況は極めて特別であ った。日本は交渉を提案したが、紛争の解決のためでもなければ、相応の交換条件も提供 していなかった。ただ隣国の隙に乗じて、突然重大な利権を強奪したのである。しかし、 各国はこれを座視してしまった、これこそ悪例である。王寵恵はこの条約の取り消しが条

¹⁵ 法京陸専使電(1919年6月28日)『秘笈録存』223頁。

¹⁶ 美京施顧王代表電(1922年2月5日)『秘笈録存』501-502頁。

約の権威を損なうことはないとし、「もし条約廃棄が悪例になることを恐れるなら、対華二 十一カ条の内容と当時締結を脅迫した情景は、国際史上空前絶後のことであり、これを前 例として憂う必要はない」¹⁷と指摘した。

対華二十一カ条問題は会議で議論されることはなく、アメリカの代表が単に対華二十一 カ条に賛成しない意見を表明しただけであった。後にアメリカ代表の提案で、日、中、米 の代表の意見を大会の正式記録に同時に列記しておくことにした。民四条約問題に関して、 中国は後に問題解決を図る権利を留保したのであった。

山東問題に関して、日中両国の代表は英米のオブザーバーの参加のもとで、数回会談を 行った。交渉は二つの重要問題をめぐって展開された。その一つが膠州租借地の回収問題、 もう一つが膠済鉄道の回収問題であった。膠州租借地に関する交渉はさほど困難ではなか った。日本側は、交渉中に中国側に租借地の国有財産と公共財産に対して賠償する問題を 提出した。中国代表は、賠償原則には反対したが、もし日本側が賠償原則に固執しないな ら、中国はいくつかの国有財産を日本の海外居留民に公的に使用させることを考慮すると 表明した。中国側がある程度譲歩した後、膠州租借地の回収交渉は比較的に順調に進んだ。

日中交渉の難点は膠済鉄道にあった。というのは、この鉄道は莫大な経済利益を有する ばかりでなく、これが後に日本が山東事務に干渉する一つの潜在的要因になりうるからで あった。従って、双方は膠済鉄道問題を非常に重視した。日本代表は、はじめは日中が共 同でこの鉄道を管理することを主張した。中国代表はこの方案に反対し、中国がこれを買 い戻し、自ら管理することを要求した。その後、中国側がどのようにこの鉄道を買い戻す か、買い戻す前に日本はこの鉄道に対して如何なる権益を有するか、さらに誰が膠済鉄道 の車務長と会計長になるかなどをめぐって双方は激論を展開した。

1922年1月31日、日中は山東問題に関してようやく合意に達した。2月4日、日中の 代表は「山東懸案解決に関する条約」などの文書に正式に署名した。条約は次のように規 定した。すなわち、日本はドイツの膠州租借地を中国に返還し、租借地内の日本の官庁に より増設された公共財産に対しては、中国はその実際の支出に合わせて一定の比率を返還 する。また、現在膠済鉄道とその支線に駐留する日本の軍隊は、中国軍、警察が守備を受 け継ぐ際に直ちに撤退し、青島駐留の日本守備隊は、膠州租借地の行政権を移管すると同 時に完全に撤退する。中国は、旧ドイツ租借地を全部開港場にし、外国人が当該区域に自 由に居住し、工商業とそのほかの合法的な職業を営むことを許可する。日本は膠済鉄道と その支線及び付帯する産業を中国に移管する。そして、中国は53,406,141金マルク(ドイ ツ人が遺した資産の一部を見積もったもの)に加え日本人が鉄道増築に支出した費用(減 価償却の分は引く)を日本に償還する。償還が終了する前に、中国側は日本人を車務長に 選任し、同時に日本人一人を中国人と同等の職権を有する会計長に選任すること、であっ た¹⁸。

¹⁷ 美京施顧王代表電(1922年2月7日)『秘笈録存』503-506頁。

^{18 『}中外旧約章彙編』第3冊 208-215頁。

2月6日、ワシントン会議は「中国に関する九国条約」(略称九カ国条約)を採択した。 それはワシントン会議において中国問題に関する最も重要な原則となる公文書であった。 九カ国条約は九条からなる。中国代表が提出した十原則に基づいて形成されたエリフ・ル ート(Elihu Root、アメリカ代表)の四原則が条約の第一条に入れられた。第一条は次のよ うに規定した。一、各国は中国の主権と独立及び領土と行政の完全を尊重しなければなら ない。二、各国は中国に妨げのない完全な機会を与え、中国が有力で強固な政府を維持・ 発展できるようにする。三、各国は中国全土における各国の商工業の機会均等の原則を樹 立・維持することに尽力しなければならない。四、中国の現状を利用して、機に乗じて特 別な権利を求め、友邦の人民の権利を減少させてはならない、また友邦の安全を害する行 動を手助けしてはならない¹⁹。ワシントン会議は、列強の極東及び中国における関係を調整 し、比較的安定した局面を形成した。しかし、ワシントン会議の結果に対して、中国各界 の評価は一致しなかった。

1922年12月、日本軍は青島から撤退した。1923年1月末、日本は膠済鉄道を中国に引き渡した。5月、鉄道沿線の日本軍は日本への撤退を開始した。7年余り日本の侵略により 占拠された領土はようやく中国の統治下に戻された。1898年の中露「旅大租借条約」と、 1905年の日中「会議東三省事宜正約」(訳注:満州に関する日清条約並附属協定)に基づく と、旅順・大連の租借期間は25年で、1923年3月に満期となり、中国に返還されるべき である。しかし、「民四条約」において旅順・大連の租借期間は99年に延長された。日本 は1915年の条約が有効であり、旅順・大連の租借期限は1997年までだとすべきという認 識を固持した。日本のこの主張は中国各界の猛烈な反対を巻き起こした。

1922年11月1日、北京の衆議院は決議を通過させ、「民国四年五月の中日二十一カ条協 約交換公文は国会にて無効と議決された由、これを内外に宣布するよう政府に求める」と 宣告した²⁰。議案はすぐ参議院に送られ討議された。1923年1月19日、北京の参議院もま た一致してこの議案を通過させ、北京政府にこれに従い相応なる行動をとるよう求めた。 この後、全国各地で相次いで集会やデモ行進が行われ、各団体もまた続々と電報と声明を 発表して、「民四条約」の廃棄を支持した。3月10日、北京政府外交部は日本の外務省と駐 中国公使に対して「民四条約」の取り消しを声明し、租借期限を迎える旅順・大連の租借 地を回収することを要求した。しかし、日本の外務省はすぐさま回答し、「民四条約」の取 り消しを断り、旅順・大連の租借地返還問題を中国側と交渉することを拒絶した。

1925年夏、各国との関係における中国の不平等な地位を変えるために、北京政府は不平 等条約改正運動を発動した。北京政府は6月24日、各国の中国駐在公使団に申し入れた。 そこには、不平等条約の継続は現在の情勢にそぐわないことであり、古びた条約の束縛は、

「相互にとって不便で不利なところがあり」、それはまた「常に人々の怨恨の原因となり、 甚だしきは衝突に至り、中国と外国の和解と友好を阻害するものとなっている」と述べら

¹⁹ 『中外旧約章彙編』第3冊 218-219頁。

^{20 『}東方雑誌』第19期23号130頁。

れた。このため中国政府は条約改正を提議したのである²¹。

1925年10月、関税特別会議が北京で開かれた。11月、会議の第二委員会は決議を通過 させ、各国は原則上中国が関税自主権を享有することに同意した。この時の決議案は後に 国民政府が最終的に関税自主を実現させる基礎を築いた。1926年1月、法権調査会議が北 京で開催された。9月、会議は法権調査報告書を通過させた。この報告書では、中国におけ る領事裁判権はしばらく維持すべきであって、中国の司法整備が相当な程度に達した時に、 領事裁判権を漸次撤廃する方法を再度協議すべきと主張されていた。

多国会議を招集して、列強と共同で関税と治外法権の問題を討議すると同時に、北京政府は関係国と二国間条約の改正問題に関してそれぞれ単独で交渉を展開した。1926年10月20日、1896年に締結された「日清通商航海条約」が、三度目の10年満期を告げることになった。当日、北京の外交部は日本の外務省に対して、1896年の条約締結からすでに30年が過ぎ、日中両国間の状況はすでに大きく変化し、もしまたこの陳腐な条約に基づいて現在の両国関係を処理しようとするなら、それは明らかに適当ではないと指摘した。申し入れは「中日通商行船条約並びに附属文書及び公文書は一律に抜本的に改正する」ことを要求し、日本政府に「近年の国際的な進歩の流れに順応し、なおかつ中国人民の願望を満足させるよう」希望した。申し入れは6か月以内に新しい条約を締結するよう求め、「もし条約改正が満期になり新しい条約がまだ成立していない場合、中国政府は旧条約に対する態度を明らかにせざるを得ない。従って、中国政府はこの点に関してしかるべき権利を留保することを声明しなければならない」と明言した。日本側はこの申し入れを受けて、中国側に「文中の"もし条約が満期になり"から、"しかるべき権利"までの一文を削除し、これが発表された後に日本国民の反感を引き起こし、今の事態に対して利益がないばかりか損となることを避けるべきである」と要求した²²。

11月6日、北京政府は中国とベルギーとの条約を廃棄すると公然と宣布し、これが日本 に大きな衝撃を与えた。日本政府は11月10日に北京外交部に対し、日本は中国の目的に 深く同情すると表明し、中国国民の正当な願望を実現させること、またこれに適当な援助 を与えることが日本政府の既定の方針であると述べ、北京外交部の要求に応じて、条約の 改正に関して交渉することに同意すると回答した²³。

1927年1月21日、日中双方は条約改正に関する交渉を開始した。しかし、日本は交渉 中に中国東北部の権益を拡大する一連の要求を提出した。日本側は「民四条約」に基づい て、日本に新鉄道の敷設、土地の租借、領事館の増設など一連の権利を与えるよう、中国 側に要求した。この事実上中国に「民四条約」の承認を求めるやり方は、北京政府にとっ て受け入れがたいものであった。双方の立場の隔たりがあまりにも大きく、交渉は膠着状

²¹ 程道徳、鄭月明、饒戈平編『中華民国外交史資料選編 (1919-1931)』北京大学出版社 (1985年) 230-231 頁。

²² 外交部汪栄宝宛電報(1926年10月19日)、汪栄宝外交部宛電報(1926年10月21日)孫莹、丁恵希 『大革命時期的中外関係』武漢大学出版会(1997年)77頁。

²³ 王蕓生『六十年来中国与日本』第8巻 118頁。

態に陥った。日本との交渉過程で、北京政府は対ベルギー・スペインのように満期となっ た旧条約を断固として廃止するとは宣布しなかった。北京政府は比較的妥協的な態度をと り、日中の旧条約の有効期限を 3 か月延長することに再三同意したが、最後まで旧条約の 失効を宣布しなかった。最後の延期は 1928 年 4 月 20 日から始まり、延長期限が満了する 前に、北京政府が崩壊してしまった。

1920年代中期、日本では外相幣原喜重郎を代表とする「協調外交」が出現した。幣原は 第一次世界大戦の国際情勢の変化を捉えて、ヴェルサイユーワシントン体制のなかで西洋 大国との協調を図ることを主張した。彼は国会での報告の中で、「現今の世界の人心は、狭 義的で排他的な利己政策を普遍的に排斥しているし、兵力の乱用を反対し、侵略主義を否 定している。全ての国際問題の処理は関係各国の了解と協力を得なければならない」と指 摘した。日本の対中国政策について、幣原は次の二点を提起した。第一は、我々は中国の 合理的な立場を尊重すべきであるが、同時に日本の合理的な立場も断固として維持しなけ ればならないこと、第二の立場は、我々は中国の内政問題に一切干渉する意図をもたない、 であった²⁴。

幣原が日本外交を主宰した時期、日本の対中政策は緩和され、一定程度中国内政に干渉 しない方針をとった。例えば、1924年9月に始まった第二次奉直戦争中、日本政府内では 出兵して奉天軍閥を援助しようと主張する者が少なからずいたが、幣原は中立を極力主張 し、不干渉主義を貫いた。1925年8月、「五三〇事件」の処理問題にあたり、日本は英国 の不満を顧みず、単独で中国政府と交渉し善後方案に合意した。従って、中国民衆の抗議 の矛先は英国に集中していった。1927年3月、軍紀を逸脱した兵士らが英米日三国領事館 に勝手に侵入して人身傷害を起こし、財産を掠奪するという南京事件が起こった。これに 対して英米の軍艦は砲撃を加えたが、日本は報復行動をとらなかったばかりでなく、英国 に強硬な期限付き通牒を発して反対を表明した。

幣原は武力による干渉政策を主張しなかったといっても、これは彼が第一次世界大戦後 の中国民衆の独立自主の渇望を真に理解したことを意味しない。彼が日本の合法的権益と 見做したものに対しては、彼はこれを全力で維持すると表明した。幣原は外交の前後継続 主義を強調し、現行条約の既得権益を確実に維持した。これはこの時期、中国の南北各地 で勃興した不平等条約の廃棄を要求する潮流と相衝突するものであった。そうはいえども、 幣原外交は対華二十一カ条が提出された後に醸成された日中関係の緊張した局面を、確か に一定程度緩和し、日中関係は比較的安定した状態を数年間維持した。

しかし、幣原外交は日本国内で常に試練に直面し、批判の声も後を絶たなかった。多く の人がこれを「軟弱外交」と非難した。とりわけ、南京事件と漢口事件後に、幣原は海外 居留民を現地で保護する行動はとらず、本国に撤退させる行動をとった。そこで、幣原外

²⁴ 幣原喜重郎、第 50 回帝国議会での演説(1925 年 1 月 20 日)『日本外交年表並び主要文書』下巻 文書 72-73 頁。

交に対する批判は急速に高まった25。

三、北伐戦争と日本の対中政策の強硬化

1927年4月、日本の若槻内閣が倒れ、田中義一内閣がこれに取って代わった。田中は積極的な大陸拡張主義者であった。田中は、満蒙は中国本土と違い、日本にとって特殊な利害のある地域だと見ていた。彼は、過去日本政府が「我が帝国にとって特殊な地域である満州で起きた動乱」に対して、「極めて冷淡」であったと批判した。田中は幣原の「協調外交」での中国内政に干渉しないという観点に反対し、「中国の赤化が他国の内争で、我が国と関係ないというのは、実にでたらめ極まる(議論)」²⁶であると非難した。田中は中国に対して強硬外交を核心とする「積極政策」を実行しようとした。

田中が就任した後、対中「積極政策」を推進した最初の行動が山東出兵であった。1927 年5月、南京国民政府は揚子江を渡り北伐を行うことを決定した。日本と関係が緊密な張 作霖を保護するために、日本は国民革命軍の北伐を阻止することを決定した。日本の了解 を得るために訪日した南京政府代表に対して田中は、国民革命軍が徐州まで攻めた後、前 進を停止しなければならないと要求した。

5月22日、国民革命軍は蚌埠を攻略した後、徐州に向かって前進した。27日、田中内閣 は海外居留民保護の名目で、山東出兵を決定した。日本政府は派兵声明の中で、これは在 中国日本人の安全を保護するためのやむをえない措置であり、南北両軍の如何なる作戦と 軍事行動をも干渉または阻害しないと表明した。しかし、日本の参謀総長が派遣軍の指揮 官に下した指示の中では、その任務が海外居留民保護の範囲を超えて、「国家と国軍の威信 を保護するために」武力を使用してもいいという権限の授与までもあった²⁷。6月1日、日 本軍第三十三旅団が青島に上陸した。日本のこの行動は、南京政府の抗議ばかりでなく、 北京政府もこれに対し、日本の行為はワシントン会議の協定に違反し、中国の主権を侵害 したと非難した。また、これは山東地域の民衆の憤慨を引き起こした²⁸。しかし、田中内閣 は独断専行して、7月上旬にまたも山東に兵員を増派し、青島の上陸部隊を済南に進駐させ た。

山東に出兵すると同時に、新たな対中国政策とりわけ中国東北部に関する政策を制定す るために、1927年6月27日から7月7日まで、日本の当局は「東方会議」を開催した。 外務省、駐中国外交官及び陸海軍など各方面の重要官僚らがこの会議に出席した。田中は 最後に訓令の形で「対支政策綱領」を提出した。「綱領」は、「日本ノ極東ニ於ケル特殊ノ

²⁵ 1927年4月3日、日本の水兵は漢口の日本租界付近でデモ行進する大衆に発砲し、多数の死傷者を出した。

²⁶ 高倉徹一『田中義一伝記』下巻 田中義一伝記刊行会(1960年)547-548頁。

²⁷ 参謀本部『昭和三年支那事変出兵史』巖南堂書店(1930年)24頁。

²⁸ 上海日本商業会議所編印『山東出兵与排日貨運動』(1927年) 24 頁。

地位ニ鑑ミ、支那本土ト満蒙トニ付自ラ趣ヲ異ニセサルヲ得ス(極東に於ける日本の特殊 な地位を鑑みて、中国本土と満蒙に対して当然対処が異ならなければならない)」、満蒙は 国防及び国民の生活上、日本にとって「重大ナル利害関係」がある。日本はこれに「特ニ 責務ヲ感セサルヲ得ス(特殊な責任を負わざるを得ない)」、もし動乱が満蒙に波及して、 日本の当該地域に於ける特殊な地位と権益が侵害を受ける恐れが生じた場合、それが「ソ ノ何レノ方面ヨリ来ルヲ問ワス之ヲ防護シ(何れの方面より来るを問わず、これを防護す る)」と提起した²⁹。これは日本政府が武力を以って南方勢力の東三省進入を阻止して、中 国東北部を日本の武力の保護下に置こうとしたことを意味した³⁰。

東方会議の開催は、日本が「満蒙」を全面的に支配することを実行せねばならない国策 として取り上げたことを示している。関東軍司令官武藤信義と田中の対談は、明白に日本 政府が既に大きな決断を下したことを表していた。武藤は「それだけの大方針で實行に移 すには、その為めに世界戦争が起こることも覺悟しなければならない。少なくとも米國は 黙ってゐない。米國が黙ってゐないとすれば、英國も、その列強も、その尻について騒ぎ 立てることになる」、「世界戦争が起こった場合にどうするかその決心と用意があるか」と 質問した。すると田中は「おら決心がある」と答えた。武藤は政府が充分な決心と準備が あるなら、命令さえ下れば、直ちに実行すると表明した³¹。

この後まもなく、国民革命軍は作戦に失敗して、揚子江以南に撤退した。同時に南京政府と武漢政府の合流により、蒋介石は下野し、国民党の各派閥は内部抗争に忙殺され、一時的に北伐を顧みる余裕をなくした。そこで、日本は8月30日山東から撤兵すると宣布した。下野した後、蒋介石は日本に渡り今後の北伐に日本の支持を求めた。11月5日、蒋介石は田中義一と会談した。田中は蒋介石に北伐を急ぐ必要はない、揚子江以南での統治を確立し、中国共産党の討伐に力を集中すべしと勧告した³²。蒋介石が帰国した後も、日本は北伐しないよう数回蒋介石に警告した。

1928年1月、蒋介石は再び国民革命軍総司令に復帰した。南京政府は再度北伐を決定した。蒋介石はみずから第一集団軍を率いて津浦線に沿って北上した。北方軍孫伝芳、張宗昌の部隊は敗退を重ねた。4月17日、日本の田中内閣は海外居留民保護を理由に、再度山東出兵を決定した。4月25日、日本軍第六師団長福田彦助中将は所属部隊を率いて青島に上陸した。翌日、日本軍の一部は済南に進駐した。5月1日、国民革命軍は粛々と済南に進軍を開始した。2日、蒋介石は済南に入り公務についた。つづいて福田も済南に入った。こ

²⁹ 田中外相訓令(1927年7月7日)『日本外交年表並び主要文書』下巻 文書 101-102頁。

³⁰東方会議の後、『田中上奏文』が伝わった。この文書の真偽に関して、学界ではすでに多くの議論があった。この文書がどのようにして生まれたのかはまだ不明なところがある。しかし、後の日本の拡張路線は正にこの文書の記述通りに展開された。これに対して、日本の中国駐在代理公使を任じた重光葵も「その後、東亜で発生した事態及び後に日本がとった行動は、正に田中上奏文を教科書にして行った様子を呈している。従って、この文書に対する外国の疑問を解消することは困難である」と述べた。重光葵『昭和の動乱』上巻中央公論社(1952年)33頁。

³¹ 山浦貫一『森恪』高山書院(1941年)636-637頁。

³² 田中蒋介石会談記録(1927年11月14日)『日本外交年表並び主要文書』下巻 文書 103頁。

の時、済南に侵入した日本軍はすでに 3,500 名に達していた。日本軍は商業区域にバリケードを設置し、工事をして、「警戒区」を画定し、中国軍民の通行を禁止した。

大量の日本軍の済南進駐は済南の緊張した局面を激化させ、日中の衝突の可能性を大幅 に増大させた。5月3日、単発的な小競り合いが発生した後、日本軍は中国軍隊に大規模な 攻撃を発動した。日本軍は商業区内で散り散りになった中国軍将兵を捕殺するばかりでな く、無差別に平和的住民をも殺害した。とりわけ人々を震撼させたのは、日本軍は国際法 の規範を無視して、山東特派交渉員蔡公時をはじめとする中国側外交官を惨殺したことで あった。中国軍民はその日、重大なる損失を蒙った。これを歴史上「五三惨案」(済南事件) と称する。

蒋介石は譲歩する方針をとり、3日深夜中国軍隊は済南商業区域から全部撤退した。5日、 各主力部隊に済南撤退の命令を下し、二個連隊の守衛部隊を残し秩序の維持に当たらせた。 しかし、日本軍は事態の拡大を決意した。福田師団長は、4日に日本軍の参謀総長宛の電報 で「支那問題解決ニー歩ヲ進ムル為南方ニ對シ斷然タル膺懲ノ舉ニ出ツル好機ナリ(中国 問題を一層解決するために、いまこそ南方軍隊に断固とした措置をとり膺懲すべく絶好の 時機である)」³³と提言した。日本はさらに関東軍から第二十八旅団を引き抜いて済南を増 援することを決定した。5月7日朝、第六師団は参謀本部に済南付近の南方主力部隊が、す でに済南を離れ北上したと報告した。参謀次長は二時間後に返電を発して、南軍が北上し たならば、軍事解決の機会を逸する恐れがある、師団長に処置を決心するよう伝えて欲し いと表明した³⁴。

当日午後4時、福田は参謀本部の指示に従い、国民革命軍に「通牒」を発して12時間以 内に回答するよう求めた。通牒は関係高級軍官を厳罰すること、日本に対抗する中国軍隊 の武装を解除すること、一切の反日宣伝を厳禁すること、南軍が済南及び胶済鉄道沿線の 10 km以内の地帯から必ず撤退するなどを要求した³⁵。しかし、午後1時、福田はすでに所 属部隊に作戦命令を下していた。

8日朝、日本軍は済南城に向けて総攻撃を発した。日本軍は激しい砲火で城内の攻撃目標 及び住民の密集地区を砲撃した。無数の中国庶民が死傷し、二個連隊の守衛部隊の大部分 が壮烈な戦死を遂げた。11日朝、日本軍は済南を攻略した。済南事件で日本軍は多くの負 傷兵士と庶民を殺害した³⁶。済南事件は日中関係の発展に重大なる影響を与えた。これは蒋 介石をはじめとする中国最高指導者の対日観を大きく悪化させ、蒋介石は「雪辱」を誓っ た。済南事件は社会各界で強烈な憤慨を巻き起こし、各地で反日運動が勃発した。国民革 命運動はずっとイギリスを目標としていたが、済南事件後に民衆の反感はその主要目標が

³³ 参謀本部『昭和三年支那事変出兵史』92頁。

³⁴ 参謀本部『昭和三年支那事変出兵史』98頁。

³⁵ 日本軍師団長福田致蒋総司令第二次通牒(1928年5月7日)秦孝儀主編『中華民国重要資料初編』緒 編 第一冊 台湾「中央文物供応社」(1981年)133-134頁。

³⁶ 済南虐殺事件の遺族連合会の調査によると、中国軍民の死亡者数は 6,123 名で、負傷者 1,700 名である。 『済南惨案史料』(プリント)中国社会科学院近代史研究所所蔵。

日本に変わりはじめた。

日本の山東出兵は、国民革命軍の北伐を阻止することができず、張作霖軍の失敗は既に 人々が予測しうるものとなっていた。そこで、日本は如何に張作霖に対処するか、満州で どのような行動をとるかを考え始めた。日本の内閣は5月15日から16日まで会議を開き、 南北両軍に警告を発して、「戦乱が満州に波及した時、帝国政府は満州の治安を維持するた めに適切かつ有効な措置をとるであろう」と宣告した³⁷。この措置の具体的内容は、国民革 命軍が関外まで追撃することを阻止し、関外に敗退した奉天軍を武装解除し、日本が中国 東北部の治安と秩序に責任を負うというものであった。5月18日、日本は国際法の準則を 踏みにじり中国の内政に著しく干渉するこの覚書を、北京と南京両政府宛に発送した。

これに対して、中国の南北両政府とも抗議を提出した。北京政府は5月25日の回答で次 のように指摘した。東三省と京津は中国の領土であり、その主権は中国にある、これを無 視してはいけない。海外居留民の保護は中国政府の責任である。日本は済南事案に鑑みて、 国際慣例にそぐわない措置を二度ととらないことを望む。同時に、北京政府は宣言を発表 して、日本の挙動はワシントン会議で定めた原則に反すると非難した³⁸。南京国民政府の言 葉はもっと確固たるものであった。それは、「これらの措置は、中国内政への干渉につなが り、列国が領土主権を互いに尊重するという国際公法上の原則にも明らかに違背している、 民国政府はこれを絶対に容認できない」³⁹と明確に表明した。

これと同時に、田中政府は張作霖に早急に関外に出るよう迫り、張作霖を完全に日本の コントロール下において、関内を分割して統治しようとした。しかし、日本陸軍には「張 作霖の排除」と「満蒙領有」を主張する者も一部にあった。例えば、石原莞爾は「世界最 終戦論」の考えから、中国を利用して日本の世界戦争準備を充実させる構想を打ち出した。 軍の中の組織「木曜会」は、国家の生存のために、日本の満蒙における政治権力を確立し なければならないと提案した⁴⁰。関東軍には、密かに重大な事件を画策する者がいた。それ は張作霖を謀殺して、大乱を引き起こし、これに乗じて秩序を維持する名目で中国東北部 に出兵することであった。

5月30日、国民革命軍は保定を占領した。張作霖は東三省に撤退して守勢に入ろうとした。6月3日深夜、張作霖は専用列車に乗り秘密裏に北京を離れた。4日朝5時ごろ、張作霖の専用列車は奉天近郊の皇姑屯にある京奉鉄道と南満州鉄道の交差点にさしかかった時、 事前に設置されていたダイナマイトの爆発によって転覆した。張作霖は重傷を負い、官邸 に運送された後午前9時半ごろ死去した。まもなく、日本の関東軍と陸軍省はそれぞれ公 報を発表して、南京政府に濡れ衣を着せようとした。しかし実際には、この「皇姑屯事件」

³⁷ 戦乱が満州に波及した場合の措置に関して張作霖及び南京政府に対する通知(1928年5月8日)『日本 外交年表並び主要文書』下巻 文書 116頁。

³⁸ 『東方雑誌』第 25 期第 14 号 123 頁。

³⁹ 国民政府駁復日本節略(1928年5月29日)羅家倫編『革命文献』第19期 台湾「中央文物供応社」 1341-1342頁。

⁴⁰ 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交、1918-1931』有斐閣(2001年)199頁。

は関東軍高級参謀河本大作大佐が画策したものであった。

列車を爆破した後、河本は浪人らをそそのかして奉天城で騒乱を引き起こし、日本の出 兵の口実を作ろうとした。しかし、張作霖をまだ利用しようとした田中政府は、関東軍が 本当に張作霖を謀殺するとは思っていなかったため、この突発事件を利用して直ちに中国 東北部を奪取する準備が全くできていなかった。6月7日、陸相が内閣会議の席で関東軍に 権限を授与して京奉鉄道に沿って出動することを提出したものの、内閣会議で拒絶された。

張作霖が死亡した後、張学良が統治権を受け継ぎ、6月20日に奉天軍務督辦に任じられ、 7月4日には東三省保安総司令を担任した。事件の張本人の思惑とは裏腹に、張作霖が殺害 されたことは、逆に中国東北部と関内の統一を推進した。張学良はやがて列車の爆破は日 本人の仕業であることを知り、父親の経験から教訓を得て、日本人は信頼できないことと、 国家の統一を維持し、国家と全民族の力に頼ることでしか日本の傀儡となることを免れる ことができないのだと認識し始めた。そこで、彼は日本の圧力に耐え切って南京政府と和 解することを決定した。7月1日、張学良は蒋介石らに打電し、自分は「郷里と国を愛する 気持ちでは、人に引けをとりたくなく、統一を妨害する気は毛頭ない」41と表明した。

田中政府は張学良の統一に賛成する態度を知ると、すぐ張に対して高圧的な手段をとっ た。7月19日、日本の奉天駐在総領事林久治郎は命を受け張学良に対し、父の「保境安民」 の方針を厳守することを求めた。さらに、日本は南方勢力が満州に進入することを受け入 れられない、もし国民革命軍が満州に侵入するなら、日本軍は反撃を加えると表明した。8 月上旬、田中はまた元駐中国公使林権助を特使として派遣して、張作霖の葬儀に出席する 名目で再度張学良に圧力を加えた。林権助は、田中内閣は張学良が日本の忠告を受け入れ、 南方との妥協を停止することを希望する、さもなければ、日本は自由な行動をとり、満州 には重大な事態が発生するだろうと脅迫した。後に、張学良が自らの辞職を日本が提言す るのは内政干渉であると日本側を非難すると、林久治郎は内政干渉の嫌疑がかかっても日 本は辞さないと公言した42。

その後、日本側は引続き張学良に圧力を加え、彼に独立を勧告し、さらに日本はすでに 取得した権益の一部を持ち出し、それを張学良と共同で享有することもできると表明した。 しかし、張学良はこれに動じなかった。1928年12月29日、張学良は日本の圧力と誘惑を 無視し、毅然と打電して東三省の「易幟」を宣布した。31日、国民政府は張学良を東北辺 防軍総司令に任命した。まもなく、南京政府の命を受け奉天省は遼寧省と改称された。田 中政府の統一阻止の企図は重大な挫折を喫した。

⁴¹ 張学良が決して統一を妨害しないとした打電(1928年7月1日)『中華民国重要史料初編』緒編第一冊214頁。

⁴² 張学良蒋介石宛電報 (1928 年 8 月 9 日、8 月 10 日) 『中華民国重要史料初編』 緒編 第一冊 228-229 頁。

四、「革命外交」における中国と日本

南京国民政府は全国を統一した後、中国の国際的平等な地位の回復に努めた。最初の数 年間の外交の中心課題は、各国との不平等条約を改正することであった。いわゆる「革命 外交」である。1928年7月7日、南京外交部は条約改正に関して宣言を発表し、三つの原 則を宣布した。それは、「一、中華民国と各国との条約のなかですでに満期になったものは 当然廃棄し、新しい条約を締結する。二、まだ満期になっていないものに対して、国民政 府が相応なる手続きをとり、これを解除して改めて締結する。三、旧約が満期になり、新 約がまだ取り決められていないものは、国民政府が適当な臨時規則を制定し、その一切を 処理する」である⁴³。

南京外交部は、列強の各種特権の中で最も重要で中国の命脈を制しうるものは、協定関 税と領事裁判権であると見ていた。国民政府はまず関税自主問題に関して交渉を展開した。 この時期、中国とベルギー、スペイン、イタリア、ポルトガル、デンマーク、日本などの 国との通商条約が前後して満期を迎えた。中国外交部は7月、上述した国々にそれぞれ申 し入れ、各国と中国との通商条約の満期を告げ、中国はこれを廃止すると声明し、全権代 表を速やかに派遣して、平等で互恵的な新しい条約を締結するため中国と協議するよう提 案した。

この時、中国との条約がまだ満期になっていないアメリカが、条約が満期になった国よ り先に行動を起こした。アメリカ政府は、関税自主を実現することが既に中国国民全体の 要求となったこと、これは止められない趨勢であることを意識していた。遅かれ早かれア メリカが関税協定権を放棄しなければならなくなった以上、現在積極的に行動したほうが 中国の好感を得られるとアメリカは考えた。1928年7月25日、「整理中美両国関税関係之 条約」が成立した。当条約の第一条は、「過去米中両国が取り決めた条約の中に盛り込まれ ていた、中国にて輸出入する商品の税率、預け証明書、上面紙税、船賃などに関する各条 項はただちに撤廃・廃止し、国家関税の完全自主の原則を適用すべきである」44とした。中 国の関税自主権はここで明確に承認された。

中米関税条約の締結は、ほかの国々にとって促進作用となった。ベルギー、イタリア、 デンマーク、ポルトガル、スペインなど 5 カ国は続々と中国と新しい通商条約を締結し、 中国の関税自主権を承認した。同時に、中国は条約がまだ満期になっていない国々とも積 極的に交渉しはじめた。これらの国々との通商条約は依然として有効であったため、北京 政府は関税の自主問題のみに関して単項交渉を展開した。1928年末までに、中国はオラン ダ、イギリス、フランスなどの国々と新しい関税条約を締結した。このようにして、1928 年末までに、中国と通商貿易関係がある主要国家のなかで、日本を除いた全ての国が中国 と関税条約を締結し、中国の関税自主権を承認した。

⁴³ 南京国民政府外交部編『外交部公報』第1巻第3号 132頁。

^{44 『}中外旧約章彙編』第3冊 628-620頁。

しかし、これらの新しい通商条約及び関税に関する単項条約が確認した中国の関税自主 権は不完全なものであった。なぜなら、各条約にはみな無差別待遇条項が入れられていた からである。無差別条項に基づけば、日本が協定関税権を放棄しない限り、ほかの国も事 実上この利益を享受できるからである。従って、日本は、中国が関税自主を実現する最後 の難関となっていた。

日中間の懸案は重なり合い、これら全てが新しい関税条約の締結の障害となった。日中 間の交渉は、まず重大な懸案事項を解決するところから着手するしかなかった。1929年3 月24日、日中は「済南事件」の解決に合意した。5月2日、双方は「南京事件」と「漢口 事件」を解決するための協定を締結した。これらの交渉のなかで、中国側は相当な妥協を した。

日本側も対中政策の再検討を始めた。なぜなら田中内閣の対中強硬外交が日中間の対立 を大きく激化させたからである。「済南事件」以降、中国の各大都市では日本商品に対する ボイコットが起こり、日本の対中国貿易額が激減した。逆効果を招来した田中の強硬外交 に対して、日本国内でも非難する声が現れた。1929年7月2日、田中内閣は崩壊した。新 たに発足した浜口雄幸内閣で、幣原が再び外務を主宰することになり、第二次「幣原外交」 が始まった。幣原は田中の強硬外交を排斥して、「協調外交」の実行を主張した。中国の関 税自主問題における日本の引き延ばし策は、日本自身に、外交上および道義上の二重の圧 力に直面させた。幣原は中国政府と速やかに交渉して関税問題を解決しようと決心した。

南京国民政府は、この時ソ連との関係が悪化したため、中日関係の改善に意欲を示した。 国民党中央党部は反日運動を禁止する命令を下した。1929 年 10 月、蒋介石は新任の日本 駐中国公使佐分利貞男と接見した際、日中間の雰囲気を全面的に改善したいと表明し、双 方の公使館を昇格させることを提案した。

困難な交渉を経て日中は1930年5月6日に新しい「関税協定」を締結した。協定は、日 中両国は相互に関税自主権を承認し、両国は互いに相手国に最恵国待遇を与え、中国は日 本の商品に対して、種類によって3年間ないし1年間増税を行わず、さらに厘金税を廃止 するとした。

領事裁判権の廃止は中国が望んだもう一つの主要目標であった。中国と条約が満期になった国との交渉がいち早く進展した。中国はベルギーなど5カ国との通商条約で、両国人民は相手国の領土内において、所在国の法律及び裁判所の管轄を受けるべきであると明確に規定した。しかし、この規定の実施は条件つきであった。その前提は、現在領事裁判権を有する国の半数以上がこの特権を放棄することを認める、あるいはワシントン条約の署名国すべてが領事裁判権の取り消しに同意するということであった。従って、中国は条約期限が満期になっていない国々とも交渉を展開した。

1930年以降、租界裁判所の改組問題の交渉がいち早く進展した。1930年2月、中国代表と英米仏などの国の駐中国公使あるいはその代理人の間で「上海公共租界内における中国裁判所の協定について」が署名された。協定は、租界の裁判所は中国の法律を完全に適

用させ;外国人の審理監視権、合同審理権を廃止する;外国人書記官長制を廃止し、中国 が検察官、承発吏を任命して、具体的事務処理の責を負わせると規定した。7月、中国とフ ランスは「フランス租界内にて中国裁判所を設置する協定について」に署名し、フランス 租界内の合同審理所を廃止した。これと前後して、中国政府は少しずつ一部の租界と租借 地を回収した。

しかし、領事裁判権の廃止の問題について、列強はその特権を漸進的に数段階に分けて 放棄する立場を頑なに守ろうとした。1931年5月4日、国民政府はみずから「管轄在華外 国人実施条例」を公布した。条例は次のように規定した。1932年1月1日から、領事裁判 権を享有する全ての外国人は、中国裁判所の管轄を受けるべきであり、関係地区に特別裁 判所を設置して、外国人に関連する民事、刑事案件を受理し、外国人の逮捕及びその家屋 や事務所などへの捜査は全て中国刑法典の規定に則って執行すべきである、というもので あった。1931年の夏まで、中国と英米の間で相次いで概ね類似した妥協案に合意した。中 国側は、英米の上海に於ける領事裁判権を10年留保することと、イギリスの天津に於ける 領事裁判権を5年留保すること(アメリカの天津に於ける領事裁判権の留保時間に関して は継続して協議する)に同意した。また、英米は中国のその他の地域に於ける領事裁判権 を直ちに廃止したのである。

中国は英米と交渉しながら、日本とも交渉した。しかし、中国は英米を主要交渉対象と し、日本との交渉は副次的な位置に置かれた。これは関内における外国関連事案の中で英 米などと関係するものが大部分を占めたため、英米との会談が極めて重要であった。また、 南京政府は関税交渉の際の戦略を繰り返そうと考えたようで、まず英米との交渉を成功さ せ、後に日本を従わせる方法である。なぜなら、日本との交渉はいつも最も困難であった からである。

日中の間で治外法権の撤廃に関する正式な交渉は行われていなかったものの、日中双方 の数少ない非公式の交渉の中で、日本はすでに英米より厳しい立場を表していた。1930年 11月、王正廷外交部長は日本の代理公使重光葵に中国側の条約の草案を提出した。翌年3 月、重光葵は次のような日本側の対案を提出した。それは、日本は上海など五つの通商港 に対する民事訴訟及び軽微な刑事訴訟の領事裁判権を放棄してもいいが、日中の混合案件 に関しては、中国側が各通商港に特別裁判所を設置し、日本籍裁判官を傭聘して中国人裁 判官と合同で審理しなければならない;上記の五つの通商港に於いて、日本人は中国人と 同等な権利を享有しなければならない;日本の東三省特別地域における権益に関しては、 中国が認めなければならない、というものであった⁴⁵。日本のこの対案は実際には、日本の 中国東北部における拡張を、関内における治外法権を部分的に放棄する交換条件として、 中国の容認を求めたことになる。これを中国政府は拒否した。

1931年4月、重光葵は本国に報告するため帰国した。その直前、重光葵は王正廷を訪ねた。王正廷は、中国が回収しようとする利権は当然中国東北部を含むものであり、日本の

⁴⁵ 孫暁楼、趙頤年編著『領事裁判権問題』270 頁。

旅順・大連の租借権と南満経営権は全て予定した計画の通り回収しなければならないと表明した⁴⁶。

帰国期間中、幣原外相と対策を協議する際に、重光葵はさほど重要でない蘇州、杭州の 日本の租界を中国に返還して、中国に善意を示した方がいいのではないかと提案した。こ の時期、日本国内では右翼の極端な思想が横行し、浜口首相が暗殺されたばかりであった。 この情勢下で幣原は、中国に対する譲歩は内閣の支持と枢密院の賛同を得られないとして、 重光葵の提案を受け入れなかった。重光葵が再び中国に戻ったとき、彼が持ち帰った方案 はなおさら中国にとってさらに受け入れがたいものであった。方案の主要内容は次の通り であった。すなわち、中国が各種の重要法令を公布、実行して相当な時期を経てから、初 めて民事方面において領事裁判権の廃止を承認する;民事方面の領事裁判権を廃止する際 に、全ての租界、租借地と付属地をこの範囲から除外し、中国は日本の海外居留民が中国 全土において自由に居住し営業することを許可しなければならない。中国の裁判所は外国 人裁判官を任用しなければならない;民事方面の領事裁判権を廃止した後の成果を見て、 刑事方面の領事裁判権を廃止する準備をする;(訳注:日本は)最恵国待遇を持つ、という ものであった⁴⁷。

王正廷は7月11日に再度重光葵に領事裁判権を廃止する方案を提出した。しかし、重光 葵は対案を提出して次の内容を求めた。領事裁判権を廃止する際、東三省は中国本部地区 と区別して扱わなければならない;租界の行政権と裁判権は影響を受けない;南満州鉄道 附属地の領事裁判権は継続する;中国が1909年の間島に関する条約と1915年の日中条約 で日本が留保した満蒙権利を確認するなら、南満州、東部内蒙古における領事裁判権は漸 次廃止してもよい、というものであった⁴⁸。日本は中国に中国側がすでに無効と宣布した「民 四条約」の承認を求めたのである。これは当然中国側が受け入れられないものであった。

日中間の協議は全く進展しなかったが、中国とアメリカ、イギリスとの交渉は合意に達 するところまで近づいた。不幸なことに、交渉が終盤を迎えた重要な時期に、日本が中国 東北部において満州事変を起こし、間もなく東三省を占領した。不平等な条約の権利より、 国土が大量に失われる民族危機のほうが明らかに緊迫していた。情勢の急激な変化は、中 国の外交の中心を変化させ、日本の侵略に対処することが急務となった。1931年12月29 日、国民政府は命令を発布して、「本年に各地において天災、異変が起きたため、準備中に あるすべての事項が緒に就かず、在中国外国人管轄実施条例もその実施を延期する」⁴⁹とし た。3年間遂行された「革命外交」は、日本の武力侵略によって中止せざるを得なくなった のである。

中華民国が成立してから最初の20年間、中国社会は激しい変動を経験した。しかし、ど

⁴⁶ 重光葵 『昭和の動乱』 上巻 47 頁。

⁴⁷ 天津『大公報』(1931年4月30日)

^{48 『}国聞週報』第8巻第31期

⁴⁹ 国民政府令 『国民政府公報』 第693号1頁。

のような政治見解を持っていても、どの政権の統治下にあっても、民族意識の覚醒と勃興、 国家の統一と国際間の平等な地位を追求することは、この時期の社会発展の趨勢であった。 北京政府の条約改正運動と南方政府が推進した国民革命は、正にこの社会潮流の反映であ った。しかし、日本の政策決定者はこの中国社会の発展変化に気づかず、中国民衆の国家 主権と平等の回復に対する要望を察知することなく、依然として古い思想と観点で中国に 対処し、中国における不合理な権益を放棄しようとしなかったばかりでなく、ありとあら ゆる機会に乗じて新たな利益を強奪しようとした。それがゆえに日中関係は次第に激しく 対立する道を歩むことになったのである。

第二部 第一章 満州事変から盧溝橋事件まで

臧運祜

1931年9月18日に始まった「満州事変(九一八事变)」から1937年7月7日に始まった「盧溝橋事件(七七事変)」までの六年近くの間、日本は中国東北、華北への局部侵略から最後には全面侵略戦争へ向かい、中国も局部抗戦から中華民族の全面抗戦へと向かった。「満州事変から盧溝橋事件まで」は近代日中関係史上の重要な転換の段階であった。

一、満州事変と中国抗日救亡運動の勃興

(一)日本の満州事変発動と中国東北三省侵略

1931年9月18日夜、日本の関東軍は奉天(現在の瀋陽)北郊の柳条湖で南満州鉄道の 線路の爆破を企て、その直後に中国軍が破壊したと罪を着せ東北軍の駐屯地北大営と奉天 を攻撃し、中国東北地区侵略の「満州事変」を発動した。

満州事変は日本の大陸政策である「満蒙政策」を実施した必然的産物である。1930 年 になると、世界恐慌と国内の政治的・社会的危機の影響により、日本はいわゆる「満蒙危 機」を騒ぎたてるようになった。関東軍と軍部もそれぞれが武力で中国東北を侵略する計 画を制定した^①。中国国内の政局の混乱と東北軍事力の弱体化も日本に中国侵略を加速さ せる機会となった。

1931年7月から8月にかけて、日本は中国の東北地区で「万宝山事件」と「中村事件」 を相次いで起こした。日本の戦争挑発に直面し、蒋介石は7月24日「全国同胞に告げる 電信」を発表し、「安内攘外(先に国内を安定させてから外敵に立ち向かう)」とする国策 方針を示した²。9月1日には「全国同胞に告げる書」を発表し、自分は「ただひとつ素 志あるのみ、赤の掃討に全力を尽くし、他は関知するところではない」とした³。張学良 は9月6日、東北軍に対し「日本人の如何なる挑発に対しても、我方は我慢せねばならず、 それに抵抗して、ことを起してはいけない」とする指示を出した⁴。

関東軍は「柳条湖事件」を起こした後、19日の明け方、素早く北大営と遼寧省省府奉 天を占領した。同日、さらに安東(現在の丹東)、鳳城、営口、長春等を占領した。この 日、日本の駐奉天総領事林久治郎は幣原喜重郎外相に電報を送り、これは日本の関東軍の 「満鐵沿線各地ニ亘リー斉ニ積極的行動ヲ開始セムトスルノ方針(既に決定した満鉄沿線 各地から一斉に積極的行動を起こす方針)」であり、「今次ノ事件ハ全く軍部ノ計畫的行動

¹⁰ 1930年9月、関東軍参謀部は「満蒙占領地の統治に関する研究」という書類を制定した。1931年1月 からは毎週土曜日、関東軍司令部の全参謀らはこの件に関して研究した(稲葉正夫等編『太平洋戦争へ の道』別巻・資料編、東京朝日新聞社、1963年、91-96ページ。1930年の終わりから、参謀本部は 討論を重ね、1931年4月に「昭和6年度の情勢判断」を制定した。6月11日、陸軍大臣南次郎の同意の 下、陸軍省、参謀本部は秘密裏に建川美次(参謀本部作戦部長)をはじめとする「五課長会」を組織し、 上述の情勢判断に対する対策を研究し、19日に「満蒙問題解決方策要綱」を制定した(『現代史資料7・ 満州事変』東京みすず書房、1965年、161、164ページ及び「資料解説」×1×iページ。

²⁸高素蘭編注『蒋中正総統档案:事略稿本(11)』(民国二十年五月~八月)、台北:「国史館」、2004年、 430-436ページ。この電報は又天津《大公報》1931年7月27日の「告全国同胞一致安内攘外電」に見 られる。

[◎] 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編一対日抗戦時期』緒編(三)、台北、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年、28-30ページ。

^④ 中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林省社会科学院共同編集『日本帝国主義侵華档案資料選編・九・ 一八事変』、北京、中華書局、1988 年、67 ページ。

ニ出タルモノ(この事件はまさしく軍部の計画的行為)」^①とした。その後、関東軍は21 日吉林省省府吉林を占領、23日敦化を占領、24日通遼、新民を陥落、25日洮南を占拠し た。その間、日本の朝鮮軍司令官林銑十郎は無断で、部隊に中国東北へ「越境」して侵入 することを命じたが、事後に内閣に追認され天皇の裁可を得た。関東軍は増援を得たのち、 一週間の内にほぼ遼寧、吉林両省の大部分を占領した。

日本軍の侵略行為に対し、東北軍は命令通り「不抵抗主義」を取った。中国政府は対日 不交渉の政策を採り、国際連盟やアメリカの関与を通じて「連盟規約」、「九ヶ国条約」、 「不戦条約」等に基づいて解決することを望んだ。日本政府は「事態不拡大」の方針を表 明したが、実質的には次第に拡大する軍部の中国侵略行動に追随した。

10月8日、関東軍は錦州を爆撃したが、国際社会の注目を集め反対を引き起こしたため、北上し黒龍江省に進撃することを決めた。11月4日、関東軍及びその傀儡軍は黒龍 江省の省都斎斎哈爾に進撃した。嫩江橋で代理省長馬占山が率いる部隊の強力な抵抗に遭 遇したが、これが「江橋抗戦」であり中国軍の初めての抵抗行動であった。19日、関東 軍は斎斎哈爾を攻略した。

12月11日、日本の若槻礼次郎内閣は総辞職し、13日、犬養毅内閣が発足した。軍部の「皇道派」新リーダーの支持の下、日本軍は大挙して遼寧省西部地区を攻撃し、1932年1月3日、錦州を占領した。8日、昭和天皇は関東軍の行動を褒め称える「勅語」を下した²。激励を受けた関東軍は2月5日哈爾濱を攻略し、東省の特別行政区を占領した。ここまでの4ヶ月と18日間に、日本軍は中国東北の遼寧、吉林、黒龍江三省と一つの特区を占領したが、その面積は110万余平方キロに達し、日本の国土面積の3倍ほどに当たる。

(二)上海事変と淞滬抗戦

満州事変後、国際社会の視線を逸らすため、関東軍の要請を受けて1932年1月18日、 日本の駐華公使館(在上海)陸軍武官補佐田中隆吉は日蓮宗僧侶に対する襲撃事件を画策 した。「日本僧侶襲撃事件」発生後、上海市政府は国民政府の指示に従い、28日午後1時 45分に日本の駐上海総領事村井倉松に口上書を送り、日本側の要求を全部受け入れた。³

ところが上海地域に駐屯していた日本海軍はひたすら事変を拡大した。1月28日夜11時5分、日本海軍第一遣外艦隊司令官塩澤幸一は上海市長と公安局長に通告し「開北の中 国軍とその敵対施設を速やかに撤収する」ことを理不尽にも要求した^④。中国側がこの通 告を受けて間も無い11時30分、日本の海軍陸戦隊はこれを口実に開北の中国軍を攻撃し たが、ここに駐屯していた中国第十九路軍の抵抗に遭った。上海事変の勃発である。

日本政府は1月29日声明を発表し、この事変は中国の排日が引き起こしたものだと偽 り、中国軍が日本人居住地域から撤退することを要求した^⑤。日本は上海に増兵し続け、 事変を拡大した。中国政府は「抵抗しながら交渉する」方針を採り、中国軍は「淞滬抗戦」 に臨んだ。

日本軍は閘北地区での進撃が不利になると、イギリスの調停により、中国側と一時停戦 協議に合意した。2月2日、日本海軍は第三艦隊を編成し、野村吉三郎が司令官に任命さ

^④ 『日本帝国主義侵華档案資料選編・九・一八事変』、539ページ。

¹⁰外務省編纂『日本外交年表竝主要文書』下巻、東京、原書房、1978 年、『文書』180 - 181 ページ(以下 『主要文書』下巻と略す):林久治郎『満州事変と奉天総領事一林久治郎遺稿』東京 原書房 1978 年、 第 117 ページ。

^② 参謀本部編『満州事変作戦経過ノ概要(一)』、東京、厳南堂書店、1972 年第 2 刷、78 ページ。

^③日本の駐上海総領事村井倉松の1月21日、28日上海市長呉鉄城への書簡。外務省編纂『日本外交文書 ・満州事変』第二巻第一冊、東京、外務省、1979年,8、15-16ページ。国民政府の指示と上海市政府の 復簡は『日本帝国主義侵華档案資料選編・九・一八事変』,530-531、534-535ページを参照。

^⑤ 『主要文書』下巻、195 - 196 ページ。

れ、第一遣外艦隊もその指揮下に入り、陸軍も第9師団の緊急動員を決定した。野村の指 揮する海軍の作戦が失敗した後、第9師団が16日に上陸し、植田謙吉が上海の日本軍を 統率することとなった。中国政府は張治中が率いる新編第五軍の3個団を上海に向かわせ 支援することを決めた。

18 日、植田と村井は各々第十九路軍軍長蔡廷锴、上海市長呉鉄城に最後通牒を発し、 中国軍が軍事行動を停止することを要求した⁰。中国側に拒絶されると、20日日本軍は廟 行で総攻撃を発動したが失敗に終わった。23日、日本軍は上海に第11、14師団を増派し て「上海派遣軍」を組織し、白川義則を司令官とすることを決めた。司令官を三回も変え た日本軍は、3月初旬、優勢な兵力で進撃した。苦しい抗戦を重ねるも増援を得られない 中国軍は挟み撃ちにされる状況の中、陣地の移動を強いられた。3月3日、日本軍は停戦 声明を発表した。16日、昭和天皇は上海陸海軍を讃える「勅語」を下した²。

国際連盟の要求に拠り、3月14日から中国外交部次長郭泰祺と日本の駐華公使重光葵 がイギリスの駐上海総領事館で会談した。イギリス、アメリカ、フランス、イタリアの代 表も協議に列席した。5月5日、中日両国の代表は「停戦協定」に署名した。(1)日本国 及中国ノ当局ハ昭和七年(1932年)五月五日ヨリ停戦ガ確定セラルルコト合意セラル。 停戦ニ関シ疑ヲ生ズル時ハ参加友好国ノ代表者ニ依り確メラルベシ。(2)「中国軍ハ本協 定ニ依リ取扱ハルル地域ニ於ケル正常状態ノ回復後ニ於テ追テ取極アルまで其ノ現駐地 点ニ止マルベシ。」「日本国軍隊ハ昭和七年(中華民国二十一年)一月二十八日ノ事件前ニ 於ケルガ如ク共同租界及虹ロ方面ニ於ケル租界外拡張道路ニ撤退スベシ」。「尤モ収容セラ ルベキ日本国軍隊ノ数ニ鑑ミ若干ハ前記地域ニ隣接セル地方ニ当分ノ間駐屯セシメラル ベキモノトス。」(3)相互ノ撤退ヲ認証スル為参加友好国ヲ代表スル委員ヲ含ム共同委員 会ヲ設置スベシ^③。「淞滬停戦協定」(または「上海停戦協定」)の調印は日中の上海地域 での戦争状態を終結させた。しかし、中国軍隊の上海駐兵に関する規定は中国の主権を大 きく損なっており、国民政府が初めて対日交渉で妥協したことの表れでもあった。

(三) 日本が作り出した満洲国と国際連盟からの脱退

満州事変後の1932年1月4日、関東軍はついに「満蒙中央政府」を成立させる方案を 決定し、板垣征四郎を東京に派遣し請訓した^④。6日、犬養内閣の陸軍省、海軍省、外務 省は「支那問題処理方針要綱」を決定し、満蒙問題に関して上記関東軍の方針と基本的に 一致する政策を定めた^⑤。板垣はこの「綱要」を携えて13日瀋陽に戻った。

2月5日から関東軍は連続して十回「建国に関する幕僚会議」を開いた。17日には、張 景恵をトップとする「東北行政委員会」を成立させた。25日、板垣は張景恵に関東軍の 「建国方案」を提示した。これにより3月1日、偽満洲国は成立を宣言し、年号を「大同」 として、国都を長春(「新京」と改称)に定めた。9日、退位した清朝の宣統帝溥儀が関 東軍司令官本庄繁に伴われて長春に到着、偽満洲国の「執政」に就任した。

偽満洲国が成立して間もなく、3月10日溥儀と本庄繁の間で「秘密裏の文書交換」方 式で「日満協約」が調印され、(1)「満洲国」は今後の国防及び治安維持を日本に委ね、 その経費は「満洲国」が負担する。(2)日本軍が国防上必要とする「満洲国」の鉄道、港 湾、水路、航空路等の管理と新線の敷設はいずれも、日本が指定する機関に委託する(3)

¹⁰「植田致蔡廷鍇通牒」、「村井致上海市長通牒」,『歴史档案』1984年第4期。

^②「満洲事変作戦経過ノ概要(一)」、455ページ。

[®] この協定の中国語版は『日本帝国主義侵華案資料選編・九・一八事変』、631—634ページに掲載。日本語及び英語版『日本外交文書・満州事変』第二巻第一冊、331—338ページを参照。

[®]『現代史資料 7・満洲事変』、東京、みすず書房、1965 年、332—333 ページ。

^⑤『現代史資料 7・満洲事変』、342—343 ページ。

日本軍が必要と考える各種施設に対し「満洲国」は極力援助する(4)日本人は「満洲国」 の参議、その他中央及び地方の各官署の官吏に任ぜられることができ、関東軍司令官は推 薦権及び解職権を有する(5)前記項目を将来両国が正式条約を締結する際「条約締結の 基礎とする」ことが規定された^①。12日、犬養毅内閣は「閣議」で「満蒙新国家成立に伴 ふ対外関係処理要綱」等を決定し、成立したばかりの「新国家」に対する日本の関連政策 を規定した^②。

「五・一五事件」後に発足した斉藤実内閣は、内田康哉を外相とし、いわゆる「焦土外 交」を展開して満洲国承認を急がせた。8月8日、日本は武藤信義を関東軍司令官兼駐偽 満洲国「特命全権大使」に任命した。9月15日、武藤信義は国務総理鄭孝胥と「日満議 定書」に署名した。鄭氏は又武藤に対し、「日満協約」など日本側とそれまでに締結した 各協定を確認し、引き続き有効である旨の書簡を送った³。同日、日本政府は声明を発表 し「満洲国」を承認した³。

日本が作り出した偽満州国傀儡政権に対し、中国政府は徹底的に反対する姿勢を見せた。 1932年3月12日、国民政府は、東北三省に成立した日偽政府は終始反乱機関と見なすこ と;その不法行為一切を決して認めないこと、又日本政府がそれに対して全責任を負うべ きだとする宣言を発表した。9月17日、中国の駐日公使蒋作賓は命を受け、日本が満洲 国を承認したことについて日本の外務省に抗議の口上書を送った⁶。

満州事変発生後、国際連盟理事会は中国政府の要求と日本の同意により、調査団を派遣 して中国東北に赴かせ調査することを決定した。1932年1月21日,国際連盟の調査団が 正式に発足、団長はイギリスの前インド総督リットン伯爵(V.A.G.R.Lytton)であったた め、「リットン調査団」と称された。3月14日、調査団は中国に到着し、4月19日から6 月4日にかけて、中国の東北で調査を行った。10月2日、「国際連盟調査団報告書」がジ ュネーブ、南京、東京の三カ所で同時に発表された[®]。報告書は日本の満州事変発動の計 画性と中国東北占領の不法性及び中国東北部の偽政権の傀儡性を指摘し、中国の東北部に おける主権を認めたが、同時に、日本の満州での「特殊な」地位と権益も認め、日本軍の 侵略行為について弁解した。中国東北問題解決については、満州事変以前の原状回復に反 対し、偽満洲国を維持している現状も認めず、「国際協力」を主張したが、しかし日本は 依然優位を保っていた。中国政府は当該報告書に対して概ね満足する意を示した。日本の 外務省は11月21日、長編の意見書を発表し反駁した[®]。

12月12日、国際連盟大会は日中紛争の処理を専門とする「十九カ国委員会」を発足し、 リットン調査団の報告書を基に決議を起草した。1933年2月17日、国際連盟「十九カ国 委員会」は「日中紛争に関する報告書」を採択し、中国の東北における主権と偽満洲国不 承認などの重要な観点を堅持した[®]。この報告書に対し、中国の代表は受け入れを表明し たが、日本の代表は受け入れず抗議した。20日、日本の閣議は「国際連盟に対する方針」 を決定し、この報告書が日本の対満州方針と「相容レサル」とし、もし国際連盟の大会が

^① 中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林省社会科学院共同編纂:『日本帝国主義侵華档案資料選編・偽 満傀儡政権』、北京、中華書房局、1994 年, 3-4 ページ。

^②『現代史史料 7・満洲事変』、494—495 ページ。

^③上述協定の日本語、中国語版は『日本外交文書・満州事変』第二巻第一冊、621—638ページを参照。 ^④『日本外交文書・満州事変』第二巻第一冊、638—640ページ。

^⑤ 秦孝儀主編:『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』第六編傀儡組織(一)、台北、中国国民党中 央委員会党史委員会、1981年,53-54、117-120ページ。

 [・]中国語版は中華民国国民政府外交部訳「国際連盟調査団報告書」、南京、中華民国国民政府外交部、1932
 年。

[◎] 外務省編纂『日本外交文書・満州事変』別巻、東京、外務省、1981年、291—360ページ。

^{◎『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』第六編傀儡組織(一)、418-448ページ。

この報告書を採択するのであれば、帝国政府は国際連盟から脱退し、報告書議決の際に日本代表は反対票を投じるとした^①。

2月24日、国際連盟は特別大会を開き賛成42票、反対1票(日本)でこの報告書を可 決した。日本代表松岡洋右は反対宣言を読み上げた後、会場を退出した。3月27日、日 本は国際連盟からの脱退を通告し、昭和天皇は国際連盟から脱退する旨の勅書を出した²。 これは日本が満州事変を発動し、偽満洲国を作り出したことの必然的帰結である。

(四) 中国抗日救亡運動の勃興と東北人民の抗日闘争

満州事変後、中国は「国難」の時期に入った。日本帝国主義と中華民族の矛盾は、次第 に中国社会の主要な矛盾となっていった。国難が降りかかり、民族存亡の危機にさらされ た時、中国各界の人民は抗日救亡運動を起こした。東北陥落区の人民は抗日闘争を行い、 中国人民による局部抗戦の序幕を開いた。

中国共産党中央は満州事変発生後、途切れることなく宣言を発表し、通告を発布し、決議を下して日本帝国主義の中国侵略を明るみに出し、国民党政府の対日政策を批判して全国人民に奮起して抵抗するよう呼びかけた。中華ソビエト共和国臨時中央政府は1932年4月15日対日宣戦を行ったが、これは全国の抗日救亡運動の勃興に重要な影響を与えた。

満州事変勃発後、中国の多くの都市や村や町で民衆による抗日救亡運動が勃興した。中 国の多くの大都市、例えば上海、北平、首都南京等では、次々と各界の抗日救国大会が開 かれデモも行われた。参加した階層の広さと運動の規模の大きさはそれまでに類を見ない 物であった。淞滬抗戦期間、第十九路軍は勇猛果敢に戦った。上海の民衆も大いにこれを 支援し、抗日愛国の深い情熱を表した。多くの青年学生が全国抗日救亡運動の先鋒となっ た。学生達の抗日救亡運動は猛烈に勢いを増し、高まりを見せた。その影響を受けた都市 の労働者階級や商工業者達も抗日運動に参加した。全国各地の文化界、教育界、婦女界や 海外華僑等も特色ある抗日民主運動を展開した。

日本帝国主義とその傀儡政権の植民統治に抵抗するため、東北陥落区の人民は十四年に も及ぶ抗日闘争を行った。満州事変後、一部の東北軍の将兵と東北各民族各界の民衆がま ず自発的に立ち上がって多くの人数からなる「東北義勇軍」を組織し、1932年夏には30 余万人に達した。彼らは東北地方で苦しい抗日闘争を繰り広げ、東北抗日遊撃戦の序幕を 開いた。中国共産党満州省委員会は東北義勇軍を援け、指導すると同時に、1932年から 東北各地で10あまりの抗日遊撃隊を組織し、困難な遊撃戦を展開、次第に東北人民の抗 日闘争の主力となっていった。1933年9月から1935年末にかけて、中国共産党指導下に あった東北抗日遊撃隊は次々と「東北人民革命軍」に改編された。全6軍、約7000人お り、抗日遊撃区は40余県に拡大された。1936年2月から1937年10月には、中国共産党 満州省委員会の指導の下、東北人民革命軍は次々と「東北抗日聯軍」に改編され、全11 軍を編成、人数は約3万人であり、抗日遊撃区は70余県に及んだ。全面抗戦が始まると、 東北抗日聯軍は極めて困難で厳しい状況の中で、各地を転戦し、抗日遊撃戦争を続け、中 国人民抗日戦争と世界反ファシズム戦争の最終的勝利に大きく貢献した^③。

(五)日本帝国主義と東北陥落区

日本は偽満洲国を承認した後、1933年8月8日、閣議で「満洲国指導方針要綱」を制 定したが、その基本方針を『「満州国をして大日本帝国と不可分的関係を有する独立国家」

^① 外務省編纂『日本外交文書・満州事変』第三巻、東京、外務省、1981 年、511 ページ。

²⁰『日本外交文書・満州事変』第三巻、614-621ページ。

^③ 『中国共産党歴史資料叢書・東北抗日聯軍史料』「東北抗日聯軍歴史概述」、北京:中共党史資料出版 社、1987年。

とする』と定め、そのために14条の「要綱」を規定した^①。「八八決議」と称されるこの 文書は、日本が偽満洲国を統制、操縦する政策方針となった。1934年3月1日溥儀が偽 満洲国の皇帝に就任すると、1936年9月18日、関東軍司令部は「満洲国の根本理念と協 和会の本質」を制定し、「関東軍司令官は天皇の御名代として皇帝の師傅たり後見者たる べきものなり」と規定した^②。

日本軍は満州事変を発動すると同時に、東北三省の四つの政府銀行(「四銀行」)を占領 した。1932年6月、日偽政府は「満州中央銀行法」、「貨幣法」及び「旧貨幣整理方法」 を発布し、偽満洲中央銀行を設立し、この銀行が発行する統一貨幣を銀本位とし、二年以 内に「四銀行」が発行した旧貨幣とその他の通貨を回収することを規定した。日偽政府は 強制的手段でいわゆる貨幣の統一を実施し、桁違いのレートで東北人民の手元にある古い 貨幣を強制回収し、又各種通貨のレートも30%近く低くし、これだけで800余万元(偽 幣)を搾取した。「四銀行」評価に関しては、その資産を意図的に低く評価したのみなら ず、3300万元の赤字があると偽造し、同額の「補償公債」を発行することにより不当な 利益を上げた。更に通貨兌換の機会を利用して東北人民から大量の金銀を奪い取った³³。 この幣制改革は実質的には強行された金融略奪であった。

1937年以後、日本の偽満洲国に対する施政方針は経済略奪の強化に変わった。関東軍 は「産業開発五カ年計画」を制定し、偽満洲国に3月から実施させた。盧溝橋事件後また この計画を日本の戦時体制の一環として継続的に拡大させた。日偽政府は東北の工業、鉱 業に対する統制を実行し、東北部の民族業者の参入を禁止した。この期間、東北の石炭、 鉄鋼等の重工業生産及び鉄道建設等は発展を持続する様相を見せたが、もたらした結果は 重工業の過熱、産業バランスの失調、行き過ぎた資源開発などであった。さらに、東北の 石炭、鉄鋼業の増産は工業化、機械化の結果ではなかった。特に採掘業は人が掘り、人の 肩で引っ張るという満州事変以前の重労働をほぼ継承し、中国人労働者は劣悪な環境の中 で血と汗と命と引き換えに石炭を増産した。太平洋戦争勃発後、日本は又第二次「産業開 発五カ年計画」を実施し、東北の経済資源をほしいままに略奪した。例えば、森林資源の 破壊的採伐や、撫順、阜新、本溪、鞍山及び北満地区の鉱産資源の過度の採掘、その他の 非鉄金属に対する強制的な略奪である。

満州事変後、日偽政府は植民統治の秩序を維持するために、関内労働力の流入を厳格に 統制した。1932 年から 1937 年の間に東北に入った労働力は年平均 39.6 万人であり、事 変前(年平均 73.8 万人)の 53.66%に過ぎない。盧溝橋事件後、日偽政府は一連の労働力 緊急募集の法規を制定し、強制募集の方法を取った。1938 年から 1941 年の間に東北に入 った年平均労働力は 92.8 万人で、盧溝橋事件前の 234.34%である。これは東北戦争の資 源基地建設及び関東軍の大型軍事要塞建設に必要とされたためであった。太平洋戦争後、 日偽政府当局は多くの戦争捕虜労働者(特殊労働者)を東北に連行し苦役に従事させた。 1942 年から 1944 年の間に東北に入った労働者は年平均 71.3 万人であったが、その中で 戦争捕虜労働者の総数は約 20 万人であった。その他 4 万人余りの中国人捕虜が太平洋戦 争前後に日本に連行され苦役に従事させられた^④。

^① 『現代史資料7・満洲事変』、589-590ページ。

²『現代史資料 11・続・満洲事変』、東京、みすず書房、1965 年、908-911 ページ。

[◎] 吉林省金融研究所編:『偽満洲中央銀行史料』、吉林人民出版社、1984年、8−10ページ。

^④ 1932 - 1944 年の間に東北に入った労働力の数(「特殊労働者」を含む)については、詳しくは蘇崇民 『満鉄史』(北京、中華書局、1990年)、解学詩、松村高夫編『満鉄与中国労工』(北京、社会科学文献 出版社、2003年)、中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林省社会科学院編『日本帝国主義侵華档案資 料選編・東北経済略奪』(北京、中華書局、1991年)、居之芬、張利民主編『日本在華北経済統制略奪史』 (天津古籍出版社、1997年)、陳景彦『第二次大戦時期在日中国労働者問題研究』(吉林人民出版社、1999 年)等参考。

日本軍は東北陥落区で多くの戦争犯罪を起こした。例えば 1932 年 9 月 16 日、関東軍は 撫順の平頂山で平和的な住民 3000 余人を虐殺した(「平頂山事件」)。^①また関東軍 731 部 隊及び第 100 部隊は、中国人を使って人体実験を行い、生体解剖まで行った。関東軍には さらに化学部と 516 化学部隊があり、生きている中国人を使って化学兵器の実験を行った が、今日も東北の民衆は日本軍が遺棄した化学兵器の害毒の影響を受けている。その他百 万を数える中国人労働者が鉱山、工場、建設現場に連行されて重労働に従事させられ、非 人間的に扱われた。彼らの遺骨は現在東北各地にある「万人坑」となった。

1945年8月15日、日本の降伏宣言にともない、偽満洲国も終わりを告げた。

二、日本の華北への拡張と中日関係の推移

(一) 日本の華北への拡張開始と「塘沽停戦協定」

満洲事変後、日本軍は東北に近い熱河省と長城地域から中国華北地区への拡張を開始した。1933年1月1日、日本軍は「山海関事件」を挑発した。2月9日、関東軍は「熱河作戦」を決定し、「熱河省を名実ともに満洲国領土とする」ことを提議した^②。板垣征四郎が軍部より派遣され、天津で特務機関を設立して「華北謀略」を展開し、関東軍の行動に歩調を合わせた。

2月23日、日本の駐南京総領事上村伸一は中国外交部に備忘録を渡した。そこには日本軍の熱河における行動は「原則として満洲国領地に限定されるが、ただ張学良軍などがもし積極的な行動を取れば、戦局が華北方面へ及ばないようにするのは難しくなる、もしこれにより何事かが発生したとしても、その責任は悉く中国にある」とあった。³同日、関東軍は三路に分かれ熱河省に侵入し、3月4日に承徳を占領した後すぐに兵力を分け長城の各関に進撃した。

中国政府は引き続き「抵抗しながら交渉する」方針をとることを決めた。熱河が陥落す ると、軍事委員会は何応欽に張学良の北平軍分会委員長の職務の代理をさせ、また、中央 軍の3個師を北上させ、現地の東北軍、西北軍の部隊と一緒に長城地区で抗戦したが、こ れが「長城抗戦」である。この間第二十九軍の宋哲元が所属する大刀隊は喜峰口で日本軍 を奇襲攻撃した。日本軍は長城線での進攻が失敗すると河北省の滦河以東の地域に侵入し た。

5月3日、国民政府は「行政院駐北平政務整理委員会」を設立し、黄郛を委員長とした。 7日より関東軍は山海関内での作戦を続け、長城線や滦東地域に対し攻撃を発動し、板垣 機関の「華北謀略」に呼応した。17日黄郛は北平に到着したが、関東軍は南進を続け武 力によって和平を迫った。

5月22日、参謀本部は関東軍司令官に停戦交渉を命令し、板垣機関の工作を停止した。 黄郛は日本の申し出た停戦協議を受け入れた。30日、何応欽は熊斌をその代表として天 津の塘沽に派遣、関東軍司令官武藤信義の代表岡村寧次と会談させた。31日、熊斌と岡 村寧次は「停戦協定」に調印し、双方は又一つの「覚書」に調印した。日本側はさらに中 国側にその希望事項四項目を口頭で承諾させたが^④、これらを総称して「塘沽停戦協定」

^① 平頂山事件の中国住民の被害者数について、中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林社会科学院編『東 北歴次大惨案』(北京、中華書局、1989年、3-13頁)、孫玉玲編『日本軍暴行録』(遼寧分巻)(北京、 中国大百科全書出版社、1995年、29-46頁)および撫順平頂山惨案遺跡記念館の陳列内容参照。

^② 参謀本部編『満洲事変作戦経過ノ概要(二)』、東京、厳南堂書店、1972 年第二版、140—141 ページ。 ◎「外 な雑長麗文王民国二十二年二月二十三日零」『中華民国重要曲料知復――社日特難時期』終短(一)

^③「外交部長羅文干民国二十二年二月二十三日電」、『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(一)、 600ページ。

[®] 以上の文書および会議記録の中国語版は『中日外交史料叢編 (三)』「日軍侵犯上海与進攻華北」、台北、

と言う。

「塘沽停戦協定」は日本軍と中国の華北当局が調印した「城下の盟」であり、日本の「満 州事変」の総括であり、華北侵略の始まりである。岡村寧次は「満州事変から大東亜戦争 にわたる長期のわが対外戦における最も重要な境界点であった」としている^①。第一、こ の協定は日本軍が「概ね長城の線に帰還」(第三項)と中国側の警察機関により「長城線 以南」地域の治安を維持する(第四項)の規定により、「長城線以北に対する支那側の発 言権を封じ以て間接に満州国承認せしめたる」ものであった²。これより、熱河省を含む 長城線(含む)以北の中国華北地域は日本側に偽満洲国の「領土」と称されるようになり、 長城がその南部「国境」となった。第二に、「中国軍ハ延慶、昌平、高麗営、順義、通州、 香河、宝抵、林亭口、寧河、芦台ヲ通スル線以西及以南ノ地区ニー律ニ撤退シ爾後同線ヲ |越エテ前進セス||(第一項)の規定、又「長城線以南ニシテ第一項ニ示ス線以北及以東ノ 地域内ニ於ケル治安維持ハ中国側警察機関之レニ任ス」(第四項)の規定は、中国の撤退 線と長城線(含まず)間の冀東地域に「非武装地域」を作り、日本軍は当該地域で「随時 飛行機及其他ノ方法ニ依リ之レヲ視察シ、中国側ハ之ニ対シ保護及諸般ノ便宜ヲ与フ」(第 二項)ものとされた。冀東「非武装地域」はこのときから日本軍勢力下の特殊地域となり、 引き続き華北へ侵入する基地となった。第三に、日本側が提議した希望事項、特に「華北 当局と速やかに第二次協定を締結することを希望する」という排日取締りを励行する項目 は、部分的に日本政府と軍部が以前提議した軍事協定と平行して「政治協定」締結を希望 するという意図を反映しており³、その後の日中の華北での継続交渉のために口実を残し た。

(二)日本の新対中国政策の制定と「天羽声明」

1933 年 6 月以後、日本は関東軍が中国華北当局と「塘沽停戦協定」の事後処理交渉を 行うという形式によって、引き続き華北での利益を奪い取り、中国が事実上偽満洲国の存 在を承認するように迫る^④と同時に、国際情勢や日中関係の新たな変化に鑑み、新たな対 華政策を制定した。

9月14日、広田弘毅が外相に就任した。10月3日から斉藤実内閣は首相、外相、蔵相、 陸相、海相の参加する「五相会議」を開き、日本の外交方針に関して五度協議し、21日 に「外交方針に関する件」を最終的に決定した。その中の「対中国政策」においては「帝 国指導ノ下ニ日満支三国ノ提携共助ヲ実現」方針を制定し、華北地域に関する一連の政策 も制定した^⑤。この方針があまりにも大まかなものであるため、五相会議は同時に、さら に秘密裡に「具体的方策ハ関係省間ニ於テ随時協議ノ上之ヲ行フコトトセリ(具体策に関 しては、関係各省間で随時相談した上で確立すること)」という原則を決めた^⑥。日本の 対中国政策の最も重要な変化は「帝国指導ノ下」という言葉が加わったことであった。そ れは軍部の意志を反映したものであり、対中国政策の本質を表したものでもあった。

1934年1月23日、広田外相は日本の第65回議会で初めて行った外交演説の中で、日本は「東亜ニ於ケル平和維持ニ重大ナル責任ヲ感シ、……且確固タル決意ヲ有スルモノテ

中国国民党中央委員会党史委員会、1995年、178—184ページ、日本語版は『現代史資料7・満洲事変』、 522—527ページを参照。

^①防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書・大本営陸軍部(1)』、東京、朝雲新聞社、1967年、338ページ。 ^②『現代史資料7・満洲事変』、512ページ。

^③『日本外交文書・満州事変』、第三巻 870-871 ページ;外務省編纂:『日本外交文書』(昭和期 I 第一部 第二巻・昭和八年対中国関係)、東京、外務省、1998 年,318-320 ページ。

[®] 楊天石「黄郛与『塘沽協定』善後交涉——読美国所蔵黄郛档案」、『歴史研究』1993 年第3期。

^⑤ 『主要文書』下巻、275-276ページ。

[®] "外務省記録"A.1.0.0.6-3:「帝国ノ対外政策関係一件・五相会議関係」、日本外務省外交史料館蔵。

アリマス」^①と述べ、中国政府がこの時期欧米大国や国際連盟の援助協力を図っているこ とに対し、日本政府は反対の態度を表明した^②。上述の日本政府の中国に対する方針や態 度は、まもなく「天羽声明」の発表を招来した。

4月17日、外務省情報部長天羽英二は対中国国際援助問題に関する非公式談話を発表 した。中国にして「若シ他国ヲ利用シテ日本ヲ排斥シ東亜ノ平和ニ反スル如キ措置ニ出テ、 或ハ夷ヲ以テ夷ヲ制スルノ排外策ヲ採ルカ如キ事アラハ、日本ハ之ニ反対セサルヲ得ナ イ」とし、各国が中国に対して「共同動作ヲ執ラントスル如キ事アラハ、假令名目ハ財政 的又ハ技術的援助ニアルニセヨ、政治的意味ヲ帯フル事ハ必然テアツテ…日本ハ主義トシ テハ之ニ反対セサルヲ得ナイ」とした^③。

「天羽声明」(または「四一七声明」)は中国を独占しようとする日本の対中国政策の本 質を暴露した。それは国際社会の大きな反響を呼び、「東亜モンロー主義」と呼ばれた。4 月 20 日、天羽英二は慌てて釈明し、自分は「今年一月外務大臣ノ議会ニ於ケル演説ノ趣 旨を敷衍シタニ過キナイ(広田外相の1月の議会演説趣旨に呼応しただけだ)」^④とした。 彼は 26 日の日記で、自分は「今回ノ発表ハ主趣賛成(声明の趣旨に賛同する)」が、「時 期及用語不当トスルモノ多シ(発表の時期や用語に適当ではないものがある)」とした^⑤。 日本政府は英米政府の質問に対応するため修正された天羽談話の英訳本を 26 日に英米の 駐日大使に渡した^⑥。

「天羽声明」の発表後、中国外交部は4月19日非公式談話という形で、微弱な反対意 見を発表した[®]。しかし日本の釈明や国際社会の反響に対して21日、より厳しい声明を 発表し、日本の「声明書の内容は中国を日本の保護下に置こうとするものである。政府が 理性を失っていない以上、それを黙認し、国家の命脈を絶つことはできない」[®]とした。

「天羽声明」事件が一段落した後、五相会議の秘密決定により、6月から外務省東亜局 第一課長と陸、海軍省軍務局軍事課長の間で「中国問題」について意見交換を行い、半年 近い協議の結果、12月7日共同で「対支政策ニ関スル件(対中国政策に関する文書)」[®]を 決定した。これは日本の対中国政策の趣旨を、(1)「支那ヲシテ帝国ヲ中心トスル日満支 三国ノ提携共助ニ依リ東亜ニ於ケル平和ヲ確保セシムトスル帝国ノ方針ニ追随セシム(中 国に帝国を中心とする日満華三国の提携共助、東アジアの平和維持という日本の方針に追 随させること)」(2)「支那ニ対スル我商権ノ伸張ヲ期スレヲ以テ根本儀トス(わが国が中 国で商権を拡張すること)」と規定したが、さらに具体的に対中国政策の綱要や商権を拡 張する方法も規定した。この全面的かつ系統的な文書は、2年前の閣議決定の「対中国本 部策」を現実化したものであり[®]、前年の五相会議決定の「対中国政策の」具体化でもあ り、日本の新たな対中国政策の代表的な文書となった。1935年1月12日、外務、陸軍、 海軍の三省はこの書類を各々の駐華機関に伝達、貫徹した。

^① 『主要文書』下巻、285ページ。

^② 3月19日、広田外相は駐華各総領事に対して「対支国際合作等ニ関スル件」の「暗号第302号」を送 り、4月13日、駐華公使有吉明に「対支国際協力ニ対スル我方の態度等ノ件」の「暗号第109号」を送 った。『現代史資料8・日中戦争1』、東京、みすず書房、1964年、30—33ページ。

³ 『主要文書』下巻、284 ページ。

^{◎ 『}主要文書』下巻、284-285ページ。

^⑤ 『天羽英二日記・資料集』第2巻(日記編)、東京、1989年、843-850ページ。

^{◎ 『}現代史資料 8・日中戦争 1』、27-28ページ。

[◎] 章進主編『中国外交年鑑』(民国二十三年一月至十二月)、上海、世界書局、1935年3月,154ページ。

[®]周秀環編『国民政府外交部工作報告』(民国ニ十三年至二十六年)』、台北、「国史館」印行、1999年、 75-77ページ。

[®] "外務省記録"A.1.1.0.10:「帝国ノ対支外交政策関係一件」(第三巻)、日本外務省外交史料館蔵。

[®] 1932 年 8 月 27 日,斉藤実内閣が閣議で決定した「国際関係より見たる時局処理方針案」は、「別紙甲 号」で「対支那本部策」を規定した。『主要文書』下巻、206-208 ページ。

(三) 日本の華北分離工作

1935年、日本は既定の対中国政策に従い、中国の華北五省(河北、察哈爾、綏遠、山 東、山西)地域で一連の事件を起こし、華北自治運動を発動して「華北特殊化」の実現を 図り、これによって華北を中国本土から分離させようとした。中国側ではこれを「華北事 変」と言う。

1935年初頭から、日本関東軍と駐天津の支那駐屯軍(以下「天津軍」と略す)は幾度 も華北分離計画を討議した。「河北事件」発生後の5月末から6月初めの間、天津軍は関 東軍の協力を得て、中国華北当局と強硬な交渉を行った。6月6日、岡田内閣の陸、海、 外三省は「北支處理要綱」を決定した^①。これにより6月9日、天津軍参謀長酒井隆と日 本の駐北平公使館武官補高橋坦は三度目の北平入りを果たし、何応欽に以下の四項目の要 求を提出した。(1)河北省の党部(組織)一切を完全に取消すこと(鉄道党部を含む)。

(2) 五十一軍は撤退し、全軍が河北省を離れる期日を日本側に通告すること。(3) 中央 軍は必ず河北省境から離れること。(4) 全国で排外排日行為を禁止すること²⁰。何応欽は 南京政府の決定により 10 日午後、高橋坦に会い、口頭で日本軍のこうした要求を全部受 け入れた³⁰。しかし日本軍はこの口頭での返答に不満を表し、中国側に書面で回答するこ とを要求した。何応欽は 13 日、南京に帰り、汪精衛と相談し普通書信を中国駐屯軍司令 官に送達することにした⁴⁰。7月6日、何応欽は梅津美治郎に書簡を送り、「6月9日酒井 参謀長が提出した各事項をすべて承諾し、且つ自主的にそれを実行することを期待する」 ⁵⁰とした。これが歴史上「梅津-何応欽協定」と呼ばれるものである。

これと同時に関東軍は「察哈爾事件」をめぐって6月23日、奉天の特務機関長土肥原 賢二から察哈爾省当局に一連の要求を提出した。27日、察哈爾省代理主席秦徳純は南京 政府の指示に従い、北平で土肥原賢二に以下の二つの文書を渡し回答した。第一に、本省 政府は(1)張北事件ニ関シ「遺憾ノ意ヲ表シ責任者ヲ免職ス」。(2)日支国交ニ不良ノ影 響ヲ及ホスト認メラルル機関ヲ察哈爾ヨリ撤退ス。(3)日本側ノ察哈爾省内ニ於ケル正当 ナル行為ヲ尊重ス。(4)「昌平延慶大林堡ヲ経テ長城ニ至ル線以東ノ地域及獨石口北側ヨ リ長城ニ沿ヒ張家口北側ヲ経テ張北県南側ニ至ル線以北ノ地域ヨリ宋哲元軍ヲ撤退セシ メ撤退後ノ治安ハ保安隊ヲシテ當ラシム。」上述の第二、四項は6月25日から2週間以内 に終わらせることとされた。第二に、本省政府は「山東等の移民の件に関しては、おそら く日中の紛糾を惹起するので、その阻止に努める」ということであった⁶。これがすなわ ちいわゆる「土肥原ー秦徳純協定」であり、また「察哈爾協定」とも呼ばれる。

「梅津-何応欽協定」と「土肥原-秦徳純協定」の調印により、日本は国民党中央勢力 を河北、察哈爾両省から駆逐するという目標を達成し、察哈爾省で「塘沽協定」の規定し た中国軍の撤退線を延長させ、こうして「華北自治運動」と「内蒙古工作」を発動するた

 [◎] 外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、東京、外務省、2006年, 342—343ページ。

² 中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林省社会科学院編『日本帝国主義侵華档案資料選編・華北事変』、 北京、中華書局、2000年、371ページ。

[◎]『中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(一)、682ページ;若杉要の広田外務大臣宛て電報、 180号(1935年6月10日),『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、349ペー ジ。

^{◎『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(一)、692ページ。

^⑤『中日外交料史叢編(三)』、「日軍侵犯上海与進攻華北」、277ページ。

[®] 秦徳純の何応欽宛て電報(1935年6月27日13時)、『何応欽将軍九五紀事長編』(上)、台北、黎明文 化事業有限公司、1985年、431—432ページ。

めに政治上・軍事上の基礎を築いた。

9月24日、日本の新任支那駐屯軍司令官多田駿は天津で声明を発表し「北支ノ所謂 明朗化(華北明朗化)」の目標と「国民党及ビ蒋政権ノ北支ヨリノ除外(国民党と蒋介石 政権を華北から排除する)」三つの措置を提議した^①。「多田声明」は日本の軍部の華北五 省連合自治体建設(事実上の独立)計画の現れであった^②。10月4日、岡田内閣の外務、 陸軍、海軍三大臣は、前年12月7日に三省の主管当局が決定した「対中国政策に関する 件」は引き続き有効であると決定した^③。10月上旬、関東軍司令官は土肥原賢二を多田駿 司令官の補佐の名目で華北に派遣し「親日親満の政権」樹立工作を展開させた^④。土肥原 は11月11日北平に到着、「華北高度自治法案」を宋哲元に提出し、11月20日までに自 治を宣布することを要求した。しかし、日本の外務省と陸海軍当局が18日に上述の関東 軍の高度自治計画を否決したため^⑤、土肥原は殷汝耕をもりたてることに転じ、11月25 日通州で「冀東防共自治委員会」が成立し「自治を宣布」した^⑥。

華北の危機的局面に対応するため、国民政府は何応欽を「行政院駐北平弁事長官」の身 分で派遣し、12月3日に再び北上させることを決定した。何応欽は北平に到着すると、 協議を経て、南京政府が予め用意した案により、華北、察哈爾両省及び北平、天津二市で 宋哲元を長とする「冀察政務委員会」を設立することを決定し、暫定組織大綱を制定した。 18日、「冀察政務委員会」は北平で成立を宣布した。25日、日本は殷汝耕を動かして、「冀 東防共委員会」を「冀東防共自治政府」と改称した。

(四) 中国の幣制改革と日本の対応

1930年代初期の世界経済恐慌と民族危機に伴い、中国は満州事変以降「経済国難」の 時期へと突入した。^⑦国民政府は中国の貨幣制度改革に努力し、1933年4月5日、財政部 は「銀両を廃止し銀本位制を採用することに関する布告」を発布し、4月6日から「廃両 改元」することを表明し、中国の貨幣をおおよそ統一した。しかし日本が華北で白銀の密 輸を大量に行い、加えてアメリカも1933年から白銀を高値で大量に買い取ったため、中 国の巨額の白銀が国外に流れる事態となり、中国財政金融の安定と国民経済の発展に深刻 な影響を与えた。

1934年10月、国民政府は白銀輸出税を徴収すると宣布した後、幣制改革を考慮し始め、 イギリスやアメリカに協力を求めた。宋子文はアメリカ顧問の協力の下、幣制改革関係方 案の起草を主導した。イギリス政府は1935年6月、筆頭経済顧問リース・ロス(Sir Frederick Leith Ross)率いる顧問団を中国に派遣し、中国の幣制改革を助けることを決 定した。リース・ロスー行は日本経由で9月21日に中国に到着した。

1935年11月3日、国民政府財政部は「法幣施行に関する布告」を発布し、幣制改革の 六つの手段を規定した。(1)11月4日から、中央、中国、交通三銀行が発行した紙幣を 法幣とする。すべての完粮、納税及びあらゆる公私金の収支は一切法幣に限るとし、貴金 属の使用は禁止し、違反者は全部没収し、白銀の流出を防ぐ。(2)中央、中国、交通三銀 行以外かつて財政部がその発行を批准した銀行紙幣で現在でも流通しているものは、従来

^①秦郁彦『日中戦争史』、東京、河出書房新社、1961年,「付録資料」56-57ページ。

^{◎『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、302-303ページ。

^{◎『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、67—68ページ。

^⑧ 土肥原賢二伝記刊行会編『秘録 土肥原賢二』、東京、芙蓉書房、1972 年、278 ページ。

^{◎『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、382-383ページ。

[®]『冀東防共自治委員会宣言』(1935年12月25日)、南開大学歴史系、唐山市档案館編『冀東日偽政権』、 北京、档案出版社、1992、15ページ。

[®] 駱清華『五十年来之中国経済』、中国通商銀行編『五十年来之中国経済』(1896 - 1947)、上海、六聯印 刷股份有限公司、1947 年、232-234 頁。

通りその使用を許可し、その発行額は11月3日までの流通総額を上限とし、追加発行は できない。これらの紙幣は財政部が適当に期限を設けて徐々に中央紙幣と交換する。(3) 法幣準備金の保管及びその発行や交換に関する件は、発行準備管理委員会を設けて処理す る(4)銀行、銭荘(訳注:私営金融機関)、商店及びその他の公私機関や個人は銀本位幣 或いはその他の銀幣、生銀等銀類の通貨を持っていれば、11月4日から、発行準備管理 委員会或いはその指定する銀行に渡して法幣と兌換する(5)もとからある銀幣を単位と して締結した契約は、原額通り、期限が来れば法幣で決済と収支を行わねばならない(6) 法幣の外国紙幣に対するレートを安定させるため、中央、中国、交通三銀行は無制限に外 貨の売買を行う^①。

中国政府が断固として実施した幣制改革は、イギリス、アメリカ等の支持を得て、最終 的に成功を収めた。そのため、国民党第五回一中全会は孔祥熙、宋子文に書簡を送り、そ の幣制改革に対する貢献を讃えた²。しかし、もともと中国の主権の範囲内に属するこの 幣制改革は日本に反対され拒否された。

11月3日、孔祥熙は有吉明大使を通じて、広田外相、高橋蔵相に書簡を送り中国の幣 制改革の状況を通告した³。11月9日、外務省は中国の幣制改革に関する非公式談話を発 表し「我方ト十分ナル協議ヲ行ヒ我方ノ協力ヲ確カメタル上之ヲ行フヘキ」と中国を非難 した⁴。同日、陸軍省も「非公式声明」を発表し、中国の幣制改革は「必ずや売国の挙に なろう」⁵とした。日本が当時反対していた情況は、駐日中国大使館の12月の報告によ れば「中国の幣制改革に関する情報が日本に伝わってくると、そのいたるところで懐疑や 憤慨の反応が見られ、或いはイギリスとの借款の密約があるのではないか、或いは日本に 不利なことを準備してないかと種々に憶測され、次第にことごとく好意的に対応しなくな り、誤解、妨害、破壊とあらん限りを尽した。・・・さまざまな意見が出てきて、言葉の 軽重に関係なく、最も嫉むところは中国とイギリス経済が結びつくことを恐れる。それが 日本に不利になるのではないかということが最も重要な点である。従って、一切を猜疑、 嫉妬の目で見れば、徹底的に破壊し、力の限り反対するということである」というもので あった⁶。

中国の幣制改革を阻止するため、日本関東軍と天津軍は「華北自治」の推進に一段と力 を入れ、また華北の現銀を南に運ぶことを妨害、禁止した。偽冀東防共自治委員会は法幣 政策を破壊する命令を出した^⑦。中国にある日本の各銀行も中国に協力しないという方法 を取った。かつて偽満洲国の幣制改革を画策したことがある星野直樹は関東軍と天津軍に 対し、中国政府が華北政権に金融上の更に大きな権限を賦与するように仕向け、「華北自 主幣制」を採択することを提議した[®]。12月10日、日本は「華北自主幣制計画綱要草案」 を作成した[®]。1936年1月、陸軍省は「華北幣制改革指導綱要」を制定し、2月1日天津 軍に通知した[®]。これは日本が華北での「自主幣制」により、引き続き中国の幣制改革を 破壊しようとしたことを意味する。

^① 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編』第五集第一編 財政経済(四)、南京、江蘇古籍出版社、1994年、314—315ページ。

[◎] 卓遵宏等編『抗戦前十年貨幣史資料』(三)法幣政策、台北、「国史館」、1988 年、47─49 ページ。

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、667—668、675—676ページ。

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、694-696ページ。

^⑤秦郁彦『日中戦争史』、77ページ。

[®] 中国第二歷史档案館:「駐日大使館関与日本対中国幣制改革態度的報告」、『民国档案』1990年第2期。

^⑦ 『抗戦前十年貨幣幣史資料』(三)法幣政策、61—66ページ。

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、444ページ。

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、741-744ページ。

[®] 波多野澄雄「幣制幣制改革への動きと日本の対中政策」、野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』、東 京大学出版会、1981 年、284-285 ページ。

(五) 中国政府の対日政策と「広田三原則」交渉

「塘沽停戦協定」締結以後、国民政府は「自力更生政策を採り、安内攘外を確信」し^①、 工農紅軍の「囲剿(訳注:包囲討伐すること)」を続けると同時に、汪精衛をはじめとす る親日派の主導の下、対日妥協政策を取り続けた。1934年12月、蒋介石は「敵か友か-中日関係を検討する」という長編文章を発表し、日本当局に対し行き詰まり状態を打開し て関係を改善することを呼びかけた^②。1935年1月22日、広田弘毅外相は日本の第67回 議会で外交政策に関する演説を行ったが、中国はそれを「不侵略、不脅威」の演説と称し、 汪精衛、蒋介石も賛同を表したのであった。

両国政府の努力により、1935年上半期、日中「親善」関係が一時的に活発となった。5 月17日、日中両国の公使館は大使館に昇格し、中国の駐日公使蒋作賓が駐日大使に、日本の駐華公使有吉明が駐華大使となった。これをしるしに両国の「親善」関係は高まった。 この間、中国の国際法廷大判事王寵恵が赴任する途中2月20日と26日に東京で広田外相 と会談した。彼は中国政府の両国関係改善の意向を伝達し、中国側の日中関係発展の三原 則を提示した³。

蒋作賓は大使に就任後、続けて中国政府の上述の希望と要求を提示した。9月7日、蒋 作賓は広田外相と第二次会談を行い、日本側が王寵恵に承諾した三原則を履行することを 要求した:「(1) 中日両国は互いに相手国の国際法上の完全独立を尊重する、即ち完全平 等の地位に立脚し、例えば中国に対して一切の不平等条約を取消す。(2) 中日両国は互い に真摯に友好を維持し、真摯な友好に属さないもの、例えば統一の破壊、治安の擾乱或い は中傷侮蔑等の行為を相手にしてはならない。(3) 今後、中日両国間の一切の事件及問題 は、すべて平和的外交手段を以て解決する。」広田は、政府に報告し詳細を検討してから 回答するとした³。

中国が上述の三原則を提示すると同時に、日本の外務省と陸軍、海軍省の関係当局は検 討を行い、対中国政策について合意に達した。9月28日、外務、陸軍、海軍三省は上記 文書を認めた。10月4日、岡田内閣は「閣議」を開き「対支政策に関する外、陸、海三 相間諒解」を決定し、以下のような三原則を提示した:「一、支那側ヲシテ排日言動ノ徹 底的取締ヲ行ヒ且欧米依存政策ヨリ脱却スルト共ニ対日親善政策を採用シテ該政策ヲ現 實ニ實行シ更ニ具体的問題ニ付帝国ト提携セシムルコト。二、支那側ニシテ満洲国ニ対シ 窮極ニ於テハ正式承認ヲ与ヘシムルコト必要ナルモ差シ當ッテハ満洲国ノ独立ヲ事實上 黙認シ反満政策ヲ罷メシムルノミナラス少ク共接満地域タル北支方面ニ於テハ満洲国ト ノ間ニ経済的及文化的ノ融通提携ヲ行ハシムルコト。三、外蒙等ヨリ来ル赤化勢力ノ脅威 カ日満支三国共通ノ脅威タルニ鑑ミ支那側ヲシテ外蒙接壤方面ニ於テ右脅威排除ノ為我 方ノ希望スル諸般ノ施設ニ協力セシムルコト^⑤。」日本政府の上記三項目の原則は、後に 広田弘毅外相から提出されたので、「広田三原則」と呼ばれた。

10月7日、広田外相は蒋作賓大使と第三次会談を行い、中国側に日本の三原則を提示し、また中国政府がまず日本側の三原則に同意すれば、日本側は中国側の三原則について

^① 『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(三)、660ページ。

^{[※] この文章は蒋介石の口述を陳布雷が記録し、「徐道隣」の名義で、12月20日南京で出版した『外交評 論』第三巻第11,12期合刊に発表した。『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(三)617-637 ページ。}

^{◎『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻(昭和十年対中国関係)、25ページ。

^{◎『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(三)、640-641ページ。

^⑤『主要文書』下巻、303—304ページ。

話しあうとした^①。この後「広田三原則」を巡り、日中双方は東京と南京で別々に外交交 渉を展開した。

10月21日、蒋作賓大使は広田外相と第四次交渉を行った。蒋作賓は、自分が9月7日 に中国政府を代表して提出したすべての条項を日本側は実行すべきであり、満州問題以外 はすべて満州事変以前の状態に戻すべきであると厳正に提示した。広田は中国側の回答が 日本政府の意図とかけ離れていると捉えた²。会談は何の成果も得ることができず、蒋作 賓はまもなく帰国した。中国の駐日大使館代理大使丁紹伋は日本の外務次官重光葵と東京 で交渉を続けた。22日、汪精衛は日本の駐南京総領事須磨弥吉郎と会談し、広田外相の 蒋作賓大使への回答はとても意外で不満であるとした。日中双方が各々の三原則に固執し たため、東京を主たる舞台とした第一次交渉は失敗した。

11月20日、蒋介石は南京で有吉明大使と会談し、日本の三原則に対して「個人的には 賛成する。対案はない。しかし、三原則中の第二、第三の二つは華北問題に関わることな ので、中央が高官を派遣し華北で軍民両政を主導しないと、日本側の責任者と協議できな い」³とした。12月20日、国民政府の新任外交部長張群は有吉明大使に会い、蒋介石が 11月20日に日本の三原則に対して無条件の賛成を表明したと有吉が持ち出したのに対し て、「蒋委員長が対案がないと言ったのは、三原則の実施に関してのことであり、決して 無条件の賛成ではない」と指摘すると同時に、日本は華北での活動すべてを停止すべきだ とし、そうしない限り問題は解決できないとした³。中国政府はまず華北問題を解決すべ きとし、日本側の「先に原則を制定し、後で具体問題を解決」しようとする交渉意図をま たもや打破した。

1936年1月21日、広田外相は第68回議会で外交政策に関する演説を行い、上記の日本の対中国政策に関する三原則を公開し、「支那政府モ此點ハ十分諒解シマシテ、既に右三原則ニ賛意ヲ表シ(中国政府も十分諒解し、賛意を表した)」と偽った^⑤。これに対し22日、中国外交部の報道官は「広田のいわゆる対中国三原則は去年9月に広田外相が我方の蒋大使に提示した三点であろう。広田外相は演説で中国の賛意を得ているとしているが、事実ではない」とした^⑥。29日、張群は有吉明大使に「我方は三原則の話し合いについて拒否も賛成もしてない。もしこの件に関して続けて交渉するなら、蒋大使の話が根拠となるのは当然だ」とした。30日、蒋介石は有吉大使に対して「余のこの問題に対する意見は張部長と完全に一致している」とした^⑦。ここに至り、日中の南京を主な舞台とした三原則についての外交交渉は暫し一段落する。

三、全面戦争前夜の日中関係

(一) 日本の華北分離工作続行と対中国政策の全面的確立

1936年1月9日、日本参謀本部は「北支自治運動の推移」を発表し、総括した上で今後「華北の『明朗化』を進める」こと、華北自治運動を「北支五省が政治上南京政府から

^①『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(三)、641―642ページ。

²『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(三)、643―645ページ。

^③『中日外交史料叢編』(五)「日本製造偽組織与国聯的制裁」、台北、中国国民党中央委員会党史委員会、 1995 年、472—473 ページ。

^⑧「張群、有吉会談記録」(1935年12月20日)、『民国档案』1988年第2期。

^{◎『}主要文書』下巻、324-326ページ。

[®]『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒編(三)、646ページ。

[®]『中日外交史料叢編』(四)「盧溝橋事変前後的中日外交関係」、台北、中国国民党中央委員会党史委員 会、1995年、29—30ページ。

独立する契機とする」ことを提議した^①。13 日、陸軍省は中国駐屯軍司令官に「北支處理 要綱」という指示を出し、華北政策の主要目標は「北支五省の自治」の実現であるとした ^②。陸軍省のこの指示は外務省の同意も得、後日日本政府の「第一次北支處理要綱」と呼 ばれた。陸軍省は同時に関東軍司令官に向けて「対内蒙施策要領」とする指示を出し、内 蒙地域を「支那政権の実質的政令の及ばざるものたらしむる」ことを目標とした^③。こう して 1936 年初頭、日本は華北分離工作(内蒙を含む)を続行する政策を確定した。

「第一次北支處理要綱」においては、「華北分離を正式に国策とすることを承認したが、 これは日本の対中国政策史上において一時代を画する事件であった」。^④華北政策の実施 を強化するため、4月17日広田弘毅内閣は中国駐屯軍を増強することを決定した。18日、 陸軍省は「軍令陸甲第六号」を以て、中国駐屯軍が新編制を取ることを命令した。軍司令 官は「親補職」となり、兵力は三倍に増加され、一年交替制から永駐制となった^⑤。ほど なく、中国駐屯軍司令に田代晥一郎が就任し、兵力は1771名から5774名に増加した。5 月6日、参謀総長は中国駐屯軍指令官に命令を通達し、その任務は「渤海湾の港から北平 への交通を確保し、且つ華北主要各地の帝国官民を保護」し、中国側の塘沽協定の履行を 監視することであるとした^⑥。日本が中国駐屯軍を増強したことについて、5月18日、中 国外交部は「備忘録」を日本外務省に送り、その制止を求めた。しかし日本外務省は22 日日本の兵力増強を弁解する返信を送った^⑦。

関東軍は「内蒙工作」を続行した。1936年4月末、徳王(徳穆楚克棟魯普)は関東軍 特務の操縦、支持の下、いわゆる「蒙古会議」を開き、「蒙古軍政府」の成立を決定した。 5月12日、偽蒙古軍政府が成立したが、徳王が総裁の名義で大権を掌握し、その主要部 署にはいずれも日本人の顧問がおり「内部指導」を行った。関東軍はまた武器、装備や経 費を提供し、教官を派遣して、李守信の3個師を基に蒙古軍を拡充し、8月に至り2個軍 9個師の編制を見た。

華北分離工作の過程で、日本は一貫して経済面の拡張を重視した。冀東「非武装地域」 は日本と偽満洲国が華北に向けて密貿易を行う重要な基地となった。1935 年初頭、日中 「経済提携」を行うと同時に、関東軍は満鉄を動かし、国策機関を設立して華北経済を統 制する計画を政府に提出するよう働きかけた。その年の後半、天津軍は「華北開発」案を 提示し、関東軍を通じて満鉄に要求して甲、乙、丙の「嘱託グループ」をつくらせ、華北 で大規模な経済調査を行わせた。中国の幣制改革後、日本は華北での経済拡張を加速させ た。12月20日、日本政府が華北経済政策を推し進める「国策会社」として「興中公司」 が成立し、27日天津軍司令部は「北支産業開発要綱」という文書を制定した。1936年に なってからは、日本は冀察政権との「経済提携」を強め、自主幣制の実施を推進し密貿易 も続行した。[®]

「二・二六事件」後に政権についた広田弘毅内閣は「軍部大臣現役武官制」を復活させ、

³ 『現代史資料 8・日中戦争 1』、547 ページ。

^{◎ 『}現代史資料8・日中戦争1』、128-134ページ。

^② 『主要文書』下巻、322-323ページ。请按照发表稿,修改为:外務省編纂:『日本外交文書』昭和期 Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、東京、外務省、2008年、677-679ページ。

[®]信夫清三郎編、天津社会科学院日本問題研究所訳『日本外交史』下巻、北京、商務印書館、1980年、 615ページ。

[®]防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書・支那事変陸軍作戦』(1)、東京、朝雲新聞社、1975年、71ページ。

[®]『現代史資料 7・満洲事変』、605 ページ。

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、698 - 700ページ。

[®]日本の華北での経済拡張については、中村隆英『戦時日本の華北経済支配』、東京、山川出版社、1983 年、解学詩『満鉄与華北経済(1935-1945)』、北京、社会科学文献出版社、2007年。

軍部ファシスト勢力の支配下に世界戦争へ向かう政策の制定を急いだ^①。6月8日、昭和 天皇は軍部が三度目の改訂を行なった「帝国国防方針」、「用兵綱領」を裁可した。30日、 陸、海軍は共同で「国策大綱」を制定した。これを基に、8月7日、広田内閣は「五相会 議」を開いて「国策の基準」を制定し、また「四相会議」を開いて「帝国外交方針」を決 定し、15日に天皇に上奏した。^②前者は日本の国策の原則は「東亜大陸ニ於ケル帝国ノ地 歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出発展スルニ在リ」とし、後者は日本の外交方針を規定 した。

上記の国策と外交方針に基づき、8月11日、広田内閣の関係各省は「対支実行策」と 「第二次北支處理要綱」を制定した³。前者は日本の対北支施策、南京政権に対する施策、 その他の地方政権に対する施策、内蒙施策を規定し、冒頭で定めた対北支施策において「北 支五省分治」の目標を提示した。後者が1936年初めの「第一次北支處理要綱」と異なる 点は、華北で「分治政治」を実施すること同時に「北支経済の開発」も規定していること である。このため、関係各省は、目前の冀察政権(冀東政権を含む)に対して採るべき措 置と、華北の国防資源のうち迅速に開発を進める必要があるとする項目を同時に決定した のだった。こうして日本はその大陸政策の目標の下、華北を分裂させるのを中心とした対 中国政策を決定した。8月中下旬、日本政府と軍部はそれぞれ中国へ人員を派遣し、上述 の対華政策を伝達し、それを貫徹した³。

(二) 中国政府の対日政策の転換と張群、川越交渉

1935年11月12日から23日にかけて、中国国民党第五期全国代表大会が南京で開催された。蒋介石は19日の対外関係に関する報告の中で「最後の犠牲を覚悟し、和平のために最大の努力を行い国家民族復興という目的の基礎を築くことを期する」とし、また「政府は進退伸縮の権を持ち、非常時の外交の需要に対応すべきだ」とした。これに対し、大会に参加した代表全員が「一斉に起立し受け入れた」^⑤。大会は最後に採択した宣言の中でも、「最後の犠牲を覚悟し、和平のために最大の努力を行う」^⑥とした。国民党が満州事変後、日本の侵略に対し比較的強硬な態度を表明したのはこれが初めてである。第5期一中全会の後、国民政府は改組を行い、蒋介石が行政院長を兼任、何応欽、張群、呉鼎昌、張嘉璈、蒋作賓等の「知日派」を内閣のメンバーとし、「日本と直接交渉し、日中関係を調整する」ことを望んだ^⑦。

1936年7月10日から14日、国民党は第五期二中全会を開催した。張群は10日外交報 告を行い、引き続き日本と和平交渉を行って日中関係を調整することを提議した。蒋介石 は13日「外国の侵犯に抵抗する限界」という報告を行い、五全大会で行った外交報告に 対して解釈と説明を行い、「最後の境界線」を明確に引いた[®]。全会一致で宣言は採択さ れ、蒋介石が提示した対外政策を受け入れたが、これは国民党政府が日本に対する政策を 変換させたことを意味する。

¹ 「1936年、広田内閣は東亜及び南方地域に拡張する国策を計画・採用した。この政策の影響は広範で あり、最終的には1941年の日本と西洋各国の戦争を引き起こした。同時に1936年に日本は対ソ侵略政 策を推進したが、その結果は「防共協定」の締結であった。」張効林訳『遠東国際軍事法廷判決書』の「広 田弘毅」に対する判決による。北京、群衆出版社、1986年、576ページ。

 ^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、78-82ページ。
 ◎ 以上の両文書はそれぞれ『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、

 ^{88 - 91} ページ、742 - 747 ページ参照。
 ◎ 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、85 - 86 ページ。

^{◎ 『}日本外父父書』昭和朔Ⅱ弟一部第五卷(昭和十二~十二十七月对十国舆保/、85-80~

^{◎ 『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(三),第657-659ページ。

⁶ 『中央日報』1935年11月24日。

^⑦ 張群『我与日本七十年』,台北:中日関係研究会,1980年,第48ページ。

^{◎『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(三)、660-668ページ。

8月末から9月初めにかけて、中国では「成都事件」と「北海事件」が相次いで起きた。 9月5日、日本政府は成都事件の解決を口実に、既定の対南京政府の政策通り、駐華大使 川越茂に対し、中国政府と交渉する「第一次訓令」を出し、国交調整の一連の要求を提出 した^①。北海事件後は、日本政府はまたそれを成都事件と結び付けることを決定し、軍部 の協力の下、中国政府に全面解決を強制し、引き続き既定の対華政策を貫徹しようとした。

9月15日、日本の駐華大使川越茂は南京で中国外交部長張群と第一回交渉を開始した。 川越は上記の二つの事件解決を理由に、中国側に対して「排日取締り」を要求すると同時 に以下六項目の要求を提出した:①共同防共、②上海ー福岡路線の連航、③成都の開港、 ④関税の低減、⑤日本顧問の招聘、⑥反日朝鮮人の引渡し。張群はまず「排日取締り」要 求を拒絶し、その他の六項目に対しても基本的に拒絶した^②。蒋介石の指示により、23日 張群は川越茂に会い、中国側の回答書を読み上げ、川越に対して国交調整の他に成都事件 の解決を要求すると同時に、中国側の国交に関する五項目の希望事項を提示した。:①塘 沽協定および上海停戦協定の取消し、②冀東政府の解消、③華北自由飛行の停止、④密輸 停止および中国側取締の自由回復、⑤察東および綏遠北部における偽軍の解散。中国側の 上記要求について、川越は話し合いを拒絶し、今回の交渉は「結果を見ずに終った。」^③

第一回交渉が決裂すると、日本はすぐさま第二回交渉の方針を提示し、交渉の対象を蒋 介石に換えた。広田内閣は10月1日に開かれた閣議で「川越大使蒋介石間交渉に関する 方策」を決定した。2日、外務省は川越茂に南京交渉についての「第二次訓令」を出し、 成都事件の解決など具体的問題を捨て、交渉内容を「国交調整」と「排日取締」の二大問 題に分けたが、前者は前回提出した各項要求を改めて明確にし、後者は前回の第一訓令中 の関係内容を繰り返したものであった^④。8日、蒋介石は南京で川越を接見した。川越は この機会に上記の日本の要求を提示した。しかし蒋介石は、成都及び北海事件に関して中 国政府は国際慣例により即時解決するつもりであること、その他の問題に関しては張群と 川越が交渉を続行すべきだとし「張部長の意見は、即ち政府の意見である」とし、最後に 「華北の行政は一刻も早くもとの状態にもどすべきだ」と特に強調した^⑤。日本は蒋介石 との交渉計画が失敗に終ったため、仕方なく川越が張群と交渉を続行することにした。

10月19日から、張群と川越は南京で第二回交渉を行った。双方は10月19日、21日、 26日と相次いで三回会談を行なった。防共問題をその中心内容としたが、意見の相違い により結果を得ることができなかった。11月10日最後の会談の際、川越が今までの交渉 内容を文書に纏めることを主張したが、張群は断り、各自が最後の結論を記録することを 主張した。交渉は決裂に近づいていた。間も無く、綏遠事件と日本海軍陸戦隊の青島上陸 があったことから、張群は12月3日に川越に会い、「綏遠事件の発生は国交調整に支障を 与えた」と指摘し、日本が青島から撤退すること、綏遠の戦闘への参加阻止を要求した。 川越は正面回答を回避し、張群に向かい日本側が一方的に起草した「川越・張群宛のメモ」 を読み上げ、以前の要求を繰り返し、中国側が署名し承認することを要求したが、張群は

^{◎ 『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、96-100ページ。

²⁰「張群与川越大使部分会談記録」(1936年9月15日)、『外交部関於中日南京交渉的節略』(1936年9月 15日-11月10日)、中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編』、第五辑第一編、外交(二)、南 京、江蘇古籍出版社、1994年、890-896、905ページ。

^③『外交部関於中日南京交渉的節略』(1936年9月15日-11月10日)、『中華民国史档案資料彙編』、第五 辑第一編、外交(二)、906ページ,『日本外交文書』昭和期II第一部第五巻(昭和十一〜十二年七月対 中国関係)、105-110ページ。

^{◎『}日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、120-122ページ。

^⑤『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期』緒编(三)、675ページ。

^{◎「}張群与川越大使談話撮要」(1936年10月19日、21日、26日、11月10日)、「外交部関於中日南京交

12月7日、中国外交部は談話を発表し、日中関係調整交渉の経過を公開し、「綏遠事件の発生が外交に支障を与えた」と宣言して^①、実質上南京交渉を終わらせた。日本は仕方なく問題の出発点に戻ったが、須磨弥吉郎と高宗武の交渉を経て、12月30日、両国は正式に成都、北海事件等を解決した。^②日中の国交調整交渉は「成都及北海両事件の解決で一段落した」^③。

(三)中国抗日救亡運動の高潮と綏遠抗戦、西安事変

華北事変により中華民族の危機がこれまでになく深刻になると、中国抗日救亡運動が再 び発展し、新たな高まりを見せた。

1935 年春、田漢作詞、聂耳作曲の「義勇軍行進曲」が映画「風雲児女」の上映にとも なって急速に全国に広まり、海外まで風靡した^④。「中華民族は最も危険な時にまで至っ た」という「亡国滅種」の民族危機は、現代中国の民族主義思潮を再び引き起こした。日 本を含む世界ファシズム勢力が台頭し猛威をふるうのを目の当たりにし、7月25日より コミンテルンはモスクワで第七次代表大会を開催し、最も広範な世界反ファシズム統一戦 線の設立を各国共産党の基本戦略とすることを定めた。中国共産党駐コミンテルン代表団 はこの大会の精神により8月1日に「中国ソビエト政府、中国共産党中央が抗日救国のた めに全国同胞に告げる書」(即ち「八一宣言」)を起草し、上層階級を含めた抗日民族統一 戦線設立の主張と、抗日救国の十大綱領を示した。「八一宣言」と、中国共産党中央が長 征を終えて陝西省北部に到達した後11月28日に発表した「抗日救国宣言」は、全国抗日 救亡運動の高まりを力強く後押しした。

北平地域の青年学生達は、一早く民族存亡の危機を察知した。彼らは悲憤に満ち「大いなる華北、いまや静かに勉強などしているときではない」と叫び、中国共産党の指導の下、「冀察政務委員会」の成立予定だった12月9日、抗日愛国運動「一二・九運動」を発動した。天津、上海等大中都市の青年学生も、相次いで抗日集会、デモを行い、労働者や商人の支持を得た。「一二・九運動」は中国抗日救亡運動の新たな高まりが訪れたことを表していた。

1936年1月28日、淞滬抗戦五周年記念日に「上海各界救国聯合会」が成立した。5月 31日、五卅運動記念日に「全国各界救国聯合会」は上海で代表会議を開き、6月1日にそ の成立を宣言し、抗日救亡運動が引き続き発展し盛んになるよう推進した。中国共産党中 央は瓦窯堡会議で抗日民族統一戦線の策略を制定し、その後「反蒋(介石)抗日」のスロ ーガンを「逼蒋抗日(蒋介石に抗日を迫る)」に改め、国民党当局と交渉を開始すると共 に、東北軍や西北軍等の地方実力派と連合し、西北抗日勢力の大連合を実現した。

9月末、関東軍司令官は「綏遠工作実施要領」を批准し、日本の「謀略部隊」と偽蒙軍 で相次いで綏遠省を攻撃することを決定した^⑤。関東軍参謀田中隆吉は徳王と一緒に綏遠 攻撃を画策した。国民政府と晋綏当局は抗戦を決定し、綏遠省主席の傅作義は積極的に準

渉的節略」(1936年9月15日-11月10日)、「張群与川越大使談話記録」(1936年12月3日)、「川越致
 張群備忘録」(1936年12月3日)、「中華民国史档案資料匯編」第五辑第一編、外交(二)、896-907、
 912-921ページ。

^{◎『}中華民国重要史料初編──対日抗戦時期』緒編(三)、688-690ページ。

[◎] 中国側の関係外交文書は『中華民国史档案資料匯編』第五辑第一編、外交(二)、924 - 926、928 - 929 ページを、日本側の関連文書は『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一〜十二年七月中国関 係) 596 - 599 ページ参照。

^③周開慶編著『一九三六年之中日関係』、南京、正中書局、1937年5月版、105ページ。

[®]曹聚仁、舒宗僑編著『中国抗戦画史』、北京、中国書店、1988 年影印版、56ページ。

^⑤ 『戦史叢書・支那事変陸軍作戦』(1)、112ページ。

備をした。^①11月12日、晋綏軍は自発的に出撃し、綏東の重鎮紅格爾図の初戦で勝利した。24日には百霊廟を、12月9日には大廟を取り返し、日本と偽軍が綏遠を占領し「蒙 古国」を建立する計画を粉粋した。綏遠抗戦は中国局部抗戦期に完全勝利を獲得した重要 な戦役であり、中国軍民を大いに鼓舞し、民族精神を奮い立たせた。全国各党派、社会各 界の人士も盛大な綏遠援助運動を繰り広げ、抗日救亡運動の深化を促進した。

全国の抗日救亡運動の高まり、中国共産党の「逼蒋抗日」方針、そして綏遠抗戦勝利の 影響によって、張学良、楊虎城が率いる東北軍、西北軍は12月12日、西安で蒋介石に対 する '兵諫'(武力によって主君を諫めること)を起し、全国に向けて「内戦停止、一致 抗日」の主張を提起した。西安事変勃発後、周恩来ら中国共産党中央代表の苦難に満ちた 努力によって、蒋介石は基本的に条件を受け入れ、26日南京に戻った。西安事変の平和 的解決は中国時局を転換させる契機となった。

(四) 中国の全面抗戦への展開と日本の中国全面侵略への展開

満州事変以降、日本が全面的に中国侵略を速めたことは、中国政局を分裂状態から急速 に統一へと向かわせる外的要因となった。²⁰華北事変後、中国政府は対日抗戦を積極的に 準備した。1936年7月、国民党五回二中全会は「国防会議」の成立を決定し、1937年3 月、国民党中央執行委員会と中央政治委員会は「国防委員会」の成立を決定した。これは 国民政府が国防政策決定機関から調整を始めたことを意味する。

1936年初頭、国民政府軍事委員会は1936年度の国防計画大綱、国防施設綱要、国防作 戦計画等の文書を制定し、系統的に当年度の国防任務と国防施設建設の計画を立て、将来 の対日作戦の方針を確定した。1937年3月参謀本部は1937年の国防作戦計画の修正を完 了、将来の対日作戦の戦略方針を規定し、甲、乙両案に分けて消極的と積極的二種類の作 戦態勢および、全国の戦争準備部署を制定した³。中国政府が対日抗戦の準備を加速させ たことで、全面抗戦のために有利な条件が作られた。

1937 年 2 月 15 日から 22 日まで、国民党は第五回三中全会を開き、対内的には「平和統一と内戦停止」の方針を決定し、対外的に初めて公式に「抗戦」方針を示した。それは国民党の内外政策の転換を意味し、「これは即ち内戦、独裁、対日不抵抗の政策から、平和、民主、抗日の方向に転換し、抗日民族統一戦線政策を受け入れ始めたということである」^④。中国共産党は国民党と交渉を続けると同時に、各方面で全面抗戦の準備を指導した。

日本政府が全面的に対華政策を確立すると同時に、参謀本部も1936年8月に1937年度 の対華作戦計画を制定し、華北では8個師団を動員し、北平、天津等の地域を占領し、華 北五省で作戦を行い、一部は上海に進撃し、一部は杭州湾で上陸、両軍が策応しながら南 京に向かう作戦を行うこと、華南では、一個師団によって広州一帯を占領することを規定 した^⑤。これにより、日本陸軍は1936年9月に始めた対華作戦の年度内に、14個師団の 兵力を用いたが、これは前年度の9個師団をはるかに上回っていた。そのうち、華北の作 戦では、5個師団が8個師団に増やされていた^⑥。陸軍とほとんど歩調を合わせて軍令部 は1935年9月3日制定の「1936年度帝国海軍作戦計画」の後を受け、1936年9月3日に

^④『毛沢東選集』第一巻、人民出版社、1991年第二版、255ページ。

¹⁰ 楊奎松「蒋介石与 1936 年綏遠抗戦」、『抗日戦争研究』 2001 年第 4 期。

² 栄維木「九一八事変与中国的政局」、『抗日戦争研究』 2001 年第4期。

^③ 中国第二歴史档案館「国民党政府 1937 年度国防作戦計画(甲案)」、『民国档案』1987 年第4期;「国 民党政府 1937 年度国防作戦計画(乙案)」、『民国档案』1988 年第1期。

⁶ 『戦史叢書・支那事変陸軍作戦』(1)、102-104ページ。

[®] 1936年度の対華作戦計画と 1937年度計画との比較は、『戦史叢書・大本営陸軍部』(1)、368 - 370、 412 - 414ページ参考。

「1937 年度帝国海軍作戦計画」を制定し、日本海軍の華北、長江方面及び華南方面での 対華作戦計画を立てた^①。9月15日、中国駐屯軍は参謀本部のそれまでの計画に基づいて 「昭和十一年度北支占領地統治計画書」を制定し、23日陸軍省に報告し、華北占領統治 計画を提出した^②。11月25日、日本とドイツは「日独防共協定」に調印した。11月27 日、日本政府は1937年度の国家予算を30.4億円と決定したが、前年度比30%以上増で、 うち直接軍事費が半数近くを占めていた^③。

中国の綏遠抗戦の勝利、特に西安事変の平和的解決は、日本の対華政策に重大な影響を 与えた^④。1937年1月23日、広田弘毅内閣は倒れた。2月2日に政権に就いた林銑十郎 内閣は佐藤尚武を外相に任じ、前内閣が1936年8月に制定した対華政策を調整した。4 月16日、外務、大蔵、陸軍、海軍四大臣は「対支實行策」と「北支指導方策」を共同決 定した^⑤。この文書は主に華北における政策について調整を行ったものである。しかし、 日本の対華政策の根本的な転換は不可能であり、現代中国を正確に認識できなかったため、 この「佐藤外交」によって行われた対華政策の調整は内容も限定的で、貫徹しきれないう ちに、林内閣が5月31日呆気なく倒れるとともに失敗に終わった。

6月4日に発足した近衛文麿内閣は、改めて「広田外交」を出してきた。中国政府は近 衛首相と広田外相の就任に対して、かつては大きな期待を寄せていた。[®]しかし日本の関 東軍はこのとき林内閣の対華政策に対する不満と新内閣による対華政策の再検討への期 待を表していた。[®]近衛首相は就任声明の中で「国際正義」を実現するために大陸政策を 実施すると表明、[®]また7日の閣議で形式が抽象的な政治綱要は発表しないと決定した。 [®]目前に迫った対華政策については、日本政府はまもなく「佐藤外交」を否定し、広田内 閣の1936年8月の対華政策に回帰することを決定した。[®]7月6日近衛内閣は施政方針を 討議、決定する閣議を開き、対華関係について広田外相は、日本は毅然とした態度で正し い政策を推し進めるのみ、と表明した。広田の意見は全閣僚の同意を得た。[®]日本はつい に盧溝橋事件後、急速に中国全面侵略戦争へと向かっていった。

⁰防衛庁防衛研究所戦史部編著「史料集海軍年度作戦計画」東京、朝雲新聞社、1986年、第18-32頁、 第48-61頁。

③ アメリカ国会図書館製、中国国家図書館蔵『日本陸海軍档案』(縮刷マイクロフィルム) Reel 109、T784、 18798 - 18857 ページ。日本の学者によるこの文書の考証と研究は永井和著『日中戦争から世界戦争へ』 第一章、京都、思文閣出版、2007 年を参照、臧運祜「関於七七事変前夕日軍陰謀侵占華北的機密文書的 考察」、『抗日戦争研究、2002 年第3期。

[®]西和夫『昭和の財政史:破綻と再建の軌跡』、東京、教育社,1985年、87-88ページ。

^⑧ 臧運祜「西安事変与日本的対華政策」、『近代史研究』 2008 年第 2 期参照。

^{◎『}主要文書』下巻、360—362ページ。

[◎] 在中国の日高臨時大使より広田弘毅外務大臣宛て(電報)第403号(昭和12年6月9日)、『日本外交 文書』昭和期Ⅱ第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、268ページ。

^⑦関東軍の意見、『日本外交文書』昭和期II第一部第五巻(昭和十一~十二年七月対中国関係)、268-275 ページ。

^⑧ 矢部貞治『近衛文麿』、東京、読売新聞社、1976 年、262-273 ページ。

[◎] 北河賢三等編『風見章日記・関係資料』、東京、みすず書房、2008 年 3 月版、19 ページ。

[®] 6月12日近衛首相は、対華政策はやはり広田内閣時代の三原則が良いとした。内閣書記官長風見章は その後、広田内閣時代に決定した「対華実行策」および「第二次処理華北要綱」を採用した(1936年8 月11日)。臼井勝美著『日中外交史研究―昭和前期』、東京、吉川弘文館、1998年、227ページより引用。 6月20日、広田外相は駐華大使川越茂に宛てた帰任訓令において、「佐藤外交の傾向が薄くなったもの に修正を加える」よう指示した。「中国駐日大使館致南京外交部電」(1937年6月20日)、『中日外交史 料叢編』(四)、「盧溝橋事変前後の中日外交関係」128ページ。

[『]戦史叢書・大本営陸軍部』(1)、429ページ。

第二部 第二章 日本の中国に対する全面的侵略戦争と中国の全面的抗日戦争 栄維木

一、日中全面戦争の勃発

1. 盧溝橋事変(訳注:日本名は盧溝橋事件)

1937 年 7 月 7 日午後、北平の豊台に駐箚する日本の北支那駐屯軍第三大隊第八中隊は、 中隊長清水節郎大尉の指揮の下、盧溝橋の北部にある永定河東岸に位置する宛平城附近の 回龍廟地域で演習を行った¹。7 時 30 分に夜間演習が開始され、その内容は「龍王廟附近よ り東方大瓦窑に向ひ敵主陣地に対し薄暮を利用する接敵次で黎明突撃動作を演練 「龍王廟

(即ち回龍廟、以下同様、筆者注)附近から東の方向の大瓦窯までの間で、敵の主要陣地 に向けて進撃し、黄昏に紛れて敵陣に接近し、明け方に突撃する]」というものであった²。 夜 10 時 40 分ごろ、日本軍の演習陣地より銃声が聞こえてきて、日本軍は1名の兵士が失 踪したと称した。銃声が起きてまもなく日中双方は日本軍の失踪兵士の問題をめぐって交 渉を行った。日本軍は城内に入り失踪兵士を捜索することを要求したが、中国側はこれを 拒否した。実際には日中双方が交渉する三十分前に、失踪した兵士志村菊次郎はすでに原 隊に帰っていたのに、日本側は依然宛平城に入り捜査することに固執した。7 月 8 日 5 時 30 分、日本軍は沙崗から宛平城に向けて砲撃した。ここに至って、7 日夜から始まった盧 溝橋事変は日中全面戦争の幕を開いたのである。

表面上は、盧溝橋事変の発生は日本軍の演習の際に起きた「銃声」により引き起こされ たものであり、その「銃声」がどこから発せられたかについて、現在にいたるまで詳細な 史料は見つかっていない。従って、盧溝橋事変を個別事案とすれば、その発生は偶然性を 持つかもしれない。しかし、以下のような事実は、盧溝橋事変の発生が日本の中国侵略政 策と相当深い関係があることを説明している。しかも、この事件はたちまち日本の全面的 中国侵略戦争を招いた。このため、歴史の推移過程からみれば、盧溝橋事変は必然性をも 帯びている。

まず、事変にかかわった日本の駐屯軍は豊台から来たが、豊台は駐屯軍の合法的な駐在 地ではなかった。1901年の「辛丑条約」の規定によると、日本を含む外国軍隊は大使館区 および黄村から山海関までの鉄道沿線のいくつかの箇所に駐屯することができた。1902年 には日本の「清国駐屯軍(後に中国駐屯軍と称した)」は1,650人で、1936年に増兵した後 には 5,000人余りに増えた。豊台は平漢鉄道と北寧鉄道を連結する交通の要衝であり、戦 略的地位が極めて重要であったため、駐屯軍は「辛丑条約」の制限を無視して、1936年5 月から豊台にキャンプの営造を強行し始めた。そればかりでなく、同年二度豊台事件が起

¹ 宛平城は北平の西南 20 キロのところに位置し、北平西南の門戸である。ここを守備するのは中国第 29 軍 37 師団 110 旅団第 219 連隊第 3 大隊で、大隊長は金振中であった。

² 華北駐屯軍第一連隊「盧溝橋附近戦闘詳報」『現代史資料 12. 日中戦争 4』みすず書房(1973 年)341 頁。

き、駐屯軍は第二十九軍の当地の駐屯部隊を全部追い払った³。盧溝橋事変が発生した際、 日本の軍隊は正に豊台から派遣されたのである。当時日本陸軍参謀本部作戦課長の任にあ った石原莞爾も後に、「(通洲の代わりに豊台に兵を置くことになったのが)これがついに 盧溝橋事件の直接動機になったと思う」と認めた⁴。

次に、事変が発生した後、日本は戦争を拡大する方針をとった。盧溝橋事変が発生した 翌日、日本の陸相杉山元大将は直ちに京都以西の各師団に復員を二年延期するよう命令し た。海軍部も「機動兵力を整えて、対中国緊急出兵に備える」ことを決定した⁵。日本の内 部には「拡大派」と「不拡大派」との論争があったものの、7月11日に内閣が「華北に対 する派兵声明」を発布してからは、いわゆる「不拡大派」の声は完全に「拡大派」の主張 に埋没してしまい、陸海軍ともに戦争拡大の準備をした。杉山元は「事変はおよそーカ月 で解決できる」と考えていたほどだった⁶。

盧溝橋事変が発生してから、日中両国は短い交渉を行った。一つは駐屯軍と第二十九軍 との現地交渉であり、もう一つは日本の駐華総領事館と国民政府外交部との交渉であった。 交渉期間中、日本は絶えず中国に派兵し、また国民政府も兵力を北上させた。7月28日、 日本軍は北平の中国軍隊に総攻撃を開始し、あっという間に北平を占拠し、続けて天津を 占領した後、平綏鉄道、平漢鉄道、津浦鉄道に沿って、華北の各地に戦争を拡大していっ た。

中国側では、中国共産党が盧溝橋事変後まもなく電報を発信して、「全中国同胞、政府お よび軍隊が団結して、民族統一戦線の強固な長城を構築し、日本侵略軍の侵略に抵抗せよ」 と呼びかけた。7月17日、蒋介石は廬山で談話を発表して、「もし戦端が開かれれば、南北 を問わず、老幼の別なく、いかなる者もみな国土を守り抗戦する責任があり、(国民は)み な全てを犠牲にする決心を持たなければならない」と述べた。8月22日、中国紅軍は国民 革命軍第八路軍に改編され、年末には南方の紅軍が国民革命軍新編第四軍に改編された。9 月22日、国民党中央通信社は「中共中央の国共合作を公布するための宣言」を公に発表し、 23日には蒋介石が「中国共産党の宣言に対する談話」を発表し、国共両党が協力して抗日 を展開する局面を形成した。

2. 淞滬会戦

日中戦争の拡大にともなって、日本は侵略の矛先を長江流域に向け始めた。すでに 1936 年8月に参謀本部が制定していた 1937 年度の対中国作戦計画のなかに、上海、南京を占領

³ 第一次豊台事件は 1936 年 6 月 26 日に発生した。中国駐屯軍の軍馬一匹が何かにびっくりして暴走し、 建設中の日本軍キャンプに突入した。双方が馬の返還交渉を行ったが決着がつかなかった。翌日日中両軍 が衝突し、両方とも負傷者を出した。後に交渉の末、中国側が日本軍に詫びざるを得なかった。第二次豊 台事件は、同年 9 月 18 日に起きた。日中両軍が豊台の正陽街で行路の争いから武装衝突が起きた。後に交 渉の末、中国の第 29 軍が豊台から撤退せざるをえなくなり、冀北保安隊がここの守備を受け継いだ。そこ で、豊台は日本軍が完全に制圧した。

⁴ 防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部』(1)朝雲新聞社(1979年)376頁。

⁵ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(1)朝雲新聞社(1975年)156頁。

⁶ 江口圭一「日中戦争の全面化」『日本歴史』20 近代7、岩波書店(1981年)129頁。

する計画が盛り込まれており、その主要な戦略構想は「第九軍(三コ師団)をもって上海 附近を占領する・・・新たに第10軍(ニコ師団)を杭州湾に上陸させて、太湖南側から進 め、両軍策応して南京に向かい作戦し、上海、杭州、南京を含む三角地帯を占領、確保す るよう計画した」7というものであった。盧溝橋事変が発生した後、日本軍は基本的にこの 作戦計画に従って行動したのである。

中国側にも、長江流域は国民政府の政治・経済の中心地であったため、この地域の防衛 についてはかねてから計画があった。すでに 1936 年に国民政府が制定していた「1937 年 度国防作戦計画」においては、「長江下流地域の国軍は、開戦当初まず全力で上海を占領し、 なんとしてでも上海の敵軍を撲滅することを、全作戦の中核とする。その後、直接揚子江 と海岸に沿って敵の上陸を阻止し、上陸に成功した敵は絶対に攻撃して殲滅する。やむを えない場合には漸次後退して予め用意したおいた陣地を占拠する。最後は乍浦—嘉興—無 錫—江陰のラインを確保して首都をしっかり守らなくてはならない」⁸とされていた。淞滬 会戦が始まると、中国軍隊の作戦は基本的にこの案を指針とした。

1937年8月9日18時ごろ、日本海軍陸戦隊第一中隊長大山勇夫中尉と斎藤与蔵水兵が 自動車を運転して上海の虹橋飛行場に行き、警戒ラインを強行突破しようとした。中国の 守衛が制止したが効果なく、二人を射殺した。10日、日本海軍第三艦隊司令官長谷川清中 将は佐世保に打電し、第一航空隊を除くほかの第三艦隊の所属部隊を直ちに上海に進める よう命令した。11日、上述した日本軍は上海に到着した。12日、日本海軍軍令部は元々華 北派遣軍に所属していた第二航空隊を長谷川の指揮下においた。当日のうちに、これら二 部隊は上海の東南にある泗礁山に向けて出発した。同日、日本の参謀本部は兵員増派案を 制定し、第11師団と第3師団をひとつの軍にまとめて上海に派遣し増援することを決めた。 この案は内閣の承認を得た。中国側は、軍事委員会が11日に「上海包囲攻撃」の決定を下 し、それに応じた兵力調整を行った。

8月13日午後、日中両軍はまず八字橋で交戦し、戦闘は急速に拡大した。こうして、淞 滬会戦が始まった。

14 日、国民政府は「自衛抗戦声明」を発表して、次のように表明した。中国領土の主権 は日本の横暴な侵略を受けた;国際連盟規約、九カ国条約、不戦条約が悉く日本に破壊さ れた……中国の責任は、その全ての能力を傾注して、領土主権を守り、上述した各種条約 の尊厳を守ることである。中国は領土のいかなる部分も決して放棄せず、侵略にあった以 上天賦の自衛権を行使してこれに立ち向かうしかない。15 日、日本政府は声明を発表し、 中国軍隊を「膺懲」するために「今ヤ斷乎タル措置ヲトルノ己ムキナキニ至レリ(今果敢 で断固とした措置をとらざるを得ない)」と宣布した⁹。

11月12日、日本軍は上海全域を占領し、淞滬会戦は終わった。この戦役は3カ月続き、中国軍は70万人の兵力を投入し、日本軍は30万人の兵力を投入した。最後に、日本軍は

⁷ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(1)朝雲新聞社(1975年)102-103頁。

^{8 「}民国 26 年度国防作戦計画」『民国档案』(1987 年) 第4期。

⁹ 外務省『日本外交年表並主要文書(1840-1945)下』原書房(1978年)370頁。

上海を占領したものの、中国軍隊が頑強に抵抗したため、日本が戦争初期に想定していた 「速戦即決」は実現しなかった。

3. 国際連盟の会議と九カ国条約会議

日中戦争が勃発してまもなく、中国は日本の中国侵略を制止するよう国際社会に呼びか け始めた。7月16日、中国政府は九カ国条約の署名国に覚書を送り、日本がワシントン九 カ国条約の規定する中国の主権と領土の保全を尊重する原則に違反していると激しく非難 し、日本が中国を侵略するに任せていたらアジアと全世界に深刻な結果を残しうると指摘 して、各国に日本の侵略行為を制止するよう呼びかけた。その日、アメリカ国務長官ハル は声明を発表し、「現在行われている、或いはこれから発生するであろう敵対軍事行動の如 何なる事態のいずれもが、みな各国の権利と利益に重大な影響を与えるか若しくは与えう る」と指摘した¹⁰。しかし、この声明は日本の中国侵略を非難してはいなかった。西側諸国 は日本、イタリアをも含めて直ちに声明の原則に賛同する意思を表明した。中国の呼びか けは(国際社会の)反響を得なかった。これと同時に、日本は日中の衝突が絶え間なくエ スカレートしていくのは、日中二国間の事情に過ぎないことを強調し、第三国の介入を断 固として排除した。こうした状況の下、国民政府は国際連盟に提訴することを決定した。

9月11日、フランス駐在中国大使で、国際連盟総会に出席する予定の中国代表顧維鈞は、 国際連盟の事務総長アヴェノルと会談し、国際連盟に日本の中国侵略行為に制裁を加える よう求めた。そして、たとえ制裁することができなくても日本は侵略国だと宣言すべきだ と提議した11。12 日、顧維鈞は中国政府を代表して国際連盟事務総長に正式に日本の侵略 を提訴する申告書を手渡し、国際連盟規約第10、11 および17 条に基づいて適切な措置を とるよう求めた。13日、国際連盟第18回全体総会がジュネーブで開幕した。15日、顧維 鈞は大会で発言して極東の極めて深刻な情勢について述べ、緊急措置をとるよう国際連盟 に求めた。しかし、英、仏などの国々は態度を明らかにせず、ソ連外相リトヴィノフだけ がはっきりと日本の侵略を非難し、中国の支持を呼びかけた。16日、国際連盟事務局は23 カ国の代表から構成される極東諮問委員会に日中の衝突問題の調査に当たらせた。その最 中に日本軍が広州、南京の非軍事目標を空爆して国際世論の反発を招いたので、中国代表 はこの機に乗じて大会に日本に対して石油禁輸を実施することを提議した。10月5日、ル ーズベルト大統領は演説を発表し、平和を愛する国々に条約違反と人道無視の行為に反対 し、侵略者を「隔離」するよう呼びかけた。6日、国際連盟総会は諮問委員会が提出した決 議を採択した。この決議は九カ国条約と非戦条約で負うことが規定された義務に日本が違 反したことを認定し、九カ国条約締約国会議を開いて、日中衝突の解決策を探ることを建 議した。

11月3日、東アジアの情勢を議論することを内容とする九カ国条約締約国会議がブリュ

^{10 『}美国外交文件』中国社会科学出版社(1998年)699-700頁。

^{11 『}顧維鈞回憶録』第2冊、中華書局(1985年)477-478頁。

ッセルで開催された。19 カ国が会議に参加したが、日本は会議への出席を断った。中国代 表顧維鈞は大会で次のように発言した;中国は平和を希求し、さらに公正なる待遇を得る ことを望む、中国はさまざまな障害を顧みず、抗戦を堅持する。7日、大会は日本政府に照 会し、日本政府が調停を受け入れるよう希望した。12日、日本は調停を断ると回答した。 同日上海が陥落し、中国政府は九カ国条約締約国会議に日本の中国侵略に介入するよう緊 急に呼びかけた。15日、大会は宣言を採択し、日本の言う日中戦争は単に日中二国間のみ の事柄であるという説に反駁した。宣言は、「この衝突は実に1922年のワシントン九カ国 条約と1928年のパリ不戦条約の署名国全体にかかわり、国際社会の全ての構成国にも関係 する問題であり」、「世界全体に不安と憂慮を感じさせる」事態であると指摘した。日本が 中国に進攻している事実に対して、宣言は、「法律上、如何なる国が武力を行使して、他国 の内政に干渉する根拠も全く存在しない」と指摘した¹²。24日、九カ国条約国会議は幕を 閉じ、会議は15日の宣言の原則を繰り返した以外に、ほかの意思表明はなかった。国際社 会は日本の中国侵略を阻止することができなかった。

4. 南京大虐殺

日本軍は上海を占領した後、引き続き西に進み、国民政府の首都南京を脅かした。11 月 20日、国民政府は首都を重慶に移して、抗戦を続けると宣言した。26日、国民政府は唐生 智を南京守衛部隊司令長官に任命し、13個の編成師団と15個の連隊合わせて15万あまり の兵力を指揮下におき、南京の防衛に当たらせた。12月1日、日本の大本営は正式に「大 陸命第8号」命令を下し、「華中方面軍司令官は海軍と協力して、敵国の首都南京を攻略せ よ」と命じた¹³。3日、日本の上海派遣軍と第10軍をあわせた10万人余りの兵力は、飛行 機、戦車と海軍艦隊の援護で、兵力を三つのルートに分けて南京包囲作戦計画を実施した。 中国守備軍は勇敢に抵抗したが、12日に日本軍の強力な砲撃を受けてやむをえず包囲網の 突破作戦を実施した。13日、南京は陥落した。

日本の海軍が南京附近の揚子江を封鎖した後、中国守衛軍はほとんどが包囲網を突破で きずに捕虜となった。日本軍は後方支援の準備が不十分で、捕虜の数が多すぎるために安 全面を憂慮し、いくつかの部隊で「基本的に捕虜政策を実施せず」¹⁴、大量の中国軍人が捕 虜になった後、日本軍に集団で虐殺された。第16師団中島今朝吾師団長は12月13日の日 記の中で、「事後知っていたが、佐々木部隊だけでも(捕虜を)1万5千人処理し、太平門 を守備していた一人の中隊長が1,300人を処理した。仙鶴門附近に集結したものは約7、8 千人あった。このほか、まだ大勢の人が続々と投降して来た。……上述した7、8千人を処 理するのには、大きな堀が要るが見つかりにくい。これを100あるいは200人の小隊に分

^{12 『}美国外交文件』中国社会科学出版社、1998年版、410-412頁。

^{13 『}中国事変陸軍作戦史』第1巻第2分冊、北京、中華書局、1979年版、109頁。

¹⁴ 現存の資料によると、第16師団、第114師団第66連隊、第13師団第103旅団にはみな当時日本軍に 捕虜虐殺の命令が確かにあったことを示す証拠が残っている。程兆奇「日軍屠殺令研究」『近代史研究』(2002 年第6期)を参照。

けて適当なところに連れて行って処理するつもりである」¹⁵としている。南京を攻略した後 も、日本軍は相変わらず捕虜をまとめて虐殺しつづけた。第13師団の山田支隊は日本軍の 入城式の前日、揚子江沿いの幕府山の麓で数回に分けて約2万人を虐殺した¹⁶。現在発見さ れている日本軍の南京戦闘詳報においては、その戦果として具体的な殲滅人数はほとんど 列挙されているものの、捕虜の人数はほとんど記載されていない。日本軍が南京戦で、上 から下まで捕虜の虐殺政策を徹底的におこなったことは間違いない。

退路がなかったので、中国の守備軍の一部の将兵は軍服を脱ぎ武器を捨てて、南京の難 民区に逃れていった。「敗残兵」を捜査し捕まえるために、日本軍は男性の顔つきだけをも とに勝手に判断した。そのため、多くの民間人が軍人と誤認され殺害された。12月24日だ けでも金陵大学の難民所であるテニスコートで、一日に二、三百人が日本軍に五台山と漢 西門外に連れ出され虐殺された¹⁷。

市街地と同様に、日本軍が南京近郊の広大な農村地帯で起こした民間人虐殺の暴行も、 猖獗をきわめた。1938 年 3 月から 4 月まで、金陵大学社会学部スマイス(Lewis S. C. Smythe)教授が行なった江寧、句容、凓水、江浦、六合などの地域でのサンプリング調査 によると、日本軍の虐殺による死亡者数は 3 万 950 人で、民間人が 1 千人当たり 29 人死亡 し、7 世帯毎に 1 人が殺害されたことが判明した。年齢構成から見ると、15-59 歳の死亡 者数は全体の 77%、60 歳以上の老人が 12%を占めていた。また、殺害された 4,380 人の 女性のなかで、83%が 45 歳以上であった¹⁸。戦後、1946 年国民政府が行った社会調査では、 南京東郊の第十区孝陵衛が提出した死亡者記録は 456 人で、60 歳以上の者が 117 人、最高 齢者は 90 歳であった。男女比では、男性 344 人、女性 112 人で、女性の比率が 25%に近 かった¹⁹。

捕虜と民間人に対して狂気じみた虐殺を行ったほか、日本軍は南京を攻撃し占領する過 程で、公然と中国の婦女を強姦した。当時国際安全区であった金陵大学の難民所にいたベ イツの記述によると、「有能なドイツの同僚の推定では強姦は2万件にのぼる。8千件を下 ることはないだろうし、さらに多いかもしれないと思う。金陵大学の構内だけでも、我々 教職員の宿舎と現在アメリカ人が居住している家を含めて、私が詳細な状況を把握してい るもので 100 例余りあり、確信判明できるものはおよそ 300 例ある。人々はこのような苦 痛と恐怖を想像できないだろう。11 歳の小さい女の子から年取った 53 歳の婦女までが無残 にレイプされた。神学院のなかで、17 名の兵士が白日の下で一人の婦女を輪姦した。実際

 ¹⁵「中島今朝吾日記」南京戦史編輯委員会編『南京戦史資料集』I、東京、偕行社、1993年版、222頁、 王衛星編『日本官兵日記』〔張憲文主編『南京大虐殺資料集』(8)〕江蘇人民出版社、2005年、280頁。
 ¹⁶ 笠原十九司『南京難民区百日』岩波書店、1995年、216頁。

¹⁷ 章開源編訳『天理難容—美国伝教師眼中的南京大屠殺(1937-1938)』南京大学出版社、1999 年、15-17 頁。

¹⁸ 路易斯・S・C・史密斯『南京戦禍写真』〔南京大屠殺史料編輯委員会・南京図書館編輯『侵華日軍南京 大屠殺史料』江蘇古籍出版社〕357,358 頁。

¹⁹ 『南京大屠殺敵人罪行調査委員会第十区調査小組委員会弁法、委員名単及抗属調査表』(1946年7月) 南京市档案館所蔵、全宗号 1004,目録号 1,巻号 382。

のところ、こうした案件は三分の一が昼間に起こった²⁰」。日本軍は兵士による勝手放題の 強姦が性病を伝染させ、戦闘力を低下させることを恐れたため、南京を占領してまもなく 南京に慰安所を設置しはじめ²¹、多数の中国人女性を強制的に日本軍の性奴隷とした。

日本軍が南京を攻撃し占領した後、放火と掠奪が日に日にエスカレートした。英米人の 住宅を含めた公私の建物がいずれも日本軍の掠奪と焼き討ちの標的となった。スマイスの 調査によると、城内外の89%以上の建物が焼き討ちに遭い略奪され、24%の家屋が焼き払 われ、城内の73%もの家屋が掠奪にあった²²。第16師団長中島今朝吾までが掠奪に加わっ た。最も皮肉だったのは、中島本人の財物までが封印の紙を貼ってあったにもかかわらず、 ほかの部隊の日本軍により盗まれたことだ。中島は日記の中で、「もし自分の管轄範囲内で 物を探すのであれば好きにさせ、少なくとも戦場心理の表現として、恐らく道徳に悖ると は考えないだろう。しかし他人の勢力範囲内に入りしかも司令部の標識が打ち付けられて いる建物で、平気で盗みを働くのはあまりにも行き過ぎている」としている²³。日本軍の南 京における掠奪行為は、ここからその一端が見られる。

南京における日本軍の暴行を目撃したアメリカ人記者スティール(A. T. Steele)、ダンデ ィン(Frank Tillman Dundin)、マクダニエル(C. Y. McDaniel)などが12月15日に南 京を離れた後、アメリカの『シカゴ・ディリー・ニュース』、『ニューヨーク・タイムズ』 とイギリスの『タイムズ』、『マンチェスター・ガーディアン』などが、日本軍が南京で捕 虜や民間人を虐殺した残虐な行為を連続して報道した。その後、南京に残されていた西側 の宣教師と後に南京に戻ってきた英・米・独などの外交官が、さまざまなルートを通じて 日本軍が南京で暴行を続けていることを報告し、世界の世論を驚かした。1938年2月、華 中方面軍司令官松井石根大将は、このために日本の参謀本部に呼び戻された。しかし、日 本軍が南京を占拠した翌日、東京では40万人が盛大な提灯行列を行い、南京攻略を祝った。 日本軍が南京で残虐行為をはたらいたことに関するニュースは、日本国内ではずっと封印 されており、日本の敗戦後、極東国際軍事裁判で南京大虐殺を審理する時になって、日本 国民は当時日本軍が南京で犯した暴行の真相を初めて知ったのである。

日本軍の南京における放火、虐殺、強姦、掠奪は、国際法に著しく違反していた。第二 次世界大戦終結後、連合国は東京で、中国は南京でそれぞれ軍事法廷を設けて、南京大虐 殺事件に対して審判を行った。極東国際軍事裁判所での判決書の認定によれば、「占領され てからの最初の一カ月に、南京城内では2万件余りの強姦事案が発生した」、「日本の軍隊 に占領されてからの最初の六週間で、南京城内と附近の地域で虐殺された民間人と捕虜の

²⁰章開源編訳『天理難容―美国伝教師眼中的南京大屠殺(1937-1938)』南京大学出版社、1999年、18頁。 ²¹ 明妮・魏特琳(南京師範大学南京大屠殺研究中心翻訳)『魏特琳日記』(1937年12月24日)江蘇人民 出版社 2000年、209頁。約翰・拉貝(拉貝日記翻訳組約)『拉貝日記』江蘇人民出版社、1997年、279頁。 ²²路易斯・S・C・史密斯『南京戦禍写真』〔南京大屠殺史料編輯委員会・南京図書館編輯『侵華日軍南京大 屠殺史料』江蘇古籍出版社〕、286,287頁。

²³「中島今朝吾日記」、南京戦史資料編纂委員会編;『南京戦史資料集』I 東京、偕行社、1993年版、226 頁、王衛星編『日本官兵日記』〔張憲文主編『南京大屠殺資料集』(8)江蘇人民出版社、2005年 284 頁。

数は 20 万人を超える²⁴」。南京国防部軍事裁判所は、南京大虐殺において集団で虐殺された 人数は 19 万人以上にも上り、他に個別に虐殺された者が 15 万人以上おり、被害者総数は 30 余万人であると認定した²⁵。

5. ドイツの調停と「近衛声明」

淞滬会戦で日本は勝利をおさめたものの、中国の粘り強い抵抗によって日本が短期間で 中国を滅亡させることはできないことがすでに明らかになった。そこで、淞滬会戦で日中 両国の軍隊が膠着状態にあった時点で、日本は中国へ降伏を勧告する動きを取り始めた。 この降伏勧告活動はドイツを仲介として行われた。

1937年10月21日、日本の外相広田弘毅はドイツの駐日大使ディルクセンと会談し、ド イツが表に立って和平の斡旋をするという希望を示した。広田は「日本はいつでも中国と 直接交渉する用意がある。もし中国と友好的な国が、例えばドイツかイタリアが南京政府 を説得して解決できるなら、日本もこれを歓迎する²⁶」と述べた。ドイツは日本の戦略的パ ートナーであり、中国と重大な貿易関係を持っていたため、日本の提案を受け入れ、中国 駐在ドイツ大使トラウトマンに日中調停に当たらせることを決定した。

1937年11月5日、トラウトマンは南京で蒋介石に謁見し、以下のように日本の講和条件を伝えた。「一、内蒙古の自治。二、華北と満洲国境界線から北平、天津以南の地帯に非武装区を設置し、区内の治安は中国の警察が維持する。講和協議が即刻成立した場合、華北全域の行政は南京政府に属するが、日本と友好的な官吏を選抜して最高の行政職務を担当させるべきである。仮に講和協議が当面成立できず、華北に新たな行政機構を設立する必要があるならば、その行政機構は講和が成立した後も引き続き存続する。現在までのところ日本政府が華北に自治政府を設立する動きはない。三、上海に現在より大きい非武装区を設立し、国際警察がこれを管理する。四、排日政策を中止する。五、共同で反共を行う。六、日本の貨物に対する輸入関税を低減する。七、外国人の権利を尊重する²⁷」。トラウトマンはまた、「もし戦争が延長されたら将来の条件はこれより数倍厳しくなる²⁸」との日本の意向を伝達した。蒋介石はトラウトマンに、日本の条件を受け入れられないことを表明した。彼は、もし日本が戦前の状態の回復を要望しないなら、中国は日本の如何なる要求も受け入れられず、中国が日本の要求を受け入れた場合、国民政府は輿論のうねりに

²⁴ 「遠東国際軍事法廷判決書」、張憲文主編『南京大屠殺史料集』(7)。楊夏鳴編『東京審判』〔江蘇人民 出版社、2005年、607-608頁。

²⁵ 「軍事法廷対戦犯谷寿夫的判決書及附件」(1947年3月10日)国民政府軍令部戦史会档案、中国第二 档案館所蔵五九三/870。胡菊栄編『南京審判』〔張憲文主編『南京大屠殺史料集』(24)〕江蘇人民出版社、 2006年、389頁。

^{26 『}中国近代対外関係史資料選輯』下巻 第2分冊、上海人民出版社 1977 年版、34頁。

²⁷ 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編:対日抗戦時期 第六編 傀儡組織(三)』国民党党史会 1980 年版、 112-113 頁。

²⁸ 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編:対日抗戦時期 第六編 傀儡組織(三)』国民党党史会 1980 年版、 113 頁。

押し倒されるだろうと強調した29。

12月5日、日本軍は南京に向けて攻撃を開始した。蒋介石は再びトラウトマンと会見し、「中国政府はドイツが提議した各点を交渉の基礎とすることを望む」と表明した。しかしまた、次のことも示した:華北の行政主権は保全されなければならない。日本の提示する条件を議論の基礎にすることはできるが、それは変更できないものでもない。日本は戦勝者を自任することはできない。日本はこの条件を一方的に随意に宣言してはならない。³⁰同時に、蒋介石はヒトラーが日中両国に敵対行動を停止するよう建議することを希望した。なぜなら、「敵対行動が続けられている時には、如何なる交渉も行えないからである³¹」。

この時、日本は軍事的に優位にあったので、交渉の条件を一段と厳しくした。12 月 21 日、日本の内閣会議は「日華和平交渉ニ関スル在京独逸大使宛回答文」を決議し、対中交 渉の新たな条件を提出した。その具体条件は次のとおりである。「一、支那ハ容共抗日満政 策ヲ放棄シ日満両国ノ防共政策ニ協力スルコト、二、所要地域ニ非武装地帯ヲ設ケ且該各 地方ニ特殊ノ機構ヲ設定スルコト、三、日満支三国間ニ密接ナル経済協定ヲ締結スルコト、 四、支那ハ帝国ニ対シ所要ノ賠償ヲナスコト(一、中国は共産党を容認する政策と抗日反 満政策を放棄し、日満両国の防共政策に協力すべきである。二、必要な地域に非武装地帯 を設置し、その区内の各地に特殊機構を設置する。三、日、満、華の三国間に密接な経済 協定を締結する。四、中国は帝国に必要な賠償を行わなくてはならない。)」また、附加細 目条件として、「一、支那ハ満洲国ヲ正式承認スルコト、二、支那ハ排日及反満政策ヲ放棄 スルコト、三、北支及内蒙ニ非武装地帯ヲ設定スルコト、四、北支ハ支那主権ノ下ニ於テ 日満支三国ノ共存共栄ヲ実現スルニ適当ナル機構ヲ設定之ニ広汎ナル権限ヲ賦与シ特ニ日 満支経済合作ノ実ヲ挙クルコト、五、内蒙古ニハ防共自治政府ヲ設立スルコト 其ノ国際 地位ハ現在ノ外蒙ニ同シ。六、支那ハ防共政策ヲ確立シ日満両国ノ同政策遂行ニ協力スル コト。七、中支占拠地域ニ非武装地帯ヲ設定シ又大上海市区域ニ就テハ日支協力シテ之カ 治安ノ維持及経済発展ニ当タルコト。八、日満支三国ハ資源ノ開発、関税、交易、航空、 通信等ニ関シ所要ノ協定ヲ締結スルコト。九、支那ハ帝国ニ対シ所要ノ賠償ヲナスコト(一、 中国は満洲国を正式に承認する。二、中国は排日と反満政策を放棄する。三、華北と内蒙 古に非武装地帯を設置する。四、華北は中国の主権下で、日、満、華三国の共存共栄を実 現するために適切な機構を設置して、これに広範にわたる権限を付与しなくてはならない、 とりわけ日、満、華の経済協力を実現しなくてはならない。五、内蒙古に防共自治政府を 設置し、その国際地位は現在の外蒙古と同一にしなくてはならない。六、中国は防共政策 を確立し、日、満両国の防共政策に協力すべきである。七、華中の占領地域に非武装地帯 を設置し、上海市地域において日華が協力して治安の維持と経済の発展に責任を負う。八、 日、満、華三国は資源開発、関税、貿易、航空、通信などの面で、必要な協定を締結しな

²⁹ 古屋奎二 『蒋総統秘録』 第 11 冊、台北中央日報社 1977 年版、93-96 頁。

³⁰ 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編:対日抗戦時期 第六編 傀儡組織(三)』国民党党史会 1980 年版、 113 頁。

³¹ 古屋奎二『蒋総統秘録』第11冊、台北中央日報社1977年版、93-96頁。

くてはならない。九、中国は帝国に必要とされる賠償を支払わなければならない)³²」。

12月26日、トラウトマンは日本が提出した上述の基本条件を、国民政府行政院副院長の 孔祥熙に伝えたが、孔祥熙は即座に受入れを拒絶した。1938年1月13日、国民政府外交 部長王寵恵はトラウトマンを招き、日本の変更した条件は広範囲すぎ、中国は新しい条件 の性質と内容を知りたいと表明した。15日、中国政府は期限内に日本が提出した条件に返 答しなかった。16日、日本の近衛内閣は声明を発表し、「帝国政府ハ南京攻略後尚ホ支那国 民政府ノ反省ニ最後ノ機会ヲ興フルタメ今日ニ及ヘリ。然ルニ国民政府ハ帝国ノ眞意ヲ解 セス漫リニ抗戦ヲ策シ、内民人塗炭ノ苦ミヲ察セス、外東亜全局ノ和平を顧ミル所ナシ(南 京を攻略した後、帝国政府は中国国民政府に今日にいたるまで最後の反省の機会を与えた。 しかし、国民政府は帝国の真意を悟らず、抗戦を策動し、内には人民の塗炭の苦しみを省 察せず、外には東亜全体の平和を顧みない)」、「仍テ帝国政府ハ爾後国民政府ヲ對手トセス [従って、帝国政府は今後国民政府を対手(あいて)としない]³³」と述べた。18日、国 民政府は声明を発表して、次のように宣言した:中国政府は如何なる情勢下でも、全力を 尽くして中国の領土、主権と行政の保全を維持する。如何なる平和回復の方法も、この原 則を基礎としないかぎり、中国はこれを決して容認しない。同時に、日本軍の占領地域内 の如何なる行政組織も認めない。

これで、トラウトマンを代表とするドイツの調停は失敗に終わった。まもなく、中国政 府は駐日大使許世英を召還し、日本の中国駐在大使川越茂も召還され帰国した。

二、戦線の拡大と「持久戦」

1. 華北戦事と徐州会戦

日本軍は北平(北京)、天津を占領したあと、平綏(北平-綏遠)鉄道、平漢(北平-漢 口)鉄道、津浦(天津-浦口)鉄道に沿って攻撃をつづけた。華北における作戦を統一す るために、日本は北支那方面軍を創設し、第1軍、第2軍の8個師団を指揮下においた。 北支那方面軍の作戦任務は、「速ニ中部河北省ノ敵ヲ撃滅スヘシ(迅速に河北中部の敵を殲 滅し)」、「敵ノ戦争意志ヲ挫折セシメ戦局終結ノ動機ヲ獲得スル(敵の戦意を挫いて、戦局 を収束する機会を得る)³⁴」というものであった。中国側では、国民政府軍事委員会の華北 防衛配置は、保定-滄県間を主要防衛ラインとし、安陽-済南間を第二防衛ラインとし、 洛陽-鄭州-開封-徐州-淮陰間を第三防衛ラインとした。

平綏鉄道方面では、日本軍第5師団と関東軍察哈爾派遣兵団などが、1937年8月から攻 勢を開始し、16日に南口という要衝を占拠した。続けて27日に張家口、9月13日に帰綏、 17日に包頭、9月12日に大同を占領した。津浦鉄道方面において日本軍第二軍は、8月下

³² 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(1)朝雲新聞社 1975 年版、464-465 頁。

³³ 日本外務省編『日本外交年表並主要文書(1840-1945)』下、原書房 1978年版、386頁。

³⁴ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(1) 朝雲新聞社 1975 年版、291 頁。

旬に攻撃を始め、24日に静海、独流鎮を、9月11日に馬廠を、24日に滄県を、10月5日 に徳県を、12月27日には済南を占領した。北平-漢口鉄道方面では、日本軍第一軍が9 月中旬に攻勢をかけ、18日に涿県を、24日に保定を、10月10日には石家荘を占領した。

日本軍は綏遠東部を占領すると同時に、同蒲(大同一浦州)鉄道(訳注:山西を南北に 貫く鉄道)に沿って山西に向かって進攻した。中国共産党が率いる八路軍は山西で初めて 日本軍と戦った。9月25日、八路軍一一五師団は平型関で日本軍第五師団の輜重部隊を待 ち伏せ攻撃して1,000余人を殲滅し、初戦に勝利して蒋介石の褒賞を受けた。10月1日、 日本の統帥部は第五師団に太原進攻を命じた。13日、忻口戦役が開始された。国民党と共 産党の両軍はこの戦闘で協力して、日本軍に粘り強く抵抗した。戦闘は20日間の激戦の末 に中国軍隊の撤退で終了した。11月9日、日本軍は太原を占領した。太原が陥落した後、 中国共産党が率いる八路軍は華北において独自のゲリラ戦を始め、次第に敵の後方に戦場 を切り開いた。敵の後方に戦場を開拓したことは、中国が長期にわたる抗戦を続けるため に有利な条件をつくった。

津浦鉄道を貫通して南への進撃を続けるために、日本軍は徐州会戦を画策した。徐州は 津浦鉄道と隴海(蘭州―海州)鉄道が交差するところであり、江蘇、山東、河南、安徽各 省を押さえ、中原地域と武漢の障壁となる重要な軍事的要衝であった。1938年3月、徐州 会戦の前に日本軍第10師団の瀬谷支隊が先に滕県、臨沂に進攻し、日中両軍は激戦を展開 した。瀬谷支隊は滕県、臨沂を攻略した後、孤軍で台爾荘に向けて進攻し中国軍の猛烈な 反撃に遭遇した。半月の激戦の末、日本軍は1万人を越える死傷者を出し、4月6日に撤退 した。台爾荘戦役は中国の抗日戦争開始以来の重大な勝利であった。

4月7日、日本の大本営は徐州作戦命令を下した。「一、大本営は徐州附近の敵を撃滅す ることを計画する。二、華北方面軍司令官は一部の有力部隊をもって徐州附近の敵を撃滅 し、蘭封以東の隴海鉄道以北の地域を占拠する。三、華中派遣軍司令官は一部の部隊をも って華北方面軍司令官に協力し、上項・徐州附近の敵を撃滅する。そのうえ、徐州以南(徐 州を含む)の津浦鉄道沿線地域及び盧州附近を占拠する(訳注:原文ママ)³⁵」。

徐州会戦において日本軍は全部で八個師団と三個混成旅団、約25万の兵力を動員した。 中国側は徐州付近の地区に約60万の兵力を有していた。

徐州会戦は南北二つの戦線で展開された。4月18日、北線の日本軍が進攻を開始し、5 月中旬に中国軍隊の防衛ラインを突破した。4月13日、南線の日本軍が北に揚子江を渡っ て攻撃を始め、5月中旬に徐州に接近した。これで、日本軍は徐州に対する包囲を完遂した。 5月15日、国民政府軍事委員会は徐州決戦を放棄すると決定した。16日、中国軍隊は徐州 とその附近の地域から敵の包囲網を突破しはじめ、下旬には突破に成功し河南・安徽両省 境界の山岳地域にたどり着いた。日本軍は19日に徐州を占領したが、中国軍の主力部隊を 殲滅するという計画は実現しなかった。

³⁵ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(2) 朝雲新聞社 1983 年版、45 頁。

2. 武漢会戦と広東作戦

日本の大本営は徐州会戦を決定すると同時に、「会戦以降の情勢を予測し、武漢会戦の実 施も考慮すべきである(訳注:原文ママ)」と決定した³⁶。6月18日、大本営は119号「大 陸命」を下した。その内容は次のとおりである。「一、大本営ハ初秋ノ侯ヲ期シ漢ロヲ攻略 スルノ企図ヲ有ス。二、中支那派遣軍司令官ハ揚子江及淮河ノ正面ニ於テ逐次前方ニ地歩 ヲ占メ爾後ノ作戦ヲ準備スヘシ。三、北支那方面軍司令官ハ占拠地域ノ安定確保ニ関スル 現任務ヲ続行スヘシ特ニ同地域内残敵ノ掃蕩ニ勉ムルヲ要ス(一、大本営は初秋に漢口攻 略を期する。二、華中方面軍司令官は、揚子江及び淮河口から前進し前方陣地を押さえて 爾後の作戦に備えなければならない。三、華北方面軍司令官は占領区域の安全確保に関す る現行の任務の執行に備えなければならず、とりわけ地区内の敗残兵の掃討に全力を尽く すべきである)37」。同時に陸軍参謀総長は 161 号「大陸指」を下した。その内容は、「一、 中支那派遣軍ハ安慶作戦ノ戦果(日本軍は13日にすでに安慶を占領した、筆者注)ヲ利用 シ海軍ト協同シ機ヲ見テ黄梅、九江ノ線ヲ占領スヘシ。二、北支那方面軍占拠地域内(開 封ヲ含ム)安定確保ノ要領ハ成ルヘク残存セル敵部隊ヲ帰順セシメ其目途ナキ敵主力ヲ掃 蕩スルニ在ル。三、北支那方面軍司令官ハ中支那派遣軍ノ漢ロニ向ウ作戦ニ策応シー部ノ 兵力ヲ鄭州方面ニ進メ敵ヲ牽制スル作戦ニ就キ研究準備スルモノトスル「一、華中派遣軍 は安慶作戦の結果(日本軍は 13 日にすでに安慶を占領した、筆者注)を利用して、海軍と 協力して黄梅ー九江一線を占領しなくてはならない。二、華北方面軍が占拠区内(開封を 含む)を安定確保する要領は、できるだけ敗残兵を帰順させることにかかっており、可能 性がないときには敵の主力を掃討することにある。三、華北方面軍司令部は華中派遣軍の 漢口作戦への策応につき、一部の兵力を鄭州方面に前進させ、敵軍の作戦を牽制すること を検討しそれに備えなければならない]」というものである38。現地の日本軍は大本営の指 示に従い、兵力を結集して作戦準備をした。武漢会戦に直接参加した日本軍兵力は25万人 で(戦役が開始されてから日本軍は兵力を補充し、計約30万人を投入した)、海軍艦艇100 隻と飛行機 400 機も参加した。

中国側では、軍事委員会は南京が陥落するとすぐに「武漢附近作戦に関する意見」にお いて次のような指針を提出した。「武漢はすでに我々の抗戦の政治、経済及び資源の中枢と なっているため、その得失は極めて重要である。しかし武漢三鎮は守りにくく、武漢の近 郊とりわけ江北方面は防備に役立つ地形は何もないことは誰でも知っており、さらに真ん 中に大河を挟み外囲に湖が点在して、なおさら持久戦を展開すべきところではない。武漢 を確保しようとすれば、東に宿松、太湖を守り、北に双門関、大勝関、武勝関などの険し い地勢をおさえ、大別山脈に依拠して敵軍を排撃し、平漢鉄道の北部地域の積極的な行動 に呼応しなければならない。もし敵が孤軍で奥地に進入すれば、機に乗じて各個撃破する か、あるいは、大別山において敵が深くまで入って来るのを待ち伏せし、奇兵を繰り出し

³⁶ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(2) 朝雲新聞社 1983 年版、44 頁。

³⁷ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(2) 朝雲新聞社 1983 年版、441 頁。

³⁸ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(2) 朝雲新聞社(1983年)442頁。

て迎え撃つ。武漢の遠方で応戦しなければならず、武漢を守りながら武漢での戦闘を避けることが上策である³⁹」。武漢の守衛戦に参戦した中国軍隊は100万人近くで、飛行機は200機、艦艇は30余隻であった。そのほか、ソ連の中国支援義勇航空隊も作戦に参加した。

武漢会戦は 6 月に始まり、10 月 24 日に蒋介石が武漢の放棄命令を下すまで四ヵ月半続 き、作戦地域は武漢近郊の広大な地域に及んだ。日本側の統計によれば、武漢会戦で日本 軍の死傷者数は 3 万 5,500 人、中国軍隊の死傷者数は 19 万 7,439 人である。中国側の統計 では、日本軍の死傷者数は 25 万 6 千人、中国軍の死傷者数は 25 万 4,628 人である⁴⁰。こ の会戦で、中国は相当に弾力的な「外囲運動戦術」を取り、次第に日本軍の兵力を消耗し ていった。日本軍は最終的に武漢を占領したものの、兵力の消耗はとてつもなく大きかっ た。

武漢会戦の期間中、日本は福建、広東地域にも進攻作戦を発動した。中国の沿岸を封鎖 し、華南方面で海外からの物質補給線を遮断するために、日本軍は絶えず飛行機を出動さ せて広東の鉄道、道路、水路及び附近の都市・集落を空爆した。日本軍は 1938 年春 以降 中国沿岸で上陸作戦を実施し、煙台、連雲港、アモイ、広東の南澳島などを相次いで占領 した。9月7日、日本の大本営は陸・海軍が協同して広州に進攻し、海外から香港、マカオ を経由して中国に戦略物資が供給されるのを遮断することを決定した。中国側は、広東で 防御準備を十分にしておらず、日本軍は10月12日に簡単に大亜湾から上陸してしまった。 その後、日本軍は北上しつづけ、淡水、恵陽、博羅、増城を相次いで占領し、21日には広 州を占領した。

3. 対峙段階における戦争

盧溝橋事変から武漢会戦が収束するまで、日中戦争は15カ月つづき、日本軍は中国東南 沿岸の大部分の都市と交通の要衝を占領したが、中国軍隊の粘り強い抵抗で日本軍も兵力 を大きく消耗し、中国を短期で併呑することはもはや不可能であった。中国軍隊も大勢の 死傷者を出して、短期間で日本に勝つ力は無く、日中戦争は対峙の段階に入った。

この時、日本の戦略はすでに速決戦から長期作戦に転じ、「コノ際占拠地域ノ確保安全ヲ 主トスルヲ至当ナリトス 然レトモ固ヨリ圧縮セラレタル蒋政権ト雖モ之ヲ放任スルニ 於テハ重大ナル禍根トシテ後害ヲ来スヘキヲ以テ適宜之カ崩壊ノ為ノ諸工作ヲ進ムルノ要 アリ 従ツテ之カ支援トシテ一部ノ作戦ヲ行フヲ要スルコトアルヘシ(目下、主として占 領区の安全を確保すべきである。しかし、追い込まれた蒋政権を放置しておくと、重大な 禍根を残し後患をもたらすだろう、そのためそれを崩壊させるさまざまな工作を講じなけ ればならない。この種の工作を支援するために、必要に応じて局部作戦を行うべきである)」 と決定した⁴¹。これに応じて11月3日、日本政府は第二次近衛声明を発表し、「国民政府を

³⁹「国民政府軍令部档案」『抗日戦争における正面戦場』(上)より、江蘇古籍出版社(1987年)646-650 頁。

⁴⁰ 郭汝瑰・黄玉章主編『中国抗日戦争正面戦場作戦記』下、江蘇人民出版社(2002年)869-870頁。

⁴¹ 防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦』(2) 朝雲新聞社 1983 年版、282-283 頁。

対手とせず」という立場を変え、「国民政府が従来の一貫した政策を放棄して、人事組織を 更新し、再生の成果をあげ、新しい秩序の建設に参加するなら、日本はこれを拒まない」 とした。12月22日、日本政府は第三次近衛声明を発表して、「日本政府は終始一貫して武 力によって抗日を続ける国民政府を掃蕩することを何度も表明した。同時に中国の時局を 憂慮し卓見をもっている人士と協力して、東亜の新秩序を建設するために邁進する」と宣 言した。明らかに日本は、中国に蒋介石政権に取って代わる新しい親日政権が誕生するこ とを希望していた。このような戦略に合わせて、日本軍は軍事的に「占拠地域ヲ確保シテ 其安定ヲ促進シ健実ナル長期攻囲ノ態勢ヲ以テ残存抗日勢力ノ制圧衰亡ニ勉ムル(占領区 を確保し、その安定を促進して、強固たる長期的な包囲攻勢で抗日残余勢力の撲滅につと める)」という方策を採った42。ここでいう「抗日残余勢力」とは、国民・共産両党の抗日 軍隊を含んでいる。

この時、日中戦争はすでに持久戦に転じていた。11 月、国民政府は長沙と衡山で相次い で共産党代表も参加する軍事会議を開き、次のような軍事方針を確定した。「連続的に限定 的な攻勢と反撃を仕掛け、敵軍を牽制し消耗させる。敵後方のゲリラ隊に策応し、敵後方 に対して襲撃と制御を強化して、敵の後方を前方戦場に変える・・・43」。この方針に従い、 中国の抗日軍事作戦は、正面戦場と敵の後方戦場が相協力しながら同時に展開された。

正面戦場は太平洋戦争が勃発するまでに、主要戦役として南昌と随棗会戦、二回の長沙 会戦、桂南作戦、1939年の冬季攻勢作戦などがある。

1939年2月6日、日本の華中派遣軍は第十一軍に南昌作戦要領を下した。3月日本軍は 南昌に向けて進攻し、27日に南昌を占領した。4月、中国軍隊が南昌に向けて反撃を開始 し双方は激戦を展開した。5月9日、中国軍隊は反撃を中止し南昌戦役は終了した。日本軍 は南昌を占領することによって、「武漢安全圏」の東南の障壁を獲得した。同時に、武漢の 北西の中国軍隊の脅威を取り除くために、4月20日に随県、棗陽に対する進攻命令を下し た。5月に随棗戦役が開始され、20日、日本軍は随県を占領した以外は、ほかの地域から 全面撤退し、随棗戦役は終結した。

9月、日本軍は湘贛作戦すなわち第一次長沙会戦を発動した。第11軍司令官岡村寧次自 らが戦闘を指揮した。この戦役で、中国軍は長沙周囲で待ち伏せ攻撃する戦術を取り、日 本軍は敗北して撤退せざるを得なくなった。長沙戦役は双方が対峙段階に入ってから中国 軍隊が獲得した最初の重大な勝利であった。

11月15日、日本軍は広西の欽州湾から上陸し、24日に南寧を占領した。中国は西南の 交通ルートがこのために遮断されることを恐れ、南寧の回復を決意し、桂南戦役が始まっ た。戦役の最も激しかった戦場は昆侖関で、中国軍隊は1万人余りの死傷者を代償として 一時的に昆侖関を奪い返した。桂南戦役は一年あまり続き、1940年10月30日に中国軍隊 が南寧を回復し、日本軍が桂南から撤退して戦闘は終了した。しかし、この時日本軍はす

⁴² 臼井勝美・稲葉正夫『現代史資料(9) 抗日戦争2』みすず書房1964 年版、402 頁。

⁴³ 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編:対日抗戦時期』 第二編 『作戦経過』国民党党史会 1981 年版、 568 頁。

でにヴェトナム北部に進駐し、中国のヴェトナム経由の国際交通ルートが遮断された。

1939 年 10 月 10 日、国民政府軍事委員会が「国軍の冬季攻勢作戦計画」を発布すると、 北は綏遠から南は桂南にいたるまで、日本軍に対して全面攻撃を発動した。これは戦争の 対峙段階における中国軍隊の最大規模の進攻作戦であった。しかし、戦線が長すぎたうえ に兵力が不足し、冬季攻勢は戦局を挽回することにはならなかった。

1941年、国際情勢は著しく変化した。4月13日、日本とソ連は「日ソ中立条約」を締結 した。この条約の締結で、しばらくの間日本は一時的にふたつの戦線で戦う危険を免れた。 そのため中国の抗日(戦)に不利な影響が生じた。6月22日に独ソ戦争が勃発した。8月9 日、日本の大本営は対ソ武力行使(計画)を放棄し、中国から兵力を引き抜かないことを 決定した。このような背景の下、(大本営は)8月26日に長沙作戦命令を承認し、9月に第 二次長沙会戦が開始された。この戦役は10月に終了した。日本軍は一時長沙に入り、南進 して株洲まで進入したが、中国軍の粘り強い抵抗のために撤退せざるを得なかった。

中国を屈服させるために、日本軍は重慶などの中国の後方地域に対して戦略爆撃を実施 した。この戦略爆撃は4段階に分かれる。第一段階は1938年11月から1939年2月まで で、主な爆撃目標は国民政府の所在地重慶と、ソ連の中国援助ルートの中枢である蘭州で あった。第二段階は1939年11月から12月までで、その爆撃目標は依然として重慶と蘭州 であった。第三段階は1940年5月18日から9月4日までで、「101号作戦」と呼ばれた。 爆撃目標は広範で、依然として重慶が最も重要な目標であった。第四段階は1941年5月か ら9月までで、「111号作戦」と呼ばれ、主要な爆撃目標は重慶、成都以外に中国空軍の飛 行場と軍艦など多種多様であった。爆撃を受けた都市は重慶、成都、西安、延安、宝鶏、 蘭州、自貢などであり、中国の民衆に重大な犠牲を強いた。

中国の敵後方戦場では、主に中国共産党が率いる抗日軍隊が日本軍と戦闘を展開した。 戦争が始まった早期の段階において、共産党は敵後方のゲリラ戦を展開する戦略方針を打 ち出した。1940年の末までに、八路軍と新四軍は6万人足らずから50万人に増え、華北、 華中、華南を含む地域で1億人の人口を有する敵後方抗日根拠地を作り上げた。敵後方抗 日根拠地の樹立と敵後方戦場の開拓は、戦略的に日本軍の正面攻撃を牽制し兵力を消耗す る役割を果たした。これは正面戦場における友軍の作戦を力強く援護して、中国の抗戦を 長期間持続させた。交通線を確保するために、日本軍は1939年1月から1940年3月まで、 華北地域において主に八路軍に対して「治安戦」を発動した。作戦の形式は「掃蕩」と「蚕 食」であった。日本軍は"焼き尽くす、殺し尽くす、奪い尽くす"の「三光政策」を実行 した。1940年8月、華北の八路軍は進撃中の日本軍の一連の「掃蕩」を打ち破り、敵後方 抗日根拠地を温存・発展させた。さらに日本軍に反撃をも加え、104個連隊(団)の兵力を 動員して、華北の日本軍の交通線の破壊を目的とした「百団大戦」を展開した。この戦闘 は8月20日から始まり12月5日に終了した。作戦範囲は主に正太鉄道であり、同時に同 蒲鉄道、平漢鉄道、津浦鉄道、北寧鉄道及び附近の道路線で展開された。この戦役で行わ れた戦闘はのべ1,824回で、2万余人の日本軍を殲滅し、華北の主要交通線を一時的に麻痺 させた。戦役の結果、中国人民の抗日の自信を高めた一方で、日本軍にもっと多くの兵力 を後方に展開するよう強いたのである。

「百団大戦」が終了した後まもなく、中国抗日陣営の内部で国共両党の間に深刻な軍事 衝突が起きた。1941年1月6日、新四軍軍部と所属部隊が命令を受け、北上し安徽省南部 を経過している時に、茂林地区で国民党軍隊の襲撃にあった。新四軍軍長葉挺が捕虜とな り、新四軍の番号も国民政府軍事委員会によって取り消されると宣布された。しかし、日 中戦争が激しく行われる最中で、皖南事変は内戦にはエスカレートしなかった。事変後ま もなく、新四軍は軍部を再建し、蒋介石も今後「共産党を武力で討伐することはない」と 表明した。皖南事変から抗日戦争が終了するまで、国共両党の間に色々摩擦が起きていた が、両党が協力して日本に抗戦する大局は終始一貫して変わらなかった。

4. 傀儡政権の樹立と日中秘密交渉

傀儡政権の樹立は、日本の中国侵略政策の重要な内容であった。1937年10月1日、日本政府の「支那事変処理要綱」はすでに次のように決定していた。まず華北作戦の後方においては、敵国の領土を占領するという概念を捨てて、政治機関は現地住民により構成すべきであり、「行政首脳は、日華親睦の関係の実現に相応しい有力者から自主的に選任して当てるべきである⁴⁴」。12月14日、華北の傀儡政権「中華民国臨時政府」が北平(北京)で成立し、王克敏が行政委員会委員長に就任した。1938年4月、日本の北支那方面軍司令官寺内寿一と王克敏は『約定』を締結し、以下のように規定した。「日本軍最高司令官は、中央顧問及びその補佐官に中華民国の行政、法制、軍事、治安及び警務などの事項に協力・援助することを命じる」、「中国民国臨時政府は……必要とする技術官、教授、教官、教導官などは、日本軍最高指揮官がこれを推薦し、日本人を招聘してこれに充てる⁴⁵」。12月24日、日本の内閣はまたも「支那事変処理要綱」を決定して、「この政権を漸次拡大強化し、これが新中国を再建する中心勢力になる」ように努めるとした⁴⁶。

これと同時に、日本はまた張家口、大同、帰綏でもそれぞれ「察南自治政府」、「晋北自 治政府」、「蒙古聯盟自治政府」を樹立した。1937 年 11 月、三つの傀儡政権を連合させて 「蒙疆聯合委員会」を樹立した。1939 年 9 月、「蒙疆聯合委員会」は「蒙疆聯合自治政府 (蒙古連合自治政府)」と改称し、徳穆楚克棟魯普(徳王)を政府主席とした。

華東において、日本軍は 1937 年 12 月に「上海大道市政府」を樹立した。1938 年 1 月に 「南京自治委員会」が設立された。2 月 14 日、梁鴻志を首班とする「中華民国維新政府」 が成立した。

日本が南北の傀儡政権の連合を促進するため、1938年9月22日、梁鴻志と王克敏が「中 華民国政府聯合委員会」を樹立すること宣言した。

^{44 『}日本帝国主義侵華史料選編』(1931-1945)上海人民出版社 1975 年版、242-243 頁より引用。

⁴⁵ 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編:対日抗戦時期 第六編 傀儡組織(三)』国民党党史会(1980年) 129 頁。

^{46 『}日本帝国主義侵華史料選編』(1931-1945)上海人民出版社 1975 年版、250 頁より引用。

日本政府が「国民政府を対手とせず」との声明を発表してから、国民党副総裁汪精衛は 蒋介石に「和平の扉を閉ざしてはいけない」と建議した。1938年2月、汪精衛は国民政府 外交部亜洲司長高宗武などを通して日本と秘密裏に接触した。11月、汪精衛の代表高宗武、 梅思平と日本側の代表影佐禎昭、今井武夫は上海で会談し(重光堂会談)、「日華協議記録」 と「日華協議記録諒解事項」を制定した。その主要内容は次のとおりである。一、日華は 防共協定を締結し、日本が中国に駐軍することを承認する。内蒙古を防共の特殊地区とし、 内蒙古とその連絡ルートを確保するために、北平・天津地区に日本軍が駐留する。二、中 国は「満洲国」を承認する。三、日華の経済提携。華北の資源を開発・利用する面におい て、日本に特殊な便宜を与える。上述の条件の下、汪精衛が表に立って中央の傀儡政権を 結成すると約束した。12月19日、汪精衛はハノイに脱出し、29日には「和平建議」を公 に表明した。1940年3月30日、汪兆銘を首班とする国民政府が南京で成立した。

汪精衛の「和平運動」は中国内で全面的な反対にあい、中国の抗日陣営を瓦解させると いう日本の目的は達成されなかった。そこで、日本は蒋介石との「和平交渉」の画策と実 施工作を強化した。事実上、日本と蒋介石との秘密接触は、日本が汪精衛の投降を画策す ると同時に行われた。1940年初頭、支那派遣軍は「桐工作」を発動し、今井武夫を香港に 派遣していわゆる「宋子良47」と秘密の連絡パイプをつくった。3月から6月までの間、双 方の代表は香港とマカオで数回の会談を行い、講和条件の面である程度の合意に達した。 しかし、中国の「満洲国」承認、日本の中国駐軍問題、蒋介石と汪精衛との協力関係など、 重大な問題において溝を埋めることはできなかった。日本はかつて蒋介石、汪精衛と支那 派遣軍総参謀長板垣征四郎の間でハイレベルの会談を行うことを提議したが、双方ともこ れに関して多くの論争があった。9月17日に至って、蒋介石側は日本に一時会談を棚上げ することを通告した。10月、日本の内閣は汪精衛を支持することで「支那事変」を解決す ることを強調し、陸軍大臣東条英機と参謀総長杉山元が和平交渉を中止するよう命令した。 日本と重慶側との秘密交渉は中止された。

三、日中戦争と国際関係

1. ソ連および世界の平和愛好勢力の中国抗戦に対する支援

日中戦争が勃発した後、ソ連は直ちに中国の抗日戦を支持する積極的な反応を示した。8 月、ソ連政府は日本との貿易関係を中止すると同時に、中国に資金を融資してソ連の軍事 技術で中国軍隊を装備し、軍事人員を訓練する用意があることを中国政府に表明した。ソ 連はまた、ソ連の「飛行機と戦車部隊」が、「中国軍隊に参加」して、中ソをつなぐ北西の 交通ルートを防衛することもありうるというシグナルを中国に送った⁴⁸。8月21日、国民

⁴⁷ 宋子良は宋子文の弟で、かつて広東省財務庁長を任じ、当時は西南運輸公司の主任であった。香港に赴いた「宋子良」は軍統局(国民党の特殊機関)が派遣した偽者である。しかも、軍統局がこの秘密交渉でずっと重要な役割を果たしていた。

^{48 『}蘇聯外交政策文件』第20巻 モスクワ(1976年)701-702頁。

政府外交部長王寵恵とソ連の中国駐在大使ボグモロフは、それぞれ本国政府を代表して南 京において「中ソ相互不可侵条約」に調印した。条約は次のように規定した。「両締約国の 一方が第三国(一カ国或いは数カ国)の侵略を受けた際に、相手国はその第三国に対して 直接或いは間接的に如何なる協力もしてはならない。また、侵略国が侵略されている締約 国に不利となる行動に利用する恐れのある如何なる行動もしてはならず、如何なる協定も 締結してはならない⁴⁹」。9月、ソ連政府は中国に軍事援助を提供することに正式に同意し た。これには新鋭装備の援助、軍事顧問および志願技術者の派遣などが含まれた。10月17 日、一回目のソ連の援助物資がサレオゼックから中国の蘭州に緊急に運送された。その後、 機関銃、大砲、弾薬及び航空、装甲設備など約6万点の物資を満載した4隻の貨物船が中 国へ向けてオドサ港を出航した。1937年から1940年までに、ソ連は中国政府に相次いで 2.5億ドル相当の物資援助を行った。そのほか、ソ連はまた航空志願兵を派遣して、戦闘機、 爆撃機を操縦して直接中国での対日空戦に参加させた。そのうち200名のパイロットが戦 闘で犠牲となった。

コミンテルンと各国の平和愛好人民もまた、中国の抗日戦争に声援と支援を寄せた。1937 年8月、コミンテルンは宣言を発表して、「中国人民の解放戦争は、世界の無産階級と全て の先進的人類の野蛮なファシズムの圧迫に対する闘争の最も重要な一環である」と述べ、 各国の無産階級と人民大衆に中国の抗戦を支持し、援助するよう呼びかけた。8月21日、 イギリス共産党は宣言を発表し、世界各国の平和は、中国人民の英雄的な戦いの勝利にか かっており、各国の人民は中国を積極的に援助しなければならないとした。イギリス共産 党の呼びかけは、本国の労働者と大衆の熱烈な反響を呼んだ。彼らは政府が日本に物資を 運送するやり方を拒み、日本貨物船のために貨物の積み下ろしをしなかった。アメリカ共 産党も「日本に一切の軍需物資を輸送しない」ことを呼びかけた。8月、アメリカ各界の 民衆は国際侵略反対委員会を成立させた。9月、インド国民大会はカルカッタで万人大会を 開催し、ネルーは会議で日本の中国侵略を糾弾した際、次のように指摘した。「我々は平和 のために、弱小民族の解放運動の前途のために、少しも躊躇することなく中国の抗戦運動 に最も有効的な協力と援助をして、極東の各方面に勢力を拡げようと企んでいる帝国主義 の魔手を打ち破らなければならない」。カルカッタでは大規模な「チャイナディ」デモ行進 が行われ、中国の抗日戦への確固たる支持を表明した。10 月、全米の労働組合大会は日本 の中国侵略を糾弾することを決議した。アメリカ人民は日本商品のボイコットと、中国の 抗戦運動を支援するための募金・寄付活動を幅広く展開した。フランス、イタリア、スペ インなどの国の共産党組織も相次いで通電を発表して、中国の抗戦を支持した。10月、30 の国と地域の鉄道、海員、埠頭の労働組合で構成され 200 万の組合員を有する国際運輸総 労働組合は、各国の運輸労働組合に軍需物資の日本への運送を禁止することを通告した。 このほか、オーストラリア、カナダ、ポーランド、オーストリア、メキシコなどの国の人 民も中国の抗日に声援を送る活動を行った。

⁴⁹ 復旦大学歴史系『中国近代対外関係史料選輯』下巻 第2分冊、上海人民出版社(1977年)17-18頁。

日本共産党は1937年8月15日に「在中国日本兵士諸君に対する呼び掛け文」を発表し、 「日本帝国主義の中国人民に対する最も残酷な掠奪戦争が現在大規模に勃発した」、そして 「日本の覚醒した労働者、農民はこの歴史上最も暗黒で反動的な戦争に絶対に反対する」 として、日本の兵士に「中国人民の日本帝国主義に抵抗する闘争を擁護する」ことを呼び かけ、「なぜなら中国人民の勝利は日本の労働人民の勝利だからである⁵⁰」とした。中国国 内で、1939年より日本人によって結成された反戦組織が現れた。その中には華北抗日根拠 地に「華北日本兵士覚醒連盟」があり、後にこの組織は「在華日本人反戦同盟延安支部」 と改称された。同年、桂林で「在華日本人民反戦同盟西南支部」が樹立され、1940年に重 慶で「在華日本人民反戦同盟総部」が結成された。そのほか、韓国独立政府と朝鮮義勇軍 も中国の抗日戦争に参加した。

2. 米国と英国の日中戦争に対する態度

日本の中国侵略は、すでに中国で巨大な利益を有していた英米などの国との対立が避け られない状況になった。この判断に基づいて、中国政府は終始一貫して英米を共同で日本 に対抗するためのおのずからの潜在的盟友として見ており、英米に中国を援助して日本を 抑えさせようとした。しかし、この過程は緩慢であった。

1937 年 11 月日本軍は上海を占領した後、英国に、今まで中国中央銀行に預けていた江 海関の税を日本の正金銀行に預け換えるよう求めた。上海は中国最大の貿易港であり、江 海関の税収は全国関税収入総額の半分を占めていた。イギリスは当初、税関の国際性と特 殊性を強調してこれを拒否したが、日本の圧力で 1938 年 5 月の初め、日本と覚書交換の形 で税関問題に関する協定を結び、英国側は税関収入を中立銀行に預けるという主張を取り 下げ、日本側の要求に同意した。

租界の中国における特殊な地位を考え合わせ、中国側は租界を利用して抗日活動を行っ た。1939年、日本は上海の共同租界、鼓浪喚共同租界と天津の英国租界において相次いで 事件を起こした。とりわけ天津租界事件は最も象徴的であった。1939年4月一人の天津の 華北傀儡政権で働く漢奸が英国租界で暗殺された。日本軍は租界当局に期限内に容疑者を 差し出すよう要求し、6月14日に日本軍は英仏租界の封鎖を開始した。日英関係は前例の ない危機に陥った。イギリスの駐日大使クレーギーと日本の外相有田八郎が交渉し、7月 22日に次のことに合意を見た。イギリス側は実質的に日本の中国侵略を黙認し、「日本軍は 自身の安全を保障し、支配地域内の公共秩序を維持するために、特殊な需要があってしか るべき」⁵¹であるとした。7月28日、蒋介石は『倫敦新聞紀事報』における談話で、この 協定を公然と批判し、「如何なる協定であれ、中国政府の承諾なしでは法律上も事実上もい ささかも効力を発すことはできない」と重ねて言明した⁵²。

⁵⁰ 中国人民解放軍政治学院『中共党史参考資料』第8冊(1979年内部版)36頁。

⁵¹ 『英国外交文献』第3集第9巻、313頁。

^{52 『}戦時外交』二、102-103頁。

日中戦争が勃発した後、中国はアメリカの支援を得ることを切に願っていた。そのため に蒋介石は宋美齢をアメリカに派遣して遊説を行った。しかし、アメリカが直面した第一 の問題は日中両国に「中立法」を実施するか否かであった。ルーズベルトは9月14日に、 米国政府の船舶が兵器や装備、軍需物品を中国或いは日本に運送することを禁止した。そ の他の米国商船はこの制限を受けなかったが、自らがリスクを負うべしとした。明らかに 米国政府は「中立法」を実施しなかったが、これで後に中国政府がアメリカから兵器を購 入し、融資を求めるのに便宜を受けることとなった。1938年6月、国務長官ハルはアメリ カの飛行機とその部品を輸出する148の登録企業に書簡を送り、政府は非武装の民衆に対 して爆撃を加える世界の如何なる国に対しても、「飛行機と航空設備を販売することに強く 反対する」と表明し、日本に対していわゆる「道義的禁輸」を実施した⁵³。1939年7月26 日、ハルは日本大使に対して、米国政府は1911年に締結した日米通商航海条約を廃棄する ことを要求すると通告した。この条約の規定によると条約は6カ月後に失効することにな っていた。日米通商航海条約の廃棄は、日本に対する禁輸の法的障害を取り除き、日本に 対する制裁を行う第一歩となった。これに対して蒋介石は「大統領と国務長官の偉大で輝 かしい行為である」と深く賞賛した⁵⁴。

アメリカの中国に対する一回目の融資は、1938年末に実施した桐油借款であった。借款 の金額は大きくなく、わずか 2,500 万ドルの商業借款で、主に雲南-ビルマ道路の運輸状 況の改善に使われた。しかしこの商業借款は次のような意義をもっていた。第一に、汪精 衛をトップとする親日派が公然と投降し裏切り行動に出て、中国の抗日陣営に激震が走っ ていた最中に、借款は中国軍民の士気を鼓舞した。第二に、これはアメリカの極東政策の 転換点であった。この後アメリカの政策はますます中国を支援する方向に傾いた。第三に、 これは連鎖反応を呼び、イギリスも 12 月 20 日に、中国に 50 万ポンドを融資することを宣 言し、続けて中国法幣の安定化基金として、500 万ポンドを融資することを決定した。

1940年3月、アメリカはまた2,000万ドルの新しい借款(すなわち華錫借款)を中国に 提供することを決定した。注目すべきなのは、借款の貸与を宣言した日がまさに汪精衛の 傀儡政権が南京で成立しようという時であったことである。1940年6月と7月の間、日本 はフランスとイギリスに圧力をかけて雲南一ヴェトナム鉄道と雲南-ビルマ道路を封鎖さ せた。9月23日、日本軍は三つのルートに分かれてインドシナに侵入した。アメリカ政府 は直ちに措置をとり、10月下旬に中国と2,500万ドルのタングステン借款契約がまとまっ た。中国政府はこの借款契約で直接表に出て、この借款の政治的意義を浮き彫りにした。 このように1938年から1940年まで、アメリカの中国に対する三回の借款は、その金額こ そ大きくなかったが、中国の抗戦を支持する面において相当役に立った。

1940年9月にドイツ、イタリアと日本が三国同盟を締結したことが、アメリカの中国抗日支援に拍車をかけた。1941年2月、アメリカは中国の中央銀行に5,000万ドルの新たな

⁵³ Codel Hull, *The Memoirs of Codel Hull*, New York : MacMillan Company, 1948

⁵⁴ US Department of State, ed., *Foreign Relations of the United States. Diplomatic Papers*, 1939, vol.3, pp. 562-563.

借款(すなわち金属借款)を提供することを宣言した。4月、米中双方はさらに 5,000 万ド ルの通貨安定基金借款に合意した。

1941年3月、アメリカは第二次世界大戦で重要な役割を果たした武器貸与法を成立させた。5月6日、ルーズベルト大統領はある文書において次のように指示した。「中国はアメリカの自己保護のために極めて重要であり、中国は貸与援助を受ける資格がある⁵⁵」。同時に、一回目の4,510万ドルの貸与物資を中国に提供することを決定した。5月18日、第一陣となる110万ドル相当の物資がニューヨークから中国に発送された。7月、ルーズベルト大統領はマグルーダー准将をはじめとする使節団の中国派遣を承認し、貸与援助に関するさまざまな問題を視察させた。

4月、ルーズベルト大統領は命令に署名し、アメリカ軍人が除隊してシェンノートの米国 義勇航空隊に加入することを認めた。6月9日、第一陣の義勇隊員が中国に向けて出発した。 9月までに101名のパイロットと整備士らを募集した。8月1日に米国義勇航空隊が正式に 設立され、中国空軍に編入された。この航空隊は、中国西南の防空のために、後のビルマ 作戦における中国軍と連合軍の空中援護のために、中国戦場における制空権の奪還のため に重要な役割を果たした。

日米通商航海条約の廃止後、アメリカは日本に対して徐々に部分的禁輸を実施し始めた。 1941年7月、日本軍はフランス領インドシナ南部を占領した。2日後、アメリカ政府は日本の米国における全ての資産を凍結すると宣言し、対日貿易を実質的に断絶した。8月1日から、アメリカは事実上日本に対して石油を含む物資の全面禁輸を実施した。

3. ドイツ、イタリア、日本の三国同盟

1936年11月25日、「日独防共協定」が正式に調印されたことは、「東京-ベルリン枢軸」 体制の成立を意味する。日中戦争が勃発して間もなく、1937年11月6日にイタリアも正 式に日独協定に参加することを宣言した。こうして、日本は中国侵略戦争を全面的に発動 した際に、ドイツとイタリアの全面的支持を受けた。

ドイツが日本の中国侵略政策を支持するまでには曲折があった。第一次世界大戦後、ド イツが中国に対する債権国の地位を喪失したことにより、中国は西洋列強との関係におい て、ほかの国に比べて相対的に相互平等な関係をドイツとは樹立することができた。1920 年代後期から、国民政府はドイツと密接な関係を樹立した。蒋介石はドイツの軍事顧問を 招聘したばかりでなく、ドイツの兵器を大量に購入したので、中国がドイツの兵器ダンピ ングの最大市場になった。中国はまたドイツのタングステン、アンチモンなど戦略的工業 原料の主要供給地でもあった。ドイツは中国との間にこのような利害関係があったため、 盧溝橋事変が発生した後も、中国と決裂することを望んでいなかった。7月20日、ドイツ 外務省は日中戦争に中立的な態度をとることを宣言し、ひきつづき中国に兵器を販売した。 同時に、ドイツの対外拡張の目標は主としてヨーロッパにあり、日本と同盟を結んだ背景

⁵⁵ FRUS, 1941, Vol. 5, pp. 631.

には共同してソ連に対抗することがあった。盧溝橋事変発生後、ドイツは、日本が中国で 大量に兵力を展開することで、ソ連に対する圧力を弱め、将来ドイツが欧州戦略を行う際、 極東における兵力のバランスが欠けることを恐れた。ドイツはグローバルな戦略的見地か ら、日本が中国で全面侵略戦争に動くことを阻止しようとした。7月末、ドイツの外務省は 日本の駐独大使武者小路に出頭を求め、ドイツは日本が中国侵略戦争を発動することに決 して賛成してはいないと表明した。

1937年10月、ヨーロッパの情勢は日増しに緊張し、ヒトラーは日本の中国侵略を支持 することを断固として決定した。10月18日、ドイツ政府はヒトラーの命令に従って、ドイ ツと中国との兵器貿易及び工業貿易の交渉を遅延し、履行中の契約を部分的に中止した。 11月末、ドイツ政府は中国政府に対して、今後中国にこれ以上の借款提供をしないつもり であることを通告した。同月、ドイツ政府はブリュッセル国際会議における日中戦争問題 の討論に参加することを断り、日本への支持を表明した。1938年初め、ドイツ政府は「満 洲国」を承認すると正式に宣言した。1938年5月、ドイツ政府は中国駐在の軍事顧問団の 引きあげ命令を下すと同時に、ドイツと中国間の全ての軍事貿易契約を中止した。中国と ドイツの関係は完全に決裂したのである。

ムッソリーニを首班とするイタリア政府は、日中戦争が勃発した後直ちに日本の中国進 攻を支持すると宣言し、日本に絶対なる信任を表明した。1937 年 11 月、イタリアはブリ ュッセル国際会議において、日本の中国侵略政策を積極的に弁護した。イタリアはドイツ と日本の防共協定に参加すると宣言し、ドイツより先に「満洲国」を承認した。

1940年9月27日、日本のドイツ駐在大使来栖三郎とドイツ外相リッペントロップ、イ タリア外相チアノはベルリンで三国同盟条約に調印した。条約は次のように規定した。日 本は「欧州新秩序建設」に於けるドイツ、イタリアの指導的な地位を承認し、尊重する。 ドイツ、イタリアは日本の「大東亜新秩序建設」における指導的な地位を承認し、尊重す る。締約国のいずれの国が欧州戦及び日中戦に参加していない"第三国"の攻撃を受けた 場合、ほかの締約国は政治、経済と軍事的手段を駆使して互いに援助する⁵⁶。こうして、三 国同盟関係は正式に確立された。

4. 日本の「南進」政策

すでに1936年に、日本は「国策の基準」において「陸軍軍備は蘇国の極東に使用し得る 兵力に対抗するを目途とし、……海軍の軍備は米国海軍に対抗すること、西太平洋の制海 権の確保を目標とする(訳注:原文ママ)」⁵⁷と定めていた。これは日本が「北進」と「南 進」の戦略構想を確立したことを表している。しかし、日中全面戦争が勃発してから、日 本の兵力が中国戦場に釘付けにされたため、「北進」にせよ「南進」にせよ、いずれも実施 することが難しくなった。1941年、日本がソ連と中立条約を締結したことは、日本が一時

^{56 『}国際条約集』(1934-1944)世界知識出版社、1961年版、278-279頁。

⁵⁷ 日本歴史学会編『太平洋戦争史』第1巻、商務印書館 1959 年版、226 頁。

「北進」戦略を中止したことを意味する。しかし、日本は「南進」戦略は放棄していなか った。

1940年前半、ドイツはヨーロッパ戦場で次々と戦果を上げた。7月27日、日本の第二次 近衛内閣は大本営と合同会議を開いて「時局処理要綱」を制定した。要綱は、「帝国は世界 情勢の変局に対処し内外の情勢を改善し速に支那事変の解決を促進すると共に好機を補足 し対南方問題を解決す支那事変の処理未だ終らざる場合に於て対南方施策を重点とする態 勢転換に関しては内外諸般の情勢を考慮し之を定む……対南方問題解決の為武力を行使す ることあり」⁵⁸としていた。この文献は、欧州戦場において激戦が続く時機に乗じて、日本 が「南進」を実施しようとしていたことを示していた。

1941年6月22日、独ソ戦争が勃発した。日本政府は7月2日に「秘密裏に対ソ戦争準備を整える」ことを決定し、「独ソ戦争の進展状況が帝国に極めて有利な場合、武力を行使して北方問題を解決する」という新しい国策〔訳注:情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱〕を提出した。しかし、極東ソ連軍に比べて関東軍が優勢を占めていなかったため、大本営の中国戦場から5個師団を引き抜く計画も中国軍隊の作戦で牽制されたために実現する方法が無く、日本は再度「北進」計画を放棄した。

この時、日本軍の勢力はすでにインドシナ地域に入っていた。7月21日、日本とフラン スはフランス領インドシナ共同防衛協定を締結した。29日、日本軍はヴェトナム南部に進 駐し、英米勢力に脅威を与えた。アメリカは日本軍のヴェトナム地域からの撤兵を要求し たものの受け入れられず、米国における日本の財産を凍結した。イギリスは日英通商条約 を廃止し、オランダ属領東インドはオランダと日本の石油協定を破棄した。日本と米英諸 国との対立がますます激しくなった。

以上の情勢のもとで、日本の大本営は8月9日に「帝国陸軍作戦要領」を制定した。そ の要点は次のとおりである。「一、在満鮮十六箇師団を以て対ソ警戒を至厳ならしめる。二、 中国に対し既定の作戦を続行する。三、南方に対しては十一月末を目標として対英米戦準 備を促進する」⁵⁹。9月6日、日本は御前会議において「帝国国策遂行要領」による南方政 策を決定した。「一、帝国は自存自衛を全ふする為対米(英蘭)戦争を辞せざる決意の下に 概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す 二、帝国は右に平行して米、英に対し外交の 手段を尽して帝国の要求貫徹に努む 対米(英)交渉に於て帝国の達成すべき最少限の要 求事項竝に之に関聯し帝国の約諾し得る限度は別紙の如し 三、前号外交交渉に依り十月 上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに対米(英蘭)開戦を決 意す」⁶⁰。

10月16日、天皇は「南進」を極力主張していた東条英機に組閣を命じた。18日、東條 内閣が成立し、「南進」の実施を速めた。11月5日、日本の御前会議は米、英、オランダに 開戦することを正式に決定した。翌日、大本営は南方軍を編成するよう命じた。15日、大

⁵⁸ 堀場一雄『日本対華戦争指導史』軍事科学出版社 1988 年版、226 頁。

⁵⁹ 服部卓四郎『大東亜戦争全史』第1冊、台湾軍事訳粋社1978年版、162頁。

⁶⁰ 堀場一雄『日本対華戦争指導史』軍事科学出版社 1988 年版、650 頁。

本営は南方軍に作戦準備命令を下し、海軍と協同して南方各要地を迅速に占領するよう命 じた。その方案は次のようなものであった。「(一) 占拠すべき要域は比律賓、英領馬来、 蘭領印度の各要域南部緬甸の一部等とす(二) 作戦実施に方りては勉めて泰国及印度支那 の安定を確保すると共に同方面より対支封鎖を実施す(三) 占領地の治安を恢復し重要国 防資源を取得し且自活の途を確保する為占領地に対し軍政を施行す⁶¹」。ここにいたって、 日本の「南進」政策は実施準備の段階に入った。12月1日、天皇は御前会議において南方 進攻の開始命令を承認し、その時間を12月8日(米国時間7日)に定めた。太平洋戦争が 間もなく勃発しようとしていた。

⁶¹ 堀場一雄『日本対華戦争指導史』軍事科学出版社 1988 年版、668 頁。

第二部 第三章 日中戦争と太平洋戦争

陶文釗

(一) 太平洋戦争における中国戦場

1941年12月7日(日曜日)早朝(ハワイ時間)、日本海軍連合艦隊は綿密な計画を経て、 アメリカのハワイの真珠湾海軍基地と米、英、オランダの太平洋における支配地を奇襲し て、米英に向け宣戦布告し、太平洋戦争が勃発した。翌日、米、英、加、オランダ、ニュ ージーランド、自由フランスなどの国々が日本に宣戦した。9日、国民政府は日本と事実上 4年半の戦争状態にあった後に日本に向け宣戦布告すると同時にドイツ、イタリアにも宣戦 を布告した。国民政府は「対日宣戦文」において「全ての条約、協定、契約、日中関係に かかわるものは、一律に廃止する」と宣言した¹。

これと同時に、ドイツ、イタリア、日本の三国は連携を強化した。12月11日、三国は「共同作戦協定」を締結し、単独で英米と講和しないことを確約した。

1941 年 12 月 22 日から 1942 年 1 月 14 日まで、米、英両国首脳と参謀長らはワシント ンにて会議を開き、反ファシズム戦争の総戦略と連合国がとるべき措置を討議した。会議 は、ナチスドイツが主たる敵で、ヨーロッパが主戦場であり、対日作戦の初期戦略は防御 的なものであることを決定した。会議はまた、中国戦区(タイ、インドシナを含む)を成 立させると決定した。12 月 29 日、ルーズベルトはこれを正式に蒋介石に提案すると同時に、 蒋介石に戦区司令官を担当するよう要請し、1942 年 1 月 2 日に蒋介石はこれに喜んで同意 すると回答した。

会議の重要な内容の一つは「連合国共同宣言」を制定し、同盟を結成してファシズム国 家に抵抗し反撃する共通の立場を表明したことである。署名国の順番に関して、ルーズベ ルトは署名国を全部明記するが、大国と小国を区別すべきであると考えた。彼はまた、「自 国の領土で積極的に作戦を展開する国」はほかの国と区別すべきであると考えた。1942年 1月1日、米、英、ソ、中四国を筆頭に26か国が署名した「連合国共同宣言」が正式に発 表された。署名国は「軍事と経済の全ての資源を用いることを保証して」ファシズムに抵 抗し、なおかつ「単独で敵国と停戦協定或いは講和条約を締結しない」²とした。宣言の発 表は、国際反ファシズム統一戦線が正式に結成されたことを示している。

米、英の対中補給交通線を遮断して中国を封鎖し、同時にインドに迫るために、日本は 1942年1月上旬に南から北ヘビルマに侵攻し占領した。当時、駐ビルマ英軍は兵力が手薄 で、防御体系すら築き上げていなかった。日本軍の進攻に直面し、英国は中国に支援を求 めた。1942年1、2月、中国は遠征軍第6軍、第5軍と第66軍の計10万人をそれぞれ異 なったルートにてビルマ支援に派遣した。中国戦区が成立した後、蒋介石はアメリカに対

¹ 祖国社編『抗戦以来中国外交重要文献』(1943年版)71頁。

² 世界知識出版社編『反法西斯(ファシズム)戦争文献』(1955 年 4 月版)34-36 頁、Robert E. Sherwood, Roosevelt and Hopkins. An Intimate History (New York: The Universal Library, 1950) pp. 448-451.

し将軍を派遣して合同参謀部に参加するよう要請した。アメリカはかつて中国で二度大使 館の武官を担任したスティルウェル将軍を選んだ。スティルウェルはインド、ビルマ経由 で3月4日に重慶に着き、11日にビルマに入り作戦を指揮した。日本軍は三つのルートに 分かれて南から北へ進攻した。3月20日、日本の中路軍はトングゥで中国遠征軍第5軍第 200 師団の頑強な抵抗に遭遇し、重大な損失を蒙った。3月 29日、第 200 師団は命令を受 けて撤退し、トングゥは陥落した。駐ビルマ英軍は次第に後退し、4月16日にエナンジョ ン以北地域で西路日本軍に包囲された。中国遠征軍第66軍の新編第38師団が救援に駆け つけ、二日間の激戦の末に日本軍を撃退し、エナンジョンを取り戻した。英軍司令官アレ クサンダー大将を含む 7000 名の英軍と米軍の宣教師、新聞記者など 500 余人が中国軍に救 出された。この戦いは連合国における中国軍の地位を高めたが、戦局全体の退勢を挽回す ることはできなかった。4月29日、東路日本軍はラシオを攻め落とし、雲南・ビルマ公路 を遮断した。日本軍は引続き雲南省内に侵入した。中路日本軍はマンダレーからミイトキ ーナに長駆して攻め込み、5月8日に同地を占領した。同時に西路日本軍はビルマ・インド 北部国境地域まで進撃し、ビルマは日本軍に占領された。遠征軍は土砂降りの雨の中で山 奥の密林を通り抜け、日本軍の封鎖を突破して、艱難辛苦を経たすえに主力部隊は雲南省 に撤退し、一部はスティルウェルに従いインドに辿りついた。遠征軍は死者、傷病者によ り兵員の減少が半分を超えた。

ビルマ防衛戦の失敗後、中国の対外連絡の陸路、海路の交通は遮断され、対中補給ルー トはインドのインパールからヒマラヤ山脈を飛び越え、雲南にいたる「Hump 空輸」と称 された空輸ルートしか残っていなかった。この世界の屋根を飛び越える航空路は、世界で 最も危険な輸送ルートで、加えて提供可能な航空機の数が限られていて、中国戦場の焦眉 の急を解決するには明らかに困難であった。中国の陸路、海路の輸送線を回復し、アメリ カから中国支援用に貸与される物資を速やかに中国へ輸送するために、スティルウェルは 1942年7月にビルマ奪回計画を提出した。英国海軍と上陸作戦部隊がバングラデシュ湾を 制圧し、さらにヤンゴンから上陸する。英印軍と中国駐印軍はインド方面からマンダレー に進攻する。中国軍は雲南方面からマンダレーに進攻する。アメリカ空軍は空中支援を行 う。合同参謀本部はこの提案を受け入れ、まもなく到来する乾季(1942年10月から1943 年5月まで)にビルマの奪回を計画した。ビルマ反攻のために、スティルウェルはインド のラムジャルの訓練キャンプで、完全な米式装備を備えた駐印軍3個師団(第22師団、第 30師団、第38師団)を訓練し終えた。第6戦区司令長官陳誠は雲南の訓練基地において 軍隊の訓練を督励し、1943年末までに一部米式装備を備えた「中国遠征軍」16個師団を訓 練した。

太平洋戦争中、中国の軍隊と連合軍が共同作戦を実施したのは主に雲南・ビルマ方面の 戦場であった。このほか、太平洋戦争前にシェンノート将軍が組織したアメリカの志願兵 による航空部隊(俗称「フライング・タイガース」)は後にアメリカの第14 航空隊として 改組され、引き続き中国戦場での作戦に参加し、制空権奪回の中心的役割を果たした。1940 年より、アメリカは中国に対する貸与援助の提供を開始する。太平洋戦争が勃発してから は、アメリカは当初「Hump 空輸」を通じて引き続き物資を提供したが、そこで多くの年 若いアメリカの飛行隊員が犠牲となった。戦争末期にはスティルウェル公路が貫通し、貸 与物資輸送の主要なルートとなった。1942 年、アメリカは更に中国に対して 5 億ドルの借 款を供与し、イギリスも中国に対して財政援助をした。1942 年 10 月から 1943 年 1 月にか けて、中国はアメリカ、イギリスそれぞれと折衝し不平等条約により両国に付与されてい た領事裁判権等の中国における特権を廃止して、新たな条約を結んだ。その後他国とも同 様の条約を締結し、一世紀にわたり中国の対外関係の基礎とされていた不平等条約体制は ついに崩壊した。

太平洋戦争が勃発した後も、日本陸軍の主力は依然として中国戦場に釘付けにされてい た。これは、日本が長期戦を行ううえで非常に不利であったため、日本はこの状況を迅速 に改善し、更に多くの兵力を抽出して太平洋戦争に投入することを切実に願った。そこで、 日本は汪精衛政権との関係をいっそう強化した。国民政府に対しては硬軟両様の策略をと った。一方では、正面戦場における進攻を強化することで、「重慶政権の抗日意志を叩き潰 し」、他方ではいわゆる「和平工作」をも継続的に行った。広大な後方根拠地に対して、日 本は「治安戦」を強化し、残虐な「掃討」作戦で後方抗日部隊を殲滅し、「占領地域を確保」 しようと企図した³。

1942年から1943年までの間、日本軍は揚子江下流を正面戦場の主戦場としており、そのなかで比較的大きな進攻は、第3次長沙作戦と浙贛(浙江省と江西省)作戦であった。

1941年12月下旬から1942年1月中旬まで、日本軍は第3次長沙作戦を行った。これは 太平洋戦争が勃発した後、日本軍が中国で起こした最初の大きな進攻である。日本軍は3 個師団と1個独立混成旅団の兵力をもって、洞庭湖の東側から南へ攻撃を発動し、南昌方 面に駐屯する日本軍が援護・協力した。中国軍の第9戦区防衛部隊は奮戦して抵抗した。 日本軍は長沙の東、南、北の三方面から3日間連続して攻撃を加えたが、依然として進展 がなかった。日本軍は食糧と弾薬が尽き、空中投下に頼るしかなかった。中国側戦区の援 軍が折り良く長沙外囲に駆けつけ、反包囲態勢をつくり、両翼から反攻を展開した。1月4 日、日本軍はやむをえず戦闘から撤退し、元の進攻ルートに沿って敗走した。戦区の各部 隊は日本軍に対して追撃・阻止戦を加え、空軍は爆撃支援も行い、日本軍に多くの死傷者 が出た。この会戦は、真珠湾事件以来連合国側がアジア・太平洋戦場で得た一回目の大勝 利であり、中国軍民とりわけ正面戦場の抗日部隊に対する鼓舞となり、南方で作戦を行う 英米の軍隊に対してもある種の支援となった。

1942年4月18日、アメリカB25爆撃機の一隊が日本の東部海面まで接近した空母「ホ

³ 日本防衛庁戦史室編(天津市政協編訳委員会訳)『日本軍国主義侵華資料長編—「大本営陸軍部」摘訳』 (中)四川人民出版社(1987年版)671頁。

ーネット」から飛び立ち、東京、横浜、横須賀、名古屋、神戸などに爆撃を加えた後、中 国の浙江省の西部にある衢州などの飛行場に飛んで行って降下したことが、日本に衝撃を 与えた。日本軍首脳部は、中国の華東地域に降下可能な飛行場がある限り、米軍のこの類 の襲撃は常に発生し得ると考えた。麗水、衢州、玉山などの飛行場を攻め落とすために、 日本軍は5月から浙贛作戦を展開し、一方面の日本軍は浙江の北部から南に進攻し、別方 面の日本軍は南昌から北へ進攻した。7月1日、二方面の日本軍は横峰で合流し、浙贛線を 開通した。また、一部の日本軍は麗水から温州に進攻し、16日に瓯江までの交通線を開通 し、20日に上海から温州までの航空路を開通させた。日本軍栄1644部隊が金華一帯に出 動して細菌を散布し、コレラの流行を引き起こした。8月、日本軍はまた上饒、江山、衢県、 麗水等でペスト保菌物やその他の病原菌を撒き散らした。4日本軍は飛行場を破壊し、鉄道・ 道路を取り壊し、民間船を略奪した後、大部分は8月下旬に杭州、南昌に撤退した。

1942年に日本はまた重慶作戦も画策した。大本営陸軍部の8月5日の文書は、「目下の 形勢の発展を鑑みると、中国(支那)事変の迅速な解決は期待できない」、四川進攻を通じ て、「重慶政権の根拠地を叩き潰したうえ占領すれば、敵を屈服させる可能性は極めて高」 く、或いは政権自体を有名無実にすることができると指摘した。これは百万の大軍の大遠 征であると陸軍部は予測した。しかし、当時日本は太平洋戦争における兵力がすでにやり くりできなくなっていて、ついに1942年12月に重慶作戦の準備を中止せざるを得なくな った5。

1943年、正面戦場の主要作戦は鄂西作戦と常徳作戦であった。日本は5月の鄂西作戦を 通じて、宜昌に停泊していた2万トンにのぼる大小汽船を略奪した。常徳は魚や米などが よくとれることで有名な土地である。11月、日本軍は常徳作戦を発動し、華容、松滋から 三つのルートに分かれて南へ進攻した。第9戦区防衛軍は11月18日から常徳防衛戦を開 始し、外郭から郊外に、郊外から城内に、つづいて市街戦、トーチカ戦、肉弾戦にいたる まで15日間昼夜苦戦し、進攻してきた敵軍は多くの死傷者を出したが、ついに衆寡敵せず 12月3日に常徳を失った。日本軍は鄂西、常徳作戦において大規模に毒ガスを使用した。 第9戦区の増援部隊が直ちに駆けつけ、8日の夜から空軍の支援のもとで、常徳に共同攻撃 を展開した。10日、日本軍は全面撤退を開始し、中国守備軍は常徳を奪回した。

1944年の豫湘桂戦役(一号作戦)は、戦争後期に日本が戦略的な苦境を脱却し、戦略的 な包囲を打破するために行った大規模な作戦であった。作戦の目的は多重的であった。海 上交通が遮断された状況下で大陸の交通線を維持して、南洋と連絡する戦略ルートを維持 するため、米軍の在中国空軍基地を叩き潰し、今後米軍の B-29 戦略爆撃機の基地になるで あろう桂林、柳州を奪取するため、そして国民党軍の「中堅部隊」を叩き潰すことによっ て、「重慶政権の継続抗戦の意志を打ち砕いて」、それを戦争からの撤退に追い込むという

⁴ 中国抗日戦争史学会、中国人民抗日戦争記念館編『中国復興的枢紐』、北京出版社 1997 年版、436 頁。

⁵ 前揭『日本軍国主義侵華資料長編—「大本営陸軍部」摘訳』(中)533-672頁。

ものであった⁶。豫湘桂戦役を発動するために、日本は国内から兵力をかき集め、14 個歩兵 旅団、7 個野戦補充隊(歩兵連隊にあたる)を編成し、悉く中国に動員した。これに、満洲 国から引き抜いた兵力と元々華北、華中、華南に駐在していた軍隊を加え、合わせて 51 万 人を投入した。この作戦はその兵力の数、時間の長さ、地域の広さから見て、日本陸軍の 過去の全ての会戦を上回った。ある日本の戦史はこれを「百年に稀に見る大遠征である」 と称した。

日本軍は4月中旬から5月下旬まで、一か月余りの時間をかけて、河南作戦を終了し平 漢線を開通した。日本軍は開封から潼関まで約400キロ、新郷から信陽まで約350キロの 広大な中原地域を占領した。同時に日本軍は将兵を集めて、粤漢線を開通する作戦を計画 した。5月下旬から6月中旬まで、日本軍は三つのルートで長沙を包囲・進攻し、19日に 長沙は陥落した。日本軍は引き続き衡陽に迫った。国民政府第10軍は衡陽を40日余りし っかりと防衛したが、孤立無援で補給も断ち切られ、多くの死傷者を出した。そのため、8 月8日に衡陽を失った。しかし、衡陽防衛戦は日本軍に「中国軍の士気が盛んである(原 文ママ)」と感知させた7。日本軍は衡陽を占領した後、引き続き南に侵攻し、1945年1月 に粤漢線を開通した。

8月末、日本軍は湘桂線を開通する作戦を開始した。日本軍は桂林へ進攻する際に毒ガス をも使用した。11月9日、10日、桂林、柳州が相次いで陥落した。日本軍は長駆して一気 に進み、12月2日に貴州の独山に進入した。しかし、日本軍は孤立して深く進入したうえ、 兵力も不足していたため、まもなく独山から撤退し、中国の防衛部隊と南丹、河池の間で 対峙した。11月24日、南に侵攻した日本軍は南寧を攻め落とし、さらにベトナムの諒山か ら北進した日本軍と合流し、湘桂線開通の作戦を終結させた。

日本軍は 8 か月間で豫湘桂作戦(一号作戦)をやり遂げ、京漢線、粤漢線と湘桂線を開 通した。日本軍は 2000 キロを長駆し、河南、湖南、広西、広東などの省の大部分と貴州の 一部を含む人口 6000 万余にのぼる 20 余万平方キロの面積を有する地域を占領した。日本 軍は各地の工場、鉱山とタングステン、アンチモン、鉛、亜鉛、水銀など重要な鉱産物資 源を掠奪し、衡陽、零陵、宝慶、桂林、柳州、丹竹、南寧などの七つの空軍基地と 36 の飛 行場を占領し、重慶国民政府に甚大な打撃を与えた。しかし、日本は形のうえでは南北交 通線を開通しても、実際はこれを通行できる回廊にすることは終始できず、南方の軍隊が 孤立している局面を変えることはできなかったし、連合軍の飛行機が中国の飛行場から飛 び立ち、日本の本土を空襲する脅威を取り除くこともできなかった。而して、「一号作戦」 での日中両軍の兵力と作戦物質の消耗が膨大すぎて、日本軍の兵力不足、物資の枯渇とい う矛盾がさらに顕著になり、それゆえ急いで湖南、広西から撤退せざるを得なくなり、戦 略の収縮を行った。その結果、日本軍の占領区は大幅に縮小され、限られた点と線の間に 圧縮されていった。

⁶ 服部卓四郎著(張玉祥等訳)『大東亜戦争全史』商務印書館(1984年版)第3冊、1099頁。

⁷ 同上『大東亜戦争全史』第三冊、1120頁。

湖南・広西の作戦で、中米空軍の混合連隊とシェンノート将軍の指揮するアメリカ第14 航空隊が協力して作戦を展開し、日本軍の交通線を襲撃し破壊した。これは日本軍の攻勢 を抑制することに一定の役割を果たした。

1945年の正面戦場の主要作戦は、3月、4月の豫西・鄂北の戦役と芷江戦役である。本 来日本軍は河南西部・湖北北部での戦役をうまくやり遂げ、ひいては陝西に進攻し、四川 を脅かそうとした。しかし、日本軍は20日余りの戦闘を経て多くの死傷者を出し、進攻を 停止せざるを得なくなった。芷江は第9戦区の主な空軍基地のひとつであり、日本を爆撃 する連合軍の飛行機の多くは芷江から飛び立った。また、芷江は防衛軍の装備貯蔵、軍隊 訓練の基地でもある。攻める側と守る側の双方は、熾烈な争奪戦を繰り広げた。これは日 本の中国侵略戦争で行われた最後の大戦であり、日本軍は5個師団と1個混成旅団を投入 した。戦闘は4月下旬から6月上旬まで行われ、日本軍は湖南西部の険しい山々のなかで 防衛軍の猛烈な阻止攻撃に遭遇し、芷江を見ることさえできず、多くの死傷者を出した末 に敗退せざるを得なくなった。岡村寧次の「中国西南奥地に挺身・突入する」という目論 みは永久に断たれた。

スティルウェルのビルマ反攻計画は、主として英国軍側の反対で一再ならず延期された。 1943年9月、インドからビルマ北部ミイトキーナまでの道路の敷設を援護するために、駐 印軍はインド方面からビルマに進攻した。10月、ビルマ北部の反攻戦が正式に開始され、 12月8日、駐印軍は日本軍の重要拠点于邦(ウバン)を攻め落とした。1944年3月、中国 駐印軍と米軍の一個連隊がフーコン河谷の要衝モウガンを占拠し、6月に相次いでカマイン、 モガウンを攻略した。これ以前に、スティルウェルが指揮する中米突撃隊が、5月17日に ミイトキーナの日本軍飛行場を奇襲し占領した。ミイトキーナはビルマ北部の重要都市で、 交通の要衝でもあり、中国一ビルマ、中国-インド間の陸路と空中輸送はすべてここで合 流していて、地理的位置が非常に重要である。日本軍は大量の精鋭を集結して、命がけで ミイトキーナを防衛しようとした。二か月半の「まぎれもない寸土といえども手離すわけ にはいかない」熾烈な攻防戦のすえに、中米連合軍は8月3日にミイトキーナを占領した⁸。 時を同じくして、中印公路の敷設工事もさまざまな困難を乗り越えて、着々と進展した。 10月、スティルウェルは、蒋介石との歴年の意見の不一致を解消することができず本国に 召還され、ウェデマイヤーがその後を継いで中国戦区参謀長兼駐華米軍総司令に任命され た。

中国遠征軍は1944年5月に怒江の強行渡河に成功し、兵力を二つのルートに分けて進撃 した。その一つが騰衝を攻撃し、9月14日に完全にその地を占領し、敵軍を殲滅した。も う一つは龍陵に向けて挺進し、6月、8月と11月に日本軍と3回も龍陵争奪戦を繰り広げ た。残酷極まりない戦闘が展開され、双方は甚大な犠牲を支払い、日本の戦史は「片目、

⁸ 前揭『大東亜戦争全史』第三冊、1084頁。

片手、片脚の人」がまだ戦い続けたと称した%。最終的に遠征軍が11月3日に龍陵を攻略し、 20日に芒市を奪い返した。遠征軍は勝ちに乗じて追撃して、1945年1月19日に畹町を回 復し、27日にビルマ駐屯軍とモンユで合流し、中印公路は完全に開通された。中国駐印軍 と中国遠征軍はビルマ北部と雲南西部で、1年余り極めて苦しい作戦を展開した。これは正 面戦場で反攻勝利をおさめた典型である。中国軍は連合軍の協力のもとで、他国に遠征し て戦い、日本軍の精鋭師団を打ち破って、声望が遠くにまで行き渡った。これは、豫湘桂 戦役(一号作戦)の敗北で損なわれた民心と士気を再び高めるために重要な役割を果たし た。

太平洋戦争が勃発して以降、日本は「戦争で戦争を養う」方針をとり、華北をその「兵 站基地」にしようと、大部分の対中侵略軍を集中して「治安戦」を実行した。日本軍は華 北を「治安区」(即ち敵占領区)、「準治安区」(即ち遊撃区)、「非治安区」(即ち、抗日根拠 地)に分け、それぞれ異なる侵略手段を採った。敵占領区については、漢奸組織を強化し、 末端の保甲制度を強化し、警察特務を拡大してあらゆる抗日活動を厳しく鎮圧した。遊撃 区に対しては、重点的に比較的緩慢な「蚕食」の方法を採り、道路網、トーチカ群、封鎖 溝を築き、無人区を設けて遊撃区と根拠地との繋がりを遮断し、あわせて敵占領区での手 法をこうした地域でも徐々に実施していった。抗日根拠地に対しては、繰り返し長期間に 及ぶ残酷な掃討作戦を実施し、焼き尽くす、殺し尽くす、奪い尽くすという「三光政策」 を実行し、度々毒ガスさえも使用した。1941 年から 1942 年にかけて日本軍は華北で連続 して五回も「治安強化運動」を実施したため、根拠地は極めて困難な時期へと突入した。10 例えば、1942 年 5 月 1 日から始まった冀中(河北中部)根拠地に対する「鉄壁合囲」(鉄 壁封鎖)の大「掃討」は、2 か月も継続して行われた。日本軍は冀中(河北中部)を晋察冀 (山西・察哈爾・河北)辺区と北部太行山区に後方で補給を提供する基地として見做した。 日本軍はこの大「掃討」のために一年にわたる準備を行い、数え切れないほどのトーチカ と密集した道路網を整えた。北支那方面軍司令官岡村寧次がみずから配置・指揮し、「縦横 合撃」(縦横から共同で攻撃する)、「迂回しながら抉り出す」などの方策を実施して、八路 軍の主力を殲滅しようと企図した。日本軍は傀儡政権を樹立し、傀儡軍を拡大して、農村 における抗日秩序を破壊しようとした。かつて大きな面積を有していた抗日根拠地が遊撃 区に変わり、情勢は非常に険悪になった。日本軍の残虐な「掃討」のもと、敵後方根拠地 では非常に困難な局面が生じた。根拠地の面積は縮小し、人口は1億から 5000 万人へと落 ち込み、八路軍、新四軍は50万から40万へと減少した。11

中国共産党は軍民を指導して反「掃討」を展開し、正規軍と広汎な大衆性をもつ民兵、 自衛隊とが肩を組んで戦い、「地雷戦」、「地下道戦」、「交通戦」、「すずめ戦」、「水上ゲリラ」

⁹ 前揭『大東亜戦争全史』第三冊、1088,1090 頁。

¹⁰ 中央档案館、中国第二歴史档案館、吉林省社会科学院共同編集『細菌戦与毒気戦』、中華書局 1989 年版、 436 - 438 頁。

¹¹ 中共中央党史研究室『中国共産党歴史』、上巻、人民出版社 1971 年版、583 - 584 頁。

など一連の人民戦争的な戦略、戦術を採ったために、日本軍の「掃討」は目的を達成でき なかった。遊撃区において、正規軍、遊撃隊、民兵は協力して反「蚕食」の闘争を行った。 敵の占領区においては、武装工作隊の方式で敵をかき乱して、日本軍が安穏としていられ ないようにした。当時日本の駐汪偽政府「大使」の任にあった重光葵はかつてこう感嘆し ている。「当初3万人であった八路軍が今ではもう30万人いるとされている。陝北を根拠 地として日本軍が占領した華北地域に潜入し、北京、天津、済南、青島一帯の都市以外の 場所はほとんど彼等の活動地域となってしまっており、かつ巧妙な社会政策によって勢力 を拡大している。…重慶に対してまだ武力に頼って収拾できるというのに、共産党軍は大 きな問題だ。…恐らく将来大東亜新秩序の大きな禍根となるだろう。」¹²

1943年、日本軍は相変わらず何度も後方抗日根拠地に「掃討」を実施したが、兵力の不 足、異国での作戦、指揮の不手際などの根本的弱点を克服することができず、かつ戦争の 進行につれて、これらの弱点はますます顕著になった。華北、華中と華南の抗日根拠地の 軍民は、1941年から1942年までの反「掃討」の厳しい闘争という練磨を経て、1943年日 本軍の「掃討」と「清郷」を粉砕する過程で以前の根拠地を取り戻したばかりではなく一 部拡大し、日本軍の「華北の兵站基地の安定を確保する」という企図を破綻させた。

1944年、世界の反ファシズム戦争は、大規模な戦略的反攻段階に入り始めた。中共中央 華北局は「勢力を蓄え、反攻を準備し、勝利を迎える」という方針を打ち出し、華北の各 後方各根拠地では対敵闘争の新たな局面が開かれた。華中戦場において、新四軍も積極的 な反攻を展開した。華南戦場では、東江縦隊と琼崖縦隊が戦いのなかで絶えず拡大してい った。抗日軍民の後方戦場における作戦は、日本軍の正面戦場への進攻を牽制した。日本 軍は豫湘桂戦役(一号作戦)を展開する際に、すでに後方戦場に対して「はなはだ憂慮す る」とし、「既存の占領区の治安状況が急激に悪化した」ことを鑑みて、さらに傀儡軍の「紀 律の乱れ、戦意低落」¹³のため、中心都市と交通幹線を守るため、平漢線の南区間から一部 の兵力を引き抜かざるをえなくなった。

1945年、日本軍は後方戦場ですでに守勢にまわった。後方根拠地では毛沢東の「敵軍を 弱め、我が軍を拡大し、敵占領区を縮小させる」という指示に従い、大規模な反攻を展開 した。敵に対する進攻は一地域に限らず、各軍区間の協同作戦を目指し、戦争の形式も運 動戦を主とすることにシフトした。1945年春、後方抗日根拠地はすでに正規軍 91万人、 民兵 220万人を有していて、総面積は 95万平方キロ、人口は 9550万人に達していた¹⁴。 人民の力がかつてなく高まった状況で、中国共産党第7回全国代表大会が 1945年4月23 日から6月11日にかけて延安で開催された。大会では、抗日戦争に勝利した後、中国は二 種類の運命、二つの未来の闘争に直面しており、中国共産党の任務とはつまり全力を尽く して明るい未来を勝ち取り、暗黒の未来に反対することであるとした。このときの大会は

¹² 重光葵記念館編『重光葵外交意見書』第2卷、現代史料出版社2007年2月、66頁。

¹³ 日本防衛庁戦史室編(天津市政協編訳組訳)『華北治安戦』(下)天津人民出版社(1982 年版)409,411 頁。

¹⁴ 前揭『中国共産党歴史』上巻、627頁。

中国共産党が人民を指導して抗日戦争と新民主主義革命に勝利を収めるための政治的、思想的基礎を築いた。

1944年に入り、日本の敗色はますます明らかになった。1944年7月、小磯国昭が組閣 した。この内閣は成立するとすぐさま中国との講和をとり急いだ。8月19日、最高戦争指 導会議が決定した「世界情勢判断及戦争指導大綱」には、「重慶ニ対シテハ、速カニ統制ア ル政治工作ヲ発動シ支那問題ノ決ヲ図ル(重慶に対して、計画的な政治工作を速やかに発 動して、中国問題の解決をはかる)」と定めた15。最高会議が想定したのは、対重慶工作の 着眼点は、重慶をして速やかに対日抗戦を終了させることで、そのためにまず互いが直接 会談する機会をつくることであった。日本が提出することにしていた「和平条件」の腹案 は八つの内容を含んでいた。1、中国は中立し、米英軍は中国から撤退する。2、蒋介石が 南京に戻り、統一政府を樹立する。 蒋介石と汪精衛の間の調整は、 両者が直接折衝する。 3、 日本と汪精衛との「同盟条約」を破棄し、日本は「支那内政問題ニハー切干渉セサルモノ トス(中国のあらゆる内政に干渉しない)」。4、米英が中国から撤兵したならば、日本も中 国関内から全ての軍隊を撤退する。5、「満州國ニ關シテハ現状ヲ變更セサルモノトス(満 洲国の現状は変えない)」。6、蒙疆問題は中国の内政問題として処理する。7、香港を中国 に「譲る」。8、「再ヒ支那ニ侵入スル米英軍」を防止するために、中国は日本が必要な軍隊 を派遣することを認める¹⁶。この案は「満洲国」を留保した以外は、1933年の「塘沽協定」 以来日本が中国から獲得した侵略「成果」を全て嫌々ながら手離すものであり、ほかに「蒙 **疆問題を中国内政とする」ことに同意し、香港を中国に譲渡することも「許諾」した。日** 本はこれを餌に蒋介石を反ファシズム陣営から離脱させ、抗日を放棄させようとした。こ こから、当時日本が戦線の縮小を急いでいたことがはっきり窺える。しかし、この案に対 して、日本自らも自信を持っていなかった。

9月13日、日本の陸軍省次官柴山兼四郎が南京に来て、陳公博、周仏海にこの「要点」 を伝え、「自発的な形」で重慶と連絡を取り始めるよう求めた。陳と周は、この時期に重慶 方面が絶対に講和に応ずるはずがないことを知りながら、仕方なくやるしかなかった。10 月、周仏海は人を重慶に派遣してコンタクトをとったが、重慶側に無視された。10月25 日、最高戦争指導会議は、依然として汪精衛を通して和平工作を行う原則を変えず、汪偽 政権の代理「行政院長」陳公博を日本に行かせ、当時日本で治療を受けていた汪精衛に直 接「日華全面和平に関する考え」を聴取させることを決定した。実際には、これは日本の 政策決定者が直接彼に行動指針を授けることであった。しかし、1944年11月10日、汪は 病死した。日本は、南京政府を通して重慶に働きかけることが、さらに希望が持てなくな ったことを実感した。

1944年から1945年までの間、戦局の急激な悪化により、小磯内閣は対重慶「和平工作」

¹⁵ 日本外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、東京原書房、1978年版、601-604頁。

¹⁶ 前揭『日本外交年表並主要文書』下巻 605-606 頁。

で局面を打開することを更に切実に願い、一部の重要閣僚の反対にも顧みることなく、軽率に「繆斌工作」を行った。繆斌は若い頃革命に参加し、南京国民政府で職についたこともある。1935年、彼は日本で活動し、日本の軍・政界の人士と広く交際していた。「七・七事変(訳注:盧溝橋事件)」の後、彼は新民会副会長の任についた。汪精衛偽政権が成立すると一時立法院副院長に任じられたが、ひそかに重慶と連絡を取っていたため、後に考試院副院長の閑職に左遷された。繆斌は日本が重慶との連絡を急いでいることを見抜いて、

「和平使者」になると自薦し、小磯の関心を引いた。小磯は二度予備役大佐山県初男を中 国に派遣し、繆斌と連絡を取らせた。1945年3月16日、繆斌は「佐藤」という偽名を使 い、密かに上海から東京に飛び、国務大臣緒方竹虎と「日中全面和平実施方案」に合意し た。しかし、軍部と外相はこの工作に断固として反対し、小磯の行動を「軽挙妄動」だと 批判した。4月3日、天皇はこの工作を直ちに中止するよう命じた。戦後、繆斌は漢奸罪で 直ちに処刑されたため、残された謎はいまだに解明されていない。

日本政府は、また別のルートで重慶国民政府との単独講和を図ったり、あるいはソ連に 斡旋を依頼したりしたが、何れも結果を得られなかった。

(二)日本占領区の政治、社会と経済

戦局がますます日本に不利になった状況下で、日本は汪精衛偽政権をさらに利用して政治的欺瞞を強化することを決定した。1942年12月21日、御前会議は「大東亞戦争完遂の為の對支處理根本方針」を採択し、「国民政府(汪偽政権)の参戦は、日本と中国の現状を打開する一大転機であり、日華協力の根本精神に基づいて、国民政府の政治的力量を強化することに専念すると同時に、重慶政権の抗日の口実とする要因を取り除くことに励む」とした。この方針を実施する要点は二つあり、政治面では汪偽政権を強化し、「なるべく干渉を避け、その自発的活動を極力促進する」、中国における租界、治外法権などに関しては、「速やかに撤廃することをはかる」或いは調整して、汪偽政権が「広く人心を収攬する」ようにする。経済面では、占領区内の重要物資を重点的に開発・獲得するとした¹⁷。

上述の「対華新政策」を貫徹するために、12月20日、汪精衛は東条英機の招請を受け、 南京政府の要人周仏海、褚民誼などを率いて東京を訪問した。21日、東條は汪に午前中の 御前会議において決定された要旨を伝え、汪は当然ながら完全に賛同した。双方はその具 体的方法について討議した。参戦の時期に関して、日本政府は1943年1月15日と決定し た。

1943年1月6日、日本の大本営は解読したアメリカの電報で、中米が旧条約を破棄し、 新条約の交渉をしているという情報を知り、汪政権の参戦時期を前倒しすることを決定し た。1月9日午前、汪偽政府は「最高国防会議」を設立し、米英に対する「宣戦布告」を公 布した。太平洋戦争が勃発してから、汪偽政府はずっと米英に対して「宣戦」することで 自己の地位を高めたいと考えていた。しかし、日本は戦争で優勢にたっていた時には、汪

¹⁷ 前揭『日本外交年表並主要文書』下巻 580-581 頁。

政権の参戦に反対した。形勢の変化につれて、日本は態度を変えた。現在汪偽政権が日本 と一緒に米英に対して「宣戦」したことで、「日本が中国に駐軍することが、共同で敵に立 ち向かう意義を有する」ことになったのである¹⁸。同日、重光葵と汪精衛は「共同宣言」及 び「租界返還と治外法権撤廃協定書」を締結した。日本は中国の専管租界を「返還」し、 中国が速やかに上海及びアモイの鼓浪嶼における公共租界と北平の大使館区を回収するこ とと、中国における治外法権を撤廃することを「承認する」と宣言した。この宣言は元々 全く意味のないものであった。なぜかというと、1941 年 12 月、中国が日本に対して宣戦 する際にすでに、およそ日中関係にかかわる一切の条約、協定、契約は一律に廃止すると 厳かに声明を発表し、日本の中国における全ての特権は全部取り消されたからである。日 本と汪偽政権の関係からいって、これはペテンにすぎなかった。これは、日本占領区に対 する日本の軍事占領と全面統制に対して何一つ損失がないからである。まもなく、イタリ アも中国における租界の返還と治外法権の撤廃を宣言した。汪偽政府はイタリア政府とイ タリアが北平の大使館区における行政権を返還する協定を締結した。また、汪偽政府はフ ランスのヴィシー政府と、フランスが中国における租界を返還する条項を締結した。これ らはすべて日本の政治的欺瞞劇の補足にすぎなかった。

汪偽政権は「対華新政策」を貫徹するためにまたもや一連の措置を採った。1月9日、汪 精衛は「国民精神総動員首都民衆大会」を開催して、「苦楽を共にし、生死を共にする精神 で、日本と協力して東亜の共栄を実現する」よう民衆を鼓舞した。10日、偽市長らが参加 する「地方長官会議」を開いて、「宣戦」後の「中央及び地方」の戦時経済が如何に増産を はかり、如何に治安を強化するかについて、さらに新国民運動の展開及び国民精神総動員 などの問題を討議した。14日、汪は南京にて偽国民党6期5中全会を開き、会議後に発表 した宣言は、全てを犠牲にして、大東亜戦争に貢献するとまで称していた。19日、汪はま た「将兵に告げる文書」を発表した。汪偽政権統治区の大中都市では集会が開かれ、参戦 に気勢を上げると同時に献金で飛行機を購入するキャンペーンが繰り広げられた。

2月2日、汪偽政府は日本の同意を取り付けた後に国旗を変更すると宣告し、青天白日満 地紅旗につけていた「和平反共建国」の文字のある黄色い三角の布を取り除いた。翌日、 偽華北政務委員会は「五色旗」を使用せず、汪政権と同じ旗を掲げることを決めた。南北 の傀儡政権がこのような行動をとったのは、「国旗にもっと大きな政治的効果を持たせる」 ためであり、虚実とりまぜ、世論を惑わして人心の収攬を図るためであった。これは日本 が中国で実行した政治的欺瞞の一構成部分であった。

太平洋戦争の戦局の発展にともない、5月29日、日本の大本営・政府連合会議は「大東 亜政略指導大綱」を制定し、日本を中核とする「大東亜各国各民族の相互団結の政治態勢」 を拡充・強化することを決定した。その重点は「各国各民族の戦争における帝国に対する 協力を強化し、とりわけ中国の問題を解決すべきである」とした。大綱は二つの対中国政 策を決定した。「日華基本条約」を修正して、「日華同盟条約」を締結する、汪偽政府を指

¹⁸ 重光葵著(斉福霖訳)『日本侵華内幕』解放軍出版社(1987年版)335頁。

導して、「重慶に対して政治工作を展開する」¹⁹の二点であった。これらの政策を実施する ために、8月に日本の大東亜相青木一男が南京に来て汪精衛と会談した。9月、汪精衛、陳 公博はまた秘密裏に日本を訪問し、東條などと協議した。10月30日、汪精衛と日本大使谷 正之は南京で同盟条約及び付属議定書を締結した。双方は「緊密に協力して、出来る限り 援助し」、「緊密なる経済提携を実施する」等を表明した²⁰。条約と議定書は、文面上では極 力双方の関係が「平等」の面目をもつようにし、日本は戦争状態が収束した時点で中国か ら撤兵することまでも約束した。この条約は1940年11月の「基本関係条約」に取って代 わった。条約の締結を通して、日本は表面上は汪偽政権の地位を高めたが、実際には「以 華制華(中国を以って中国を統治する策略)」を強化したのだった。

条約を締結した後、汪精衛はすぐさま東京に行き、11月5日から6日まで行われたいわ ゆる「大東亜会議」に参加し、「共同宣言」に名をつらね、「大東亜戦争ヲ完遂」、「共存共 栄ノ秩序ヲ建設」のために旗を振って鬨の声を上げた²¹。会議終了後、彼は重慶側へ「反省」 し「ためらうことなく帰順する」ことを呼びかけたが、それは痴人が夢を説くような全く ばかげたことであった。

日本は全面的な中国侵略戦争を開始した後、「戦争で戦争を養う」という策略を実行し、 広大な占領区に対して残虐な略奪を行ったため、占領区経済は完全に日本の掌握するとこ ろとなった。

日本が占領区で行った経済略奪の最も重要な行為は、占領区の経済統制機関にあたる国 策会社を設立し、占領区の鉱工業企業に投資し管理する責任をもたせ、日本の侵略戦争の 手助けをさせることであった。中国東北部では、日本の国策会社は南満洲鉄道株式会社(略 称、満鉄)と重工業の発展を中心とする「満洲重工業開発株式会社(略称、満業)」であっ た。華北では、当初は興中公司が経済侵略の急先鋒を担い、後に1938年11月には更に規 模の大きな華北開発公司が設立され、華北の重工業生産を全面的に独占した。華中で日本 が設立した国策会社は華中振興公司であった。これらの国策会社は占領地域経済全体の生 命線を握っていた。統計によると、中国東北部では1944年満業は全中国東北部の石炭採掘 業の80%以上、鉄鋼精錬業の80%、レアメタル、軽金属生産の80%、航空機、自動車製 造の100%、工作機械製造の90%、武器製造の50%、化学工業品の25%をコントロール していた²²。華北振興公司の子会社はおおよそ全ての産業を網羅しており、1945年に戦争 が終結するまでに、管轄していた関係会社、企業の数は73に増え、資産は783億元余りま で急増していた²³。華中地域では、1943年には華中振興公司の子会社は15に増えていた。 おおよそ軍事関連の鉱工業企業は、一つの例外もなくいずれもが華中振興公司の統制下に

¹⁹ 前揭『日本外交年表並主要文書』下巻 583-584 頁。

²⁰ 章伯峰、庄建平主編『抗日戦争』第6卷『日偽政権』四川大学出版社(1997年版)871頁。

²¹ 前揭『日本外交年表並主要文書』下巻 594 頁。

²² 王承札主編、『中国東北淪陥十四年史綱要』、中国大百科全書出版社、1991年版、317頁。

²³ 居之芬、張利民主編、『日本在華北経済統制略奪史』、天津古籍出版社 1997 年版、309 頁。

あった。

これらの国策会社の推進により、占領区は日本の原料生産と軍事工業製品の基地となり、 石炭、鉄、アルミナ、ソーダ、アルコールなどといった重要な戦略物資の多くは日本へ運 ばれ、あるいは日本軍がコントロールして利用した。例えば太平洋戦争が始まった後、日 本が必要とした銑鉄の半分以上は中国東北部から供給され、アルミニウムの44%は中国東 北部で生産されていた。1941年と1942年、日本の鋳鉄総輸入量のうちそれぞれ65.9%と 57.9%が中国東北部の昭和製鋼所からのもので²⁴、撫順西製油所が産する重油の92.1%は日 本海軍に供給された²⁵。華北地域では、1945年8月までに日本は華北で合わせて石炭1.2 億余トン、鉄鉱石500万トン程度、鋼鉄60余万トン、塩1200万トン、ソーダ20余万ト ン、アルミナ鉱石300余万トン、タングステン・マンガン精鉱石22万トン、そして大量の 金、雲母、石英などの鉱物資源を採掘し略奪したのだった²⁶。

日本軍による占領地域の農業副産物の略奪は厳しい統制政策の実施により行われた。綿 花、米穀、小麦を日本軍は重点的に略奪した。日本の全面的な中国侵略戦争が始まると、 日本は中国東北部で満洲特産専管公社、満洲糧穀株式会社、満洲殻粉管理会社、満洲綿花 会社などの機関を相次いで設立し、中国東北部の農業副産物に対して専売制度を実施した。 その後、偽満洲国政府は「戦時農産品出荷対策要綱」を公布し、中国東北部の米の徴収に 更に力を入れた。こうした「出荷」上納される食糧の相当量が日本へ運ばれた。例えば1942 年に日本へ運ばれた食糧は260万トン、1943年には320万トン、1944年には390万トン であった。さらに一部の食糧は朝鮮、関東州、華北地域へと運ばれた²⁷。そのほか、毎年 100から120万人の関東軍用の食料供給を担わねばならなかった。中国東北部は名実とも に「大日本帝国」が建設した「大東亜食糧兵站基地」となった。農業副産物を略奪するほ か、日本軍は中国東北地域でさらに「百万戸移民計画」の実施を通して、大量の耕地を収 奪した。

日本軍は華北を占領してまもなく、すぐに綿花を統制品にすると宣言し、その生産、価格、販売、輸出を厳しくコントロールした。1945年に戦争が終結するまで、日本軍は華北からおよそ2000万担(訳注:1担=100斤、50キロ)の綿花(原綿)の奪取をもくろんだ²⁸。1939年から1944年にかけて、日本軍が華中地域で強制的に買い付けた綿花は690万余担に達した。綿花のほかにも、日本軍はまた米穀統制会、華北小麦協会、華中米穀購買組合、華中製粉連合会といった機関を設立し、占領された地域で生産される米、小麦などの重要な農産物を統制し略奪した。日本軍が強硬に買い付けたことで、華中地域で毎年日本軍のために提供される軍用米は20万トン以上にのぼり、1944年度には25.47万トンに

²⁴ 『昭和製鋼所運往日本的生鉄在日本生鉄輸入量中所占的比重』(1932-1942)、中央档案館、中国第二 歴史档案館等共同編集、『東北経済略奪』、中華書局 1991 年版、339 頁。

²⁵ 『東北経済略奪』 387 頁。

²⁶ 居之芬、『日本的"華北産業開発計画"与経済略奪』、中共石家庄市委党史研究室、石家庄市党史研究会編、『日軍侵華暴行(国際)学術研討会文集』、新華出版社 1996 年版、521 頁。

^{27 『}東北経済略奪』、549頁。

^{28 『}日軍侵華暴行(国際)学術研討会文集』、521頁。

達していた²⁹。

日本軍はまた大量の軍票を発行することにより占領地域の財産を奪った。戦争初期、日 本軍は華北では朝鮮銀行券を軍費支払いの手段としたが、華中では日本銀行券で支払いを した。のちに戦争の規模が拡大するにつれ、軍費の支出がおびただしくなり、日本の内閣 は在華日本軍が軍票を使用すること、軍票の流通地域は基本的には華中と華南地域(香港 を含む)に限ることを決定した。日本軍が強力に推し進めたため、華中地域における軍票 の流通量は急速に増加し、例えば1939年1月に軍票が実際に流通した量は5116万円余り で、1942年8月になるとその実際の流通量は3億円近くに達した³⁰。1943年4月1日、日 本軍は汪偽政権の発行する中儲券を軍票の代わりにすると決定し、占領地域で5年ものあ いだ流通してきた軍票を回収し始めた。こうして、日本は首尾よく戦争の軍費負担を汪偽 政府に転嫁してしまった。

占領地域では、労働資源も日本による経済略奪の重要な対象であった。日本軍による略 奪、労働力の酷使には主に三種類あった。ひとつは戦争中に直接壮丁を拉致して労役に当 たらせる、次に労働者協会あるいはその下部の事務所、県事務局を通じて農民を騙し、脅 迫して中国東北部や日本に送り働かせる、そして農家各戸に毎年各種の労役を負担させる もので、例えば北平昌平県では平均で各戸が1年に「延べ 175 回出夫」しなければならな かった³¹。研究者の統計によると、わずかに華北地域だけでも、日本のために働いたもの、 およびその家族の総数は960余万人に達し、うち38900人余りの労働者が日本へ連れて行 かれ働かされた³²。労働者たちの労働や生活条件は極めて劣悪で、多くの労働者が負傷し、 障害が残ったり、あるいは死亡するものまであった。さらに多くの労働者たちが日本軍に よる秘密の軍事要塞建設にあたった後、残酷にも集団虐殺された³³。

(三) 国連の樹立と日本の敗戦、降伏

「連合国宣言」が発表された後、アメリカ国務省は直ちに専門機構を設立して、戦後に 処理すべきさまざまな問題を研究した。戦後の世界構造と世界の平和を維持する専門機構 を樹立することは、ルーズベルトが常々考えていた問題である。1943年になると、反ファ シズム戦争がヨーロッパとアジアの二つの戦場において進展するのに伴い、米、ソ、英三 国の間で、戦後の国際秩序、世界的な範囲で普遍性をもつ国際組織を樹立することを含め て、ますます多くの事前協議が行われた。10月18日から30日まで、三国外相会議がモス クワで開催された。会議は連合国間の軍事協力の問題を協議し、「普遍的安全に関する宣言」

30 王士花著、『"開発"与略奪:抗日戦争時期日本在華北華中占領地域的経済統制』111頁。

²⁹ 浅田喬二等著、袁愈佺訳、『1937-1945 日本在中国沦陷区的経済略奪』、復旦大学出版社 1997 年、35、 45、50 頁。

³¹ 『北平敵占区人民的生活負担』(1941-1945年)、強重華編、『抗日戦争時期重要資料統計集』、北京出版者 1997年、326頁。

³² 『歴年華北"強制労働"及家属掠往日本"満洲"蒙疆華中人数統計表』、居之芬、張利民主編、『日本在 華北経済統制掠奪史』、420頁。

³³日本の対中国経済略奪に関する部分は南京師範大学の張連紅教授執筆の原稿による。

に合意し、中国に原署名国となるよう要請した。10月27日、中国の駐ソ大使傅乗常が国民 政府より宣言の署名権を授与された。

10月30日、四国は「普遍的安全に関する宣言」に正式に署名した。宣言は世界に向けて、 四国が1942年1月1日の「連合国宣言」に従って共同で行動し、枢軸各国が無条件降伏す るまで枢軸国に対して戦争を続けると宣告した。宣言はまた、「可及的速やかな日時に、全 ての平和を愛する国々の主権平等の原則に基づいて、普遍性を持つ国際機構を樹立し、平 和を愛する国々が大小を問わず、みなメンバー国としてこれに参加して、国際平和と安全 を維持する必要があることを認めた」³⁴。宣言の署名と発表は反ファシズム戦争中の一大事 件である。これは「連合国宣言」の精神を大いに発揚し、戦時の連合国間の協力を強化し、 未来の国連の初歩的な基礎を定めた。

1943年中ごろから、ルーズベルトは連合国首脳会議を開催することについて、スターリン、蒋介石と協議を開始した。本来、ルーズベルトは四大国の会議を開催するつもりだったが、当時ソ連はまだ日本と戦争状態にはなく、対日作戦を討議する会議へ参加するには不都合だと感じていた。そこで、最終的には米、英、中三国の首脳が先にカイロで東方戦場の問題を討議し、後に米、英、ソ三国首脳がテヘランで欧州及びその他の問題を協議することを決定した。

カイロ会議は大戦期間中に中国の指導者が参加した唯一の連合国首脳会議であり、国民 政府はこの会議を非常に重視して、会議の前に充分な準備を行った。会議は軍事と政治の 二つの議事日程があった。軍事の面では、米、英、中三国の指導者と参謀長らが、反ファ シズム戦争における東方戦場の進展と、三国が協力して作戦を行う問題を討論した。政治 問題は、主にルーズベルトと蒋介石との間で、11 月 23 日、25 日の 2 回の長時間にわたる 会談で話し合われた。討議された内容は九つに概括することができる。一、中国の国際的 地位に関して、ルーズベルトは太平洋戦争以来の一貫した考え、即ち中国が四大国の一員 として今後の国際機構に参加すべきであると表明した。蒋介石はこれを快諾した。二、戦 後日本の天皇の地位に関して、蒋介石は日本国民の自国の政府形式を選択する自由意志を 尊重すべきと表明した。三、日本に対する軍事管制に関して、ルーズベルトは戦後日本に 対する占領は、中国を中心とすべきであると述べた。蒋介石は戦後中国の実際の情況を考 慮して、中国はこの責任を担いがたいと見て、アメリカを中心とすべきであり、必要があ れば、中国は協力できると述べた。四、賠償問題に関して、戦後日本は現物、例えば、機 械、戦艦、商船、機関車などを中国に輸送して賠償の一部とすることを、蒋介石が提案し た。五、領土に関して、二人の指導者は東北四省(遼東半島及び大連、旅順を含む)と台 湾、澎湖は戦後中国に返還すべきであることに同意した。六、中米の戦後協力に関して、 ルーズベルトは双方が適切な処理をとり、互いに助け合うことによって、太平洋の安定と 平和を維持し、侵略を防止することを提案した。蒋介石は、旅順軍港は両国の共同使用に 提供することができ、中国はアメリカの軍艦が中国の港に入港することを歓迎すると表明

³⁴ 前掲『反法西斯(ファシズム)戦争文献』137-138頁。

した。七、朝鮮、ベトナムとタイに関して、二人は朝鮮、ベトナムの戦後独立、タイの独 立地位の回復に同意したものの、具体的方案については討議しなかった。八、中国の国共 両党の問題に関して、ルーズベルトは国共が戦時中に連合政府を樹立することを建議した。 蒋介石は、戦後ソ連が中国東北部の国境線を尊重することをもしアメリカが保証しうるな ら、共産党に要請して政府に参加させることに同意すると表明した。九、中ソ関係に関し て、蒋介石は戦後ソ連にある程度譲歩してもいいと表明した。例えば、大連を各国が共同 管理する自由港にし、ソ連に向けて開放するが、その代わりにソ連は中央政府のみを支持 することができ、共産党を支持することはできないことを求めた³⁵。

12月1日、「カイロ宣言」が正式に発表された。宣言は、日本が無条件降伏するまで、「三 大国は緩まぬ圧力を海、陸、空の諸方面から敵に加えることを決意する」と表明した。こ れは、日本が連合国を離間し降伏を誘引しようとする企図に対して致命的な打撃であり、 抗戦している中国軍民にとっては極めて大きな鼓舞であった。宣言は、「三国の趣旨は、1914 年の第一次世界大戦開始以降に、日本が太平洋地域で奪い取った或いは占領した全ての島 嶼を剥奪し、日本が中国から盗み取った領土、例えば満洲、台湾、澎湖列島などを中国に 返還させる」36ことにあると厳かに宣告した。この声明により、中国人民が失地を回収する という神聖なる使命が厳かな国際的保障を獲得した。

1943年10月の四大国宣言は、まもなく成立する国際組織の基本原則を確定した。1944 年2月から、米、英、ソ三国の政府は新たな国際組織の権力と役割などの問題について協 議を開始し意見の一致を見た。1944年後半、新たな国際組織の設立を準備するダンバート ン・オークス会議が二段階に分けて開催された。第一段階は、8月21日から9月28日ま での米、英、ソ三国の会議であり、第二段階は、9月29日から10月7日までの中、米、 英三国の会議である。第一段階の会議では、将来の国際組織の名称、構成、安全保障理事 会などの項目に関して意見の一致を見た。しかし、創設メンバー国と安保理の投票手順な どをめぐっては隔たりがあった。第二段階の会議で、中国側は第一段階の会議が挙げた成 果に同意し、若干の補足的な建議を提出した。その中のいくつかが米、英両国によって受 け入れられた。例えば、国際紛争の処理は正義と国際法の原則を重視すべきこと、国際公 法の発展と修正は総会が提唱・研究し建議すべきこと、経済社会理事会は教育及びその他 の文化協力事業を促進すべきことなどである。この三点の建議は外交文書の形式でソ連に 通知し、ソ連の賛同を得て、後に「国際連合憲章」に盛り込まれた。第一段階の会議が残 した問題は、その後1945年2月のヤルタ会議で解決を見た。

1945年4月25日、サンフランシスコで国連憲章作成会議が開催された。50か国282名

³⁵ 中国国民党中央委員会党史委員会編印、秦孝儀主編『中華民国重要史料初編―対日抗戦時期』第三編『戦時外交』三、500-505頁。梁敬錞『開羅(カイロ)会議与中国』香港亜洲出版有限会社(1962年版)39-41 頁。埃遼特・羅斯福『耳聞目賭』(Elliott Roosevelt, *As He Saw It*, New York: Duell Sloan and Pearce, 1946, pp. 164-166.) 葦爾斯『締造歴史的七項決定』(Summer Wells, *Seven Decisions That Shaped History*, New York Harper and Brothers, 1951 pp. 151-154.)

³⁶ 復旦大学歴史系近代史教研組編『中国近代対外関係史資料選輯』下巻 第2分冊、上海人民出版社(1978年) 202頁。

の代表が会議に参加した。会議は四大国首席代表が順番に議長を担当し、英語、フランス 語、ロシア語、中国語、スペイン語など五つの言語を正式の事務用言語とした。中国の代 表団は 10 名により構成され、共産党の代表董必武も含まれた。6 月 25 日、全体大会は満 場一致で「国際連合憲章」及び国際裁判所規約を採択した。26 日、各国代表は「国際連合 憲章」の5 種類(中国語、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語)の文書に署名した。 1946 年 1 月 10 日から 2 月 14 日まで、第 1 回国連総会がロンドンで開催され、国際連合が 正式に成立し、そのシステムの運営が開始された。

国連の成立は現代国際関係史上の重大事件である。人類は二度の世界大戦を経験し、と りわけ反ファシズム戦争の洗礼を受けた後、数千万人の生命を喪失し数えきれないほどの 財産を損失した後、二度とこのような惨禍を繰り返してはならず、権威ある国際組織をも って、新たな世界戦争の勃発を防止し、世界の永久の平和を維持することが必要であると 切実に認識した。それにより、国連の成立の過程で各国は意見の相違があっても、依然と して強い協力の願いを示し、それゆえに国際平和のビルディングの構築に成功したのであ る。国連の成立は間違いなく人類の歴史的な進歩である。国連の創設メンバー国と安保理 の常任理事国として、中国は国連の創設に重要な貢献をした。国連は反ファシズム戦争の 産物であり、中国の反ファシズム戦争への貢献は、つまりは国連創設に対する貢献でもあ る。中国は大国であると同時に弱国でもあり、ダンバートン・オークス会議とサンフラン シスコの憲章作成会議における地位は特殊であった。戦後処理に関する一連の重要な問題 において、例えばメンバー国の政治の独立と領土の保全、外からの侵略への反対、正義と 国際法の原則に従う平和的手段による紛争解決、委任統治などについて、中国はより多く 弱小国の利益を代表して自らの提案を示したが、こうした主張は「国連憲章」の内容を豊 富にしたばかりではなく、憲章の正義と公平性を保障する面においても貢献した。

1945年2月上旬、アメリカ、イギリス、ソ連の三カ国の首脳がソ連の黒海沿岸にあるヤ ルタで会談を行い、戦後世界をどうするか、またソ連の対日作戦参加問題について話し合 った。ルーズベルトは基本的には大国が協力して世界を掌握するという構想に基づいて戦 後世界の未来図を描いていた。同時に、アメリカはまたソ連が出兵して対日作戦に参加し、 数十万という装備の整った関東軍に対処することを必要としていた。しかしスターリンの 基本構想は、ソ連の周辺に緩衝地帯を設けることで戦後ソ連の安全を確保しようとするも のだった。ヤルタ会談で三カ国の指導者は次のような内容に同意した。ソ連はヨーロッパ 戦線での戦いが終結した2、3カ月後に対日作戦に参加する、その条件は、一、外蒙古の現 状維持。二、日露戦争前にロシアが持っていた権利を回復させる、これにはサハリン南部 とそれに連なる島嶼のソ連への返還を含み、大連商港を国際化しソ連が優越的権利を持つ、 旅順港の租借を復活させてソ連の海軍基地とする、中ソ共同の経営会社を設立し、中東鉄 道と南満州鉄道を共同管理し、ソ連は当該鉄道について優越的権益を持つ。三、千島列島 をソ連に渡す。ソ連は国民政府と条約を締結し、中国が日本の束縛と圧迫から解放される よう手助けする準備を行なう。協定では更に、アメリカは蒋介石がソ連の条件に同意する よう取り計らうことも定めていた³⁷。この協定が中国の主権を損なっていたことは間違いな い。会談の中で、スターリンは自ら蒋介石の指導者としての地位を支持することを表明し た。協定は当時は秘密とされ、会談から4ヶ月後にアメリカはようやく正式に協定の内容 を国民政府に知らせただけであった。

「ヤルタ協定」の規定を確実に実行するため、6月末から8月中旬にかけて国民政府の代 表である宋子文、蒋経国らはスターリン、ソ連のモロトフ外相らとの難しい折衝に臨んだ。 アメリカの干渉下で、中ソ双方はついに8月14日に「中ソ友好同盟条約」と4項目の付属 協定(中ソ条約と総称)の合意に達した。中国側が条約の中で主に譲歩したのは、実質上 外モンゴルの独立を承認すること、中東鉄道、南満州鉄道を中国長春鉄道と名を改め中ソ の共同管理とすること、旅順を海軍基地として中ソ両国の使用に供すること、大連は戦時 には旅順軍事区に入れ、平時には自由港とし、行政権は中国に属することなどである。ソ 連が条約の中で保証した主な内容は、ソ連政府の道義的支持と物資の援助(特に軍需品) は「完全に中国中央政府、即ち国民政府に対するものである」こと、ソ連は中国の東三省 の主権および領土と行政の保全を尊重すること、新疆事変についてはソ連は中国の内政に 干渉しないこと、などである³⁸。このように、中国が長年におよぶ血を浴びるような苦闘を 経て抗日戦争に勝利を収めようとしていたその直前、ソ連とアメリカは手を組んで中国の 主権に重大な損害を与える不平等条約を中国に押し付けてきたのである。

ドイツが降伏した後、戦後欧州の一連の問題及び対日戦争の終結条件、日本の戦後処理 方針などについて討議するために、米、英、ソ三国は1945年7月17日から8月2日まで、 ベルリンの郊外ポツダムで戦時三回目の首脳会議を開催した。7月26日、アメリカが起草 して英国が賛同し、中国にも参加を要請した「ポツダム宣言」が発表された。宣言は「直 ちに無条件降伏する」よう日本に促し、日本の条件つき和平交渉の道を閉ざした。宣言は、 「カイロ宣言の条項は必ず実施すべきであり、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及 び我々が定めたほかの小島の範囲内に限定しなければならない」とし、日本の戦犯に対し ては「法律により厳しく制裁」するとした。宣言は最後に「我々は、日本政府に直ちに全 ての日本の武装部隊が無条件降伏すると宣するように通告した……さもなければ、日本は すぐにでも完全に壊滅するだろう」と宣告した³⁹。

7月27日、日本の最高戦争指導会議は「ポツダム宣言」及びソ連の調停の可能性について て討議した。会議は、まずモスクワの動静を見てから、宣言に対して返答することを決定 した。7月28日、鈴木首相はある記者会見で、「ポツダム宣言」は「カイロ宣言」の「焼き 直し」にすぎず、「あまり価値がなく」、日本の「一顧だに値しない」と放言した。日本が

 $^{^{37}}$ U.S.Department of Stated,ed.,United States Relations with China. With Special Reference to the period 1944 - 1949 (Government Printing Office, 1949) 113 - 114 $\bar{\rm g}_{\circ}$

³⁸ 条約の全文は王鉄崖主編『中外旧約章匯編』、第3冊、三聯書店 1962 年版、1327 - 1338 頁。

³⁹ 世界知識出版社編『国際条約集(1945-1947)』(1961年版) 77-78頁。

公然と「ポツダム宣言」を拒絶した以上、連合国は日本に対して最も厳しい打撃を加える しかなかった。しかし、日本政府は鈴木談話がもたらす重大な結果を意識していなかった ようで、黙ってソ連の調停を待つだけで、表面上は平穏でも実際には莫大な災難を醸成し ていた 10 日間を何をしようともせずに過ごした。8月6日、アメリカは日本の広島に一発 目の原爆を投下し、重大な犠牲を作り出し、日本の朝野を震撼させた。

にもかかわらず、日本の政策決定者は依然として佐藤大使とソ連外交人民委員モロトフ との会談に望みをかけていた。8月8日の夜中(モスクワ時間8月8日午後5時)、モロト フは佐藤に、日本が降伏を拒否することに鑑み、ソ連政府は連合国の提案を受け入れ、対 日作戦に参加し、かつ連合国の同年7月26日の宣言に参加することを決定した旨知らせた ⁴⁰。ソ連の陸海軍は8月9日零時ごろ、三つのルートに分かれて、中国東北部の関東軍に進 攻を開始すると同時に、朝鮮北部、サハリン南部及び千島列島に進攻した。

ソ連が出兵した後、8月9日午前10時30分、日本は最高戦争指導会議を開いた。鈴木 は原爆の出現とソ連の出兵などの状況に基づいて、「ポツダム宣言」を受け入れることを提 案した。会議の出席者は原則的に(これに)同意したが、阿南惟幾陸相、梅津美治郎参謀 総長などが四項目の付加条件を提出した。即ち国体維持、(日本)自身が戦犯を処罰する、 自主的に武装を解除する、連合軍は東京以外の小範囲だけに小兵力をもって短時間の日本 本土占領を行う、の四点である。東郷外相は国体維持の一項の条件だけに賛成した。会議 は意見の一致に至らなかった。

最高会議が紛糾している最中、9日午前11時30分、米軍は長崎に二発目の原爆を投下し、 日本にとってこれもまた疑いなく一大激震であった。しかし、内閣は「ポツダム宣言」を 受け入れる条件面で意見の相違が依然としてあった。10日早朝天皇が決断を下し、日本の 国体を維持する条件下で宣言を受諾することに同意した。10日朝、日本政府はスウェーデ ンとスイス政府に、日本が「ポツダム宣言」を受諾するとの意向を、中、米、英、ソ四国 に伝えるよう打電して要請した。翌日、アメリカ政府は連合国を代表して次のように返答 した。日本が「降伏した時点から、日本の天皇及び政府の国家統治権は、連合軍最高司令 官に従うべし」、「日本政府の最終的な形式は、日本人民が自由に示した意志によって確定 する」と連合国は声明する⁴¹。

主戦派と和平派の激論を経て、天皇は「ポツダム宣言」の受諾を最終的に決定した。8月 14日、天皇は「終戦の詔書」を発布し、15日正午、天皇自らが読み上げた「終戦の詔書」 の録音が日本全国に向けて放送された。支那派遣軍総司令官岡村寧次及びその部下も天皇 の「玉音」を聴取した。同日午後、岡村は全ての中国侵略日本軍に対して、天皇の命令に 従い、連合国に降伏するよう訓令した。8月16日19時7分、中国侵略日本軍は戦闘行動 を停止した。

9月2日、日本の連合国に対する降伏式典が、東京湾に停泊中の米国戦艦「ミズーリ」号

^{40 『}大東亜戦争全史』第4冊、1638頁。

^{41 『}現代国際関係史資料選編』下冊、北京大学出版社 1987 年版、480 頁。

上で行われた。日本政府の代表重光葵外相、大本営の代表梅津美治郎参謀総長が降伏文書 に署名し、中国代表徐永昌将軍と連合国各国代表が署名して降伏を受け入れた。第二次世 界大戦は連合国の勝利で終結した。

中国侵略日本軍の降伏式典は9月9日、南京中央軍校大講堂で行われ、何応欽が岡村寧 次及びその率いる部隊の降伏を正式に受け入れた。中国戦区の日本軍は16の地域に分かれ て続々と中国軍に投降し、9月中旬には大体終了した。中国東北部の日本軍-関東軍は8月 18日からソ連軍に降伏し始めた。8月22日、関東軍総司令官山田乙三がソ連軍に対して正 式に降伏手続きを履行した。

台湾での降伏の受け入れはやや遅れた。8月27日、蒋介石は陳儀を正式に台湾行政長官 に任命し、台湾の接収工作を実施させた。9月1日、重慶で台湾行政長官公署及び台湾警備 総司令部が成立し、陳儀が台湾警備総司令を兼任した。9月中旬、中国空軍部隊が台南、台 北に進駐した。10月5日、台湾警備総司令部前進指揮所が台北に進入した。10月6日、元 総督府官邸にて50年来初めて中国国旗の掲揚式が行われた。10月25日、台湾、澎湖地域 の日本軍の降伏式典が台北公会堂(後に中山堂と改名)で行われた。日本軍の代表安藤利 吉などが、中国陸軍投降受理主官陳儀に正式に投降した。式典終了後、陳儀は直ちにラジ オ演説を発表して、「今日から、台湾及び澎湖列島は正式に中国版図に再び編入され、全て の土地、人民、政事はみな中華民国国民政府の主権下に置かれる。このような歴史的意義 がある事実を、私は特に全中国同胞に報告すると同時に全世界に周知する」と宣告した。 日中の甲午戦争(日清戦争)の後、不平等条約に基づいて日本に割譲された台湾及び澎湖 列島は、中国人民の半世紀にわたる闘争を経て、ついに祖国の懐に帰ってきた。

(四) むすび

本章で取り上げた時期は近代日中関係史における両国の矛盾と衝突が最も顕著で、それ が全面戦争の発生にまで至った時期であり、日中関係史上最も暗い時代であった。日本の 大陸政策はこの時期まで発展して「9.18 事変」を引き起こし、日本軍はあっという間に中 国の東北三省を占領した。しかし日本は中国東北部を侵略したことに満足せず、1935 年華 北事変を起こして華北への拡張を続けた。ついに 1937 年 7 月 7 日、宛平県城への砲撃と盧 溝橋への侵攻を合図に、全面的対中侵略戦争を開始した。

日本の中国侵略戦争は中国人民に甚大な民族的災難をもたらした。侵略者は相次いで中 国の広大な国土を踏みにじり、中国の大部分の重要都市を侵略占領し、中国を日本の植民 地に変えようと企んだ。侵略者は中国の軍人、人民をほしいままに殺戮し、労働者の搾取 を強行し、婦女を蹂躙し傷つけ、細菌戦や化学戦を行って、南京大虐殺など一連の惨事を 引き起こした。不完全な統計によれば、戦争期間中に中国の軍人、人民 3500 万人余りが死 亡、負傷した。1937 年のレートで換算してみると、中国の直接的経済損失は 1000 億ドル 余り、間接的経済損失は 5000 億ドル余りであった。

中国人民は日本の侵略に対して強硬に抵抗した。中国国民党と中国共産党の指導する抗

20

日軍隊は、それぞれ正面戦場と敵後方戦場で戦いの任務にあたり、共同で日本の侵略者に 対抗する戦略的態勢をとった。国民党軍を主体とする正面戦場では、一連の重要な戦役を 展開し、日本軍に大きな打撃を与え、日本軍の速戦速決の計画を破綻させた。中国共産党 の指導する敵後方戦場では、多くの群衆を動員し、遊撃戦を展開、八路軍、新四軍、華南 遊撃隊、東北抗日聯軍そしてその他の人民抗日武装勢力は極めて困難な条件の下で勇猛果 敢に戦い、多数の日本軍を殺傷して日本軍を牽制するという重要な役割を果たした。二つ の戦場は互いに支えあって中華民族に抗戦を続けさせた。

中国侵略戦争の期間中、日本は一貫して降伏誘引作戦を諦めず、また一部地方の傀儡政 権を助け、汪精衛を筆頭とする親日派が投降の意思表示をするよう画策したが、中国は終 始全民抗戦を堅持し、日本の降伏誘引の企みは全体で言えば成功しなかった。

中国人民の抗日戦争における偉大な勝利は、中華民族の同胞全体が団結して奮闘した結 果であり、中国人民が世界反ファシズム同盟国の人民と肩を並べて戦った結果である。中 国人民の抗日戦争は世界反ファシズム戦争の重要な一部を成しており、世界反ファシズム 戦争の東方主戦場であった。まず、太平洋戦争が勃発する前には、中国はほぼ単独で日本 と戦っていた。中国は国力が貧弱な国であり、遅れた経済と粗末な武器装備をもって、国 際援助が欠乏している状態で、経済上、軍事上強大な実力を有する日本と敢えて対抗した。 これ自体が、世界の正義の勢力に対する一種の鼓舞であり、感化と呼びかけであった。次 に、中国人民は自らの抵抗と犠牲を以って、日本ファシストの邪魔をし、ソ連と英、米な どの国がアジアで直面した戦争の圧力を軽減した。中国戦場で大量の部隊を引き抜くこと ができなかったために、日本はずっと北進(計画)を実行できなかった。正にそれゆえに、 独ソ戦争が勃発した後、ソ連は極東地域から続々と 50 余万の軍隊と大量の武器を順調に引 き抜いて、西部前線に回してドイツ軍に抗戦できたのである。欧州戦争が勃発した後、英、 仏は重大な打撃を受け、アジアにおける植民地を保護する能力を失った。アメリカはまだ 戦争の準備を進めていた。日本は迅速に対中戦争を終結させ、多くの兵力を南に回して、 英、仏、米、オランダなどの国々が、東南アジアと太平洋地域において掌握している重要 な戦略資源を奪取しようとした。しかし、日本が太平洋戦争を起こすまで、南進兵力は 10 個師団と3個混成旅団にすぎず、中国侵略兵力の30%にも及ばなかった。

そして、「7.7 事変」から 1945 年に至るまで、日本が毎年関内の戦場に投入した陸軍は、 最も多い年で編成総数の 90%を占めており、最も少ない年では 35%、8 年間の平均は毎年 76%以上であった。太平洋戦争の全体において、日本陸軍の主力は依然として中国戦場に 釘付けにされていた。世界反ファシズム戦争は一体である。国戦場と太平洋戦場は互いに 支持し、互いに援助し、互いに励ましあい、最終的にファシストに打ち勝つために共に貢 献した。中国戦場の役割について、ルーズベルト大統領は太平洋戦争が勃発して間もなく してこう述べた。「中国がなかったら、中国が駄目になったら、どれほど多くの日本師団の 手が空いただろう。彼らが何をしたと思う。彼らはオーストラリアを乗っ取り、インドを いとも簡単に手に入れ、そして中近東を真っ直ぐに目指したはずである」⁴²。総じて言えば、 中国戦場は最も長く持ちこたえ、最も多くの日本軍をひき付けて殲滅し、日本の大量の戦 争資源を消耗させた。この主戦場があってこそ、反ファシズム戦争は東方で勝利したので ある。

日中戦争は、(日中)両国にとって非常に重要である。抗日戦争は中国近代の歴史におけ る重要な転換であり、中国復興の枢軸である。戦争は中国を変え、中国における民族の覚 醒を大いに掻き立て、中国国内政治の勢力図を塗り替えた。国内の二大政治勢力だった共 産党と国民党の力は、前者は大きく伸び後者は消えていった。抗日戦争の勝利は新中国と 旧中国との決戦を準備し、(抗日)戦争に勝利してわずか数年で、中国人民は革命の勝利を 勝ち取り、民族の独立を成し遂げた。

戦争は日本の歴史の転換点でもあった。日本のファシストが徹底的な敗北を喫し、日本 人民はここから自らに甚大な災難をもたらした軍国主義を排除し平和発展する新たな道を 歩みだした。戦争の終結は、日中両国に真に新たな平等関係を樹立する可能性をも与えた のである。

⁴² 『耳聞目賭』、53 頁。